



知識財産強国の韓国、
特許庁がお供致します。

2010知的財産白書

特許庁

目 次

第1篇 知的財産政策の概観

第1章 知的財産分野における国内外の動向と政策推進方向	37
第1節 知的財産分野の国内動向	37
1. 概観	37
2. 国内動向と知的財産政策の推進方向	38
第2節 知的財産分野の国際動向	41
1. 概観	41
2. 国際動向及び対応策	43
第2章 特許行政の戦略体系及び主要成果	48
第1節 特許庁のビジョンとミッション	48
第2節 ビジョン達成のための実践課題	49
1. 最高の知的財産行政機関KIPPO	49
2. グローバル知的財産協力の拡大	49
3. 一流知財権保有企業の育成	50
4. 知的財産の創出・活用の促進	50
5. 知的財産権の保護強化	51
6. 顧客及び成果中心の責任経営の実現	51
第3節 実践課題別2009年の主要成果	53
1. 最高の知的財産行政機関KIPPO	53
2. グローバル知的財産協力の拡大	54
3. 一流知財権保有企業の育成	55

4. 知的財産創出・活用の促進	56
5. 知的財産権の保護強化	57
6. 顧客及び成果中心の責任経営の実現	58

第2篇 最高の知的財産行政機関KIPPO

第1章 高品質審査・審判サービスの提供	61
第1節 特許・実用新案分野	61
1. 特許・実用新案審査の品質向上	61
2. 特許・実用新案審査のインフラ改善	71
3. 特許審査における国際協力の強化	78
第2節 商標・デザイン分野	84
1. 商標・デザイン審査の品質向上	84
2. 商標・デザイン審査のインフラ改善	93
第3節 審判分野	113
1. 審判品質の向上	113
第4節 審査評価制度の運営	116
1. 審査評価制度の運営	116
2. 審査品質の合理的な測定と管理	119
3. 優秀審査官、優秀審査部署などの褒賞	121
第5節 方式審査	126
1. 迅速・正確・顧客志向の方式審査	126
第6節 審査・審判人材の専門性向上のための教育強化	128
1. 実務中心の専門教育課程の運営	128
2. 特許庁の常時学習支援センター(KIPPOアカデミー)の構築・運営	130

3. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化	135
--------------------------------	-----

第2章 顧客志向の知的財産権制度の構築・運営

第1節 特許・実用新案分野

1. 顧客オーダーメイド型の特許法・実用新案法の施行	141
2. オーダーメイド型3トラック特許審査制度の導入	146
3. グリーン技術に対する超高速審査制度の導入	151

第2節 商標・デザイン分野

1. 商標法改正の推進	156
2. デザイン保護法改正の推進	159

第3節 審判分野

1. 口頭審理場所の多様化	161
2. 顧客オーダーメイド型審判処理制度の施行	162

第3章 知的財産の国家アジェンダ化

第1節 概観

第2節 知的財産の国家アジェンダ化の推進

1. 推進背景	165
2. 推進内容および成果	165
3. 評価および発展方向	168

第3篇 グローバル知的財産協力の拡大

第1章 韓国知的財産権の国際的な保護基盤の強化

第1節 先進5カ国間における特許協力活動の強化

1. 先進5カ国における特許協力の推進背景及び経緯	171
2. 先進5カ国特許庁長会合の成果及び主要意義	171
3. 先進5カ国体制の定着	173
4. 今後の推進計画	173
第2節 二国間及び多国間協力の積極的な推進	174
1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化	174
2. 知財権における二国間協力対象国家の多様化	178
3. 知的財産分野の多国間交渉での能動的対応	181
4. 南北産業財産権の交流協力の基盤強化	197
5. 知財権分野の貿易交渉対応	201
第3節 最貧国・発展途上国支援による国家品格の向上	205
1. 概観	205
2. 途上国支援のための世界知的所有権機関との協力	207
3. 途上国支援事業を通じた成熟なグローバル国家の達成	208
第2章 グローバル特許情報化の先導	213
第1節 グローバル特許情報化に向けた国際協力の強化	213
1. 国家間特許情報の交換・活用システムの構築及び運営	213
2. 主要国特許庁との情報化協力の強化	216
3. 国際機関との情報化協力事業の拡大	220
第2節 韓国型特許情報化システムの海外拡散	224
1. 特許システムの海外拡散	224
2. 知的財産権の情報化における技術標準制定への参加	228

第4篇 一流知的財産権保有企業の育成

第1章 企業の最強知財権確保に対する支援 233

第1節 IP-R&D連携戦略支援----- 233

1. 知財権中心の技術獲得戦略の推進..... 233
2. 先端部品・素材のIP-R&D戦略支援事業..... 239

第2節 標準特許の戦略的な創出の支援----- 245

1. 標準特許の分析及び戦略樹立事業..... 245
2. 標準特許DB構築事業..... 247

第2章 地域における知的財産競争力の強化 250

第1節 地域における知的財産権インフラの構築----- 250

1. 地域知的財産センターの運営..... 250
2. 地域知財権認識の向上及び制度の広報..... 255
3. 訪ねていく中小企業現場説明会の開催..... 259

第2節 地域における知的財産創出能力の強化----- 264

1. 特許情報総合コンサルティング..... 264
2. 地域ブランド価値の向上..... 281
3. 非英語圏ブランド開発支援事業..... 284
4. 中小企業の知的財産経営コンサルティング..... 294
5. 民間IP専門家派遣事業..... 305
6. 伝統産業のIP競争力向上..... 312

第3節 商標・デザイン情報の活用拡散----- 323

1. デザインマップの開発及び分析事業..... 323
2. 商標トレンド分析事業..... 329

第5篇 知的財産権の創出・活用促進

第1章 知的財産認識向上及び創出能力の強化 337

第1節 基礎・源泉特許の創出基盤の造成 ----- 337

1. 創意資本の育成 337
2. 大学・公共研究所の有望特許発掘及び事業化の支援 339
2. 特許管理専門家の派遣 342
4. 職務発明制度の定着促進 346
5. 大学・公共研究所の知的財産管理能力の向上 352

第2節 国家R&Dの効率化のための支援強化 ----- 356

1. 国家R&D特許技術の動向調査 356
2. 国家R&D特許成果管理 363
3. 知財権創出管理支援のためのR&D特許センターの運営 368

第3節 知的財産権政策強化の基盤作り ----- 373

1. 知的財産政策研究の強化 373
2. 知的財産政策研究インフラの構築 376

第2章 特許技術の取引及び事業化の促進 383

第1節 需要者中心の特許技術取引システムの構築 ----- 383

1. オン・オフライン特許技術取引市場の運営及びインフラの改善 383
2. 需要者中心の特許技術取引基盤の構築 391
3. 国有特許権の活用促進 393

第2節 優秀特許技術の事業化支援 ----- 399

1. 試作品製作支援を通じた事業化支援 399
2. 国際出願費用支援を通じた権利化支援 402
3. 特許技術価値評価に対する手数料の支援 405
4. 特許製品の販売ルート支援強化 410

第3章 知的財産専門人材の養成基盤の拡充 412

第1節	知的財産専門人材の養成体系の高度化	412
1.	知的財産に強い大学(院)人材の養成	412
2.	企業・大学間の新しい産・学協力プロジェクトの推進	422
3.	企業などの知的財産専門人材育成	434
4.	弁理士研修制度及び情報公開制度の推進	440
5.	知的財産経営ノウハウの共有・拡散のためのKINPAの設立・運営支援	444
第2節	未来の知的財産専門人材の育成	449
1.	IP-基盤次世代英才起業家の育成	449
2.	学生発明教育に対する総合支援体系の構築	452
3.	発明教育センター教育運営の充実化	466
第4章	国民における知的財産認識の向上	469
第1節	発明振興行事の開催	469
1.	第44回「発明の日」記念式の開催	469
2.	特許技術賞の受賞	472
3.	発明特許・商標・デザイン大展及びソウル国際発明展の開催	474
第2節	女性発明振興活動の展開	476
1.	女性発明家の底辺拡大及び知的財産認識の向上	476
2.	女性発明の事業化支援	480

第6篇 知的財産権の創出・活用促進

第1章	国内知的財産保護システムの定着	486
第1節	国内知的財産権の保護活動の強化	486
1.	偽造商品に対する合同取締りの実施	486
2.	偽造商品の通報褒賞金制	489

3. 知的財産権の保護のための広報及び教育の強化	491
4. 民官共同知的財産権保護体系の構築	494
第2節 小企業・個人発明家保護のための支援強化	496
1. 特許法律救助事業の推進	496
2. 公益弁理士特許相談センターの運営	497
3. 産業財産権における紛争調停制度の充実化	499
第3節 新知的財産件の保護強化	502
1. 企業の営業秘密保護のための認識向上	502
2. 半導体配置設計権の保護及び半導体設計財産の振興	504
第2章 海外知的財産保護体系の構築	522
第1節 海外での韓国企業の知的財産権の保護の強化	522
1. 海外知的財産の保護の必要性	522
2. 国内・外の知的財産侵害の実態調査	523
3. IP-DESKの運営	530
第2節 企業の国際特許紛争対応能力の向上	533
1. 国際特許紛争事業	533
2. 国際特許紛争予防事業	537
3. 知財権訴訟保険事業	545

第7篇 顧客及び成果中心の責任行政の実現

第1章 顧客中心サービス体制の構築と運営	548
第1節 顧客志向のサービス提供	548
1. 顧客志向の手数料体系改編	548

2. 出願・登録分野の特許行政制度の改善	550
3. 出願Expert System構築	553
4. 顧客と共にする請願サービス・制度の改善	556
第2節 顧客感動電子請願サービスの提供	560
1. 24時間体制の電子請願サービス支援	560
2. ホームページ(特許路)を通じた電子出願書サービスの支援	569
3. 顧客指向型特許情報検索サービス(KIPRIS)の運営	571
4. 知的財産権判例情報の統合検索サイト構築	574
5. 開放型知的財産権の情報共有システム(KIPRIS Plus)構築	576
第2章 特許ネットシステム高度化で特許行政サービスの品質向上	579
第1節 未来型特許情報システムの構築	579
1. 特許情報システム改善の推進	579
2. 未来型検索システムの構築	582
第2節 特許情報システム改善および運営	586
1. 特許ネットシステムの委託運営	586
2. 業務活用中心の知的管理システム(KOASIS)運営	588
第3節 特許情報DB構築	592
1. 情報データ拡大および管理	592
2. 韓国特許英文抄録発刊および普及	599
3. 公報発刊および普及	602
第4節 電算装備の運営および維持	605
1. 特許ネットシステム基盤インフラの高度化	605
2. 利用者支援顧客満足度の向上	608
3. 情報保護管理体制の強化	610

第3章 企業型責任経営システムの定着 613

第1節 成果主義文化の内在化 ----- 613

1. 特許庁の成果管理制度の概要 613
2. 成果主義文化の定着 616

第2節 変化管理の推進 ----- 620

1. 提案活動の活性化 620
2. 創意実用的な組織文化活動の展開 624

第8篇 出願、審査・審判、登録分野の動向 及び見通し

第1章 国内出願分野 633

第1節 産業財産権全般 ----- 633

1. 産業財産権の出願動向 633
2. 外国人の出願状況 634
3. 法人及び個人別の出願状況 635
4. 女性及び学生の出願状況 636
5. 代理人有無別の出願状況 637
6. 主要国(米国、日本、中国、EPO)の特許出願状況 638
7. 韓国の主要国(米国、日本、EPO、中国)に対する特許出願の状況 639

第2節 権利別・産業部門別の出願状況 ----- 640

1. 特許・実用新案登録の出願 640
2. デザイン登録の出願 641
3. 商標登録の出願 641

第3節	公的機関および大学の特許出願	643
1.	公的機関の特許出願	643
2.	大学における特許出願状況	644
第4節	自国民・外国人の地域別・業者別の出願状況	646
1.	自国民の出願状況	646
2.	外国人の出願現況	647
第2章	PCT及びマドリッド国際出願分野	650
第1節	世界PCT国際出願	650
1.	全世界におけるPCT国際出願の状況及び展望	650
2.	韓国のPCT国際出願状況と見通し	652
3.	国際調査・国際予備審査の状況及び見通し	657
4.	PCT国際出願の韓国の国内段階への移行状況及び見通し	661
5.	制度の変更事項	662
第2節	マドリード国際商標出願	664
1.	世界の国際商標出願状況	664
2.	国内本国官庁の国際商標出願状況及び見通し	667
3.	国内指定国官庁の状況	670
4.	制度及び業務システムの改善	672
第3章	登録分野	673
第1節	産業財産全般(前半)	673
1.	産業財産権登録動向の概要	673
2.	2009年度の登録細部状況	673
第2節	年次登録	684
第3節	存続権利の状況	685
第4節	国際商標(マドリッド)登録の状況	686

第4章 審判分野	687
第1節 総括 -----	687
第2節 特許及び実用新案 -----	689
1. 特許出願の審査	689
2. 実用新案出願の審査	691
3. PCT国際調査及び予備審査	693
第3節 商標及びデザイン -----	694
1. 商標登録出願の審査	694
2. デザイン登録の出願審査	696
3. 異議審査	698
第5章 審判分野	699
第1節 審判請求及び処理の状況 -----	699
1. 権利別の審判請求及び処理件数状況	699
2. 審判請求人別の審判請求現況	701
3. 自国民・外国人間当事者系審判請求の現状	703
4. 国内企業?外国企業間審判請求現況	704
5. 中小企業・大企業間の審判請求の現状	705
6. 審判処理期間の現状	705
第2節 特許法院への訴え提起及び判決状況 -----	706
第3節 大法院への上告提起及び宣告状況 -----	707

付録

1. 歴代庁長	709
2. 機構定員及び予算状況	710

3. 特許庁所管の法令状況	713
4. 2008年の主な報道記事内容及び庁長の広報活動.....	714

表目次

<表 I -1-1> 韓国産業財産権出願の推移.....	38
<表 I -1-2> 主要国の産業財産権出願の推移(左下)	39
<表 I -1-3> PCT国際特許出願の推移(右下)	39
<表 II -1-1> 審査パート制の構成状況.....	63
<表 II -1-2> 審査官等級別の昇級基準及び意思決定の権限	66
<表 II -1-3> 専門職位指定対象の技術分野(合計33分野)	68
<表 II -1-4> 最近5年間の協議審査の状況.....	69
<表 II -1-5> 先行技術調査専門機関の指定状況	72
<表 II -1-6> 先行技術調査事業の推進実績.....	72
<表 II -1-7> PCT国際出願先行技術調査事業の推進実績	73
<表 II -1-8> 国際特許分類事業の年度別推進状況	74
<表 II -1-9> 審査官新技術教育事業の推進実績	75
<表 II -1-10> 伝統知識DB構築事業の推進経過及び推進実績	77
<表 II -1-11> 国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況	78
<表 II -1-12> PCT国際調査の依頼状況.....	79
<表 II -1-13> 韓国がPCT国際調査サービスを提供している国家	79
<表 II -1-14> 共同先行技術調査プログラムの施行状況	82
<表 II -1-15> 商標デザイン審査品質の向上推進体系	85
<表 II -1-16> 2009T&D EXCEL Planの推進体系	86
<表 II -1-17> 2009 T&D EXCEL Plan 推進課題の状況	87
<表 II -1-18> 2009商標デザイン外部専門家招聘講演の実施状況	89
<表 II -1-19> 2009商標デザイン審査及び検索ノウハウ発表テーマの状況 .	90

＜表Ⅱ－1－20＞2009年度商標・デザイン顧客満足度の調査結果	91
＜表Ⅱ－1－21＞商標デザイン分野の審査実務関連の教育実施状況	96
＜表Ⅱ－1－22＞商品審査の 専門教育 課程の新設(研修院、 教育日数 3日)	96
＜表Ⅱ－1－23＞デザイン理解専門教育課程の新設(研修院、教育日数2日) ..	97
＜表Ⅱ－1－24＞商標・デザイン審査官の現場教育の実施状況	99
＜表Ⅱ－1－25＞形態分類前後の審査資料の比較(携帯電話H3-301の場合) ..	107
＜表Ⅱ－1－26＞商標調査分析事業の活用率.....	109
＜表Ⅱ－1－27＞デザイン審査資料の保有状況(2010年4月現在)	111
＜表Ⅱ－1－28＞審判院の審決に対する提訴率の状況	115
＜表Ⅱ－1－29＞主要国における審査評価制度の運用状況	116
＜表Ⅱ－1－30＞2009年度優秀審査・審判部署褒賞の内訳	122
＜表Ⅱ－1－31＞2009年度検索優秀部署褒賞の内訳	122
＜表Ⅱ－1－32＞2009年度優秀審査・審判官個人部門褒賞の内訳	123
＜表Ⅱ－1－33＞2009年度検索優秀審査官褒賞の内訳	123
＜表Ⅱ－1－34＞2009年度優秀指導審査課長褒賞の内訳	123
＜表Ⅱ－1－35＞2009年度優秀指導審査パート長褒賞の内訳	124
＜表Ⅱ－1－36＞2009年度PCT優秀審査官褒賞の内訳	124
＜表Ⅱ－1－37＞方式審査処理期間の遵守率.....	126
＜表Ⅱ－1－38＞実務中心教育訓練の現状.....	129
＜表Ⅱ－1－39＞特許庁の常時学習センターにおけるコンテンツの提供状況(3 6の正規課程、2010年4月基準).....	134
＜表Ⅱ－1－40＞2009年 外国人 課程 教育 訓練の 運営 結果	137
＜表Ⅱ－1－41＞2010年国際セミナー及び外国人対象の教育	140
＜表Ⅱ－2－1＞年度別の補正却下決定件数.....	142

<表Ⅱ-2-2>事由別の補正却下決定状況(2007年)	142
<表Ⅱ-2-3> 年度別の審査前置特許決定件数	143
<表Ⅱ-2-4>優先審査の利用手続き.....	148
<表Ⅱ-2-5>審査猶予申請制度の利用手続き	150
<表Ⅱ-2-6>グリーン技術超高速審査制度の導入経過	152
<表Ⅲ-1-1>IP5の10大基盤プロジェクト.....	172
<表Ⅲ-1-2>2009年度二国間会議の合意実績	176
<表Ⅲ-1-3>韓国ODAの年度別推移及びODA/GNI比率	206
<表Ⅳ-1-1>2009年知財権中心の技術獲得戦略事業の成果	236
<表Ⅳ-1-2>知財権獲得戦略方法論の有用性評価	237
<表Ⅳ-1-3>2009年先端部品・素材IP-R&D戦略支援事業の支援状況	242
<表Ⅳ-1-4>2009年先端部品素材IP-R&D戦略支援事業の成果分析	242
<表Ⅳ-1-5>支援企業BP(Best Practice)事例	243
<表Ⅳ-1-6>2009年標準特許分析及び戦略樹立の結果	246
<表Ⅳ-1-7>2009年標準特許DB構築の内容.....	248
<表Ⅳ-2-1>運営主体別の事業遂行機関.....	252
<表Ⅳ-2-2>地域知的財産センターの設置運営状況	253
<表Ⅳ-2-3>地域知財権サポーターズの運営状況	256
<表Ⅳ-2-4>自治体における知的財産条例の制定状況	257
<表Ⅳ-2-5>地域現場説明会の開催状況.....	260
<表Ⅳ-2-6>年度別診断実績.....	264
<表Ⅳ-2-7>2009年特許情報総合コンサルティング	265
<表Ⅳ-2-8>2009年オーダーメイド型PMコンサルティングのセンター別推 進状況.....	268

<表Ⅳ-2-9>2009年特許スター企業の状況.....	277
<表Ⅳ-2-10>2009年地域ブランドコンサルティング支援事業の遂行結果	283
<表Ⅳ-2-11>非英語圏ブランド開発の状況	286
<表Ⅳ-2-12>2009年非英語圏ブランド開発支援事業の反応	293
<表Ⅳ-2-13>中小企業知的財産経営コンサルティングの主要内容	301
<表Ⅳ-2-14>知的財産経営コンサルティング支援を受けた企業の意見 ..	305
<表Ⅳ-2-15>2009年民間知的財産(IP)専門家派遣事業の成果事例	308
<表Ⅳ-2-16>2009年民間知的財産(IP)専門家派遣事業の支援モジュール	310
<表Ⅳ-2-17>地理的表示団体標章の支援自治体数	313
<表Ⅳ-2-18>伝統産業IP競争力向上の主要実績	314
<表Ⅳ-2-19>2009年度分析対象商品及び項目	330
<表Ⅳ-2-20>中国著名商標認定状況の例.....	333
<表Ⅳ-2-21>有名ブランドの中国ネーミング事例分析の例	334
<表Ⅳ-2-22>有名ブランドの中国ネーミング事例分析の例	334
<表Ⅴ-1-1>2009年マザーファンド組合の子組合及び創意資本投資計画 .	338
<表Ⅴ-1-2>研究開発費及び博士級研究人材の状況(2008年)	339
<表Ⅴ-1-3>特許出願件数及び占有率(2004年～2008年)	340
<表Ⅴ-1-4>2009年有望特許発掘及び事業化支援内容	341
<表Ⅴ-1-5>2009年有望特許発掘及び事業化支援事業の成果	341
<表Ⅴ-1-6>技術移転率の現状.....	343
<表Ⅴ-1-7>技術料収入の現状.....	343
<表Ⅴ-1-8>特許管理アドバイザー派遣大学	344
<表Ⅴ-1-9>特許管理アドバイザー派遣の成果	345

<表V-1-10> 近年の韓国の職務発明の推移	347
<表V-1-11> 職務発明補償の実施率.....	350
<表V-1-12> 企業形態別の職務発明補償の実施率	350
<表V-1-13> 出願件数別の職務発明補償の実施率(2009年)	350
<表V-1-14> 研究開発費の規模別の職務発明補償の実施率(2009年)	351
<表V-1-15> 職務発明補償の類型別実施率	351
<表V-1-16> 知的財産管理能力の評価項目	353
<表V-1-17> 知的財産管理能力の評価プロセス	354
<表V-1-18> 主要大学・公共研究機関の特許管理能力の点数(平均)	355
<表V-1-19> 2009年度の国家R&D研究企画/中間企画特許動向調査の支援状 況.....	358
<表V-1-20> 研究開発事業の課題選定/段階評価時の先行特許調査	360
<表V-1-21> 国家R&D特許成果のデータ整備の結果	364
<表V-1-22> 登録特許に対する専門家及びオンライン特許の評価結果 (20 04年～2008年)	365
<表V-1-23> 国家R&D特許成果の実態的検証の結果	366
<表V-1-24> 2009年研究室特許戦略支援の事業成果	369
<表V-1-25> 研究室特許戦略支援事業BP (Best Practice) の事例	370
<表V-1-26> 国際共同研究関連のBP (Best Practice) の事例	370
<表V-1-27> 政策研究委託の推進プロセス及び運営	374
<表V-1-28> 2009年知的財産政策研究委託のテーマ	375
<表V-1-29> 学術誌「知識財産政策」構成(例)	378
<表V-1-30> 知識財産政策研究会の内容.....	379
<表V-2-1> インターネット特許技術広場のDB構築状況	385

<表V-2-2>権利別技術移転の実績.....	388
<表V-2-3>類型別技術移転の実績.....	388
<表V-2-4>年度別国有特許権の保有状況.....	394
<表V-2-5>年度別国有特許権の実施状況.....	396
<表V-2-6>国有特許登録・処分補償金の支給状況	397
<表V-2-7>最近5年間の試作品製作に対する支援実績	400
<表V-2-8>最近3年間に支援された試作品の事業化実績	400
<表V-2-9>国際出願費用支援実績の細部内容	403
<表V-2-10>国際出願費用支援案件における登録率の状況	404
<表V-2-11>最近6年間の評価費用の支援実績	407
<表V-2-12>2009年技術金融連携の評価支援実績	408
<表V-2-13>最近5年間の発明評価結果の活用率	408
<表V-2-14>発明評価機関の指定状況.....	409
<表V-2-15>優秀発明品の優先購買推薦の実績	410
<表V-3-1>大学特許教育の支援状況.....	413
<表V-3-2>2009年1学期の学部及び大学院における講座開設運営支援の状 況.....	414
<表V-3-3>2009年2学期の学部及び大学院における講座開設運営支援の状 況.....	415
<表V-3-4>大学IPオーシャン公募展の部門別、携帯別の出品状況	418
<表V-3-5>大学IPオーシャン公募展の分野別の出品状況	418
<表V-3-6>全国大学発明コンテストの出品状況	418
<表V-3-7>全国大学発明コンテストの分野別の出品状況	419
<表V-3-8>全国大学発明コンテストの受賞状況	419

<表V-3-9>大学における知的財産教授教育の状況	421
<表V-3-10>コンテスト部門別の書面審査基準	424
<表V-3-11>コンテスト部門別の最終審査基準	425
<表V-3-12>2009年授賞内訳	426
<表V-3-13>2009年の細部推進日程	426
<表V-3-14>部門別の受賞状況	428
<表V-3-15>主要受賞大学及び最多応募大学の順位	429
<表V-3-16>参加企業及び公募物品の品目	431
<表V-3-17>デザイン公募展の受賞者の状況	432
<表V-3-18>2009年段階別の知的財産実務人材養成課程の状況	435
<表V-3-19>2009年国際知的財産実務人材育成事業の状況	436
<表V-3-20>支援内容及び条件	439
<表V-3-21>大学別のMIP過程の概要	440
<表V-3-22>1980年以後の産業財産権法令の改正現状	440
<表V-3-23>弁理士数により弁理士事務所の数	441
<表V-3-24>韓国弁護士と日本弁理士の研修制度の比較	442
<表V-3-25>韓国弁護士と日本弁理士の情報公開制度の比較	442
<表V-3-25>韓国弁護士と日本弁理士の情報公開制度の比較	443
<表V-3-27>CIPOの朝飯フォーラムの開催現状	447
<表V-3-28>発明教育の推進体系	449
<表V-3-29>発明教室の利用者状況	454
<表V-3-30>圏域別の発明教室	455
<表V-3-31>年度別の設置状況	455

<表V-3-32> 発明教室現代化の支援状況（2001年設置機関基準）	455
<表V-3-33> 市・道教育庁別発明教室の状況	456
<表V-3-34> 2009年発明教育研究会活性化支援事業リスト	459
<表V-3-35> 発明教育研究モデル学校の運営状況	461
<表V-3-36> 発明奨学生年度の別選抜者数	462
<表V-3-37> 発明英才教育の現状	465
<表V-3-38> 発明英才教育の現状	465
<表V-3-39> 2009年発明教育センターの教育課程の状況	467
<表V-4-1> 発明の日、最近5年間の主賓の臨席現状	470
<表V-4-2> 授賞の種類	472
<表V-4-3> 受賞マークの種類	473
<表V-4-4> 大韓民国発明特許・商標・デザイン大展及びソウル国際発明展 の成果内容の要約	475
<表V-4-5> 女性の産業財産権登録状況	478
<表V-4-6> 女性の産業財産権出願状況	478
<表V-4-7> 韓国の技術貿易の推移（1995年～2008年）	481
<表VI-1-1> 偽造商品の取締り現状（2004年～2009年）	486
<表VI-1-2> 主要品目別の取締り実績	487
<表VI-1-3> 商標・品目別の取締り現状（2009年）	487
<表VI-1-4> 類型別褒賞金の支給現状（2006～2009）	491
<表VI-1-5> 偽造商品取締り公務員の教育実績	493
<表VI-1-6> 特許法律救助事業の支援実績	497
<表VI-1-7> 支援対象者別の支援実績	497
<表VI-1-8> 相談類型別の相談実績	499

<表VI-1-9> 請願別相談実績.....	499
<表VI-1-10>最近10年間の産業財産権の紛争調停の現状	501
<表VI-1-11>年度別内・外国人別の設定登録の現状	505
<表VI-1-12>国家別の設定登録の現状.....	506
<表VI-1-13>機関別設定登録の現状.....	507
<表VI-1-14>技術別設定登録の現状.....	507
<表VI-1-15>第1分類別設定登録の現状.....	508
<表VI-1-16>大韓民国半導体設計大会の開催現状	509
<表VI-1-17>海外の半導体設計財産の流通関連機関の現状	512
<表VI-1-18>第2段階事業（2006年～2008年）推進実績	513
<表VI-1-19>創出促進システム構築事業の現状	516
<表VI-1-20>事業課題及び開発機関.....	516
<表VI-1-21>年次別の事業推進の目標.....	518
<表VI-2-1>知財権活用の対象地域.....	524
<表VI-2-2>知財権の事前予防活動の類型現状	525
<表VI-2-3> 権利・業種別の被侵害の現状	526
<表VI-2-4>被侵害の時期（年度別）	526
<表VI-2-5>被侵害の形態.....	527
<表VI-2-6>被侵害の発生国.....	527
<表VI-2-7>知財権を侵害された事由.....	527
<表VI-2-8> 侵害による損害の類型.....	527
<表VI-2-8>侵害による損害の類型.....	528
<表VI-2-10>国家別の国際特許紛争現状.....	534

<表VI-2-11> 外国企業との技術分野別特許訴訟件数 (2004~2009)	534
<表VI-2-13> 海外知財権保護セミナーの開催	537
<表VI-2-14> 中国人民裁判所の知財権侵害訴訟の統計 (第1審の受付件数)	543
<表VII-1-1> 特許顧客満足度の推移 (2005~2009年)	558
<表VII-1-2> 2003年に完了した主要改善事項	561
<表VII-1-3> 2004年に完了した主要改善事項	561
<表VII-1-4> 24時間体制の電子請願サービス	563
<表VII-1-5> 24時間体制電子請願サービスの段階別開通時期	563
<表VIII-1-6> 2006年度の主要推進内容	564
<表VII-1-7> 2007年の主要推進内容	565
<表VII-1-8> 2008年の主要推進内容	566
<表VII-1-9> 2009年の主要推進内容	567
<表VII-1-10> ホームページ(特許路)を通じたウェブ出願現状(2005.11~2009.12)	570
<表VII-1-11> 年度別の特許情報検索サービス(KIPRIS)の使用者現状	573
<表VII-1-12> 今後5年間の判例DB構築計画	576
<表VII-2-1> 2009年に完了した主要推進事項	580
<表VII-2-2> 最近の検索システム高度化推進経過	583
<表VII-2-3> 知的管理システム(KOASIS)の主要機能	589
<表VII-2-4> 特許および実用新案の検索DB構築現状	593
<表VII-2-5> デザイン検索DB構築の現状	594
<表VII-2-6> 商標検索DB構築の現状	595
<表VII-2-7> 2009年の特許文書電子化センターの書面書類電子化実績	596
<表VII-2-8> 2009年度のデータ管理センターの処理現状	598

<表Ⅶ-2-9> 韓国特許英文抄録DB構築の現状	601
<表Ⅶ-2-10> 韓国特許英文抄録CD-ROMの国内外配布機関	601
<表Ⅶ-2-11> 韓国特許英文抄録の検索回収(3年間)	602
<表Ⅶ-2-12> 2009年度の公報発刊件数.....	603
<表Ⅶ-2-13> インターネット公報メーリングサービス加入者およびメール 送信件数.....	603
<表Ⅶ-2-14> 現在確保された電算機および常用ソフトウェア現状	606
<表Ⅶ-2-15> 年度別の利用者支援現状.....	609
<表Ⅶ-2-16> 2008～2009の創意政策報告競演大会の運営内容	622
<表Ⅶ-3-1> ワークショップ モジュール プログラム	627
<表Ⅶ-3-2> 3庁舎アカデミー講演会の開催現状	628
<表Ⅷ-1-1> 過去5年間の権利別出願状況.....	633
<表Ⅷ-1-2> 自国民・外国人別の出願状況.....	634
<表Ⅷ-1-3> 法人・個人別の出願状況.....	636
<表Ⅷ-1-4> 女性及び学生の出願状況.....	637
<表Ⅷ-1-5> 代理人有無別の出願件数.....	637
<表Ⅷ-1-6> 主要国の過去5年間の特許出願状況	638
<表Ⅷ-1-7> 過去5年間の韓国の主要国に対する特許出願状況	639
<表Ⅷ-1-8> 産業部門別の特許・実用新案登録の出願状況	640
<表Ⅷ-1-9> 産業部門別のデザイン登録出願状況	641
<表Ⅷ-1-10> NICE分類別商標登録の出願状況	642
<表Ⅷ-1-11> 公的機関の特許出願状況.....	643
<表Ⅷ-1-12> 公的機関の多出願順位.....	643
<表Ⅷ-1-13> 大学における特許出願状況.....	644

<表Ⅷ-1-14> 大学における多出願順位.....	645
<表Ⅷ-1-15> 自国民の地域別出願状況.....	646
<表Ⅷ-1-16> 国内10大多出願企業の出願状況	647
<表Ⅷ-1-17> 外国(法)人の国籍別出願状況	648
<表Ⅷ-1-18> 外国人10大多出願企業の出願状況	649
<表Ⅷ-2-1> 韓国のPCT国際出願件数.....	653
<表Ⅷ-2-2> 国内多出願法人(企業)別のPCT国際出願状況	654
<表Ⅷ-2-3> 個人対法人のPCT国際出願状況	655
<表Ⅷ-2-4> 媒体別のPCT国際出願状況.....	656
<表Ⅷ-2-5> 言語別のPCT国際出願状況.....	657
<表Ⅷ-2-6> PCT国際調査用写本の受付け件数	658
<表Ⅷ-2-7> PCT国際予備審査の請求現況.....	659
<表Ⅷ-2-8> PCT国際調査機関の指定状況.....	660
<表Ⅷ-2-9> PCT国際出願の韓国の国内段階(指定官庁)への移行件数	661
<表Ⅷ-2-10> 2009年度世界10大多国際登録権利者及び多国際出願人	666
<表Ⅷ-2-11> 年度別の韓国の国際商標電子出願状況	668
<表Ⅷ-2-12> 2009年度の韓国10大国際商標多出願の状況	669
<表Ⅷ-2-13> 年度別の自国民の国際商標出願件数	669
<表Ⅷ-2-14> 2009年度韓国を指定した10大国際商標多出願人(海外)	671
<表Ⅷ-2-15> 年度別の外国人の国際商標韓国指定件数	672
<表Ⅷ-3-1> 過去5年間の設定登録状況.....	674
<表Ⅷ-3-2> 2009年産業部門別の特許・実用新案設定登録状況	675
<表Ⅷ-3-3> 2009年部門別のデザイン登録状況	676

<表Ⅷ-3-4> 2009年部門別の商標登録状況.....	676
<表Ⅷ-3-5> 2009年の個人・法人別登録状況	677
<表Ⅷ-3-6> 過去5年間の個人・法人別登録現状	678
<表Ⅷ-3-7> 2008年代理人有無別の登録現状	679
<表Ⅷ-3-8> 過去5年間の自国民・外国人登録現状	680
<表Ⅷ-3-9> 2009年市・道別登録現状.....	681
<表Ⅷ-3-10> 2009年外国の国家別設定登録現状	682
<表Ⅷ-3-11> 2009年自国内の多登録業企業現況	683
<表Ⅷ-3-12> 過去5年間の権利別年次登録現状	684
<表Ⅷ-3-13> 2009年の存続権利現況.....	685
<表Ⅷ-3-14> 2009年の国別国際商標(マドリード)登録現況	686
<表Ⅷ-4-1> 権利別の審査処理現況.....	687
<表Ⅷ-4-2> 特許1次審査処理の現況.....	689
<表Ⅷ-4-3> 特許審査終結処理現況.....	690
<表Ⅷ-4-4> 実用新案の1次審査処理現状.....	691
<表Ⅷ-4-5> 実用新案の審査終結処理現状.....	692
<表Ⅷ-4-6> 旧実用新案(先登録制度) 審査の現状	692
<表Ⅷ-4-7> PCT国際調査及び予備審査現状	693
<表Ⅷ-4-8> 商標登録出願の1次審査処理現状	694
<表Ⅷ-4-9> 商標登録の出願審査終結処理現状	695
<表Ⅷ-4-10> 国際商標登録出願の1次審査処理現状	695
<表Ⅷ-4-11> 国際商標登録出願の審査終結処理現状	696
<表Ⅷ-4-12> デザイン登録出願の1次審査処理現状	697

<表Ⅷ-4-13>デザイン登録出願の審査終結処理現状	697
<表Ⅷ-4-14>異議申請件数、異議申請率及び異議引用率	698
<表Ⅷ-5-1>権利別の審判請求現状.....	699
<表Ⅷ-5-2>権利別の審判処理及び前置登録現状	700
<表Ⅷ-5-3>審判請求人別の審判請求現状.....	701
<表Ⅷ-5-4>自国民・外国人間の当事者系審判請求の現状	703
<表Ⅷ-5-5>韓国国内企業・外国企業間の審判請求現状	704
<表Ⅷ-5-6>中小企業・大企業間の審判請求現状	705
<表Ⅷ-5-7>年度別の審判処理期間現状.....	705
<表Ⅷ-5-8>特許法院提訴及び判決現状.....	706
<表Ⅷ-5-9>大法院への上告提起及び宣告現状	707

目次

<図Ⅱ-1-1>CPR制度運営の流れ.....	71
<図Ⅱ-1-2>特許審査ハイウエーの概要.....	80
<図Ⅱ-1-3>『商品審査強化方案』の推進方向.....	92
<図Ⅱ-1-4>商品・サービス業分類体系の改編計画.....	92
<図Ⅱ-1-5>2009年商標(図形商標)分類事業における誤分類件及び誤分類率の推移.....	105
<図Ⅱ-1-6>公知デザイン審査資料の収集整備状況.....	107
<図Ⅱ-1-7>KIP0アカデミー(http://www.kipoacademy.net).....	133
<図Ⅱ-1-8>ASEAN特許審査官教育課程の資料写真.....	137
<図Ⅱ-2-1>特許審査基準をウェブでサービスするe-審査基準体系.....	145
<図Ⅱ-2-2>オーダーメイド型3トラック特許審査制度の概要図.....	147
<図Ⅱ-2-3>超高速審査の期間短縮効果の比較.....	154
<図Ⅱ-2-4>ソウル事務所中会議室の臨時審判廷で行われている口述審理.....	162
<図Ⅱ-2-5>オーダーメイド型審判プロセスの概要.....	163
<図Ⅱ-3-1>21世紀知的財産ビジョンと実行戦略の宣布.....	166
<図Ⅱ-3-2>21世紀知的財産ビジョン2020.....	166
<図Ⅱ-3-3>21世紀知的財産ビジョンと実行戦略で提示された10大主要課題.....	166
<図Ⅱ-3-4>国家競争力強化委員会の「知的財産強国の実現戦略」の主要内容.....	167
<図Ⅲ-1-1>南北産業財産権交流協力のアクション・プラン.....	200
<図Ⅲ-1-2>適正技術の実現事例.....	209

<図Ⅲ-1-3> YTNの東ティモールコーヒーブランド支援に関する報道	211
<図Ⅳ-1-1> 製品と技術に対するパラダイムの転換	234
<図Ⅳ-1-2> 知財権中心の技術獲得戦略の概念図	235
<図Ⅳ-1-3> 2010年知財権中心の技術獲得戦略事業の推進方向	237
<図Ⅳ-1-4> 知財権中心の技術獲得戦略事業の年度別推進状況	238
<図Ⅳ-1-5> 対日貿易状況及び知財権インフラの現状	240
<図Ⅳ-1-6> 先端部品素材のIP-R&D戦略支援プログラム	241
<図Ⅳ-1-7> 標準化機関別の標準特許DB構築計画	248
<図Ⅳ-1-8> 標準特許リスト提供の例示	249
<図Ⅳ-2-1> 地域別事業遂行機関の分布状況	253
<図Ⅳ-2-2> Happy CEOプロジェクトの循環体系	260
<図Ⅳ-2-3> 現場説明会の政策建議事業の類型	262
<図Ⅳ-2-4> 特許情報総合コンサルティングの推進段階	266
<図Ⅳ-2-5> 特許スター企業育成事業に対するマスコミ報道資料	276
<図Ⅳ-2-6> 中小企業知的財産経営コンサルティングの概要	295
<図Ⅳ-2-7> 知的財産経営ポータルサイト	297
<図Ⅳ-2-8> 特許管理S/Wの実行画面(例)	297
<図Ⅳ-2-9> 中小企業知的財産経営コンサルティングの満足度	298
<図Ⅳ-2-10> 中小企業CEOからのお礼状	299
<図Ⅳ-2-11> 知的財産専担人材及び職務発明補償比率の変化	300
<図Ⅳ-2-12> 事業推進の目標及び推進方向	301
<図Ⅳ-2-13> 知的財産経営コンサルティング支援を受けた企業のCEOインタビュー内容	304
<図Ⅳ-2-14> 民間知的財産(IP)戦略専門家派遣に対するアンケート調査の	

結果.....	306
<図IV-2-15> 中小企業知的財産経営コンサルティングの支援体系	307
<図IV-2-16> 2009年民間知的財産(IP) 専門家派遣事業の支援成果広報報道 資料.....	311
<図IV-2-17> デザイン参考証拠資料の状況(特許庁統計資料、2009年12月基 準)	323
<図IV-2-18> デザインマップの機能別開発例：メインページ、統計分析、 トレンド分析.....	325
<図IV-2-19> デザインマップの機能別開発例：イメージマップ、ポジショ ニングマップ、ブログ.....	326
<図IV-2-20> 2010年デザインマップワークショップ、2010年3月26日、特許 庁マルチメディア室.....	327
<図IV-2-21> オーダーメイド型サービスの提供及び産業群別の統計分析	328
<図IV-2-22> 2009年デザインマップ事業完了報告会	329
<図IV-2-23> 医療機器の年度別商標出願及び登録の推移	331
<図IV-2-24> 医療機器の出願人別出願及び登録の動向	331
<図IV-2-25> 医療機器の国家別出願及び登録の動向	332
<図IV-2-26> 医療機器の商標類似判断分析の例	332
<図IV-2-27> 医療機器の審判分析の例.....	333
<図V-1-1> 有望特許技術の発掘及び事業化	340
<図V-1-2> 知的財産事業化の協力ネットワーク	342
<図V-1-3> 職務発明制度のメカニズム.....	348
<図V-1-4> 国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援体系	358
<図V-1-5> 先行特許調査のプロセス.....	359
<図V-1-6> 課題選定/段階評価時の先行特許調査の推進体系	360

<図V-1-7>特許技術動向調査事業を通じた雇用創出効果	362
<図V-1-8>重要情報の選別及び時宜性の高い情報の提供	377
<図V-1-9>知的財産専門図書館の写真.....	380
<図V-1-10>知的財産情報サービスのシステム構成図	381
<図V-2-1>インターネット特許技術広場のホームページ	385
<図V-2-2>地域別巡回事業説明会の様子(釜山広域市)	401
<図V-2-3>最近5年間の試作品申請及び支援件数の推移	402
<図V-3-1>訪ねる大学知的財産教授教育(ソウル大)	422
<図V-3-2>2009年キャンパス特許戦略ユニバシアードの参加企業(36社)	427
<図V-4-1>第44回発明の日の国務総理挨拶(左下)	470
<図V-4-2>第44回発明の日における国務総理挨拶Ⅱ(右上)	470
<図V-4-3>第44回発明の日、授賞式.....	471
<図V-4-4>第44回発明の日、発明大王授賞	471
<図V-4-5>第44回発明の日、授賞式.....	471
<図V-4-6>第44回発明の日、発明大王授賞	472
<図V-4-7>2009上特許技術賞授賞式(左下)	473
<図V-4-8>2009下特許技術賞授賞式(右下)	473
<図V-4-9>開幕式(左下).....	475
<図V-4-10>授賞式(右下).....	475
<図V-4-11> MICE-IP統合コンサルティング支援センター(左下)	476
<図V-4-12> 展示場での製品説明(右下).....	476
<図V-4-13>経済活動参加率の推移.....	477
<図VI-1-1>偽造商品取締り	489

<図VI-1-2>知財権保護の認識向上のための広報活動	492
<図VI-1-3>知的財産権取締り公務員ワークショップ	493
<図VI-1-4>消費者団体との共同広報.....	494
<図VI-1-5>革新半導体設計財産権の創出促進システム	515
<図VI-1-6>Core-A Embedded Processorの構造図	520
<図VI-2-1>海外展示会の参加の際、注意事項の案内パンフレット	539
<図VI-2-2>米国の連邦控訴裁判所（CAFC）の控訴処理件数	540
<図VI-2-3>米国の産業分野別の特許紛争の動向	540
<図VI-2-4>米国の1審提訴裁判所別の紛争現状	541
<図VI-2-5>中国での専利権(特許権)VS商標権の侵害訴訟の受付件数 ...	542
<図VI-2-6>中国の商標関連の平均の訴訟費用	542
<図VI-2-7>知財権ニュースレター及び紛争情報DB	544
<図VII-1-1>方式審査の信号灯システム.....	551
<図VII-1-2>赤字表示による案内制度.....	552
<図VII-1-3>国家別/技術分野別の判例DB構築の現状	575
<図VII-1-4>分類別のDB構築現状.....	575
<図VII-1-5>サービス コンポーネント活用方法	577
<図VII-1-6>年度別の構築サービス現状.....	578
<図VII-2-1>特許ネットシステムのインフラ構成図	608
<図VII-3-1>特許庁の成果管理システムの特徴	613
<図VII-3-2>特許庁のBSC成果管理サイクル	614
<図VII-3-3>特許庁の成果評価運営体制.....	615
<図VII-3-4>個人成果管理の主要内容.....	617

< 図VII-3-5 > 公正な評価指数.....	618
< 図VII-3-6 > 提案総括管理プロセス.....	621
< 図VII-3-7 > 創意提案インキュベーションシステム	624
< 図VII-3-8 > 特許庁の変化管理プログラム体制	626
< 図VIII-1-1 > 過去5年間の出願推移.....	634
< 図VIII-1-2 > 主要国の過去5年間の特許出願推移	638
< 図VIII-2-1 > 世界PCT国際出願の状況.....	651
< 図VIII-2-2 > 2009年世界PCT多出願国の順位	651
< 図VIII-2-3 > 韓国のPCT国際出願状況.....	653
< 図VIII-2-4 > PCT国際出願の韓国の国内段階への(指定官庁)移行状況	662
< 図VIII-2-5 > 年度別の世界国際商標出願状況	664
< 図VIII-2-6 > 2009年度の10代多出願国.....	665
< 図VIII-2-7 > 年度別の世界国際登録状況.....	665
< 図VIII-2-8 > 2009年度世界10大指定国の状況	666
< 図VIII-2-9 > 年度別の韓国国際商標出願状況	667
< 図VIII-2-10 > 2009年度自国民の国際商標出願10大指定国の状況	668
< 図VIII-2-11 > 外国人の韓国を指定した国際商標登録出願状況	670
< 図VIII-2-12 > 2009年度の年度別外国人の韓国指定国際商標状況	670
< 図VIII-5-1 > 年度別の審判請求現状.....	700
< 図VIII-5-2 > 年度別の審判処理現状.....	701

第1編

知的財産政策の概観

第1章 知的財産分野における国内外の動向と政策推進方向

第2章 特許行政の戦略体系及び主要成果

第1章 知的財産分野における国内外の動向と政策推進方向

第1節 知的財産分野の国内動向

企画調整官 企画財政担当官室 行政事務官 クアック・ソンミ

1. 概観

知識の創出・拡散・活用が経済活動の中心となり、国富創出と競争力の元になる知識基盤経済にシフトしていくにつれ、情報・知識に基づいた無形資産が労働・資本など有形資産よりも重要な成長エンジンとして経済成長をリードしている。それによって、無形資産に対する投資が拡大し、知識活用度が高いサービス業の比重が増えつつある。また、既存の産業も知識を基盤とした高付加価値産業へとシフトし、新技術などの知識を活用した新しい産業が浮上しつつある。

特に無形資産の中で権利化された知的財産権を活用し収益最大化を追求することで、国家間・企業間の知的財産権をめぐる銃声なき戦争の時代が到来するといわれている。保護貿易の主要手段が反ダンピング提訴から特許侵害を根拠とした輸出入禁止など強力な国境措置へと変わりつつあり、標準競争で勝利した国家と企業は標準特許を基盤として市場を独占することになるが、敗退した企業は市場から退出されるか群小企業に転落している。そこで先進企業は核心知識の蓄積・開発・活用に集中する知的財産戦略を推進し、グローバル競争体制に対応している。即ち既存事業の収益を無形資産に集中的に投資することで持続的な高付加価値を創出し、特許・ブランド・デザイン権など蓄積された知的財産を積極的に活用して真似出来ない独自の事業領域を構築することで競争で優位を確保している。

また、情報通信技術の発展と急激な世界化によって、人材、情報、資本など主な生産要素の国際的な移動が自由になり、FTA締結などで国際貿易が増加したことで、グローバル市場における国家間・企業間の製品及びサービス競争がさらに激しさを増して

いる。

このような時期に知的財産を中心とした産業間・技術間の多様な融合現象が新規産業の形成及び発展の主な特徴として浮上していることから、高付加価値を提供する知識は競争における核心要素としてその重要性が日増しに高くなりつつある。

2. 国内動向と知的財産政策の推進方向

産業財産権出願の推移を通じて韓国の知的財産動向を見ると、2009年の特許出願件数は163,395件で前年比4.2%減少し、産業財産権全体の出願件数も354,846件で前年比2.1%減少したが、産業財産権出願は2005年以降世界4位水準を維持している。

<表 I-1-1> 韓国産業財産権出願の推移

(単位：件)

区分	2007年	2008年	2009年
特許	172,469	170,632	163,395
実用新案	21,084	17,405	17,141
商標	132,288	127,910	126,409
デザイン	54,362	56,750	57,901
計	380,203	372,697	364,846

また、韓国民のPCT国際出願は毎年持続的に増加し、2009年の場合前年比2%増加した8,066件で、米国、日本、ドイツに続いて世界4位を占め、国内及び国際出願共に世界的な水準を維持している。

＜表 I - 1 - 2＞主要国の産業財産権出願の推移(左下)

＜表 I - 1 - 3＞PCT国際特許出願の推移(右下)

(単位：千件)

(単位：千件)

区分	2006年	2007年	2008年	区分	2007年	2008年	2009年
中国	1,339	1,402	1,528	米国	54,086	53,521	45,790
米国	800	861	898	日本	27,744	28,744	29,827
日本	592	588	553	ドイツ	17,818	18,428	16,736
韓国	372	380	373	韓国	7,061	7,908	8,066
ドイツ	204	212	204	フランス	6,568	6,867	7,166

このような産業財産出願の量的な成長とともに韓国は製造業中心の高度成長を通じて世界13位の経済規模を確保することで先進国入りのための基盤作りには成功したものの、先進国の技術力と発展途上国の原価競争力の狭間で苦勞している。また、技術革新を通じた国家競争力を強化するためにR&D投資を拡大した結果、GDP対比総研究開発比重は世界5位の水準(2007年、IMD)に到達したが、技術貿易収支の赤字規模は持続的に膨れ上がりつつある。特に、中国との技術格差が縮まりつつあり、将来対中貿易収支に対する懸念が増大しつつある。

この時点で、知的財産の重要性を改めて認識すると同時に、韓国経済が高付加価値構造へとレベルアップできる新たな成長エンジンとして知的財産を活用することで、韓国経済の成長潜在力を引上げられるよう知的財産の政策能力をさらに高めていく必要がある。

そのため、第一に、審査処理期間を16ヶ月以内に維持することで出願人の特許戦略に対する予測可能性を高め、先進国レベルの高品質審査・審判サービスで強い特許の創出を促すと同時に、顧客中心の合理的な知的財産制度を構築することで知的財産制度の先進化に向けて取り組むべきである。

第二に、グローバル知的財産協力を拡大し、知的財産先進5カ国(韓、米、日、EU、

中)間の審査協力体制を強化し、知的財産分野における二国間・多国間協力を積極的に推進することで国家間の審査業務協力の拡大及び知的財産の国際規範形成に積極的に対応しなければならない。

第三に、特許に強い一流知的財産保有企業を育成するため、企業が将来最強の知財権ポートフォリオ戦略が構築できるように支援し、世界市場における技術先占及び競争力向上のための核心・源泉・標準特許の確保方策を講じなければならない。

第四に、中小企業及び自治体、大学・公共研究機関などの知的財産能力を強化することで強い特許創出を支援し、将来新成長産業をリードしていく創意的な知的財産人材の養成及び企業が求める実務型知的財産専門人材を養成することで企業と国家の知的財産競争力を高める必要がある。

最後に、国内外における知的財産保護システムを構築すると同時に社会的な認識を高めることで知財権保護水準に対する国際的なプレゼンスの向上及び知財権尊重の社会文化を形成し、政府レベルで知的財産推進体系を革新することで知的財産を通じた国家競争力の強化を図るべきである。

第2節 知的財産分野の国際動向

対外協力顧客支援局 国際協力課 技術書記官 ユン・セヨン

1. 概観

20世紀政治中心の国際秩序体系が、21世紀に入ってから知識基盤産業を中心とした経済中心体系へと変わりつつある。これは1950～70年代に政治的な体制競争による軍事力の優位で超優越的な地位を享受していた先進国が、80年代から中進国・途上国の経済的な躍進によって経済的な危機を感じ始め、この過程で自国の経済発展を図りながら強大国としての地位も維持しようと、既存の資本や労働中心の経済体制を技術開発と知識中心の知識基盤経済へと、パラダイムそのものを変化させようとしたからである。ここには情報・通信技術の発達と同時に、WTOの設立という世界貿易環境の変化も大きく影響している。

経済中心の国際秩序体制の中で知的財産の重要性はさらに大きくなっている。これは知識基盤経済の下で富の創出と経済成長の源泉が天然資源、労働、資本など物的資源から科学技術、ブランド、デザインなど知的財産へとその中心が急激にシフトしているためである。先進国は特許権、商標権など知的財産権を市場独占の手段としてのみならず、後発側の市場参入そのものを封じる手段としても活用している。これによって知識と技術開発、そして知的財産をめぐる国家間の競争はさらにその激しさを増して展開されている。

国家間知的財産の先占競争はWIPO、WTO、APECなど多国間協議体を舞台にしても類似した様子で展開されている。即ち、各国は自国優位の国際知的財産権規範を創出するために尽力し、先進国と途上国間、各地域グループ間の利権を巡る対立も日増しに激しさを増している。同時に、工業生産品、農産物、サービス、知的財産権などを含む経済秩序の広範囲に至る自由化傾向もさらに広がりつつある。

従って、世界各国は知的財産権を国富創出の核心要素として認識し、国家競争力強化のための国家レベルでの知財権発展ビジョンを提示し、各種の知財権振興政策を開発・施行している。米国・日本及びEUなど先進国が国際特許(PCT)の大半を占めていることから分かるように、先進国は知的財産政策を持続可能な成長のための核心国家戦略として認識し、優秀な知的財産の創出と効果的な活用を通じた産業競争力の強化に力を入れている。発展途上国もまた知的財産戦略がなければ自国の経済成長にも限界があるということを認識し、知的財産の創出・活用に向けた自国のシステム構築に取り組んでいる。

また、知的財産権問題は重要な国家間の貿易問題となっている。先進国が発展途上国に対する通商圧力の核心手段として知的財産権を利用し、知的財産権が国際貿易摩擦の「主要問題」として登場すると同時に、各種FTAにおいても知財権が独立的な交渉分野となっている。

これとともに、先進国は自国の産業保護と後発国家に対する進入障壁を構築するため、貿易政策と連携して強力な知的財産保護政策を推進している。米国は2004年からS TOP(Strategy Targeting Organized Piracy)プロジェクトを推進し、最近の米貿易委員会の提訴件数においても知的財産権関連の提訴が絶対多数を占めている(2008年の全体提訴件数39件のうち、37件が知財権関連の提訴)。日本もまた2002年関税定率法を改正し、自国知的財産侵害物品の自国内輸入及び通関禁止措置を制度化している。

このように知的財産の重要性が高まるにつれ、世界中で産業財産権の出願が急増している。1960年代以降、出願が倍増する周期が急速に短くなっている[(1960年)95万件→(1992年)184万件→(1993年)279万件→(1996年)585万件]。最近は知的財産権の対象と範囲もまた急激に拡大されつつある。インターネットやバイオなど新産業関連の特許が急増し、非技術的なBM(ビジネスモデル)も特許対象として新たに登場している。また、地理的表示、伝統知識、公衆保健、民間伝承(フォークロア)なども新しい議論の対象となっている。

このような特許出願の増加は審査滞積の累積につながり、主要国は審査官の増員な

ど個別の努力とともにこれを国際的に解決するため、国家間審査協力(Work-sharing)を推進することになり、これは現在知財権国際社会においても主要問題として議論されている。2006年に特許審査ハイウェー制度が提案され、現在韓国を始め、日本、米国など全世界の14カ国が参加している。さらに、2008年には韓国、米国、日本、ヨーロッパ、中国など全世界の知的財産Top5国家間の審査協力体制であるIP5協力体制が正式発足し、2010年にはIP5体制が定着して5カ国間審査協力を拡大し、5カ国間審査環境を標準化していくための議論を活発に行っている。

また、知的財産権の出願が急増し始めた1980年代以降、知財権に対する権利保護意識が強まったことによって、国家間、企業間、個人間の知的財産権紛争が急激に増加している。特に、核心技術保有企業の特許攻勢が激しさを増し、高額のロイヤルティを要求している。それによって、特許侵害訴訟に敗訴した場合、莫大な賠償金を支払わざるを得ないケースが増え、源泉技術を保有した先発企業が特許プール(Pool)を形成し、後発企業の事業進出を事実上封鎖する現象も発生している。

知的財産権紛争の増加とともに特許侵害に対する国際的な監視もますます厳しくなっている。海外出願の急増により、権利化された海外特許を中心に現地における知財権侵害に対する広範囲の対策を講じているのである。EUの場合、韓国商工会議所に知的財産委員会を構成して侵害対策を講じている。また、米国貿易代表部は各国の知財権保護状況を調査するために代表団を派遣するなど、あらゆる外交圧力を行使している。また、米国、EU、日本など先進国は知財権を貿易交渉の主な手段として活用している。

2. 国際動向及び対応策

米国や日本、ヨーロッパなどの主要先進国は、知的財産を経済成長のエンジンとして認識し、知的財産行政体制の調整機能を強化している。

まず、米国は1999年9月国務部、商務部、米国特許庁など合計13の機関で構成された「国家知的財産権法執行調整委員会」(NIPLECC : National Intellectual Property

Law Enforcement Coordination Council)を設置し、各政府省庁と民間部門間の知財権協力・調整を強化している。また、2008年10月には同委員会を大統領直属の知的財産執行調整官として格上げすることを骨子とする法案を可決させ、知的財産を国家レベルで管理・調整している。

また、米国特許庁の主管で5年毎に国家知的財産政策及び戦略を樹立しているが、2002年「21世紀戦略計画(21st Century Strategic Plan)」を樹立したことに引き続き、2006年にこれを継承する「5カ年戦略計画(Strategic Plan 2007-2012)」を樹立・発表した。

米国政府は、このように国内では「21世紀戦略計画」に基づいた特許行政システムの革新を追及する一方、海外における違法コピー防止を通じて自国の知財権を保護するため、2004年10月に法務部、税関、国土安全部、特許庁など知財権関連の政府組織を網羅して「STOP(Strategic Targeting Organized Piracy)プロジェクト」を推進している。これは海外で自国の知財権を保護するために関連機関が共同で対応していくとする戦略といえる。

2009年スタートしたオバマ政権においても米国のこのような知的財産中心の政策はさらに強化され、気候変動及びエネルギー安保など国家的なアジェンダ解決においてもIPの役割を強化していくことを明らかにしている。同時に知的財産中心政策を通じてグリーン成長及び雇用創出にも貢献していくことを明らかにしている。

日本もまたいわゆる「失われた10年」から脱する方策として知的財産立国を選択し、知的財産の創出、保護、活用及び人材育成など4つの分野から50あまりの主要政策を盛り込んだ「知的財産戦略大綱」を2002年発表した。また、このような政策を推進するために「知的財産基本法」を制定し、総理室に「知的財産戦略本部(本部長：首相)を設置(2003)して関係省庁の施策を総合・調整し、知的財産推進計画を作成して推進していく核心機構として運営している。知的財産戦略本部は日本のほぼ全ての知的財産に関連する決定と方向を決めるくらい、実質的に運営されている。

また、日本は模倣品・海賊版対策を日本外交上の重要施策として定め、外務省内に「知的財産権侵害対策室」を設置し、「知的財産権侵害対応マニュアル」を作成して海外公館に配布している。また、関税定率法を改正して2003年4月から自国に輸入される特許権侵害物品に対応するため、「特許権侵害物品の通関保留申請制度」を運営するなど国内外における自国の知財権保護に努めている。

EUは加盟国間の統合的かつ戦略的な知的財産システム構築に力点を置いている。まず、「成長するヨーロッパのための議題」レベルから知的財産政策を推進している。EU理事会内の競争力委員会を中心に、知識基盤社会への移行を加速させるための政策の一環として、EU共同体知的財産システム整備のためのモデル制定を推進している。

また、ヨーロッパ革新スコアボード(European Innovation Scoreboard)を通じて加盟国間の知的財産創出及び活用水準を比較・管理しながら、第6次中長期革新計画(FP6、2002～2006)でIPR Guidelineを制定し、EUの研究開発事業に参加する参加者に知的財産権に対するアドバイスや支援を提供するために1998年からIPR Helpdeskを運営している。

EU加盟国もまた知的財産中心の政策を目指している。イギリスの場合、特許庁の業務領域に著作権業務を統合させ、イギリス特許庁をイギリス知財権庁(UKIPO)に拡大改編(2007.4)した。フランスは弁護士と弁理士の職役を統合する知的財産代理制度の改編方向を推進中である。

中国は呉儀副総理が2004年1月「知的財産権に対する戦略推進」を指示し、各界の議論を経て中国「国家知的財産権戦略制定委員会」を2005年1月に設立した。委員会は国務院所属23部署の主要責任者及び外部専門家で構成され、国家知的財産権戦略の樹立及び推進に関する役割を遂行している。強力な権限を持つ委員長である呉儀副総理が知財権に対する関心が高く、委員会活動を直接管掌しているため、同委員会は設置後短期間で効率的に運営されているものと評価されている。

このように米国、日本、EUなど先進国は対内的に自国の知財権創出及び保護のため

に努めると同時に、対外的にはWIPO、WTO、APECなど国際機関を通じて自国に有利になるよう知財権規範の統一化に向けて持続的に努力している。

韓国は1998年までは米国など先進国の知的財産保護強化の要求に対する消極的な対応体系の構築という、個別部処レベルでの知的財産政策だけ推進されてきた。

韓国は米国、日本などのような国家全体レベルでの知的財産政策方向を企画し、統合・調整できる機関が現在は存在しなかった。特に、1998年以後、特許庁、産業資源部など一部の部処を中心に知的財産の効率的な管理のための政策が推進され始めた。1998年に「特許裁判所」が設立され、2000年に「技術移転促進法」が制定された。また、2001年に特許法の「職務発明補償制度」が改正されたことがその代表例である。国際特許紛争及び模倣品侵害の急増などが主要懸案となり、2004年を前後にして国家科学技術委員会など政府レベルの協議体で知的財産政策が徐々に議論され始めた。韓国政府も知識基盤のグローバル競争体制に効果的に対応するため2009年9月29日第15回国家競争力強化会議で知的財産強国実現に向けた戦略を樹立した。同実現戦略では政府レベルで重点的に推進する課題として知的財産の経済・産業的な活用促進、グローバル水準の法・制度構築、インフラの先進化など3大分野を提示した。特許庁は2008年12月24日に産・学・官の知的財産関連15機関と共同で21世紀知的財産ビジョンと実行戦略を樹立し、知的財産強国に向けた青写真を構築した。また、2009年10月には国務総理室に知識財産戦略企画団を設置し、国家知識財産委員会の設立、知的財産基本法の制定などを政府レベルで推進している。

このような知財権分野の国際動向について韓国の対応方策を模索してみるとすれば、まず知財権分野の外交力を強化して現在進行中である知財権国際規範の形成に能動的かつ積極的に乗り出す必要がある。特に、主要国が知的財産に関する中長期総合計画を樹立して知的財産分野の競争力強化に邁進しているように、韓国も知識経済部、外交通商部などと共に知的財産の開発と振興のための長期マスタープランを作成し、政府レベルの業務推進方策を模索する必要がある。

特に、知識基盤経済になるにつれ国家知的財産政策における推進体系を強化する必

要性が出てきた。そこで韓国は国家知的財産戦略計画の樹立及び執行結果の評価、知的財産政策の総括企画・調整のための機構の設置根拠となる「知的財産基本法」の制定に向けて取り組んでいる。これを通じて知的財産と関連して散在している政府の力を統合する根拠を作り、知的財産政策に対する予測可能性と執行能力を向上させることが出来ると見られる。

また、米国の「21世紀戦略計画」などのような知的財産基本計画を樹立・発表し、年度別の推進細部計画を立てて一貫性のある知的財産政策を推進しなければならない。

国際的にはPCT制度、特許審査ハイウェー制度のような国家間審査協力制度の改革議論に積極的に参加する必要がある。また、特許法条約(PLT)、特許実体法条約(SPLT)のような国際的な知財権制度の統一化議論にも積極参加し、韓国企業に有利な方向に国際的知財権規範が形成できるようにしなければならない。

最後に、韓国の場合も知的財産保護に向けた努力をさらに強化していく必要がある。まず、海外における知的財産権侵害に効果的に対応するために海外現地での保護機能を強化すると同時に、体系的な侵害状況調査を実施しなければならない。また、海外に分散している様々な組織(KOTRA海外支社、国際機構派遣者、公共研究機関の海外支部など)と有機的な協力体制を強化し、現場中心の総合対応システムを構築することも優先的に進めていかなければならない。

第2章 特許行政の戦略体系及び主要成果

第1節 特許庁のビジョンとミッション

企画調整官 企画財政担当官室 行政事務官 クアック・ソンミ

知的財産基盤経済へシフトしていくことによって、先進国や主要企業は知識財産中心の戦略を推進し、企業と国家の競争力を高めてグローバル競争体制に対応している。米国は知的財産に重点をおく政策(Pro-Intellectual Property)を推進して企業の付加価値創出能力を最大化し、2007～2012年戦略計画を通じて品質中心の特許政策を推進した。また、2008年には「知的財産のための資源及び組織の優先化(Pro-IP)法」を立法し、国レベルで知的財産政策を推進している。日本の場合、経済危機克服のために2002年から知的財産立国政策を推進し、総理室主管の知的財産戦略本部を通じて知的財産基本法の制定、知的財産戦略大綱の推進などの知的財産政策を進めている。

韓国の場合、価格競争力を武器とする途上国からの追い上げと優れた技術力を持っている先進国の狭間で経験する問題を解決し、将来市場をリードする核心・源泉特許の確保を通じてグローバル競争力を強化するためには、製造業中心から知的財産基盤の高付加価値経済への転換が求められている。そのため、国レベルで知的財産を活用した高付加価値創出戦略を樹立し、知的財産基盤のR&D戦略で良質な技術を開発することで、韓国企業の知的財産競争力を強化していかなければならない。

このような知的財産に対する国内外の環境変化や知的財産と関連した多様な顧客からのニーズなどを反映し、特許庁は先進一流国家の建設に貢献できる知的財産ビジョンを設定した。「21世紀知的財産先進一流国家の実現」を長期ビジョンとして設定し、ビジョンの実現のに向けた「知的財産の創出・権利化・活用を促進し、保護を強化することで技術革新と産業発展に寄与」というミッションを打ち出した。実践課題として最高の知的財産行政機関のKIPO、グローバルな知的財産協力の拡大、一流知財権保有企業の育成、知的財産創出・活用の促進、知的財産権の保護強化、顧客及び成果中心の責任経営の実現を設定した。

第2節 ビジョン達成のための実践課題

企画調整官 企画財政担当官室 行政事務官 クアック・ソンミ

1. 最高の知的財産行政機関、KIPO

最高水準の知的財産行政機関として生まれ変わるため、特許庁は審査・審判サービス、知的財産制度など知的財産行政機関として求められる能力を世界最高水準まで引き上げ、国内外の出願顧客に対して最高のサービスを提供し、知的財産競争力を強化すべく努力した。

まず、世界最高水準の高品質審査・審判サービスを提供することで権利の安定性を確保し、不必要な知財権紛争を減らすことで活気のある市場経済への土台を構築するため努力した。そのため、審査・審判人材の能力強化、審査・審判インフラの最適化などを通じて高品質の審査・審判サービスで強い特許創出を促進し、グローバル水準の審査基準を設けることで審査品質に対する国際的な信頼度を高めることを目指した。また、グローバル競争社会に対応し、政府レベルでの知的財産政策推進のために知的財産を産業界、学界、政府など社会全体に係わる問題として取り上げ、知的財産にやさしい環境を造成すると同時に、知的財産政策を国家レベルのアジェンダとして格上げし、知的財産基本法の制定など知的財産行政体制を構築するための努力を傾けている。

2. グローバル知的財産協力の拡大

知的財産の国際秩序をリードする知財権先進国グループの一員として国家間特許審査協力及び国際的知的財産制度・システムの統一化議論に積極的に参加し、特許行政の効率性を高め、国際知財権保護環境を造成することを目指している。

特に、全世界の特許出願急増による国家間審査協力の必要性が増していることから、

日本、米国、イギリスなど主要国と特許審査ハイウェーを施行し、韓国・米国・日本・EU・中国の知的財産先進5カ国(IP5)間の協力体系構築を通じてIP5国家間で審査結果を相互活用する5カ国ワークシェアリング(Work-sharing)を推進し、国家間特許審査協力を段階的・戦略的に拡大した。また、WIPOなど多国間機関を通じた知的財産規範形成に積極的に参加してグローバル知的財産システムの発展を図ると同時に、知的財産保護強化に向けた二国間・多国間協力の強化を通じて海外に進出した韓国企業の海外知的財産権の保護を図った。

3. 一流知財権保有企業の育成

韓国は輸出主導型の産業化を通じて製造業強国として成長したが、主力産業における先進国に対する核心・源泉技術の依存度の深刻化、技術貿易収支における赤字規模の増加などによって新しい成長戦略が求められるようになった。そこで、特許庁は将来世界市場をリードしていく核心・源泉特許を確保した強小企業を育成し、高付加価値の創出能力、技術競争力、生産性の向上を図った。

そのため、未来市場動向の分析・予測を通じて核心・源泉技術に対する知財権先占を支援する知財権中心の技術獲得戦略事業を推進し、標準特許不足による技術貿易収支の赤字規模が大きいIT分野を中心に標準特許の戦略的な創出を支援した。また、中小企業の知的財産能力強化及び獲得支援などを通じて中小企業の知的財産競争力を強化した。

4. 知的財産の創出・活用の促進

韓国は2009年産業財産出願で世界4位を占める水準の量的な成長とともに、R&D投資の拡大によるGDP対比合計研究開発の比重が世界5位を占める水準に達したが、技術貿易収支の赤字規模が29億ドルに達するなど質的な面ではまだ不十分な水準である。そこで、特許庁は無形資産に対する投資を拡大することで成長潜在力を拡充すると同時に、知的財産創出産業を積極的に育成し、将来高付加価値の創出をリードしていく知的財産専門人材の養成を目指した。

そのため、知的財産の評価、取引、コンサルティングなど知的財産サービス産業を育成して知的財産の創出・活用を拡大し、大学・公共研究機関の知的財産力量強化及び創意資本(Invention Capital)を育成し、特許情報を活用したR&Dの効率化を図った。また、企業－大学－政府間の緊密なトライアングル協力体制を構築し、実務・事例中心の特許教育を通じて企業が求める実務型知的財産専門人材の育成を目指した。

5. 知的財産権の保護強化

知的財産権の保護はカントリーリスクを下げるるとともに持続的な技術革新、外資誘致を誘引することで国家競争力を強化する社会的な基盤となっている。しかし、2009年韓国の知財権保護順位は33位(IMD)に止まり、知財権保護水準に対する国際的プレゼンスは低いのが現状であり、韓国企業及び製品に対する信頼度が高まるにつれ海外に進出している韓国企業の知財権が侵害されるケースも頻発している。そこで、特許庁は知的財産保護のための先制的・総合的な対応で、知的財産権が尊重される先進社会、韓国の知的財産が保護されるグローバル環境を造成することを目指した。

そのため、官・民共同の偽造商品取締りを強化し、市民の知的財産保護に対する認識を高めることで先進型知的財産保護体系を構築した。また、IP-DESKを通じた海外知財権総合支援、国際特許紛争に対する事前・事後支援の強化を通じて輸出企業の知財権競争力を高めることを目指した。

6. 顧客及び成果中心の責任経営の実現

企業型中央責任運営機関である特許庁は、顧客からのニーズを反映した顧客中心の特許行政サービス体制の構築、成果主義文化の内在化を通じて顧客及び成果中心の責任経営を実現することでビジョン達成に寄与すべく努力している。

そのため、サービス手続きの簡素化及び手数料納付方法の改善、社会的な弱者のための支援強化などを通じて顧客感動サービス体制を構築した。また、成果・職務・力

量中心の成果管理、成果と補償体系を連携させた成果中心の組織運営、創意・実用文化の内在化を通じた需要者及び現場中心の組織文化定着など顧客及び成果中心の責任経営の実現を目指した。

第3節 実践課題別2009年の主要成果

企画調整官 企画財政担当官室 行政事務官 クァク・ソンミ

1. 最高の知的財産行政機関、KIPO

特許庁は世界最高レベルの知的財産行政能力を整えるために審査・審判品質の強化、顧客観点での審査処理期間の多様化、政府レベルで知的財産政策を推進するための推進体系構築など様々な努力を傾けてきた。

高品質の強い審査で強い特許を創出するために2008年「審査品質改革方案(EXCEL Plan: Examination Excellence Plan)」の樹立、2009年EXCEL Plan基盤の「審査品質管理総合対策」の樹立など、審査品質管理を持続的に推進している。また、審査業務における国際協力の拡大による審査品質の国際的な信頼を高めるため、特許要件審査基準をグローバル水準に向上させる努力も同時に傾けてきた。その結果、2009年の特許・実用新案分野における審査ミス率は1.3%に過ぎず、2007年対比19%が減少する成果を挙げ、特許審査処理期間も15.7ヶ月水準で米国(25.8月)、日本(28.5月)など主要国より迅速な審査処理サービスを提供した。また、画一的な審査処理期間の短縮から脱し、出願人の特許戦略によって「速い審査」、「一般審査」、「遅い審査」を選択するオーダーメイド型3トラック特許審査制度及びグリーン技術に対する超高速審査制度、オーダーメイド型3トラック審判制度、商標優先審査制度などを施行し、出願人が希望する時期に高品質の審査・審判サービスを受けられるようになった。

グローバル競争社会に対応して政府レベルでの知的財産政策を推進するため、産・学・官の13機関とともに「21世紀知的財産ビジョンと実行戦略」を立て、産業界、学界、市民団体などの17団体と「知的財産強国推進協議会」を発足させることで社会的に知的財産に優しい環境を造成した。これを基に13の部処と共同で国家競争力強化委員会に知的財産強国実現戦略を報告して知的財産政策が国家レベルでアジェンダ化するきっかけを作り、知的財産基本法制定など知的財産行政体制構築に向けた取組みを

進めた。

2. グローバル知的財産協力の拡大

特許庁は全世界的に出願が急増しつつある傾向に効果的に対応するため、知的財産5大強国と審査協力体制を構築し、二国間・多国間協力を積極的に参加すると同時に、最貧国・途上国に適合した知財権支援事業を推進することで成熟した世界国家としてのプレゼンスを高めようと努めた。

韓国・米国・日本・ヨーロッパ・中国の知的財産先進5カ国体制の構築(2008. 10、済州)以降、IP5間の長官会合を定例化し、分類、特許審査政策実務会議などIP5国家間の効率的な業務協力に向けた推進体制の構築など米・日・ヨーロッパの3極体制からIP5中心に拡大するよう努力した。特に、2009年特許庁はIP5国家の審査官が5カ国共同出願件の審査事例分析及び各国審査実務比較を通じて審査ノウハウを共有するIP5審査官ワークショップの開催(2009. 10、大田)に成功し、IP5国家間審査品質に対する信頼向上に貢献した。

一方の国で特許可能という決定が下された場合、相手国はその結果を活用して優先的に審査する特許審査ハイウェー制度をデンマーク、イギリス、カナダ、ロシアなど主要国と拡大・施行することで韓国企業の海外特許獲得にかかる時間と費用の節減に貢献した。同時に、先行技術の結果など審査情報を相互共有する韓・米戦略的迅速審査プロジェクト(SHARE)を通じて審査効率を高め、米国における韓国企業の特許獲得をさらに容易にした。

一方、特許庁は国際社会で知的財産先進国と浮上した韓国のプレゼンスに相応しい知的財産ボランティアキャンペーンを積極的に展開した。最貧国・途上国に生存型適正技術を普及し、途上国の優秀商品に対するブランド支援事業(「1村1ブランド事業」)などを推進し、途上国・最貧国に対する友好的な基盤を確保した。また、韓国の特許情報システムである特許ネットをインドネシアに輸出する基盤を構築し、グローバル知財権eラーニングコンテンツであるIP-パノラマアラビア語版を開発、アラブ諸国に

普及し、アラブ諸国の知的財産能力の向上及び知的財産協力を強化した。

3. 一流知財権保有企業の育成

知的財産競争で勝つためには有効な知的財産権を先占することが重要であるが、韓国R&Dの質的生産性はまだ不十分な状況であり、技術貿易収支の赤字規模が大きくなりつつある状況の中で、特許庁は将来市場をリードできる核心・源泉特許を保有した一流知財権保有企業を育成するための努力を続けてきた。

そこで特許庁は未来の市場動向を分析し、今後世界市場をリードする核心・源泉特許に対する知財権ポートフォリオの設計及び知財権獲得戦略を開発・提供する「知財権中心の技術獲得戦略」事業を推進した。2008年核心特許の確保が急がれる次世代半導体、ディスプレイ素材など4大分野のパイロット事業を通じて方法論の有用性が検証され、2009年4月「知財権中心の技術獲得戦略推進計画」を大統領主宰の国家科学技術委員会に報告し「国家R&Dを効率化させる事業」として議決された結果、同事業が本格的に推進された。そして、2009年には企業のニーズを反映し、太陽電池、IPTVなど19の技術分野における核心課題を拡大・推進し、2010年には新産業の創出効果が大きく、強みを持っている31の核心技術分野を選定して推進していく計画である。

また、対日貿易収支の赤字規模が大きい先端部品・素材分野の中小・中堅企業のR&D現場に「知的財産戦略専門家」を派遣し、R&Dの企画、遂行、完了などR&D段階に適したオーダーメイド型知財権ポートフォリオの構築を支援する「先端部品・素材分野IIP-R&D連携戦略」事業を推進した。2009年64社の企業を支援し、1社当たり平均8件の新規特許が出願され、1.6件のR&D課題を導き出す成果を挙げた。同時に、世界市場での技術先占及び競争力向上のために標準特許分析及び創出戦略支援事業を推進した。この事業は標準特許の創出が望まれる特定技術を対象に標準文書、論文、特許などを総合的に分析し、今後高付加価値の標準特許を創出する戦略を導き出すもので、2009年IPTV、4Gモバイル通信など2つの分野を対象に標準特許分析を推進した。

最後に、中小企業の知的財産競争力を強化し、知的財産経営の成功モデルを創出す

るため、特許庁の専門人材及び民間IP専門家を通じた水準別の知財権コンサルティング、非英語圏に進出する中小企業に対するデザイン・ブランド確保支援、自治体とのマッチングを通じた特許スター企業の育成など、現場中心及び需要者中心のオーダーメイド型中小企業支援事業を展開した。

4. 知的財産創出・活用の促進

知的財産の競争力を強化するため、自治体及び大学・公共研究機関の知的財産創出能力を強化し、知的財産投資活性化に向けた創意資本を育成すると同時に、高付加価値の知識基盤産業をリードしていく創意的な知的財産人材を育成するために力を入れた。

まず、地方自治体が知的財産の重要性を認識し、地域中小企業のための知的財産関連の施策を主導的に推進できるよう、自治体との協力を強化し、知的財産条例制定支援及び知的財産都市選定などを通じて知財権の創出・活用を支援した。また、15の広域市・道を対象に訪ねていく知的財産現場説明会を開催することで知的財産認識を高めるための努力を傾けた。

大学・公共(研)の有望特許技術の発掘及び事業化支援事業を推進し、優秀技術を選定した後、特許分析、戦略樹立、特許補強、特許技術の価値評価、需要企業の発掘及びマーケティングにいたる事業化段階まで支援し、大学・公共(研)の有望特許の活用を促進した。また、合計19の大学に特許管理専門家を派遣し、職務発明規定の整備、知財権管理プロセスの標準化、特許技術移転など大学の知的財産管理基盤を構築するために努力した。

知的財産の売買、ライセンスングを通じて収益を創出する海外特許管理会社の活動による国内企業を対象にした特許訴訟の増加、特許技術の海外流出の危険性などの問題を認識し、有望なアイデア・特許など知的財産の価値を高め、知的財産が活発に流通できる投資環境を作るため、韓国型創意資本(IC:Invention Capital)の造成を図った。官民共同の創意資本を造成するため努力した結果、2009年295億ウォンの創意資本

が造成され、この資本はアイデアや特許の買入、価値向上、活用などを行う特許管理会社に投じられる予定である。

将来の高付加価値知識基盤産業をリードしていく知的財産専門人材を養成するため、大学の実用的な特許教育を拡大し、企業－大学間の新しい産・学協力プログラムとして企業が特許戦略関連の問題を提出し、大学が答えを提示するキャンパス特許戦略ユニバシアードを開催した。2009年企業36社と大学80校から2,720チームが参加し、名実ともに大学・企業のopen innovationとして位置づけられた。また、IP基盤の次世代英才起業人を育成し、新成長産業を創出した創意的な人材を早期発掘・育成するために努力した。

5. 知的財産権の保護強化

特許庁は知財権を効果的に保護するために韓国知識財産保護協会を設立(2009年1月)し、偽造商品の流通・製造に対する直接的な取締りとともに、偽造商品の不法性と弊害に対する国民認識の向上及び広報活動を展開した。同時に、海外進出企業の知財権保護及び国際特許紛争支援システム構築のために努力した。

まず、自治体、検・警・放送通信委員会など知財権執行機関と連携し、オン・オフラインで偽造商品の製造・流通業者に対する厳しい取締りを行った。駅周辺、流動人口密集地域などを集中的に取締り、2008年より150%増加した2,849件を是正勧告し、122件を立件措置した。オンライン上の偽造商品販売行為に対し「オンライン24時間モニタリング」システムを構築・運営し、偽造商品の取引サイトを放送通信委員会に通報し、2009年130件のオンラインサイトを閉鎖措置した。

特許庁は偽造商品の違法性に対する政府主導の広報から脱し、消費者と密着した民間主導の新しい知的財産保護文化を作るために努力した。そこで「ブログ記者団の運営」、消費者団体と連携したキャンペーンを実施し、国民が常に接しているポータルサイトのインターネットバナー、地上波及びケーブルTV媒体の公益広告、地下鉄の電光掲示板及び高速鉄道(KTX)のモバイル放送など、偽造商品の追放を掲げたキャンペーン

を様々な形で展開した。

海外進出中小企業の現地知財権保護を支援するため、2009年中国瀋陽にIP-DESKを設置し、被侵害頻発地域を中心にアジア7つの地域にIP-DESKを運営し、現地出願及び侵害調査の支援、知財権関連の法律諮問など中小企業のIP現地支社としての機能を強化した。

Patent Trollなどによる特許紛争が増加したことで、海外進出企業の特許紛争可能性の分析及び特許紛争速報など紛争予防に関する支援と紛争発生後の特許交渉支援、対応特許発掘支援など紛争支援事業を展開し、韓国企業の国際特許紛争に対応するための事前・事後対応システムを運営した。また、特許紛争による企業の経営リスクを減らすため、民間保険会社と連携した知財権訴訟費用支援事業を推進し、2009年23社の企業に2億8千万ウォンの保険料を支援した。

6. 顧客及び成果中心の責任経営の実現

特許庁は企業型責任運営機関として顧客のニーズを反映した特許行政サービス体制を構築し、職員の専門性及び能力強化、業務方式の改善、実績と能力中心の人事運営などを通じて顧客及び成果中心の責任経営を実現するために努力した。

まず、特許庁は政府部処としては初めて自動振替で納付できる「手数料自動納付制度」、手数料の納付実績によって与えられたマイレッジでオーダーメイド型サービスを提供する「手数料マイレッジ制度」を導入し、手数料納付に対する出願人の便宜を図った。また、特許顧客相談センターの専門相談士による出願書類作成関連の迅速かつ正確な遠隔相談を支援する「出願Expert System」を運営し、個人出願人の出願書作成における悩みを解消し、出願書作成におけるミスを最小限に抑えるために努力した。

特許庁は審査・審判・政策分野で相互シナジー効果が発生し発展できるよう、上下の壁を崩して人材を適材適所に配置するシステムを整え、主務官に対しても固有業務を与えて職務能力を開発できるようにした。また、成果評価と人事制度を連携させ、

個人の力量と組織に対する寄与度を基に昇進などの補償を行うことで健全な競争文化の定着を目指した。また、新規政策の開発及び制度改善に職員からのアイデアを活用するため、創意政策報告会を開催した。内部知識管理システムに公募された提案に対して提案者が直接発表・説明する方式で行われるが、ここ2年の間、150件余りに達する制度改善及び新規政策課題が発掘・推進された。

このような持続的な努力の結果、2009年政府業務評価で優秀機関、政府業務成果管理水準診断で大統領賞、知識行政優秀機関大統領賞、情報公開大統領表彰、国家情報保護分野大統領表彰など様々な分野で高い成果を挙げた。今後このような成果を維持・発展させ、さらに優秀な特許行政サービスが提供できるよう努力する予定である。

第2編

最高の知的財産行政機関

KIPO

第1章 高品質審査・審判サービスの提供

第2章 顧客志向の知的財産権制度の構築・運営

第3章 知的財産の国家アジェンダ化

第1章 高品質審査・審判サービスの提供

第1節 特許・実用新案分野

1. 特許・実用新案審査の品質向上

電気電子審査局 特許審査政策課 放送通信事務官 キム・サンウ

イ. 推進背景及び概要

最近国際的な知的財産5強(IP5：米国、日本、ヨーロッパ、中国及び韓国)体制の具体化、国家間審査協力体制の導入などで、国家別審査結果に対する相互活用及び比較する機会が大きく拡大しつつある。また、外国企業がPCT国際審査を韓国に依頼する件数が2007年2,853件から2008年11,653件、2009年13,978件へと爆発的な増加傾向を見せていることから、国際社会が韓国特許庁の審査品質に注目している。このように変わりつつある国際的特許環境の中で、韓国が知的財産強国としてのプレゼンスを高めるためには全世界が認める高品質の審査サービスを提供しなければならない。

一方、国家間・企業間の特許紛争が増加し、その様子もまた複雑になるにつれ、過去外部からの特許攻勢に防御的に対応するため消極的な特許戦略を駆使してきた企業が特許を利潤創出の有用なツールとして認識し始め、市場確保、競争企業の牽制などに積極的に活用している。同時に、企業の特許戦略の鍵もまた既存の量から質へとシフトし、大企業の特許出願件数は2007年54,749件から、2008年46,951件、2009年38,706件と持続的な減少傾向をみせてはいるものの、国際的な競争力を備えた「強い特許」を確保するための企業の努力はさらに熾烈になりつつあり、それによって審査品質に対する関心も高まりつつある。

特許庁はこのような対内外的な環境変化と需要者からのニーズに応えるため、2008年第2期責任運営機関の発足と同時に特許審査の政策方向を既存の「審査処理期間の短縮を通じた速い審査」から「審査品質の向上を通じた高品質の審査」へと転換し、世界最高水準の審査サービスの提供を目標に多様な政策を樹立・施行している。

特許庁のこのような変化は技術競争力を備えた強い特許の安定的な権利化を支援することで不必要な特許で引き起こる消耗的な紛争による社会的な費用を減らし、さらに技術革新を通じた産業発展に寄与することにその目的があるといえる。同時に、これは国内外の出願人に先進国水準の高品質特許審査サービスを提供することで、最高知的財産行政機関としての韓国特許庁の国際的なプレゼンスを高め、今後到来するグローバル特許システムの構築において韓国がリーダー的な役割を果たせるための計画である。

ロ. 推進内容及び成果

1) 審査品質改革方案(EXCEL Plan)に基づいた審査品質管理対策の樹立・推進

審査品質の更なる向上のため、審査インフラ最適化、審査品質高度化、品質管理の効率化など3つの分野、39の細部課題で構成された審査品質改革方案(EXCEL Plan : Examination Excellence Plan)の課題を整備し、審査品質改革方案に基づいた審査品質管理総合対策を樹立・推進した。

審査品質改革方案(EXCEL Plan)の後続対策として、審査品質に直接関わる実践課題を設定し、それを重点的に推進する必要があるとあり、Worksharing、PPHの拡大などグローバル審査競争の到来に備え、新規品質問題に対する対策を講じる必要があった。

評価観点別の等級基準表を導入し、手続きの効率性、明細書解釈の正確性、検索の充実性、拒絶理由の一貫性、顧客志向性、出願手続きの適正性な6つの評価観点に区分し、各観点別に細分化して評価を遂行することで審査品質を高めた。観点別評価は審査品質を全体的に評価する6段階評価に比べて細部的な評価が可能な評価方式であり、

これを通じて審査品質の弁別力を高め、品質誘引機能を確保することができる。

審査パート単位の品質管理責任制を導入し、審査指導を通じた審査ミス予防効果の最大化を図った。審査課長には韓国一極同時出願に対する審査事例を分析・指導を担当させ、審査指導による審査品質点検日誌の作成業務を審査課長のみならず審査パート長にまで拡大・施行することで審査パート単位で審査品質管理に徹底を期するようにした。

2) 審査品質向上のための基盤構築及び運営

イ) 審査パート制

審査官の増加により、効果的に審査品質を管理し、類似技術分野に対する審査の一貫性と専門性を高め、業務処理速度を向上させるため、技術分野別に7人程度の審査官をグループ化して運営する審査パート制を2000年に試験的に導入し、2005年審査課長の決裁権を審査パート長に委任することから本格的に施行した。

2009年には最近のパート別人員の持続的な増加によるパート長の業務負担が重くなっていることを踏まえ、10の審査パートを追加で新設し、審査課(チーム)別に3~4つの審査パートを運営させ、その結果12月末基準で審査局内に合計100の審査パート(機械金属建設審査局28、化学生命工学審査局26、電気電子審査局22、情報通信審査局24)が運営されている。

<表Ⅱ-1-1> 審査パート制の構成状況

(2009年12月基準)

審査局	審査課	審査パート
機械	一般機械	一般機械、工作機械、産業機械
金属	自動車	自動車フレーム、自動車サッシュ、自動車部品
建設	運搬機械	運搬機械、物流システム、輸送システム

(9課)	原動機械	エンジン、燃焼装置、動力装置
	精密機械	計測機械、光学機械、試験機械
	空調機械	流体機械、空気調和、冷凍機械
	金属	合金、加工、処理・操作
	建設技術	住居環境、建築構造、水資源環境、基盤施設(新設)
	複合技術 1	微細特殊加工、ロボット/ゲーム、推進/制動制御
化学生命 (8課)	生命工学	遺伝子工学、生物工程、医療・衛生、生物分析(新設)
	化学素材	有機化学、高分子材料、無機化学
	精密化学	精密化学工程、精密化学製品、精密化学素材
	環境エネルギー	大気、水質/廃棄物、エネルギー/資源
	薬品化学	天然物医薬、製剤・化粧品、合成医薬、バイオ医薬(新設)
	繊維生活用品	繊維加工、繊維素材、生活用品
電気電子 (6課)	食品生物資源	食品保全技術、食品製造技術、生物資源
	複合技術 2	治療診断、粉体工程、セラミックス
	電気	電気制御、電気エネルギー、電気素子
	電子	電子応用、電子回路、印刷回路、電子機器(新設)
	半導体	半導体集積工程、半導体配線蒸着、半導体パターンニング、半導体エッチング工程(新設)
	電子商取引	電子商取引システム、ビジネスシステム、金融システム、太陽電池(新設)
情報通信 (7課)	ユビキタス	無人認識、センサーネットワーク、デジタルホーム、光ネットワーク(新設)
	複合技術 3	電子素子、医療機器、半導体パッケージ
	通信	通信端末、通信回路、通信システム、通信サービス(新設)
	情報	デジタル記録再生、光磁気記録・メモリ回路、データ処理システム(新設)

映像機器	映像駆動、映像素子、PDP
コンピュータ	コンピュータシステム、メモリ/インターフェース、無線システム
ディスプレイ	液晶駆動回路、液晶画像処理、OLED
デジタル放送	DTV、画像処理、放送装備
ネットワーク	スイッチングネットワーク、通信プロトコル、無線伝送、ネットワーク制御(新設)

審査パート長は先任審査官以上の書記官又は責任審査官として優秀な審査能力と優れたリーダーシップを備えた者の中から審査局長が任命し、審査課(チーム)長は課(チーム)内の審査パートのうち1つの審査パート長を兼任している。審査パート長は審査課(チーム)長に代わって決済を通じてパート内の審査管理業務を遂行し、その他にも所管の技術分野に対する特許要件の判断事項に対する研究及び討論、審査パート別の学習プログラムによる審査官教育などを主導している。

このように審査パート制の運営は、審査パート別の学習活動を通じて審査ノウハウを共有し、審査ミスを防止するなど審査品質の向上に貢献している。

ロ) 審査官等級制

審査官等級制は経歴審査官を優遇する文化を定着させることで審査官の士気を高めると同時に審査管理の効率性を高めることを目的として2001年1月から施行された。また、審査官の昇級に必要な資格要件及び昇級手続きを規定化し、2005年9月「審査官等級運営に関する規定」を制定し、2009年5月まで計7回にわたって改正を行った。それによって、審査官を審査経歴と審査能力によって首席審査官、責任審査官、先任審査官、審査官の4段階等級に区分し、業務生産性を高めるために等級別に意思決定権を差等して委任している。

具体的には、首席審査官は審査経歴9年6ヶ月以上の者で審判官課程などの教育課程

を履修させ、責任審査官は審査経歴7年以上の者で中堅審査官課程などの教育課程履修を義務付けた。また、前任審査官は審査経歴が4年以上の者でPCT審査基礎課程などの教育課程を履修した者が昇級できるように規定した。昇級手続きの透明性を確保するために、審査局の昇級審査委員会の推薦と特許庁次長を委員長とする特許庁昇級審査委員会の決定で昇級者を確定している。審査官等級別に委任された意思決定権限を見ると、首席審査官には最終処分以外の審査関連の通知事項に対する独自の決裁権を委任し、責任審査官には意見提出通知などの決裁権を委任し、前任審査官には優先審査申請書の補完指示などの決裁権を委任している。

一方、2009年5月改正された内容としては、審査官昇級の際に審査品質担当官室の審査評価の結果と他審査課(チーム)長の審査評価の結果を合計して審査局別に半期毎に選定する下位5%の審査官に該当する審査官は昇級対象から除外し、3回連続で下位5%審査官に該当した場合、等級再調整者として選定し、前任審査官も等級再調整の対象に含まれるようにした。

<表Ⅱ-1-2> 審査官等級別の昇級基準及び意思決定の権限

区分	経歴	教育履修	意思決定権限
首席 審査官	審査経歴 9.5年 以上	審査事例研究(Ⅱ)(必修)、審判官、審決・判例研究、特許訴訟事例、審決・判例深化課程の中から2つ	最終処分以外の 審査関連通知事項
責任 審査官	審査経歴 7年以上	審査事例研究(Ⅱ)(必修)、中堅審査官、訴訟遂行実務、外国の知財権制度、審判官、PCT審査深化課程の中から2つ	意見提出通知など
前任 審査官	審査経歴 4年以上	審査事例研究(Ⅰ)(必修)、PCT審査基礎、先行技術調査、知的財産権関連法、中堅審査官、S TN情報検索課程の中から2つ	優先審査申請書の 補完指示など

ハ) 審査官履歴管理カード

審査人員の増加で審査官個々人の審査業務成果を総体的に把握するのが難しくなってきたことから、審査官別の審査結果を要約・整理して統合管理するため、2006年から審査官管理履歴カードを構築・運営している。審査官履歴管理カードは担当審査官以外にも管理者であるパート長、課長、局長が閲覧可能で、内容を簡単に把握できるよう身元情報、審査評価、審査実績、審査品質、上司の意見などの項目で構成され、審決の細部履歴も参考資料として提供している。これを通じて全体的な審査業務成果が簡単に把握でき、技術分野別に審査の安全性と信頼性が確保できると同時に、審査の責任性及び自負心を高め、審査品質の向上に貢献できると期待される。

ニ) 審査業務管理カード

審査業務管理カードは審査官間の審査業務ノウハウを共有することを活性化するために導入された既存の審査ノウハウ集、業務引受引継カード、知識管理カードを統合することで、より活用性及びアクセス度の高い審査業務ノウハウの共有体系を構築するため2007年12月に構築された。担当技術分野の概要、出願動向、主要統計、先行技術検索のノウハウ、主要先行技術文献目録、業務参考資料など他審査官と共有できる項目で構成されている審査業務管理カードは、その他の資料では見ることのできない実務から直接体得した知識も記載されているため、実務中心の審査ノウハウの共有に重要な役割を果たしている。このように、審査業務と関連した多様な資料として活用できる審査業務管理カードは個人の経験・知識を蓄積し、共有することで特許審査品質向上の基盤を整えるのはもちろん、後任審査官の審査業務適応度向上にも大きく寄与している。

ホ) 審査報告書

最近審査官の審査処理量の増加により制度的に審査品質を高める必要性が増大したことで、2005年から審査報告書を導入した。出願番号など基本事項、先行技術調査文献、審査履歴、審査メモで構成された審査報告書は電算化作業を経て2006年から外部の先行技術調査結果物がある案件に限って制限的に運営されたが、2007年からは全て

の終結処理件を対象に全面的に施行した。2008年10月からは管理者による審査品質管理の効率性を高めるために審査報告書に「検索履歴」欄を新設し、審査官が審査に着手する時に特許決定件または記載不備とだけ拒絶理由を通知した件などに対し、自主的に検索履歴を記載するようにした。このような審査報告書の活用を通じて、審査官が検討した先行技術目録などで審査の適切性が簡単に判断できるだけでなく、審査官の責任を強化すると同時に自負心を高めることで審査の品質向上にも貢献している。

へ)特許審査分野の専門職位

特許審査分野の専門職位制度は特殊な専門性が求められたり、苦情多発または社会的問題として注目されたことで、業務重要度は高いものの忌避の対象となる技術分野を専門職位として指定し、審査熟練度を高めるための基盤を整えるために2009年4月から導入された。

全部で33の技術分野(機械金属建設審査局(9)、化学生命工学審査局(9)、電気電子審査局(7)、情報通信審査局(8))に対して専門職位を指定・運営し、専門職位の手当て支給及び人事上の加算点付与などの様々なインセンティブを提供している。このような特許審査分野の専門職位制度は審査官の能力開発及び長期勤務を誘導し、該当分野の業務遂行における専門性の画期的な向上を図ることができると期待される。

<表Ⅱ-1-3> 専門職位指定対象の技術分野(合計33分野)

区分	機械金属 建設審査局	化学生命 工学審査局	電気電子 審査局	情報通信 審査局
専門職位数	9	9	7	8
技術分野	国防関連の出願、変速機、半導体移送装置、無限動力など	細胞、ペプチド、燃料電池システム、OLED素子など	信号、呼出、警報システム、発光ダイオード、医療/診断機器、半導体露光など	無線伝送エラー制御、フラッシュメモリ、PDPパネル、プログラム制御など

ト) 協議審査制度

技術の発達及び融・複合の傾向で複合技術の出願が増加していることから、2000年3月から関連技術分野を専攻した審査官間の協議審査を制度化して運営している。協議審査のプロセスをみると、主審査官が協議審査の必要性を判断して副審査官を選定し、関連技術分野に対する審査を共同で遂行した後、共同名義で審査結果通知書を発送する形式で進められる。

最近の主要改正内容としては、2007年3月協議審査実績の換算点数を本審査遂行実績の20%から30%へと上方修正することで合理的な実績点数を与えた。また、2008年12月には技術分野別専門家DBを構築して審査の時に協議審査官目録を提供し、協議審査の内訳記載を義務付けるなど制度運営を充実化した。2009年1月には審査業務の生産性向上のために協議審査実績の換算点数を調整し、協議審査の時に主審査官の換算点数10%を削減するようにした。

<表Ⅱ-1-4> 最近5年間の協議審査の状況

2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
1,599件	2,683件	2,977件	2,705件	753件

ハ. 評価及び発展方向

全社的な審査品質改革方案の樹立及び推進を通じて「迅速な審査から高品質の審査へ」と特許審査政策方向のパラダイムを確実に転換させるきっかけを掴み、引き続き審査品質改革方案(EXCEL Plan)基盤の審査品質管理対策を樹立・推進することで審査品質向上のための体質改善に成功した。

今後、観点別評価をさらに強化することで審査品質を観点別に分析して評価の還流

機能を高め、審査官が審査能力を自己診断して改善できるように高品質の審査を誘導する計画である。

そして、審査品質向上のために運営中である制度も持続的に改善していく計画である。審査パート制はパート長の権限及び責任強化を通じてパート中心の実質的な審査管理ができるよう運営していく計画であり、審査官等級制は教育要件の改正などを通じて審査官が昇級できる機会をより多く提供し、首席・責任審査官など優秀なキャリア審査官に対するインセンティブを拡大していく予定である。

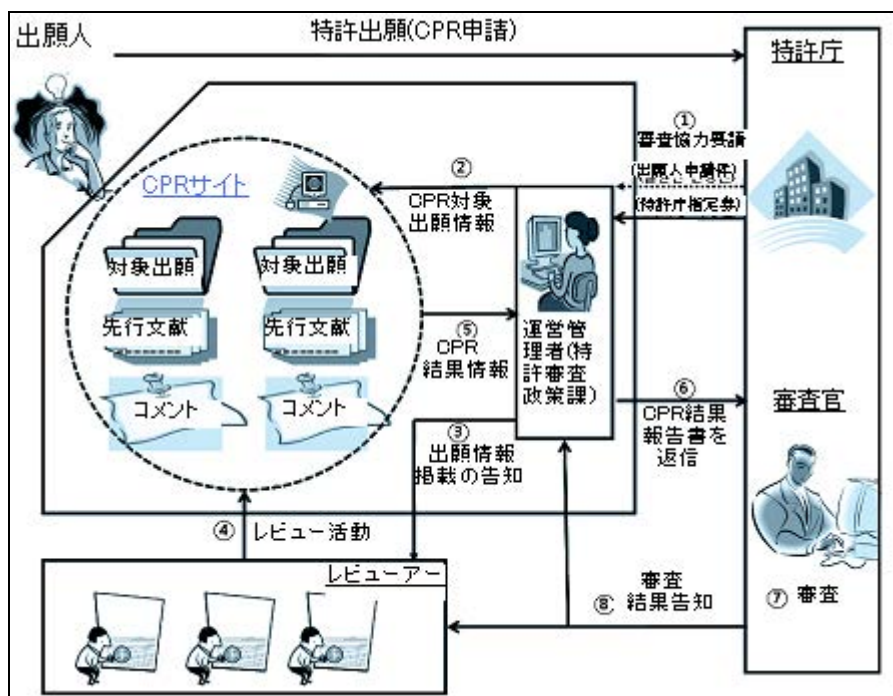
審査官履歴管理カードは審査官のための自己診断機能の実現、管理者のための品質管理機能の強化及びユーザー利便性向上の側面で改善する予定で、審査業務管理カードも形だけの記載を止揚し、審査ノウハウの蓄積及び持続的な発展を図るために技術単位別にウィキ方式の形で構築する予定である。

審査報告書はこれまでの活用成果を分析し、IP5情報化分野基盤課題である「検索戦略の共有及び文書化」課題との連携など今後活用可能性に対する追加検討を通じて改善事項を発掘していく計画である。

特許審査分野の専門職位制度は審査官の士気高揚を通じた審査専門性の向上のために弾力的に運営する予定で、協議審査制度に対しては協議審査件数の推移及び協議審査内訳記載の充実性などに対する持続的なモニタリングを通じて補完する計画である。

一方、限られた審査人員とDB情報の限界を克服するため、技術専門家が特定出願件に対して開陳する先行技術とコメントを審査官が審査の時に参考・活用するCPR(Community Patent Review)パイロット体系を構築して推進する予定である。特に、発展スピードの速い技術分野または源泉技術分野を中心に現業技術専門家と審査官間のパートナーシップの強化及びオープンネットワークの構築を通じて審査品質の向上に拍車をかける計画である。

<図 II - 1 - 1> CPR制度運営の流れ



2. 特許・実用新案審査のインフラ改善

電気電子審査局 特許審査支援課 技術書記官 チョン・ソンチャン

イ. 先行技術調査事業

特許庁は1992年から審査官の審査負担を減らすために特許審査業務の一部である先行技術調査を外部専門機関に依頼し、迅速な特許審査を支援すると同時に特許審査の品質を高める事業を推進している。

特許法第58条及び実用新案法第15条の規定によって、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して先行技術調査を依頼することができる。現在技術分野別の先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。

＜表Ⅱ－1－5＞先行技術調査専門機関の指定状況

技術分野 指定年度	機械金属建設	化学生命工学	電気電子・情報通信
1998	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院
2005	(株)WIPS	(株)WIPS	(株)韓国IP保護技術研究所
2006	-	-	(株)WIPS
2008	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション

*注：2009年12月、(株)韓国IP保護技術研究所が先行技術調査専門機関の指定取消を自ら要請してきたため、専門機関の指定が取消される。

先行技術調査事業は当該年度における審査処理件数の一定量を対象にアウトソーシングが行われている。2009年には約192億ウォンを投入して59,782件をアウトソーシング依頼した。

＜表Ⅱ－1－6＞先行技術調査事業の推進実績

年度	1992～2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
審査処理件数	1,055,698	151,793	180,432	240,665	143,554	109,313	105,507
調査依頼件数	208,210	78,080	78,824	80,825	74,432	78,593	59,782
調査依頼比率(%)	19.7	51.4	43.7	33.6	51.8	71.9	56.7
執行額(百万ウォン)	35,777	15,777	16,316	17,021	16,897	17,711	15,836

*注：アウトソーシング=(アウトソーシング件数÷審査処理件数)×100

同時に、2008年には先行技術調査専門機関間の調査品質の競争体制を強化するため、調査品質による調査量の差等配分比率を拡大し、国際出願先行技術調査のアウトソーシングを推進するための根拠となる規定を設けるなど、「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示第2008-20号)した。

さらに、2009年には特許及び実用新案先行技術調査報告書の文献に対する一部活用の際は評価点数を調査文献活用件数によって差等適用し、不良調査評価項目を審査官満足度項目で管理できるように「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正(特許庁告示第2009-45号)した。

一方、2009年には急増しつつある外国からのPCT国際調査依頼案件を適正期限内に処理し、PCT国際調査報告書の品質を高めるため、国際出願先行技術調査事業を推進した。PCT国際出願先行技術調査事業に約32億ウォンを投入し、5,672件を依頼した。

<表Ⅱ-1-7>PCT国際出願先行技術調査事業の推進実績

(単位：件、ウォン、百万ウォン)

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009	
審査処理件数	国内	2,902	3,630	4,462	5,802	6,148	5,699	
	外国	11	19	292	2,478	6,788	11,169	
アウトソーシング件数		※ 国際出願先行技術調査事業は 2009年から外国PCT国際調査の依頼件に 対して遂行					5,672	
アウトソーシング単価(ウォン)							568,000	
執行額(百万ウォン)							3,222	
アウトソーシング比率*(%)							50.8%	

*注：アウトソーシング比率=(アウトソーシング÷外国PCT審査処理件数)×100

ロ. 国際特許分類事業

国際特許分類(IPC)¹とは、「国際特許分類に関するストラスブール協定」によって制定された、国際的に統一された特許文献の分類体系であり、特許文献の分類と先行技術文献の検索、審査官業務の指定などに活用されている。

特許庁は特許分類審査官を指定し、特許庁内部で特許分類付与業務を遂行してきた

¹ International Patent Classificationの略字である。

が、2001年からは外部の専門機関に特許分類業務を依頼している。

特許法第58条及び実用新案第15条の規定に基づき、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して国際特許分類業務を依頼することができ、2000年に「国際特許分類付与専門機関の指定に関する運営要領」を制定して運用中である。

これにより、国際特許分類事業は2001年には「特許技術情報センター」が特許分類付与専門機関として指定され、分類事業を遂行し、2002年以降は「特許技術情報センター」から名称が変わった「韓国特許情報院」が遂行している。

国際特許分類事業は当該年度の出願件数全体を対象にアウトソーシングを行っている。2009年には約25億ウォンを投じ約266,790件(再分類49,500件を含む)を依頼した。

<表Ⅱ-1-8>国際特許分類事業の年度別推進状況

(単位：件、ウォン、百万ウォン)

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
依頼件数	153,377 (新規分類)	174,000 (新規分類)	177,500 (新規分類)	188,000 (新規分類)	225,310 (新規分類)	206,226 (新規分類)	194,097 (新規分類)
						92,680 (再分類)	77,602 (再分類)
単価 (ウォン)	8,010	8,250	8,500	8,680	8,870	9,050	9,270
						7,050	7,226
執行額 (百万ウォン)	1,228	1,435	1,508	1,631	1,999	2,519	2,357

2009年には2008年10月の米国特許文献再分類を代行するための韓-米特許庁間のMOU締結による後続措置として、米国特許文献の再分類事業(合計14,749件、単価15,750ウォン)を推進し、特許庁職員で構成されたIPC検証チームを運営することでIPC分類の一貫性を確保し、審査における質の向上を図っている。

ハ. 審査官新技術教育事業

特許出願の先端・複合化という流れに対応すると同時に審査官の技術専門性を高めるための体系的な教育システムが求められるようになったが、既存の審査官教育は特許法など法律中心の教育であり、審査官の新技術知識習得に向けた体系的な教育課程は極めて不十分な状態であった。

そこで、審査官の審査専門性を高めると同時に最終的には審査品質を高めるため、韓国科学技術院(KAIST)を事業主管機関として選定し、2006年4月から現場体験及び審査官に合わせた実習中心の教育プログラムを提供する審査官新技術教育を施行している。

2008年には従来IT分野に限定されていた新技術教育を機械金属建設、化学生命工学分野など全ての技術分野に教育課程を拡大し、特許庁先行技術調査専門機関の調査員もオーダーメイド型教育プログラムに参加させ、先行技術調査のアウトソーシング品質の向上を図った。

＜表Ⅱ－1－9＞ 審査官新技術教育事業の推進実績

(単位：百万ウォン)

年度	主要推進実績	所要予算
2006	・合計31の講座に448人の審査官が参加(デジタル伝送など27の正規講座、2つの連携講座及び2つの共通課程を運営)	380
2007	・合計28の講座に431人の審査官が参加(電子医療など27の正規講座及び1つの特別課程を運営)	380
2008	・合計37の講座に606人の審査官が参加(電子医療など34の正規講座及び複合技術3つの講座を運営)	700
2009	・合計66の講座に1069人の審査官が参加(薬品製造化学など44の正規講座及び追加講座4つ、知財権技術獲得戦略事業支援のための18講座を運営)	665

2009年には特許庁の核心事業の一つである「知財権中心の技術獲得戦略事業」の各技術分野に対するオーダーメイド型の新技術教育を提供して個別事業間の連携を通じたシナジー効果を最大にした。また、講義資料閲覧システムを構築し、教育結果物である講義資料などを入力することで、審査官の特許審査時の参考資料と常時教育のための体系を構築した。

ニ. 伝統知識DBの構築事業

生命工学の発展で伝統医薬知識及び遺伝資源の経済的・産業的重要性がますます高まっている。特に、米国が2000年8月「天然医薬品の産業化のためのガイドライン」を発表してから、中国・インドを中心に伝統医薬知識保護の動きがさらに活発化している。

これによって、2001年からWIPO政府間委員会(Intergovernmental Committee)を中心に伝統知識の用語・概念定義、伝統知識の保護、伝統知識の先行技術化方案などの議論が活発に行われている。

このように知的財産権の保護が先端科学技術分野のみならず、伝統知識(Traditional Knowledge)分野にまで拡大することによって、特許庁は韓国の伝統知識に対して外国人が国内外で特許権を取得することを防ぐため、韓国の伝統知識を国・英文DBで構築する事業を推進してきた。

特に、2008年4月にはPCT国際調査機関会議で韓医学・食品・薬学・生物分野の韓国主要伝統知識関連の学術誌47種で構成された韓国伝統知識ジャーナルがPCT最小限資料²として選定されるようにしたことで、韓国の伝統知識が国際的に保護される成果をあげた。

² PCT最小限資料(PCT Minimum Documentation):PCT国際調査機関が国際特許出願を審査する際、必ず用意しておいて検索しなければならない最小限の先行技術文献をいう。

2008年までは主に伝統韓医薬分野に限定してDBを構築したが、2009年からは伝統食品分野にまで拡大してDBを構築するために農村振興庁との協力の下で伝統郷土食品と自然染色など伝統農業生活と関連したDBを構築した。このようにこれまでの伝統知識DBの構築件数は312,764件である。

<表Ⅱ-1-10> 伝統知識DB構築事業の推進経過及び推進実績

(単位：百万ウォン)

年度	主要推進実績	所要予算
2004	・伝統知識DB構築のための情報化戦略計画(ISP)を樹立	45
2005	・韓医学分野の論文DBの8,100件を構築 ・各国の伝統知識保護体系及び活用戦略の比較研究	998
2006	・論文(14,052)、天然薬材(5,500)、伝統処方(20,100)、韓方病症(5,500)に対し、計45,152件のDBを構築 ・伝統知識DB検索システムのプロトタイプの開発	4,675
2007	・論文(1,559)、病症(7,000)に対して計8,559件のDBを構築 ・伝統知識DBの国・英文検索システム(韓国伝統知識ポータル、 www.koreantk.com)を開通	1,434
2008	・韓国伝統知識ジャーナルがPCT最小限資料として選定(2008. 4、2009. 1. 1. より効力発効) ・論文(1,649)、化合物索引(8,039)に対し、計9,688件のDBを構築	418
2009	・農村振興庁の伝統郷土食品及び自然染色など10,465件のDB構築	400

2009年には一般人が伝統知識DBに簡単にアクセス・活用できるようにし、関連分野の産業・学問のR&Dを促進するため、NAVERなど検索ポータルサイトで伝統知識検索ができるように特許庁の伝統知識DBを民間のポータル検索サービスと連携させた。また、英文化した伝統知識27,010件をWIPOの伝統知識ポータルに連携させる予定である。

3. 特許審査における国際協力の強化

電気電子審査局 特許審査支援課 技術書記官 キム・ビョンピル

イ. PCT審査サービス

PCT審査サービスはPCT国際調査機関及び国際予備審査機関として、PCT国際調査及び国際予備審査業務を遂行するサービスである。

国際調査業務は国際出願発明と関連した先行技術を検索し、これに対する特許性を検討し、その結果を出願人に提供する業務である。また、国際予備審査業務は国際調査結果を受け取った後、特許獲得の可能性を再び判断してもらおうとする場合、出願人の請求によって予備的な審査業務を遂行して、その結果を出願人に提供する業務である。

どの特許庁が国際調査及び国際予備審査業務を遂行するかは管轄の国際調査機関及び国際予備審査機関(通称「国際機関」とする)の中から出願人が選択することになる。

2009年基準で計17の国際機関があり、韓国特許庁は1997年9月国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を遂行している。

<表Ⅱ-1-11> 国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況

ヨーロッパ特許庁(1978)、米国(1978)、日本(1978)、スウェーデン(1978)、オーストラリア(1978)、ロシア(1978)、オーストラリア(1980)、中国(1994)、スペイン(1995)、大韓民国(1999)、カナダ(2002)、フィンランド(2003)、インド(2007)、ブラジル(2007)、ノルディック(2008)、イスラエル(2009)、エジプト(2009)

*注1：()は施行年度で、ノルディックはデンマーク、アイスランド、ノルウェーの連合特許庁である。

*注2：2009年12月末現在インド、イスラエル、エジプトは国際機関業務を未開始

韓国特許庁が1999年12月PCT国際調査業務を開始してから国際調査の依頼が急増し、2009年には前年比12.0%が増加した21,068件が依頼された。このうち、13,978件は外国出願人から依頼されたもので、7,090件は国内出願人による依頼である。

<表Ⅱ-1-12>PCT国際調査の依頼状況

(単位：件)

区分		2005	2006	2007	2008	2009
国内	英語	2,476	3,350	3,992	4,546	1,825
	韓国語	1,374	1,813	2,079	2,619	5,265
外国		20	735	2,853	11,657	13,978
計		3,870	5,898	8,924	18,822	21,068

2009年末基準で韓国が管轄国際機関としてPCT国際調査サービスを提供している国家は米国、インドネシア、シンガポールなど合計11カ国であり、特に米国のグローバル企業からPCT国際出願に対する国際調査の依頼が急増している。

<表Ⅱ-1-13>韓国がPCT国際調査サービスを提供している国家

フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、シンガポール(2004)、ニュージーランド(2005)、米国(2005)、マレーシア(2006)、オーストラリア(2009 予定)、スリランカ(2009)、タイ(2009)

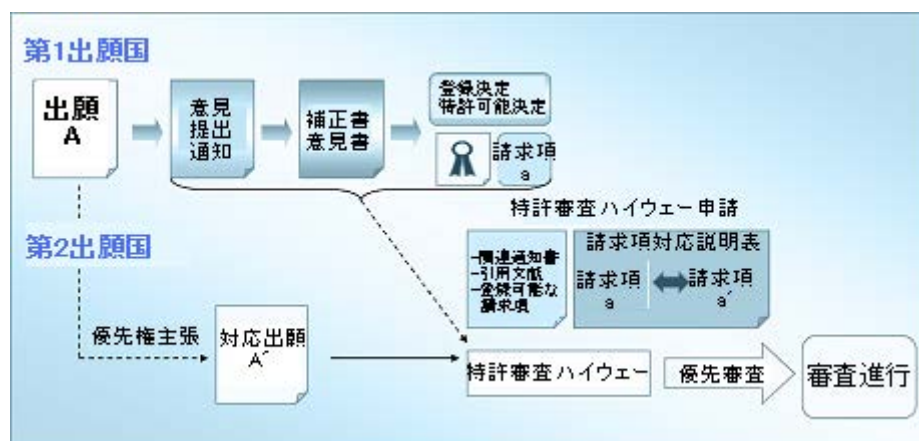
ロ. 国家間審査結果の相互活用

全世界の特許出願が着実に増加しているが³、特許出願の増加は特許庁の立場からすると業務処理の負担が増え、審査処理が遅くなり、発明家の特許権取得を遅延させる原因となる。

このような問題を解決するために主要国の特許庁は世界特許出願の中の相当数が複数の国家に共通的に出願されている点⁴に注目し、特許庁が相互の審査結果を活用すれば、審査品質を高めると同時に審査速度も速くなり、発明者はより迅速かつ少ない費用で特許が取得できるということに着目し、国家間特許審査結果の活用を積極的に推進している。

国家間で特許審査結果を活用するために様々な方案が議論されているが、現在韓国、日本、米国など主要国の特許庁は「特許審査ハイウェイ」を特許制度の一部として反映して施行中、または試験的に実施している。

<図Ⅱ-1-2>特許審査ハイウェイの概要



特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway、PPH) は両国に共通して申請され

³ 全世界の特許出願は884,400件(1985年)から1,599,000件(2004年)へと81%が増加(出処:WIPO Patent Report 2006)

⁴ 実例として2004年度APEC内の特許出願約125万件のうち、約30万件(24%)が重複特許出願、出処:WIPO Patent Report 2006に基づいて日本特許庁が推算

た特許出願に対し、先に出願した国から特許可能という審査結果を得た場合、もう一方の国はその審査結果を活用して、該当する特許出願を他の出願より速く審査(優先審査)する制度である。

韓国は2007年4月から日本と特許審査ハイウェーを実施中であり、米国とは2008年1月から1年間試験的に実施した後、2009年に韓-米特許審査ハイウェーを全面实施へと転換して施行している。

2009年にはデンマーク(2009.3)、イギリス(2009.10)及びロシア(2009.11)の順で特許審査ハイウェーのパイロットプログラムを施行することで特許ハイウェー対象国が計6カ国に拡大された。

このように韓国特許庁は国家間の特許審査結果の活用を通じた業務協力と審査品質向上のために特許審査ハイウェー対象国を拡大しつつある。さらに、今後も特許審査ハイウェーを始めとする国家間特許審査結果の活用議論はより積極的に展開されると見られる。

特に、韓-米の間では特許審査ハイウェーのみならず、両国の審査官が相互協力して特許審査を行う「戦略的審査処理(SHARE⁵)」という試験的なプロジェクトを2009年9月から施行することで、米国との戦略的なパートナーシップをより確固たるものにすると同時に両国間の審査協力を拡大していくための基盤を整えた。

ハ. 共同先行技術調査プログラム

共同先行技術調査プログラム(Joint Prior Art Search Program)は各国に共通して出願された案件に対して共同で特許審査を行うことで、特許庁間の審査品質に対する

⁵ SHARE(Strategic Handling of Application for Rapid Examination, 戦略的審査処理): 国家間の審査協力制度の一つで、両国に共通して同じ特許を申請した場合、先に出願した第1国がまず特許を審査し、後で出願した第2国は第1国の審査情報を活用して該当特許を審査する制度

信頼を確保し、今後審査結果を相互に認め合うための基盤を構築するプログラムである。

特許審査交流プログラムに参加する審査官は、両国に共通して出願された案件に対して事前に特許を審査した後、両国の特許庁を相互訪問し、審査結果に対して比較及び討議を行う一方、相手国の審査制度及び実務などを経験することで、他国の審査制度及び実務に対する理解を深めることができる。

韓国は2000年から日本との共同先行技術調査プログラムを始めとして、中国(2003年)、ドイツ(2006年)、オーストラリア(2007年)などと共同先行技術調査プログラムを施行している。

特に、2009年から米国及びイギリスと共同先行技術調査プログラムを新たに推進し、半導体、燃料電池、情報通信及び高分子化合物分野において両国の審査官が相手国を相互訪問し、共同で先行技術調査を実施した。

現在カナダ、ロシアなどとも共同先行技術調査プログラムの施行を議論中であり、今後対象国家はさらに拡大されていく見通しである。

<表Ⅱ-1-14> 共同先行技術調査プログラムの施行状況

年度	韓-日本	韓-中国	韓-ドイツ	韓-オーストラリア	韓-イギリス	韓-米国
2000	PDP	-	-	-	-	-
2001	有機化合物	-	-	-	-	-
2002	半導体	-	-	-	-	-
2003	ハイブリッド自動車	医薬	-	-	-	-

2004	電子商取引、 二次電池	無線通信	-	-	-	-
2005	医療・衛生、 半導体光素子	工作機械、 高分子化合物、 LCD、 電子商取引	-	-	-	-
2006	ロボット、 半導体	加熱調理機具、 車両部品、電気 接続装置、半導 体発光素子	コンピュー タ、LCD	-	-	-
2007	放送記録・再生、 建築材料	-	ディスプレ イ、半導体パ ッケージング	医薬品、 無線通信	-	-
2008	洗濯機、医薬品	空気調和機、 電気通信技術	内燃機関、 化学素材	-	-	-
2009	LCD駆動、 発電機及び電動 機、燃料電気	半導体、 医療機器	冷凍装置構 成、酵素測定、 LED、無線伝送	-	デジタル情 報伝送符号 化及び複号 化、高分子 化合物	半導体 燃料電 池

第2節 商標・デザイン分野

1. 商標・デザイン審査の品質向上

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ク・ジャグァン
商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ウォンギョ

イ. 推進背景及び概要

1) 高品質の審査サービス提供を推進

2009年度は第2期企業型中央責任運営機関の発足と審査パラダイムを「迅速な審査サービスの提供」から「高品質の審査サービスの提供」に転換してから2年目に該当する。そこで、特許庁では高品質の商標・デザイン審査サービスを提供するための審査品質の向上に多くの努力を傾けてきた。

まず、「顧客⇔KIPO(特許庁)⇔外国商標庁」など特許庁と国内外の環境を連携する審査品質向上の推進体系を構築した。そして、顧客の立場から商標・デザイン出願を審査し、T&D EXCEL Plan(商標デザイン審査品質向上の総合管理計画)を樹立・施行し、審査品質管理及び審査官の能力強化プログラムを運営するなど制度的・手続き的なシステムを整え、審査品質向上に向けた基盤を整えた。

2) 商標審査の先進化に向けた商品審査強化方案の推進

商標審査の根幹となる商標審査は、単純に類似群コードが同じであるかどうかを確認する審査から脱し、商品自体の類似可否を判断することで商標審査官の専門性及び商標審査の品質を高め、出願人の不満を解消することにその目的がある。

＜表Ⅱ－1－15＞商標デザイン審査品質の向上推進体系



ロ. 推進内容及び成果

1) 顧客の立場から商標・デザイン出願を審査

2009年度商標・デザイン審査処理の特徴は徹底的に「顧客の立場から」を堅持しようとした点である。まず、通知書の作成方法を改善した。拒絶決定書作成の際、従来は法令の条文を中心に簡略に説明したが、今年からは出願人が提示した意見書の内容を検討した後、出願人の意見が引用できない理由を具体的に明示した。特に、審査官1人当たり年平均処理件数が商標審査官1,792件、デザイン審査官1,563件であることを考えると拒絶決定書作成の時に、出願人の意見内容を分析して記載することは相当な審査負担として作用した。しかし、特許庁は「顧客の立場から商標・デザイン出願を審査する」という観点を引き続き維持しようとして来年も拒絶決定書など通知書の作成方法を継続して改善していく予定である。また、2009年4月1日商標優先審査制度を本格的に施行したことで商標権の権利化時期を早めたい顧客のニーズに応えると同時に、デザイン審査の際に参考証拠検索を強化することで強いデザイン権の創出を可能にした。その他にも適正な審査処理期間及び散布を維持し、中間書類を迅速に処理するとともに各種の審査処理期間の規定を守るため審査処理関連指標を商標デザイン審査局KPI

と設定して運営するなど顧客の観点から商標・デザインの出願を審査するようプロセスを整え、審査官を励ました。

2) T&D EXCEL Plan(商標デザイン審査品質向上総合管理計画)の樹立及び施行

特許庁のIPビジョンである審査品質刷新戦略(EXCEL Plan)履行計画によって商標デザイン分野の審査品質向上総合管理計画である「2009T&D EXCEL Plan(Trademark and Design EXCEL Plan)」を樹立・推進した。同計画は「課題選定→計画樹立→履行実績の点検及び分析→総合評価及び還流」など4段階の管理体系を備え、四半期別に推進実績を点検・分析した後、不十分な課題に対しては廃止または修正・補完する日没制(一定期間が経過すると自動的に効力がなくなる制度)の方式で推進している。

<表Ⅱ-1-16>2009T&D EXCEL Planの推進体系

1段階	<p>2009 T&D EXCEL Plan 推進課題の選定(1~4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ KINPA、教授、弁理士など専門家懇談会を通じた意見収集 ✓ 2008年度T&D EXCEL Plan推進実績の評価及び分析 ✓ 2009年度核心推進課題の選定
2段階	<p>2009 T&D EXCEL Plan 推進計画の樹立(5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 課題別に管理番号付与、担当者指定及び細部推進計画の樹立 ✓ 2009年度商標デザインの審査品質向上総合管理計画の樹立
3段階	<p>課題別履行実績の点検及び分析(四半期別)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 四半期別に推進課題の履行実態及び推進実績の点検 ✓ 推進実績が物足りない課題に対する分析及び補完の実施
4段階	<p>2009 T&D EXCEL Plan 推進実績総合評価及び還流(2010年1月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 2009年度T&D EXCEL Plan推進実績の総合評価及び分析 ✓ 審査品質の向上基盤造成に引き続き推進が必要な課題の選別

2009年度には前年度の推進実績を分析して引き続き推進が必要な課題は繰り越しを

行い、新たに推進する課題を発掘する作業過程を経て「制度改善及び審査支援の強化」、
「審査実務の改善」、「評価及び教育」など3つの分野17の課題を選定して推進した。

<表Ⅱ-1-17>2009 T&D EXCEL Plan 推進課題の状況

分野別	細部推進課題	備考
制度改善 及び 審査支援 の強化 (9)	需要者中心の商標制度構築などのための商標法令の改正推進	
	需要者中心のデザイン制度構築などのためのデザイン保護法令の改正推進	
	商標・デザインSOPの作成及び補完	
	商標デザインSOP及び審査ノウハウコンテストの開催	
	商標デザイン審査システムの改善	
	デザイン審査資料整備事業の推進	
	強いデザイン権創出のためのデザイン分類体系の改編	
	図形商標及びデザイン分類の国際化の推進	
	商標デザイン調査分類アウトソーシング事業の品質向上	
審査実務 の改善 (5)	商標審査の先進化のための商品審査強化方策の推進	
	商標の指定商品過剰指定問題の解消	
	デザイン権の信頼性向上のためのデザイン審査品質の改善	
	顧客オーダーメイド型デザイン出願及び図面審査制度の改善	
	商標審査の透明性及び一貫性強化のための審査実務及び審査基準の改善	
評価 及び教育 (3)	商標・デザインの審査品質責任制の実施	
	商標・デザインの審査品質の自己診断制の実施	
	商標デザイン審査官の教育強化	

3) 効率的な商標・デザイン審査品質の管理

特許庁は商標・デザイン審査結果の一貫性を維持するためにSOP作成及び保安作業を継続して推進している。2008年度に作成した32件に対して審決・判決例や法改正事項などを補完し、今年再び14件を追加で作成した後、新規作成及び補完結果を「商標デザイン審査情報共有フォルダー」に登載し、審査官がリアルタイムで活用できるようにした。また、登録及び拒絶決定率の推移、取消し差戻し及び審査前置率、意見提出通知書の発送率など半期別の審査処理結果と最近3年間の審査処理結果を対比、分析して各審査課及び審査官に提供した後、審査官に自ら自分の審査傾向を分析させる審査品質自己診断制を実施し、審査パート別に審査評価の結果を反映した審査品質指数を算出して審査品質管理に対する責任を問う審査品質責任制を施行するなど、商標・デザイン審査品質を効率的に管理して顧客満足度を向上させるために努力した。

4) 商標・デザイン審査官能力強化プログラムの運営

商標・デザインの審査品質を高めるためにはまず審査官の能力を強化しなければならない。特許庁は2009年度に商標・デザイン審査官を対象に専門/素養/現場教育の実施、研究会の運営、コンテストの開催など様々な審査官教育訓練プログラムを運営した。

「農産物の地理的表示」など知財権法令教育講座6つの新設、商品審査強化のための現場教育の実施、デザインの最新トレンドに関する素養教育の実施、商標デザイン職務深化教育など審査官の専門性と素養をアップグレードできるように多様な教育プログラムを設けて施行した。

また、特許庁の商標デザイン審査局では審査官の資質を向上させるために計13回の外部専門家招聘講演を実施し、「商標制度研究会」など4つの研究会を充実に運営した。2009年中の4つの研究会別開催実績を見ると、商標制度研究会が12回730人、デザイン制度研究会は7回428人、国際商標制度研究会5回350人、商品サービス業分類研究会2回150人など合計26回を開催し、1,658人の審査官が参加した。

＜表Ⅱ－1－18＞2009商標デザイン外部専門家招聘講演の実施状況

日付	発表テーマ	発表者
2.25	農産物地理的表示の登録実務	農水産食品部ミョン・ファンシク事務官
4.9	インターネットドメイン紛争調整制度	イ・ドクジェ弁理士
5.6	外部から見た商標・デザイン審査品質の向上方策	カン・ギョンチャン弁理士
5.11	商標・デザイン争訟関連の証拠収集及び採択方法論	チョウ・ウォンヒ弁理士
6.8	商標・デザイン関連の不正貿易行為の調査制度及び救済事例	貿易委員会イ・スギョン弁護士
7.8	商標の地位性及び識別力判断のためのリサーチ結果の活用方案	韓国ギャロップパク・ヨンイル理事
7.13	商標・デザイン関連の表示広告の類型及び救済事例	公正取引委員会キム・ジョンフン事務官
8.26	種子産業法の品種名称保護制度及び登録審査実務	国立種子院イ・スンイン研究官
9.8	デザイン権、商標権及び著作権との関係	高麗大学パク・ギョンシン教授
9.9	デザイン関連の素養及び関連法令の教育	イノデザインキム・ヨンセ代表
10.7	証明標章の効率的な導入方案	仁荷大学キム・ウォンオ教授
10.12	デザインから見た建築設計保護上の争点	コ・ヨンフェ弁理士
12.10	商標・デザイン侵害及びライセンス実務	イ・ギョンホ/キム・グッヒョン弁理士

そして、2009年12月2日には特許庁長を始めとする庁内外の商標デザイン専門家が出席した中で商標デザインの審査及び検索ノウハウコンテストを開催した。審査部分と

検索部分に分かれて行われた同コンテストで、審査分野9つの課題及び検索分野4つの課題など合計13の課題に対するノウハウ発表を通じて優秀な審査ノウハウ及び検索ノウハウを互いに学習・共有する場を設けた。

<表Ⅱ-1-19>2009商標デザイン審査及び検索ノウハウ発表テーマの状況

区分	発表者	発表テーマ
審査 ノウ ハウ	キム・ナムドゥ(商標1課)	○初任審査官が知っておくべき審査ノウハウ
	キム・ジュンボク(商標2課)	○結合商標審査ノウハウ
	イ・チュン(商標3課)	○電気・電子商品類の審査ノウハウ
	イ・グィファ(サービス課)	○商品とサービス業の関連性判断ノウハウ
	イ・ギョンリム(国際商標課)	○多数の単語で構成された国際商標審査ノウハウ
	イ・ソンヒ(デザイン1課)	○デザイン参考証拠の検索及び類似判断ノウハウ
	イ・ドンサム(デザイン2課)	○環境及び交通施設物(L3)デザイン審査ノウハウ
検索 ノウ ハウ	イ・スンウ(特許情報院)	○効率的な検索質疑語の作成ノウハウ
	ユ・ウンヘ(特許情報院)	○照明灯(D3)先行デザインの検索ノウハウ
	ホン・ドッキ(株WIPS)	○医薬品類商標検索のノウハウ
	パク・ヒョンジュ(株WIPS)	○装身具(B3)先行デザイン検索ノウハウ

5)2009年度商標・デザイン審査品質向上の推進成果

特許庁は商標・デザイン分野における審査品質向上の推進成果を測定するために特許庁内部指標として「商標デザイン拒絶決定適合率」を管理し、対外的な指標としては外部世論調査機関に依頼して顧客満足度調査を実施している。

2009年度商標デザイン拒絶決定の適合率は98.6%(上半期99.0%、下半期98.3%)で、目標値98.2%を超過達成した。

しかし、世論調査専門機関である現代リサーチに依頼し顧客満足度を調査した結果、全般的な満足度の場合は商標とデザインともに目標値に届かず、分野別満足度においてはデザイン分野が目標値を少々上回り、商標分野は目標値に届かなかった。

＜表Ⅱ－１－２０＞2009年度商標・デザイン顧客満足度の調査結果

(単位：%)

区分	全般的な満足度	分野別満足度				
		平均	通知書の理解容易性	関連法規の正確性	審査官の専門性	審査過程の公正性
商標	70.11	69.18	67.44	68.91	69.52	70.83
デザイン	71.88	71.01	69.74	70.59	71.46	72.75

* 目標達成区間：全般的な満足度74.1%

商標・デザイン分野別の満足度：商標73.92%、デザイン70.98%

6) 2009年度商品審査強化方案の推進成果

商標審査官の商品審査強化方案を施行するため、全面的な商品サービス業分類体系の整備、商品審査品質向上のための基盤造成及び商品分類のアウトソーシング結果の品質向上事業など、三つの戦略目標＜図Ⅱ－１－３参照＞を樹立して施行した。

それにより、第一戦略目標を遂行するため、商品・サービス業の類似範囲を最近の産業業況に一致させるように再調整することで審査の一貫性及び正確性を高め、出願人のニーズに合わせた現実性のある分類体系の定立のための全面的な商品分類体系整備計画を樹立＜図Ⅱ－１－３参照＞し、一次的に2009年には商標専門調査機関にサービス業細分化アウトソーシング事業を依頼した。第二戦略目標を達成するため、商品審査の品質向上基盤造成事業として商品判例反映目録を追加で整理し、非現実的な類似商品サービス業の審査基準を改正することで、商品類似群が同じであれば同一商品と看做すという「看做し」規定を「推定」規定に緩和するなど、商標審査官の商標審査の品質を高めるよう努力した。第三戦略目標に対し、専門調査機関の調査能力及び品

質向上のために一部事業に対してのみ施行していた専門調査機関の複数競争体制を全ての事業に拡大施行し、アウトソーシング評価基準及び管理方法を改善した。

<図Ⅱ-1-3> 『商品審査強化方案』の推進方向



<図Ⅱ-1-4> 商品・サービス業分類体系の改編計画

2009年	2010年	2011年	2012年
サービス業細分化 アウトソーシング (11個類)	商品細分化 アウトソーシング (34個類)	商品・サービス業 DBの整備及び 審査基準の改正	ニース10版施行

ハ. 評価及び発展方向

2009年度には「顧客の立場から、顧客のための審査処理を行う」という観点を堅持しながら商標・デザイン出願を審査した。また、各種通知書作成方法の改善、審査品

質総合管理計画である「2009T&D EXCEL Plan」の樹立及び施行、効率的な審査品質管理、商標・デザイン審査官の能力強化プログラムの運営、商標・デザイン審査及び検索ノウハウコンテストの開催など審査品質を向上させるための制度的・手続き的なシステムを整えて施行するなど、商標・デザインの審査品質を向上させるための基盤を構築したと評価できる。特許庁は2010年にも「顧客のための審査処理」という基本哲学を基に各種の制度的・手続き的な審査品質向上方を講じ、高品質の商標・デザイン審査サービスを提供するために努力する計画である。

商品審査強化方案はこれまで商標審査官が類似群が同一であれば類似商品として機械的に判断してきた商標審査官の安逸な認識を払拭し、新しい見方で商標を審査するよう誘導することで商標審査の先進化に向けて一步進んだ事業として評価されている。2009年には施行初期であることから実績の面では多少不十分であったが、来年度からはより活性化すると見られる。同時に、商品サービス業分類体系の改編事業が施行される2012年以降からは定着段階に入ると予想されている。

2. 商標・デザイン審査のインフラ改善

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 チョウ・ウォンソク

イ. 商標・デザイン審査制度及び審査システムなど審査インフラの改善

1) 推進背景及び概要

イ) 商標審査基準及び審査事務取扱規程の改正

2009年度には商標法第7条第3項括弧部分の違憲決定、医薬品の国際的な一般名称、ビッコウルなど特定地域の古い名称などが現実的に顕著な地理的名称として認識されている場合の処理規定及び現行商標制度の運営上現れた一部不備な点を改善し、審査の信頼性及び責任性を高めるために商標審査基準を改正した。

3D図面の提出許容、図面作成方法及び提出個数の自由化、対になる物品及び無審査物品の拡大など出願人の便宜増進と強いデザイン権を確立させるための後続デザイン審査基準を改正した。

ロ) 商標・デザイン審査官の専門性涵養のための教育

商標・デザイン審査の一貫性及び専門性を強化するため、国内転入審査官の審査実務の早期適応のための職務教育、指定商品別の審査を視野に入れた商品取引実態に対する理解度向上のための審査官現場教育、個別デザイン物品の取引実態及び理解度向上のための審査官現場教育、国際知識研修院における商品審査専門教育(特別)過程の新設を行った。また、審査ミス発生可能性を最小限に抑ると同時に審査能力を高めるために新規審査官課程に商標デザイン審査基準の解説過程を新設し、また新規審査官課程及び中堅審査官課程における意見提出通知書及び拒絶決定書作成の事例練習を強化して審査の信頼性及び責任性を強化した。

ハ) 審査品質向上のための審査システムの改善

2009年には文字を活用した知能型図形検索システムの構築、商標デザイン検索システム機能の高度化、商標デザイン分類品質管理システムの構築、商標審査参考証拠資料DBの拡充及び整備及び商標取消差戻し検索システムの構築などを通じて審査の迅速性及び便宜性増大のために商標審査システムを改善した。

これまで活用してきたデザイン物品分類体系及び物品名称を全数改善することで審査の効率を高め、これを「物品の区分表」と確定して発刊・配布し、物品名称を特許庁長告示で制定した。

2) 推進内容及び成果

イ) 商標審査基準及び審査事務取扱規程の改正

第一、「商標審査基準」の改正内容は以下のとおりである。

2009年4月30日憲法裁判所が法第7条第3項の括弧部分を違憲決定したことを受け、他人の先登録商標が法第71条の商標登録の無効審判によって無効にするという審決が確定した時は他人の先登録商標は最初からなかったものと看做し(第21条)、医薬品の国際的な一般名称(INNs)だけで出願された場合は性質表示商標に該当するものとして判断し、商品の品質・性能などの誤認を誘発した場合には法第7条第1項第11号をともに適用し(第8条)、特定地域の古い名称、愛称や別称などが一般需要者や取引者に一般的に使用された結果、その地域の地理的名称を表すものとして顕著に認識されている場合には地理的名称に該当するものと規定した(第9条)

審査の責任性及び顧客の利便性を高めるため、①意見書が受付られた出願の拒絶決定の際、意見書不採択の理由を具体的に記載させ(第42条)、②同一・類似の出願商標及び意義申出に対する協議審査を義務付け(第41、45条)、③商品類似判断の時、類似群とは違うものと判断された商品審査に対する管理方法を明示した(第21条第8項、第44条第4項)。また、商標制度の運営上に現れた不備点を改善するため、①種子産業法によって登録された品種名称処理基準の具体化(第6条解釈参考資料)、②パリ条約第6条の3による法第7条第1項第1号の適用時点の明確化(第15条解釈参考資料2番)、③優先審査申請の際に商標使用主体の明確化及び優先審査申請書の補完命令事項を追加(第40条の3の解釈参考資料)、④普通名称及び慣用商標の基準を明確にして審査官間における解釈の一貫性を確保し(第6、7条)、⑤マドリッド国際出願の部分で本国官庁手続きは国際出願課の所管であるため削除した。

デザイン保護法施行規則は3次元立体ファイル(3D図面)提出の許容による工業上の利用可能性及び基準図面に関する基準、方式違反などに関する事項規定、図面作成方法及び提出個数の全面自由化による後続措置の構築、一対の物品及びデザイン無審査物品の拡大による後続基準の構築、一対の物品の拡大(31個→86個)による適合性の要件を2種以上の物品に拡大し、構成物品を審査基準別表に明示した。また、物品名称の告示制定による後続措置に反映した。これによる物品名称の告示制定に従って後続出願時に特許庁長が告示した物品の名称記載要領の反映及びロカルノ分類と調和をなすよう措置をとった。

ロ) 商標・デザイン審査官の専門性涵養のための教育

(1) 審査官に対する教育の強化

2009年には商標・デザイン分野における転入審査官に審査実務能力を早期に培養させることで審査エラー率を最小化し、一定水準以上の均質な審査品質確保に寄与できるよう、転入審査官の職務教育(OJT)を上・下半期に実施した。また、商品別特性による商品別審査能力を培養するため、国際知識研修院に商品及びデザイン審査専門教育(特別)課程を新設した。

＜表Ⅱ-1-21＞商標デザイン分野の審査実務関連の教育実施状況

区分	局自主	研修院*	特許審判院
対象別教育	転入審査官 職務教育(OJT)*	新規・中堅審査官課程 (2つの課程)	-
分野別教育	審査官の現場教育	法令及び事例研究課程 (12の課程)	-
職務深化 専門教育	研究会の運営(4つ)	特別教育課程(2つ) 商品審査専門教育課程 デザイン理解専門教育課程	訴訟実務及び法令教育 (2つの課程)

*教育実績：転入審査官の職務教育(2回、29人)

＜表Ⅱ-1-22＞商品審査の**専門教育**課程の新設(研修院、教育日数3日)

教育科目	教育内容	備考
商品学	○商品の概念及び分類	
関税分類	○HS商品分類の基準及び体系	

サービス業の分類	○業種別の分類基準及び特性	
産業及び技術動向	○産業及び技術発展による商品及び取引実態の変化展望	主要産業、商品別に実施
自然科学概論	○自然科学の基本概念	
電気電子概論	○基本用語、及び概念の説明	納品分類の難易度によって実施
化学概論	〃	〃
商品分類の一般	○商品・サービス業の審査基準 ○ニース商品分類の基準及び体系	
商品審査及び分類	○商品類似コードの解説(類別特徴、商品範囲、商品名称、取引実態など)	
サービス業の審査及び分類	○サービス業の業種及び類似群コードの解説 ○サービス表関連の分類指針など	
国際商標 商品・サービス業 審査及び分類	○国際商標商品分類指針の解説 ○WIPO商品記載の特異事例など	
商品・サービス業の 類似性判決事例研究	○類似性の判断基準 ○商品及び業種間の類似性判断事例	

<表Ⅱ-1-23>デザイン理解専門教育課程の新設(研修院、教育日数2日)

教育科目	教育内容	備考
デザイン一般	○デザインの概念、歴史、美学 ○デザインの分類と産業展望	
デザイン経営	○企業のデザイン開発戦略 ○デザイン・ブランドの戦略的な管理	
デザインプロセス	○デザインプロセス理論 ○デザインプロセス事例	

デザイントレンド分析 及び活用事例(Ⅰ)	○国内外のデザイントレンド分析 ○製品開発及び成功事例	主要商品別に実施
視覚・情報デザイン	○グラフィック及びキャラクターデザイン ○マルチメディアデザイン	
デザイントレンド分析 及び活用事例(Ⅱ)	○国内外のデザイントレンド分析 ○製品開発及び成功事例	主要商品別に実施
デザイン及び 図面作成実習	○デザイン及び図面作成技法 ○物品別のデザイン及び図面作成	

(2) 審査官現場教育の実施

最近商標・デザイン分野の場合、技術発展とトレンドの変化でその環境が急変しつつあり、審査の現実適合性及び信頼性を高めるためには変化しつつある新商品・トレンドを把握し、取引現実を体験する必要性が高まった。特に、インターネット関連及び流行性と専門性の強い商品分野(新素材、デジタル製品、ファッション製品類など)など急速に変化する商品分野の場合、取引動向及び取引現実に対する専門知識が審査基準などに反映される速度が実際より多少遅れる現象が現れるようになった。このような現実を克服し、審査の品質と専門性を高めるためには審査官が直接体験を通じて市場動向を把握し、商品に対する情報を随時収集して迅速に審査基準に反映する必要性が提起された。

そこで、2009年には商品45個類、デザイン物品75個類の中で専門性と流行性の強い商品を中心に審査官現場教育を実施し、合計70人の商標・デザイン審査官に33回にわたる現場教育を実施した。

このような現場教育の結果を商品及び物品分類制度、デザイン分類制度の改善など制度改善に周期的に反映し、審査の質的向上に寄与するために努力している。同時に、審査官の顧客と市場に対する理解の幅を広げることで顧客中心の商標・デザイン審査サービスの提供システムを構築し、さらに審査結果に対する顧客満足度を高めるため

に努力している。

＜表Ⅱ－1－24＞商標・デザイン審査官の現場教育の実施状況

(単位：人/訪問対象)

区分(調査対象)	協会・団体	多出願企業	商店街	展覧会	合計
商品(26回)	1人	4人	-	55人	60人
サービス業(2回)	-	-	-	3人	3人
デザイン(5回)	1人	-	2人	4人	7人
計(33回)	2人	4人	2人	62人	70人

*商品34個類、サービス業11個類、デザイン(物品)75個類

ハ) 審査品質向上のための審査システムの改善

(1) 文字を活用した知能型図形検索システムの構築

図形商標検索の際、6桁数字でできた分類コードの他に文字で検索できるようPseudo Mark(例：チョンG0馬B)などの文字検索のための検索システムの改善及び図形商標の分類コードと関連する単語による図形商標検索システムを構築した。また、図形商品分類コード(1,700個余り)に該当する検索語索引目録の作成及びシステムへの反映を行った。

(2) 商標デザイン検索システム機能の高度化

商標及びデザインの検索システム内に審査処理支援機能を新設することで便利な審査処理を支援し、商標検索質疑語DB構築及び類似質疑語の検索機能改善を通じて検索機能の改善及び性能向上を図った。また、商標デザイン検索システムの機能及び性能改善で審査業務の便宜性及び正確性を高めた。

(3) 商標デザイン分類品質管理システムの構築

商品、図形商標及びデザイン物品の分類に対する品質管理システムの構築を通じて分類業務の品質に対する均質性を確保するため、商品・図形商標及びデザイン物品別分類品質管理システム、商品・図形商標及びデザイン物品別誤分類の申請、変更及び協議システムを構築した。

(4) 商標・デザイン審査参考証拠資料DB拡充及び整備

必須的な参考証拠資料の拡充及びDB体系の再構成、公益標章検索サービス提供の協力体制構築及び参考証拠資料別のアップデート周期指定管理及びパリ協約第6条の3による国家旗章など保護に関する運営規定を設け、商標・デザイン審査参考証拠資料の整備及び拡充とともに管理体系をさらに効率化することで商標・デザイン検索データに対する信頼性を高めた。

単一分類に多数の参考証拠のため審査が難しい品目に対して形態別に分類することで審査官の審査効率を高めるデザイン形態分類事業を完了し、142個の小分類を49個の小分類128個の形態分類に統合・再編成し、全体デザイン審査資料を対象に誤分類、重複、不良DBを整備し、1,446,863のDBを整備した。また、形態分類の原則と基準を整理したデザイン形態分類指針を発刊した。

(5) 商標取消差戻し検索システムの構築

商標取消差戻し事例に対する代表事例要旨など関連情報をリアルタイムで検索・照会できるシステムの構築で、審査の一貫性を維持するため取消差戻しの際に関連代表事例要旨など関連情報の作成及び検索ができるシステムを構築し、商標取消差戻し例示事例DB構築資料を作成・搭載した。

3) 評価及び発展方向

2009年度には個別的、具体的な商品審査及び市場の現実を反映した審査のために国

際知識財産研修院に商品審査専門課程を、デザイン審査官の専門知識及び審査能力の強化のためにデザイン理解専門課程を新設し、審査官の対内外的な専門知識涵養及び理工系知識を習得するために知財権関連の法令教育課程を運営した。また、商標・デザイン分野の転入審査官に審査実務能力を早期に培養させるための転入審査官職務教育(OJT)及び最近商標・デザイン分野における技術発展やトレンドの変化による取引現実を体験させるための審査官現場教育実施など、審査品質を高めるための制度的、手続きの努力を傾けた一年と評価できる。特許庁は2010年度も「国家競争力向上に貢献する商標・デザインの審査品質向上」という基本哲学に基づき、各種の制度的、手続きの審査品質向上方を講じて、高品質の商標・デザイン審査サービスを提供するよう努力する予定である。

ロ. 商標・デザインの審査支援

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 チョウ・ハンジン
商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 行政事務官 ユン・ネハン

1) 推進背景及び概要

イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年から商標審査の一部である商標の分析・検索業務の一部を外部専門調査機関に委託して処理している。即ち、外部専門調査機関を通じて出願商標および指定商品の意味と使用実態を調査・分析し、出願商標と同一・類似した先出願・先登録商標、そして出願商標と同一・類似してはいないが関連性のある先出願・先登録商標など参考証拠資料を検索することで審査官の負担を減らすとともに審査の質的水準を高めている。商標調査分析事業は商標法第22条の2第1項、「特許庁長は商標登録出願の審査において必要と認められた場合は、専門調査機関に対して商標検索を依頼することができる」という規定に基づき実施されている。

ロ) 国際商標登録出願のマドリッドDB構築事業

特許庁はマドリッド議定書の施行(2003. 1. 10)により、韓国特許庁を指定国官庁とする国際商標登録出願の英文指定商品の翻訳と調査分類業務を外部専門調査機関に処理させることで、国際商標審査業務が迅速かつ効率的に行われるようにしている。本事業はマドリッド国際商標登録出願書と補正書の英文指定商品の名称を国文に翻訳(DBによる自動翻訳を除いた手動翻訳を意味する)し、自動及び手動翻訳された英文指定商品を調査・分類し、指定商品名が明確である場合には類似群コードを付与し、不明確である場合には未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記して商標審査に活用できるようにする事業である。

ハ)商標(商品)分類事業及び商標(図形商標)分類事業

特許庁は審査官の業務負担を減らすことで商標審査の品質を向上させ、適正期間内に商標審査ができるようにするため、2009年から外部専門調査機関による商標(商品)分類事業と商標(図形商標)分類事業を新たに始めた。商標(商品)分類事業は出願商標の指定商品の中で特許庁に構築された商品分類DBと一致せず自動的に類似群コードが付与されない商品を商品分類体系と商品分類基準に従って分類し、明確な指定商品である場合には類似群コードを付与し、明確でない場合には未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記する事業である。商標(図形商標)分類事業は図形商標で出願された商標を図形商標分類基準に沿って分類し、適正なウィーン分類コードを与える事業である。

ニ)デザイン調査分析事業

デザイン調査分析事業は、デザイン出願量の増加による審査人材補強の限界を克服するため、審査業務の一部であるデザイン資料検索を外部専門機関にアウトソーシングすることで、審査官の業務負担軽減や迅速な審査を通じて出願人の便宜を図ると同時に、長期的にはデザイン審査の品質向上に貢献するため、2008年度に試験的に導入された事業である。

ホ) 公知デザイン審査資料の収集整備事業

公知デザイン審査資料の収集整備事業はデザイン保護法が規定した出願デザインの新規性審査の実効性を確保するためにデザイン保護制度の導入以来続けられてきたが、1998年特許庁の電子出願及び審査システムの導入を契機として、従来文書形態で収集したものをコンピュータシステム環境で使用できる電子イメージに転換・加工する方式に転換した。

この事業はデザイン審査資料を収集・加工して審査に活用することで高品質の審査サービスを提供し、新しい公開・公知デザインを速やかに確保すると同時に、新規性、創作性の判断などデザイン審査制度の実効性を確保することが主な目的がある。

ヘ) デザイン審査資料の形態分類整備事業

デザイン審査資料の形態分類整備事業は7百万件にいたるデザイン審査資料をより迅速・正確に検索するため、これまで物品の用途と機能によって分類していたデザイン物品に形態的な要素を追加して再び細分化する事業で、2006年度から期限付き事業として始め、2009年度まで4カ年にわたって250万件に対する再分類と整備を完了した。また、2010年デザイン国際分類制度であるロカルノ協定加盟に先立ち、デザインDBの整備と審査に活用できるデザイン形態分類指針書を発刊・配布した。

ト) デザイン国際分類であるロカルノ協定加盟

正式名称はデザインの国際分類制定に関するロカルノ協定 (Locarno Agreement Establishing an International Classification for Industrial Designs) であり、デザイン物品分類の国際的な統一のための協定で、スイスのロカルノでパリ条約加盟国が集まって1968年10月に採択した。2009年1月基準で、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、中国、北朝鮮など49カ国が加盟し、世界知的所有権機関(WIPO)、アフリカ知的財産機関(OAPI)、アフリカ広域知的財産機構(ARIPO)、ベネルクス知的財産機構(BOIP)、欧州共同体商標意匠庁(OHIM)などのハーグ条約に加盟した団体は実際ロカルノ分

類体系を使用している。

2) 推進内容及び成果

イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年、「(財)韓国特許情報院」を商標専門調査機関に指定して本事業を行ってきたが、競争を通じて事業の品質評価を高めるため2005年12月に商標検索に必要な専門人材・文献・装備などの具備状況を審査して、民間では初めて「株WIPS」を商標専門調査機関として追加指定し、2006年から複数競争体制で事業を運営している。

また、特許庁は同事業の品質を高めるために、商標専門調査機関の調査員を対象に調査品質向上方を模索するためのワークショップ、商標法理論及び審査実務深化教育及びセミナーなどを定期的実施した。その結果、事業品質評価点数が2007年は83.3点、2008年83.4点、2009年には84.71点と目標点数である84.47点を上回るようになった。

特に、事業品質をより強化し、事業の効果を高めるために2009年から商標調査報告書の活用による審査官審査点数削減制度を導入・運営している。また、長期的な事業推進方向やこれまでの実績を客観的に評価するために外部専門評価機関による本事業の財政成果評価を行った。

ロ) マドリッド国際商標登録出願DB構築事業

特許庁は2009年度にマドリッド国際商標登録出願DB構築事業を英文指定商品の国文翻訳から英文指定商品の調査分類まで拡大することで分類業務の遅延を予防し、審査官の業務負担を減らすことで国際商標1次審査処理期間の目標を9ヶ月以内に達成することに貢献した。

また、事業を効率的に運営すると同時に品質を高めるために2009年から(財)韓国特

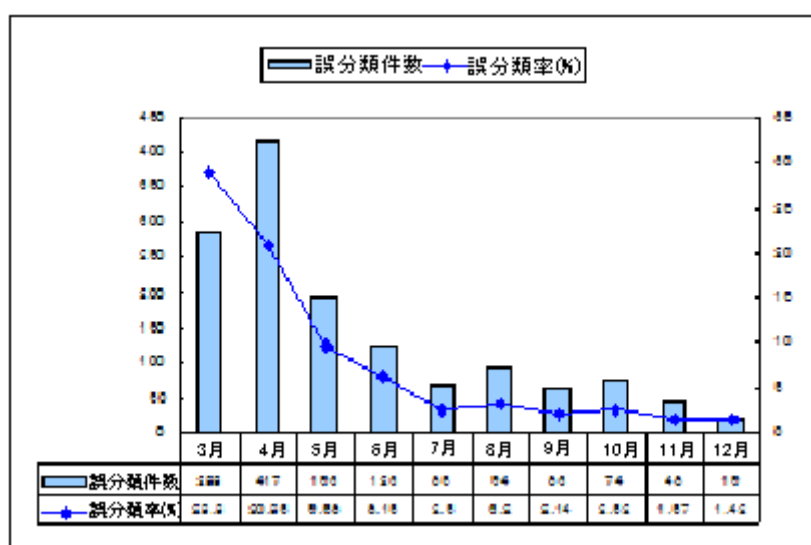
許情報院の他に㈱WIPSを商標調査専門機関として新たに参入させることで本事業を競争体制で運営している。

競争体制の導入初年度である2009年の品質評価の結果を見ると、誤訳率は目標値である0.08%に比べて低い水準である0.03%と2008年に比べて改善された。また、誤分類率も目標値の5%に比べて低い3.20%を達成した。

ハ) 商標(商品)分類事業及び商標(図形商標)分類事業

特許庁は2009年新たにスタートした商標(商品)分類事業と商標(図形商標)分類事業の品質を高めると同時に事業を安定的に定着させるため多角的な努力を傾けた。商品分類と図形分類の理論及び実務深化教育、セミナー、誤分類会議、商品分類審査官または特許庁図形分類担当者と分類担当者間の定期的な交流などを実施し、業務ノウハウを共有し、審査官と調査員間の意見交換やコミュニケーションを円滑にすることで誤分類件と誤分類率を徹底的に管理した。

< 図 II - 1 - 5 > 2009年商標(図形商標)分類事業における誤分類件及び誤分類率の推移



このように事業の品質を高めるため特許庁と調査機関が共に努力した結果、事業導入初年度である2009年度の商標(商品)分類事業の誤分類率は目標値の5%より低い1.0%を達成し、品質評価点数も99.00点を達成した。商標(図形商標)分類始業の誤分類率も2009年度の目標値であった9.50%より低い7.31%を達成し、品質点数も93.91点を達成した。

ニ)デザイン調査分析事業

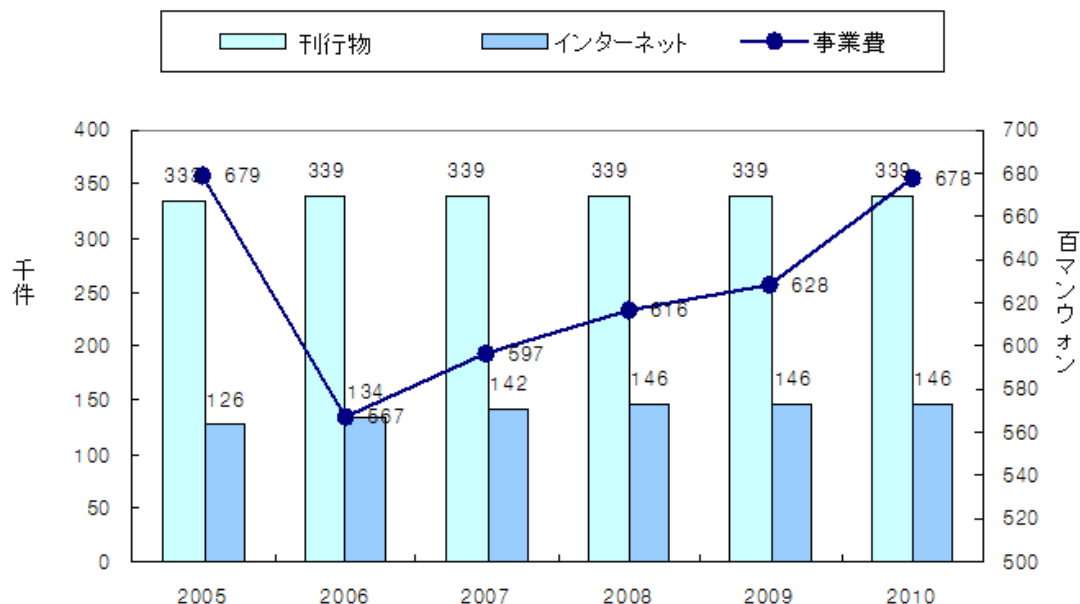
この事業はデザイン保護法第25条の2の規定に基づき、デザインに対する専門知識を有する人材と装備、セキュリティ管理能力を備えた企業(法人)をデザイン専門調査機関として指定し、指定した専門調査機関と契約を通じて年間事業量を配分する方式で進めた。

事業過程のカギは審査活用度の高い正確な報告書を作成することであり、重なる教育と審査官討論会の開催、審査品質向上のための半期別ワークショップの開催などを通じて調査員の業務能力を向上させた。同時に、報告書の評価基準と方法を専門調査機関の運営要領(特許庁告示)に具体的に規定し、客観性と透明性を確保した。その結果、報告書品質の満足度が2008年84.1点から2009年には86.2点に上昇し、審査活用率が100%に達するなど、デザイン審査品質の向上に大きく貢献している。

ホ)公知デザイン審査資料の収集整備事業

この事業はデザイン審査資料の収集と整備に関する知識とデータ加工能力を備えた企業であるデザイン専門調査機関がアウトソーシング事業として行っている。事業の主な内容は大きく3つに分けられるが、第一に、インターネット媒体を通じて公開・公知されるデザイン審査資料、第二に、雑誌、カタログなどを通じて公開・公知されるデザイン審査資料、第三に、米国、ドイツ、日本、OHIM、WIPOのデザイン登録・公開公報を収集してDB資料として加工するもので、年度別の予算金額と事業実績は以下の表のとおりである。

<図Ⅱ-1-6> 公知デザイン審査資料の収集整備状況



へ) デザイン審査資料の形態分類整備事業

この事業の主要内容は、第一に物品の用途、機能で分類したデザイン審査資料を、物品の形態要素を基準に再分類して各々コード番号を付与する事業(下の表を参考)、第二に物品の用途、機能が過剰に細分され別々に審査することが非効率的である小分類を統合する事業、第三に形態分類(案)に合わせて保有した審査資料DBの分類コードを修正(事業遂行過程におけるエラー、重複、イメージ不良資料などを同時に整備)する事業の3つに分けられる。

2006年から4年間にわたって施行した事業実績は形態分類163個の小分類、類似小分類統合138個の小分類(新設43個)、DB整備件数は210万件である。

<表Ⅱ-1-25> 形態分類前後の審査資料の比較(携帯電話H3-301の場合)

形態分類前	形態分類後
携帯電話	H3-301A ストレート型 5,551件

(H3-301) 計29,859件 (小分類の下に 形態分類などない)	H3-301B フリップ型 1,511件
	H3-301C 折りたたみ/スライド型 10,957件
	H3-301CA 液晶及び機能ボタン露出型 (2,796件)
	H3-301CB 液晶外部露出型 (3,738件)
	H3-301CC オープン折りたたみ型 (2,107件)
	H3-301CD オープンスライド型 (854件)
	H3-301CE オープン回転/スイング型 (295件)
	H3-301D 身体着用型 113件
	H3-301 その他 11,727件

ト) デザイン国際分類であるロカルノ協定に加盟

ロカルノ分類はデザイン物品の分類に関する32の主分類と219の副分類、主分類と副分類を表示した7,024個のアルファベット目録及び注釈で構成されている。専門家委員会によって通常5年毎に改正が行われ、2009年1月から第9版が施行されている。ロカルノ分類は専ら管理的な性格だけを持っているため、デザイン権利の本質と範囲に関しては協定加盟国を縛ることはない。

ロカルノ協定加盟に備えて2005年からデザイン公開公報、デザイン登録公報にロカルノ分類を韓国式の分類と並行して表記している。韓国がロカルノ分類に加盟する目的は、対外的にデザインの物品分類に対する国際的な統一化傾向に対応し、2012年新ハーグ条約加盟に備えた義務的使用条件をクリアするためである。対内的にはデザインのコンセプト保護強化と強いデザイン権の追及に適した分類体系であるためであり、国内企業の海外デザイン権獲得費用及び時間を減らすと同時に国際登録されたデザインに対する実効性のある国際的な保護ができるためである。

3) 評価及び発展方向

イ) 商標調査分析事業

商標審査の品質を向上させ、審査業務の負担を軽減するために始めた商標調査分析事業は、商標調査分析報告書の活用率が2006年98.8%から2009年99.5%へと持続的に増加する傾向を見せ、事業のメリットを直接享受できる商標審査官の業務に大きく役立っていることが分かった。

＜表Ⅱ－1－26＞商標調査分析事業の活用率

(単位：%)

区分	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009.10
活用率	96.8	98.4	98.7	98.8	99.69	99.9	99.5

特許庁は審査人員の増員には限界があるため、アウトソーシング物量を審査処理物量の30%水準で維持しながら、今後は50%まで拡大していく計画である。また、報告書の品質を高めるための品質管理及び評価体系の改善のための努力も続けていく予定である。2010年からは課業対象範囲を拡大し、図形商標(純粹図形または図形複合商標)に対する分析を試験的に実施するなど審査官の満足度と活用率を高めるための努力を続ける予定である。

ロ)マドリッド国際商標登録出願DB構築事業

本事業は国際商標審査官の業務を軽減させ、マドリッド議定書に明示された18ヶ月の審査処理期間を遵守し、指定商品審査の一貫性・統一性を維持することで審査品質を向上することにその目的がある。そのような目的を達成するためには、審査官の水準に合った翻訳・分類人材の確保、翻訳・分類要員に対する持続的かつ専門的な教育、ワークショップ、セミナー外部委託教育などを通じて品質を高めるための多角的な努力を強化していく必要がある。

ハ)商標(商品)分類事業及び商標(図形商標)分類事業

商標分類のカギは一貫性を維持しながらも正確に商標を分離しつつ、分類業務を速やかに遂行して審査業務の遅延を防ぐことである。このような目的を達成するため、特許庁は理論及び実務教育を持続的に実施することで分類人材の能力を強化し、評価結果をフィードバックすることで事業品質評価と管理を強化する予定である。また、調査機関と連携して分類業務処理プロセス別のノウハウと類別(商品類/図形商標分類)ノウハウを体系的に整理した指針書あるいはマニュアルも備える計画である。

また、商品分類及び図形分類は100%アウトソーシングして調査機関を通じた民間分類専門家を育成し、国際商品分類改編またはウィーン分類改編など国際商標分類環境の変化に適切に対応していく予定である。

ニ) デザイン調査分析事業

この事業は審査官業務の一部を外部の専門機関にアウトソーシングするという点で、審査官の水準に適合した調査人材の確保と審査資料を適時に提供する審査環境の構築、そして非公開デザインなどに対する厳しい保安管理が重要であるといえる。特許庁はこのような問題点を補完・克服するため、デザイン審査マニュアルを具体的に整備して専門調査機関に提供し、デザイン審査システム機能を改善・発展させる一方、VPN(Virtual private network、仮想私設網)を通じたデザイン資料の伝送と専門調査機関の保安管理にも万全を期する予定である。

ホ) 公知デザイン審査資料の収集整備事業

この事業の核心は実効性のある公知・公開デザイン資料を収集して正確に加工・分類し、迅速に特許庁の審査官に提供することにある。従って、2009年度の事業はデザイン出願の推移を考慮し、物品別に審査資料の収集量を決めた後、2ヶ月間隔で納品した。審査官の満足度は71.92で納品データの検収搭載率は98.6%で、2007年度に比べて0.4%上昇したことが分かった。

2009年からはデータの納品時期を1ヶ月間隔に短縮し、KOTRA、駐韓外国公館などと

の業務協力を通じて外国で公開されるデザイン資料の収集能力を大幅強化する予定であり、2010年4月現在、デザイン審査資料の保有状況は以下のとおりである。

<表Ⅱ-1-27>デザイン審査資料の保有状況(2010年4月現在)

区分		数量(千件)	蓄積期間	収集周期
国内	デザイン公報	969	1960～	随時
	実用新案公報	455	1999～	随時
海外	日本公報	1,210	1960～	週1回
	WIPO公報	107	1998～	月1回
	OHIM公報	384	2003～	年5回
	米国公報	155	2002～	年5回
	ドイツ公報	97	2006～	年5回
	過去の外国公報	677	～1999	
その他	カタログ、インターネット	3,580	1980～	年5回
	画像デザイン	154	2003～	年5回
	字体	29	1999～	年5回
計		7,817		

へ)デザイン審査資料の形態分類整備事業

この事業の核心はデザインの対象となる物品のデザイン要素の中で、デザインの要部に該当し、識別力の大きい部分の中から、誰もが共感できるものを抽出して体系化することである。従って、形態分類(案)の過程で業界、デザイナー、弁理士及び審査官、分類関係者など多数の参加と意見収集が求められ、これを体系的に整理した指針の整備が急務である。

従って、特許庁は2009年中に現行のデザイン物品分類体系を大幅改編し、これまで

の形態分類結果を分類指針に反映し、物品別分類定義書の制定、デザイン物品分類目録の告示などを通じて出願人の便宜を図り、LOCARNO分類など国際デザイン分類体系との連携を強化していく予定である。

ト)デザイン国際分類であるロカルノ協定加盟

韓国はこのようなロカルノ協定に加盟するため、2009年2月に関連機関に対する意見照会を始めとして法制処の審査を進行中である。正式にWIPOにロカルノ協定案を寄託することになれば3ヵ月後から協定が発効する。

関連して推進される政策としては、物品区分に関する告示改正及び物品区分表を発刊し、韓国式分類とロカルノ分類体系に備えて該当分類に従って無審査品目を拡大した。また、ロカルノ分類と韓国式分類の細部物品名称を分析したロカルノ対照表の発刊を準備している。

第3節 審判分野

1. 審判品質の向上

特許審判院 審判政策課 技術書記官 チョン・ジェフン

イ. 推進背景及び概要

特許審判における迅速さと正確さは持続的に追求していくべき課題であり、これまで特許審判院は適正審判処理期間の管理及び審判品質の向上のために努力してきた。2009年も安定的な審判処理期間の維持を基に審判品質を高めるために実用新案・デザイン専門の審判部を新設し、優秀審判官推薦制及び審判官等級制を導入した。また、審判品質検証委員会を新設するなど品質評価の活動をさらに強化した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 実用新案・デザイン専門審判部の新設

2008年までは実用新案・デザイン審判事件を11の審判部が分けて処理したが、ライフサイクルが短い実用新案とデザインは特許・商標に比べてより迅速な処理が求められた。このようなニーズを反映し、特許審判院は紛争が頻繁に起きている実用新案・デザイン事件を迅速かつ正確に処理するため、2009年5月実用新案・デザイン専門担当審判部を新設して運営している。

2) 審判官推薦制の導入

特許審判院は優秀な資質を持つ審判官を任命するために審判官推薦制を2009年初めて導入した。審判官の欠員が発生した時、特許審判院は職位公募を実施し、審判院長と審判長が出席する推薦委員会を通じて優れた資質を備えた審判官候補者を選定し、推薦順位を決めて人事権者である特許庁長に任命を建議する制度を施行している。

3) 審判官等級制の施行

特許審判院は長年の経験と知識を持つ優秀な審判官を優遇するため、2009年11月に審判官等級制を導入した。この制度は審判官を新規審判官、先任審判官、首席審判官の3等級に区分し、等級による職務と責任を差等的に付与するものである。先任審判官は3年以上の審判経歴が求められ、審判院長が定めた教育課程を2つ以上履修しなければならない。また、首席審判官は先任審判官の中から審判実績及び知識の優れた者を任命する。審判官等級審査委員会は一定の資格を持つ候補者の中から先任及び首席審判官の任命可否を審議して決定する。

4) 審判品質評価委員会の運営及び品質評価検証委員会の新設

審判品質評価委員会は商標・デザイン・機械・化学・電気の5つの分野で構成される。分野別に首席審判長が委員長を勤め、審判官4人が委員として参加する中、四半期毎に1回開催される。2008年までは特許裁判所の審決取消が確定された事件だけを対象にしたが、2009年からは特許裁判所が審決取消を宣告した事件を即時評価対象にしたことで取り消された審決が審判官に迅速にフィードバックされるようにした。また、2009年からは審判院長が主宰する品質評価検証委員会を新設し、分野別評価委員会が1次評価した事件を再検証することで品質評価の公正性及び客観性を高めた。審判品質評価委員会は2009年合計379件の取り消された審決の原因を分析し、品質向上方案を議論した。

5) 融合・複合技術分野の副審審判官プール(POOL)制度の実施

技術融合の流れによって審判事件も様々な分野の技術専門家による審判が求められつつある。特許審判院はこのような複合技術審判事件を効率的に処理するために2009年初めて融合・複合技術分野の副審審判官プール(POOL)を構築し、これを通じて特定技術分野の専門家を副審審判官として指定し、審判合議体を構成することで審判品質を高めるきっかけを作った。

6) 判例評釈の公募実施

特許審判院は知的財産権関連の裁判所の判例研究を通じて審判品質の向上を目的とする優秀判例評釈を公募した。特許庁の審査官・審判官が25件を提出し、審判院長を委員長とする判例評釈審議委員会はその中から最優秀1件、優秀1件、奨励3件を最終選定した。

7) 読みやすい審決文を通じた国民に対するサービスの強化

特許審判院は審決文を審判当事者が理解しやすいようにするため、審決文体系を単純化し、頻繁に使われる用語を統一させた。

ハ. 評価及び発展方向

特許審判院は2009年審判品質の向上に向けて人事・評価・教育・制度改善など全ての分野において対策を樹立して推進した結果、審判品質を測定する提訴率が2008年に比べて大きく減少する成果をあげた。

<表Ⅱ-1-28> 審判院の審決に対する提訴率の状況

年度	2005	2006	2007	2008	2009
提訴率	19.3%	18.6%	18.9%	18.8%	15.2%

特許審判院は今後も2009年に新たに導入された制度を充実化させると同時に、口述審理の強化方策、新規審判官教育の強化方策、審決文作成法に関するマニュアル作業などを通じて持続的に審判品質を高めるために努力する予定である。

第4節 審査評価制度の運営

1. 審査評価制度の運営

審査品質担当官室 技術書記官 キム・ジョンチャン

イ. 推進背景及び概要

審査評価制度は特許・実用新案・商標・デザイン登録出願の審査業務全般に対する評価を実施して審査ミスを防止し、改善事項を発掘・伝播することで、顧客に良質の審査サービスを提供するために導入された。審査評価制度を運営するため、2000年8月に審査評価チームが発足し、2008年3月には審査品質管理の企画・診断及び分析を強化するために審査評価チームに次長直轄の審査品質担当官室へと名称が変更された。

<表Ⅱ-1-29> 主要国における審査評価制度の運用状況

国家	主要運用状況
米国 特許商標庁 (USPTO)	<ul style="list-style-type: none"> ・評価組織は副庁長の直属評価組織(RQAS: Review Quality Assurance Specialist)と審査局内の評価組織(TQAS: Training Quality Assurance Specialist)に二元化 ・審査官が処理した登録決定案件を抽出し、審査の全過程を評価した後、その結果を審査課長に通知 ・毎会計年度末に1回評価を実施し、会計年度の中間に進行状況を点検 ・審査課長はRQASとTQASの評価結果を参考に審査官の審査品質を評価 ・TQASは首席審査官が処理したサンプリング量を拡大して審査評価を実施することで、首席審査官に対する再認証の基礎資料として活用
ヨーロッパ 特許庁 (EPO)	<ul style="list-style-type: none"> ・庁長直属の内部監査局内に品質監査課を設置し、独立的に監査 ・事前標本抽出方式による品質評価を実施 ・2007年度から先行技術調査及び審査を監査 ・評価結果は個人評価に反映せず、審査課全体または当該技術分野の欠陥動向を把握する基礎資料として活用
日本 特許庁 (JPO)	<ul style="list-style-type: none"> ・品質監理官室(Quality Management Office)を新設(2007.4) ・品質監理官室の評価官が国内出願及びPCT出願を評価 ・評価は事後抽出方式によって、任意にランダム抽出して評価 ・評価結果は個人に通報されず、審査品質関連の統計作成に活用

ロ. 推進内容及び成果

1) 審査評価官による審査評価

審査評価官の評価は特許・実用新案の場合、審査パート単位でパート員当たり3倍数を評価・抽出して新規性・進歩性など実質的な要件を中心に評価している。商標・デザインの場合は、審査パート単位でパート員当たり18倍数をサンプリングして評価している。サンプリング方法は当該半期内に審査官が登録/拒絶決定書を発送して審査が完了した件を電算でランダム抽出する。

審査評価官は計15人で、商標・デザイン分野が4人、機械・金属・建設分野3人、化学生命分野3人、電気・通信分野5人の審査評価官が該当分野の評価を担当する。

2009年度上半期の評価は特許・実用新案の場合は472人の審査官を対象に1,409件を評価し、商標・デザインの場合は80人の審査官を対象に1,359件を評価した。下半期の評価は特許・実用新案の場合は469人の審査官を対象に1,386件を評価し、商標・デザインの場合は80人の審査官を対象に1,296件を評価した。

2) 他審査課長による審査評価

他審査課長評価は審査課長が審査局内の他審査課の審査官が審査した審査案件に対して評価し、特許・実用新案の場合、審査官1人当たり半期別3件をサンプリングして評価している。

商標・デザインの場合、審査官1人当たり半期別9件をサンプリングして評価している。サンプリング方法は審査官が登録及び拒絶決定書を作成し、出願人に既に発送した審査案件をランダムに抽出する。

上半期の評価は特許・実用新案の場合、473人の審査官を対象に1,404件を評価し、

商標・デザインの場合は79人の審査官を対象に671件を評価した。下半期の評価は特許・実用新案の場合、471人の審査官を対象に1,343件を評価し、商標・デザインの場合は80人の審査官を対象に627件を評価した。

3) 審査評価規定及び指針の改正

審査評価の公正性及び信頼度を高めるために審査評価結果に対する異議申出手続きを改善し、ポジティブ評価を通じた審査品質向上のために優秀事例選定基準を体系化すると同時に奨励類型を新設した。

審査件別審査評価類型の中で既存の卓越及び優秀に加え、奨励類型を審査評価指針に追加することで、望ましい審査事例をより多く発掘できるよう改正した。優秀事例（卓越、優秀、奨励）として選ばれる基準を体系的に改編することで審査官の努力程度によって正しく評価できるようにした。

また、審査評価の正確性、客観性を高めるため、審査評価官による評価の異議申出に対してエラー1範疇とエラー2範疇を全て異議決定委員会が決めるようにし、他審査課長による評価の異議申出に対して審査局長が異議決定委員会の委員長として参加するよう審査評価規定を改正した。

ハ. 評価及び発展方向

審査評価官は新規性・進歩性など実体判断を中心に、審査課長は顧客満足度に直結する審査通知書の充実性を中心に評価するようにしたことで立体的かつ効率的な評価体制を構築し、審査評価を通じて高品質の審査を誘導した。

審査評価の結果は勤務評点または成果評価に反映され、優秀審査官及び優秀審査部署を褒賞する際の選定資料としても活用されている。また、審査評価結果の審査不十分または優秀事例に対する資料を公開し、審査官が審査の際に参考できるようにしている。

今後、品質観点を細分化した観点別評価を通じて審査品質をより精巧に分析・フィードバックすることで評価の還流機能を高め、審査官自ら評価サンプルを点検して自分の審査能力を診断・改善できるようにすることで品質の高い審査を誘導する計画である。

2. 審査品質の合理的な測定と管理

審査品質担当官室 工業事務官 ソン・イングァン

イ. 推進背景及び概要

世界的に知的財産権の重要性が浮上し、知的財産権の出願が急激に増加するにつれ、主要国の特許庁は相互審査結果の活用を通じた業務軽減を目的に、PPH(Patent Prosecution Highway：特許審査ハイウェイ)及びIP5特許体制のような協力関係を強化している。

このような国際情勢と権利の安定性強化のため、無効にならない強い特許を期待する国内企業のニーズに耳を傾ける必要がある。そこで、特許庁は第2期責任運営機関の発足に合わせて審査品質向上政策を最優先課題として推進し、これを管理するための様々な指標を設定し、審査品質を点検・管理している。

審査品質は技術の特性、測定時期、測定者の専門知識、品質に対する見方の違いにより、一意的、客観的な定義し難い抽象的な概念である。従ってランダム評価サンプルを通じた審査エラー率、審査結果に対する出願人の満足度、拒絶決定不服審判引用率、無効審判請求の引用率などを総合的に検討するのが主流となっている。

特許庁は米国など主要国の事例とこれまでの指標をもとに審査品質を測定・管理するための指標として、特許・実用新案分野の特許決定適合率、商標・デザイン分野の拒絶決定適合率及び審査品質指数を定めてこれを管理している。

ロ．推進内容及び成果

1) 決定適合率

決定適合率は特許・実用新案分野の特許決定適合率と商標・デザイン分野の拒絶決定適合率に分けられるが、特許決定適合率は特許・実用新案分野の特許決定案件をサンプリング抽出して審査評価した結果、特許決定に間違いのない案件の比率で、拒絶決定適合率は商標・デザイン分野の拒絶決定案件をサンプリング抽出して審査評価した結果、拒絶決定に間違いのない案件の比率であり、決定適合率が高いということは規定に従って審査が適正に行われたことを意味する。

これによる2009年度特許・実用新案分野の特許決定適合率は98.7%、商標・デザイン分野の拒絶決定適合率は98.6%水準である。

2) 審査品質指数

審査品質指数は審査品質と関連した主要変数を抽出した後、この変数の目標値対比達成度に適切な加重値を与えて計量化した値で、指数算定のための要素は審査評価表の平均得点を始め、出願人満足度アンケート調査の結果、拒絶決定不服審判の取消差戻し率など合計7つの要素で構成される。

この中で比重が最も大きい要素は審査評価表の平均得点であるが、これは全体審査官の審査結果を審査品質担当官室で評価した後、その結果を計量化した審査評価点数の平均として、55%の加重値を与え、残りの要素はその重要性によってそれぞれ異なる加重値を与えた。

一方、審査品質指数を構成する各要素の目標値は、審査品質の全般的な上昇ぶりを考慮し、最近2年間達成率の平均値で設定したが、2009年評価の結果、審査品質指数を構成する7つの要素全て目標を超過した。

2009年審査品質指数は目標より6.4%上回る106.4を達成した。

ハ. 評価及び発展方向

審査品質はある一つの側面だけ管理することでは向上できるものではないため、現在使われている審査品質指標以外にも審査品質に影響を与える要素を体系的に発掘・管理するのはもちろん、審査に専念できる環境を作ることで全般的な審査品質の向上を図る計画である。

3. 優秀審査官、優秀審査部署などの褒賞

審査品質担当官室 工業事務官 ミン・ビョンユック

イ. 推進背景及び概要

審査・審判業務は最も基本的で重要な業務であり、審査・審判の迅速・正確な業務処理のためのシステム上の支援とともに、審査官・審判官の専門的な技術分析、関連技術の検索、通知書の作成など人材要素の効率と信頼度向上が絶対的に重要である。

優秀な審査・審判官に対する褒章制度は審査・審判官職務の特殊性を考慮し、専門能力を最大に発揮できるよう設けられた制度である。審査・審判官の士気を高め、善意の競争を誘導するように半期別の審査結果によって優秀な審査・審判官個人及び部署に対して褒賞している。

特許・実用新案・商標・デザイン登録出願の審査・審判の全過程において関連法規や規定を守るように評価として審査品質を管理・点検すると同時に、評価結果の活用側面により良質の審査・審判サービスが提供できるように模範的な審査・審判を促進することに大きく貢献している。

2009年上半期には優秀指導審査パート長部門を新設し、所属審査官の指導を促進し、PCT優秀審査官部門を新設してPCT報告書の品質向上に貢献した。

ロ. 推進内容及び成果

優秀審査・審判部署の褒賞は半期別に年2回実施し、優秀審査部署は審査パート別の審査処理量及び審査品質担当官室の審査評価結果を総合した点数順に選定し、優秀審判部署は審判部別の審判処理量と審判品質指数を考慮して選定している。

2009年には部署単位褒賞として半期別に最優秀賞の6部署、優秀賞の6部署、奨励賞の5部署が各々選定され、年間合計34の部署に対して褒賞を実施し、先行技術に対する検索優秀部署は請求項減縮率が優秀な4つの部署を半期別に選定して年間合計8つの部署に対して褒賞を実施した。

<表Ⅱ-1-30>2009年度優秀審査・審判部署褒賞の内訳

区分	褒賞区分 (上半期/下半期)				褒賞金 (万ウォン)			備考 (上半期/下半期)
	最優秀	優秀	奨励	小計	上半期	下半期	小計	
合計	6/6 部署	6/6 部署	5/5 部署	17/17 部署	1,210	1,210	2,420	最優秀:90万ウォン/90万ウォン 優秀:70万ウォン/70万ウォン 奨励:50万ウォン/50万ウォン

<表Ⅱ-1-31>2009年度検索優秀部署褒賞の内訳

区分	褒賞区分(上半期/下半期) 最優秀	褒賞金(万ウォン)			備考 (上半期/下半期)
		上半期	下半期	小計	
合計	4/4部署	240	240	480	最優秀:60万ウォン/60万ウォン

優秀審査・審判官個人部門に対する褒賞もまた半期別に年2回実施し、優秀審査官は

審査品質担当官室の評価点数と他審査課長の評価点数を合算した評価点数の順で選定し、優秀審判官は個人別の審判実績と審判品質指数の点数を考慮して選定している。

2009年には半期別に最優秀賞6人、優秀賞11人、奨励賞15人を各々選定し、年間合計64人の優秀審査・審判官に対して褒賞した。また、検索優秀審査官部門は請求項減縮率が優秀な審査官4人を半期別に選定して年間合計8人に対して褒賞した。

<表Ⅱ-1-32>2009年度優秀審査・審判官個人部門褒賞の内訳

区分	褒賞区分 (上半期/下半期)				褒賞金 (万ウォン)			備考 (上半期/下半期)
	最優秀	優秀	奨励	小計	上半期	下半期	小計	
合計	6/6人	6/6人	11/11人	32/32人	1,420	1,420	2,840	最優秀:70万ウォン/70万ウォン 優秀:50万ウォン/50万ウォン 奨励:30万ウォン/30万ウォン

<表Ⅱ-1-33>2009年度検索優秀審査官褒賞の内訳

区分	褒賞区分 (上半期/下半期)	褒賞金(万ウォン)			備考 (上半期/下半期)
	最優秀	上半期	下半期	小計	
合計	4/4人	160	160	320	最優秀:40万ウォン/40万ウォン

優秀指導審査課長部門の場合、審査官の審査に対して審査品質指導がよかった優秀審査課長3人(特許・実用新案分野2人、商標・デザイン分野1人)を半期別に選定し、年間合計6人に対して褒賞を行った。

<表Ⅱ-1-34>2009年度優秀指導審査課長褒賞の内訳

区分	褒賞区分	褒賞金(万ウォン)	備考
----	------	-----------	----

	(上半期/下半期)						(特許実用新案/商標デザイン)
	最優秀	優秀	小計	上半期	下半期	小計	
合計	2/2人	1/1人	3/3人	120	120	280	最優秀:70万ウォン/60万ウォン 優秀:50万ウォン

また、所属審査官の指導を促進するために新設した優秀指導審査パート長部門は半期別に5人を選定し、年間合計10人に対して褒賞し、PCT報告書の品質向上のために新設したPCT優秀審査官部門は半期別に最優秀賞4人、優秀賞2人を各々選定し、年間合計12人に対して褒賞した。

<表Ⅱ-1-35>2009年度優秀指導審査パート長褒賞の内訳

区分	褒賞区分 (上半期/下半期)	褒賞金(万ウォン)			備考 (上半期/下半期)
	最優秀	上半期	下半期	小計	
合計	5/5人	250	250	500	最優秀:50万ウォン/50万ウォン

<表Ⅱ-1-36>2009年度PCT優秀審査官褒賞の内訳

区分	褒賞区分 (上半期/下半期)			褒賞金(万ウォン)			備考 (上半期/下半期)
	最優秀	優秀	小計	上半期	下半期	小計	
合計	4/4人	2/2人	6/6人	260	260	520	最優秀:50万ウォン/50万ウォン 優秀:30万ウォン/30万ウォン

ハ. 評価及び発展方向

優秀審査・審判部署単位の褒賞は、部署内では共同の目標を提示することで団結と調和を成し、部署間では善意の競争を誘発することで、審査・審判の品質向上と迅速

な審査・審判処理の目標を同時に達成することに貢献している。

個人別褒賞もまた審査官に審査の品質向上のための動機を与えると同時に士気を高め、審査評価で発掘された優秀審査事例を教育資料として活用して審査官にフィードバックするなど審査の品質を向上させることで、最終的には国民に対して特許行政の満足度を高めることに貢献したものと評価される。

また、最優秀審査官(B. E:Best Examiner)制度を通じて審査局別に審査品質が最も優秀な審査官をB. E. として選定し、所属審査局の審査品質管理要員として指定・運営していると同時に所属審査局の審査品質関連の各種教育を担当させている。

特許庁の顧客満足度アンケート調査の結果を見ても、審査部門に対する満足度が毎年持続的に向上しているが、これは審査官が遂行した審査に対する評価機能の強化と審査評価結果による優秀部署及び優秀審査官に対する褒賞支援によって審査品質が向上した結果と評価できる。

従って、審査品質の低下を防止するためには審査評価の強化を通じて優秀部署及び優秀審査官に対する褒賞支援を持続的に維持しなければならない。また、先進国並みの審査品質を確保するためには漸進的に褒賞を拡大する必要があると思われる。

第5節 方式審査

1. 迅速・正確・顧客志向の方式審査

対外協力顧客支援局 顧客協力総括課 行政事務官 イ・ソングック

イ. 迅速・正確・顧客志向の方式審査

方式審査処理期間目標制の施行によって2009年受付書類の99.99%を期限(6日)内に方式審査処理を完了した。そのためには方式審査プロセス改善協議会を通じた業務プロセスの持続的な改善(2009年34件の改善事項を発掘)、新規転入者と業務専門家との1:1密着指導、方式審査事例集の発刊などを通じて方式審査処理期間を遵守するために努力した。

<表Ⅱ-1-37>方式審査処理期間の遵守率

(単位：件、%)

区分	受付	期限内方式審査	遵守率
合計	1,367,635	1,367,566	99.99%
出願	819,845	819,793	99.99%
国際出願	15,684	15,684	100.0%
登録	532,106	532,089	99.98%

また、方式審査の正確性・一貫性を高めるために半期別に方式審査に対する評価・分析を通じて未遵守処理案件の類型別改善方策を講じるとともに開放型方式審査指針書システムを構築した。同時に、出願書にエラーが検出された場合、出願人自らエラーを診断し、修正できる「出願Expert System」の高度化及び書面出願書類のエラー事項を赤色で別途表示・案内する赤表示案内制度を施行した。また、効率的かつ充実な方式審査のために方式審査信号システムなどを構築して、方式審査のエラー率減少を

誘導している。

第6節 審査・審判人材の専門性向上のための教育強化

1. 実務中心の専門教育課程の運営

国際知識財産研修院 知識財産教育課 行政事務官 チョン・スングォン

イ. 推進背景及び概要

国際知識財産研修院は知的財産強国の実現をリードする知的財産専門家の養成を目標にして、世界最高水準の高品質審査・審判サービスを提供するため、多様な実務中心の教育課程を運営している。目標の効率的な達成を考慮して実務中心の教育課程の編成及び実習時間の拡大、審査・審判事例研究時間の拡大・運営などで実務能力向上に重点をおいて教育を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

基本教育である新規審査官、中堅審査官及び審判官課程における実務実習時間の拡大、審査・審判事例研究時間及びOJTを通じて審査・審判官として備えるべき能力を最大に引き出せるようにした。また、PCT課程、審査事例研究（Ⅰ、Ⅱ）、審決判例研究及び訴訟遂行実務、先行技術調査など多様な実務中心の教育課程運営に裁判所勤務者及び優秀審査・審判官を講師として招いて実務中心の教育課程を強化することで、審査・審判における品質を高めると同時に、審査・審判人材の能力を強化し、専門性を確保することに貢献した。

また、審査・審判の実務強化のために基本法律である特許法及び商標法を水準別、段階別に区分し、基礎課程、深化課程に分離・運営した。また、主要争点分野に対する研究のために核心争点課程及び事例研究課程を開設して実施した。そして、民法（Ⅰ、Ⅱ）民事訴訟法及びデザイン保護法などに対する教育を通じて法律マインドを高めることに貢献した。

＜表Ⅱ－1－38＞実務中心教育訓練の現状

(単位：回、人)

課程名	研修対象	実績	
		回数	人員
新規審査官	特許庁審査官新規任用予定者	2	178
中堅審査官	新規審査官課程の履修者	1	115
審判官	中堅審査官課程の履修者	1	81
審判訴訟制度	特許庁5級以上の公務員	1	68
民法基本(Ⅰ)	特許庁公務員	1	71
民法基本(Ⅱ)	特許庁公務員	1	78
民事訴訟法	特許庁公務員	1	38
特許法基礎	特許庁公務員	2	151
特許法核心争点	特許庁公務員	1	73
特許法事例研究	特許庁公務員	1	51
商標法基礎	特許庁公務員	2	115
商標法核心争点	特許庁公務員	1	64
デザイン保護法	特許庁公務員	1	42
審査事例研究(Ⅰ)	特許庁審査経歴1～2年次の初任審査官	2	120
審査事例研究(Ⅱ)	特許庁審査経歴4年以上の技術職前任審査官	1	33
審決判例研究	特許庁5級以上の公務員	1	49
訴訟遂行実務	特許庁5級以上の公務員	1	16
先行技術調査	特許庁公務員	1	9
出願登録審判方式審査実務	特許庁公務員	1	16
PCT審査基礎	特許庁技術職審査官	1	18
PCT審査深化	特許庁技術職審査官	1	13

STN情報検索	化学生命審査局の審査官	1	14
知的財産権関連法	特許庁公務員	1	20
技術素養課程	特許庁公務員	2	29
技術専門課程	特実審査官として転換配置される行政職審査官	1	13
日本語で学ぶ日本特許制度	特許庁公務員	1	15
中国語で学ぶ中国知財権制度	特許庁公務員	1	13
特許行政新規者	特許庁新規採用及び転入公務員	1	27
合計		33	1,530

ハ. 評価及び発展方向

実務中心のカリキュラム運営及び優秀な講師の招聘、教育運営結果に対するフィードバックシステムの構築、審査・審判教育に対する現業適用度の測定など多様な専門教育と運営技法の導入を通じて審査・審判人材の専門性強化に貢献している。今後もKIP0-Academyを活用し、オンライン教育と研修院集合教育を連携した教育運営の拡大など教育の効果を高めるための方策を持続的に講じていく計画である。このような実務中心の専門教育は高品質の審査・審判サービスを提供するのに重要な土台になると期待している。

2. 特許庁の常時学習支援センター(KIP0アカデミー)の構築・運営

国際知識財産研修院 教授課 放送通信事務官 シム・ソンハック

イ. 推進背景及び概要

近年公務員の常時学習文化が定着することによって、特許庁職員から教育に対するニーズが高まっているが、集合教育だけではそのニーズに応えられないだけでなく、

勤務時間に長期間の教育を受けることは難しい状況である。従って、時・空間に囚われないサイバー教育の必要性がさらに大きくなっている。

また、ウェブ2.0時代の到来による学習者の自発的な参加と集団知性を根源とする知識の共有が急速に広がり、IT技術の発展によってマルチメディアを利用したサイバー教育の比重がますます大きくなりつつある。

しかし、サイバー教育だけでは学習者間または学習者と講師間の相互作用や実習には制限があるので、オンライン教育とオフライン教育を混合したBlended Learning (BL)が代案として浮上している。BL方式はオンラインで理論&基礎学習を提供し、オフラインでは実習&深化学習を提供することで学習シナジー効果を最大化する学習技法である。

オンライン教育コンテンツも供給者中心や理論詰込み教育方式から需要者中心、問題解決型の教育方式へとパラダイムが変わりつつあり、学習者間の相互作用と即時のフィードバックが行われる双方向学習へと開発方式を多様化しつつある。

ロ. 推進内容及び成果

2008年には審査・審判など特許庁職員のための常時学習体制を初めて導入し、職員がいつでもどこでもオンラインを通じて希望する教育を受けられるようにした。

そして、最高の専門家で構成された特許庁の学習特殊性を反映し、庁職員専用の常時学習支援センター(KIPOアカデミー)を新たに開設した。このサイトは審査・審判官の専門性を考慮し、自由に意見を述べる討論中心の学習を目指して作られた。また、職務研修として認められる常時学習、気軽に希望するモジュールを習得できる開かれた学習、学習情報交流スペース、e-休憩室などが提供されている。

特に、特許庁の審査審判能力を高めるため、庁内執筆委員との協力の下で2008年特実審査争点事例課程を始めに、2009年出願・登録・審判方式審査実務、商標判例研究

など5つの課程を開発して良質の教育、最新の教育サービスを提供している。この課程は経験豊富な審査・審判専門家が直接執筆・解説することで職員からの関心・興味を誘導した。

その他にも研修院が実施する集合教育の中で、主要課程に対しては現場講座を動画で製作し、授業に出席できない職員に常時提供している。例えば、現場講座「実践特許法」、「実践商標法」などがある。

また、教育訓練政策を担当する庁内部署と協力して全部処を対象にする共通教育（「セクハラ予防教育、障害者を家族のように」）をKIPOアカデミーe-ラーニングコンテンツでサービスし、各種政府施策の内容を時空間の制限なくいつでも参加できる教育として進めることで教育効果を最大化した。

2009年KIPOアカデミーサイバー教育の運営状況を見ると、「特許法」、「商標法」など知財権法課程と、「知財権関連の国際交渉課程」など特許英語課程、「民法」・「民訴法」など法律素養課程及び教養講座を含めた38課程（第5期数運営）を3,552人が受講した。

ハ. 評価及び発展方向

2009年には特許庁専用の知財権e-ラーニングサイト（KIPOアカデミー）をオープンし、いつでもどこでも学習できる常時学習体制を導入したことに意味がある。しかし、職員に最も必要なコンテンツの提供や学習への動機付けは不十分であったと判断される。また、オンライン教育に対する一方的な方式から大きく離れることが出来なかったという指摘もある。

今後は特許庁職員の持続的な関心を誘導すると同時に利用を活性化するために、誠実な優秀学習者には賞品提供などのインセンティブを与えることで学習の動機を与え、優秀な活動者には優秀活動会員として選定することで積極的な参加を誘導し、学習者フィードバックを強化することでサイトを活性化していく予定である。

何よりもオンライン教育における成功の鍵は教育コンテンツににある。そのため2010年には「英文審査指針」、「イム・ビョンウンの特許法」など需要者のニーズに合ったオーダーメイド型e-ラーニングコンテンツを開発して職務専門性を強化する予定である。

また、技術分野課程は検証された民間機関が提供するコンテンツを、情報活用課程などは行政安全部が提供しているコンテンツを導入して共同活用する計画である。

また、オンライン教育の一方向、理論中心の教育に対する問題点を解決するためにオンライン受講生を対象に事例・実習中心の特別講義を同時に提供する計画である。

中長期的には最新のIT技術を反映し、いつでもどこでも学習できるモバイルサービス及びインターネット放送サービスも実施する計画である。

<図 II - 1 - 7> KIPOアカデミー ([http : //www.kipoacademy.net](http://www.kipoacademy.net))



＜表Ⅱ－1－39＞特許庁の常時学習センターにおけるコンテンツの提供状況(36の正規課程、2010年4月基準)

区分	課程名	回数	
法・制度 (23)	職務基礎	2009年改正特許法の解説(チョン・ヒョンス書記官)	2(20分)
	職務深化	特実審査争点事例(パク・ジンソク課長の他5人、2009)	20(30分)
		出願・登録・審判方式審査実務(チョン・ヘヨンの他4人、2010)	15(30分)
		PCT審査実務事例研究(ファン・ウンテック、ムン・ソンプップ2010)	10(30分)
		商標判例研究(カン・ホグン、ペ・チョルフン2010)	10(30分)
		商標審査争点事例研究(チョン・ヒョンジョンの他5人、2010)	10(30分)
		職務連携	デザイン保護法の事例から見た争点研究(イ・スンフン、2010)
	試験	キム・ウンデザイン保護法深化1(現場講義、2008)	16(50分)
	対応	キム・ウンデザイン保護法深化2(現場講義、2008)	17(50分)
	法・制度 (23)	試験対応	キム・ヒョンホ特許法核心争点1(現場講義、2009)
キム・ヒョンホ特許法核心争点2(現場講義、2009)			22(50分)
民事訴訟法Ⅰ(イ・ジョンフン教授、南部行政国家公務員試験学院)			13(60分)
民事訴訟法Ⅱ(イ・ジョンフン教授、南部行政国家公務員試験学院)			17(60分)
パク・ジョンテ実戦商標法1(現場講義、2009)			18(50分)
パク・ジョンテ実戦商標法2(現場講義、2009)			17(50分)
チ・ヒョンス実戦特許法1(現場講義、2009)			18(50分)
チ・ヒョンス実戦特許法2(現場講義、2009)			16(50分)
チョン・ビョンイルの特許法判例(韓国特許アカデミー、2010)			12(50分)
ソン・ジウオンの商標法1(韓国特許アカデミー、2010)			16(60分)

		ソン・ジウオンの商標法2(韓国特許アカデミー、2010)	13(60分)
		イム・ビョンウンの特許法基礎1(現場講義、2010)	19(50分)
		イム・ビョンウンの特許法基礎2(現場講義、2010)	20(50分)
		チ・ヒョンスの特許法模試(韓国特許アカデミー、2010)	12(40分)
法・ 制度 英文 (3)	国際 能力	CIIP(Eric Enlow教授の特許法英語、2008)	20(30分)
		クリストファーの米国特許制度(現場講義、2010)	14(50分)
		知財権関連の国際交渉専門家課程(2009)	15(50分)
基本 素養 (10)	情報 活用	EXCEL(基礎)(行政安全部、2010)	13(30分)
		EXCEL(基本)(行政安全部、2010)	13(30分)
		EXCEL(活用)(行政安全部、2010)	14(30分)
		プレゼンテーション技法(行政安全部、2010)	8(30分)
		POWER POINT2007(行政安全部、2010)	22(30分)
		デジタルイメージ編集一般(行政安全部、2010)	22(30分)
		デジタルカメラ撮影技法及び動画編集(行政安全部、2010)	8(30分)
	社会 /生 活	著作権の理解(チュン・ゴンギョ、2010)	14(25分)
	実務	報告書作成スキル(チュン・ゴンギョ、2009)	10(25分)
		公文書作成のためのハングル文法(チュン・ゴンギョ、2009)	16(25分)

* 正規課程以外に34の課程をオープン講座として提供

3. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化

国際知識財産研修院 教育企画課 行政事務官 チョン・ソクジョ

イ. 推進背景及び概要

ソウル汝矣島にある中小企業会館で1987年7月に開院した「国際特許研修院」は国連傘下機関であるWIPO(World Intellectual Property Organization)からUNDP資金の支援を受け、現在の大田儒城区大徳研究団地内の建物に1991年2月に移転し、2005年1月に「国際知識財産研修院」と改称した。

国際知識財産研修院は2006年3月に産業財産権出願で世界4位、PCTによる国際特許出願で世界6位という韓国の知的財産能力と世界最高水準を誇る情報化技術に基づいた特許行政システムと国際的な知財権教育の先導、そして2000年以降特許庁が推進してきた途上国支援事業などに対する国際社会からの高い評価によってWIPO公式教育機関として指定された。

国際知識財産研修院は国内の公務員、民間人、教育者、学生などを対象に知財権教育を通じて知財権の重要性に対する認識を高めると同時に、知財権に対する知識伝授及び開院以降毎年開催されている「WIPOアジア・太平洋地域セミナー」とWIPOとの共同教育プログラム、KOICA(Korea International Cooperation Agency)協力の教育を通じて韓国の発展した知財権分野に対する経験とノウハウを伝授することで発展途上国の知財権発展に協力している。

ロ. 推進内容及び成果

2009年には特許庁－WIPO共同の「WIPOアジア・太平洋セミナー」が10月6日～8日まで「知的財産権分野における官・民パートナーシップ」をテーマとして開かれ、アジア・太平洋地域における知財権関連従事者13カ国23人が参加した。韓－ASEAN FTA第6回会議(2008年10月、ジャカルタ)が確定され、韓－ASEAN FTA経済協力の一環として7月11日～29日まで行われた「ASEAN特許審査官教育」にはASEAN8カ国20人の特許審査官が参加し、韓国の特許審査制度などを学ぶと同時に韓国の文化や産業発展を経験する機会となった。

その他にもWIPO技術移転地域訓練プログラム、KOICA協力の「チュニジア公務員教育課程」、「南アジア知財権公務員課程」などに133人の外国人が参加し、1987年～2009

年まで教育参加人員が1,774人に達したことは国際知識財産研修院がアジア地域知財権教育におけるハブとしての役割を充分果たしているという明白な証拠となっている。

「WIPOアジア・太平洋地域セミナー」は1987年開院以来WIPOと共同で知財権分野の国際懸案をテーマとして毎年開催してきたセミナーで、WIPOとの持続的な協力関係の基盤を強固なものにしている。一方、韓国信託基金(KTF)5次事業として運営された「WIPO技術移転セミナー」では「エネルギー分野における技術移転及び技術ライセンス(STL)の成功」をテーマに討論と模擬実習などで「ライセンスに対する交渉能力」を高めた。

ASEAN特許審査官の教育課程は「ASEAN特許審査官」に世界最高レベルの審査・審判の基礎を提供したKIPO-NET(特許行政電算システム)を基に、各分野別の実体審査の実習と進んでいる韓国の特許情報化技術を学び、産業団地見学などを通じて韓国の美しい自然と産業発展の様子を同時に体験できる貴重な機会を提供した。

<図Ⅱ-1-8>ASEAN特許審査官教育課程の資料写真



<表Ⅱ-1-40>2009年外国人課程教育訓練の運営結果

区分	名称	主要内容	日程	参加者
WIPO 課程	WIPO PCT 電子出願 願深化教育	・PCT方式審査及び知財権実務全般	2.2～2.6	5カ国10人

	Summer School	・大学生及びYoung Professionals 対象の知財権教育	6.22～7.3	5カ国24人
	ア・太地域 セミナー	・ア・太地域知財権分野の発展方 案の共同研究	10.6～10.8	13カ国23人
	WIPO技術移転及 びライセンスシ ング教育	・エネルギー分野の技術移転及びラ イセンシング教育	10.19～10.23	10カ国13人
KOIC A 課程	韓・シンガポー ル知財権課程	・韓国の知財権政策と制度発展の紹 介	6.8～6.19	11カ国15人
	SAARC公務員対 象の知財権課程	・各国の知財権政策及び発展方 案の紹介	9.6～9.19	8カ国13人
	チュニジア 知財権課程	・知財権保護戦略及び実務全般教育	11.9～11.20	15人
ASEA N基 金	ASEAN加盟国 審査官	・特許実質審査及び知財権強化方 案	7.11～7.29	8カ国20人
計	8つの課程			133人

研修院の対外協力分野においても一つ注目すべき点は、外国政府の要請による委託教育課程の開設である。2006年WIPO及びアゼルバイジャン政府の要請によるアゼルバイジャン知的財産権教育機関設立のためのコンサルティング業務を始めとして、2007年にはベトナムとマレーシア政府の公式要請により両国の知財権業務関連公務員を対象に初めて外国人オーダーメイド型教育を実施し、インドネシアIP教育機関設立のためのコンサルティング業務を行った。

国家間知財権教育発展のための協力として、2005年シンガポールIP ACADEMY、2006年中国のCIPTC(China IP Training Center)、2007年ブラジル特許庁とMOUを締結して教育プログラムの開発、教材相互交換、共同セミナーなどを開催している。

特に、2007年からCIPTC(China IP Training Center)と国際知識財産研修院が交替で主管する共同セミナーが2009年11月25日韓国知識財産センターで国際知識財産研修院主管の下で開催され、両研修院間の協力関係を強化した。

ハ. 評価及び発展方向

2009年6月にドイツのミュンヘンで開かれた第3回IP教育機関長シンポジウムでは、20カ国余りの知財権教育機関長が出席した中で、韓国のオーダーメイド型知財権教育を通じたIP専門家養成課程及びIP Hub Korea達成のための外国人教育課程と発明指導者・発明英才育成のための発明教育課程、IP e-ラーニングシステムを構築して知財権人材養成の中心機関になるため持続的に努力した韓国が賛辞を浴び、国際知識財産研修院の2010年「第4回IP教育機関長シンポジウム」開催提議を承認した。

20世紀国際秩序のパラダイムが政治中心であったとすれば、21世紀は知識基盤産業を中心とした経済中心の体制といえる。経済中心の国際秩序体制の下で知的財産の重要性はさらに拡大しつつある。知識基盤経済社会で経済成長と富の創出の源泉が労働、資本、天然資源など物的資源から特許、ブランド、デザイン及び科学技術など知的財産へと急速に変わりつつあるためである。

このような時代の流れを反映し、国際知識財産研修院は名実共に国際的な知財権教育機関として国際教育プログラム及びコンテンツの開発を通じて知財権人材養成の中心機関になるため持続的に努力していく計画である。2010年世界IP教育機関長シンポジウムの開催を通じて知財権交流協力事業で韓国が堂々とその中心に立って会議を開催し、IP5体制のプレゼンスに似合う知財権先進国としての能力が認められ、国際的な責任や各国の知財権制度発展をリードする人材養成にさらに拍車をかけていく計画である。

＜表Ⅱ-1-41＞2010年国際セミナー及び外国人対象の教育

日時	イベント名	対象	備考
3.22～ 4.1	・WIPO特許法・特許実務教育	ア・太地域、ARIPO ⁶ 、EAPO ⁷ 特許審査官(20人)	WIPO KTF基金 教育事業
6.21～ 7.2	・WIPO Summer School	大学生及び Young Professionals(25人)	WIPO(WWA) 協力事業
7.8～ 7.24	・韓・イラク知財権教育	イラク知財権分野の専門家 (20人)	KOICA 協力事業
8.24～ 8.26	・第4回世界IP教育機関長シン ポジウム(ソウル)	世界各国IP教育機関長(25人)	WIPO(WWA ⁸) 協力事業
10.5～ 10.7	・WIPOア・太地域セミナー	ア・太地域知的財産権関連の 公務員及び専門家(30人)	WIPO協力事業
10.14～ 10.30	・韓・ASEAN知財権教育	ASEAN地域知的財産権関連の 公務員及び専門家(20人)	KOICA 協力事業
未定	・ベトナム特許庁公務員課程	ベトナム特許庁の商標・ デザイン審査官(10人)	韓・ベトナム 長官会談 (国際協力課)
	・第3回韓・中知財権共同セ ミナー(中国CIPTC主管)	中国企業及び現地韓国企業の IP関連担当者	中国CIPTC ⁹ と MOU後続事業

⁶ ARIPO : African Regional Intellectual Property Organization

⁷ EAPO : Eurasian Patent Organization

⁸ WWA : WIPO Worldwide Academy

⁹ CIPTC : China Intellectual Property Training Center

第2章 顧客志向の知的財産権制度の構築・運営

第1節 特許・実用新案分野

1. 顧客オーダーメイド型の特許法・実用新案法の施行

電気電子審査局 特許審査政策課 工業事務官 チ・ソング

イ. 推進背景

知識基盤経済の最も重要な要素である特許制度を顧客の立場を考慮し、発明者と企業、研究所など特許庁の中心顧客が感じる主な不便の要因である複雑で厳しい特許審査・審判手続きを単純化し、特許出願人が特許を受ける機会を最大限に保証するため、発明の補正・補完をより容易にできるようにするなど、顧客オーダーメイド型特許制度を構築し、本格的に施行した。

また、韓国語が世界で9番目に「特許協力条約」で規定する国際公開語として採択されたことにより、国際公開に関する特例規定を整備する必要があった。そこで、このような目的を達成するための顧客オーダーメイド型の特許法・実用新案法の改正を推進し、同法律案が2008年11月3日に国会に提出され、同年12月に知識経済委員会で可決された。2009年1月30日付けで正式公布され、同年7月1日より本格的に施行されるようになった。

顧客オーダーメイド型特許制度を失敗せず施行するため、法律改正に対する後続措置として特許・実用新案の審査基準を大幅改正し、2009年7月1日から施行する一方、特許審査の国際協力時代を迎え、世界に通じる高品質審査サービスを提供するために審査基準を国際レベルにアップグレードするなどの作業も並行して推進した。

ロ. 推進内容及び成果

まず、最終拒絶理由通知の後、特許出願人が特許出願書に添付された明細書または図面を補正するにあたって、特許請求の範囲を減縮して拒絶理由を解消した場合でも、特許請求の範囲が実質的に変更されたという理由で該当補正が却下されることによって、結局該当特許出願が特許を取得できないケースがしばしば発生していた問題を解決するため、最終拒絶理由通知後の補正に対する制限要件で特許請求の範囲を減縮する場合は実質的な変更と看做さないように整備することで、特許出願人が特許請求範囲を自由に減縮できる機会が確保できるようになった。

＜表Ⅱ－2－1＞年度別の補正却下決定件数

(単位：件数、%)

区分	1次意見提出通知	最終意見提出通知	最終補正	補正却下決定
2004	74,434	1,007	643	273(42.5%)
2005	106,072	2,477	1,817	1,230(67.7%)
2006	151,380	4,435	3,579	2,088(58.3%)
2007	97,000	6,297	5,317	2,814(52.9%)
合計	428,886	14,216	11,356	6,405(56.4%)

＜表Ⅱ－2－2＞事由別の補正却下決定状況(2007年)

(単位：件数)

第47条 第2項 (新規事項 禁止)	第47条 第3項 (減縮な ど)	第47条第4項				合計
		実質的 な変更	特許出願時に特許が受けられること			
			従前の 拒絶理由	新しい 拒絶理由	請求項削除による 拒絶理由	
130 (5.2%)	231 (9.2%)	757 (30.2%)	1,283 (51.2%)	74 (3.0%)	30 (1.2%)	2,505* (100%)

*一つの特許出願に対して複数の補正却下決定がある場合、最終決定に対してのみ分析する。

また、特許拒絶決定を受けた場合、審査官に再び審査を受けるためには必ず特許拒絶決定不服審判を請求するようにしているため、特許出願人としてはやむを得ず特許拒絶決定不服審判を請求しなければならないという不便があったが、特許拒絶決定不服審判を請求しなくても特許出願書に添付された明細書または図面の補正と同時に再審査を請求すると審査官に再び審査を受けられるようにする、再審査請求制度を新たに導入した。この制度は複雑な審判手続きを通じなくても明細書を補正するだけでも再び特許可否の判断してもらえる通路を構築し、再び審査を受けるための手数料を節減できるようにしたという点で顧客に優しい革新的な制度と認識されている。既に施行中である請求項別に特許許与可能可否を通知してくれる「請求項審査制度」と連携が行われた場合、効果が最大になることで今後利用件数が徐々に増加していくと見られる。

<表Ⅱ-2-3> 年度別の審査前置特許決定件数

(単位：件数、%)

年度	審判請求件数	審査前置件数	審査前置後の特許決定件数
2003	3,208	2,772	2,142(77.3%)
2004	4,041	3,392	2,584(76.2%)
2005	6,200	5,121	3,964(77.4%)
2006	8,612	7,172	5,361(74.7%)
2007	9,638	7,934	5,291(66.7%)
合計	31,699	26,391	19,342(73.3%)

その他にも審査官の最終拒絶決定処分を受けた後も、特許出願された発明を分割できる機会付与、特許料の2倍以内の範囲で知識経済部令で定める金額によって差等納付できるようにする追加納付料の差等納付制度の導入、補償金支給請求権などに関する国際公開の効力と国内公開の効力の統一、特許出願明細書の些細な記載不備事項を審査官が職権で補正できる審査官職権補正制度の導入など、特許出願審査手続きが単純化して運営される一方、従来の制度運営上に現れた一部不備な点が改善・補完され施

行された。

主要施行内容

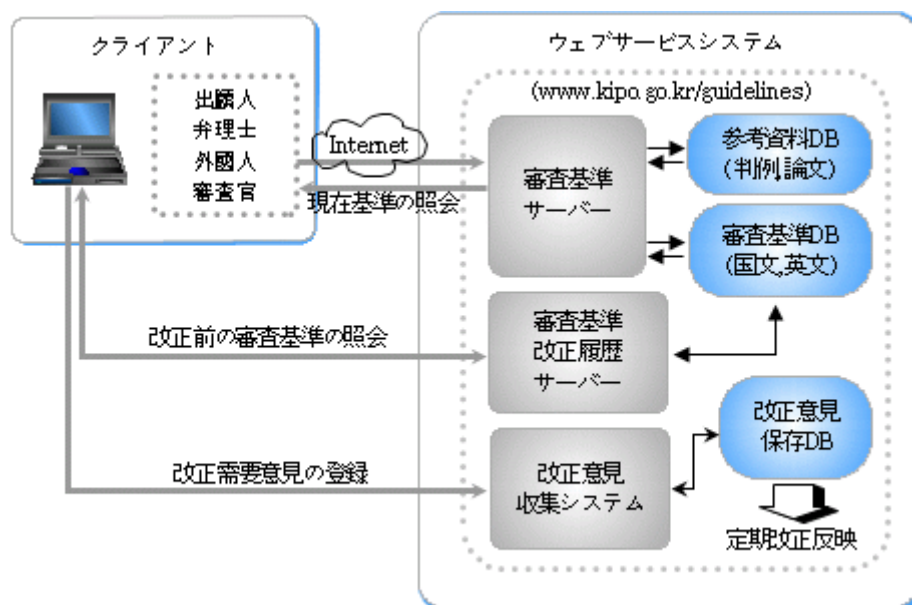
- ①特許出願明細書又は図面に対する最終補正段階での補正制限要件を緩和し、特許請求の範囲を減縮する補正は実質的な補正と看做さないことにする。(第47条)
- ②特許拒絶決定不服審判を請求しなくても、特許出願書に添付し明細書又は図面の補正と同時に再審査を請求すれば、審査官に再び審査を受けられるようし、従来拒絶不服審判を請求した後に明細書などの補正を通じて審査官が再び審査するようにする審査前置制度を廃止する。(第67条の2新設、第173条など削除)
- ③特許料を追加納付する時の納付金額を特許料の2倍以内の範囲で知識経済部令で定める金額に従って差等して納付できるようにする。(第81条第2項、第81条の2第3項)
- ④韓国語で出願した国際特許出願人は国際公開の後、その国際公開された発明を業として実施した者に補償金の支給が請求できるようにし、国際公開時に韓国語で国際特許出願された発明が国内公開されたものと看做す。(第207条第6項)
- ⑤審査官より最終拒絶決定を受けた出願人がその拒絶決定謄本を送付された日より30日以内に特許出願された発明のうち一部を分割して再出願できるように、分割出願¹⁰の可能時期を拡大する。(第52条)
- ⑥特許出願書に添付された明細書、図面又は要約書に明らかに間違っていて記載された内容がある場合、審査官がこれを職権で訂正できるようにする「審査官職権補正制度」を導入する。(第66条の2)
- ⑦特許庁の職員・特許審判院の職員又はその職に就いていた者が秘密保持義務を違反した場合、現行「2年以下の懲役又は3百万ウォン以下の罰金」に処するようにしたものを「5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金」に処するようにより量刑を強化する。(第229条)

※実用新案法も同様に改正

¹⁰ 分割出願は特許出願人が2つ以上の発明を1つの特許出願とした場合、その特許出願の出願書に最初に添付し明細書または図面に記載された事項の範囲内で第47条第1項の規定によって補正できる期間以内にその一部を1つ以上の特許出願として分割できるようにした制度である。

一方、審査結果が国際的に相互交換・活用される審査業務国際協力時代を迎え、審査品質の信頼を確保するために特許要件の審査基準を世界的水準にアップグレードするプロジェクトが進められた。内容の面では特許先進国の審査基準・審査実務との比較研究を通じて請求範囲特定原則・結合発明の審査基準を含め、39の審査基準が新設され、理解度増進のための適用例題が52に拡大された。また、発明の進歩性判断基準の場合は、日本やヨーロッパ特許庁を凌駕する程度まで増大された。また、同特許要件の審査基準を英語に翻訳して外国出願人・代理人などに提供するなど、国際協力に似合う審査基盤を構築するために努力した。

<図Ⅱ-2-1>特許審査基準をウェブでサービスするe-審査基準体系



外形的な側面でも従来のサービス形態から脱して需要者に優しいウェブサービス(e-審査基準)を構築することでアクセス性を向上すると同時に顧客参加方案も拡大した。特許顧客であれば誰でもワンクリックで特許審査基準ウェブサービスにアクセスして特許付与基準の確認や参考資料などのダウンロードができ、付与基準に対する意見も述べるができる。細部特許付与基準別に意見を常時収集して改正に反映するe-審査基準ウェブサービスのプロセスは特許先進5カ国(韓国、米国、日本、ヨーロッパ、中国)の中で韓国が初めて導入したもので、優秀な審査行政を対内外に標榜することで国際的な信頼を得ることができるものと期待している。

ハ. 評価及び発展方向

韓国の特許制度が顧客のニーズを積極的に反映した「顧客オーダーメイド型」に改善・施行されたことで企業などの特許顧客にとって便利な特許制度としての基盤が強化され、それによって特許顧客からも好評を得ている。また、知的財産権のグローバル化時代をむかえて特許・実用新案の審査基準を特許先進国レベル並みに引上げ、難なく国際協力時代に備えられるようになった。

今後も韓国の特許制度は相当な変革と成長を経験すると見られる。特許制度の国際的な統一化に向けた努力の一環として、特許法条約(PLT)への加盟が求められる時点にきているだけでなく、特許庁が1990年特許法を全部改正して以来、数回にわたって特許法を改正してきたが、部分的な法改正に止まり、特許法体系の新たな定立が必要な時期を迎えている。

このような時代のニーズに応えるため、特許出願の形式や手続きを出願人の立場から考え、最も便利に利用できるよう画期的に改善する特許法条約先反映法改正を積極的に推進し、これと並行して審査基準を含む審査実務も国際的な流れに沿って持続的に調和を成す努力を傾けていく計画である。

2. オーダーメイド型3トラック特許審査制度の導入

電気電子審査局 特許審査政策課 工業事務官 ポック・サンムン

イ. 推進背景

これまで特許庁は特許審査処理期間の短縮を最優先課題として推進し、2006年と2007年に世界で最も速い特許審査処理期間である9.8ヶ月の達成という大きな成果を挙げた。しかし、技術のライフサイクル、開発された技術の事業化時期が技術分野によ

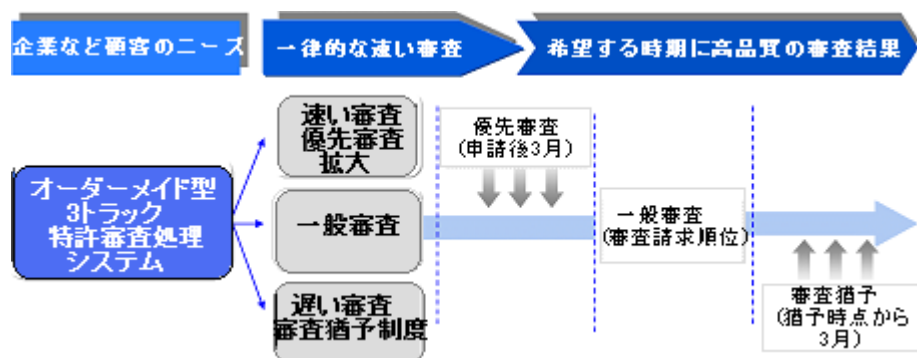
ってそれぞれ異なる環境下で、画一的な審査処理期間の短縮では顧客の多様な要求を満足させることには限界があった。特許政策においてスピードが重要課題となっている間に、顧客のニーズは既に多様化したためである。これは「さらに速い審査サービスが必要であるという意見(68.3%)」と「遅い審査が必要であるという意見(48.8%)」などが混在して現れた世論調査専門機関(現代リサーチ)のアンケート調査結果からも確認することができた。

そこで、特許庁は2008年5月第2期中央責任運営機関の発足を契機に「一律的な特許審査処理期間の短縮」から「顧客が希望する時期に高品質の特許審査サービスを提供」へと特許行政の政策方向を実用的に転換し、特許審査制度の改善を本格的に推進し、2008年10月1日から世界初のオーダーメイド型3トラック特許審査制度を施行した。

ロ. オーダーメイド型3トラック(速い/一般/遅い)の主要内容

2008年10月1日から施行されたオーダーメイド3トラック特許審査制度は速い・一般・遅い審査の3種類のサービスの中から出願人が自分の特許戦略に合った審査処理時点を直接選択・管理できるようにする制度である。出願人は速い審査を通じて1日も早く特許権を獲得し、独占的な地位を先占することができ、遅い審査を通じて事業化のための十分な時間を確保することもできる。

<図Ⅱ-2-2>オーダーメイド型3トラック特許審査制度の概要図



1) 速い審査

速い審査は全面拡大された優先審査を通じて誰でも利用が可能で、申請後2～3ヶ月以内に審査結果を受け取ることができる。これまではベンチャー企業の出願又は自己実施出願など特定出願に限って速い審査を受けることができたが、それは特定出願だけが制限的に優先審査を利用することができたためである。しかし、今後は従来優先審査の対象に含まれていなくても特許庁が指定した専門機関¹¹に優先審査用の先行技術調査を依頼し、その調査結果を特許庁長に通知するよう要請さえすれば、誰でも速い審査サービスを受けられるようになった。

<表Ⅱ-2-4> 優先審査の利用手続き

①従前の優先審査対象(下記を参照)に含まれる⇒証憑書類を添付した後、優先審査を申請

④ 従前の優先審査対象

⑤ 特許・実用新案登録出願における従前の優先審査対象のうちの共通分野：11分野

- ・ 自己実施又は自己実施準備中である出願
- ・ ベンチャー企業の特許・実用新案登録出願
- ・ 自己発明に対して第3者が実施中である出願
- ・ 防衛産業に関する出願
- ・ 公害防止に関する出願
- ・ 輸出促進に関する出願
- ・ 国家又は地方自治体の職務関連の出願
- ・ 新技術開発支援事業及び品質認証事業に関する出願
- ・ 条約優先権の基礎となる出願
- ・ 電子取引と直接関連した出願

¹¹ 指定専門機関：韓国特許情報院、(株)WIPS、IPソリューション(株)、(株)韓国IP保護技術研究所

-
- ・ 技術革新型中小企業の出願
 - ⑥ 特許出願における従前の優先審査対象：3つの分野
 - ・ 特許庁長が外国特許庁長と優先審査することに合意した特許出願
 - ・ 地域特化発展特区に対する規制特例法第36条の8によって規制特例が適用された特化事業と直接関連した特許出願
 - ・ 先端医療複合団地指定及び支援に関する特別法第26条によって規制特例が適用された入居医療研究開発機関が提出した先端医療複合団地内の医療研究開発と関連した特許出願
 - ⑦ 実用新案登録出願における従前の優先審査対象：1つの分野
 - ・ 出願と同時に審査請求をし、その出願後2月以内に優先審査の申請がある実用新案登録出願
 - ⑧ 従前の優先審査の利用手続き
 - ・ 特許庁に優先審査申請書(特許法施行規則別紙第22号書式参照)の提出及び優先審査請求料(特許：20万ウォン/件、実用新案：10万ウォン/件)納付
-

② 従前優先審査対象に含まれない⇒次の手続きを通じて拡大された優先審査を利用

- ① 特許庁が指定した専門機関のうち1ヶ所に優先審査用の先行技術調査を依頼
 - 依頼の時に調査対象出願明細書を提出すると同時に、先行技術調査結果を特許庁に提出するように要請
 - ※ 優先審査申請人が優先審査用の先行技術調査依頼費用を負担(1件当たり約60万ウォン～70万ウォン)
 - ② 特許庁に優先審査申請書の提出及び優先審査請求料(特許：16万7千ウォン/件、実用新案：8万6千ウォン/件)納付
 - 依頼機関、依頼日付及び調査結果提出要請事実などを簡単に記載
 - ③ 必要な場合、専門機関の先行技術調査報告書の提出を確認
 - 一般的に調査依頼日より15日以内に提出完了
-

2) 一般審査

一般審査は審査請求の順位によって審査結果を提供している。2009年末平均審査処理期間は15.4ヶ月である。これは米・日・ヨーロッパの特許先進G3よりも約4～13ヶ月早いものである。

3) 審査猶予申請制度の導入

遅い審査は世界で初めて導入される審査猶予申請制度を通じて受けることができる。これは開発された技術の事業化時期や市場性調査などで、一般審査より遅く審査を受けようとする特許出願人に配慮したものである。審査を受けようとする猶予希望時点¹²を書いて申請すると、その時点から3ヶ月以内に審査サービスを受けることができる。

審査猶予申請制度を活用すれば正確な特許審査の時期を予め決定できるメリットがある。特許審査は審査請求の順番とおりに審査するのが原則であるため、審査請求の量によって審査時期が変動するが、審査猶予申請制度を利用すると正確な時期に審査を受けることができる。又、特許決定が早すぎて早期公開されたり、特許維持費用が増加することも事前に防ぐことができる。すぐに商品化が必要でなければ、速い特許登録に続く早期公開によって競合社に技術内容が漏れる懸念があるので、遅い審査(審査猶予)で審査時期を管理の方がより賢明な選択といえる。

<表Ⅱ-2-5> 審査猶予申請制度の利用手続き

-
- ▶ 審査請求時又は審査請求日より 6 ヶ月以内に猶予希望時点を記載した審査猶予申請書を提出
 - －出願人のみ申請可能
 - －出願＋審査請求の同時申請も可能
 - －猶予希望時点は審査請求後 18 ヶ月が経過した時点から出願後 5 年以内に限る
- ※別途の申請手数料は必要ない
-

¹² 審査請求後18ヶ月～出願日後5年以内で猶予希望時点を選択

ハ. 評価及び発展方向

オーダーメイド型3トラック特許審査制度を2009年施行した結果、拡大された優先審査件は2,680件で全体審査請求(132,493件)の2.0%、審査猶予申請は1,691件で全体審査請求の1.3%であった。また、2009年5月の利用者満足度アンケート調査の結果、速い審査利用顧客の77.4%が速い審査の処理期間に満足していることが分かった。このような結果から考えると、オーダーメイド型3トラック制度は施行1年余りで安定的に定着したものと評価される。

オーダーメイド型3トラック特許審査制度の施行により出願人は自分の特許戦略によって「速い審査」、「一般審査」、「遅い審査」の3つのサービスの中から1つを選択することで、特許審査の時期を自由に調整できるようになった。今後も特許庁は3トラック特許審査制度の利用状況と顧客からのニーズを持続的に把握し、審査猶予申請出願に対する審査請求料の納付猶予制度の導入を検討するなど、3トラック特許審査制度を拡大・発展させるための努力も続ける予定である。

3. グリーン技術に対する超高速審査制度の導入

電気電子審査局 特許審査政策課 工業事務官 ポク・サンムン

イ. 推進背景及び概要

政府の「低炭素グリーン成長」¹³国家戦略を特許審査でバックアップできる最も効果的な方案は迅速な審査を通じて早期権利化を支援することである。ますます重要視されつつあるグリーンマーケットを先占するためには迅速に獲得した特許権を武器に

¹³ 韓国はエネルギー資源不足や原油高の危機、そして気候変動で象徴される環境危機を克服し、将来世界経済をリードする新しい成長エンジンを創出するため、2008年9月から「低炭素グリーン成長」を新しい国家発展戦略として採択した。

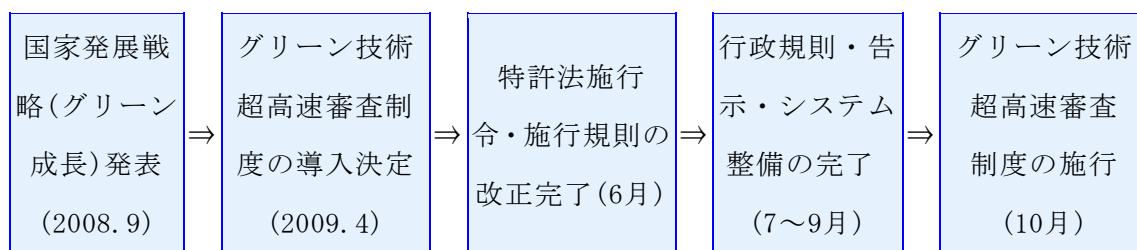
マーケット支配力を高め、競合社の市場参入を防ぐ必要がある。そこで、特許庁は「低炭素グリーン成長」国家戦略に基づき、研究・開発されたグリーン技術に対して速やかに特許可否を決定するグリーン技術超高速審査制度を世界で初めて導入した。

ロ. 推進内容及び成果

グリーン技術超高速審査制度は出願人がグリーン成長国家戦略の各種支援政策によって研究・開発したグリーン技術特許出願に対して超高速審査を申請すると特許庁が該当出願を迅速に審査し、申請後1ヶ月以内に審査結果を提供する制度である。同制度の施行のために特許法施行令・施行規則・優先審査告示など関連法令を改正すると同時に、出願人対象のアンケート調査の実施(2009年5月)、圏域別説明会の開催(2009年5月～6月)、先行技術調査機関など実務者点検会議の開催(2009年5月～7月)などを通じて制度導入の完成度を高めた。

一方、グリーン成長支援政策の根拠となる低炭素グリーン成長基本法の国会通過遅延によって同制度の導入が難航したが、制度導入検討の際に設けられた法未通過時の対策によってグリーン技術の特許法施行令で直接定義付けて根拠規定を設けた後、優先審査の告示で細部対象を定める方法で2009年10月1日から無事施行された。

<表Ⅱ-2-6> グリーン技術超高速審査制度の導入経過



1) グリーン技術超高速審査の対象

グリーン技術超高速審査は国家などから金融支援または認証を受けたグリーン技術と環境関連法令で定めたグリーン技術を対象にしている。対象選定の時、グリーン技

術の範囲が極めて広範囲である点、限られた特許行政力の効率性を最大化しなければならない点などを考慮し、金融支援または認証を受けたグリーン技術を対象にした。また、既に優先審査の対象に含まれていた大気環境保全法など7つの環境関連法令で定めたグリーン技術も含まれている。

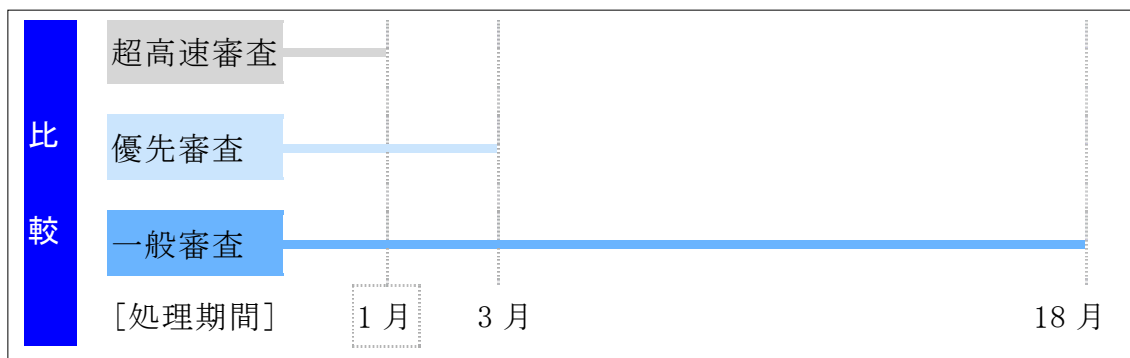
2) グリーン技術超高速審査の申請

出願人は自分の特許出願がグリーン技術超高速審査の対象に含まれた場合、専門機関に先行技術調査を依頼した後、優先審査申請書に超高速審査の趣旨を記載して電子文書で超高速審査を申請することができる。その際、優先審査申請書にはグリーン技術と直接関連する特許出願として専門機関に先行技術調査を依頼した出願であることを明確に記載する必要がある。また、添付される優先審査申請説明書には出願発明がグリーン技術に該当するかどうか、国家などからの金融支援または認証を受けたかどうかなど詳しく説明する必要がある、必要な場合は証憑書類も同時に提出しなければならない。

3) 超高速審査が申請された出願の処理

超高速審査の申請があった出願は申請後14日以内に書類受理、仮分類、確定分類、超高速審査の決定など審査準備過程が全て完了し、専門機関の先行技術調査結果もこの期間内に特許庁に提出されるよう調査機関と協議した。審査準備が全て終わると、担当審査官は14日以内に審査結果を出願人に提供する。申請日基準で見ると、全体処理期間が最長28日(1ヶ月以内)になるよう制度を設計した。一般出願の場合、書類の受理及び分類審査などに1～3ヶ月がかかり、審査待機期間も平均18ヶ月であることと比較すると超高速審査申請出願が如何に迅速に処理されるのかが分かる。

＜図Ⅱ－2－3＞超高速審査の期間短縮効果の比較



一方、審査官が超高速審査された出願を拒絶決定し、出願人がそれに不服して拒絶決定不服審判を請求した場合、その出願は自動的に迅速審判の対象となる。迅速審判は審判請求後4ヶ月以内に審判が終了するため、一般審判(約9ヶ月)と比べると出願人は約5ヶ月程度速く審判結果が分かる。

ハ. 評価及び発展方向

2009年超高速審査の申請状況をみると、制度施行3ヶ月間(10月～12月)で合計54件が申請され、そのうち40件が超高速審査の要件を全て満たして超高速審査を受けた。処理期間の面では申請要件を補完する場合など特別な事由がある場合を除いて全て申請後1ヶ月以内に審査結果が提供され、最も速い特許決定は申請後の18日目であった。また、超高速審査を利用した早期権利化のメリットが大きく、一度超高速審査を利用した出願人が再度利用するケースも徐々に増加している。

外国の優先審査制度と比較してみても、申請後1ヶ月以内に審査結果を提供するという面で全世界で最も速い審査制度¹⁴として評価されている。特に、全世界的に関心が高まりつつあるグリーン技術を対象に先手を打つ形で制度を導入したことでさらに意味がある。韓国がグリーン技術の超高速審査制度を施行してから、日本(2009年11月)、

¹⁴ 米国・EPO・日本など主要国の場合、優先審査申請後の約3～9ヶ月時点で審査結果を提供する。日本の超短期審査制度(申請後1ヶ月以内に審査結果の提供)が韓国の超高速審査制度と類似した処理期間であるが、申請対象を外国に条約優先権を主張して後出願した場合に制限している。

米国(2009年12月)などもグリーン技術に対する優先審査制度を始め、その他にカナダ、ドイツなどでも韓国のグリーン技術の超高速審査制度に高い関心を寄せている。

2010年4月から「低炭素グリーン成長基本法」の施行により、グリーン技術として上記法令に基づいた各種支援政策関連の特許出願も超高速審査に含まれるようグリーン技術超高速審査対象を拡大する予定である。これを通じてグリーン技術の認証、グリーン専門企業の確認、グリーン産業投資会社の投資など、グリーン成長に向けた政府の各種支援政策と直接関連する特許出願も超高速審査の恩恵を受けることができ、「グリーン技術の早期権利化支援」という政策目標を充分達成できると期待される。

第2節 商標・デザイン分野

1. 商標法改正の推進

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 オム・テミン

イ. 推進背景

特許庁は2007年に妥結された「大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定(FTA)」の合意事項を履行するために、音・匂いを「商標」に含め、証明標章制度を導入するなどの商標法改正案を立案し、2008年10月13日に国会に提出した。

また、特許庁は経済危機の早期克服を支援し、商標権者などの不便や負担を緩和させるため、商標登録料分割納付制の導入及び商標権における存続期間更新登録の申請制への転換などを骨子とする改正案を立案し、2009年5月13日に国会に提出した。

ロ. 韓－米FTA履行法律案の主要内容

1) 音・匂い商標など非視覚的な商標の認定

音・匂いなど非視覚的な標章であっても記号・文字・図形又はその他の方法で視覚的に認識できるように表現したものは商標の範囲に追加して商標法に従って登録・保護できるようにした。

2) 商標及びサービス業に対する証明標章を新設

「証明標章」とは消費者の品質誤認や出処の混同を防止するため、商品やサービス業の特徴的な事項を証明するために使用する商標であり、代表的なものとしてWOOL Mark、COTTON Markなどがある。改正案ではこのように商品やサービス業の品質、原産

地、生産方法などの特性を証明することを内容とする証明標章を商標の形態に追加して商標法に従って保護できるようにした。現行法は商標、サービス標、団体標章、業務標章を商標の類型として定めている。

3) 専用使用権登録義務制度の廃止

「専用使用権(exclusive license)」とは、登録商標をその指定商品に対して一定の範囲内で独占的に使用できる権利を意味する。現行法は専用使用権に対して登録を効力発生要件としているため、登録しない場合、その効力は発生しないものと規定している。改正案は専用使用権を登録しなくても私的契約によって効力が発生するようにし、登録を第三者対抗要件に変更した。

4) 法定損害賠償制度の新設

商標権侵害による損害賠償訴訟で損害の立証や損害額を推定し難い場合、商標権者又は専用使用権者の権利保護が難しいケースがあるという指摘があった。改正案は5千万ウォン以下の損害額に対しては商標権者又は専用使用権者の立証責任を緩和する法定損害賠償制度を新設し、商標権者又は専用使用権者が実損害額と法定損害額の中から選択して請求できるようにした。

5) 秘密保持命令制度の導入

改正案は商標権又は専用使用権の侵害に関する訴訟において、片方の当事者が営業秘密を知り得た場合でも、その営業秘密を公開しないように裁判所が命令できるようにする秘密維持命令制度を導入した。上記の内容はデザイン保護法改正案にも反映された。

ハ. 出願人の便宜を図るための制度改善案の主要内容

1) 商標登録料の分割納付制の導入

現行法令上、商標登録料は登録決定または登録審決の謄本を受け取った日から2ヶ月以内一括納付するようになっているが、商標権者などの負担を緩和するため、商標登録料を2回に分割して納付できるようにした。

2) 商標権存続期間更新登録を申請制に転換

現行の規定は商標権の存続期間を更新しようとする場合、商標権の存続期間更新登録出願をする必要があるが、商標権の存続期間更新登録申請制度に簡素化することで、期間内に商標登録料を納付して簡単な存続期間更新登録申請書を提出すれば、別途の審査手続きをしなくても存続期間の延長ができるようにした。

3) 商標登録出願に対する審査の順番及び優先審査の根拠を明示

現行の規定では商標登録出願に対する審査の順番と優先審査の根拠を「商標法施行規則」に置いているため、これを商標法に直接明示した。

4) 直権補正制度の導入

現行の規定は商標登録出願書などに明白な誤記などと判断される事項があっても審査官が直権で訂正できる根拠規定がないため、このような明白な誤記などに対しては出願人に補正要求書を発送しなくても審査官が直権で訂正できるようにした。

5) 手数料払戻し対象の拡大

現行の規定は商標登録出願後1ヶ月以内に取り下げたり、放棄した出願の商標登録出願料のみ払い戻すようにしているが、商標登録出願の優先権主張申請料も払戻しの対象に追加した。

ニ. 評価及び発展方向

韓－米FTA履行のための商標法改正案は国会に提出されてから所管常任委に係留中であるので、韓－米FTA批准同意案が国会で通過された後に国会を通過する見通しである。一方、出願人の便宜を図るための商標法改正案は2009年12月29日に国家を通過し、2010年7月28日の施行を控えている。

2. デザイン保護法改正の推進

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 書記官 パク・ジュヨン

イ. 推進背景及び概要

特許庁はデザイン権者の費用負担の緩和、権利保護強化及び国民がデザイン保護法をより簡単に理解できるように同法の独自法化などを内容とするデザイン保護法の改正案を立案し、2008年11月28日国会に提出した。そして、2009年4月30日に国会本会議を通過し、同年7月1日から施行している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 未納デザイン登録料の納付方法の改善

デザイン登録料納付期間が経過した後にデザイン権者が登録料を追加納付する、もしくは補填する時の納付金額を現行登録料の2倍納付から、登録料の2倍以内の範囲で知識経済部令が定めたものに基づいて差等納付するよう改善し、デザイン権の設定登録を受けようとする者やデザイン権者の費用負担を緩和した。

2) 秘密漏洩罪に対する法定量刑の上方修正

現行法上秘密漏洩罪の法定刑が類似した内容を規定している他法律に比べて低く、

国家的な源泉技術保護及びセキュリティー上の問題に効率的に対処するため、懲役刑の場合は現行「2年以下から5年以下」に、罰金刑の場合は「300万ウォン以下から5千万ウォン以下」に上方修正し、犯罪抑制及びデザイン権者の権利保護を強化した。

3) 特許法準用規定の解消

デザイン保護法の9条文(第4条、第24条、第30条、第61条、第67条、第72条、第75条、第81条、第89条)で準用している特許法100条文余りをデザイン保護法に直接規定して国民がデザイン保護法をより理解しやすいようにした。

4) 両罰規定に免責但書規定の追加

憲法裁判所の両罰規定に対する違憲決定による法制処の改正要請を受け、責任主義原則に反しないよう法人や個人が該当業務に関して相当な注意と監督を怠った場合のみ処罰できるように面積但書規定を追加した。

5) 過料不服手続き規定の削除

2007年12月21日秩序違反行為規正法の制定及び施行(2007年12月21日)により、デザイン保護法で規定されている過料不服手続きに関する条項を削除した。

ハ. 評価及び発展方向

デザイン権の費用負担の緩和及び権利保護の強化、デザイン保護法の独自法化の完成で、国民がより容易にデザイン法令に接することができるだけでなく、権利獲得に対する国民からの関心もさらに高まると見られる。

第3節 審判分野

1. 口頭審理場所の多様化

特許審判院 審判政策課 放送通信事務官 ソン・ジュンヨン

イ. 推進背景

審判品質向上のために2006年に集中審理制度が導入され、それに伴って口述審理も拡大実施され、2007年には口述審理161回、説明会991回が開催された。2006年には口述審理245回及び説明会2,571回、2009年は口述審理167回及び説明会2,274回へと急増した。しかし、口述審理のための場所は大田庁舎の特許審判院に用意された面談室2室、審判廷1室に過ぎず、審判顧客の不便は言うまでもなかった。そこで、口述審理・説明会の開催場所の追加確保が至急課題となった。

ロ. 推進内容及び成果

従来は口述審理のための審判廷が政府大田庁舎にのみあり、当事者が障害者または高齢者である場合は出席が難しかった。特許審判院はこのような問題を解決するために、ソウル事務所に臨時審判廷を設置し、当事者が障害者または高齢者である場合、もしくは出席当事者が10人以上の場合はソウルで口述審理が開催できるようにした。このような制度改善事項を基に2009年には2件の口述審理をソウルで開催した。

また、当事者が審判事件の説明会に手軽に出席できるようにするため、説明会の開催場所を拡大し、交通アクセスが便利なソウル駅・龍山駅・大田駅の会議室を説明会の開催場所として追加確保した。その結果、2009年には5件の審判事件の説明会がKTX駅舎内の会議室で開催された。

<図Ⅱ-2-4> ソウル事務所中会議室の臨時審判廷で行われている口述審理



ハ. 評価

口述審理・説明会場所の多様化は単に庁舎会議室不足問題を解決するというレベルを超え、顧客の便宜を図るために顧客に近づく行政サービスを提供するという点で意義がある。今後も持続的に顧客を配慮した審判行政を実現するため、現在ソウルに設置されている臨時審判廷を正式審判廷に改編する努力を引き続き傾けていく計画である。

2. 顧客オーダーメイド型審判処理制度の施行

特許審判院 審判政策課 工業事務官 チョン・ソクヒョン

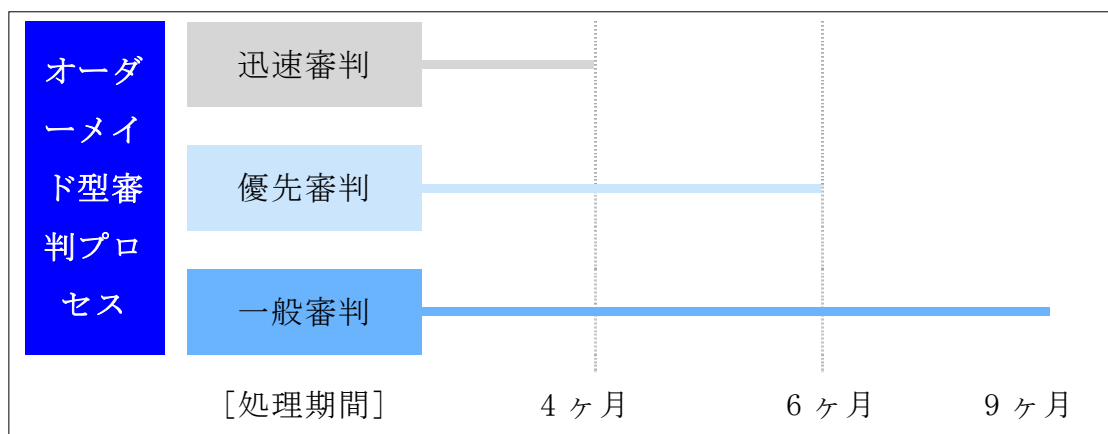
イ. 推進背景及び概要

特許庁は審判制度の改善や審判処理の効率化を通じて、2003年14ヶ月であった特許審判処理期間を2009年には8ヶ月に短縮した。しかし、画一的な審判処理期間管理だけでは審判処理期間に対する審判顧客からの多様なニーズに応えることができず、特許審判院は「オーダーメイド型審判プロセス構築方案」を樹立・施行している。

ロ．推進内容及び成果

特許審判院は速やかな処理を要する審判事件に対しては一般事件とは異なる審判プロセスを完全に新たに設計し、「迅速審判」、「優先審判」、「一般審判」のマルチトラック審判処理システムを運用している。優先審判制度は知的財産権関連の紛争が裁判所で係留中である審判事件に対して、審判請求日より6ヶ月以内に処理する制度である。一方、優先審判よりさらに速く処理しなければならない事件に対しては迅速審判を通じて処理するが、迅速審判は答弁書提出期間満了日より1ヶ月内に口述審理を開催し、口述審理開催日より2ヶ月内に審決することを標準プロセスと設定し、審判請求日より4ヶ月内に当事者が審決文を受け取れるようにした。迅速審判を初めて導入した2008年11月には裁判所が侵害訴訟進行中であることを通知した権利範囲確認審判と両当事者間で速やかに処理すると合意した審判を対象にしたが、2009年10月に環境関連のグリーン技術出願に対する拒絶不服審判を対象として追加した。

<図Ⅱ-2-5>オーダーメイド型審判プロセスの概要



第3章 知的財産の国家アジェンダ化

第1節 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 チョン・スンチョル

知的財産権が国家競争力の鍵として浮上したことによって、グローバル競争社会に対応する政府レベルでの知的財産政策の推進が求められるようになった。そこで、特許庁は2009年3月大韓商工会議所、消費者市民団体、韓国工学翰林院、韓国貿易協会など17の民間団体と共同で「知的財産強国推進協会」を構成し、知的財産分野における初の国家戦略報告書である「21世紀知的財産のビジョンと実行戦略」を政府と企業、そして市民社会に提示した。4月には知的財産(IP)と研究開発(R&D)の連携を通じて国家R&Dの効率性を高めるための過程として「知財権中心の技術獲得戦略事業」を国家科学技術委員会で大統領に報告した。その後、知的財産政策を本格的に国家アジェンダにするため、7月に13部処と共同で樹立した「知的財産強国実現戦略」を大統領主宰国家競争力強化委員会に報告した。国家競争力強化委員会の報告をきっかけとして、知的財産政策が特許庁など一部部処の政策ではなく、政府全体の政策として発展した。その後、国務総理室に知識財産政策協議会と知識財産戦略企画団が設置され、韓国知的財産政策の基本となる知的財産基本法の制定、国家知識財産委員会の設置などの作業が推進中である。特許庁は知的財産政策の主務部処として知的財産基本法、知的財産基本計画など細部内容に対して最適な対案を講じて国務総理室に積極的に提示し、新しい知的財産政策も持続的に発掘して知的財産強国に向けての努力に拍車をかける予定である。

第2節 知的財産の国家アジェンダ化の推進

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 チョン・スンチョル

1. 推進背景

1990年代以降知識基盤経済へシフトしていくにつれ、先進国及び企業は知識財産中心の戦略を推進することでグローバル競争体制に対応している。先進グローバル企業は核心知識の蓄積・開発・活用に集中して高付加価値を創出することで持続的な競争優位を確保している。米国、日本など主要国政府は実質的な国富の創出主体である自国企業の競争力を高める方向で戦略的な知的財産政策を追求している。

伝統的に特許を重視する米国は2008年「Pro-IP」法と呼ばれる「知的財産のための資源・組織の優先化法」を制定し、ホワイトハウスに知的財産執行調整官を設置した。日本は2002年小泉総理が自分の政府を「知的財産内閣」と命名し、知的財産基本法の制定、知的財産戦略本部を設置すると同時に自分が本部長に就任するなど知的財産立国を宣言した。中国も2008年国家知財権戦略綱要を樹立し、2009年全人代では知的財産戦略を国家3大発展戦略の一つとして採択した。

韓国も知的財産強国に跳躍するためには知的財産を新たな成長エンジンとして活用し、知識基盤の高付加価値経済に転換する必要がある。そのためには何よりも国全体のコンセンサスが必要である。

2. 推進内容および成果

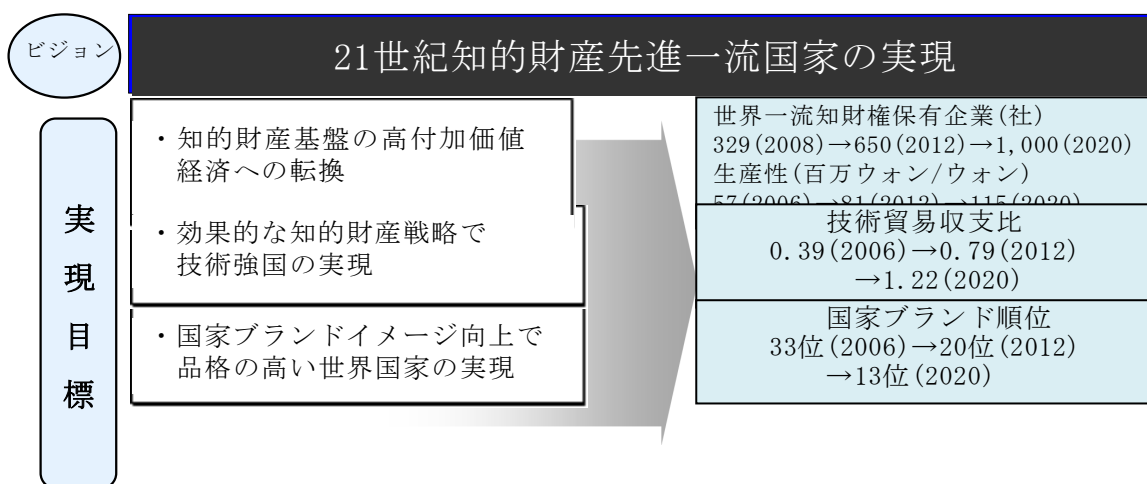
特許庁は国全体のコンセンサスを得るため、2009年3月に産業界、学界、市民団体などの意志を一つにまとめて「21世紀知的財産ビジョンと実行戦略」を作成し、新しい国家的な発展戦略として提案した。そして、そのために産学研の指導者たちを招いて「知的財産強国推進協議会」を発足させた。

<図Ⅱ-3-1>21世紀知的財産ビジョンと実行戦略の宣布



21世紀知的財産ビジョンと実行戦略では韓国が知的財産強国として発展するための課題と実行戦略などを総合的に提示している。中には(1)製造業強国から知的財産強国への転換、(2)IP Hub Korea、(3)知的財産社会の構築という3つの方向の下で10項目の主要課題が盛り込まれている。

<図Ⅱ-3-2>21世紀知的財産ビジョン2020



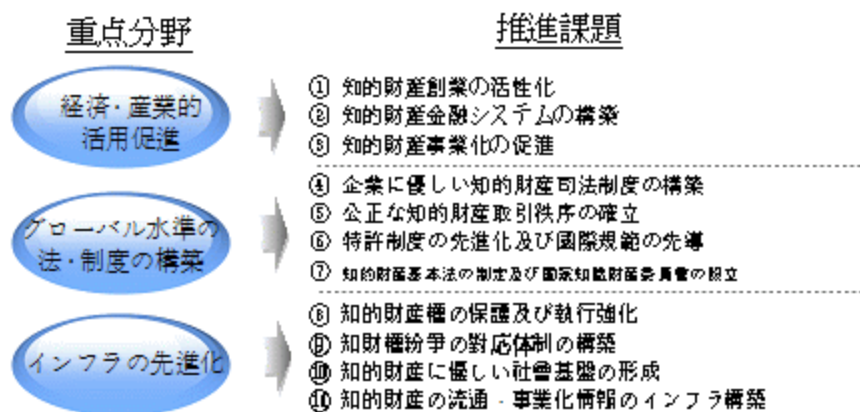
<図Ⅱ-3-3>21世紀知的財産ビジョンと実行戦略で提示された10大主要課題

基本方向	主要課題
IP Hub Korea	1) 世界最高レベルの知的財産行政機関KIPO 2) 国家間の審査協力拡大及び知的財産システム発展に貢献 3) 全人類が共に豊かな暮らしができる知財権共同体の実現
製造業強国から 知的財産強国へ跳躍	4) 世界的水準の一流知財権保有企業の育成 5) 知的財産創出産業の成長促進
知的財産に友好的な 社会への転換	6) 知財権を尊重する社会ムードの造成 7) 個人の創意的な努力に対する補償体系の革新 8) 企業にやさしい知的財産司法制度の定立 9) 効率的な知財権行政体系の構築

21世紀知的財産ビジョンと実行戦略を提案してから特許庁はこれを国家的な議題にするために努力してきた。まず、2009年4月に大統領が主宰する第30回国家科学技術委員会で「知財権中心の技術獲得戦略推進計画」が国家R&Dを効率化する事業として採択された。

2009年7月第15回国家競争力強化委員会では国家知的財産システムの革新に向けた「知的財産強国の実現戦略」を13の部処と共同で樹立して大統領に報告したことで、名実共に知的財産政策が国家的な議題として格上げされるきっかけを作った。「知的財産強国の実現戦略」は「韓国経済の創意・革新能力強化を通じた知的財産先進強国達成方案」を議論している。主な方法としては、知的財産の活用及び創出のための創意資本(Invention Capital)の造成、知的財産事業化の促進及び研究者に対する補償強化、国家知識財産委員会の設置及び知識財産基本法の制定、特許司法制度改善の推進などを盛り込んでいる。

<図Ⅱ-3-4> 国家競争力強化委員会の「知的財産強国の実現戦略」の主要内容



3. 評価および発展方向

国家競争力強化委員会で「知的財産強国実現戦略」が採択されたことで「知的財産政策」が国家アジェンダとなり、それ以降政府部処の動きも速くなった。過去特許庁中心で推進されてきた知的財産政策が国務総理室を中心に国家レベルで推進され始めた。2010年には国家知的財産戦略を総合的・体系的に推進するため、国務総理所属で「知的財産政策協議会(議長：総理室長)」と事務局である「知的財産戦略企画団」が設置される計画である。

「知的財産政策協議会」では知識財産基本法の制定および国家知識財産委員会の設置、知的財産基本計画の樹立など韓国知的財産政策の大きな青写真を描く計画であり、2010年下半期には具体的な成果を見せられると期待している。特許庁は庁レベルでの独自T/Fを構成し、知識財産基本法、知的財産基本計画などの細部内容に対して最適な対案を講じて国務総理室に持続的に提示する計画である。

1980年代初め、米国は日本製造業の攻勢や貿易インバランスの危機に直面し、1990年代日本は長期にわたる景気低迷で「失われた10年」を経験した。しかし、二つの巨大先進国は「知的財産政策の強化」というカードで回復することができた。特に、日本は2002年知的財産戦略本部の設立を基点に、技術貿易における黒字規模が大幅増加

したこともあった。¹⁵

韓国は世界的な金融危機から最も速く克服に成功した国として認められている。もはやこれからは一歩前進して、強力な知的財産政策の推進で韓国がビジョンとして掲げた「知的財産強国」に跳躍する時であり、特許庁は新しい知的財産政策を持続的に発掘・提示することで知的財産強国への道を切り開いていく計画である。

¹⁵ 日本の技術貿易黒字規模(百万ドル) : 5,747(2001) → 6,740(2002) → 8,181(2003)
→ 15,046(2008)

第 3 編

グローバル知的財産協力の拡大

第1章 韓国知的財産権の国際的な保護基盤の強化

第2章 グローバル特許情報化の先導

第1章 韓国知的財産権の国際的な保護基盤の強化

第1節 先進5カ国間における特許協力活動の強化

1. 先進5カ国における特許協力の推進背景及び経緯

対外協力顧客支援局 国際協力課 技術書記官 ユン・セヨン

知識基盤経済への経済体制の変化と先進国の知的財産重視政策により、最近全世界で知的財産出願が急増している。2008年まで伝統的な多出願国である米国、日本、欧州の他、最近韓国と中国の知的財産権出願も急増している。その結果、韓・米・日・中・欧州の5カ国からの出願は全世界の出願の約80%に達している。このような特許出願の急増により、5カ国の特許庁の審査負担及び審査滞積もまた急激に増加し、これを解消するための5カ国間の特許協力の必要性が高まった。

そこで、2007年5月に米国のハワイで、5カ国の特許庁長が初めて会合し、5カ国の協力について議論してから、2008年5月に5カ国の特許庁次長会合を通じて5カ国間の本格的な業務協力のための協力フレームワークについて議論した。同会合で韓国は、5カ国協力の必要性を強調しつつ、5カ国協力体制の発足のために2008年先進5カ国特許庁長会合の韓国開催を提案した。同提案は5カ国間の実務協議を経て、2008年9月にWIPO総会で5カ国特許庁長間の会合を経て最終確定され、2008年10月27日～28日の二日間にわたって韓国の済州で先進5カ国(IP5)特許庁長会合が開催された。

2. 先進5カ国特許庁長会合の成果及び主要意義

2008年10月27日～28日に先進5カ国(IP5)特許庁長会合が済州で開催された。韓国のゴ・ジョンシク特許庁長、米国のJon W. Dudas特許庁長、日本の鈴木隆史特許庁長官、ヨーロッパのAlison Brimelow特許庁長官、中国のTian Lipu特許庁長及び実務関係者が参加し、5カ国間の相互協力方案及び世界特許システムの発展のための踏み込んだ議

論を展開した。

2日間にわたる公式庁長会合と夜間の非公式実務会議を通じて、5カ国はついに特許審査関連の国際的な課題の解決のための5カ国間の特許審査協力(Work-Sharing)を公式推進することに合意し、細部的には5カ国間協力のビジョン、推進目標、今後のロードマップ及び推進体系などに合意し、合意録に公式署名する大きな成果を挙げた。

また、5カ国間の審査協力を推進するための10大基盤課題の推進に合意し、1国当たり2つの課題を担当して主導国の役割を果たすことに合意した。これに伴い、審査官の自発的な参加を誘導し、士気を高めると同時に、基盤課題の円滑な履行のために5カ国審査官間のワークショップを開催することにも合意するなど具体的な実践計画を導き出した。

＜表Ⅲ－1－1＞IP5の10大基盤プロジェクト

主導国	10大基盤プロジェクト(Foundation Project)
欧州(EPO)	共通分類、共通検索DB
日本(JPO)	共通出願書式、検索(審査)結果共有システム
韓国(KIPO)	審査官トレーニング戦略、機械翻訳
中国(SIPO)	審査実務・品質管理のための共通指針、共通統計指標
米国(USPTO)	検索(審査)支援ツール、検索戦略の共有及びアクセス

当初参加国間の立場の違い、中国の反対などで合意を導き出すことが不可能にみえたが、持続的な努力でついに5カ国間の合意を導き出し、公式的に5カ国の協力体制が発足した。

これは、従来個別国が独立的に審査業務を遂行したものから、複数国が協力し合って特許審査を行うものへと特許審査業務のパラダイムが変わるものであり、このようなパラダイム・シフトによって今後各国の特許制度及び審査環境もかなりの変化が予想されると同時に、全世界の特許制度の統一化及び標準化に関する議論もさらに活発

になるとみられる。

また、5カ国間の審査協力を通じて、韓国企業がより速く便利に海外で特許が取得できるとみられる。今後、国家間の審査プロセスの標準化が行われると、一つの出願書で複数国に同時出願できるようになるなど、海外特許取得における顧客の利便性が大幅増大するとみられる。

3. 先進5カ国体制の定着

2008年5カ国協力体制の正式発足から、現在5カ国間実務者レベルでの議論が活発に進められている。2009年1月に米国ワシントンで10大基盤課題を履行するための実務会議が開催され、2009年3月にも日本東京で実務会議が開かれた。2009年6月にはドイツのムルナウで先進5カ国の次長クラス会議が開催され、2009年10月には第1回審査官ワークショップが韓国で開催された。

2008年10月済州会議で審査協力のビジョンが定められ、10大基盤課題の推進に具体的に合意し、2009年それぞれ基盤課題履行のための実務グループ会議が活性化したことで、既存の特許3極である米国、日本、ヨーロッパ特許庁間の実務会議が早いスピードで先進5カ国特許庁間の実務会議に転換され、先進5カ国体制が定例化段階に突入した。

4. 今後の推進計画

2010年1月には先進5カ国の次長クラス会議が中国で開催される予定で、2010年4月には先進5カ国庁長会合が中国で開かれる予定である。

韓国は5カ国間の協力活動とともに、米国、日本、ヨーロッパ、中国など参加国との個別二国間会談を通じて二国間審査協力をさらに拡大し、5カ国協力をさらに加速化できるよう努める計画である。

第2節 二国間及び多国間協力の積極的な推進

1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化

対外協力顧客支援局 国際協力課 行政事務官 ユン・ヒョンジン

イ. 推進背景及び概要

韓国の経済が世界経済体制の主要構成員となったことで、韓国の企業、研究員が発明・考案して韓国及び海外の主要国に出願する国際出願が持続的に増加しつつある。そこで、韓国の出願人が海外で特許権、商標権などの正当な保護を受ける環境下でビジネスを展開するためには、海外における韓国知的財産権に対する保護基盤を強化する必要がある。特許庁では、海外で韓国知的財産が積極的に保護されるよう、米国、日本、中国など韓国企業の進出が多い主要国と二国間協力関係を持続的に発展させることで、韓国企業が現場で出願登録を迅速・正確に処理できるようにすると同時に紛争から保護を受けられる環境づくりのために努力している。

主要国との二国間協力は、相手国と特許庁長会合を開催することで両国間の知的財産権関連の主要課題及び協力事業推進に合意し、これを基に両庁の該当実務部署が後続措置を取るというプロセスで行われる。特許庁長会合と共に、両庁間局長レベル以上のハイレベル実務会談や課長レベル以下の実務会議も主要国との二国間協力のための重要なチャンネルとして活用されている。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は2009年度に米国、EPO、日本、中国、カナダ、オーストラリアなどと長官会合を開催し、特許審査ハイウェイ(PPH、Patent Prosecution highway)の実施、先行技術の共同調査及び審査官交流などの特許審査交流プログラム、特許情報交換及び特許行政情報化など情報化分野の協力を合意するなど計57件の合意を導き出した。また、多国間PPHネットワーク会議に積極的に参加し、PCT国際機関会議(MIA)を韓国で開催す

るなど、国際特許規範関連の議論にも積極的に参加した。

同時に、特許庁はこれまで特許分野に比べて相対的に低迷していた商標分野の国際協力を強化することに多くの努力を傾けた。中国との商標審査官交流、共同セミナーの開催及び二国間商標法・制度の比較研究を主な内容とする商標分野包括的協力MOUを締結し、米国、ヨーロッパ、日本ともMOCを締結し、4国間共通で認められる商品・サービス業の分類を拡大するためのプロジェクトを進行中である。これを通じて中国内の模倣品取締り及び商標権の強化を図り、出願人がより便利に海外商標を出願できるものと期待される。

ハ. 評価及び発展方向

既存の日本、米国、デンマークの他にイギリス、カナダ、ロシア、フィンランドと追加的に特許審査ハイウェーを実施することに合意し、米国とは初めて戦略的な迅速審査(SHARE; Strategic Handling of Application for Rapid Examination)を実施したことで、韓国企業が海外でより迅速かつ効率的に知的財産権が獲得できる道を切り開いた。また、商標分野においても新規協力が開始されたことで韓国企業の海外知的財産権の保護基盤がより強固なものとなった一年といえる。

知的財産が今後の成長エンジンとして注目され、韓国企業が知的財産権を獲得しようとする国家も多様化し、知的財産権の制度・規範関連の国際議論もまたさらに活発に行われると見られる。そこで、韓国特許庁は国家・地域別にオーダーメイド型戦略を持って二国間協力を推進する計画である。即ち、IP5国家を含む主要国とは国際知財権規範論議に韓国特許庁の影響力を拡大することを目的に協力を推進し、途上国及び新規協力国家とは国家プレゼンスの向上を目標として様々な支援事業をパッケージ化して協力を推進していく計画である。また、商標分野の協力を強化し、トルコ、コロンビアなど自由貿易協定(FTA)の新規推進対象国家とも二国間協力を推進して該当国の特許、商標制度に対する韓国出願人の理解度を高め、最終的には知財権の迅速な獲得と強力な保護が保障できるよう支援する計画である。

＜表Ⅲ－１－２＞2009年度二国間会議の合意実績

二国間会議	合意実績
韓-カナダ特許 庁長会合(2月)	<ul style="list-style-type: none"> ① 2国間特許審査ハイウェー実施に合意 ② 2国間審査官交流プログラム及び人材交流の推進 ③ DASを活用した優先権証明書類の電子的交換に合意
韓-EPO実務会 談(2月)	<ul style="list-style-type: none"> ① EPA教育プログラムに韓国特許庁の審査官が参加することに合意 ② Technical Cooperation Committeeの構成に合意 ③ 両庁が保有するデータのリストをアップデートしてデータ交換を拡大 ④ 韓国EPOQUEの試験的な使用に合意 ⑤ 両庁間の分類専門家会議の構成及び運営に合意 ⑥ 両庁間の法制度に対する理解増進及び審査、サーチノウハウの共有のための特許審査交流に合意 ⑦ 両庁間の優先権関連書類の交換拡大に合意 ⑧ esp@cenetシステム内の韓国語user interfaceの開発に合意 ⑨ 特許情報の協力拡大に合意
韓-イギリスハ イレベル会合 (2月)	<ul style="list-style-type: none"> ① 今年の10月からPPHの導入に合意 ② 特許審査交流プログラム(審査官交流)の推進に合意 ③ 学生対象のIP教育教材の相互交換に合意
第8回韓中日特 許庁長会合(3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ① 3国特許協力ロードマップの審査分野協力強化のためのJEGPE開催に合意 ② 機械翻訳、人材育成機関間の協力など3国間の固有協力事業強化に合意 ③ 特許権利濫用防止を論議する3国間民間専門家フォーラムの開催に合意 ④ 3国審査官のインターネット囲碁大会開催に合意

第14回韓-中特許庁長会合(3月)	<ul style="list-style-type: none"> ① 知財権専門家の相互派遣に合意 ② 両国審査官の教育プログラムに各国審査官を派遣することに合意 ③ 2009IP専門家会議の開催に合意 ④ 特許公報の公衆公開に合意 ⑤ 2009情報化専門家会議の開催に合意
韓-イギリス特許庁長会合(6月)	<ul style="list-style-type: none"> ① 両国間特許審査ハイウェーの実施に合意 ② 政府レベルのIP諮問機構であるSABIP関連の情報共有に合意 ③ 両庁の中小企業支援政策に対する持続的な情報共有及び共同研究に合意 ④ 韓国が開催する国際デザイン展の出席に合意 ⑤ 韓-イギリス間の知財権教育コンテンツ共有に原則的に合意 ⑥ 両国間の特許審査官交流に合意し、具体的な日程を論議
韓中商標庁長会合(6月)	<ul style="list-style-type: none"> ① 法・制度の比較研究及び情報交換に合意 ② 両国の商品・サービス業目録の相互認定推進に合意 ③ 商標審査専門家会議の開催に合意 ④ 商標保護関連の情報交換、政策交流関連の共同セミナーの開催に合意 ⑤ 情報化優秀事例の交換及び両国の登録商標DB交換に合意 ⑥ 教育プログラム、コンテンツ情報交換及び相互講師派遣に合意 ⑦ 国際商標制(中国、11月)に招請することに合意
WIPO総会(9月)	<ul style="list-style-type: none"> ① カナダ、フィンランドとPPHの試験的な実施に合意し、MOUに署名 ② IP5国家の庁長が審査官ワークショップに祝典映像メッセージを送ることに合意 ③ 日本IPハイレベルフォーラムへの韓国特許庁の代表派遣に合意 ④ ブラジルで開催されるIP国際セミナーに出席することに合意 ⑤ 韓-ブラジル間の職員相互派遣プログラムの推進に合意 ⑥ ドイツとPPHの実施に原則的に合意 ⑦ 次期IP5庁長会合を2010年4月に中国で開催することに合意

韓日特許庁長 会合 (12月)	<ul style="list-style-type: none"> ① PCT制度改革及びPCT活用の活性化に両国が協力することに合意 ② 多観点分類体系関連の日本側F-term専門家の韓国派遣に合意 ③ 両国間地理的表示目録の相互交換に合意 ④ Patent Troll関連の両国間協力強化に合意 ⑤ 韓日人材育成機関間のMOC締結に合意 ⑥ ASEAN+3推進に両国が積極的に協力することに合意 ⑦ 韓国側のIP5基盤課題である共通審査官訓練政策に対して両国が協力することに合意
韓-EPO特許庁 長会合 (12月)	<ul style="list-style-type: none"> ① 審査官交流事業関連の韓国側過程推進に合意 ② Data交換関連、dataを両国に合った形態で加工することに合意 ③ EPOQUE-netの1年試験的使用に合意 ④ 特許審査分類関連のIP5枠組みの中で2国間協力推進に合意 ⑤ 2国間共同先行技術調査(特許審査交流プログラム)の推進に原則的に合意 ⑥ 韓国特許庁の特許情報拡散に両国が協力することに合意

2. 知財権における二国間協力対象国家の多様化

対外協力顧客支援局 国際協力課 工業事務官 キム・スンオ

イ. 推進背景及び概要

2009年韓国政府の外交における基本方向は米国、日本、中国、ロシアなど周辺4強に頼りがちであった態度から脱し、グローバル経済危機克服の動力をアジアに求め、アジアの主導国として登場することで国際社会でのプレゼンスを高めるという、いわゆる「新アジア」外交であった。このような新アジア外交によってASEAN加盟国に対するODA規模が2015年まで4億ドルに大幅増加し、韓・ASEAN協力基金の規模が来年から年間500万ドルに拡大されることになった。特に、ベトナムとの関係を「戦略的な協力パートナー関係」に格上げしたことで具体化されている。

このような外交政策の基本方向に合わせ、特許庁もまたASEANを含むアジア諸国と知財権分野の包括的なMOUを締結し、これに伴いオーダーメイド型教育・情報化・人材交流などの事業を推進した。これらの事業を通じて該当国家との外交関係改善に貢献するだけでなく、該当地域に知財権保護基盤を造成することで同地域に進出する韓国企業の活動にも寄与している。

一方、ロシア、南米、アフリカなどは豊富なエネルギー資源を保有した、いわゆる絵エネルギー主要対象国として、実用政府にとってその重要性が強調され、知財権分野においても協力が始まろうとする時点であったため、2009年は前年度に展開されたこれらの国家に対する協力の成果を挙げることに注力した。

ロ．推進内容及び成果

1) アジア諸国との二国間協力

アジア諸国の中で今年知財権分野の二国間協力が最も活発であった国はベトナムである。ベトナムはASEANの中心国家として浮上している国として、他のASEAN諸国に対する影響力が大きいため、ベトナムとの協力関係を強化することでこれまで協力関係を結んでいなかった他のASEAN諸国との協力可能性を高めた。

具体的には7月シンガポールAPEC TI 2009期間中にベトナム庁長との会談を通じて審査官教育、商標データベース交換などに関して議論を始め、9月第47回WIPO総会期間中にベトナム庁長と再び会談を開き、情報化、教育、資料交換などの分野で両庁が協力MOU締結に意思があることを確認した。その後、11月コ・ジョンシク特許庁長のベトナム特許庁訪問をきっかけに知財権分野のMOUを締結し、実質的な協力が開始されるようになった。

このような知財権協力のMOU締結とは別に、ベトナムに進出した韓国企業の知財権保護のための努力も並行して行われた。韓国特許庁は10月に現地企業人、ベトナム政府

の公務員、弁理士などが参加した韓-ベトナム知財権協力フォーラムを開催し、ベトナム特許庁にベトナムホーチミンに設立されたIP-Deskとの緊密な協力を通じて現地に進出した韓国企業の知財権保護に力を入れてくれるよう要請した。

アジア地域における他の協力国としてはタイを挙げられるが、11月にタイ特許庁の要請により韓国特許庁がタイ人のPCT出願に対する国際調査及び国際予備審査サービスを提供することに合意し、それに伴って知財権e-ラーニングコンテンツのタイ語版を開発して普及することに合意するなど実質的な協力の成果を挙げた。その他に9月にはインドネシア特許庁長とも会談し、インドネシア特許庁の情報化事業のための技術協力及びインドネシア特許庁職員に対する研修機会提供に対する論議を始めることで知財権協力の基盤を強固なものにした。

2) ロシア・南米、アフリカなどとの二国間協力

まず、ロシアとは6月に庁長会談を開き、両国企業の迅速かつ便利な特許獲得と国際協力のために特許審査ハイウェイ(PPH; Patent Prosecution Highway)を試験的に実施するとし、同時に特許審査協力、知財権保護協力などに関する特許協力MOUを締結した。

次に、南米国家とは9月にブラジルで開催される中小企業知財権政策に関する国際セミナーで特許庁専門家が参加することでブラジル及び中南米知財権関係者とネットワークを作る機会を設け、ブラジル特許庁から人材交流、情報交換、情報化、教育分野の協力MOU案が送られてきたことから両庁間の協力に関する議論が活発に行われた。また、11月にはウルグアイ国家研究革新庁と特許情報交換、情報化、教育分野などの協力に関するMOUを締結することで両庁間の協力基盤を整えた。

また、アフリカ国家とは11月にボツワナのハボローネで開かれたARIPO総会に特許庁実務者が出席し、韓国の知財権中心の経済成長の経験及び途上国地域開発事業を紹介する機会を設けたことで、両庁における協力の土台を構築できただけでなく、アフリカの経済発展に少しながらも役立つことができた。

最後に、EAPOとは6月に初めて庁長レベル会合を開き、今後知的財産人材の養成、情報化協力、知財権保護などの協力を合意するMOUを締結し、ヨーロッパとアジアを跨る地域にまで韓国の協力舞台を広げた。

ハ. 評価及び発展方向

2009年はベトナムと知財権分野の包括的MOUを結ぶことで知財権分野においても戦略的パートナー関係を結ぶ基盤を構築し、他のASEAN諸国に協力範囲を拡大できる基盤作りに成功したといえる。これを基盤として遠くない将来には、韓国がアジア地域の知財権分野におけるリーダー的な役割を果たすことができると期待している。

また、2009年は多国間会議や国際セミナーを積極的に活用し、ロシア、南米、アフリカなど従来協力がほぼ行われなかった国との協力を具体化した一年といえる。今後WIPO総会やAPEC会議など多国間協力舞台及び国際セミナーを戦略的に活用することで、ASEAN諸国及び南米、アフリカ諸国にまで協力の範囲を拡大できる機会を得る予定である。

このような活動は最終的には該当国家の知財権制度の発展のみならず、知財権保護の重要性も同時に認識させることで韓国企業が該当国家でより自由に活動できる基盤を構築することができると思われる。

3. 知的財産分野の多国間交渉での能動的対応

対外協力顧客支援局 多国間協力チーム 工業事務官 パク・ヒョンス

イ. WIPO(World Intellectual Property Office、世界知的所有権機関)

1) 第47回WIPO総会

2009年9月21日から26日までスイスのジュネーブで開催された第47回WIPO総会でコ・ジョンシク庁長は基調演説を通じてWIPOの知財権国際社会におけるリーダーシップの発揮やパートナーシップを強調した。特に、経済成長のためにIPを国家的アジェンダ化する世界的な流れを反映し、開放革新(Open Innovation)時代に持続的な技術革新と発展のためにグローバルIPシステムの効率化と改革のための国際的努力と協力が必要であることを力説した。ともに、韓国の知的財産強国実現戦略の事例と韓国特許庁の3トラックPCT制度導入の提案などPCT改革の主導、特許審査ハイウェー(PPH)の拡大、IP5会議リードなどを紹介し、グローバルIPシステムの改革をリードする先進特許庁のイメージを構築する一方、人類共存のための気候変動などグローバルチャレンジに共同で対応するためのIP共同体の協力が極めて重要であることを強調し、韓国政府の低炭素グリーン成長の政策事例を紹介した。また、人類の絶対貧困を解決するための手段としてIP活用の必要性を強調し、韓国特許庁の生存型技術情報普及事業、現地商品のブランド支援などを紹介したところ、途上国代表らはこれに対して関心と共感を示し、韓国の経済発展の経験など先進経験の伝授などについて質問した。

同時に、韓国代表团は韓国特許庁の途上国支援の意志及び事業を広報するためにこれまで特許庁が推進してきた途上国支援事業の広報物、生存型技術情報を盛込んだCDを総会出席者たちに配布した。また、WIPO広報局長(John Tarpey)などと面談し、特許庁の途上国支援事業の成果広報を通じてIPの重要性及び活用事例を途上国に伝播できる協力関係の構築に関して議論した。

コ・ジョンシク庁長はフランシス・ガリー(Francis Gurry)WIPO事務総長との会談を通じてWIPOと情報化関連のMOUを締結し、両機関が共同で途上国における電算特許審査環境の構築を支援することに合意した。また、コ庁長は特許庁が推進している途上国支援事業(1村1ブランド、生存型適正技術情報DB構築)を紹介し、同事業がWIPOの開発アジェンダに含まれWIPOと共同で行われることを要請するというメッセージをガリー総長に伝えた。また、アラビア語版IPパノラマの開始イベントをエジプトで2010年初めにカイロで開催することを提案し、両機関は実務協議を通じて進めることにした。

2) 特許協力条約(PCT)の改革論議

2008年4月と5月にそれぞれ開催された第15回PCT国際機関会議と第1回PCT実務会議で議論された「国際調査及び予備審査の価値強化」を基に2009年2月WIPOが国際審査の完結性・適切性の向上、不必要な手続きの廃止、協業審査などを骨子とする「PCT発展ロードマップ」を作成した。

2009年3月と5月にそれぞれ開催された第16回PCT国際機関会議と第2回PCT実務グループ会議では国際調査機関と指定官庁が同じである場合、国内出願に対して繰返し調査は実施しない方案など国際審査の有用性の向上、不必要な手続きの廃止、協業審査システムのパイロットプロジェクトなどロードマップの主要内容に対する議論が行われた。韓国側は米国・ヨーロッパ、日本など先進特許庁と共にPCT機能強化のためのロードマップの速やかな採択を支持した。

一方、韓国側は第2回PCT実務グループ会議で「3-Track PCTシステム(出願人が速い手続き、正常手続き、遅い手続きの中から選択)」というPCT改革案を提案し、同提案をロードマップに含めて議論すべきであると主張した。

3) 特許法常設委員会(SCP)

WIPOは特許法の世界的な統一化のために1998年から特許法常設委員会(Standing Committee on the Law of Patents:SCP)を通じて特許出願人の便宜を図ると同時にコスト削減のため2000年特許プロセスを統一した特許法条約(PLT)を妥結した後、実体的な特許要件を統一するための特許実体法条約(SPLT)に対する議論を展開しているが、先進国と途上国はもちろん先進国間の意見対立によってなかなか合意点の導出に難航している状態である。

2009年3月に開催された第13回WIPO特許法常設委員会(SCP:Standing Committee on Patent)は以前から議論中であった18のリストテーマの中で特許除外対象と特許権の制限、標準と特許、代理人－顧客特権(attorney-client privilege)、特許情報の伝播

の4つの優先課題が選定・議論された。韓国側は代理人－顧客特権に対する各国の法制が異なる点を取り上げ、これに対する研究と議論の進展のための実務グループの設置を提案した。特許情報の伝播と関連してハイエンド技術を志向する特許情報の伝播の他に、途上国が活用可能で途上国民に実質的に役立つ最適技術の重要性を言及するとともに、SCPでも今後最適技術情報の伝播に関する議論が必要であることを主張した。第13回SCPは特許対象の除外/例外と制限において公共政策、各国の経済発展水準による社会・経済開発を考慮した外部専門家による研究進行や特許情報の伝播及びアクセスの強化のための技術的解決案に対する報告書の作成、代理人－顧客特権に対して各国の状況を反映した専門性のある報告書の作成、技術移転及び異議申出制度に関する追加予備研究進行に合意した。

4) 商標法常設委員会(SCT)

SCTは「Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications(商標、デザイン及び地理的表示の法律に関する常設委員会)」の略称である。各国の商標出願及び登録手続きの簡素化・統一化のための商標法条約をWIPO主管で構築した後、WIPO加盟国は1998年3月に特定テーマの個別的な議論のためにSCTを設置し、関連事項に関して持続的に議論することに合意した。第1回会議は1998年7月13日から17日までスイスのジュネーブで開催され、2009年度に第22回会議まで行われた。2002年以降、8回にわたるSCTを通じて商標法条約を改正することでシンガポール条約を採択した。

2009年6月と11月にそれぞれ開催された第21回、第22回SCTでは、「デザイン出願時に図面の形態、種類、数、見本などに関連した各加盟国のデザイン法及び実務上収集可能な事項に対する検討」、「商標及びデザイン分野優先権証明書類の電子的アクセスサービス(DAS)の拡大」、「商標の拒絶理由」、「証明標章と団体標章のプロセス的な側面」、「国家名称保護のためのパリ協約関連条項の改正」などに関して議論が行われた。途上国グループを中心にデザイン及び商標法に対する議論が新しい規範形成のための地均し作業ではないかという懸念が提起されたが、SCTの議論は何らかの法的拘束力を発揮するためのものではないことを明確にした。特に、デザイン分野は米国、日本など

先進国さえも制度上の差異が大きいと見られる。従って、同議論が新しい条約に発展するのは容易ではないことと見られる。但し、制度上の差異にも関わらず関連情報の交換と議論が進められるにつれ、一部国家が自ら自国法の改正意思を明らかにしたことで、今後SCTが自発的な制度改善を通じた関連商標・デザイン制度の調和に貢献するものと期待される。

5) 遺伝資源・伝統知識・民間伝承物保護に対する政府間委員会

WIPOは遺伝資源(GR:Genetic Resources)及び伝統知識(TK:Traditional Knowledge)の保護問題を議論するため、2001年4月に「遺伝資源・伝統知識・民間伝承物保護に対する政府間委員会」を構成した。

2009年会議では2008－2009会計期間のIGC権限範囲(mandate)を2010－2011会計期間まで延長するかどうかの問題や権限範囲に含まれる内容をめぐってアフリカグループ、GRULACグループなど遺伝資源・伝統知識保護の強い保護を主張する国家と先進国間の意見の食違いが明らかに露呈した。両陣営間の意見を折衷して合意案を導き出すために数回にわたる公式及び非公式協議を経て最終的にIGC権限範囲の延長に合意し、IGC権限範囲の内容を確定した。細部的に途上国陣営は(1)文案交渉(text based negotiation)、(2)確実な日程設定(definite time frame)、(3)法的拘束力(legally binding international instrument)の3つが権限範囲に必ず含まれるべきであると主張した。一方、先進国陣営は文案交渉、日程設定には合意できるが、最終結果物の法的拘束力には合意できないという立場をとった。数回にわたる文案調整の後、争点の鍵である文案の法的拘束力に対しては両側の立場を折衷した案が設けられ合意に至った。交渉過程の中で韓国代表団はキムチと中国で生産されるアフリカ特産物などの例をあげ、このような製品を伝統知識として保護しようとするのは概念上不明確な部分があることを指摘し、議論の生産的な進展のためには概念の整理と法的・技術的問題の解決をまず試みるべきであると主張した。

文案交渉モードに入り、韓国の立場を文案に反映するために積極的に交渉に臨む予定であり、韓国が量的には遺伝資源の貧国であるが、技術の面では先進国と同等なレ

ベルの富国である点を考慮し、韓国国内の生命工学の発展とこれを商業化する国内企業の利害関係を徹底分析し、類似した議題を議論する生物多様性協約(CBD)、食糧及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGRFA)で主張する韓国の立場に抵触しないように持続的に研究し、確固たる対応論理を開発する予定である。

6) 国際特許分類(IPC)会議

IPC(International Patent Classification)は発明の技術分野を表す国際的に統一された分類体系であり、1971年に締結された「国際特許分類に対するストラスブール協定」によって設立され、2009年1月1日から国際特許分類第9版が使用されている。現在、ストラスブール協定の加盟国は61カ国あり、韓国は1999年10月8日に加盟した。

2009年3月に開催された第41回IPC専門家会議ではIPC基本レベルをなくし、拡張レベルに統合して一つの分類体系だけを使用すると決めた。また、IPC発行周期を年1回電子版形態の発行を原則とするが、改正プロジェクトの数が急激に増加した場合は委員会が年2回に発行数を増やせるようにした。IP5共通特許分類プロジェクトは三極分類調和会議プロジェクトと同じくIPC改正時に他のプロジェクト(IPC実務グループ会議プロジェクト)より優先的に改正することにした。EPOとロシアはナノ技術を全て含む新しいタイプの補助分類としてJセクションの新設を主張したが、国際事務局(IB)はナノ技術と関連する文献をB82クラスに集め、既存のB82Bは包括的な技術分野を取扱い、B82Yのような技術的な側面を反映したサブクラスを生成して副分類として活用することを提案し、加盟国からの同意を得た。2009年11月に開催された第21回IPC実務グループ会議では25(機械9、電気14、化学2)の改正プロジェクト、9つの技術分野(機械5、電気1、化学3)に対するIPCエラー修正及び68の定義プロジェクトの検討などが議論された。8つのセクション(A~H)に新しいセクションJ(ナノ技術)を作ろうとする米国の提案は分類関連ITシステムの変更、分類フレームの大規模な変化などを理由に採択されず、国際事務局はB82(ナノ技術)にサブクラスB82Yを新設し、その下にメイングループ(1/00~99/00)を作って義務的にB82Yを使用して副分類を付与することを決めた。

特許庁は韓国産業に適したIPC改正のために同会議に積極的に参加し、基本レベル及

び拡張レベルのIPC改正の際、IT産業に世界的な競争力を備えた韓国産業の状況を反映できるよう、新規IPC必要個所を積極的に発掘・提案する予定である。また、米国、日本、EPOとともに拡張レベルを使用する唯一な国家として拡張レベルの改正作業にも積極的に参加し、韓国の立場を最大に反映する予定である。

7) マドリッドシステム

マドリッドシステムはマドリッド協定(Agreement)とマドリッド議定書(Protocol)で構成され、マドリッド協定またはマドリッド議定書に加盟した国はマドリッドシステムに加盟したと看做される。韓国は、2003年1月20日にマドリッド議定書に加盟した。加盟国はマドリッド協定及びマドリッド議定書の改正を議論するため、マドリッドシステム改善のための実務会議を毎年開催している。

2009年7月に開催された第7回制度改善実務会議ではマドリッド出願言語の追加と関連してアラビア語など4つの言語の他にも年間1,000件以上で全体国際出願件の中で占有率3%(dual threshold)に該当する言語はマドリッド出願言語として追加できるという原則設定に対してほとんどの加盟国が賛成した。特許庁は今後韓国語も出願言語に含まれるようマドリッド出願の活性化及び関連電算システムの補完など努力を続けていく計画である。スイスが提案した分割国際出願(登録)許容と関連しては「一部仮拒絶制度(partial provisional refusal)」を採択する国家からこれに対する議論が不必要であるという意見が提示され、大多数の加盟国からは案件の公知時期が余りにも遅かったため検討が適切に行われなかったという問題が提起され、国際事務局が研究報告書を作成した後、次期会議で議論することにした。

8) 開発アジェンダ

WIPOの活動において開発に対する考慮を主流化するため、2004年に開発アジェンダが発足した。WIPO加盟国は開発アジェンダ議論を発展させるため、2005年に臨時委員会(PCDA)を創設し、2006年から2007年まで計4回の会議を開催した。その結果、6つのクラスター(cluster)で区分された45つの勧告(recommendation)が導き出され、この勧

告の履行方を議論するために常設委員会(CDIP)が発足した。

2008年第1、2回CDIP会議ではクラスターAとクラスターBに属する勧告の履行方を順番に議論した。これにより、具体的な事業よりは勧告の解釈に対する議論が中心となり、加盟国は2009年第3回会議では開発アジェンダの迅速な履行と事業の重複防止のために類似した活動を含む勧告の履行を一つのテーマとして括って事業化する「テーマ別アプローチ方式(Thematic Approach)」を導入した。同アプローチ方式による第3回及び第4回議論の結果、「IPとPublic Domain」、「IPと競争政策」、「IPと情報通信技術、デジタルデバイド」、「特許情報アクセスのためのツール開発」、「開発活動のモニタリング及び評価のためのWIPO結果中心管理フレームワークの強化」など5つのテーマ事業が採択された。

韓国は実効性のある開発アジェンダ事業を通じて途上国の経済発展に貢献できるように2009年第3回会議で「最貧国生産者に対するブランド化支援事業」と「特許情報活用を通じた適正技術普及事業」を提案した。韓国の提案は多くの途上国及び先進国の支持を受け、WIPO事務局がこれを推進するための具体的な事業文書を作成し、2010年4月第5回会議で同文書を土台に議論を続ける予定である。そして、両事業はそれぞれ1段階活動として提案された「WIPO公正貿易コンファレンスの開催」及び「適正技術情報普及」は第5回会議の追加議論がなくても早期推進することを決めた。

その他にも開発アジェンダのテーマ事業として「IPと技術移転」事業が第4回会議で上程されたが、技術移転のための先進国の強力な支援を主張するアフリカ・アラブなどの一部途上国陣営とWIPOの権限範囲内で慎重にアプローチする先進国の立場が対立し、同事業がCDIPの主要争点として議論されている。また、WIPO内の全ての組織及び会議体に対する開発アジェンダ主流化と関連した調整メカニズム及びモニタリング・評価・報告方式に対する議論においてもCDIPの積極的な役割を提案するアルジェリア・ブラジルなど一部途上国と追加的な負担を減らそうとする先進国グループ(Bグループ)の立場が対立を見せている。これに対し、韓国は調整メカニズムがWIPO内の委員会間の平等原則を反しない方式で行われるべきであるという立場からアルジェリアなどの提案を阻止している。

ロ. APEC知財権専門家会議 (IPEG)

2005年APEC域内の知的財産分野における最重要議論事項は韓・米・日の3国が共同で提案した「APEC偽造及び違法コピー防止構想」と3つのモデルガイドラインの採択であった。同構想と3つのモデルガイドラインはAPEC域内の知的財産権侵害物品の貿易防止のための執行体制を整備するためのもので、2005年6月の通商長官会議 (MRT) で最終的に承認・採択された。

同構想は知的財産権保護に関する広範囲で高水準の執行体制の樹立を扱っており、会員国の支持獲得が難しいと予想されていた。しかし、韓国特許庁は中国及びASEAN市場などで、韓国知的財産の保護の必要性などを念頭に置き、共同提案国として参加し、同構想に韓国の立場も適度に反映できるように努めた。

2007年には同構想を元に開発された5つのモデルガイドラインを提出し、韓国の知的財産権保護活動及び関連法・制度などの現状を加盟国に紹介した。また、9月にはシドニーで開催されたAPEC首脳会談の宣言文に盛り込まれた「偽造及び違法コピーを販売する有名市場」の用語使用を巡る先進国や発展途上国の激しい対立で、韓国は仲裁の役割を果たした。

このようにAPECで知的財産権の効率的な管理・執行のため韓国の主張を積極的に提起するとともに、2008年には実質的な事業施行国としての地位を確保するため、APEC域内の各国に知的財産権専門家の養成のためのオンラインコンテンツ事業として「IP Xpediteを活用した特許情報活用の人材養成事業」を提案・採択された。これで韓国はAPEC域内において援助される国から、実際に援助する提供国となり、これを通じて韓国の影響力を高められるきっかけをつかんだ。

2009年にはIPの管理及び執行の領域から脱し、APEC資金を活用して新たなIPの創出及びこれを通じて最貧国及び途上国を支援することができる事業を推進するため、「APEC1村1ブランドセミナー」を提案し、8カ国を共同支援国として確保するなど、加盟

国の積極的な支持を元に事業を採択させた。APEC地域国家に対してブランド及び商標の役割に対する認識を高め、これを地域商品のために活用するための能力強化を目指している同セミナーは21のAPEC加盟国及び国際機構、NGOなどを招請し、2010年6月にソウルで開催される予定である。同セミナーで議論された途上国地域商品のブランド化に向けたAPEC協力方案は後続支援事業として提案される予定である。韓国特許庁は、今後引き続きAPEC会議の際に知的財産権関連の国際協力を強化するための事業を提案することで知財権を通じた域内経済発展に貢献できるよう努める予定である。

ハ. その他国際機関及び多国間交渉

1) WTO TRIPS理事会

世界貿易機関(WTO)の創設以降、貿易を円滑にするための後続交渉は持続的に展開されてきた。2001年11月カタールのドーハで開催された第4回WTO閣僚会議を通じて発足した世界貿易機関(WTO)ドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda, DDA)交渉はWTO発足以来初の多国間貿易交渉である。「開発」という名が付いた理由は以前の交渉とは違って途上国の開発に重点を置く必要があるという途上国からの主張を反映したためである。交渉スタート当時の計画では2005年以前に交渉を一括妥結方式で終えることであった。しかし、農産物に対する輸入国と輸出国の対立、工産品市場開放に対する先進国と途上国の対立などにより現在も交渉が続いている。

2007年から加速化しつつあるDDA交渉は農業、非農業(NAMA)及び規範議長らが各々自由化細部原則の草案を提出し、これを改正する過程で少しずつ進展が見えてきたが、途上国の農産物輸入が急増した場合、緊急関税を賦課するメカニズムを含む幾つかの争点に対する異見が調整できず合意に達することができなかった。2009年には3月、6月、10月に定期TRIPS理事会が開催され、定期理事会の間に特別会議を通じて立場の違いを調整するための交渉が行われた。2009年12月ジュネーブで開かれた第7回WTO閣僚会議では2010年DDA交渉妥結を目標に、第一四半期中にDDA交渉の状況を点検することに合意した。

大部分の貿易交渉と同様、DDA交渉においても知的財産権分野は最も議論の余地が多い分野の一つである。ワインと蒸留酒の地理的表示(Geographical Indication、GI)の通知及び登録のための多国間登録先(Multilateral Register)設立の問題、GI特別保護対象拡大の問題、貿易関連知的財産権(Trade Related Intellectual Property Rights、TRIPS)協定と生物多様性協約(Convention on Biological Diversity、CBD)との関係など主要議題において理論的かつ原則的な問題から加盟国間の意見対立が続いている。

まず、GI多国間登録先の設立問題はTRIPS協定第23条4項で交渉開始を指示しているビルトインアジェンダ(built-in agenda)としてDDAの交渉議題に含まれた。EU、スイスなど旧大陸国家は参加が義務付けられ、法的拘束力のある多国間登録先の設立を通じてGIをより強く保護することを主張している反面、米国、オーストラリアなど新大陸の国家は過剰な行政的負担と国内知財権保護体系と相反する問題点を取り上げ、非拘束的かつ自発的な多国間登録先の設立を希望している。

GI特別保護対象拡大の問題は現行のTRIPS協定上、ワインと蒸留酒に賦課されているその他のGI品目より高い水準の保護を酪農業製品など他の品目にも拡大するかに関する議論である。EU、スイスなど英語、フランス語、スペイン語など世界主要公用語の発祥地として植民地歴史を通じてその他の国の地名に莫大な影響を与えてきた旧大陸国家は特別保護対象を全ての品目に拡大することを主張している反面、米国、オーストラリアなど旧大陸国家と言語と地名を共有している新大陸国家はこれに反対している。

TRIPS協定とCBDとの関係問題もまた遺伝資源(genetic resources)保有国の主権的権利を認めるCBD協定反映のためにTRIPS協定の改正を主張する途上国と、協定改正は必要ないと主張する先進国が対立し、議論が余り進んでいない。遺伝資源富国であるインド、ペルー、ブラジルなどの途上国は特許開発に使用された遺伝資源の出处公開を特許許与の新しい要件として追加すべきであると主張するが、遺伝資源を活用した生命工学技術が発達した先進国は出处公開の義務化に反対する意見を表明している。

韓国はGI問題と関連して、米国、日本など14カ国と共に非拘束的な多国登録先の設立を支持する共同提案書を提出するなど韓国と利害関係を共にする国家との協力を通じて韓国の立場を反映するため努力している。

また、TRIPS協定とCBDとの関係問題でも遺伝資源の相対的な貧国であり、生命工学研究に対する投資を拡大している国家と協力して遺伝資源の出处公開の義務化には反対しながらも遺伝資源の提供国と研究の経済的な成果を共有する折衷案を探すための交渉を進めている。

2) 生物多様性(CBD)と遺伝資源のアクセス及び利益の共有(ABS)

1992年生物多様性協約 (Convention on Biological Diversity, CBD)が採択された。CBDは生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、生物遺伝資源の利用から発生する利益の公平な共有を目的とする。CBDの採択で国際社会は生物遺伝資源を含む自国の生物資源に対する主権的な権利を認めた。

CBDは先進国の生物資源の利用から正当な利益を分けてもらえず、被害を受けたと主張する途上国の立場が反映され、「遺伝資源の利用から発生する利益の公平な共有」を協約の目的の一つとして採択した。また、遺伝資源を利用するためには遺伝資源提供国から事前通報承認(Prior Informed Consent、PIC)を得なければならず、利用方法及び正当な利益の共有条件などに対して相互合意条件(Mutually Agreed Terms、MAT)に従うことを規定した。

2002年第6回CBD当事国総会で遺伝資源のアクセス及び利益共有(Access and Benefit Sharing、ABS)に対する「ボーン(Bonn)ガイドライン」を採択してABS履行に対する実質的な指針を提供した。しかし、「ボーンガイドライン」は法的拘束力のない自発的な指針に過ぎず、ABSに対する拘束力のある国際規範を整備するため、2002年持続可能発展世界首脳会議(WSSD)で国際規範創設のための交渉を開始することを勧告した。2009年11月には第8回ABS実務作業班会議が開催され、ABS国際規範文案に対する意見の差を縮めるための交渉を進めたが、遺伝資源の提供国と利用国間の顕著な立場の違いを

調節することには失敗した。2010年には2回の交渉会議を開催し、2010年10月日本の名古屋で開催予定のCBD当事国総会でABS国際規範を採択することを目標に交渉が行われる予定である。

ABS国際規範交渉の主要争点は適用範囲、義務遵守の手段、伝統知識の保護、利益共有の範囲及び共有方法、遺伝資源アクセスの基準及び非商業的な研究に対するアクセス方法などである。

遺伝資源の提供国は国内法を制定する、もしくは地域協定を締結して、自国の遺伝資源のアクセスに対する許可制を運営し、金銭的・非金銭的な利益共有を義務付けている。一方、遺伝資源利用国は国内法制定の代わりに提供国と利用国間の二国間契約を通じたアクセス及び利用共有方式を追求している。同時に、途上国の能力培養、技術支援のための自発的な事業を通じて信頼を構築している。

韓国は遺伝資源利用国の立場で、類似した立場をとっている国家と協力し、生命工学研究のために遺伝資源に対する円滑なアクセスが保障でき、遺伝資源提供国を通じてPICとMATを通じて衡平な利益共有が行われるABS国際規範を目標に交渉を進めている。

3) 国際商取引法委員会(UNCITRAL)の知財権担保立法指針作成への対応

企業は急激に変わりつつある経営環境に能動的に対処するため、資金の流動性が足りない不動産の他に資産価値の高い動産、債権、無体財産権の保有比重を高めている。また、資本主義の発達とともに大規模な金融資本が国家の境界を乗り越えて移動しているため、国内金融営業環境を規定するための司法制度の整備、特に国際的な担保法制度統一の必要性が以前から提起されてきた。

このような時代の要請に応え、UNCITRAL(国連国際商取引法委員会、United Nations Commission on International Trade Law)は2001年第34回会期で担保取引(secured transaction)または担保権(security right)に関する立法指針を整備することを決

めた。この作業のために第6回Working Group(実務作業班)を構成し、2007年12月、「担保取引に関する立法指針(UNCITRAL Legislative Guide on Secured Transactions)」を採択した。

しかし、大半の加盟国が知的財産と担保間の関係を扱う法体系を持っていない一方、同指針にも代表的な無体財産権である知的財産権に関する具体的な特別規則が含まれていなかった。そこで、UNCITRALは知的財産担保に関する細部指針を制定し、付属書(Annex)として添付するとし、そのため実務作業班会議で各国の知財権専門家及び金融専門家と共に2008年5月第13回セッション(ニューヨーク)から今後2年間関連議論を進めることに合意した。

2008年に開催された二回のセッションを通じて実務作業班は同指針が各国の担保制度と知財権個別法令を最大に尊重するという基本原則を確立し、担保権設定の前提である知財権価値評価方法に対する事例(Best Practice)収集など立法に必要な付随的な事項に対しても議論している。また、将来知財権に対する担保の設定、一般担保登録簿と個別(知財権登録原簿)登録簿との関係、登録の効力発生時点などに対する具体的な議論も行われた。

2009年には4月と11月にそれぞれ第15回及び第16回実務作業班会議が開催され、「知的財産担保に関する細部指針」の争点に対して国々の様々な制度上の差異を反映すると同時に先進的な知的財産担保制度のための指針を整備するために共通の智慧を集める努力が展開され、多くの争点に対して立法指針の内容が確定された。

4) 国連気候変動枠組み条約

国連気候変動枠組み条約の下で温室効果ガスの削減目標を決めた京都議定書(Kyoto Protocol)が2012年の期限を迎え、2012年以降の温室効果ガスの削減目標を定めることが国連気候変動枠組み条約の重要課題となった。それにより、2007年第13回国連気候変動枠組み条約の当事国総会で先進国と途上国が全て参加するポスト2012温室効果ガス削減体制に対する合意を2009年12月コペンハーゲン当事国総会で妥結すると決め

たバリ一行動計画((Bali Action Plan)を採択した。

このバリ一行動計画で2008年4回及び2009年5回にわたる交渉が行われたが、主要争点に対する先進国と途上国の持続的な立場の対立によって交渉の完全な妥結は容易ではないと見られた。先進国は途上国が温室効果ガス削減に参加することを求め、途上国は先進国に高い水準の中長期的な削減目標を設定して予測可能な技術移転及び財政支援方案をまず提示してくれるよう求めた。

このようなムードの中で2009年12月に開催された第15回当事国総会で米国の主導で韓国を含む中国、インド、ブラジルなど主要28カ国の首脳及び代表が非公式会合を通じて「コペンハーゲン合意(Copenhagen Accord)」を取りまとめた。同合意文は①付属書 I 当事国が1990年(または2005年)を基準に2020年までの温室効果ガス削減目標を2010年1月31日まで提出し、②付属書 I 非当事国は自発的な一方的削減行動(unilateral NAMA)を盛り込んだ国家報告書を提出するか、先進国の財政、技術支援を受ける削減行動(supported NAMA)を登録簿(Registry)に登録し、③2012年まで300億ドル、2020年まで年間1,000億ドル規模の財源を先進国が共同造成するという内容であった。

しかし、この過程に参加できなかった途上国が意思決定プロセス及び透明性問題を強く提起し、総会レベルでの採択に失敗し、イギリスなどが提案した妥協案として「コペンハーゲン合意文に留意する(take note)」文案を盛り込んだCOP決定文を採択した。

途上国は交渉の主要争点として先進国が気候変動適応及削減技術を途上国に移転し、これをスムーズに履行するために強制実施権を拡大し、気候変動技術に適用するようになった。同時に、公共R&Dの結果を共有し、共同研究センターを設立して気候変動に共同対応することを求めた。

韓国は強制実施権の拡大や公共R&D結果の共有などの提案は気候変動の適応及び削減のための途上国の努力に余り役立たず、途上国を実質的に手助けできる方案として韓国が提案したNAMA登録簿を基盤とするシステムを提案した。韓国は関係部処との協議を通じて韓国企業及び研究機関の気候変動関連技術の競争力が向上できるように既

存の知的財産権基盤の研究インセンティブ制度を維持できるようにし、途上国に実質的に役立つ技術及び財政支援方案が採択できるようにする戦略の下で交渉を進めた。

ニ. 模倣品及び海賊版拡散防止条約 (ACTA)

2004年以後米国の「違法コピー組織犯罪取締戦略 (STOP : Strategy Targeting Organizing Piracy)」、欧州連合の特別取締作戦「FAKE (模倣品という取締ミッション名)」、「LION (ドイツワールドカップマスコットを取締ミッション名として使用)」の実施など先進国を中心に知的財産権侵害について国際的な取締りをスタートした。このような国レベルの知的財産権侵害取締りを実施する一方、これに関する国際的な規範として「TRIPS (Trade-related aspects of intellectual property rights)」があるが、TRIPS協定は知的財産権保護のための最小限の内容のみ規定しており、各国に対する勧告事項としては、知的財産権侵害に強制的・効果的に執行するには多少足りないところがあった。従って、知的財産権侵害に対して法的拘束力のある国際的レベルの新しい規範が求められ、2005年7月に日本の小泉首相がG8首脳会議の時、TRIPS協定を補完する新しい協定の制定の必要性を提起した。2006年以後日本・米国が共同構想して「模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA : Anti-counterfeiting trade agreement)」を推進し、韓国は交渉初期に既に進行中である韓・米FTAと同条約が抵触する恐れがあったため交渉参加を留保し、2007年4月韓・米FTA交渉が妥結したあとに同条約に正式に参加することになった。その後、韓国は2007年12月にスイスで開催された第1回ACTA交渉に参加して以来、8回の会議に全て参加した。

2008年末米国の大統領選挙以後、ACTA交渉はしばらく休止されたが、2009年3月と6月の非公式交渉、7月第5回交渉、11月第6回交渉が開催され、議論が加速しつつある。

同条約は、既存の協定であるTRIPSを補完し、知的財産権の執行に関して一層強化された国際的に拘束力のある規範の設立を目的にしている。これまでの交渉で、知的財産権侵害に対する国境措置 (通関保留措置)、民事手続き及び刑事執行分野に対する可視的な水準の協定文が完成し、現在は同条約の効率的な執行のための国際的な努力を規定する国際協力、執行慣行、制度的措置及び最終規定分野に関する議論を進めている。

る。

同条約は韓-米FTA、韓-EU FTAの妥結以後、知財権執行の水準を高めるため努力している韓国政府の政策と軌を一にするもので、現在知財権の執行に関して国際的に評価が良くない韓国の現状を考えると、今後韓国の知財権執行に関するイメージ向上に寄与すると見られる。また、韓国の知財権執行に関する法制度、産業界の知財権創出及び保護活動に大きな影響を与える可能性がある。

従って、韓国特許庁は同条約に対する条文をミクロ・マクロ的な観点から徹底に分析し、外交通商部、法務部、文化部などの関連機関と持続的な対策会議を開き、韓国法の改正を最小限にすると同時に、韓国企業の知財権が海外で常に保護される国際的な環境作りを目指して交渉を進めている。

4. 南北産業財産権の交流協力の基盤強化

対外協力顧客支援局 国際協力課 工業事務官 チン・ジェヨン

イ. 推進背景及び概要

南北は1991年に「南北間の和解と不可侵及び交流・協力に関する合意書」（以下、「南北基本合意書」とする）を採択し、1992年同合意書の「第3章南北交流・協力」の履行と遵守のための「付属合意書」で産業財産権保護のための措置を取るよう合意した。

また、南北間の経済協力が本格化した時点である2000年度に締結された「南北間の投資保障に関する合意書」には知的財産権及びこれと類似した権利を「投資資産」の定義に含めさせることで、知的財産権保護のための土台を整備した。

また、南北両側はWIPO設立条約、パリ協約、特許協力条約、マドリッド議定書など、産業財産権関連の国際条約にもほぼ加入済みであり、PCTを通じた国際特許出願または

マドリッドルートを通じた国際商標出願など産業財産権の相互出願及び登録が制度上可能な状況である。

しかし、このような交流協力の根拠及び韓国側の対内外的な努力にもかかわらず、現在まで北朝鮮は韓国の産業財産権出願または登録を認めていない。また、産業財産権当局間の公式的な交流も行われていない。

従って、韓国特許庁は、開城工業団地など北朝鮮に進出した韓国企業の知的財産権の保護及び今後北朝鮮の経済開放時に北朝鮮の中で韓国企業と第3国の企業の間で起こり得る知的財産紛争に対応するため、南・北間の産業財産権の交流協力を持続的に推進している。

ロ. 推進内容及び成果

南北産業財産権当局間の公式的な交流が行われていないところ、特許庁はWIPOなどの国際機関が主管するセミナーに参加する北朝鮮の産業財産権関連担当者と非公式的な意見交換を行っている。

具体的に、2005年7月に中国北京で開かれた「PCTセミナー」で韓国は北朝鮮の発明総局関係者と会い、南北間の産業財産権協力の必要性及び相互間の期待効果、長短期協力推進方向及び今後の戦略に対する相互の意見を交換し、南北間で産業財産権交流協力に関する細部合意書(案)を伝えた。これは南北における産業財産権と関連して初の意見交換の場を設けると同時に北朝鮮知的財産権当局の知的財産権認識の向上、北朝鮮発明総局関係者との接触を通じた南北産業財産権協力議論が可能になった点で意義がある。

2006年9月にモンゴルで開かれた「WIPO主管セミナー」でも南北産業財産権協力に関し、国家品質管理局の関係者と意見を交換した。そこで、北朝鮮は産業財産権協力の必要性には共感しながらも、その方式は国際条約などによる相互出願よりは南北間の共同事務所などを設置して直接出願する方策を望んでいるものと判断される。

また、2007年7月にジュネーブで韓国基金(Korea Trust Fund)を通じて開催された「北朝鮮代表団Study Visitセミナー」では、北朝鮮の発明総局など関連部署の関係者に特許行政革新、特許技術の事業化及び移転に対する重要性と、韓国特許庁のこれまでの革新努力と成果を伝播した。同セミナーはWIPO職員を除いては北朝鮮代表団だけが参加した初セミナーで、北朝鮮が知的財産権分野に大きな関心を寄せていることから、今後北朝鮮との産業財産権協力は北朝鮮側の必要に応じて徐々に活性化されると期待される。

特に、2007年12月に開催された「南北経済協力共同委員会」では、産業財産権分野の協力問題が議題として上程されたが、北朝鮮側の議論拒否により、最終協定文には投資環境の造成や制度的な保障問題を協力して推進するために構成した「南北経済協力制度分科委員会」で産業財産権関連の議題について議論することに最終合意した。

そして、2008年に「南北知識財産権制度の調和方策」研究を行い、北朝鮮の知的財産権分野での活動能力の状況、実現可能な南北知的財産協力モデル及び南北間の知的財産権制度の統合方法を提示した。

ハ. 評価及び発展方向

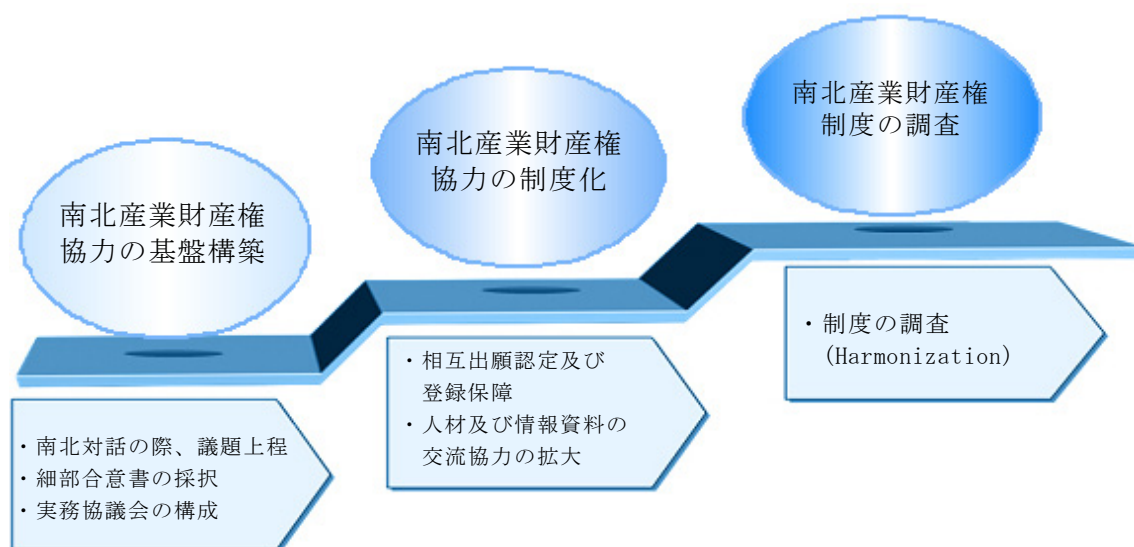
これまで南北間の産業財産権における交流協力の努力は、南北関係という政治的環境の中で体系的に推進されず、散発的に進められて来たため目に見える成果が出せなかったのが事実である。

そこで、韓国特許庁は産業財産権分野の南北協力を体系的に推進するため、「南北産業財産権協力基盤の構築」、「南北産業財産権協力の制度化」、「南北産業財産権制度の調和」という3段階のアクションプラン(Action Plan)を樹立した。

具体的に、「南北産業財産権協力基盤構築」の段階では、南北公式対話を通じ、産業財産権分野の議題を上程し、南北間の産業財産権の交流・協力のための細部合意書の

採択及び実務協議会の構成を推進する。「南北産業財産権協力の制度化」段階では、南北相互出願認定・登録保障履行及び人的交流、情報資料の交換及び民間部門の交流支援など交流・協力を拡大する。最後の「南北産業財産権制度の調和」段階では、統一に備えた南北産業財産権制度の調和(Harmonization)に関する議論をスタートする。

<図Ⅲ-1-1>南北産業財産権交流協力のアクション・プラン



知的財産権の南北交流効力は単に個人や企業の権利保護に限られたものではなく、南北間における財貨、サービス、資本、技術、知的創作物など、あらゆる有・無形の物的財産が南北間で円滑に流通する制度的な枠組みである。

北朝鮮に韓国企業が直ぐに活用できる技術は見当たらないが、閉鎖・孤立された環境でも相当な水準の技術を独自開発・活用しているように見える。従って、外国の最新技術の動き、技術商用化と関連した教育・情報の支援、特許権利に必要な明細書作成教育などが支援されれば、より商業価値の高い特許が創出できると評価される。

南北産業財産権分野の協力問題が基本的に南北間の政治的関係から離れられない問題であるという限界はあるが、同分野は南北問題の相互主義原則を標榜した「実用的対北政策」基調に適した非政治的・経済的論点である。

従って、韓国特許庁は、対北投資協力事業の安全装置として韓国産業財産権の保護及び相互出願、登録許容に向けた南北産業財産権協力を体系的に推進しており、近いうちに南北当局間の産業財産権問題に対する議論が始まることを期待している。

5. 知財権分野の貿易交渉対応

対外協力顧客支援局 国際協力課 行政事務官 パク・ジュンサン

イ. 推進背景及び概要

自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)は特定国家間の排他的な貿易特恵を相互に付与する協定として、FTAで代表される地域主義(regionalism)はグローバル化とともに今日国際経済を特徴付ける大きな流れとなり、WTO発足の後にむしろ拡散し続けている。このような貿易環境のグローバル化及び知財権の通商武器化によってFTA知財権交渉が持続的に拡大しているため、韓国特許庁は知財権分野における貿易摩擦の予防や韓国知財権の海外での保護を強化するためにFTA知財権交渉に積極的に取り組んでいる。

ロ. 推進内容及び成果

韓国は第一番目のFTA交渉国であるチリ(2002年10月妥結)をはじめ、シンガポール(2004年11月妥結)、EFTA¹⁶(2005年7月妥結)、ASEAN¹⁷(2006年4月商品分野妥結、2007年1月サービス協定署名)、米国(2007年4月妥結)及びEU(2009年10月協定文仮署名)とFTA交渉を妥結した。

¹⁶ European Free Trade Association(欧州自由貿易連合): スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェー、アイスランドで構成

¹⁷ Association of Southeast Asian Nations(東南アジア国家連合): インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムと構成

現在、9カ国と交渉が進行中(カナダ、日本、メキシコ、GCC¹⁸、ペルー、オーストラリア、ニュージーランド、コロンビア、トルコ)で、カナダ、ペルーは知財権分科が妥結済みである。

日本とは2003年12月から2004年11月まで6回にわたりFTA交渉が行われたが、以後国民世論の悪化、靖国神社参拝のような外交問題、そして交渉分野別の平行線をたどる見解の違いによって交渉が膠着状態に陥ったが、2008年からFTA交渉再開のための実務協議を毎年2回開催している。

カナダとは2005年7月から2008年3月まで13回にわたりFTA交渉が行われ、知財権分野は第10回交渉で妥結されたが、第11回交渉でカナダ側が再び地理的表示保護に関する条項にも合意することで知財権分野が妥結された。知財権分野の主な合意事項としては、知財権分野の協力、知財権共同委員会の設置及びリスト交換を通じた両国の地理的表示保護などである。

メキシコとは2006年2月から6月まで3回にわたって戦略的経済補完協定(SECA¹⁹)形式で交渉が進められてきたが、商品開放水準などに対する見解の違いで交渉がしばらく中断されたが、2007年12月FTAに転換して第1回交渉が、2008年6月に第2回交渉が行われた。知財権分野の主要争点事項は地理的表示の保護、音及び匂い商標の認定、PC T ISA/IPEA指定などがある。

インドとは2006年3月から2008年7月まで11回にわたる包括的経済パートナー協定(CEPA²⁰)が進められ、2010年1月1日韓-インドCEPAが発効した。知財権分野の主要合意

¹⁸ GCC(Gulf Cooperation Council;ガルフ沿岸協力会議)：ガルフ湾と隣接した6カ国(バーレーン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート)で構成された中東経済協力体

¹⁹ Strategic Economic Complementation Agreement：全商品を交渉の対象とせず、自由化対象である商品の範囲を交渉を通じて決定する、FTAより多少自由化レベルの低い形態の貿易協定

²⁰ Comprehensive Economic Partnership Agreement：商品貿易、サービス貿易、投資、経済協力など経済関係全般を包括する内容を強調するために採択された用語で、実質的に自由貿易協定(FTA)と同じ性格のものである。

事項としては知財権分野協力があり、このうちインド側の要請により今後必要な場合、両国の特許庁間MOUのような別途協定を通じて知的財産分野の協力を増進するという内容が盛り込まれた。

EUとは、2007年5月から27ヶ月間で計14回交渉を行い、2009年7月に交渉終結を宣言し、2009年10月15日協定文に仮署名した。知的財産権分野の主要合意事項として、地理的表示は協定付属書に記載して保護すると決めたが、既存の先行商標の使用は引き続き保障し、医薬品特許存続期間の延長及び資料の独占は既存の制度をそのまま維持することにした。

GCCとは2008年7月から2009年7月まで3回にわたりFTA交渉が行われたが、第2回交渉から知財権分野が議論され始め、知財権分野ではTRIPS協定の遵守を再確認し、知財権関連の問題が発生した場合、協議体を構成して解決できるようにする方針である。

ペルーとは2009年3月から10月まで4回にわたりFTA交渉を行った。第2回交渉から知財権分野が議論され始め、知財権分野では地理的表示は付属書交換方式で保護することに合意し、遺伝資源及び伝統知識は生物多様性協約(CBD)テキストの宣言的内容と情報交換などのように実質的な負担がない水準で妥結した。

オーストラリアとは2009年5月から2010年3月まで4回にわたりFTA交渉が行われた。両国は米国とFTAを締結した経験があり、知財権分野では米国とのFTAを基に提示した韓国の草案に対してオーストラリア側は柔軟な立場で、有名商標の保護、市販許可目的の医薬品特許の実施侵害免除(Bolar条項)、法廷損害賠償制度の導入などを除外した大部分の協定文案に合意されている。

ニュージーランドとは2009年5月から12月まで3回にわたりFTA交渉が行われ、知財権分野では遺伝資源及び伝統知識に関する問題が残りの争点であり、これはニュージーランドが原住民を考慮して提示した文案で、韓国側は文案水準をより下げることがを要請している。

コロンビアとは2009年12月から2010年3月まで2回にわたりFTA交渉が行われ、知財権分野では生物多様性などを除いた大部分の条項に合意した。

ハ. 評価及び発展方向

政府のFTA多角化政策により、今後主要国とのFTA交渉はさらに活性化されると見られる。また、EUとのFTA妥結による地理的表示分野の履行は特許庁のみならず、外交通商部、農林部など関係機関との調整が必須であるため、関係機関間の緊密な協力体制をさらに構築する必要がある。一方、遺伝資源及び伝統知識の保護問題は多国間議論で各国の利害関係が対立している事案で、多国間議論での韓国の立場と一貫する立場を貫き、できる限りFTAでの議論を自制する必要がある、修正実体審査制度、音・匂い商標及び証明標章制度の導入など韓国側の要求事項を貫くための説得論理を開発する必要がある。

第3節 最貧国・発展途上国支援による国家品格の向上

対外協力顧客支援局 多国間協力チーム 行政事務官 パク・ウンギョル

1. 概観

イ. 開発途上国支援関連の国際動向

一国の経済成長に国際貿易など他国との協力関係が欠かせないものになったグローバル経済の下で、発展途上国への支援はもはや豊かな者の乏しい者に対する一方的な好意ではなく、富国は経済成長の恩恵を国際社会に還元すべきとの当為的な責任論が台頭した。このような観点から、国際社会では経済規模の大きい国であるほど途上国支援に対する期待値も高い。国連もまた国民総所得(GNI)対比0.7%を発展途上国に対する公的開発援助に寄与するように勧告している。まだOECD国家のGNI対比途上国への公的開発援助は平均約0.25%水準で国連の勧告レベルとは大きな差があるが、供与国は徐々に援助を通じた自国の経済的利益を期待し、援助競争といわれるほど積極的な援助供与を推し進めている。

このような国際的な発展途上国への援助拡大に伴い、これまで知的財産権の創出と執行分野に焦点を合わせてきた世界知的所有権機関(WIPO)でも、2004年10月総会でWIPOの公式活動領域に発展途上国支援を主な目的とする開発アジェンダを追加し、加盟国は実行のための6大領域、45個の移行課題を出し、2008年から常設委員会(WIPO-CDIP)を組織して具体的な履行方法を議論している。

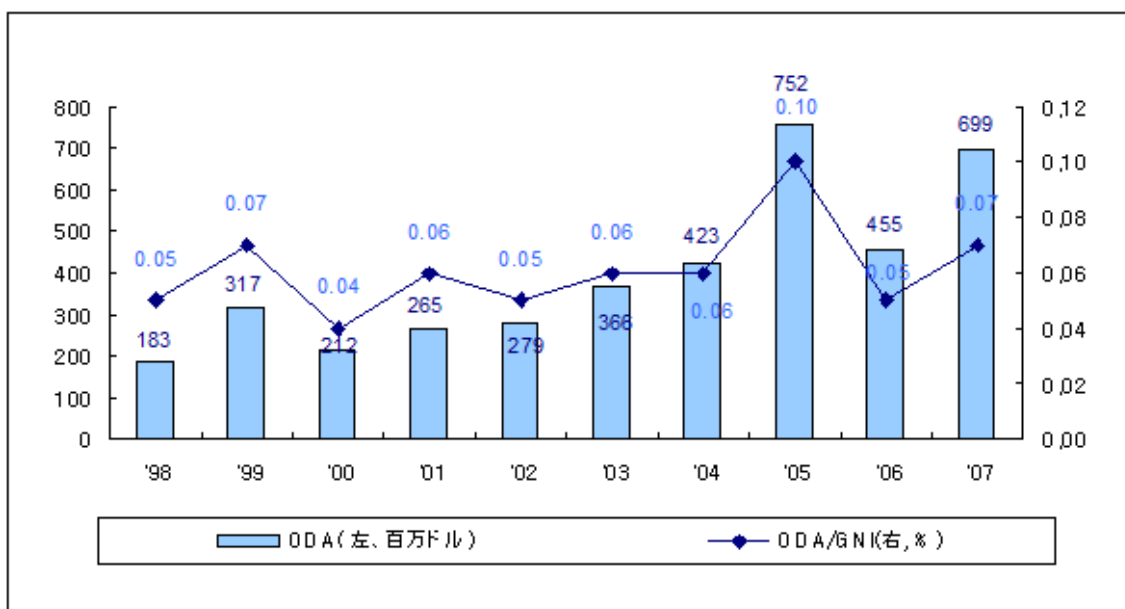
ロ. 韓国の対外援助の現状

韓国は戦後復興のために国際社会から多くの援助を受けた代表的な国家として出発したが、そのような援助をうまく活用して経済開発に成功し、現在は新興援助供与国の立場となった。韓国の対外援助は大きく対外経済協力基金(EDCF)と韓国国際協力団(KOICA)を通じて行われている。1987年に韓国輸出入銀行を通じて発展途上国に対する

譲許性借款を支援するため300億ウォンを出資してEDCFを設立したことで有償開発援助の基盤を整えた。一方、1991年に無償援助機関としてKOICAが設立され、従来建設部、科学技術処など各省庁が散発的に実施してきた技術協力、人材交流事業を統合・管理するようになった。また、各種NGOや専門的な国際機関と連携し、発展途上国への支援を後援する方式も追加的に運営している。これまで持続的にODA(公的開発援助)を増やしてきた結果、2008年度韓国のODAは7億9千7百万ドルに至った。

また、2009年11月25日には韓国の経済協力開発機構(OECD)開発援助委員会(DAC)加盟が議決された。OECD DACは全世界の先進22カ国だけが加盟している援助提供国家の集まりで、全世界援助の90%以上をこのDAC加盟国が担当している。韓国のDAC加盟はグローバル国際社会で国家間援助がスタートして以来、援助を受ける側から供与する側に変った初めての事例であったため、世界から注目を浴びた。

<表Ⅲ-1-3> 韓国ODAの年度別推移及びODA/GNI比率



もはや韓国は途上国の経済発展に実効的かつ持続可能な支援を通じて韓国公的援助の先進化のための方案を真剣に考えるべき時期を迎えた。既存の単純な物質的援助に対して途上国の自活能力開発及び持続可能性と関連した疑問が提起されたことは事実

である。一方、知的財産を活用した対外援助は途上国が知的財産を創出・活用できる能力を養うことで経済発展を達成するための原動力を提供する根本的な対策にもなり得る。特に、韓国は知的財産分野において世界4強といわれるほどの先導的位置に立っているだけに、知的財産を活用した対外援助事業を積極的に発掘し、国際社会に拡散させる努力が求められる。

2. 途上国支援のための世界知的所有権機関との協力

イ. 協力の基盤：特許庁－WIPO協力協定及びWIPO義務分担金

知的財産権分野における開発途上国援助の一環として特許庁は2001年11月に大田でWIPOと「KIPO-WIPO間の協力のための基本協定(Framework Agreement of Cooperation between WIPO and KIPO)」を締結した。この協定で特許庁は知的財産権分野で途上国が情報技術を活用できるように支援するなど9つの分野でWIPOと協力すると約束した。また、特許庁は、WIPOが途上国に対する支援を拡大することで途上国を配慮する国際知的財産共同体を構築するのに貢献すべく義務分担金を増大しつつある。2005年外交部から韓国特許庁に移管された国際機関に対する義務分担金はクラス7(Class VII)からクラス5(Class V)に上げられ、現在WIPO義務分担金は2億ウォン規模である。

ロ. WIPO韓国信託基金事業の発足

特許庁はWIPOを通じた途上国支援事業により積極的に参加するため、2004年にWIPOと「韓国－WIPOファンド設置のための機関間約定」を締結し、韓国信託基金(Korean Trust Fund)を設置した。そして、これを活用した途上国支援事業をWIPOと共同で毎年実施している。途上国に対して知的財産分野の行政情報化を支援し、途上国の知的財産情報に対するアクセス度を強化する目的で、特許庁は途上国の特許庁がPCT(Patent Cooperation Treaty)による国際特許出願時の電子出願を拡大できるようPCT-ROAD²¹

²¹ PCT-ROAD : PCT Receiving Office Administration 韓国とWIPOが共同開発した国

の開発及びこれの途上国への普及を主要事業として推進した。その他にも途上国の総合的な知的財産行政発展の方向を提示するため、知的財産専門家を現地に派遣し、知的財産法制度、審査、情報化など各部門に対して政策諮問を提供する活動を重点的に推進した。

ハ．第5次韓国信託基金事業の成果

2004年7月第1次年度事業の着手と同時に発足したWIPO韓国信託基金事業は2008年7月から2009年6月までを期間とする第5次年度事業まで完了し、現在第6次年度事業が推進中である。第1次年度から第5次年度まで計31億ウォンが造成され、情報化コンサルティング、特許情報検索サービス支援、最貧国(LDC:Least Developed Countries)知的財産情報センターの設立支援など計38の細部事業が推進され、これを通じてアジア・太平洋、中東、中南米、中部・東ヨーロッパ、アフリカの66カ国を支援した。

特に、第5次年度事業ではPCT電子出願受付システム(PCT-ROAD)をより多くの途上国がより効果的に活用できるよう支援するため深化教育を提供し、特許庁とWIPOが共同開発した知的財産権関連e-learningコンテンツであるIP Panoramaを活用して途上国の中小企業が戦略的知的財産権経営のための能力強化ができるようIPパノラマフォーラムを開催するなど、7つの細部事業の推進に成功した。これまでの事業はシステム普及、ユーザー教育など途上国政府関係者を主な対象者とした活動を中心として展開されたが、第5次年度事業は途上国の産業界及びR&D関係者にまでその対象範囲を広げ、彼らも恩恵が受けられるよう知的財産権の活用と技術移転などに対する教育プログラムが実施されたことが特徴といえる。

3. 途上国支援事業を通じた成熟なグローバル国家の達成



イ．適正技術の情報提供及び技術移転

際出願受付システム、国際出願書の受付、処理及び管理機能を担当

このような知的財産の創出と活用の基盤構築から一歩前進し、特許庁は途上国民が知的財産を創出及び活用して暮らしの質を改善できるよう直接支援する、既存より積極的な事業を発掘して推進中である。その最初の事業は適正技術を活用して現地で悩みとなっている生存問題が解決できるよう支援することである。

適正技術(Appropriate technology)とは特定地域の環境・文化・社会・経済的側面を考慮して考案された技術で、先端技術に比べて実現及び維持が容易で、かかる費用も少ないため、低開発国・低所得層の暮らしの質向上や貧困退治などのために開発された技術を意味する。適正技術の端的な例は川水や汚染された水を直接器具を当てるだけで飲める水にできるよう開発された携帯用浄水器「Life Straw」や子供でも約100リットルの水を簡単に運べるように設計されている「Q Drum」などを挙げられる。このような適正技術は最先端ハイテック技術ではなく、既に開発され知られている技術もかなり多い。但し、最貧国の国民がこのような技術の存在を知らず、技術が適切に供給されないため使えない状況にある場合が多い。

<図Ⅲ-1-2>適正技術の実現事例

Q Drum	LifeStraw
	
<p>水源から遠い所まで簡単に水が運べる水タンク</p>	<p>汚染された水源からバクテリアを99.9%除去(3\$)</p>

従って、技術の宝庫といえる特許文献から最貧国が必要とするこのような技術を探し出して提供することはとても有意味な知的財産チャリティーキャンペーンである。幸いにも多くの技術特許がこのような最貧国には登録されていないため、該当国で技

術を使用するのに問題ない状態である。特許庁は2009年、韓国特許文献からエネルギー・水処理・住宅など6つの分野200件の適正技術情報を発掘し、DBで構築した上で、CD及びホームページを通じて提供した。

特許庁は情報普及に止まらず、適正技術を活用した製品が実際途上国の遅れている地域に普及できるよう2009年国際開発NGOであるGood Naversとともにアフリカのチャドにサトウキビを利用した炭を開発・普及する事業を発足した。これは大多数のアフリカ国家で炊事と暖房燃料として木材や炭を使用しているが、多くの国で山林荒廃化による伐木禁止令などが下されたことで一般住民は炊事などに苦勞しているため、これに適正技術が解決策を提示してくれるという認識から始まった。2010年上半期にはアメリカMIT大学で開発されたサトウキビの皮を利用した炭製造技術をアフリカ現地事情に合わせる作業が進められる予定であり、下半期にはこのように開発された炭がチャドに実際普及する見通しである。

ロ. 最貧国・途上国の商品知財権獲得の支援

知的財産を活用して途上国国民の暮らしの質を改善しようとするもう一つの事業として、最貧国・途上国商品の知財権獲得支援事業も2009年から推進している。この事業は最貧国・途上国に良質の商品が多数存在しているにも関わらず、商標及びブランドの低い認知度で過小評価されている認識からその必要性が提起されスタートしたものである。このような商品に対してブランド育成及び商標など知財権獲得を支援することができれば、商品の市場競争力が向上すると同時に、生産者側の戻っていく利益も大きくなると思われる。

特許庁は韓国YMCAが公正貿易キャンペーンの一環として輸入している東ティモール産コーヒーに対して2008年下半年から商標のデザイン開発と出願過程に対する行政的支援を提供した。それにより、韓国YMCAは公正貿易商品に使われる商標を開発し、2009年3月には商標出願した。このように開発された商標は製品のブランド価値を高め、販売を促進することで生産者及び生産地国家の独り立ち能力を高め、途上国の知的財産権に対する認識を高めるのに貢献できると期待される。

＜図Ⅲ－1－3＞YTNの東ティモールコーヒーブランド支援に関する報道



「お金やモノをただ与えるだけの「援助」よりは
 このような過程を通じてその国の産業を
 作り上げた方がより効果的」
 ＜YTN東ティモールコーヒーブランド支援に関する報道＞

同時に、特許庁は2009年11月から国際救護開発NGOであるGood Naversと共同でアフリカチャドのマンゴに対するブランド化支援事業を推進している。チャドはマンゴシーズン(3～6月)以降これに代わる果物が不足しているだけでなく、加工及び貯蔵施設が皆無であるため、乾燥化が必要である。2010年上半期にはチャド乾燥マンゴを製造・普及する社会的企業を設立することを目標に、ブランディング専門企業を通じてブランドの開発のみならず現地商標・デザインの出願を進める計画である。

ハ. 知的財産を活用した韓国型発展モデルの輸出

特許庁は知的財産の創出及び活用のための直接的な支援を目的とする上記の二つの事業とは別途に、途上国が独自に適切な知的財産関連政策を樹立し、長期的な成長のためのしっかりとした知的財産システムの基盤を整えられるよう、政策関連支援も展開してきた。韓国の経済成長指標を見ると、知財権政策の成功が経済発展に相当貢献してきたことが推測できる。従って、特許庁が蓄積した知的財産の政策経験とノウハウを途上国に伝授すれば、知財権ジレンマに陥った途上国の悩みを分かち合い、現実に役立てる政策コンサルティングとなれる。

これと関連し、特許庁はWIPOと共同で「経済成長と知的財産権の相関関係：韓国Case」というテーマで事前研究プロジェクトを進めてきた。2008年1月にソウル大学で開催されたラウンドテーブル会議を始めに、7つの分野において韓国知的財産権政策の影響に対する研究が行われ、最終報告書が2010年中に発刊される予定である。

一方、2009年10月には韓国－ベトナム週間を迎え、韓国の知財権を活用した経済成長経験をベトナムと共有するため、「韓－ベトナム知的財産協力フォーラム」を開催した。このフォーラムには韓国とベトナムの政府関係者、企業、知財権専門家などが出席し、両国の知財権制度に対する理解を深め、両国の知財権分野の協力方を議論した。同フォーラムは韓国とベトナム、両国首脳会談と連携した5大分野の経済協力フォーラムの一つとして開催されたもので、経済発展における知財権政策の重要性及び両国貿易及び投資拡大のための知財権協力の必要性に対する認識を高める効果をもたらした。

このような途上国支援事業の推進を通じて、特許庁はこれまで私的財産保護のための局地的な機関から対外的に知財権の創出・管理及び活用に対する援助事業を主管する専門機関としての地位を確立することができた。さらに、特許庁がこのような事業を推進することが公的開発援助を受ける側であった韓国が、グローバル課題の解決をリードする援助供与国としての国家ブランドを高めることにも寄与できるものと期待している。

第2章 グローバル特許情報化の先導

第1節 グローバル特許情報化に向けた国際協力の強化

1. 国家間特許情報の交換・活用システムの構築及び運営

情報企画局 情報協力チーム 工業事務官 アン・ジェヨル

イ. 推進背景及び概要

世界知的所有権機構(WIPO)の統計によれば、2007年韓国は特許業力条約(PCT)による国際特許を合計7,601件出願し、世界4位の出願国家となり、多出願企業ランキングでもLG電子が18位、サムスン電子が25位、ETRIは46位を占めるなど半導体、携帯電話など韓国のIT技術力が世界的な水準であることが分かった。また、韓国特許文献は2007年4月から「PCT最低限資料」となり、14の特許庁(国際調査機関)がPCT国際出願を審査する時は韓国の特許文献を必ず事前に検討するようになり、2009年からは韓国語がPCT国際公開語として効力が発効した。一方、米国、ヨーロッパ及び日本の特許庁は3極文書アクセスシステム(TDA: Trilateral Document Access)を構築して相互間の審査情報及び優先権書類を交換・活用することで、審査結果相互認定及び行政効率向上を図っている。

特許庁はこのような国家技術力の向上及びPCT最低限資料発効、そして先進特許庁の動向を総合分析した結果、韓国の特許情報に対する需要が大きく伸びると判断して外国の審査官が韓国の特許文献を含む特許情報に手軽にアクセスして利用できる国家間特許情報交換・活用システムを構築している。

最近知財権分野の国際秩序が既存の米国、日本、ヨーロッパ中心の「3極体制」から韓国と中国を含めた「5極体制(IP5)」に再編されたことで、審査品質を前提とした5カ国間10大協力事業が進められ、それによって審査業務協力のための情報化基盤構築事業を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は2003年「特許庁間の審査結果相互活用のための審査情報公開システムの構築計画」を樹立し、2005年11月から外国特許庁に特許公報、2006年11月からは審査過程書類の韓英自動翻訳サービスをインターネット基盤のK-PION(Korean- Patent Information Online Network)サイトを通じて提供している。また、2007年11月からは韓国特許英文抄録(KPA、Korean Patent Abstract)を英文キーワードで検索できるようにし、2008年12月からは韓国特許公報を英文キーワードで検索できるようにするなど、韓国特許情報に対する活用手段を多様化した。2009年にはデザイン及び商標に対する検索、韓国語PCT文献検索を追加し、K-PION検索サービスを拡大し、審査文書に含まれた添付文書のリンクを提供し、ポータル機能及びヘルプデスク機能を付加するなどK-PION機能の高度化に力を入れている。

このような自動翻訳サービスにおける高水準の翻訳品質を確保するため苦勞しているが、特許庁は特許文献に頻繁に使われる文型を分析して370万個に達する特許専門用語辞書及び審査用語辞書を結合させることで、韓国語ができない外国人でも韓国特許文献の内容を充分把握できる水準の翻訳サービスを提供している。その結果、米国、ヨーロッパ、日本の特許庁を含む29カ国の外国特許庁がK-PIONを通じて韓国特許情報を利用している。

また、2009年12月国内企業の海外進出を手助けするための海外登録証表検索システムを対国民用検索サービスであるKIPRISに構築し、国内外のユーザーにサービスを提供している。現在、米国、日本、オーストラリア、カナダの登録商標8百30万件余りが検索可能で、今後ヨーロッパ、ニュージーランドなど海外の主要国の商標DBを確保して搭載する予定である。

特許庁は米国、ヨーロッパ及び日本特許庁と3極文書アクセスシステム(TDA)を基盤とする審査情報及び優先権書類の相互交換・活用を推進している。日本特許庁とは2007年4月から審査情報を相互交換し、2008年4月からは優先権書類を電子的に交換して

いる。米国特許庁とは2008年10月から優先権書類を電子的に交換し、2008年11月からは審査情報を相互交換している。また、米国からのPCT国際調査依頼件数の急増によって、2008年11月からPCT文書の電子的交換を実施している。ヨーロッパ特許庁とは2008年12月から優先権書類を電子的に交換しており、2009年11月審査情報相互活用システムを構築し、ヨーロッパ特許庁の審査情報相互活用システムの構築が完了する2010年下半期に審査情報の相互閲覧を開始する予定である。また、TDA基盤サービスの安定性向上のために国家及びサービス別分散システムを構築し、TDAの既存ネットワーク装備(Virtual Private Network)を改善された装備に移転・交替することでセキュリティー機能が強化された3極文書アクセスシステムを構築した。

韓-米間TDAを通じた審査情報及び優先書類の相互交換が可能になったことで、国家間審査業務負担を減らすための審査業務協力制度である韓-米SHAREパイロットプロジェクトを2009年9月から施行した。SHAREプロジェクトは両国の共通出願に対して第1庁がまず審査に着手し、第2庁は第1庁の審査結果活用が可能になるまで待った後、第1庁の審査結果を利用して審査するプロジェクトで、特許庁は2009年9月からK-PIONとTDA審査情報共有システムで審査報告書を提供している。

そして、特許庁はWIPO加盟国間の優先権書類交換システムであるDAS(Digital Access Service)を2009年6月に構築し、3極特許庁の他、中国、イギリス、スペイン、イスラエル、フィンランドなど他の主要特許庁とも優先権書類の電子的交換を実施している。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁はK-PION及び3極文書アクセスシステムを通じて韓国特許情報を外国特許庁に普及し、韓国特許情報の普及及び拡散に寄与し、国内特許権の海外保護基盤を強化できると見られる。また、これを通じて国際特許権紛争の原因を最小限に抑え、国際社会における韓国特許情報、即ち韓国技術の国際的なプレゼンスを高められると期待している。

特許庁は審査情報を各国の特許庁と相互共有し、各国に出願された同じ特許出願に対する審査結果を認め合うことで、各国の審査期間短縮及び審査品質向上の問題を画期的に解決できる基盤を構築でき、優先権書類の電子的交換を通じて特許行政効率の向上や出願人の便宜も図れ、毎年約40億ウォン水準の行政処理費用の削減にも役立つと期待している。

IP5間審査業務協力のための議論が活発に進められ、そのフォローアップとしてIP5情報化基盤課題の推進が浮上しつつある。情報化基盤課題の中で審査結果を共有・活用するために共通検索環境を構築することが極めて重要である。そのため、特許庁はIP5の全審査官に同じ検索結果を提供する共通検索及び審査支援ツールを支援するためのK-PIONシステムのウェブサービス構築を推進している。また、IP5情報化基盤構築のための最適化方案を樹立し、韓国特許庁の情報化システムを先進化し、国家間情報化協力をリードしていくための土台を構築する予定である。

2. 主要国特許庁との情報化協力の強化

情報企画局 情報協力チーム 行政事務官 キム・ジュヒ

イ. 推進背景及び概要

知的財産情報化の分野では、増える一方の各国の審査・審判業務負担を軽減させるためのグループ別、地域別のブロック化を通じた協力が活性化しつつある。先進国は3極(米、日、ヨーロッパ)体制から5極体制(IP5: 米、日、ヨーロッパ、韓、中)に転換し、情報技術基盤共有など審査業務の協力に向けた基盤構築活動に注力している。カナダ、イギリス、オーストラリアなどの中進国もバンクーバーグループを設立し、審査結果を活用し合う基盤を構築する活動に力を入れている。アジアの途上国もASEAN特許庁の協力体制を構築し、知財権協力を強化するため、ITインフラの拡充及び共通教育課程案の樹立に集中している。

このような情報化分野の国際的な発展方向に注目し、さらに韓国特許庁がグローバ

ル特許情報化をリードしていくためには、主要国との情報化協力を強化していかなければならない。情報化の発展方向を実質的に左右するIP5体制の中で情報化をリードするとともに、様々な対案を提示することで韓国特許庁の立場を積極的に堅持していく計画である。また、グローバルIPコミュニティのグループ別に充実した協力事業の推進を通じて国際的な協力パートナーとしての地位を確立し、国際社会のブロック化現象の中で韓国特許庁がリードしていく地域グループ及び支持基盤を構築する必要がある。

ロ. 推進経過と成果

1) IP5情報化協力の強化

全世界における特許出願の急増による審査滞積が世界的な問題として台頭することにより、これを解決するためのIP5間の協力がますます求められている。このような状況の中で2007年5月IP5庁長会議、2008年10月済州島で開催されたIP5庁長会議を経て、5カ国間の審査業務協力に向けた10大基盤課題を推進することに合意し、2009年3月及び9月に開催された後続実務会議を通じて具体的な実行方案を議論している。

同基盤課題には韓国特許庁の主導課題である機械翻訳と他庁の主導課題である検索(審査)戦略の共有、検索(審査)支援ツール、共通DB及び検索(審査)結果共有システムなど計5つの情報化基盤課題を含む10の課題で構成されている。特に、2009年度には韓国特許庁の主導課題で事業提案及び意見収集などを積極的に推進し、IP5体制強化のための情報化関連のプロジェクトをリードして行った。また、IP5体制への転換をスムーズにするために韓国特許情報英文翻訳システム(K-PION)の機能高度化及び翻訳品質を改善する事業を展開した。このようにIP5体制において情報化課題の主導的遂行及び様々な代案提示を通じて3極標準会議に公式参加の承認を獲得し、ヨーロッパ特許庁も韓国特許庁との協力強化の意思を表するなど、韓国特許庁の立地を強化する成果をあげた。

今後韓国特許庁はIP5情報化課題で新しい試みを通じて合理的かつ適用可能なソリ

ューションを提示し、最終的には韓国企業の国際R&D協力能力強化のための政策及び情報化基盤を強化する予定である。

2) 韓・日特許庁間の情報化協力強化

韓・日特許庁は2009年5月日本で開催された第12回韓・日情報化専門家会議で、具体的かつ実質的な成果をあげた。韓国特許庁の国民向け検索システムに必要な日本特許公報を無料で提供してもらうことに合意し、韓国特許庁の海外商標検索システムを構築するために既存の日本商標データベースはもちろん、新規登録されるデータも持続的に無料で提供してもらう成果をあげた。また、両庁が推進している優先権証明書類の電子的交換システム及び国家間審査情報共有システムの構築において共同機能開発及びテストなどに共同協力することに合意した。両庁はまた情報化事業分野において二国間協力を通じたBest Practiceの構築でIP5体制確立に協力することに合意した。

今後、韓国特許庁は日本との情報化協力を通じてIP5情報化基盤課題の議論過程で意見調整及び合理的な情報化モデルの提示などを通じて仲裁者としての積極的な役割を果たしていく予定である。

3) 韓・ヨーロッパ特許庁間の情報化協力の強化

韓・ヨーロッパ特許庁は2005年6月両国の特許庁間で締結された包括的な協力事項を盛り込んだ了解覚書(MOU)を締結し、毎年MOU履行のための年間協力計画(Action Plan)を樹立して体系的に情報化協力を推進している。2009年2月にも韓・EPO間の情報化協力会議を開催し、2009年度の年間協力計画を樹立、オンラインデータの交換、検索システムのTesting、EPO国民向け検索システム韓国語インターフェースの開発など、情報化分野全般にわたって包括的に協力することに合意した。

今後、韓国特許庁はEPOとの情報化会議を通じて前向きな代案の提示及び共同協力事業を通じて韓国特許庁の情報化能力に対する認識を高め、EPOとの技術共有を通じアジア地域におけるプレゼンスを高める内部能力を強化していく予定である。

4) 韓・中・日3国特許庁間の情報化協力の強化

韓・中・日3国は2009年10月中国で第7回3国情報化専門家グループ会議を開催した。この会議を通じて3国は各国特許庁の情報化状況及び推進計画、ホームページの活性化方案、統計データの交換方案、優先権書類の電子的交換方案などを議論した。また、3国はIP5情報化協力に対する相互情報を交換することで互いの理解を高める一方、3国間情報化協力の拡大における3国間の情報化協力強化の必要に対する認識を共有した。

韓国特許庁は3国間情報化協力を通じて情報化が急速に進行している中国及び日本と共同協力を強化することで、IP5体制の中で韓国特許庁の役割及びプレゼンス強化を図ることができると期待している。このような努力はグローバル特許庁時代において北東アジア地域の特許庁間における実質的な協力の枠組みを構築したという点で重要な意味がある。

5) 韓・米特許庁間の情報化協力の強化

韓・米特許庁は両庁間の協力活動を通じてIP5体制を支援することができるBest Practice Modelになれるよう、2008年9月両国の特許庁間で締結された韓・米間包括的協力のための了解覚書(MOU)を締結した。同MOUの一環として情報化協力活動の本格始動のために2008年10月に情報化実務会議を開催した。同実務会議では両庁の審査官の業務効率性を高め、両庁間の審査官間の協力を強化するため、PCT文書の双方交換、仮想協業システムなど様々な協力事業を推進することに合意した。

2009年度にはこのような両庁の審査官間協力強化のため、「戦略的審査処理」、即ちSHARE(Strategic Handling of Application for Rapid Examination)プロジェクトを試験的に開始し、そのため情報化分野ではオンラインを通じて両国の先行技術、検索戦略、審査結果及び審査ノウハウのような多様な情報を相互提供するシステムを構築した。これを通じて両国は審査品質を向上させることができ、業務効率性の向上によって審査滞積の解消に大きく貢献できると思われる。また、出願人は特許庁の高品質

の審査サービスで韓国のみならず米国でも安定的かつ強力な特許権の獲得が可能になると期待している。

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁は今後も日本、ヨーロッパ、米国、中国特許庁などとの二国間情報化協力だけでなく、IP5の協力体制にも同時に参加することで、多様かつ充実した協力事業を推進し、グローバルIP情報化をリードしていくための基盤を整え、アジア地域においてIP情報化分野の発言力を強化するなど様々な戦略を通じて国際社会で支持勢力を育成していく予定である。

3. 国際機関との情報化協力事業の拡大

情報企画局 情報協力チーム 行政事務官 キム・ジンジュ

イ. 推進背景及び概要

1) 知的財産権の英文教育分野

既存の韓国の知的財産権教育は国内法と国内制度中心の韓国語課程がほとんどで、国際的な観点で知的財産権が習得できる英文の教育課程はなかった。しかし、特許、商標、著作権のような知的財産権は最も国際化された分野の一つで、これと関連した韓国の国際的活動が大幅に拡大している状況の中で、知的財産権における英文教育課程の必要性と国内の需要が増加した。そこで、特許庁は知的財産権分野における国際的な能力を強化させ、韓国が知的財産権強国を目指せるよう、国際機関との協力を通じて知的財産権の英文教育システムを作ることになった。まず、初級者のために世界知的所有権機関国際教育院(WWA)のオンライン教育課程を活用して大学に教育課程を開設した。また、中級者のためには世界知的所有権機関中小企業局(SME)のIP for Businessという原稿を活用してIPパノラマを開発し、専門家のためには米国、日本、オーストラリアなど知的財産権先進国との共同作業でAPEC基金を活用してIP Xpediteを

開発した。

2) 知財権の行政情報化分野

1999年特許庁は世界初のインターネット基盤の電子出願サービスを提供して以来、持続的なシステム改善を通じて知財権行政の全業務を自動化するなど、世界最高水準の情報化システムを運営している。これまでのノウハウをもとに、世界知的所有権機関(WIPO)と共同協力事業を遂行することで、世界知財権の行政情報化分野の発展にも貢献している。一例として、PCT条約国の業務効率化のために2004年WIPOと共同で国際特許受付システム((PCT-ROAD: PCT-Receiving Office Administration、国際出願の受付・処理・管理できるシステム)を開発して中・小規模特許庁のPCT行政情報化に貢献するなど、PCT情報化分野を韓国が主導的にリードすることで世界特許行政の情報化分野における韓国の地位を確かなものにしつつある。

ロ. 推進内容及び成果

1) 知的財産権の英文教育分野

2006年度にWIPOとデジタル形態の知財権教育コンテンツを共同開発して全世界の特許庁に普及する事業を推進した。知的財産パノラマ(IP Panorama)と呼ばれるこのコンテンツは特許情報、技術取引、M&A、電子商取引、特許紛争など合計12の分野にわたる知財権関連の教育資料として、2004年～2006年10コンテンツに対する1次開発及び2008年2つの追加コンテンツに対する2次開発を完了した後、全世界特許庁への普及を推進してきた。その結果、2008年モンゴル、ポルトガル、エストニアとIPパノラマ自国語版開発に関する協定を締結し、2009年6月にWIPOと6つのIPパノラマを6つの言語の国連公用語で開発することに合意した。それにより、2009年に開発されたアラビア語版IPパノラマが2010年3月エジプトカイロで開かれたWIPO-KIPO-LAS(アラブ国家連盟)アラブ地域国際シンポジウムで公式発表された。

また、知財権e-ラーニングコンテンツ開発のためのAPEC基金を確保し、2006年には

特許情報の活用に関する8つの分野、2007年には主要国別の特許文献作成及び解釈に関する6分野のe-ラーニングコンテンツ(IP-Xpedite)を開発してAPEC域内の加盟国に普及する事業を推進している。2007年には中国特許庁及びサウジアラビアなどとIP Xpediteの自国語バージョン開発のための協力方策を議論し、2008年にはIP Xpediteの国外普及及び活用拡散のためにア・太地域21の加盟国を対象とする、「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」のためのAPEC予算13万ドルを確保したことで、2009年APECと共同協力事業として施行し、ア・太地域内の知的財産権の能力強化とグローバルネットワーク強化のための基盤を整えた。

一方、このような国際機関と共同開発した知的財産権の英文e-ラーニングコンテンツを活用した教育課程を開設・運営している。2005年3つの大学で324人の学生が受講して以来、2009年には国内16の大学及び大学院の学生のみならず、企業関係者、修習弁理士など合計3,526人が受講した。大学の知的財産権英文教育課程での優秀修了生を対象に世界知的所有権機関国際教育院が主催するサマースクールとシンガポール知的財産権アカデミーなど国外知的財産権研修への参加機会を提供し、2009年17人の学生が参加した。

2) 知財権の行政情報化分野

PCT-ROADは2005年初めて登場してから現在までマレーシア、南アフリカ共和国、メキシコなど全世界の24カ国に普及され、持続的な品質改善及び機能高度化作業を経て2008年12月新しいバージョンが出たことで、世界各国の特許庁から注目を集めている。特に、PCT-ROADの結果物であるRO-WASP²²データの整合性はPCT加盟国から送られてくるすべてのデータの中で最も品質が優秀で、WIPO内部からもその優秀性が認められている。また、PCT-ROADユーザーのシステム活用能力を向上させるため、2009年2月にはWIPOと共同でPCT行政情報化教育を実施して参加者から大きな反響を得た。

²² RO_WASP(Receiving Office_ Wrapped And Signed Package) : 受理官庁から送られてくるPCT電子出願データ

一方、2008年には韓国語がPCT国際公開語で発効(2009年1月)されることにより、WIPO情報化システムでハングルが処理できるようにハングルフォントを整備し、出願人が韓国語でPCT出願ができるように支援するため、韓国語バージョンのPCT電子出願ソフトウェア(PCT-SAFE)を開発・普及した。

ハ. 評価及び発展方向

1) 知的財産権の英文教育分野

世界知的所有権機関国際教育院(WWA)と共同で運営している英文教育課程を受講した大学生と教授、専門家で構成された諮問委員会の意見を集め、WWAが提供しているD-L-101コンテンツをマルチメディア化する開発事業をWWAと共同で推進し、受講生の学習意欲を高めると同時に学習効果を高める計画である。また、世界知的所有権機関と共同でIPパノラマをフランス語、スペイン語など国連の公用語に翻訳する事業を推進中であり、フィリピン、イタリア、モーリシャスとIPパノラマ使用に関する協議を進めている。特許庁はこれまで蓄積した知的財産教育事業の成果及び参加者の意見をもとに途上国を対象にしたe-ラーニング教育コンテンツのオーダーメイド型制作支援、知的財産教育コンサルティングサービスの提供、オン/オフライン混合型教育サービスの提供などを通じて知的財産e-ラーニング教育市場をリードしていく計画である。

2) 知財権の行政情報化分野

韓国特許庁はPCT-ROADのような成功事例をもとに、韓国型特許情報化システムの国際的な支持と信頼を確保することに総力をあげていると同時に、特許行政情報化分野で世界標準定立におけるリーダーとしての地位を確保し、さらには特許情報化分野の未開拓市場を先占するため、国際機関との様々な共同協力事業を構想中である。特に、グローバル電子文書作成機、インターネット基盤の統合PCT情報化システム及び特許文書の電子化システムなど、世界特許行政情報化発展に貢献できるモデルを積極的に発掘し、国際機関との協力事業として推進していく予定である。

第2節 韓国型特許情報化システムの海外拡散

1. 特許システムの海外拡散

情報企画局 情報協力チーム 技術書記官 キム・ヨンピョ

イ. 推進背景及び概要

情報通信技術の発達は全世界的に国家全般におけるパラダイムの変化を生み出し、特にこのような流れの中で電子政府事業は行政業務の革新と国民に対するサービスの変化をもたらした国家競争力の産物として、新しいIT市場を主導している。そこで、韓国政府も特許情報化システム、関税情報化システムなど6つの電子政府システムを発展途上国の電子政府構築を支援するための「電子政府の6大戦略課題」として選定し、政府レベルで電子政府の海外進出を積極的に支援している。電子政府事業を中心に成功したIT産業分野の技術を発展途上国に伝授し、国家間の情報格差を解消すると同時に、新しいIT海外進出市場を創出して国家競争力を高めることに、電子政府の海外進出の目的があるといえる。

今日、世界各国の特許庁は急増する特許出願を効率よく処理し、出願人の利便性を高めるため、特許分野における電子政府の実現を急いでいる。特に、3極特許庁と言われている米国、日本及びヨーロッパ特許庁は自国の特許行政の情報化のみならず「世界特許システム」を開発し、発展途上国を含む全世界の特許庁に普及しようとする計画を推進するなど、特許行政の情報化分野において熾烈な主導権争いが繰り広げられている。このような状況の中で、特許ネット技術移転事業は知的財産権の行政情報化分野で技術標準の国際的な主導権を確保し、多くの国からの支持基盤確保及び発展途上国との戦略的パートナー関係を形成することで、国際社会で国益優先を掲げる多国間関係を形成するための土台を構築すると同時に、民間SI企業の海外市場進出を支援することに意義がある。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁が開発・運営している電子政府システムである特許ネットシステムが3極特許庁を含む世界各国特許庁のベンチマーキングの対象となっているだけでなく、APECが域内の発展途上国特許庁に対する情報化協力事業の担当者として韓国特許庁を選定しとことに加え、知的財産権分野における国際規範の定立や国際協力を管掌している世界知的所有権機関(WIPO)がPCT国際出願の電子的処理のためのシステム開発及び普及事業のパートナーとして韓国特許庁を選択するなど、韓国特許庁の電子政府システムが世界的に注目を浴びている。

APECは世界で初めてインターネットを通じた電子出願機能を実現した韓国特許庁の特許行政情報化の水準を高く評価し、2002年度発展途上国における特許行政技術協力事業のメインパートナーとして韓国を満場一致で選定し、韓国特許庁に特別基金を提供することを決めた。このようにして得たAPEC特別基金を活用して、韓国特許庁はタイ、ペルー、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム及びインドの特許庁に対し、情報化コンサルティングを行った。これにより、APEC域内加盟国からの高い評価とともに、特許行政情報化分野をリードする国家として浮上した。

特許ネット海外進出推進は主要拠点国家を中心に2006年から本格的に行われた。2006年2月、タイ商務部はタイ特許庁の情報化事業(IP Center構築事業)に韓国特許庁の参加を要請した。そこで韓国特許庁は韓国通信、LG-GNSなどとコンソーシアムを構成し、2006年下半期に予備事業提案書を提出した。その後、両国の特許庁間でパイロット事業にも合意したが、タイで起きたクーデタにより、同事業の推進は保留となった。2006年12月末タイの政局が安定を取り戻したことで協議を再開し、2007年9月に両国の特許庁はタイIP Center構築協力のための了解覚書(MOU)を締結すると同時に、韓国特許庁がWIPOと共同で開発した知財権e-ラーニングコンテンツであるIPパノラマのタイ語バージョン開発事業に着手した。これにより韓国特許庁はIP Center構築事業参加のために他国と競争する際に確固たる競争的な優位を確保した。

2003年8月韓・インドネシア特許庁間で締結された包括的な協力のための了解覚書(MOU)をもとに、韓国特許庁は2007年の上半期にインドネシア特許庁の情報化事業(DGIP

net構築事業)のための事業妥当性調査事業を行い、総額33百万ドル規模の特許情報化事業を共同推進することに合意し、2007年9月両国特許庁はDGIPnet構築協力のための了解覚書(MOU)を締結した。2008年にインドネシア政府は事業妥当性調査の結果をもとに、DGIPnet構築事業をインドネシアで国策事業として推進する借款事業として公式選定した。2009年にはインドネシア特許庁の情報化事業を韓国政府が提供する借款である対外経済協力基金(EDCF:Economic Development Cooperation Fund)事業として確定し、2010年4月にはインドネシア特許情報化システム構築事業を支援するための技術協力了解覚書(MOU)を締結した。また、2010年下半期にインドネシア特許情報化システム構築事業に本格的に参加し、特許ネットシステムを普及する計画である。

その他にも2008年にベトナム、フィリピン、モンゴル特許庁、2009年にはウズベキスタン特許庁の情報化事業のための事業妥当性調査を施行し、2009年1月モンゴル政府が韓国政府に特許情報化システム構築のための資金を要請し、KOICA援助事業確定のために努力するなど海外特許庁の情報化事業に参加し、特許ネットシステムの技術及び標準を伝播するために努めている。

一方、海外特許庁の情報化事業に参加して特許ネットシステムの全体モデルを普及すると同時に、個別単位業務の電算化を支援するシステムを開発して普及するモジュール化事業を推進している。初めてのモジュール化システムは国際特許受付システム(PCT-ROAD:PCT-Receiving Office Administration)である。2005年にWIPOの要請から国際出願を受付・処理・管理できるシステムであるPCT-ROADの共同開発を完了し、2005年ベトナム・イスラエルなど7カ国に、2006年にはマレーシア、インドネシアなど5カ国に普及した。また、スペイン特許庁から基金60,000スイスフランの提供を受け、スペイン語バージョンPCT-ROADを開発完了した。2007年にはキューバ・ドミニカ共和国などラテンアメリカ国家を含む6カ国に普及し、2008年にはブラジル、ユーラシア特許庁など6カ国に普及し、2009年にはニュージーランド、チリ、タイなど合計4カ国に普及し、現在合計28カ国にPCT-ROADを普及した。

二番目のモジュール化システムは特許文献検索システムである。検索業務は特許審査業務において必須的な業務であり、未だに多くの発展途上国では検索業務が手作業

で行われている。そこで、韓国特許庁は2008年核心検索機能と3極特許庁の特許文献と韓国特許文献を掲載した韓国型検索システムを開発してインドネシア特許庁に普及し、今後も同システムの普及をさらに拡大していく計画である。

ハ．評価及び発展方向

韓国特許庁の情報化水準に対し、APEC、WIPOなど国際機関はもちろん、海外特許庁からも好評を得たことで、2009年アジア最大の電子商取引協議体であるア・太電子商取引理事会のe-ASIA Awards公共電子ビジネス分野の優秀事例として選定された。また、スペイン特許庁、フランス特許庁など先進特許庁からも自国の基金を提供してまで韓国特許庁との情報化共同協力事業を提案してくるようになった。また、ヨーロッパ特許庁の場合、自国システム(EPTOSシステム)とPCT-ROADシステムとの統合による世界特許システムの構築を提案するなど、これまで3極特許庁の主導で進められてきた特許行政情報化の国際協力に変化が起きている。すなわち、韓国特許庁が海外情報化システムの先進化と関連する情報化協力事業において、WIPOとの協力及びAPEC特別基金の確保などを通じて主導的に遂行したことで、特許行政情報化分野における韓国特許庁の役割が強化されつつあり、特許行政情報化関連の世界標準制定・改正問題に対する議論で韓国が主導権を握ることができる環境が整えられつつあるといえる。

このような基盤をもとに、韓国特許庁は海外特許庁の情報化事業に直接参加して特許ネットシステムをモデルとした情報化システムを普及し、先進特許庁、国際機関(WIPO、APEC)の特性に適合する情報化協力事業を追加発掘し、韓国型特許情報化システムの標準及び技術がWIPOシステム及びこれを導入した各国のシステムに自然に採択されるようにすることで、情報化世界標準の定立における韓国特許庁の役割をさらに強化していく計画である。このような計画を着実に遂行し、韓国特許庁が3極特許庁とともに知財権分野の国際規範及び情報化世界標準定立をリードしていくリーディング特許庁(Leading office)になることを目指す。

2. 知的財産権の情報化における技術標準制定への参加

情報企画局 情報協力チーム 工業事務官 パク・スンベ

イ. 推進背景及び概要

世界知的所有権機関(WIPO)では毎年知財権情報化標準会議を開催し、特許文書及びデータと関連した国際標準の制定・改正を着実に遂行している。知財権情報化標準の新設または変更は、特許行政の全プロセスを電算化した膨大なインターネットシステムを運営している韓国にとっては危険要素として作用する可能性が大きい。韓国の特許ネットシステムが採択している標準とは違う標準が世界標準として採択された場合、莫大な予算をかけて開発した特許ネットシステムがグローバルな情報化の流れからとり残され、それを補完するためにはまた他の予算と人材の投入を要することになる。そのような無駄を予防し、知的財産権分野の世界標準を韓国に有利な方向に誘導すると同時に韓国国民が作り出した知財権の国際的保護水準を強化するためには、情報化標準国際議論の場で韓国の立場が十分に反映できるよう、主導権を確保する努力が必要となる。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は先進知財権の情報化システムである特許ネットシステム(KIPOnet)の開発・運営経験をもとに、情報化標準会議(SDWG)活動を通じたWIPO標準の制定・改正に積極的に参加している。同時に、3極(米・日・ヨーロッパ)など主要国特許庁との二国間協力を通じ、情報化の国際標準と関連する共同対応方を模索する上でKIPOnetの互換性や安全性の確保に努めている。

情報化分野におけるWIPO国際標準は情報化標準会議(SDWG)の傘下にある多数の分科委(Task Force)会員間のe-forum議論を経てその草案が作られている。従って、標準の実際の内容と関連した制度的・行政的・技術的議論及び検討は分科委で行われ、標準の採択と関連するプロセス的な検討及び最終承認はSDWG本会議で行われているといえ

る。このようなWIPO標準議論の活動と関連し、韓国特許庁は2002年度から商標標準分科委員長の役を務め、商標分野の標準作業をリードしているだけでなく、主要分科委に参加して標準議論の動向を持続的にモニタリングし、自国の意見を積極的にアピールしている。

一方、WIPOは知財権情報に対する国家間共有・交換の持続的な拡大とともに、XML文書など関連標準の国際的議論の必要性和重要性が増したことから、加盟国の同意を得て2010年から既存の実務グループ協議体であるSDWGをCWS(Committee on WIPO Standards)常設委員会に格上げし、情報化標準議論をさらに強化している。従って、各特許庁は新しいCWS体制の下で自国の制度及び業務プロセスに適したWIPO標準の制定・改正に向けた努力をさらに強化すると見られる。

標準制定作業は一般的に分科委員会の委員長の主導で行われる。具体的にみると、まずSDWG加盟国やWIPO事務局から特定分野に対する標準制定・改正と関連した提案が本会議の議題として提出されると、既存課題(task)との重複性などを検討し、課題を新設するかどうかを決めた後、分科委委員長(Task Force Leader)を選出する。通常議題を提案した国家が該当分科委の委員長職を遂行することになるが、手続き上加盟国間の満場一致で任命される。任命された分科委委員長は今後の議論の範囲及び方向などに関連した「事業計画書(Project Brief)」を提出し、SDWG会合で承認プロセスを経て委任を受けた範囲の標準議論作業を分科委を通じて遂行することになる。

分科委委員長はEメールまたはブログ方式のWiki電子フォーラムを通じて加盟国間の議論を進め、分科委委員との協議を経て最終作業日程を確定する。定められた作業日程によって加盟国の該当標準と関連した技術の活用状況などに関するアンケート草案をe-forumを通じて提示し、分科委員から検討意見を収集して最終案を作成した後、それをWIPO国際事務局に移管させ、3つの言語(英語、フランス語、スペイン語)で加盟国に配布する。その後、収集されたアンケート調査結果を土台に新しい標準の草案を作成し、それをe-forumに上程し、分科委員の検討意見を収集してから標準最終案を作成する。この標準案を次期SDWG会合に上程して同意を得た時、標準として公表される。

SDWG会合の際、分科委員会の委員長は標準制定作業に対する経過報告及び加盟国の建議・質疑事項に答えると同時に、同期間に開かれる分科委会議を主宰し、e-forumを通じて提示された主要問題について討論した後、その結果を会議録として作成し、国際事務局に提出する。このような一連の議論及びプロセスはCWS体制でも大きな変更なく同じく進められると予想される。

直近のWIPO標準会議である第11回SDWG会合では商標標準以外にもST. 10/C(書誌データ構成要素の表記)の改正案の採択と各特許庁の出願番号及び優先権番号の使用状況と関連アンケート案作成に関する議論を展開した。また、ST. 50(特許庁の訂正プロセス勧告案)、ST. 25(PCT塩基序列標準の変更によるヌクレオチド及びアミノ酸塩基序列表記勧告案)及びST. 3(国家及び機関名表記勧告案)各々の改正案を採択し、ST. 36(特許文書のXML標準)と関連しては「first and second last name」など6つの改正案を採択しただけでなく、Citation Practice分科委が指摘したパラグラフ番号付与体系、文書作成方法などに対する指針(guideline)制定に向けたタスク新設と米国の分科委委員長職の遂行に合意した。既存のXML標準案(特許-ST. 36、商標-ST. 66、デザイナー-ST. 86)に代わるXML統合標準案(XML4IP)に対しては分科委の会議で共通エレメント(GICE)を含め、XML4IPの目的、範囲、内容及び設計規則などに対する細部議論が行われた。

一方、韓国特許庁はSDWG傘下の「商標標準」、「出願番号標準」、「年次技術報告書(ATRs)」、「文書標準」など12の主要分科委に参加して活動している。特に、特許、デザイナーへの拡大可能性の高い「商標イメージ処理に関する標準」と関連して、韓国特許庁が該当分科委の委員長を務め、制定作業をリードしている。これにより、2009年10月第11回SDWG会合で関連標準案の採択を導出する上で決定的な役割を果たした。同標準の制定のため、韓国特許庁は①加盟国に商標イメージに関するアンケート用紙を配布して回答を回収②回収されたアンケートの分析結果をe-forumを通じて共有③加盟国の追加意見収集及び反映するプロセスを充実に行い、2007年3月第8回SDWG会合で商標標準の草案を発表し、持続的に加盟国間の異見を調整し、合意に至らせるための努力を重ねた結果、2009年10月第11回SDWG会合で最終的に同標準の採択に漕ぎ着けることができた。

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁は新しいCWS体制の下でのWIPO情報化標準議論により積極的に参加し、特に商標標準とXML関連の標準議論により良い意見が提示できるよう努める予定である。そのため、KIPOnetの柔軟性や互換性確保の側面で、PCT標準改正作業と関連しても制度及び行政担当部署などと多方面にわたる検討作業を通じて韓国特許庁の方策を講じていく予定である。また、WIPO情報化標準議論の事前協議体といえる3極標準会議と先進5カ国特許庁(IP5)の情報化実務会議の議論においても、XMLなど最新技術の導入においてリーダー的な存在である韓国特許庁が自国の情報化技術標準を国際情報化標準に反映できるよう努めると同時に、国際知財権共同体に貢献できる方策も同時に講じていく予定である。

第4編

一流知的財産権保有企業の育成

第1章 企業の最強知財権確保に対する支援

第2章 地域における知的財産競争力の向上

第1章 企業の最強知財権確保に対する支援

第1節 IP-R&D連携戦略支援

1. 知財権中心の技術獲得戦略の推進

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 キム・ガッビョン

イ. 推進背景及び概要

21世紀は土地・資本など有形資産が競争力の源泉である産業社会を経て情報・知識に基づいた技術力・ブランドなど無形資産を付加価値創出のエンジンとする知識基盤社会といえる。

特に、無形資産の中で権利化された知的財産を活用した収益の最大化を追求することで、国家間・企業間の知的財産権をめぐる熾烈な競争の時代が到来した。韓国の中堅企業であるS半導体は最終的には勝利したが、日本日亜社と3年間5カ国でLED関連特許訴訟費用として約5千万ドル以上を支出した。

一方、米国・日本など主要先進国も知的財産権を貿易制裁の主な手段として活用し、知的財産戦争の時代における強者を目指して強い知的財産権の先占するための熾烈な競争を繰り広げている。2009年度韓国企業と関連して米国貿易委員会(ITC)に提訴された10件が全て特許侵害関連事件であった事実は多くのものを物語っている。

このような熾烈な知財権競争時代には強い知財権を武器としている企業だけが生き残れるが、これまで韓国のR&Dは持続的な量的投資の増加にもかかわらず質的生産性は低かった。そこで、特許庁はR&Dの体質を改善し、効率性を高めると同時に、将来グリーン市場を先占できるよう「知財権中心の技術獲得戦略」を重点的に推進している。

知財権中心の技術獲得戦略は未来市場を分析・予測し、今後世界市場をリードしていく商品を予測し、それと連携した強い知財権(核心・源泉・標準特許)ポートフォリオとそれを獲得する戦略(R&D、技術提携、M&A)を提供することである。

これは製品を「部品の結合体」と見ていた見方に「特許複合体」という観点を追加的に加え、研究開発の主要目的を「お金になる強い特許」の獲得及び先占に置くことである。

<図IV-1-1>製品と技術に対するパラダイムの転換



知財権獲得戦略の樹立プロセス(1段階)は将来の市場ニーズ、消費トレンド、技術開発及び特許動向などを調査・分析し、将来市場をリードすると思われる製品や核心・源泉技術を予測し、

(2段階)は国内企業が特許攻勢に揺れることなく特許そのもので収益を出すのには有利な最適の「知財権ポートフォリオ」と強い特許確保型R&D課題を提示する。

(3段階)は「知財権ポートフォリオ」を構成する個別特許獲得戦略(国家、産学研連

携または企業独自のR&Dを通じた特許獲得、主要企業の特許買収または技術提携)を産業界などに提供することである。

<図IV-1-2> 知財権中心の技術獲得戦略の概念図



ロ. 推進内容及び主要成果

2008年産学研専門家の意見収集を通じてグリーン成長分野の中で核心特許の確保が急がれる次世代半導体、ディスプレイ素材など4大分野に対して知財権中心の技術獲得戦略パイロット事業を推進し、知財権獲得戦略のモデルを産学研官のR&D、知財権専門家に提示した。

2008年パイロット事業を通じて特許庁が提示した知財権獲得戦略の方法論は産業界、学界からその有用性が検証され、研究者たちは知財権ポートフォリオの結果物がR&D課題であることを認識し、拡大施行することに合意した。

そこで、特許庁は2009年4月17日「知的財産権中心の技術獲得戦略推進計画」を大統領が主宰する国家科学技術委員会に報告し、「国家R&Dを効率化する事業」として議決し、本格的に推進した。2009年には企業のニーズに応じて太陽電池、IPTVなど19の分野に対する「知財権中心の技術獲得戦略事業」を推進した。

2009年19の技術分野に対する知財権中心の技術獲得戦略を通じて合計1,415個の核心特許を発掘し、1,396件の知財権獲得戦略、282個のR&D戦略などを導き出し、60社の企業に提供した。R&D課題の遂行が終わる3年後には1課題当たり約2件以上の核心・源泉特許が創出され、企業の競争力をさらに高めてくれる。また、同事業で導き出されたR&D課題の中で特許連携型国家R&D推進課題を知識経済部の「産業源泉技術開発事業」の需要調査段階で反映するなど国家R&Dの効率性向上にも貢献している。

<表IV-1-1> 2009年知財権中心の技術獲得戦略事業の成果

区分	核心特許	派生商品	IP獲得戦略		R&D戦略			特許出願	
			無力化	ライセンスング等	国策	民間	共同	出願済み	予想
グリーンカーなど19の課題	1,415件	14個	736件	660件	99個	167個	16個	139件	537件

このような知財権獲得戦略は国家と企業の核心・源泉特許の確保志向的なR&D推進に活用され、政府のR&D研究企画機能を補強し、企業の特許紛争予防及び主要企業との技術提携などに活用され、企業の強い知財権の創出及び確保を通じた収益創出、技術料(ロイヤルティー)負担の緩和、特許紛争の予防、知財権取引の促進などビジネス能力強化に役立つと期待される。

ハ. 評価及び発展方向

知財権中心の技術獲得戦略は2008年パイロット事業を通じてスタートし、沿革は短

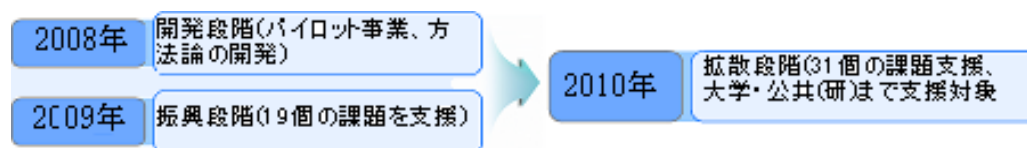
いが企業が望むことをオーダーメイド型で提供することで実際に役立つ事業として認められ、特に現場のR&D専門家及び企業CEOから肯定的な評価を得ている。

＜表IV-1-2＞知財権獲得戦略方法論の有用性評価

- (H大、国策研究団長)驚くほど感動的な分析結果であり、国策課題研究提案書(RFP)を修正・補完する計画
- (技術企業A副社長)「国策事業として毎年数兆ウォンのR&D費用が投じられるが、実際それより知財権獲得戦略事業の結果物がまるで本当に韓国企業の痒いところを搔いてくれるのと同時に、次世代の食べ物を提供してくれるだけでなくその食べ物を消化しやすいように直接噛んで口に入れてくれるような感じがした」
- (公企業B社長)「将来新種事業の方向性を定める実用的な戦略であり、今後知財権を元に収益を創出する超一流の知的財産企業に変身することが可能であろう」

2010年にはグリーン成長分野を中心に産学研が強力なポートフォリオを備えるよう知能型電力網、電気自動車、治療用抗体の開発技術など31個の核心技術課題を選定して拡大・推進する予定である。

＜図IV-1-3＞2010年知財権中心の技術獲得戦略事業の推進方向



そこで、特許庁は産学研がグリーン成長分野に自ら強力な特許ポートフォリオを備えるよう「知財権中心の技術獲得戦略」を国家全体IP(知的財産)－R&D(研究開発)連携プログラムに拡散・推進し、韓国知識財産協議会²³(KINPA)会員社を中心に自発的な協

²³ KINPA(Korea Intellectual Property Association) : 2008年6月に発足、主要大企業及び中堅・中小企業90社余りで構成

約を誘導し、民間企業主導で「最強知財権ポートフォリオ保有キャンペーン」を展開する予定である。

<図IV-1-4> 知財権中心の技術獲得戦略事業の年度別推進状況

2008年 (4分野)	2009年(19の分野)	2010年(31の分野)
<ul style="list-style-type: none"> ・次世代メモリ半導体(STT-RAM) 	<p>グリーン技術産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電システム ・CIGS 薄膜太陽電池 ・グリーンビル ・CO2回収及び資源化 ・自動車用の高出力リチウム2次電池 ・Fuel cell グリーンカー ・発光ダイオード(LED) <p>7つの分野</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイブリッド電車推進システム ・電動式ブレーキシステム ・ハイブリッドシステムのレイアウト) ・自動車用の高出力LED照明モジュール) ・イン-フィール(In-Wheel)駆動システム ・長大橋梁技術 ・Fuel-Cell グリーンカー燃料電池 ・未来型電気自動車の核心部品 <p>8つの分野</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ディスプレイ素材 ・エンベデッドSW 	<p>先端融合産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘリの推進及び制御システム ・次世代メモリ半導体 ・エンベデッドPCB ・ユビキタス SoC 構造 ・次世代SSD保存装置 ・グリーンIT基盤 Beyond 4Gモバイル通信システム ・オーダーメイド型医療のための分子診断技術 ・グリーン成長型繊維素材 ・Mobile IPTV ・CR/SDR 端末技術 ・次世代 e-ID 技術 	<ul style="list-style-type: none"> ・地形認識と電子地図システムを適用した航空機の離着陸及び運営システム ・バイオ・ベター(Bio-better)開発及び生産基盤技術 ・次世代デジタル 3D透視映像システム ・太陽電池用の高純度ポリシリコン ・Super Capacitor ・偽造・変造防止用の次世代セキュリティ製品 ・知能型電力網 ・機能性高付加食品の保存及び発酵・熟成技術 ・ブランクマスク ・高機能性希有金属の回収技術 ・消防用ロボットの実用化技術 ・IT融合医療映像の処理技術 ・医療用 Digital X-ray ・モバイルインターネット電話
<ul style="list-style-type: none"> ・造船(船舶エネルギー低減) 		

			<ul style="list-style-type: none"> ・3D 半導体メモリ ・透明フレキシブルディスプレイ ・高清浄フィルター用の複合繊維 ・デジタル放送ミドルウェアプラットフォーム ・治療用抗体開発の技術
		11 の分野	19 の分野
	高付加サービス産業	・プリンター	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代携帯の開発 ・インターネット情報検索技術 ・クラウドコンピューティング SaaS 技術 ・モバイル AR/LBS 技術
		1 つの分野	4 つの分野

また、未来市場に対する洞察力を備えた産業界の前・現職CTO出身人材で「IP Wisemen Committee」を構成し、彼らの知識寄付を通じた韓国企業の源泉特許の確保を多方面で支援する予定である。そして、国家IP-R&D連携戦略の統合支援機関であるR&D特許センターを「知財権中心の技術獲得戦略」の総括主管機関としての役割を果たすようにし、「最強特許ポートフォリオ構築の方法論」教育及び知財権獲得戦略拡散セミナーの開催など強い知財権獲得方法論の民間拡散を積極的に推進する計画である。

2. 先端部品・素材のIP-R&D戦略支援事業

産業財産政策局 産業財産政策課 電算事務官 シン・ヒョンチョル

イ. 推進背景及び概要

部品・素材産業分野は他の産業に比べて雇用誘発など産業関連効果が高く、次世代成長エンジンといわれている。また、部品・素材産業が核心キーワードとして浮上したことにより、政府もまた完成品中心の産業育成戦略から部品・素材産業との関連性向上戦略に転換し、それに積極的に対応している。しかし、韓国は最近8年間目に見える技術水準向上を成し遂げたにも関わらず、先進国対比比較劣位が持続する中で中国の追い上げは加速化するなど困難に直面している。

代表的に部品・素材産業分野の対日貿易赤字の規模は毎年着実に増加し、昨年度には200億ドルを超え、対日貿易収支全体の累積赤字の74.8%を占めている。2008年大韓商工会議所の調査によると、先端部品素材国産化の低迷要因として源泉技術開発の能力不足(39.1%)と海外企業の知財権先占(21.2%)を指摘している。特に、韓国の通貨危機時代、日本は核心源泉技術に対する特許網を形成し、関連技術に対する特許ポートフォリオを構築することで、その格差をさらに拡大したことも対日貿易インバランスの見逃せない原因である。

<図IV-1-5> 対日貿易状況及び知財権インフラの現状



部品・素材産業の競争力を強化するためには知財権(IP)を中心に未来市場の動向を分析し、今後世界市場をリードする商品を予測し、それを実現する核心源泉特許に対する最適な知財権ポートフォリオの設計や技術獲得(R&D)の戦略が求められる。また、それを通じて部品・素材企業のR&D効率性を高め、高付加価値が創出できるように誘導する体質改善が急がれる。

特許庁ではこのような趣旨でR&D全周期において市場価値の高い知財権が獲得できるよう支援体系を構築し、部品・素材中小・中堅企業に「知的財産(IP)－研究開発(R

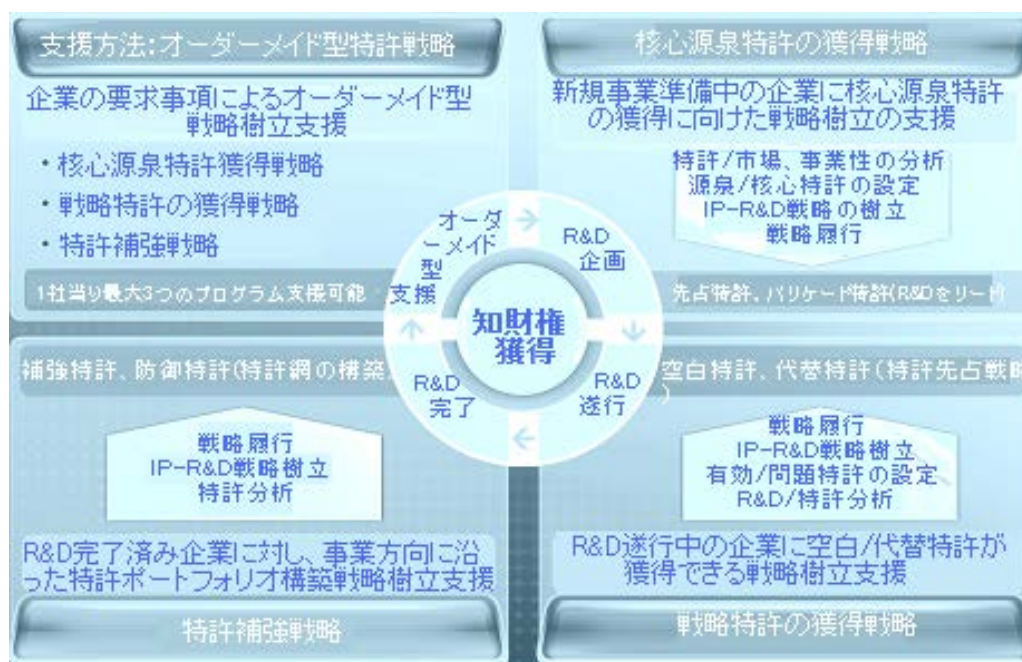
&D)連携戦略の樹立」を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

部品・素材産業分野のIP-R&D連携戦略は該当部品・素材企業のR&D進行段階によってプログラムを差別化し、大きく3段階に分けている。

第一に、R&D企画段階における核心源泉特許の獲得戦略で、新規事業を準備中の企業に特許及び市場・事業性分析を通じて核心源泉特許が獲得できるようIP-R&D戦略を樹立させることで、バリエード特許(roadblock patents)を先占し、R&D方向をリードすることである。第二に、R&D遂行段階の戦略特許獲得戦略で、R&D遂行過程で該当技術を強く保護できる特許戦略を樹立することで空白・代替特許を獲得し、特許先占戦略を提示することである。第三に、R&D完了段階の特許補強戦略で、R&D完了後に事業方向に適した特許ポートフォリオが構築できる特許補強戦略を樹立することで、補強・防衛特許を獲得して安全な特許網を構築することである。

<図IV-1-6>先端部品素材のIP-R&D戦略支援プログラム



特許庁は2009年度本事業を通じてR&D企画段階の企業14社、R&D遂行段階の企業39社、R&D完了段階の企業11社のR&D現場に「特許戦略専門家」を派遣し、R&D段階別(企画・遂行・完了、計64社)オーダーメイド型知財権ポートフォリオの構築を支援した。

<表IV-1-3>2009年先端部品・素材IP-R&D戦略支援事業の支援状況

(単位：件)

段階	優先支援	1次支援	2次支援	3次支援	合計
R&D企画	8	4	2	-	14
R&D遂行	2	20	13	4	39
R&D完了	2	2	7	-	11
合計	12	26	22	4	64

これに対する主要成果としては、支援企業1社当たり平均新規特許8つの出願、新規R&D課題1.6件導出のみならず、企業が事業を展開する上で問題となり得る障壁特許の無力化戦略の導出(企業平均8.3件)、事業化や生産性向上と関連したR&D方向の提示(企業平均3.9件)及び特許インフラ構築戦略などを挙げられる。また、導き出された新規R&D課題を企業が独自のR&D課題として進めるよう誘導するなど、IP-R&Dを民間に拡散させる一方、導出された国家R&D課題は知識経済部の2010年部品・素材技術開発事業の技術需要調査の際に反映(11件)するなど成果の拡散のために努めている。

<表IV-1-4>2009年先端部品素材IP-R&D戦略支援事業の成果分析

戦略類型	IP獲得戦略 (買入、補強、新規)	問題(障壁)特許の無力化戦略	R&D方向提示戦略 (事業化、生産性、R&D課題)	ライセンシング戦略	特許インフラ構築戦略	合計
企業平均 (件)	9.2	9.3	3.9 (R&D課題導出1.9個)	0.7	2.6	25.7

64社	591	595	247	44	169	1,646
-----	-----	-----	-----	----	-----	-------

ハ. 評価及び発展方向

2009年本事業の支援を受けた企業の主な反応及び評価をまとめると次のようである。

<表IV-1-5> 支援企業BP(Best Practice)事例

- S社(1次企画)特許戦略専門家の主導で知財権戦略のみならず企業が進出しようとする新事業分野(ターボ分子ポンプ)の市場展望から目標売上、R&Dロードマップ、生産・投資計画までの新事業計画を具体的に樹立
 - －(企業からの反応)ターボ分子ポンプ需要企業(S電子、H電子)と事業化可能性を検討中であり、支援シー無をドリームチームと呼び、感謝牌を贈呈
- A社(1次企画)外国競合社が確保できなかった技術(量産効率を2～6倍向上)を先占戦略として提示し、関連する特許を確保(15件)し、競争優位開発分野を開拓(先占戦略を通じて出された技術を次期R&D課題として確定)
- A電子(1次完了)自動車部品納品(空調装置用二酸化炭素センサー)関連問題の特許導出及び対応戦略の提示により発注会社の特許問題を解消
 - －需要企業でサンプルテスト中であり、4年後50億以上の売上発生を期待している。
- L社(2次遂行)派遣された知的財産戦略専門家が日本企業とのライセンス契約書上の問題点を把握し、日本企業に過剰支払されるところであったロイヤルティー金額の削減に貢献(10年間約5億ウォン)

2010年には事業管理の一元化と管理機能の効率化などを通じて支援企業の数を2009年(64社)対比25%増加した80社に拡大し、より多い企業支援及びIP-R&D戦略導出方法論を広げていく計画である。また、技術の先端融・複合化の流れに従って、グリーン技術分野(BT、IT)の特許戦略専門家を追加的に採用し、企業の多様なニーズに応じていく計画であり、市場調査・分析の専門性確保などを通じて事業の完成度を高めていく計画である。

部品・素材産業における対日貿易赤字を解消し、投資活性化及び雇用創出につながる好循環成長をリードしていけるよう、知財権(IP)－研究開発(R&D)戦略支援事業を持続的に拡大・発展させ、核心・源泉特許を備えた世界的水準の部品・素材の強小企業を育成すること貢献する。

第2節 標準特許の戦略的な創出の支援

1. 標準特許の分析及び戦略樹立事業

電気電子審査局 標準特許半導体財産チーム 技術書記官 ナ・ヨンス

イ. 推進背景

最近特許が含まれた国際標準の増加により標準特許²⁴の確保が技術先占及び市場競争力向上の鍵として浮上しつつある。すなわち、特許なき国際標準化の推進は市場での独占的な地位の確保が不可能であるために標準化を通じた経済的な実益は期待できず、高いロイヤルティーの負担でグローバル市場の開拓に限界がある。

米国、ヨーロッパなど先進国は研究開発過程で特許と標準を連携させ、国際標準の先占及び市場占有率の拡大を推進すると同時に、グローバル企業も多数の標準特許の確保を通じてライセンス交渉において有利な立場を先取りする戦略を活用している。一方、韓国は標準化活動と特許確保努力の有機的な連携が不十分な状況であり、標準特許の確保に向けた国家レベルでの支援策も殆ど無い状況であった。

そこで、特許庁は2009年に政府部処の中では初めて「標準特許の戦略的創出支援総合対策」を設け、国内産学研における標準特許の創出拡大に向けた支援事業を推進した。また、10月には「標準特許半導体財産チーム」を発足させ、標準特許業務を担当させた。11月には韓国特許情報院の中に「標準特許センター」を設立することで体系的な標準特許創出支援のためのシステムを構築した。

研究開発を行う上で実施される先行技術調査は重複研究の回避にしか寄与することができず、標準特許を確保するための戦略樹立に活用するには物足りないのが現状で

²⁴ 標準文書の規格を技術的に実現する過程で必須的に利用しなければならない特許で、特許請求範囲の請求項のうち一つ以上の請求項が標準文書で読まれる特許

ある。従って、標準文書及び寄稿文などの総合的な分析が実施されてこそ標準案の予測と標準特許確保戦略の提示が可能といえる。このような要求に応え、2009年標準特許分析及び戦略樹立事業をパイロット事業として選定・推進した。

ロ. 推進内容及び成果

標準特許分析及び戦略樹立事業は標準特許の創出が期待されるIT分野の特定技術を対象にして標準文書、寄稿文、論文、特許などを総合的に分析し、今後標準特許の確保可能性が高い技術分野、既存特許の管理を通じた標準特許の創出戦略、外国標準特許に対する対応方案などを提示する事業である。

2009年のパイロット事業ではIPTV、4Gモバイル通信など2つの技術分野を対象に標準特許の分析を行い、分析結果を国内の産学研及び国家研究開発事業の課題チームに提供することで今後標準特許確保戦略の樹立に活用するようにした。特に、IPTV標準特許分析事業の結果は放送通信委員会側がIPTV関連の政策に反映することに合意した。

<表IV-1-6> 2009年標準特許分析及び戦略樹立の結果

(単位：件)

技術分野	標準関連の特許分析		標準特許の確保戦略		
	要旨リスト ²⁵	Claim Chart ²⁶	確保	管理	対応
IPTV	633	165	4	3	1
4Gモバイル通信	1,093	13 ²⁷	2	4	2

ハ. 評価及び発展方向

2009年パイロット事業は各技術分野別の結果発表会で参加者から非常に肯定的な評

²⁵ 特許書誌事項、技術要約、請求項、該当標準文書番号などを要約した文書

²⁶ 必須性の確認を容易にするため特許請求項と標準文書を比較し、請求項と標準文書のどの技術部分が一致するかを分析した文書

²⁷ 完了した標準と公開された関連特許がIPTV(上半期遂行)に比べて相対的に少ない

価を得た。2010年からは分析対象技術を6つの分野に拡大して推進する予定であり、対象技術の選定過程で関係部処及び産学研の意見収集結果を反映することで関連産業への波及効果を最大にする計画である。また、国家研究開発課題チームとの連携をより強化し、分析結果が標準特許の創出に直接活用できるよう支援する予定である。

2. 標準特許DB構築事業

電気電子審査局 標準特許半導体財産チーム 工業事務官 イ・ベックス

イ. 推進背景及び概要

標準特許DB構築事業は主要標準化機関(ISO、IEC、JTC1²⁸、ITU、ETSI、IEEE²⁹など)の標準文書に宣言された特許情報及び特許プール(MPEG LA³⁰など)に登載された標準特許情報を産学研が便利に活用できるよう要旨リストに再加工してDB化する事業で、標準特許の創出能力が絶対的に不足している国内企業を対象に主要標準技術と関連した標準特許オーダーメイド型統合情報を提供することを目的とする。

本事業で構築された標準特許の要旨リストは該当特許の出願情報、ファミリー情報、技術要約、代表図面及び特許請求範囲と権利状態などをまとめ、技術分野別、国家別、企業別の標準特許情報を総合的に提示した。

ロ. 推進内容及び成果

2009年上半期には特許プールの管理組織であるMPEG LAが管理するMPEG2、ATSCなど9つの特許プールに含まれた標準特許を分析し、計2,011件の要旨リストを作成し、下半期には事実上標準化機関であるIEEEで宣言された標準特許627件とISO/IEC JTC1で

²⁸ JTC1(Joint Technical Committee 1)：ISO TC97(情報処理システム分野)とIEC TC83(情報機器・マイクロプロセッサシステム分野)が統合・運営される共同技術委員会

²⁹ IEEE(米国電気電子技術学会)：電気電子工学関連の世界最大の技術及び標準管理組織

³⁰ MPEG LA：動画圧縮技術関連の標準特許のライセンスングを権利者の代わりに処理する団体

宣言された特許標準307件の要旨リストを作成した。

<表IV-1-7> 2009年標準特許DB構築の内容

(単位：件)

	MPEG LA	IEEE	JTC1	合計
要旨リスト	2,011	627	307	2,945

また、構築された標準特許DB情報の産学研提供を通じた事業結果の活用度向上と標準特許創出支援の目に見える成果のために主要産学研を対象に事前需要調査を実施し、2009年上半期DB結果であるMPEG LA標準特許分析報告書を66の産学研(122人)に普及した。

ハ. 評価及び発展方向

2010年には標準化機関別の標準特許DB構築計画に基づき、5つの標準化機関(ITU-T、ITU-R、ISO、IEC、ETSI(LTE))の標準特許を分析し、特許情報と標準情報がマッチングされた標準特許DBを構築し、2010年に推進される標準特許ポータルサイトと連携する計画である。

<図IV-1-7> 標準化機関別の標準特許DB構築計画



標準特許ポータルサイトを通じて2009年構築された標準特許DBと2010年構築予定で

第2章 地域における知的財産競争力の強化

第1節 地域における知的財産権インフラの構築

1. 地域知的財産センターの運営

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 アム・ギフン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は地域知的財産創出の戦略拠点として全国に「地域知的財産センター」を設置・運営している。地域知的財産センターは1978年から特許資料を利用できるように15の市・道商工会議所を指定・運営していた地方特許資料閲覧所にその原点がある。2000年に同閲覧所を「地域特許情報支援センター」に改編し、特許情報サービス及び知的財産権関連の相談などを提供した。また、2004年1月に更なる改編を行い、地域知的財産センターとして機能を強化し、地域の特性とニーズに合わせたオーダーメイド型サービスを提供している。

2009年12月末現在、全国に30ヶ所の地域知的財産センターを設置・運営している。そして、同センターを通じて特許情報サービスの提供、知的財産権の総合相談、知的財産権説明会の開催及び地域発明関連機関との協力事業を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は地方化時代を迎え、地域知的財産センターに地域の知的財産権創出支援のための総合インフラとしての機能を担当させ、地域の発明ムードを造成し、知的財産権創出の促進や積極的な活用を働きかけることにより、地域の競争力強化を通じた地域経済発展と国家競争力の向上を同事業の目標として掲げている。

地域知的財産センターは特許情報サービスと総合相談サービスを提供し、知的財産

基盤を構築するための知的財産説明会や教育課程を運営している。それを通じて、地域の知的財産権に関する需要を顧客の近い場所で満足させることで、顧客価値経営を実現している。

また、地域知的財産センターは知的財産権総合支援体制の構築によるワンストップサービスを提供することで、地域知的財産権の創出・活用を促進するとともに地域経済の活性化に寄与している。また、自治体との有機的な協力事業を推進し、地域の特色に適した戦略的支援を強化している。

2006年、地域知的財産センターは地域の知的財産創出・活用のため、地域知的財産権サポーターズ、地域ブランド価値の向上、特許情報総合コンサルティングなど様々な新規事業の開発と事業予算の拡大を通じて、地域における知的財産権創出の前進基地となった。2007年には地域知的財産センター職員の専門性を高めるために教育を強化することで、地域の知的財産権総合支援サービスの品質を高めた。2008年には特許情報総合コンサルティング及び地域知的財産センター運営事業の予算を更に拡大し、広域拠点中心のセンターを追加して外形的な成長を加速化した。

2009年には広域圏別拠点センターの構築及び予算拡大など外形的な成長だけでなく、運営指針の改正、事業プロセスのマニュアル化など運営の充実化を図り、67,069件の特許情報サービスを提供した。また、61,675件の知的財産権に関する総合相談を実施し、15,947件の電話相談を受け、439回の知的財産権説明会を実施した。このような量的・質的な機能改善を通じたサービス向上はセンター利用顧客の全般的な満足度調査結果96.7% (2009.11韓国ギャロップの調査) という高い満足度の結果で表れた。

ハ. 評価及び発展方向

地域知的財産センターを地域における知財権創出の総合支援インフラとして構築し、自治体、関連機関との共同事業及び協力体制を強化し、地域の知的財産創出基盤を強化していく計画である。自治体との協力強化及び拡大のため、地域別の知的財産フォーラムの開催、知的財産都市の造成及び支援、知財権IP発展戦略の樹立支援など認識

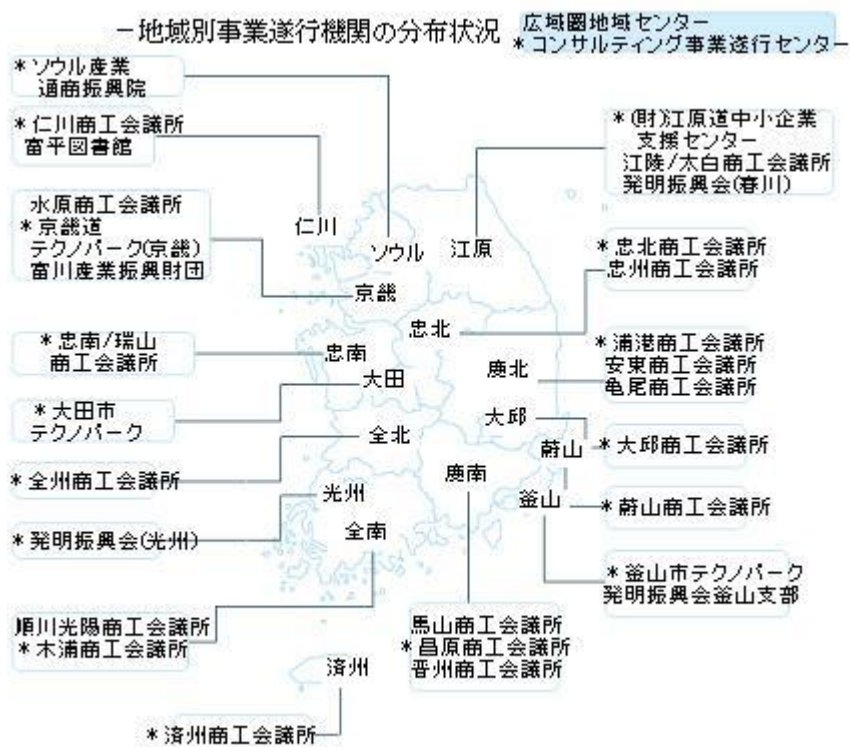
向上から施策支援に至る多様な支援事業を推進し、地域特化・伝統産業の発展のために基礎自治体とのマッチングを通じて伝統産業従事企業の知的財産支援事業を推進している。

そして、地域知的財産センターの能力を強化するために資格検証制度の実施、資格手当の支給を通じて人材の専門性を高め、事業プロセスを統合・モジュール化することで事業を行う上での効率性を高める計画である。

<表Ⅳ-2-1> 運営主体別の事業遂行機関

運営機関	地域センター（専担人員数）	備考
発明振興会支部 (3センター、10人)	釜山南部(4)、光州(4)、春川(2)	発明奨励官を含む
地域商工会議所 (21センター、47人)	大邱(2)、仁川(3)、蔚山(2)、水原(2)、忠北(3)、忠南(3)、亀尾(2)、慶北(2)、馬山(2)、晋州(2)、順天(2)、済州(2)、慶南(4)、全北(2)、江陵(1)、忠州(2)、全南(2)、安東(3)、瑞山(2)、太白(2)	
テクノパーク、 産業振興財団 (5センター、10人)	釜山(2)、京畿(2)、富川(3)、大田(3)、ソウル	
仁川広域市（富平図書館） (1センター、2人)	富平(2)	
中小企業総合支援センター (1センター、3人)	江原(3)	
小計	30センター 72人	

<図IV-2-1> 地域別事業遂行機関の分布状況



<表IV-2-2> 地域知的財産センターの設置運営状況

連番	センター名	運営機関	連絡先	登録(設置)日	住所
1	釜山南部知的財産センター	韓国發明振興會釜山支部	051) 645-9684	2000.2	釜山市南区門峴3洞 243
2	大邱知的財産センター	大邱商工会議所	053) 242-8081	2000.2	大邱市東区新川3洞107
3	仁川知的財産センター	仁川商工会議所	032) 810-2838	2000.2	仁川市南東区論峴洞447
4	光州知的財産センター	韓国發明振興會光州支部	062) 954-3841	2000.2	光州光山区道泉洞621-15
5	蔚山知的財産センター	蔚山商工会議所	052) 228-3083	2000.2	蔚山市南区新亭3洞589-1
6	水原知的財産センター	水原商工会議所	031) 244-3453	2000.2	京畿道水原市長安区亭子2洞80-17
7	春川知的財産	韓国發明振興會	033)	2000.2	江原道春川市後坪洞198-25

	センター	江原支部	258-6580		
8	忠北知的財産センター	清州商工会議所	043) 254-4281	2000. 2	忠北清州市上党区北門路 2 街116-84
9	忠南知的財産センター	忠南北部商工会議所	041) 556-7131	2000. 2	忠南天安市西北区仏堂洞49 2-3番地
10	亀尾知的財産センター	亀尾商工会議所	054) 454-6601	2000. 2	慶北亀尾市松亭洞454
11	浦港知的財産センター	浦港商工会議所	054) 274-2233	2000. 2	慶北浦港市南区上道洞10-2
12	馬山知的財産センター	馬山商工会議所	055) 241-4121	2000. 2	慶南馬山市山湖洞17-5
13	全北知的財産センター	全州商工会議所	063) 288-3013	2000. 2	全北全州市完山区前洞 2 街140-11
14	順天知的財産センター	順天・光陽商工会議所	061) 741-5511	2000. 2	全南順川市長泉洞58-2
15	濟州知的財産センター	濟州商工会議所	064) 757-2164	2000. 2	濟州市道南洞市民福祉タウン4B 1L
16	慶南知的財産センター	昌原商工会議所	055) 283-0608	2001. 7	慶南昌原市新月洞97-6
17	江原知的財産センター	江原道中小企業支援センター	033) 749-3310	2001. 7	江原道原州市牛山洞405-29
18	晋州知的財産センター	晋州商工会議所	055) 753-0411	2001. 12	慶南晋州市上大洞341-3
19	富平知的財産センター	仁川広域市富平図書館	032) 512-8023	2003. 1	仁川市富平区十井洞186-454
20	釜山知的財産センター	釜山テクノパーク	051) 974-9066	2003. 3	釜山市江西区智士洞1276番地 釜山TP POST-BI 306号
21	京畿知的財産センター	京畿テクノパーク	031) 500-3030	2003. 10	京畿道安山市常緑区四1洞1271-11
22	大田知的財産センター	大田テクノパーク	042) 867-4002	2003. 10	大田市儒城区長洞23-14
23	江陵知的財産センター	江陵商工会議所	033) 643-4411	2003. 10	江原道江陵市校2洞349-2
24	忠州知的財産センター	忠州商工会議所	043) 843-7002	2005. 7	忠北忠州市文化洞562番地
25	富川知的財産センター	富川産業振興財団	032) 621-2082	2005. 7	京畿道富川市遠美区若大洞198
26	全南知的財産センター	木浦商工会議所	061) 242-8581	2005. 7	全南木浦市中洞2街1番地
27	安東知的財産センター	安東商工会議所	054) 859-3090	2005. 11	慶北安東市雲興洞300-6

28	瑞山知的財産センター	忠南西部商工会議所	041) 663-3063	2005. 11	忠南瑞山市邑内洞114-1
29	太白知的財産センター	太白商工会議所	033) 552-5555	2005. 11	江原道太白市黄池洞264-6
30	ソウル知的財産センター	ソウル産業通商振興院	02) 380-3640	2009. 3	ソウル市麻浦区上岩洞宅地開発地区E3-2DMC産学協力研究センター1F

2. 地域知財権認識の向上及び制度の広報

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 アム・ギフン

イ. 地域知財権サポーターズの運営

1) 推進背景及び概要

特許庁では地域の多様な階層が参加する知的財産権協議体を構成し、地域知的財産創出事業に対する諮問の提供、アイデア発掘及び発明行事の世論を造成する機能が遂行できるようにする地域知的財産権サポーターズを2006年から運営している。

地域の地方自治体及び教育庁の公務員、教授、研究員、弁理士、教師、学生、企業の特許専担職員、地域発明関連機関の構成員及び地域メディアなど地域別に平均30～50名規模のサポーターズPOOLを構成し、地域知的財産権サポーターズとして運営している。

2) 推進内容及び成果

2008年には24のセンター(計85回、1,170人)、2009年には24のセンター(計107回、1,596人)に地域知的財産権サポーターズを構成・運営した。また、知的財産権サポーターズとの会議を通じて、知的財産創出企業に対する諮問提供、アイデア発掘及び発明イベント、世論造成、中小企業支援主要事業の説明及び企業からの意見収集、産学協力育成政策及び協力事例、特許活用策、次期年度新規事業の発展方向に対する議論な

どの成果を上げた。2009年度には地域サポーターズ運営事業の遂行関係者間のワークショップを通じて、事業運営に関する意見交換及び優秀事例の共有を通じて中長期的な発展方向を模索した。

＜表Ⅳ－2－3＞地域知財権サポーターズの運営状況

(単位：回(人))

地域	京畿	水原	仁川	富平	富川	春川	江原	忠南	大田	忠北	忠州	釜山南部	釜山
08年	4 (46)	3 (37)	3 (39)	3 (52)	5 (62)	4 (37)	3 (52)	3 (33)	3 (48)	5 (64)	4 (49)	2 (48)	3 (42)
09年	4 (40)	4 (62)	3 (68)	4 (55)	7 (81)	4 (81)	5 (71)	5 (92)	6 (63)	7 (74)	2 (36)	4 (42)	4 (51)

蔚山	大邱	慶北	亀尾	馬山	晋州	慶南	順川	全南	光州	全北	済州	合計
9(79)	2(28)	-	3(46)	2(56)	3(48)	4(49)	3(58)	3(44)	5(85)	4(33)	2(35)	85 (1,170)
12 (76)	3(44)	1(28)	-	4(56)	4(77)	4(95)	3(40)	3(91)	6 (168)	4(44)	3(59)	107 (1,596)

3) 評価及び発展方向

地域の様々な階層が参加する知的財産権協議体を通じ、現事業に対する推進方向の諮問、地域別特性に合わせた新規事業の発掘など地域知的財産の創出事業に対する多様な意見を取り入れ、共同事業の推進及びネットワーク強化を通じて地域知的財産センター事業への積極的な参加を誘導していく計画である。

ロ. 地域巡回知的財産権フォーラムの開催

1) 推進背景及び概要

特許庁では企業競争力の核心要素である知的財産創出能力の強化を支援するため、1999年7月以来「中小企業の知的財産権保有キャンペーン」を持続的に展開している。

2006年以降は全国巡回説明会の需要減少により、全国巡回説明会を地域の知的財産権創出促進のための地域巡回知的財産権フォーラムに変更して運営している。

2) 推進内容及び成果

全国巡回説明会の場合、2003年は67回3,931人、2004年は64回3,907人、2005年には54回3,145人が参加した。その後、持続的な需要減少により、2006年以降は地域需要を反映したオーダーメイド型説明会に変える必要があった。また、2006年から16の広域自治体と共同で地域知的財産権現状に対して議論する地域巡回知的財産権フォーラムを開催することで、自治体の知的財産権に対する認識を高める一方、地域関連機関の専門家など各界の参加を誘導した。2007年には合計16回2,011人、2008年は合計16回1,776人、2009年合計16回1,503人が参加した。

知的財産権巡回フォーラムを通じて自治体主導の知的財産条例制定の必要性を強調すると同時に標準条例案を普及した結果、仁川広域市では「知的財産の振興に関する条例」を公布(2008.8.4)し、その後も多数の自治体が知的財産条例の制定を推進し、2009年12月末まで9つの自治体が知的財産条例を制定した。

<表IV-2-4> 自治体における知的財産条例の制定状況

連番	自治体	条例名	日付
1	仁川広域市	仁川広域市知的財産の振興に関する条例	2008.8.4(公布)
2	光州南区庁	光州南区知的財産都市造成に関する条例	2008.11.28(公布)
3	大邱広域市	大邱広域市知的財産振興条例	2009.4.20(公布)
4	蔚山広域市	蔚山広域市知的財産振興条例	2009.5.8(公布)
5	忠清北道	忠清北道知的財産の振興に関する条例	2009.6.5(公布)
6	慶南昌原市	慶尚南道知的財産振興条例	2009.7.17(公布)
7	慶北浦項市	浦項市知的財産の振興に関する条例	2009.11.10(公布)

8	忠清南道	忠清南道知的財産振興条例	2009. 12. 30(公布)
9	慶尚南道	慶尚南道知的財産振興条例	2009. 12. 31(公布)

3) 評価及び発展方向

自治体及び地域住民を対象にした知的財産権条例に対する必要性の広報及び標準案の普及を通じて、自治体別の知財権条例制定を早めるきっかけを提供し、今後も自治体と知財権フォーラムの共同開催などを通じて地域知財権制度の樹立を誘導する計画である。

ハ. 業種別団体知的財産説明会の開催

1) 推進背景及び概要

業種別団体説明会の場合も、1999年「中小企業の知的財産権保有キャンペーン」の一環として推進された。

同説明会の推進目的は業種別団体の知的財産権に対する認識及び管理能力の向上を通じた知的財産権の創出及び活用能力の強化と業種別団体会員企業の知的財産権関連の問題点を把握してそれを解消することにある。

2) 推進内容及び成果

業種別団体説明会の対象は特許庁の審査チームと知的財産権の業務協力約定を締結している30団体を対象にしている。但し、企業から説明会開催の要求があった場合、特許庁の担当審査官と協議して推進している。

業種別団体説明会の場合、2003年27回1,277人、2004年30回1,459人が参加し、2005年には41回1,983人、2006年40回1,961人、2007年32回2,897人、2008年12回653人が参

加している。

2009年には製薬分野の特許技術協議会、韓国産業技術振興協会、ディスプレイ特許研究会、RFID/USN協会、大韓化粧品協会など、7回に合計609人に業種別団体説明会を実施した。

3) 評価及び発展方向

知財権の動向と戦略に対する最新の情報を提供し、知的財産権制度の広報及び特許管理業務能力を高めている。同時に、主要業種団体、韓国特許庁審査チーム及び特許研究会などとの連携を通じて、中小企業が希望する知的財産権懸案を中心にしたテーマの発掘及び同テーマ中心の説明会の開催を通じて実質的な知財権情報需要及び問題を解決している。

3. 訪ねていく中小企業現場説明会の開催

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 キム・ゾンギョン

イ. 推進背景及び概要

もはや世界は貿易戦争時代から特許戦争時代に進入し、主要先進国は国レベルの協力的な特許生産と知財権保護政策を推進している。そこで、国内の中小企業5社のうち1社は最近3年間特許紛争の経験を持ち、58.9%の企業が直間接的な被害を受けるなど特許紛争が持続的に増加している。2002年～2008年全体技術流出被害160件のうち102件が中小企業で発生するなど、中小企業の技術流出被害が深刻であり、知的財産権に対する中小企業の認識向上が切に求められている。そこで、中小企業の知的財産認識を高めると同時に強小企業として育成するため現場説明会を開催した。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は開庁以来初めて知的財産権中心の技術獲得戦略、Happy CEOプロジェクトなど、中小企業のための知的財産経営の支援施策を構築し、2009年1月から京畿道北部を始めとして5ヶ月にわたり合計15回の現場説明会を開催した。全国1,800人余りの地域中小企業CEO及び役員が参加した中で、知的財産経営に対する理解を深め、知的財産を通じた経済危機の克服方案と中小企業のビジョンと実行戦略が提示された。また、企業自ら知的財産権を確保し、強小企業としての中小企業、「甲のような乙」の役割を果たす中小企業として成長していくきっかけを設けた。

<図IV-2-2>Happy CEOプロジェクトの循環体系



<表IV-2-5>地域現場説明会の開催状況

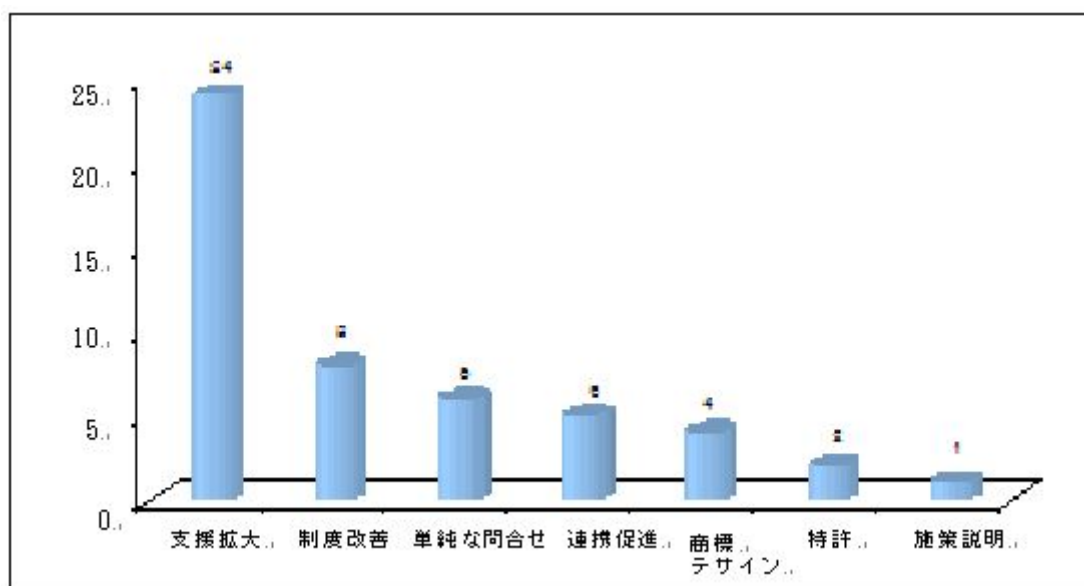
	日付	現場説明会の地域/場所	現場訪問企業・機関
1	1.14	京畿・議政府/京畿北部商工会議所	㈱Feelux
2	1.14	京畿・安山/京畿テクノパーク	㈱ディオステック
3	1.19	光州広域市/光州フィレンツェホテル	㈱ウィズソリューション
4	1.20	忠北・清州/清州ラマダプラザホテル	㈱メタバイオメド

5	1. 29	釜山広域市/釜山セマウル会館	(株)デュラケミ/富平市場
6	2. 6	大田広域市/大田コンベンションセンター	(株)RPM
7	2. 9	慶南・昌原/昌原商工会議所	(株)テホテック
8	2. 11	江原・原州/アモールコンベンションセンター	(株)ネオドクター
9	3. 11	忠南・天安/温陽グランドホテル	(株)韓国ベラル
10	3. 18	全北・全州/全州リベラホテル	(株)デック(全州工場)
11	3. 24	大邱広域市/大邱ジェイスホテル	(株)プウォン生活家電、 (株)L&F新素材
12	3. 26	仁川広域市/仁川ラマダ松島	(株)ATI
13	4. 9	全南・木浦/木浦新安ビーチホテル	(株)テヨン重工業、 木浦共生院(福祉施設)
14	5. 14	慶北・浦項/浦項ポステック	聖母慈愛院、 (株)STOLLBERG&SAMIL
15	6. 19	蔚山広域市/蔚山ロッテホテル	蔚山広域市視覚障害者福祉館、(株)イルソン

1) IP経営認識の向上

中小企業CEOに知的財産経営に対する重要性及び認識を高めるきっかけを設け、それを通じて地域内の中小企業の知的財産権ポートフォリオの設計及び長期的な戦略を樹立した。また、知的財産権と関連した政策を現場で直接発掘し、積極的に解決できるよう努めることで約50件の政策改善事項を発掘する成果を挙げた。

＜図IV－2－3＞現場説明会の政策建議事業の類型



2) 知的財産認識の向上及び地域知的財産センターのIP-Hub化

現場説明会は地域の中小企業CEO、関連機関長及び団体長、国会議員、自治体公務員などに対して知的財産権と知的財産経営の重要性を再認識させ、特許庁と地域知的財産センターのプレゼンスを高めるきっかけを設けた。自治体の知的財産に対する認識を大幅改善し、知的財産行政の積極的な推進を導き出しただけでなく、事業協力を通じたパートナーシップを強化するきっかけを作った。釜山広域市は知的財産専門担当部署を新設し、江原道では知的財産業務部署を強化・整備するきっかけを作った。

仁川、大邱、蔚山、忠清北道では知的財産振興条例を制定・公布し、特に仁川市は知的財産条例に基づいた知的財産委員会(委員長：副市長)を構成し、地域知的財産の創出、活用、保護を体系的に推進している。

このような変化は地域知的財産センターが地域内のIP-Hubとして位置づけられるきっかけとなった。合計30の地域知的財産センターは地方中小企業庁と特許事業家支援などのMOUを締結し、天安、牙山市は知的財産県と関連事業を忠南知的財産センターと協力して推進した。

ハ. 評価及び発展方向

現場説明会は中小企業と自治体にIP経営ビジョンと戦略樹立の重要性、特許庁支援事業の広報、政策提案の発掘、地域知的財産認識の向上などの成果を挙げた。現場説明会で出た中小企業からの建議事項を積極的に反映し、需要者中心の中小企業支援施策を構築すると同時に、支援成果の良い地域中小企業に対しては支援をさらに拡大するようプロセスを改善して中小企業-friendlyな支援システム構築を強化していく方針である。また、自治体との協力強化を通じて知財権中心の地域産業発展戦略、自治体と協力する世界一流IP強小企業の創出に対する支援を強化し、自治体間の善意の競争を誘導していく計画である。特に、2010年からは地域間のIP競争を誘導し、地域単位のIP活動を促進するための方案として知的財産都市の指定を拡大する予定である。

第2節 地域における知的財産創出能力の強化

1. 特許情報総合コンサルティング

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 アム・ギフン

イ. 推進背景及び概要

特許情報総合コンサルティング事業は、1996年当時、通商産業部が始めた「産業財産権診断及び保護体制構築事業」にその原点がある。同事業は、技術開発過程における先行特許との抵触判断を通じて不必要な重複投資を防止し、技術開発の効率性を高めるために始まったもので、1997年11月に特許庁に移管され、2004年まで211社の中小企業に対する診断が行われた。

<表IV-2-6>年度別診断実績

(単位：百万ウォン、件)

区分	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
予算	311	244	230	209	238	235	257	350	400
診断課題	36	26	22	15	17	21	21	25	28

しかし、2004年末に行った診断事業に対する自主評価の結果、事業の効果及び診断支援を受けた企業の満足度は非常に高いが、限られた予算規模や支援できる企業の限定により、同事業を通じた中小企業の知的財産創出基盤作りというマクロ的な目標には及ぶことができなかつたことが分かつた。そこで、企業全体に波及効果が大きい知的財産権創出基盤作り部門への事業転換が求められるようになり、代案として特許情報総合コンサルティング事業が誕生した。

1) 事業概要

特許情報総合コンサルティング事業の目的は特許情報を事前に調査・分析して提供することでR&D投資方向の設定を支援し、分析した特許情報を技術開発課題の選定に活用することで重複投資を防止し、研究の効率性を高めることにある。一方、開発された技術の移転及び事業化を体系的に支援することで、地域の雇用創出と地域経済の活性化も目的としている。

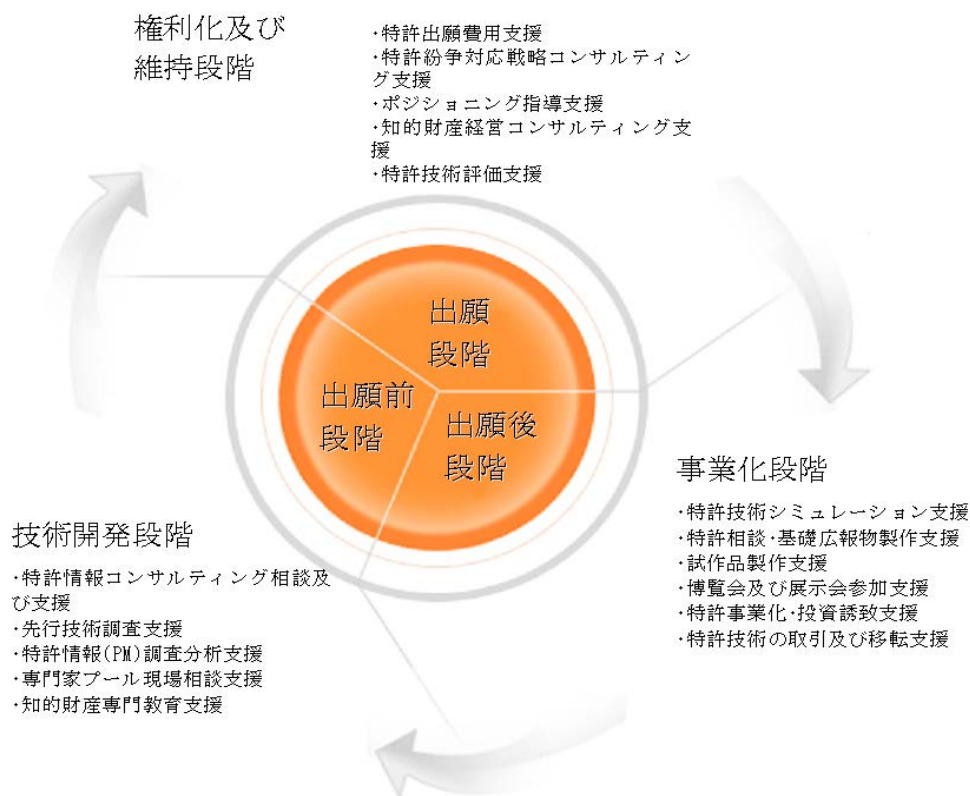
同事業は地方自治体に国庫に相応する資金を投資(マッチング比率50:50、マッチング金額2億ウォンが原則)させることで、事業に対する効果と責任を担保し、地域の特性に合った事業開発を通じて、地域の個人発明家や中小企業に知的財産を創出するための実質的な支援を提供している。2005年には2つの地方自治体(大田、京畿)が試験的に運営し、2006年には8つの地方自治体、2007年には9つの地方自治体、2008年には13の地方自治体、2009年には16の自治体とマッチングファンドを構成して運営した。

<表IV-2-7> 2009年特許情報総合コンサルティング

自治体	地域センター (事業運営機関)	住所	マッチング金額	備考
大田市	大田知的財産センター (大田テクノパーク)	大田市儒城区長洞23-14	5億	2005年モデル地域
京畿道	京畿知的財産センター (京畿テクノパーク)	京畿道安山市四1洞 1271	3.5億	
釜山市	釜山知的財産センター (釜山テクノパーク)	釜山市沙上区巖弓洞山84-2	3億	2006年参加
仁川市	仁川知的財産センター (仁川商工会議所)	仁川市南洞区論峴洞447	5.2億	
大邱市	大邱知的財産センター (大邱商工会議所)	大邱市東区新川3洞107	2億	
忠清南道	忠南知的財産センター (忠南北部商工会議所)	天安市院城洞286-7	2億	
忠清北道	忠北知的財産センター (清州商工会議所)	清州市上堂区北門路2街116-84	2.5億	
慶尚南道	慶南知的財産センター (昌原商工会議所)	昌原市新月洞97-6	2.5億	

江原	江原知的財産センター (江原道中小企業総合支援センター)	江原道原州市牛山同405-29番地	4億	2007年参加
全羅南道	全南知的財産センター (木浦商工会議所)	全南木浦市仲洞2街1番地	2.5億	2008年参加
光州市	光州知的財産センター (韓国発明振興会光州支部)	光州市光山区道泉洞621-15中小企業振興センター2階	2億	
全羅北道	全北知的財産センター (全州商工会議所)	全北全州市完山区殿洞2街140-11番地	2億	
済州道	済州知的財産センター (済州商工会議所)	済州道済州市道南洞市民福祉タウン4B 1L	2億	
ソウル市	ソウル知的財産センター (ソウル産業通商振興院)	ソウル市麻浦区上岩洞DMC産学協力センター	3.2億	2009年参加
慶尚北道	慶北知的財産センター (浦項商工会議所)	浦項市南区上島洞10-2	1.5億	
蔚山市	蔚山知的財産センター (蔚山商工会議所)	蔚山市南区新亭洞589-1	1.5億	

<図IV-2-4> 特許情報総合コンサルティングの推進段階



ロ. 推進内容及び成果

特許情報総合コンサルティング事業は、第一に特許情報分析及び特許事業化コンサルティングサービスの提供、第二に地域特許スター企業の育成、第三に地域特化産業に対する特許技術動向調査という3つの細部事業で構成されている。

成長潜在力のある地域の有望中小企業を戦略的に発掘し、地域代表企業として育成することで地域競争力を高めていくと同時に、地域において良質な雇用を増やすことにも貢献している。

1) 特許情報分析及び活用など総合コンサルティングの提供

同事業は特許情報の提供と開発された技術の特許事業化支援のための特許情報コンサルティング及び特許事業化コンサルティングをワンストップ総合サービスとして提供することを主要内容としている。コンサルティングは特許情報コンサルタント及び特許事業化コンサルタントによって行われ、該当特許情報・事業化分野に詳しい専門家で構成された特許コンサルタントたちは事業運営機関である該当地域の知的財産センターの契約職員という身分となる。

まず、特許情報コンサルティングは特許情報に対する専門知識と活用能力の弱い地域の個人発明家、中小・ベンチャー企業を対象に、技術情報、技術動向及び市場情報などを調査して提供することで、技術開発の方向を提示するとともに特許紛争を予防することに焦点を当てている。また、コンサルティング過程で発掘された優秀技術に対する深層先行技術調査サービスの提供、特許出願費用の支援なども含まれている。

特許事業化コンサルティングは、優秀特許技術を保有しているにもかかわらず、特許技術の事業化に必要な資金確保、投資誘致などで困っている多くの中小企業を対象に、政府・金融機関の各種事業化支援制度及び資金支援に対する総合的な情報提供を通じて特許技術の早期事業化を促進し、技術の需要者と供給者を直接繋ぐことで特許

技術移転の支援に重点をおいている。更に、韓国発明振興会、韓国技術取引所、地域テクノパークなどの試作品開発支援、創業資金支援などのプログラムと連携・運営し、特許技術の活用によるシナジー効果を模索している。

2009年には16のセンター(仁川、京畿、大田、忠北、忠南、釜山、大邱、慶南、江原、全南、光州、全北、済州、ソウル、蔚山、慶北)で合計81回の特許情報総合コンサルティング事業運営委員会を開催した。また、合計6,292件の特許情報コンサルティングと2,312件の特許事業化コンサルティングを行い、219件のオーダーメイド型PMコンサルティングを推進した。

<表IV-2-8> 2009年オーダーメイド型PMコンサルティングのセンター別推進状況

センター名	支援企業	分析課題
1 仁川 (30)	ウコテック	ドリルビット用の自動化練磨技術
	ネオセミテック	SiC インゴット&エピック工程
	(株)C-NET	太陽熱用のコネクタ
	(株)オートウェル	プラズマ切断機
	(株)チョイステクノロジー	遠隔制御可能な無線入力装置
	3ACLIZEN(株)	自動車熱交換機
	(株)EBUYEN	USBを活用した電子商取引
	(株)京仁機械	冷却塔
	(株)TMC	拡散接合技術を適用した水素燃料電子用の金属分離版
	(株)BIOFD&C	N-ガロイルペプチド誘導体及びN-ニコチルペプチド誘導体を利用した皮膚及び毛髪化粧品の開発
	DAEAメタル	宝石原石のレーザーカット自動ロボット
	(株)WOOSUNG I. B.	足で漕ぐカヤック
	ECOMASSKOREA	環境にやさしい素材を利用したキッチン用品
	(株)NASCHEM	自家発電機が内蔵された携帯用のランタン
	(株)テクノプラス	建設装備用のダイヤモンド工具
(株)WOOAM建設	上/下水管の非掘削補修技術	

		SYCOLINE	自動無段変速機
		(株)VENDINGKOREA	カーボネータ
		SINKWANG産業	プッシュプルドアロック
		NOXTECH	SMOVE
		(株)RF TECHWIN	セキュリティーライト遠隔制御監視
		KAZAMA ENT(株)	身体動揺量の測定装置
		(株)EI LIGHTING	EEFL照明
		DOZEN TECH株式会社	導電性インク
		AutoSim Technology	Digital Manufacturing System
		Vivakorea	フォーカス調節方式技術
		DAEJI METAL(株)	EGR SYSTEM特許分析
		GVS(株)	水中カメラ
		AERONET	風力発電システム
		PAMSH株式会社	骨伝導スピーカー
2	京畿 (18)	(株)HANA PLANT	吸着式除湿システム
		ROYALMETAL(株)	ツメキリ
		(株)GIGALANE	RF Connect用 CMP/CMJ
		フリーテック商社	船舶用油圧式ステアリング装置
		(株)TES	太陽電池用の大面積蒸着装置
		KARAK電子(株)	ネットワーク基盤の全館放送システム
		(株)金剛	フック型鋼繊維の製造方法及び装置
		(株)SANYO TECH	排泄物の自動処理機
		CHA Bio & Diostech	医療分野の無影灯
		WILLTECHNOLOGY	ProbeCard
		(株)VATECH	医療用デジタルX線センサー及び映像処理
		(株)EWOOTEC	地下埋設物管理システム
		(株)JASTEC	OBD-2機能を利用した車両制御技術
		ENVナノテック(株)	機能性粉体技術
		(株)INTECH-FA	回生ユニット、PWMコンバーター
		APシステム(株)	半導体装備(RTP、TP)
		(株)RONIC	フード製造機(豆腐製造)
		(株)ECOPHILE	動電気を利用した汚染土壌浄化技術
3	ソウ ル	PLUSTECH	情報セキュリティー(予定)
		M3MOBILE	PDAスキャンエンジン

(10)	CHUNGPA EMT	デュアルタイプに位置追跡装置
	LUXENTECH	LEDドライバーIC
	CD NETWORKS	Peer-Assisted CDN
	MININFO	個人認証及び製品(予定)
	INTROMEDIC	カプセル内視鏡
	C' SQUARE SOFT	払戻し管理システム
	KORBI(株)	環境測定計測器
	JINYOUNG I&C	LED応用
4 大田 (18)	DAURI ENGINEERING	半永久的な航空用組立式パレット
	(株)RPMTECH	油圧式バルブ操作器
	SYSTEM-DND(株)	高精度多段減圧トリム型制御バルブ
	(株)Handok Clean Tech	高性能粒状カーボンブロックフィルターの製造方法
	(株)TELTRON	動きセンサー
	WIWORLD(株)	無人ヘリを利用した長距離通信の通達距離を最大にするための制御技術
	(株)TAEJIN TECHNOLOGY	Sub-1V出力 Power Management IC
	(株)VTS	証明用LED製造用の有機金属蒸着装備(MOCVD)のreactor構造
	(株)HAGISONIC	超音波センサー基盤の電子音楽演奏装置
	(株)NEXCOMMGLOBAL	ソーラーセルウェハー
	(株)APACK	軽量の高效率LED照明
	(株)SEWHA	磁気維持型制御継電器
	(株)BIONUTRIGEN	肝臓疾患予防治療剤の開発
	(株)NANOHELIX	Portable DNA sensor
	(株)FIL MAX	多層ろ材生物ろ過下水高度処理技術
	(株)PURESPHERE	医薬用球型活性炭素
	(株)YERAM	重金属固定化が可能なGeopolymerセメントの活用技術
	(株)KNTEC	ビタミンCとアロマ香造成物を利用したシャワー「ジェル」フィルターケース
5 忠北 (10)	(株)ジャン自動化	真空播種機関連
	未来NANOTECH(株)	再帰反射シート
	OPTOPAC(株)	光検出用半導体装置の電子パッケージ
	(株)POWER LOGICS	二次電池保護回路
	(株)INNECTRON	PCB via-Holeデスマリア用大気圧プラズマ装置

	(株)自然と健康	切削油/熱処理水 廃油除去剤	
	(株)POLYTEC	安全開閉装置付きバルブ	
	(株)MEDYTOX	ボツリヌス毒素生物医薬品の開発技術	
	FM Agtech	植物抽出の抗菌効果殺虫剤	
	(株)ゼネマイン	消化器疾患素材	
6	忠南 (10)	(株)DE&T	LCD点灯検査機
		M-TECH ENG	省エネ型電気炉の開発
		ILOVEWATER	優秀な洗浄機能を備えたビデ開発
		DAERYUK CAN	携帯用ガスヒーター開発
		TTM	自動車産業の放熱部品及び素材技術開発動向
		PKL	FPDフォトマスク技術
		OHK	高効率スラッジ減量化技術
		MIT SOFT	感性コンテンツの著作ツール及びコミュニケーション基盤の感性コンテンツの開発
		STS半導体通信	SSD(solid state drive)開発
		未来化学	PE、PP上下水道パイプ及び連結バルブ調査
7	釜山 (18)	(株)LOCUS	液化低温用ガス及びLNGバルブ
		IMAGE SYSTEM(株)	キャビテーション現象活用Emulsion技術
		(株)シングァンレポーツ	アーチェリー用の矢及びアクセサリー
		(株)STO	運動センサー付着機能型靴
		(株)MIR TECH	商業用のペットドライヤー
		ONELINE TECH(株)	高度処理装置のオゾン溶存効率向上システム
		CUSTOMADE	High Thicknessゴム精密カッティング設備
		(株)DONGYANG METAL	生産性向上のための鍛造工法
		(株)EXSOLIT	知能型障害対応システム
		ESYNDMT	回転子・固定子方式のミキサー
		(株)ELACHEM	金属燃料空気電池
		GEOKWANG SMC	SMC/UVC天井材
		セルニックス	CO2溶接機遠隔制御技術
		(株)Marine Bioprocess	機能性天然調味料
		(株)KWANGNAM GSK	二重床材
		(株)NEXTRON	IC保護チップ部品製造
		GREENCON技術(株)	集塵機用のフィルター

		(株)TECHNORISE	高速エアースピンドル
8	大邱 (10)	DAEDONG工業(株)	高馬力エンジン搭載トラクター適用技術の開発
		(株)SL SUNGSAN	Predictive bend lighting
		(株)KIHEUNG FA	PCB収納用MAGAZINE自動幅調節装置
		(株)BUWON生活家電	ハンドブレンダー用の低振動、低騒音調節装置
		(株)JINYANG OILSEAL	自動車用のEncorder seal適用技術
		(株)DONGBOCMTECH	プラスチックフィルム (PE) の裁断機械及び密封装置
		KYUNG CHANG産業(株)	Shift by Wire用の電子式control lever開発
		(株)AUTO CLOVER	プラスチック表面処理技術(3価クロム利用)
		(株)MYUNG-IL FOAMTEC	ガス式プロファイル発泡押出技術
		(株)DENTIS	歯科用インプラントのデザインと表面処理の特許動向
9	慶南 (12)	DK TECH(株)	流量調節バルブの技術動向
		(株)DAEHOTECK	タッチパネル製造施設とLCDを応用した技術資料
		(株)マスター	デジタルシネマ技術標準及び動向
		(株)CTR	次世代自動車変速機部品板材歯型成型工程技術
		TIC(株)	円筒研削機技術
		(株)HIZEAERO	Multi Step Drill及びFeed Control Device
		(株)DMTECHNOLOGY	中長距離運行に適したリニアモーター
		(株)未来産業	PVDによる携帯電話デコレーション
		SAMMI金属(株)	船舶用排気バルブ製造技術
		(株)SOLOMON MECHANICS	ポリッシングフィルムを利用したカムシャフトとクランクシャフトの練磨装置
		(株)HYDROX KOREA	遺骨の粉骨結晶体の製造装置及び製造方法
		(株)FINEDISC	RUPTRUE DISK(破裂板)の技術動向
10	蔚山 (7)	DAEHEUNG産業(株)	自動車用の機能性ヘッドレスト
		BOOGOOK産業(株)	自動車用チューブ(パイプ)製造技術
		(株)CF情報通信蔚山	USN基盤の産業現場安全管理技術(u-safety)
		(株)N-Baro Tech	電子ビームを利用したシャント抵抗体製造技術
		(株)ユソン	埋立ガスの資源化技術及び装置
		(株)イルグァン	自動車用のロールブラインド
		POWELLTECHWIN(株)	車両用映像モニターリングシステム(車両用ブラックボックス)
11	慶北	(株)APEXEL	ナノ粉末

(8)	(株)Stollberg&Samil	モールドフラックス
	DONGWOO産業	オメガ-3
	H&G	陶器
	XYVec	熱電素子の応用製品
	WON BIOGEN	生体由来の高分子を応用した癒着防止膜
	第一産業包装	紙ボックス
	PMJ TECH	椅子
12 江原 (21)	(株)CERMOTECH	低温同時焼成セラミックス素材(LTCC Powder) 出願人-京セラ特許分析
	DONGLIMFOOD	カップスンドゥブ(豆腐)凍結乾燥食品の製造方法
	(株)NEO DR	角度測定可能なパンチバイオプシー
	(株)CUメディカルシステム	体外型自動除細動器(AED)
	(株)SEWON	白色LED用蛍光体
	(株)FURUN MEDICAL	前立腺治療器
	(株)スリテック	レジャー用船舶
	(株)DONGIN建設	環境に優しいグリーンコンクリート
	(株)adbiotech	Ferritinを利用した鉄分強化方法
	(株)BODITECH MED	Microfluidics、蛍光Rapid
	(株)AGI	抗炎症、抗搔痒機能のアトピー用治療剤、化粧品
	(株)WON-E CERAMIC	石炭灰など廃資材を建材として再活用する方法
	(株)テソン	山火事鎮火用の背負い型撒水装置
	(株)韓国環境技術	膜分離技術を利用した高濃度有機性廃水のバイオガス、肥料などの資源化方法
	(株)BOSUNG MEDI TECH	シングルポート腹腔鏡手術用のトロカール
	(株)MEDIANA	体外型自動除細動器(AED)
	(株)MCURE	MTS施術用機器
	(株)AILAB	MRI映像技法
	(株)LISTEM	X-ray装備
(株)OPTOBIOMED	歯牙映像システム	
(株)MEDISON	デジタルラジオグラフィー	
13 全南 (15)	(株)OCHEON産業	串スライス肉及びその製造方法
	(株)健康を守る人々	植物原料の発酵製品
	DOWUL F&B	食事代用加工食品関連の特許技術

	(株)TAERIM INDUSTRY	硝酸微生物培養の関連技術	
	IENETECH(株)	再生エネルギー分野	
	(株)HANNAM CERAMIC	超清浄高温ガス精製用セラミックキャンドルフィルターの開発	
	(株)MECCA海洋研究所	スラグを利用したCO2低減海洋ブロックの製造技術	
	(株)SEO	H. 264無損失圧縮コーデック	
	(株)JUNGSHIN電子	生ゴミの悪臭除去装置	
	(株)InD SYSTEM	LED景観照明灯演出のための無線制御システム及び方法	
	SRC(株)	スワッシュプレートを利用した自律移動及び多様な姿勢変換可能な移送型電動車椅子の開発	
	(株)KWANGYANG合金鉄	モリブデン製品の製造方法及び工技術分析	
	(株)BYUCKSAN機械	プロペラ製造技術	
	(株)DONGYANG化学	海水淡水化装置(利用の海水淡水装置)	
(株)GK	静電気除去システム		
14	光州 (10)	(株)GOLDTEL	機械式コネクタ
		(株)都市環境ENG	LED街灯
		(株)POEF	状態表示灯付きの照明器具
		(株)RIGENKOREA	電気浸透脱水機
		(株)シンユ	直管型LED照明灯
		HAN' A ESSES(株)	サイドカッターを装着した乗用除草機
		(株)FTS	ウェアラブルパソコン基盤のオンラインシューティングゲーム
		JLC(株)	無機ELを利用した次世代ディスプレイ
		(株)NAYOUNG産業	LED街灯の効率低下、故障アラムシステム
		(株)G. T. S.	太陽光モジュール製造設備
15	全北 (10)	(株)NYTEL	携帯端末の双方向コミュニケーション分野
		(株)セウォン産業	スラッジ乾燥装置分野
		(株)ASTRONIX	白色LED集積化素子とパワーLED用の基板
		(株)SAMJUNG DCP	PVC水道管技術/BIONAX
		(株)DACC全州工場	F-1レーシングカー用の炭素ブレーキディスク
		(株)CANALL	車両用LPI PUMP SYSTEM
		(株)SEWON Hardfacing	燃料電池関連のBiopolar plate技術
		(株)ROADSEAL	建築物または土木構造物の防水剤技術
		HANSAM KORA(株)	PEシートを利用したコンクリートタンクのライニン

		グ施工技術	
	(株)KAIKEN	キセノンランプを応用した高効率照明装置	
16	済州 (10)	Camp For Dog	ペット用品の製造
		自然と建築	草繊維を利用した成型用粘土混合物の製造方法及び上記方法により製造された成型用粘度混合物
		(株)ソムアート	柑橘パク繊維が含まれた紙
		(株)ネクストイージー	通信放送融合オープンマーケットプレイスシステム及び方法
		(株)イージー情報技術	複合センサー統合モジュールを利用した畜舎管理の方法及びシステム
		(株)IGS	済州固有植物を利用したアトピークリームの開発
		アクアクリーンテック(株)	済州海洋生物資源を活用した化粧品及び糖尿素材の開発
		スキンキュア(株)	肌美白用造成物に対する調査分析
		デヤン環境産業(株)	浮力を利用した無電力水中曝気装置及び発電装置
		サムウエエネルギー	電気温水ボイラーを利用した暖房装置及び端部密閉装置

2) 地域特許スター企業の育成

特許庁は選択と集中を通じて地域特許スター企業(Star Company)を育成し、地域中小企業の知的財産の創出や活用を支援している。地域における特許スター企業育成事業の目的は、成長潜在力のある地域の有望中小企業を発掘して先行技術調査、出願費用、試作品製作などを集中的に支援すると同時に、中小企業の知的財産経営コンサルティングとの連携を通じて特許庁の審査官や特許コンサルタントによるオーダーメイド型コンサルティングを提供することで、該当企業を地域の代表企業として育成することで地域競争力を高めることにある。

2007年には51の地域特許スター企業を育成し、先行技術調査、出願費用、試作品製作などオーダーメイド型コンサルティングを集中的に支援した。

全体的に特許スター企業の場合、特許コンサルティング支援をきっかけとして、2007年には前年に比べて特許出願15.7%、売上10%、雇用規模6.6%がそれぞれ改善され

たことが分かった。

これにより、参加する自治体が増加しているが、2008年には全北、全南、済州、光州市が特許情報総合コンサルティング事業に参加し、合計13の市・道に拡大され、70の地域特許スター企業が発掘・育成された。また、2009年にはソウル、蔚山、慶北の参加により合計16の市・道に拡大され、98の特許スター企業が発掘・育成された。

忠北清原に所在しているバイオ医薬品開発企業である(株)MEDYTOXはオーダーメイド型PM、先行技術調査などを通じて知財権の重要性に気づき知財権専門担当部署を設置した結果、新規ファイナンス投資で売上増大の効果をもたらした。(2008年対比119億ウォン増加)

全南靈巖の化学、冷媒、飼料、水処理剤及び関連設備企業である(株)東洋化学の場合、オーダーメイド型PM、出願費用の支援、シミュレーション製作支援などを通じて、海水淡水化技術関連のR&D課題として選定され、新肥料の開発完了及び製造工場登録を通じた売上増大、代理店契約などを通じた納品拡大などの成果を挙げた。

<図IV-2-5>特許スター企業育成事業に対するマスコミ報道資料

특허스타기업 성과 ‘눈부시네’

특허청 선정 전국 118개업체, 특허 출원·매출액 크게 늘어

#사례1. 지난해 특허스타기업으로 선정된 대구의 진양오일씨는 4건의 지재산 출원을 통해 전년 대비 38%의 매출액 증가실적을 기록했고 특허 시제품 제작지원을 받아 전자동세탁기용 워터실을 개발하는데 성공했다. 올해는 워터실이 국내 가진 3사 및 중국시장 진출에 큰 폭의 매출 신장세를 기대하고 있다.

#사례2. 전량 일본 수입에 의존해 오던 블랭크 마스크를 신물질 및 신규조를 통해 국산화에 성공한 대구의 에스엔에스텍은 최근 외국기업과 특허분쟁에서 승소한 덕분에 전년 대비 매출액 35.7% 증가와 특허출원 18건 등을 통해 올해 코스닥에 상장되는 성과를 거뒀다.

특허청이 지난 2007년부터 선정하고 있는 전국 특허스타기업이 지식재산권 창출 및 활용을 통해 명량약하고 있다.

7일 특허청에 따르면 특허스타기업으로 선정된 118개 업체의 지난해 특허출원 건수는 전년 대비 4.3%(530건→553건), 매출액 25%(1조3184억원→1조6482억원), 상시 고용인원 8.5%(5337명→5792명)씩 증가하는 등 괄목할만한 성과를 내고 있다.

특허스타기업에 선정되면 선별 기술조사와 맞춤형 국내외 특허정보 조사·분석, 국내외 특허출원비용 및 인종 지원, 시제품 및 홍보물 제작 등의 건방위적인 지원이 뒤따른다. 또한 기업의 지원 요구사항

을 파악해 예로서황을 지속적으로 개선할 수 있도록 3년간 지원 및 컨설팅의 사후관리도 받을 수 있다.

무엇보다 특허스타기업이 실질적인 성과를 거둘 수 있는 요인은 선도기업과 중간기업, 후발기업 등 기업별 성장단계에 맞는 맞춤형 지재산 지원전략이 효과를 거두고 있기 때문이라는 게 특허청의 설명이다. 특허스타기업의 성과가 눈에 띄면서 지자체들의 참여도 갈수록 늘어나고 있다. 첫 해인 2007년 9개 시·도가 참여한 이래 2008년 13개 시·도로 늘어났고 올해에는 서울, 울산, 경북도 등이 추가로 신청함에 따라 전국 16개 시·도에서 특허스타기업을 선정하게 된다.

특허스타기업은 특허청과 지자체가 매칭을 통해 실시하는 특허정보종합컨설팅 사업의 일환으로 진행되는 것으로 올해는 90억원을 들여 80여개의 특허스타기업을 선정할 계획이다. 특허스타기업들의 효율도 좋아 진양오일씨는 “지재산의 중요성을 일깨워주고 국내외 선도업체들과의 경쟁에서 승리하는 도구를 제공해 주는 매우 유익한 사업”이라고 평가했다.

특허청 관계자는 “특허스타기업이 지역 일자리 창출과 지역경제에 활력을 불어넣을 수 있도록 성장잠재력이 있는 지역의 유망 중소기업을 전략적으로 발굴, 지원해 나가겠다”고 말했다.

대전-이준기기자 bongchu@dt.co.kr

＜表Ⅳ－2－9＞2009年特許スター企業の状況

No	センター名 (企業数)	企業名	所在地	分野(業種)
1	仁川 (10)	(株)TMC	仁川 南東区	製造業
		(株)チョイステクノロジー	仁川 南区	IT
		(株)C-NET	仁川 南東区	製造業
		GVS(株)	仁川 富平区	製造業
		(株)WOOSUNG I. B	仁川 桂陽区	製造業
		(株)テクノプラス	仁川 南東区	製造業
		(株)JOINTOP	仁川 富平区	製造業
		(株)JMTOTAL	仁川 東区	製造、卸小売業
		ヘソン産業(株)	仁川 南東区	製造業
		ATI(株)	仁川 南東区	電気電子
2	京畿 (10)	(株)VATECH	京畿 華城市	製造業
		WILLTECHNOLOGY	京畿 水原市	製造業, 不動産
		(株)RONIC	京畿 坡州市	製造業
		(株)EWOOTEC	京畿 龍仁市	探知機開発
		(株)INTECH-FA	京畿 水原市	製造業
		(株)エコフィール	京畿 龍仁市	地下水浄化業
		ENVナノテック(株)	京畿 安山市	製造業
		(株)ハナプラント	京畿 華城市	製造業
		(株)Diostech	京畿 龍仁市	開発/製造業
(株)TES	京畿 龍仁市	製造業		
3	ソウル (5)	(株)CDNETWORKS	ソウル 江南区	IT
		(株)C' SQUARE SOFT	ソウル 江南区	IT
		株式会社ECOCAR	ソウル 衿川区	機械
		(株)シャポー	ソウル 鐘路区	ファッションデザイン
		(株)RoboBuilder	ソウル 麻浦区	機械電子
4	大田 (6)	(株)Humotion	大田 儒城区	製造業, SW
		(株)KSTECH	大田 大徳区	製造業
		(株)RD-TEK	大田 大徳区	製造業
		(株)ATN	大田 儒城区	製造業

		(株)HAGISONIC	大田 儒城区	製造業
		(株)RAYNAR	大田 大徳区	製造業
5	忠北 (6)	(株)自然と健康	忠北 槐山郡	化学、バイオ、製造業
		(株)POLYTEC	忠北 清原郡	機械化学、製造業
		(株)ジャン自動化	忠北 清州市	機械、製造業
		未来NANOTECH(株)	忠北 清州市	電気電子、製造業
		OPTOPAC(株)	忠北 清原郡	電気電子、製造業
		(株)MEDYTOX	忠北 清原郡	製薬、製造業
6	忠南 (7)	(株)DE&T	忠南 天安市	半導体装備、製造業
		GLOTECH	忠南 牙山市	センサー、製造業
		PHILTEC	忠南 天安市	ポンプ、製造業
		Micro Contact Solution	忠南 天安市	半導体部品、製造業
		DSC	忠南 牙山市	自動車部品、製造業
		未来エネルギー技術	忠南 牙山市	太陽光発電、製造業
		TTM株式会社	忠南 天安市	放熱素材、製造業
7	釜山 (7)	AQUACELL(株)	釜山市 南区	환경환경
		(株)スクール環境産業	釜山市 南区	電気、電子
		(株)OPTIM	釜山市 沙下区	化学
		SONATECH(株)	釜山市 影島区	電子通信装備、製造業
		DAESHIN金属	釜山市 沙上区	卸小売業、製造業
		THE SYSTEM	釜山市 江西区	電気電子
		(株)CHUNGHO SEAFOOD	釜山市 機張郡	食品
8	大邱 (6)	KYUNG CHANG産業(株)	大邱 西区	自動車部品、製造業
		DAEDONG工業(株)	大邱 達城郡	農機械、製造業
		(株)BUWON生活家電	大邱 達西区	生活用品、製造業
		(株)AUTO CLOVER	大邱 達城郡	自動車用品、製造業
		(株)KOREA CORP	大邱 達西区	物流機器、製造業
		KCW(株)	大邱 達西区	自動車部品、製造業
9	慶南 (6)	(株)高麗企業	慶南 昌原市	卸小売、製造業
		MTM	慶南 昌原市	電子機器
		(株)SAMWOO	慶南 金海市	卸小売、製造業
		(株)BUMA CE	慶南 金海市	製造業

		SBC	慶南 昌原市	製造業
		(株)A4	慶南 昌原市	機械部品
10	蔚山 (5)	(株)CF情報通信	蔚山市 南区	情報通信
		(株)ユソン	蔚山市 南区	廃棄物処理業
		(株)ILSUNG	蔚山市 蔚州郡	製造業
		(株)N-Baro Tech	蔚山市 蔚州郡	製造業
		BOOGOOK産業(株)	蔚山市 蔚州郡	製造業
11	慶北 (5)	(株)Stollberg & Samil	浦項市 南区	製造業
		(株)APEXEL	浦項市 北区	製造業
		(株)第一産業包装	安東市 西後面	製造業
		(株)PMJ TECH	亀尾市 山東面	製造業
		H&G	慶北 漆谷郡	製造業
12	江原 (5)	(株)SEWON	江原道 原州市	車部品、製造業
		BODITECH MED(株)	江原道 春川市	医療機器、製造業
		DONGLIMFOOD	江原道 江陵市	食品、製造業
		CERMOTECH	江原道 江陵市	製造業
		CUメディカルシステム	江原道 原州市	医療機器、製造業
13	全南 (5)	(株)DONGYANG化学	全南 靈岩郡	化学、環境
		(株)DOWUL F&B	全南 求礼郡	食品加工
		(株)SEO	全南 羅州市	IT
		SRC(株)	全南 順天市	IT
		(株)HANNAM CERAMIC	全南 長城郡	新素材
14	光州 (5)	HAN' A ESSES(株)	光州 光山区	農業用機械、製造業
		(株)POEF	光州 北区	電気工事業、製造業
		JLC(株)	光州 北区	ビジョンマシン、製造業
		(株)FTS	光州 南区	S/W、サービス、製造業
		(株)都市環境ENG	光州 北区	製造業
15	全北 (5)	(株)NYTEL	全北 全州市	サービス/製造業
		(株)ROADSEAL	全北 完州郡	卸小売/製造業
		(株)KAIXEN	全北 全州市	卸/製造業
		(株)COOLTAINER	全北 益山市	製造業
		(株)セウォン産業	全北 任実郡	製造業

16	済州 (5)	(株)SKINCURE	済州市 我羅1洞	化粧品、製造業
		株式会社IGS	済州市 我羅1洞	化粧品、製造業
		(株)ソムアート	済州市 寧坪洞	繊維、製造業
		アクアグリーンテック(株)	済州市 桐登洞	飼料、製造業
		(株)NEXTEZ	済州市 二徒2洞	S/W、サービス業

3) 地域特化産業に対する特許技術動向調査の作成・普及

従来提供されていた特許技術動向調査は第一に、IT、BT、NTなど産業全般又は国家規模の広範囲な特許技術マップであり、第二に、過剰な専門用語の濫用と単純な統計的資料の羅列であったため、特許情報に対する分析能力が弱い地域中小企業の特許技術動向調査に対する活用度は非常に低かった。また、従来の特許技術マップは研究開発の方向及び特許出願時の先占戦略提示が不十分であるという指摘もあった。

このような認識の下で、特許情報総合コンサルティング事業では地域特化産業に従事する企業のニーズを反映した特許マップ(Patent Map)のテーマ選定と個別企業に対するコンサルティングを通じた結果の普及を通じて、その活用度を向上させようとしている。

したがって、特許情報総合コンサルティング事業では地域産業に対する先行研究を通じて地域の戦略産業を発掘し、該当地域が重点的に育成している特化産業に対する特許技術動向調査を進行することで技術開発の方向設定を支援する一方、地域の該当産業に従事する企業に対する個別特許マップの作成支援及び深層コンサルティングを提供している。また、地域の研究機関、大学などの技術供給機関にも特許技術マップの結果物を普及することで、地域企業の技術需要を伝える通路として活用している。

2006年の場合、8つの地方自治団体で地域特化産業に対する特許技術動向調査に関する10の課題を遂行し、特化産業に従事している企業60社に対するオーダーメイド型PM作成と深層コンサルティングを行った。2007年には9つの地方自治団体の特化産業従事企業に対する90のオーダーメイド型PM、2008年には13の自治体の特化産業従事企業に

対する169のオーダーメイド型PM作成と深層コンサルティングを施行した。

2009年には16つの地方自治団体の特化産業従事企業に対して219のオーダーメイド型PM作成と深層コンサルティングを行い、従来の定量分析中心の画一的な調査分析を止揚し、コンサルティングを通じた企業ニーズに合った定性的な分析中心特許技術情報資料を調査した。また、企業の技術開発育成支援戦略の樹立に必要な基礎資料を提供し、効果的な地域特化産業の育成方向に対するガイドラインを提示した。

ハ．評価及び発展方向

特許情報総合コンサルティング事業は企業が必要とする分野の特許情報を事前に調査・分析・提供することで技術開発の方向設定を支援し、分析された特許情報を土台にした技術の権利化や事業化も充実に支援している。

成長潜在力のある地域有望中小企業を発掘し、先行技術調査、出願費用支援、試作品政策などを支援する特許スター企業を2009年には98社育成し、特許庁審査官出身のコンサルタントを通じた中小企業知的財産経営コンサルティング事業と連携して、オーダーメイド型知的財産経営コンサルティングの提供も持続的に推進する。

2009年には慶北、蔚山、ソウル知的財産センターで新規に特許情報総合コンサルティング事業を推進し、全部で16の広域自治体、16の地域知的財産センターで地域中小企業の技術開発及び事業化を地域現場で支援する。また、一方的な支援形態から脱し、各地域の知財権ニーズと特性に従って知財権支援の規模及び方式を変更し、需要者中心のOne-Stop総合コンサルティングサービスを提供する計画である。

2. 地域ブランド価値の向上

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 チョン・イムスク

イ． 推進背景及び概要

地域ブランド価値向上事業は2005年7月1日から施行された地理的表示の団体標章制度を活性化し、ドーハ開発アジェンダ(DDA)、自由貿易協定(FTA)などにおける国際的な地理的表示強化の動きに対応し、国内の地理的表示が外国でも保護されるような基盤を整える一方、地方自治体で流行っているブランド経営の流れに積極的に対応し、ブランド概念の再定立及び長期的なブランド経営ビジョンの設計を通じて地域別に差別化した優秀ブランドを育成するために2006年から始まった。

ロ. 推進内容及び成果

地域ブランド価値向上事業は自治体のブランド管理戦略に対するコンサルティングの提供、地域ブランド開発支援事業で構成される。

第一に、地方自治体のブランド管理戦略に対するコンサルティング提供事業は全国の自治体を対象に、これら自治体から出願された商標を分析し、地方自治体のブランドマップを作成した。それをもとに地方自治体のブランド管理戦略に対する深層コンサルティングを提供している。2009年には地方自治体ブランドマップの深層分析をもとに京畿道果川市など16の地方自治体に対してコンサルティングを行い、地域の実状に合わせたブランド管理戦略を提供した。その中で全羅南道木浦市には中長期発展戦略に適した都市ブランドの推進方向性を模索し、都市ブランドを活性化するための中長期的な戦略を提言した。また、英陽郡には農産物共同ブランドに対する競争力診断を通じてブランド間の役割方案を提示し、核心ブランドに対する活性化戦略を樹立した。

第二に、地域ブランド開発支援事業を展開した。2009年度コンサルティング支援対象の自治体の中で全北完州郡を対象にコンサルティング支援事業の効率性を高め、後続支援事業として農・特産物及び自治体スローガンとして活用できる共同ブランド開発を推進した。

＜表IV－2－10＞2009年地域ブランドコンサルティング支援事業の遂行結果

NO	自治体	コンサルティング内容
1	京畿道 果川市	「果川花卉総合流通センター」のブランド及び広報戦略の樹立
2	江原道 寧越郡	「東江愛」ブランド活性化に向けたマーケティング及びコミュニケーション戦略の樹立
3	忠北 増坪郡	共同ブランド「増坪チャントウル」と「ヌルジャヨン」ブランドポジショニング再定義及び活性化戦略の樹立
4	忠北 鎮川郡	共同ブランド「生居鎮川」とその他ブランド間の役割規定
5	慶北 安東市	民間ブランド(農業法人、作目班、個人)と安東市の地域ブランド間の関係模索
6	慶北 英陽郡	農産物共同ブランドに対する競争力診断及び核心ブランドの活性化戦略の樹立
7	慶北 青松郡	統合ブランドの活性化戦略の構築及び統合ブランドと農産物共同ブランドの活用連携性を検討
8	大邱市 達西区	「スマイル達西」の達西区内で広報するための戦略及び活性化を検討
9	全北 扶安郡	統合ブランド「自然が生み出した宝物、扶安」に対するアイデンティティの樹立及び管理方案、新規開発予定のブランドの育成及び活性化の方案
10	全北 完州郡	スローガン及び共同ブランドの開発基盤を整えるためのブランドアイデンティティの構築
11	全北 井邑市	共同ブランド「ダンプンミイン(紅葉美人)」のブランド使用関連基準の樹立を提案
12	全南 羅州市	共同ブランド「ビダンゴウル」の位置と役割、範囲、活性化戦略の樹立
13	全南 木浦市	中長期発展戦略に適合した都市ブランドの推進方向性の模索及び都市ブランド活性化に向けた中長期戦略ガイドの樹立

14	全南 長興郡	ブランドポートフォリオ設計を通じた体系的なブランド統合管理 方案
15	全南 咸平郡	「ナルダ」ブランドの能力を高めるため、個別品目の範囲、管理 体系を定立
16	済州 西帰浦市	共同ブランド「ソギポエバー」の役割の定義及び個別ブランドの 中で「城山太刀魚」ブランド活性化戦略の構築を通じたブランド 成功モデルを確保

ハ. 評価及び発展方向

地域ブランド価値向上事業は各分野の専門家で構成された諮問委員会を通じた持続的な事業点検で、事業に対する信頼度、専門性及び地域ブランドの共同資産としての価値を高めた。

地域特産品名称の地理的表示団体標章としての権利化のための支援事業を生産者・加工者団体を対象に推進し、2006年から2008年まで支援した地域特産品に対する権利化過程(出願及び登録)を持続的に管理していく予定である。

地域ブランド価値向上事業を通じて地域中小企業のブランド経営環境を改善し、知財権を創出・保護(ブランドIP認識向上、ブランドIP創出支援、ブランドIP活用促進)し、ブランドに基づいた地域ブランドスター企業を育成する計画である。

3. 非英語圏ブランド開発支援事業

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 チョン・イムスク

イ. 推進背景及び概要

全世界的な経済不況の中でも国連開発政策分析局は中国の世界成長に対する貢献度

が50%に達すると予測している。英語圏先進国の場合、既にほぼ成長が完了したり、市場が成熟しているため、中小企業が市場を先占したり、ニッチ市場を探し難い状況である反面、非英語圏市場はグローバル競争に比較的露出されていない状態であるため、中小企業にとっては新しいチャンスの市場である。

しかし、十分なブランド力を備えていない中小企業にとっては、非英語圏市場の開拓は至難の業である。サムスン経済研究所のアンケート調査によれば、中小企業のCEOは弱いブランド力のために製品が市場で実際価値の64%程度で評価されていると考えていることが分かった。また、87%がブランド力が弱いために損害を受けた経験があることが分かった。マーケティング資本が不足している中小企業がブランド力までも弱く、市場で不利益を被る「中小企業ディスカウント現象」が発生しているのである。

そこで、特許庁は人材と予算が不足している中小企業の非英語圏市場への進出を助けようと、非英語圏ブランド開発支援事業を実施した。2008年パイロット事業として実施された本事業は、事業遂行社と中小企業を1:1でマッチングする一方、韓国外大教授及びブランド専門家などで構成された運営委員会を構成し、中小企業の専門性を積極的に補完し、中小企業のニーズに応えるオーダーメイド型現地語ブランド開発を目指した。また、開発段階で現地商標登録がされているかどうかを徹底調査して、開発後に現地語ブランドの現地出願はもちろん、登録を可能にした。

ロ. 推進内容及び成果

パイロット事業として実施された2008年には全部で5社、2009年には合計29社の現地語ブランド開発を支援した。中小企業事業説明会を通じて事業に参加を希望する事業参加者の理解を高める一方、中小企業からの意見をまとめて課業の範囲を調整し、中小企業の事業満足度を向上させた。

また、既にグローバルブランドを保有している企業を除いた3社にはグローバルブランド開発後に現地語ブランドを開発させ、体系的なブランド開発に導いた。事業遂行

社と中小企業間のコミュニケーションが円滑に行われるよう直接的な意思交換が行われる体系を構築すると同時に、このようなブランド開発過程を前—中—後半に分けて、各段階ごとに運営委員会を開催し、ブランド専門家と現地語専門家のアドバイスを受ける過程を設け、ブランド需要者である中小企業をバックアップした。

さらに、開発ブランド候補群を対象に現地市場でマイナスイメージ連想テストや精密検索を実施し、現地と密着したオーダーメイド型ブランドはもちろん、商標登録にも万全を期した。

中小企業の立場で進められた本事業において、事業に参加した29社は現地出願を完了、または現地出願を進行中である。









＜表IV-2-11＞非英語圏ブランド開発の状況

No	企業名	開発前	開発後
1	(株)高麗 自然食品		
		[Н а т т и м о (Nattimo)、ナッティモ] 自然の新鮮さと共にする余裕の一時を意味し、韓国的なグラフィックモチーフを上品にパターン化したブランド	
2	(株)enerkeeper		
		[爱能科普 (Enerkeeper)、アイナンカフ] エネルギーを節約し、エネテックの先端科学技術を広く普及するという意味で環境とエネルギーを考えるブランド	
3	(株)DOOBON		


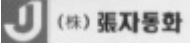







		[舒福欧 (Saffium), シュフオウ] 家族のための安らぎと幸せが含まれたブランド	
4	オゾン 機電(株)	OSEMCO	 伊克博
		[易克博 (Elecube)、イカボ] 広範囲な電力供給に精通した配電盤、信頼できる企業のイメージと安全をもとに希望を光として表現するブランド	
5	JUNJIN CSM(株)		 拓骏凯
		[拓骏凯 (Tuskan)、ツアースカイ] ドリルの力を視覚化し、「K」のワードマークを力強い感じのデザインとして適用し、道路上の開拓者という意味を内包したブランド	
6	AhnGook 薬品	Anycough	
		[П л а з и к (Anycough)、プラジック] いつでもどこでも咳止めのための処方剤を意味し、活気溢れる暮らしのエネルギーと希望が含まれたブランド	
7	DKテック(株)		 دقيقا
		[دقيقا (DKK)、ダキク] 製品工程の正確性、精密製などを意味したブランド	
8	(株)SAMKOOK 産業		 ТРИРИЛ

		[Т Р И Р И Л (TRIREEL)、トリリール] 丈夫かつ完璧なリール、3倍強化された品質、3重検査を通じた高い信頼度やイメージを与えたブランド	
9	ロイヤル 金属工業(株)		
		[evelin、エヴェリン] プレステージビューティー製品のイメージを、Vを利用してダイヤモンドとして表現。美しい女性を連想させる点でビューティーブランドの価値を表現したブランド	
10	Samjeong インターナ ショナル		
		[诺吸净 (NOSK)、ニュアシジン] 呼吸する時のキレイなイメージを強調、製品の信頼度を更にアップしてくれるグリーンとブルーで製品の半永久型フィルターを形にして楽しく健康な微笑みのイメージを表現したブランド	
11	DAEMO エンジニア リング(株)		
		[وكيل أن (Alicon)、アリコン] ブレーカー、クラッシャーの本質である頑丈で鋭い感じを表現。頑丈で丈夫な角と強力で力溢れるアタッチメントを表現したブランド	
12	(株)ロマンソ ン		

		<p>[C T O L Z (Stolz)、ストルツ]</p> <p>常に自信に満ちたターゲットの挑戦的なマインドを感性で表現。ターゲットの情熱的かつ自信溢れる姿をダイナミックに表現したブランド</p>	
13	(株)DAテック		
		<p>[K И H C E H (Kinsen)、キンセン]</p> <p>抜け目の無い正確さを誇る革新的なセンサーアプリケーションを表現。わずかな誤差も許さない正確な測定と感知を表現したブランド</p>	
14	SAMIL紡織 (株)		
		<p>[耐紡恩 (Nevurn)、ナイファンオン]</p> <p>「N」をシンボル化し、火から人を守り安心させてくれる保護膜を表現し、優れた熱防御力で決して燃えない難燃製品を意味したブランド</p>	
15	(株)MSZone		
		<p>[美思尊 (MSZONE)、メイスジュン]</p> <p>MS ZONEを音訳した表現で、高級感溢れるプレミアム、グローバルイメージを表現したブランド</p>	
16	(株)FEELUX		

		<p>[Оркестр Света (FEELUX), 아르케스트르스베타]</p> <p>「FEELUX」の感性的な意味を強調し、光のオーケストラの意味が含まれたブランド</p>	
17	(株)CAP		
		<p>[Líder en Limpiaparabrisas、リデル エン リンピアパラブリスアス]</p> <p>Blade Masterの意味で、ワイパー業界におけるフロントランナーを表現したブランド</p>	
18	(株)Auto Clover		
		<p>[奥克福 (AUTO CLOVER)、アオカフ]</p> <p>プレミアムイメージが含まれたヨーロッパと幸せ(福)をもたらすという意味が含まれたブランド</p>	
19	(株)VATECH		
		<p>[威泰 (VATECH)、ウェイタイ]</p> <p>最高の技術力を基に業界をリードするリーディング企業として、威厳のある企業イメージを強調したブランド</p>	
20	(株)Medy-Tox		
		<p>[دوائمان (Cunox)、ダワイマン]</p> <p>赤十字のシンボル形態をモチーフとして医薬品の専門性を表現。円形のモチーフを組み合わせて「微生物毒素」という属性を形状化すると同時に、グローバル化したブランド</p>	

21	JALMAN精工 (株)		
<p>[مہارت برتر (JMC)、マホラテ バルタル]</p> <p>「Excellent Technology」という意味で、JMCがグローバル市場の中核企業として成長することを目指す企業のビジョンを表現したブランド</p>			
22	(株)カルチャー メーカー		
<p>[力感超越、力感超越]</p> <p>「Mooto's Horn」をコンセプトにし、ダイナミックで強靱なMartial Art Brandのイメージを伝達</p>			
23	(株)マイクロ フィルター		
<p>[سلاماء (FLUUX)、サラミア]</p> <p>アラブ圏で挨拶として使われる「サラム」を適用し、親しみを伝える。浄水器フィルターの外観を連想させる書体を適用</p>			
24	BOOHO CHAIR R-ONE(株)		
<p>[bestuhl (Best+Stuhl)、ベストウル符号]</p> <p>最高のチェア専門企業を目指す意味が含まれたブランド</p>			
25	BUWON生活 家電(株)		

		<p>[ (LAMAL)、ラマール]</p> <p>DREAMIXの意味が含まれている。製品を通じて顧客に夢と希望を伝えようとする企業の意志を反映したブランド</p>	
26	(株)JANG自動化		
		<p>[播兰特 (PLAN-T)、ポラント]</p> <p>播種を連想させる特別な製品を意味し、英文PLANTとも発音が類似するよう開発されたブランド</p>	
27	(株)SOLOIST	 SOLOIST	 索丽丝特
		<p>[索丽丝特 (Suo li si te、ソリスト)]</p> <p>「特別で美しい服を見つける」という意味で、既存のソロイストのイメージ的な限界をより柔らかなイメージで克服し、柔軟でありながらも強いソロイストだけのイメージが表現できるよう考案</p>	
28	(株)生活楽園		
		<p>[妈妈亚哈、ママヤハ]</p> <p>「明るく健康な家庭の大切な子供」と「家庭をケアする積極的な母」のイメージが含まれたネームで、幸せで洗練された母の姿を通じて楽しく幸せな家庭を表現</p>	
29	(株)INTEROJO		
		<p>[izfeel、 Айзфил、アイスフィール]</p> <p>雪と葉のモチーフをラインとしてデザインし、目が望む安らかで刺</p>	

	激の無いコンタクトレンズを表現
--	-----------------

ハ. 評価及び発展方向

非英語圏市場という成長可能性の高い特定市場をターゲットにして、現地に効果的なブランドを開発したという点で、他の中小企業ブランド支援事業と差別化できるといえる。また、この点が開発ブランドの成功につながるところでもある。しかし、何より開発ブランドの質が担保できたのは、専門家で構成された運営委員会の諮問で情報非対称状況にある事業遂行社のモラルハザードを防ぐことができたことである。

2008年の成果をもとに2009年には支援する中小企業を拡大するため予算を増額し、パイロット事業の成果を通じて証明された本事業の効果が退色されないように支援拡大による運営委員会の拡大構成を図った。中国、アラブ、南米圏など言語圏の運営委員の拡大及びKOTRAなどブランド専門家を追加的に運営委員として受け入れた。中国、ロシアに止まらず、アラブ及び南米などに進出する中小企業を支援し、中小企業とともに変化の多い世界市場を攻略していく予定である。

<表IV-2-12>2009年非英語圏ブランド開発支援事業の反応

-FEELUX: 運営委員が積極的に取り組んでブランド開発をリードしてくれたので、中小企業としてはやることがほとんどなかったくらいである。

-デザインオン(事業遂行社): 政府依頼事業がこのように難しい事業であることは今回初めて分かった。

-イ・ヨンテ教授(韓国外大アラビア語科): 他の委員の活躍ぶりを見ていると、何もしないことが申し訳ないので指摘せざるを得なくなる。

4. 中小企業の知的財産経営コンサルティング

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 工業事務官 ヨ・ドクホ

イ. 推進背景及び概要

世界は現在土地など伝統的な生産要素を重視していた産業化社会を経て、差別的な技術、強いブランド、独創的なデザインなど無形資産を付加価値創出の原動力とする知識基盤経済社会へ進入した。そこで、米国は「Pro-Patent」のような特許重視政策を、日本は政府レベルで知的財産戦略本部を設置するなど、世界は自国の知財権創出・活用・保護を積極的に推進している。従って、輸出を根幹にしている韓国は企業が知的財産を経営に導入するよう積極的に働きかける必要がある。

韓国の大企業はこのような世界的な流れに歩調を合わせて、知財権を企業経営の1つの軸として活用する知的財産経営を本格的に導入したが、中小企業は認識、資金、人材などの不足で、極めて消極的な対応をしている。

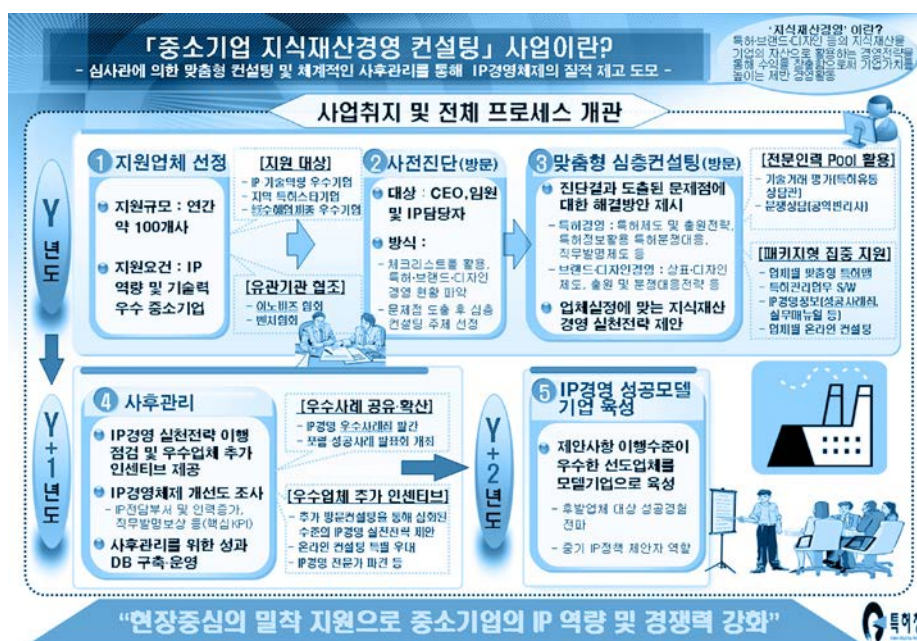
多数の中小企業は国内又は海外営業において製品と関連した優秀特許の確保、競合社との知財権紛争可能性など知財権関連の懸案を認識し、当面の問題の解決策に対して特許庁への持続的な問い合わせがあった。中小企業を対象にコンサルティングを支援する前に、特許庁は主に担当審査部署で個別的に電話相談を行ったが、該当企業に体系的な支援はできていなかった。

そこで、特許庁は国内中小企業の知的財産能力強化を通じて韓国経済の成長潜在力を拡大するため、知的財産経営コンサルティングを本格的に支援することにした。特許庁は2006年9月に技術分野別審査官を中心に「中小企業特許経営支援団」を発足させ、中小企業を対象に特許分野のコンサルティングを提供して良い反応を得た。特許庁は特許以外に、商標、デザインに対する中小企業のコンサルティング需要が持続的に増加したため、2007年6月に既存の支援団を「中小企業知的財産経営支援団」に、2007年12月には「産業財産経営支援チーム」に拡大・発足させた。

先進国の場合、中小企業支援事例からも分かるように、企業の知財権状況を把握して必要な支援を具体的に提示する相談及びコンサルティングが高い成果を上げていることが分かった。³¹特許庁の中小企業対象の知的財産経営コンサルティング支援事業はこのような先進国の中小企業支援政策の傾向とも一脈通ずるといえる。

コンサルティング過程は、特許庁の知的財産経営の専任人材と地域知的財産センターのコンサルタントが革新能力の優秀な企業を選定し、選定された企業を直接訪問して中小企業の知的財産専任組織の設置有無や職務発明の運営状態などに対する事前診断を行う。それから、事前診断の結果と対象企業が希望する分野をもとにオーダーメイド型深層コンサルティングを提供するという順で行われる。また、コンサルティング対象企業のニーズを反映した、より充実したコンサルティングを行うため、コンサルティング専任人材だけでなく、公益弁理士、弁理士など民間のIP専門家を活用したコンサルティングを実施する。

<図IV-2-6> 中小企業知的財産経営コンサルティングの概要



³¹ WIPO SME division の best practice, http://www.wipo.int/sme/en/best_practices/を参照

ロ. 推進内容及び成果

2006年から2009年まで合計393社が特許・ブランド・デザイン経営コンサルティング支援を受け、このうち92社の企業に対して該当企業の戦略品目に対するオーダーメイド型特許マップを作成・普及し、研究開発の方向設定、保有知財権の評価、主要国家輸出時の事前紛争回避などを支援した。

コンサルティングを提供する中で、中小企業は持続的なコンサルティング、特許管理のためのソフトウェア(S/W)支援などを求めてきた。このような企業からのニーズを反映し、オンラインコンサルティングのためのポータルサイト(www.ipp.or.kr)、特許管理S/Wを開発し、コンサルティング支援を受けている企業に提供した。

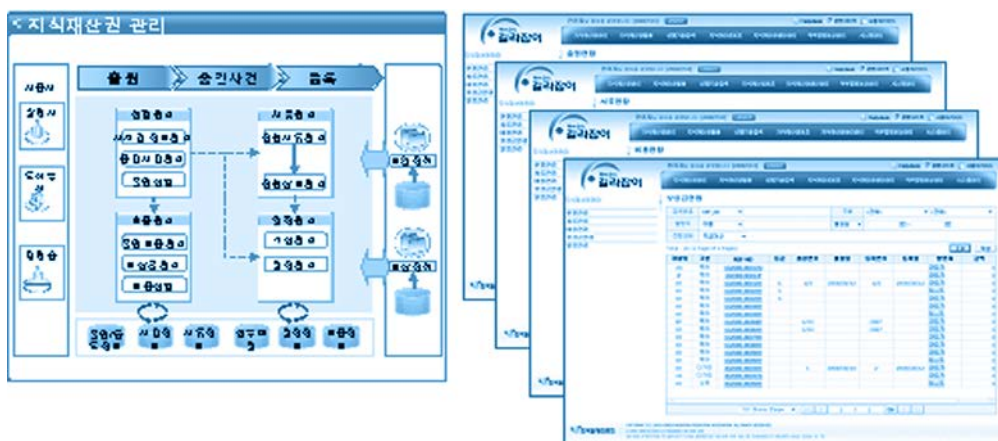
オンラインコンサルティングのためのポータルサイトは知的財産の創出・活用・保護及び専門人材の養成事業など知的財産経営全般に対するオーダーメイド型の政策情報を提供して国内IPポータルサイトとしてのプレゼンスを確立し、中小企業の追加コンサルティング要求に対応及び補完するためのオンラインコンサルティングネットワークの構築を通じた常時コンサルティング体系の構築及びコンサルティング業務効率を向上させるために開発された。知的財産経営関連の紹介、知的財産経営関連の最新ニュース、IP経営自己診断機能の提供など様々な機能を提供する。

<図IV-2-7> 知的財産経営ポータルサイト



特許管理S/Wは知的財産権を創出するための知的財産権の企画、出願、中間登録及び活用計画など体系的な管理プログラムで、中小企業の知財権業務効率の増進を目的として開発された。特許管理のためのS/W開発及び普及を通じて企業の知的財産経営の能力を強化することができる。

<図IV-2-8> 特許管理S/Wの実行画面(例)

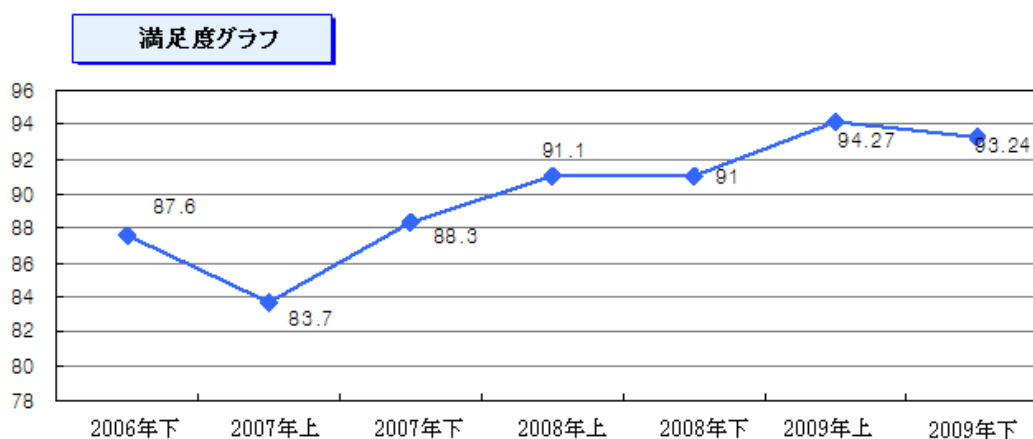


コンサルティング以降も「中小企業の特許経営マニュアル」、「中小企業のためのブランドデザイン経営マニュアル」、「政府の特許経営支援施策ガイド」、「職務発明補償手続きガイドライン」、「特許情報ハンドブック」、「事例中心の知的財産経営マニュアル」など多様な知的財産経営の案内書を提供して、企業のCEOと担当人材が参考できるようにした。このような一連のコンサルティング過程を通じて中小企業に研究開発時の事前特許調査、核心技術保護のための特許出願及び登録、企業の顔である商標及びサービス標の出願及び権利化、デザインの開発及び権利化、知的財産担当人材の配置及び持続的な教育、研究人材の士気高揚と企業の技術流出防止のための職務発明補償制度導入などをコンサルティング対象企業のCEO及び経営陣に提案した。

ハ. 評価及び発展方向

中小企業に対する知的財産経営コンサルティングの提供及び中小企業知的財産経営の基盤構築を通じて、中小企業が優秀知財権を確保し、独自の知財権能力を強化することに役立っている。コンサルティング以後、特許庁の顧客である中小企業CEOを対象に、支援に対する満足度調査を毎年実施し、90点を超える良い反応を得ている。このような結果は中小企業を訪問する専任人材の専門性と努力の結果と判断される。中小企業CEOからコンサルティングの後にお礼状が特許庁長宛に届いたこともあった。

<図IV-2-9> 中小企業知的財産経営コンサルティングの満足度



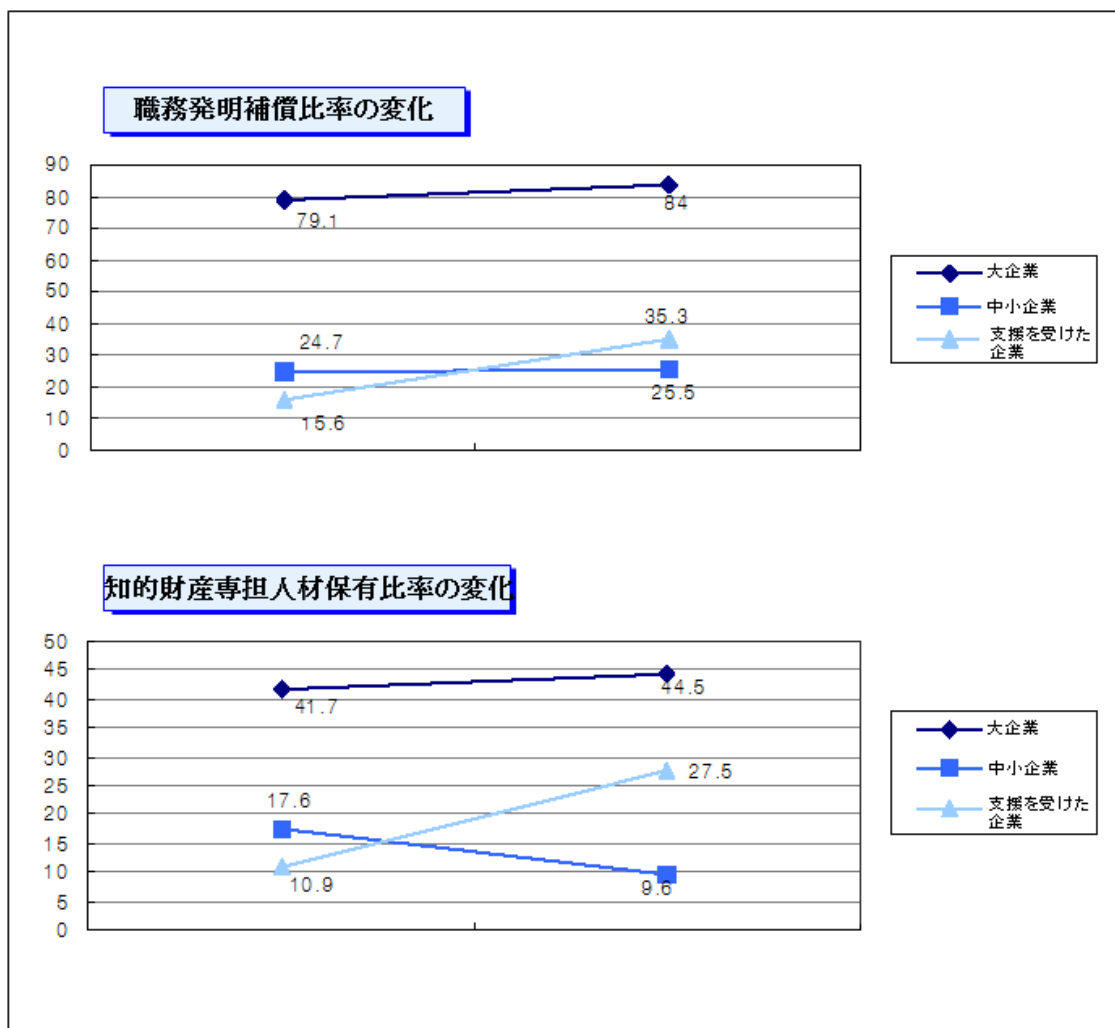
<図IV-2-10> 中小企業CEOからのお礼状

안녕하세요.
 (주) 예일전자 대표이사 강윤규입니다.
 지난 12월 11일 발명대전에서 금상을 수상하여
 청장님께 상장을 수여 받은 사람입니다.
 청장님을 뵙게 되어 영광입니다.
 예사는 특허청에서 시행중인 지식재산경영 컨설팅
 지원을 받으며 특허의 질을 한단계 높이게
 되었습니다. 그동안 무조건 출원만 하면
 되는 줄 알았지만 이제는 특허 전략과
 특허 map의 중요성을 알았습니다.
 또 인천에서 특허 스타 기업에도 선정되어
 PM 지원 사업도 받아서 영업하는데 많은 도움도
 받고 있습니다.
 예사도 특허 강국으로 가는 길에 앞장서서
 열심히 노력하겠습니다.
 청장님? 새해 복 많이 받으시고
 건강하세요.
 감사합니다.
 강 윤 규 드림

弊社は特許庁が施行中であ
 る知的財産経営コンサルティング支援を受けたことで特許
 の質を更に高めることが出来
 ました。これまではただ出願
 さえすれば良いと思ってお
 りましたが、今は特許戦略と特
 許マップの重要性に気付いま
 した。また、仁川で特許スタ
 ー企業として選定され、PMの
 支援も受け、営業に大変役立
 ちました。
 弊社も特許強国を目指す上
 で少しでも役に立てるよう頑
 張って参ります。

2007年～2009年中小企業知的財産経営コンサルティングの提供企業に対する満足度調査の結果、ほとんどの中小企業の経営陣が企業経営に知的財産権が必要であることを認め、中・長期的にコンサルティングで提案された事項を導入・適用すると答えた。このような事項は2008年コンサルティングを受けた企業が2009年末知的財産経営体系を改善したことから確認することが出来る。国内外経済状況の変化によって2009年に中小企業の知的財産専担人材保有企業の比率が減少したが、コンサルティング対象企業の比率はむしろ16%以上増加する結果が出た。また、一般中小企業の職務発明補償比率は小幅(0.8%)増加したが、コンサルティングを受けた企業は20%の増加率を記録し、コンサルティングがCEO及び企業の認識転換に貢献したことが分かる。

＜図IV-2-11＞知的財産専担人材及び職務発明補償比率の変化



パッケージ支援事業、コンサルティング支援を受けた企業、IP経営先導企業などを選別して民間のIP専門家を企業に派遣するなど集中的に支援したことで、国内中小企業の実情に適合した知的財産経営の成功モデルを創出した。支援方式は企業のIP経営状況の診断、戦略樹立及び実行支援、事後管理で進められ、これを通じて支援を受けた企業はIPの創出・保護・活用及びインフラ構築などIP経営の全部門にわたって総合的な支援を受ける。支援を受けた企業は短期的な知財権分野の懸案を解決することができるのはもちろん、企業の中長期IP経営計画を立てられるようになり、基礎体質の改善はもちろん、企業の競争力強化にも大きく役立つものと期待される。

今後は企業のニーズに基づいた適時支援と事後管理の好循環体系の構築を通じて、知的財産経営成功モデルを創り出す計画である。まず、国際出願費用・試作品製作・特許技術の価値評価費用などのパッケージ支援事業、発明特許大典での製品展示、技術取引、技術保証などと知的財産経営コンサルティングとの連携を支援し、コンサルティングの実効性を高めていく計画である。

中小企業の知的財産認識・理解程度による企業の水準別(先導企業、中間企業、後発企業)オーダーメイド型支援から、事業化及び還流までワンストップトータルサービス体系の構築を通じて知的財産経営成功モデルの創出を促進・拡大していく計画である。

<図IV-2-12> 事業推進の目標及び推進方向



<表IV-2-13> 中小企業知的財産経営コンサルティングの主要内容

○ 特許経営コンサルティング

特許経営 一般	<ul style="list-style-type: none"> －特許経営の重要性及び導入の必要性 －先進企業の特許経営事例及び最近の動向説明 (中小企業事例を含む) －特許専担部署及び人材の業務内容の紹介
特許制度 及び 出願戦略	<ul style="list-style-type: none"> －特許・実用新案制度及び出願手続きの案内 －特許明細書・請求の範囲の理解と作成戦略の教育 －特許審査実務の紹介及び該当企業審査事例の分析
特許情報の 活用	<ul style="list-style-type: none"> －先行技術調査など特許検索方法の説明 －企業の主力技術分野の特許動向資料の提供
特許紛争の 対応	<ul style="list-style-type: none"> －企業の主力技術・製品分野の特許紛争事例の説明 －紛争関連法律諮問及びライセンス交渉戦略の説明 (公益弁理士の協力)
特許事業化及び 取引・評価	<ul style="list-style-type: none"> －特許事業化及び取引・評価関連の政府支援施策を紹介 －特許譲渡・ライセンス契約実務の案内(特許流通相談官の協力)
職務発明制度	<ul style="list-style-type: none"> －改正職務発明制度の紹介 －企業の職務発明補償規定の標準モデル提供及び内部規定化の誘導
○ ブランド経営コンサルティング	
ブランド経営 一般	<ul style="list-style-type: none"> －ブランド経営の重要性及び導入の必要性 －先進企業のブランド経営事例及び最近の動向説明 (中小企業の事例を含む)
商標制度及び 出願戦略	<ul style="list-style-type: none"> －商標制度、出願手続き・戦略の紹介 －商標審査実務の紹介及び該当企業審査事例の分析
商標情報の活用	<ul style="list-style-type: none"> －先行商標調査などの商標検索方法の説明 －企業の生産製品分野の商標動向資料の提供
商標紛争の対応	<ul style="list-style-type: none"> －商標分野の国内外紛争事例の説明 －紛争関連法律諮問及び対応戦略の紹介
○ デザイン経営コンサルティング	

デザイン経営 一般	－デザイン経営の重要性及び導入の必要性 －先進企業のブランド経営事例及び最近の動向説明 (中小企業の事例を含む)
デザイン制度 及び出願戦略	－デザイン制度及び出願手続き・戦略の紹介 －デザイン審査実務の紹介及び該当企業の審査事例の分析
デザイン情報 の活用	－先行デザイン調査などのデザイン検索方法の説明 －企業の生産製品分野のデザイン動向資料の提供
デザイン紛争 の対応	－デザイン分野の国内外紛争事例の説明 －紛争関連法律諮問及び対応戦略の紹介

< Ⅳ-2-13 > 知的財産経営コンサルティング支援を受けた企業のCEOインタビュー内容








의 도전이 있을 것으로 예상합니다. 때문에 하반기부터 케 이블 광고를 시작으로 지하철 광고, 나아가서는 메이저급 TV 광고 등을 통해 인지도를 확보하는 데 전력을 기울여 시장에서 선두자리를 확고히 할 계획입니다. 또 세계 최고의 기술을 자부하는 지금의 기술력이 인후하지 않고 다양한 분야에 접목이 가능한 업그레이드 제품 개발에 지속적으로 전력을 기울일 것입니다.”

지난달 비치발리볼행사에 공식 후원사로 나선 것도 그러한 흥보 전략의 하나. 하반기에는 잡지 지면 광고를 비롯해, 케이블 TV 5개 채널, 지하철, 네이버 키워드 광고 등 공격적인 홍보를 펼친다는 계획이다.

가식성 필름 원천기술과 접목, 전 세계 제약업계에서 자리매김할 터

장석준 사장이 경영을 하면서 가장 중요하게 생각하는 것은 ‘무엇보다 우리 회사의 생산제품이 내 맘에 100% 만족하는, 1등 제품이어야 한다’는 것이다.

“내가 만든 제품이 자신감이 있어야 국내는 물론 세계 어느 곳에서 제품을 팔더라도 자신감 있게 세일즈를 할 수 있습니다. 비록 그동안 오랜 준비과정을 거쳐 올 하반기부터야 수익을 확보할 수 있는 단계에 이른, 중소기업이지만 저를 비롯하여 씨엘랩 23명 전직원은 우리 제품이 업계 1등 제품이라는 자부심을 공유하고 있습니다. 때문에 당장의 대가가 주어지지 않아도 모두가 톱톱 통치 미래의 꿈을 위해 매진할 수 있는 것이고요, 제 스스로 그런 직원들에게 지금은 중소기업으로서 힘들지만 회사 성장과 함께 삼성 등 대

기업 못지않은 대우를 해줄 것을 약속하고 있습니다.”

한편 인터뷰 말미에 미국 등 세계 각국을 돌며 비즈니스맨으로 활동한 장석준 사장은 국내에서 사업을 하면서 아쉬웠던, 그리고 고마웠던 경험을 이야기하며 실질적인 중소기업 육성 환경화에 대한 바깥의 마음을 전했다.

“현재 시판중인 제품의 브랜드명이 에니센스입니다. 하지만 처음에는 아이센스라는 브랜드로 등록을 했었지요, 그런데 8개월 만에 ‘불기’가 나왔습니다. 포스터, 라벨, 박스 등을 모두 다시 제작하면서 금전 손실은 물론 사업 일정에도 차질이 불가피해 잠시 심각한 상황을 경험했었습니다. 한편 우연한 기회에 특허청의 중기지원책 중 건설명사일에 참가하게 되었는데 금전적 지원과 더불어 진심 어린 도움을 받으면서 제 입장에서는 정말 큰 힘이 된 경험이 있습니다. 모두가 중소기업 육성을 강조하지만 말로만 중기 육성을 강조하는 것이 아니라 특허청의 사업과 같이 진정으로 중소기업에 도움이 되는 중기 육성이 이루어졌으면 하는 바램입니다.”

의류비즈니스, 화장품비즈니스 등 평생을 국내외에서 비즈니스와 함께 전횡가 굵은 특성의 CEO, 장석준 사장, 그는 이제껏 ‘돈을 찾아서 일한 적은 단 한 번도 없었다고, ‘단지 하고 싶은 일을 쫓아서 최선을 다했다’고 말한다. 그리고 그런 그가 지금 ‘가식성 필름 원천기술을 접목, 전 세계의 제약업계에 이름 하나를 남기겠다’는 꿈을 향해 매진하고 있다. 특성의 CEO, 장석준 사장이 그가 꿈꾼 ‘블루오션’의 세계에서 마음껏 나래를 펼치기를... 기대한다.

문의 02-466-7007

2010 June 73

5. 民間IP専門家派遣事業

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 工業事務官 ヨ・ドクホ

イ. 推進背景及び概要

グローバル企業の環境により企業の IP 経営能力がグローバル競争力の源泉として登場し、IP 経営が考慮されていない企業の対内外的な活動はその意味が徐々に失われつつある。従って、新経済体制における IP 強国として跳躍するためには、企業の経営活動により能動的な IP 経営の反映が欠かせないといえる。

このような流れに合わせ、特許庁では 2006 年から IP、技術・研究能力に優れている中小企業を対象に特許庁専門家を活用した知的財産経営コンサルティングを提供することで中小企業の IP 経営を支援している。特許庁専任人材による知的財産経営コンサルティングを通じて中小企業 CEO の認識向上など所期の成果を挙げてはいるものの、特許庁専門家のコンサルティングだけでは持続可能な成功事例を創り出すための企業の自立能力を向上させることには限界があった。2～3 回のコンサルティングを通じて社内 IP インフラ整備、CEO の認識向上、担当職員の実務能力向上などと関連した提案をするが、持続的な密着支援など事後支援と紛争発生前の事前支援が不十分な状況である。

<表IV-2-14> 知的財産経営コンサルティング支援を受けた企業の意見

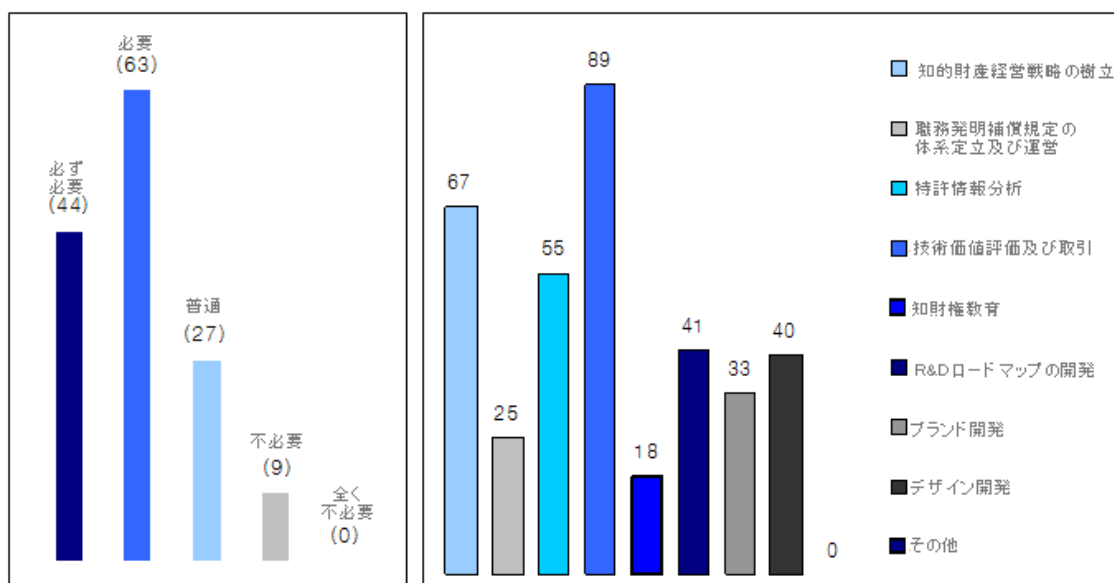
- 民間専門家を活用した紛争対応マニュアルの事前作成が必要(T 半導体、S 企業)
- 事業化に役立つ特許経営や小企業における問題点を例示、今後起こり得る問題に対して対応方案の模索など専門的なコンサルティングを希望(S 企業)
- 地方の中小企業は優秀な IP 人材確保が難しい。社内人材の教育と自ら IP 問題が解決できるような支援が必要(D 化学)

- コンサルティング期間の3~5ヶ月への延長が必要、国内及び先進国のIP経営優秀事例を参照して自社に導入できるような支援を希望(F企業)
- 持続的なコンサルティング支援を希望(A、B、C、D、E、K企業の他多数)
- 特許によって中小企業の生産及び販売に問題が起きないように、紛争対応の事前支援を希望(H企業)

同時に、中小企業の自発的なIP経営導入を誘導するためには様々な成功事例が必要であるが、国内の現実には極めて不十分な状況である。また、国内中小企業のIP経営認識水準が低く、IPサービス企業の水準もまた先進国に比べて低い状態で、IP経営の観点からベンチマーキングできる事例は更に不足している。したがって、深層密着支援を通じてIP経営成功事例の創出及び拡散が求められる。

民間知的財産(IP)戦略専門家の派遣に対する必要性アンケート調査で、中小企業の75%が必要であると認識していることが分かった。また、支援分野としてはIP経営戦略樹立、IPインフラの構築、技術価値評価及び取引などを希望した。

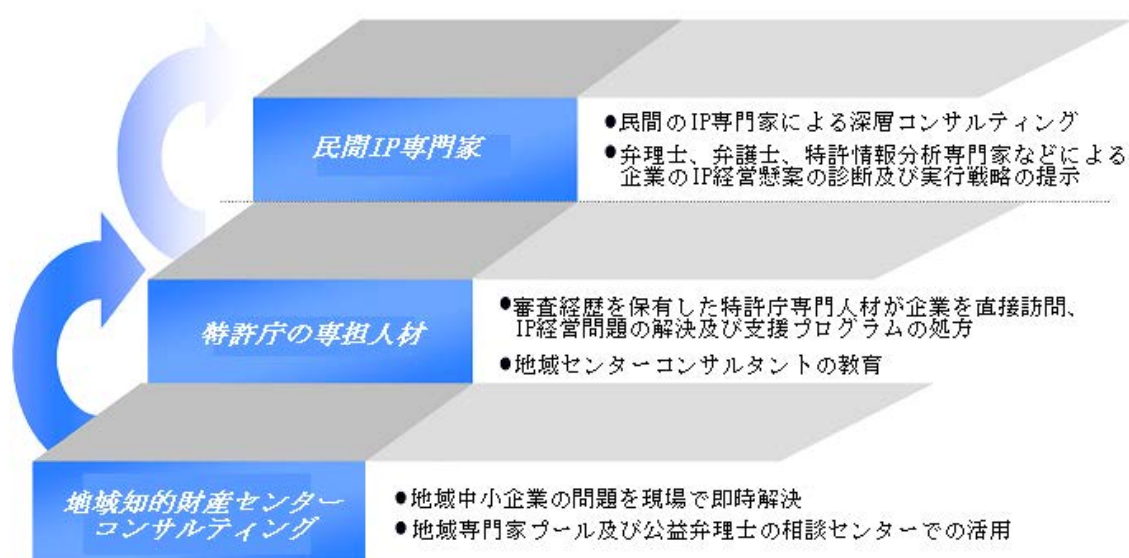
<図IV-2-14> 民間知的財産(IP)戦略専門家派遣に対するアンケート調査の結果



そこで、特許庁は IP 経営優秀中小企業を対象に民間の専門人材を効果的に連携し、集中支援を通じて IP 経営成功モデルを創出・拡散させようと民間知的財産(IP)専門家の派遣事業を行った。

そのため、中小企業を対象にしたコンサルティング支援体系及び段階を地域知的財産センター、特許庁専担人材、民間の IP 専門家による IP 経営コンサルティングの 3 段階で構築し、企業の IP 経営水準に適合した支援ができるように体系を改編した。

＜図IV-2-15＞ 中小企業知的財産経営コンサルティングの支援体系



ロ. 推進内容及び成果

パイロット事業で実施された 2009 年度事業は支援を受けた事業と事業遂行期間を 1:1 にマッチングして、IP 基盤経営コンサルティングはもちろん、今後発生し得る紛争及び経営状況の変化などに事前に対応できるよう、支援を受ける企業の IP 経営体質の改善を行った。2009 年度事業は IP 経営優秀中小企業のニーズと IP 能力を考慮して 3,000 万ウォン、5,000 万ウォン、7,000 万ウォンの 3 段階に分け、該当範囲内で専門家を派遣し、国庫補助 80%、企業が 20% (現金、現物それぞれ 10%) を負担する方式で進行した。

支援内容としては、支援を受ける企業の内部・外部 IP 経営診断の内容を土台に保有 IP を活用した新事業の発掘及び IP 事業化戦略の樹立、既存事業の競争力強化のための IP 戦略の樹立、海外市場進出に向けた IP 戦略の樹立などの実行方を提示した。また、IP リスク管理戦略、IP 紛争対応戦略、IP Cost Management 戦略、ブランド強化戦略、IP 経営インフラ構築戦略、デザイン経営戦略の樹立及びデザインに至るまで、企業の IP 関連の懸案を解決し、更には中長期的な IP 経営戦略ロードマップを構築する成果を導出した。

＜表Ⅳ－2－15＞2009年民間知的財産(IP)専門家派遣事業の成果事例

○A 社は自社の主力商品に対する新規ブランドを作り、カタログ、ラベルが付着された製品を多量製造したが、同ブランドが競合社の先行商標と同一・類似したため、全製品を焼却し、約 10 億ウォンの損害を被る。

ー以後、ブランド、広告カタログ、製品製作とマーケティングで市場参入に成功したが、約 1 年余りの時間を無駄にした。

▶ 同事業を通じて新規物質の検索及び事業化戦略の構築、商標出願戦略の樹立、IP 経営インフラ構築などを支援

○C 社はインターネットサービス分野における韓国及びアジア 1 位、グローバル 3 位企業であり、米国内のマーケットシェアを着実に増やしていたが、業界 1 位の企業が特許紛争を通じて競合社を破産させたり、買収している。

ーC 社は次の紛争対象が自社であることを認識しているが、対応戦略が無く、対応策の構築に悩む。

▶ 同事業を通じて知財権紛争の発生時点を予測及び総合戦略の樹立、内部知財権管理システムの構築を支援

○B 家電は小型家庭用の電子製品を販売する企業で、2006 年中国市場に進出したが、中国人が認識し難いブランドで進出したため、2008 年の売上が 2 億にも達しなかった。

ー同企業は中国人が理解しやすく、製品の特性をうまく反映した現地語ブランドの開発必要性を切実に感じる。

ー特許庁の現地語ブランド開発支援事業で新規ブランドを創出してから、中国で月 2 億ウォン以上の売上及び取引先増加を達成。

▶ 同事業を通じてデザインアウトソーシングシステムの樹立、デザイン経営のための内部専担組織の改編、高級型デザイン開発などを支援

○V 社は医薬用実験機器を製造する企業で、国内 1 位の企業であるが、堅苦しく古いデザインによって外国系の装備にマーケットシェアで苦戦する。

ー従って、マーケットシェア拡大のために医薬分野研究員の多数を占める女性研究員の趣向と実験者の便宜を高め、主要競合社のデザインを侵害しない新規デザインの必要性を認識

▶ 同事業を通じて当社製品のデザインアイデンティティーの確立、遠心分離機モデルに対する Product Line-Up 登録などを支援

○E 社は省エネに優れた製品を開発したが、海外取引先と作成した契約書に知財権保護が物足りず、技術流出事例が発生したが、法的な対応ができなかった。

▶ 同事業を通じて代理店との契約書を全面的に再検討し、今後発生し得る紛争を事前に予防できるよう再作成した、また、外注企業を通じて技術流出を防止するための契約書検討などを支援

また、民間知的財産 (IP) 戦略専門家派遣事業のコンサルティング遂行機関の IP 経営コンサルティング能力がそれぞれ異なるので、これを標準化しガイドラインを構築するための標準 IP 経営コンサルティングモジュールを開発した。IP サービス企業及び企業のニーズを積極的に反映し、現場でそれを活用する上で問題がないよう開発し、コンサルティング遂行企業が IP 経営コンサルティングを効果的に遂行する上で参考できるよう提供する。

コンサルティングを受ける企業は戦略モジュールとインフラモジュール、デザイン経営モジュール、諮問サービスモジュールの中で希望するモジュールが選択でき、コンサルティング遂行機関のIP経営診断結果を基に最終確定する。

<表IV-2-16> 2009年民間知的財産(IP)専門家派遣事業の支援モジュール

区分	モジュール	細部課題
1段階	IP経営診断 (事前診断)	① IP経営戦略診断 ② IPポートフォリオ診断 ③ IP経営インフラ診断 ④ IP経営水準評価
2段階	IP経営戦略	① IPビジョン/ミッション設計及び樹立 ② IP Risk管理戦略 ③ IPを活用した新規事業の発掘 ④ IP Cost管理及び適正IP保有戦略 ⑤ IPポートフォリオ構築戦略 ⑥ ブランド競争力の強化戦略
	IP経営 インフラ	① HR : IP経営成果管理 ② Organization : IP組織設計及びR&R(役割と責任) ③ Operation : IP創出/保護/活用業務プロセス ④ IT System : 戦略的なIP管理システムの構築
	デザイン経営	① デザイン経営戦略の樹立及びデザインの開発
	IP諮問 サービス	① 教育及びマニュアルの提供 - 明細書の作成、IP出願/登録などの管理 - 先行技術調査、訴訟対応、職務発明体系の構築など ② IP情報調査(先行技術調査、特許マップの作成)

韓国経済

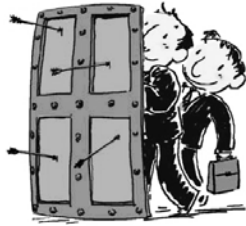
2010年1月29日

中企 예기치 못한 특허분쟁 '예방백신' 맞으면 안심

민간 IP전문가 파견 성과 3~4명 컨설팅 팀 집중 지원

#1. 상업용 로봇 전문회사인 유진로봇은 협소용 로봇을 유럽에 수출하기 위해 가격 협상을 추진하던 중 특허청에서 파견한 민간 IP(지식재산)전문가로부터 '경고'를 받았다. 이대로 팔았다가는 현지 경쟁 업체로부터 특허침해 소송을 당하기 쉽다는 것이었다. 유진로봇 관계자는 "청소로봇이 위치를 정하는 데 필요한 자동 좌표인식 기술에 대한 완전특허를 제대로 획득하지 못했다는 점을 파악하고 협상 전략을 다시 짜다"며 "보완 특허를 출원한 뒤 수출 계약을 진행하고 있다"고 설명했다.

#2. 에너지절감 기기 전문회사인 에너지테크는 최근 한국전력 자회사인 동서발전과 전기사용량을 15%까지 줄일 수 있는 변압기 제조 기술을 개발해 지식경제부 산기술훈증(NET)을 따냈다. 문제는 경쟁사들의 특허 소송을 막을 만한 특허가 없다는 점. 박훈양 대표는 "민간 IP전문가 NET 인증 기술이 특허 시비에 휘말릴 수 있다고 지



● 유진로봇의 사례
수출협상서 특허침해 소송 당할뻔
전략 다시 짜 초대형 계약 '눈앞'

적에 깜짝 놀랐다"며 "국제 특허 2건을 포함해 보완 특허 3건을 낸 뒤 안심하고 제품화를 진행하고 있다"고 말했다.

국내 중소기업들이 '매트릭스'형 특허 경영으로 속속 전환하고 있다. 이 전략은 기술 개발에 적수하기 앞서 특

허 획득전략을 수립한 뒤 방어용 특허와 공격용 특허로 경쟁사의 특허 공격을 막는 것이 특징. 이 같은 변화에 날개를 달아준 것이 특허청이 지난해 처음 도입한 '민간 IP전문가 파견 프로그램'이다.

28일 특허청에 따르면 지난해 '민간 IP전문가 파견 프로그램'의 도움을 받은 기업은 유진로봇 등 23개사. 이 프로그램의 골자는 높은 기술력을 갖고 있지만 특허 경영 노하우가 부족한 기업에 변호사와 회계사 등 3~4명으로 구성된 전문 컨설팅팀을 파견, 5개월간 집중적으로 코칭해주는 것. 여기에는 특허 출원의 기초실무, 장기 특허 획득 전략, 특허 보안 관리, 해외 경쟁사 특허 기술 분석, 직원 특허전문가 양성 등이 포함된다. 민간 IP전문가 파견 비용은 최대 7000만원에 이르지만 기업은 이 중 20% 가량만 내면 된다.

특허청 관계자는 "자금이 부족한 데다 IP전문가가 없어 수출 계약이나 제품 개발 등에 어려움을 겪는 중소기업을 돕기 위해 이 프로그램을 도입했다"며 "특허 분쟁 가능성을 획기적으로 줄일 수 있다는 점에서

예방백신과 비슷한 효과를 가질 수 있다"고 말했다.

일부 업체는 이 프로그램을 통해 해외 시장 진출이라는 성과도 올리고 있다.

정수기 전문 업체인 영원코퍼레이션은 세계적인 생수회사인 에비앙에 약 80만달러어치의 국산 냉온정수기를 공급하는 데 성공했다. 이 회사는 지난해 초만 해도 "특허 분쟁 가능성을 완전히 해소하지 않으면 계약이 곤란하다"며 에비앙 측이 난색을 표하는 바람에 계약을 사실상 포기했다.

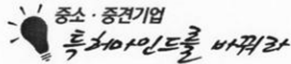
손훈진 연구소장은 "민간 IP전문가 프로그램을 통해 전세계 유사 기술을 조사하는 한편 특허 분쟁 가능성 등을 분석한 뒤 '문제없음'을 입증해 보이자 계약이 일사천리로 진행됐다"고 말했다.

한편 특허청은 올해도 중소기업 실정에 적합한 지식재산 경영 성공 모형을 창출하고 확산시키기 위해 '2010년도 민간 지식재산 전략 전문가 파견사업'에 참여할 30개 기업을 선발하기로 하고 다음달 10일까지 신청을 받을 예정이다. (02)3459-2837
이근우 기자 keebro2@hankyung.com

서울경제

2010년 04월 14일 수요일 A05면 종합

“최고 경쟁력은 기술자산” ... 특허경영이 ‘알토란 수익’ 창출



— <중> 이젠 지식재산이 무기가

벤처기업인 인스트로브는 해마다 미국 디트로이트와 상경연에서 일종의 기술박람회 개최를 받고 있다. 유대민 대표(47)는 "다양한 정보를 제공하는 디트로이트에서 분야별 전문가를 몇 명씩을 확보하고 있는 이 회사에 스타트업으로 유명해진 기업들과 인연이 맺어졌고 있다"고 인스트로브는 지난 2009년 설립 당시부터 관련 기술에 대한 특허등록을 지향해 온(해)고 이 같은 노력은 4년 회사에 알려진 높은 수익을 얻어주고 있다. 현재 인스트로브는 연차 '영자' 개인 기업이 글로벌 기업들과 맞설 수 있는 최고의 경쟁력은 바로 기술자산에서 나온다고 '창업 초기부터 특허 활용에 대한 지대한 전략을 세우고 사업에 투입했다'고 소개했다.

최근 산업계에 '특허는 돈이 곧 자산이라는 인식이 확산되면서 특허경영에 대한 관심이 크게 높아지고 있다. 실제 일부 기업들이 특허를 제대로 활용에 달린 영업활동보다 더 큰 수수를 올리는 사례도 등장하고 있다. 전문가들은 중소기업들도 이에 착안해 단순한 소모품이 아니라 높은 수익을 창출해내는 기업의 핵심자산으로 인식해야 한다고 강조하고 있다. 이를 위해서는 무엇보다도 최고경영자(CEO)가 직접 특허 관련 분야를 꼼꼼하게 챙기고 인신관계와 컨설팅사 등 관련 인프라를 구축하는 데 앞장서는 노력이 필요하다.

최근 충청도에 제조사로서 진출하는 유우테크는 CEO가 일선에서 특허경영을 보충하는 한편 특허를 활용을 갖추고 이를 귀중한 경쟁자산으로 삼고 있는 케이스이다. 유우테크 유우테크 사장은 LED 조명사업 진출 초기부터 해외시장 진출을 염두에 두고 핵심기술에 대한 특허등록 등으로 철저한 무장이다. 이 덕분에 안정적인 경쟁을 했다. 활동한 기술력과 특허를 갖춘 유우테크는 2008년 단지 기술인 제품이라고도 일본 페리브이 자금을 유치해 합작사를 설립 했다. 유우테크 경영에서는 남들이 쉽게 따라올 수 없는 기술력을 앞세워 전 세계로 팔아넘기는 전략을 펼치고 있다. 유우테크는 특허를 활용을 갖추고 이를 귀중한 경쟁자산으로 삼고 있는 케이스이다.

이처럼 특허경영에 성공한 기업들은 한결같이 경영단계에서 특허에 대한 중요성을 초기부터 인식하고 핵심이 되는 원기술에 특허를 확보함으로써 이를 전략적으로 활용하는 특허 포지셔닝을 갖추고 있다. 또 이들 기업은 회사 내부에 특허 관련 담당 인력이나 인원을 갖추고 직원들의 특허 관련 활용을 목적으로 자발적 보상제도 등을 운영하고 있다. 하지만 국내 대부분의 중소기업은 아직도 잘 알지 못 할 뿐 아니라, 자본이나 인력, 특허 마인드 등이



특허경영에 대한 관심이 높아지는 "중소기업 사장들과 상담을 해보면 막연히 IP경영의 중요성만 인식하고 있을 뿐 무엇을 어떻게 해야 할지 몰고 있는 경우가 많다"며 "IP 전문가들에게 상담을 받고 보유 특허의 현재 상황 등을 파악 회사 현재 및 미래 지식재산관리를 수립해야 한다고 조언했다. 실제 민간 IP 전문가 등의 컨설팅을 받아 내부에 특허 담당직을 두고 전략적인 특허경영에 나선 기업들은 매출 상승과 핵심특허 출원 증가 등에서 뚜렷한 효과를 보였다.

특허청에 따르면 2008년 지식재산권 컨설팅을 받은 84개 기업들은 일반 기업들의 자재권 원천이 전체에 비해 16.3% 증가한 20억 9000만 원에 비해 15% 높아졌으며 매출에 7.7% 증가한 것으로 조사됐다. 컨설팅을 받은 한 업체 관계자는 "지식재산권이 기업 경영에 실질적으로 도움이 된다는 것을 몸소 체험했다"며 "자재권 출원부터 등록·유지관리까지 특허사무소에 맡겨졌던 소용에 자재권이 생겼으니 앞으로 지식재산권을 전략적으로 접근해 회사 경영에 활용할 수 있도록 조직 구조를 재편했다"고 설명했다.

이근우 기자 keebro2@hankyung.com



자본·인력 부족한 중소기업들
외부 IP전문가등 컨설팅 받아
맞춤형 지재권전략 수립 필요

부족하다 보니 곳곳에서 특허경영에 어려움을 드러내고 나 홀로 특허경영을 제대로 해내지 못하고 있다. 중소기업들의 지식재산권 컨설팅이나 자재권 보유 보상 규정 보유 비율이 각각 0.6%, 2.5%에 머무는 것은 이 같은 열악한 여건을 시사해 보여준다. S사의 경우 수업을 인력을 투입해 주력사업에 대한 신규 브랜드를 만들고 카탈로그·세일링이 부진한 제품까지 만들었다가 뒤늦게 브랜드를 재검토했다는 반박이 들어오자 난색을 보이고 있었다. 이 회사는 결국 모든 제품을 소규모의 10여종의 손실을 본 후 1년여의 사업전략에 공백이 생겼다. 이 회사 관계자는 "사업전략을 두고 관련 사정에 대한 사전조사만 행하더라도 충분한 매출 수 있었던 사업이 중요하다. 특허의 한 관계자는 "대부분의 중소기업은 특허를 진 달하는 조직이 없다 보니 본국사업의 단종에서도 특허를 활용한 전략적 접근이 이뤄지지 못했다"며 "과거에 사적인 인연이 불가능하고 국내에서 특허 관련 문제가 발생 해 나아가 뒤늦게 처분에 강박하기 때문에 더 큰 피해를 당하고 있다"고 지적했다. 이 회사와 관련자들은 중소기업 CEO들이 특허에 대한 인식을 바꾸고 내부에 전략적 조직을 두는 등 공격적인 IP 경영을 실행해야 한다고 입을 모으고 있다.

ハ. 評価及び発展方向

パイロット事業で推進された 2009 年の事業成果を分析してみると、支援を受けた企業合計 23 社の事業成果満足度が 83.9%を記録し、同事業に相当な満足感を示した。また、事業遂行機関の側面でも既存の業務領域に IP 経営コンサルティング市場の需要が出始めると予測し、IP 経営コンサルティングを新しい事業領域として認識し、それに対する準備を速やかに推進しているので望ましいと評価できる。

既存の IP コンサルティングは訴訟及び IP 管理など当面課題の解決に集中し、企業の競争力を根本的に高めるには限界があった。IP 経営コンサルティングは支援を受ける企業の内・外部 IP 経営環境診断をもとに企業が IP を通じて事業競争力を確保できるようにすることにその目的がある。本民間知的財産(IP)戦略専門家派遣事業が企業の IP 経営を加速化させる上で大きく貢献できると期待している。

また、経営戦略コンサルティングを通じて企業のグローバル競争力がレベルアップできたことと同様に、IP コンサルティングに経営戦略コンサルティングを合わせることで企業が単純に無意味な IP 獲得を目標とするのではなく、事業競争力を確保するために IP が創出・活用できるようにする上で寄与できると思われる。

同時に、IP 経営及び IP 経営コンサルティングに対する優秀事例を多数普及し、教育プログラムを開発して企業担当者及び IP サービス企業従事者の IP 経営認識水準を高め、国内の IP 経営コンサルティング市場が更に拡大できるようにインフラ構築を支援する方針である。

6. 伝統産業のIP競争力向上

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 チョン・サンギョン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は地域における雇用創出、関係機関の協力を通じた支援効率の向上及びIP認識の拡大、伝統産業知的財産の権利化及び保護、管理体系構築のために2006年から地域特産品の地理的表示団体標章出願を支援した。また、2009年には知的財産に対する認識が不足している自治体の伝統産業従事企業を対象にした知的財産総合サービス支援を目的として、「珍島の紅酒、槐山の唐辛子、鴨村メジユ(韓国味噌)」など3つの伝統産業を伝統産業³²IP競争力向上のパイロット事業として展開した。

ロ. 推進内容及び成果

2006年から地域特産品の地理的表示団体標章出願支援をもとに、伝統食品などのブランド統合管理を支援し、地域特産品の地理的特性に対する研究及び生産者・加工者団体構成などを支援し、地理的表示団体標章出願のための基盤要件を提供した。

2006年から2008年に至るまで慶南南海(竹防簾煮干し)など41の自治体(営農組合法人)を支援し、知的財産専門家を活用した伝統産業従事企業のIP水準診断及び診断結果による企業別オーダーメイド型知的財産権利化・事業化支援を3つの地域で試験的に行った。

<表IV-2-17>地理的表示団体標章の支援自治体数

年度別	2006	2007	2008	計
自治体の数	24	16	10	41

第一に、全羅南道の珍島紅酒の場合、デザイン開発が完了し、発売中である容器デザインの権利化を、本公知例外主張を通じて出願することで、生産及び広報に積極的に活用している。また、ラベル及びパッケージデザイン支援を通じて製造社別に販売比重を地域共同ブランドである「ルビコン」で増やしつつある。

³² 伝統産業：一定の地域社会で特徴のある資源を開発、或いは活用して付加価値を創出する産業で、地域を基盤として相当な期間にわたり自発的に現れた地域に根付いた産業の一形態

第二に、全裸南道の鴨村メジユは鴨村メジユに対する基礎環境調査の分析を行い、乳酸菌の菌種及びその他優秀な特性を明確にすれば、広報効果が大きいだけでなく、売上増大に影響を与えられると期待している。同時に、科学を利用した呼吸するボックスを開発・デザインして支援することで、鴨村メジユだけのブランドデンジャン(味噌)、カンジャン(醤油)などで生まれ変われると期待している。

第三に、忠清北道の槐山唐辛子の場合、現在伝統産業従事企業は零細で、家内手工業方式の小規模形態が大半を占め、今回事業を推進した槐山郡の参加企業もまた零細な企業であるため、ブランド及び商標、特許などに対して必要であるという認識はあるものの、積極的に取り組むには難しかった部分を同事業を通じて解決し、特許7件、商標6件、デザイン7件を出願する成果を挙げた。

ハ．評価及び発展方向

2009年3つの地域を対象に、伝統産業知的財産競争力向上支援事業を試験的に行った結果、その成果が優秀で2010年には6つの地域(全南黒山のエイなど、江原原州の韓紙・漆、忠北永同の干し柿、忠南瑞山・金山の高麗人参、慶南昌寧の玉ねぎ醬類)に拡大して施行し、発明振興会を中心に行われてきた事業も各事業の地域知的財産センターが支援するよう改編し、適時支援が行われるようにした。今後、伝統事業に対する実質的な支援が行われるよう予算を拡大し、効率的に事業が行われるよう努めていく計画である。

<表IV-2-18> 伝統産業IP競争力向上の主要実績

イ．全羅南道の珍島紅酒

区分	推進内容
----	------

<p>特許戦略 コンサル ティング (1段階)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 紅酒産業技術開発の方向及び戦略分析 ◦ 低アルコール酒の開発、色素変色の抑制、長期熟成、香保存の方法など特許出願方向の提示 ◦ 特許、デザイン、ブランドなど52件の出願支援対象の権利化戦略を提示 ◦ 代表的な酒類企業(麴醇堂、真露など)のトレンド分析を通じた新規ニッチ市場の発掘 ◦ 各技術別の特許、デザイン分析及び国内外の出願動向分析 ◦ 週2回個別企業の訪問を通じた知財権認識の向上及び事業化戦略案内
<p>権利化 及び 事業化 (2段階)</p>	<p>□ 権利化支援(特許:11件、デザイン:4件、商標:20件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 特許(11件) <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内(10件) <ul style="list-style-type: none"> - 芝草色素の変色抑制方法(10-2009-01030340) - 低アルコール酒開発のための水溶性芝草色素の浸出方法(10-2009-0112839) - 長期熟成に必要な最適条件(10-2009-0111556) - 熟成の際、味や香りを補強するための方法(10-2009-0112801) - 菌株の組み合わせを通じた味と香りが優秀な紅酒の製造(10-2009-0111590) - ボクブンジャ紅株の製造方法(10-2009-0112103) - 紅酒生産のための酵母前処理(10-2009-0112103) - 芝草の前処理方法(10-2009-0112118) - 熟成紅酒の製造方法(10-2009-0111475) - 蒸煮式紅酒の製造(10-2009-0112788) ・ 海外(1件) <ul style="list-style-type: none"> - 水溶性芝草色素の浸出方法(PCT/KR2009/006825)

<p>権利化及 び 事業化 (2段階)</p>	<p>◦ デザイン(4件)</p>  [30-2009-51454]  [30-2009-53598]  [30-2009-51393]  [30-2009-38487] <p>◦ 商標(20件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内(18件) - ハンマウム酒 [40-2009-40550] - バンジ酒 [40-2009-40551] - イルチュル酒 [40-2009-40552] - 紅酒村 [41-2009-19489] 	<ul style="list-style-type: none"> - 紅酒の日 [41-2009-19492] - チンホァン酒 [40-2009-45988] - ドウル酒 [40-2009-57043] - テボック [40-2009-42526] - チンヒャン [40-2009-50938] - イェヒャン際 [40-2009-42540] - 汝利酒 [40-2009-46417] - 血盟 [40-2009-45994] - 六字ベギ [40-2009-45995] - ハンセム際 [40-2009-42530] -  [40-2009-56494] -  [40-2009-47094] -  [40-2009-47094] -  [40-2009-47095] ・海外(2件) - JINDOHONGJU - MANHONG
	<p>□ 事業化支援</p> <p>◦ パッケージデザイン(包装容器)</p> 	

。 パッケージデザイン(ラベル)



특
기업소와 각 업체들의 선

ロ. 忠清北道の槐山唐辛子

区分	推進内容
特許戦略 コンサル ティング (1段階)	<ul style="list-style-type: none"> 。 メジユ産業技術開発の方向及び戦略分析 。 特許、デザイン、ブランドなど20件の出願支援対象の権利化戦略の提示 。 商標及びデザイン使用定款及び個別企業別のブランド確保戦略の提示 。 大企業群及び自治体のコチュジャン及唐辛子粉製造容器の動向分析 。 産業財産権18,000件余り、醬類の先行技術3,500件余りを分析 。 個別企業訪問を通じた知財権認識の向上及び事業化戦略の案内
権利化 及び 事業化 (2段階)	<ul style="list-style-type: none"> □ 権利化支援(特許:8件、デザイン:5件、商標:6件) 。 特許(8件) <ul style="list-style-type: none"> - 唐辛子の乾燥及び粉碎方法(10-2009-110851) - 山野草を利用したコチュジャンの製造方法(10-2009-106455) - 九節草とトウモロコシを利用したコチュジャンの製造方法(10-2009-106451) - 唐辛子の種を利用した唐辛子の製造方法(10-2009-106449) - カナリエキスが含まれたコチュジャンの製造方法(10-2009-106450) - トウモロコシを利用したコチュジャンの製造方法(10-2009-106454) - 鹿茸エキスを利用したコチュジャンの製造方法(10-2009-106452)

区分	推進内容
権利化 及び 事業化 (2段階)	<p>◦ デザイン(5件)</p>  <p>[30-2009-52526]</p>
	 <p>[30-2009-52527]</p>
	 <p>[30-2009-52528]</p>
	 <p>[30-2009-52524]</p>
	 <p>[30-2009-52529]</p>
	<p>◦ 商標(6件)</p>  <p>[40-2009-47652]</p>  <p>[40-2009-47653]</p>  <p>선한농부마을 신규 브랜드 - 농부꽃마루 [40-2009-47658]</p>  <p>[40-2009-47657]</p>  <p>[40-2009-48956]</p>  <p>[40-2009-47647]</p>

区分	推進内容
----	------

□ 事業化支援

◦ パッケージデザイン(包装容器)

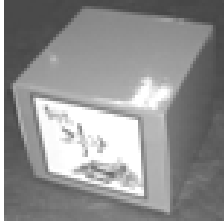








権利化
及び
事業化
(2段階)





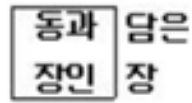

◦ パッケージデザイン(ラベル)



ハ. 全裸南道の鴨村メジュ

区分	推進内容
特許戦略 コンサル ディング (1段階)	<ul style="list-style-type: none"> ◦ メジュ産業技術開発の方向及び戦略分析 ◦ 特許、デザイン、ブランド16件など出願支援対象の権利化戦略の提示 ◦ 商標及びデザインの使用定款及び鴨村メジュ製造施設の開発及び権利化診断 ◦ 国内外の競合社の把握及び分析完了(15社のオン・オフライン企業) ◦ 特許権500件余り、産業財産権20,000件余りの分析 ◦ 月4回の個別企業訪問を通じた知財権認識の向上及び事業化戦略の案内
権利化 及び 事業化 (2段階)	<p>□ 権利化支援(特許:9件、デザイン:16件、商標:10件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 特許(9件) - メジュ製造装置(10-2009-0114767) - ダイエット効果を持つデンジャン及びその製造方法(10-2009-0113722) - ダイエット効果を持つカンジャン及びその製造方法(10-2009-0113721) - コレステロール改善効果を持つカンジャン及びその製造方法(10-2009-0113725) - 成人病予防効果を持つデンジャン及びその製造法(10-2009-0113724) - 成人病予防効果を持つコチュジャン及びその製造法(10-2009-0114388) - 成人病予防効果を持つカンジャン及びその製造法(10-2009-0113723) - コレステロール改善効果を持つデンジャン及びその製造法(10-2009-0113726) - 冬瓜を主原料の一つとしたマッゴリ及びその製造法(10-2009-0114764) ◦ デザイン(16件) <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>[30-2009-0048024]</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>[30-2009-0048025]</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>[30-2009-0048026]</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>[30-2009-0048027]</p> </div> </div>

区分	推進内容
権利化 及び 事業化 (2段階)	 [30-2009-0048032]  [30-2009-0048033]
	 [30-2009-0048034]  [30-2009-0048035]
	 [30-2009-0048036]  [30-2009-0051930]
	 [30-2009-0051931]  [30-2009-0051932]
	 [30-2009-0051933]  [30-2009-0051934]
	 [30-2009-0051935]  [30-2009-0051936]

区分	推進内容
権利化 及び 事業化 (2段階)	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 商標(10件)
	<ul style="list-style-type: none"> - ヘッサルスム 40-2009-38062(第30類)
	<ul style="list-style-type: none"> -  40-2009-55192(第30類)
	<ul style="list-style-type: none"> - ギブン生40-2009-38063(第30類)
	<ul style="list-style-type: none"> -  40-2009-55189(第30類)
	<ul style="list-style-type: none"> -  40-2009-45856(第33類)
	<ul style="list-style-type: none"> - スンスダム100 40-2009-38064(第30類)
	<ul style="list-style-type: none"> -  40-2009-55191(第30類)
	<ul style="list-style-type: none"> -  40-2009-38065(第30類)
	<ul style="list-style-type: none"> -  40-2009-55190(第30類)
<ul style="list-style-type: none"> □ 事業化支援 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 権利化支援に必要なデザイン及び商標開発 - デザイン(16件) - 商標(10件) 	

第3節 商標・デザイン情報の活用拡散

1. デザインマップの開発及び分析事業

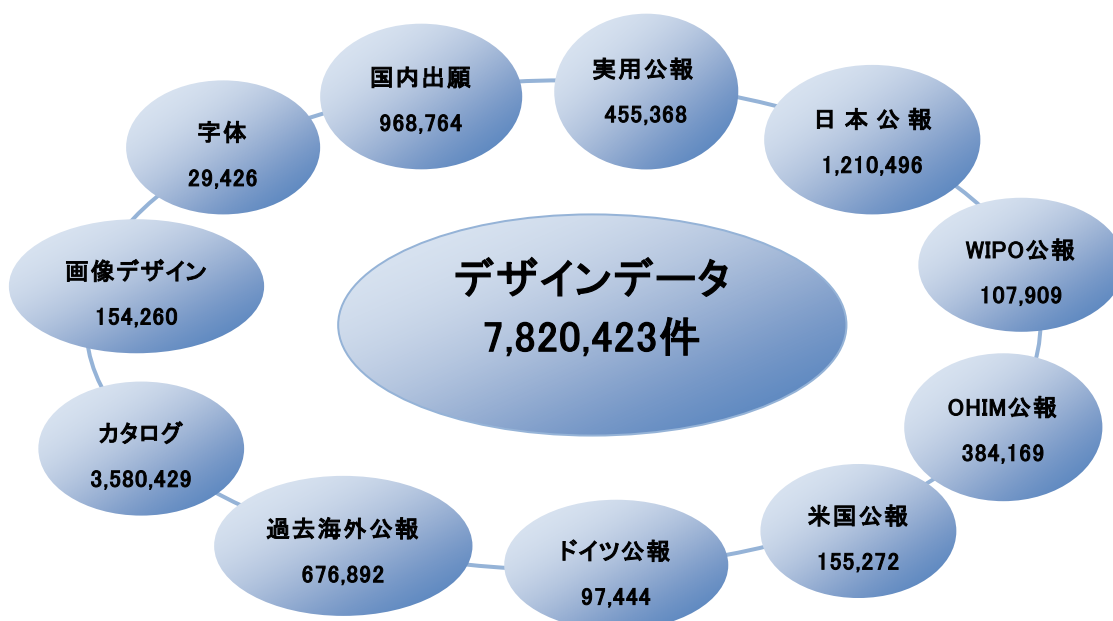
商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 施設事務官 キム・ジフン

イ. 推進背景及び概要

1) 推進背景

世界市場はもはや先端技術のみならずデザインによって市場競争力が左右される時代になりつつある。すなわち、デザインはグローバル競争時代において企業成功のために欠かせないツールとなり、世界有数企業はデザイン開発に命をかけている。このような時点で、特許庁ではデザイン産業の競争力を強化するために、デザイン審査の証拠資料として使われている780万件に上る膨大な量のデザインデータベースを民間部門に活用させることでグローバル競争に対応できるよう、デザインマップ事業を推進中である。

<図IV-2-17> デザイン参考証拠資料の状況(特許庁統計資料、2009年12月基準)



2) グローバルデザイン市場

最近の報道内容を見ると、世界的な不況を打開するために企業は新しい成長エンジンとしてデザインを積極的に活用していることが分かる。知識経済部が2005年から3年間デザイン技術開発事業に参加した9百社余りの企業を対象にした調査の結果、1社当たりの平均売上高が58%、輸出は90%近く増加するなど、デザイン改善による製品の競争力向上という開発効果が明確に現れた。「デザインが競争力である」という認識の拡大及びデザインを通じた企業の成功事例が増加したことで、企業の関心はますます高まりつつある。

世界携帯電話市場では出荷量の年間成長率が2004年度31%から2005年25%に萎縮する状況の中でも、LGの場合、2006年3月に新しいデザインである「チョコレートフォンモデル」により、発売8週間目に100万台以上を販売した。優れたデザインは消費者の需要を刺激し、最高級製品のみならず激安製品にいたるまで売上に直結する要素であり、その重要性がますます大きくなっている。

これはデザインが各企業の利潤創出だけでなく、国家経済にもつながるものであることを示唆している。消費者を虜にするデザインの事例は携帯電話だけでなく産業全体から見かけることができる。そして、大企業のみならず中小企業の間でもデザインは競争力確保のための重要な鍵となっている。韓国中小企業の場合もデザインの重要性を認識し始めた結果、新しいデザイン製品を通じて成功した企業が靴、保安機器、洗車機など産業の全分野にわたって現れ始めている。また、中小企業がデザイン専門会社や大学などと連携して、製品や包装、視覚効果、キャラクター、ブランドなどのデザイン開発に力を入れる事例が増えている。

しかし、実際現在韓国の中小企業はデザイン開発の初期段階から市場調査によるデザイントレンドの把握や製品変化の把握に多くの時間を投資することができない状況であるため、中小企業を中心に自力でデザイン力を育成できるよう、政府レベルで支援しなければならない。

3) デザインマップ開発及び分析事業の概要

デザインマップ(Design Map : DM)とは、国内外デザイン情報の各種書誌的な権利情報事項と図面項目を整理・加工分析し、デザイントレンドの把握、類似分析及び紛争分析などの結果を一目で把握できるようにオンラインサービス化したものである。

デザインマップは物品別のトレンド分析と産業別トレンド分析という2つの大きなモジュールで構成され、2010年66のアイテムに対するデザインマップが構築される予定である。また、グリーン成長と関連した製品と連携した企業別オーダーメイド型サービス及び各産業領域の動向分析が行われる。このようなデザインマップは製品の開発方向の設定及び競争力の強化、特定分野のデザイントレンドと市場及び商品の変化を把握すると同時に、デザイン権利間の連携性などを分析するための資料であり、産業界、学界、弁理士業界、一般出願人など現業における効果的な活用が予想される。これを通じて韓国デザインインフラ構築に大きく貢献し、韓国デザイン産業水準を先進国水準まで引上げるのに核心的な役割を果たすものと期待される。

<図IV-2-18>デザインマップの機能別開発例：メインページ、統計分析、トレンド分析



＜図IV-2-19＞デザインマップの機能別開発例：イメージマップ、ポジショニングマップ、ブログ



現在デザインマップに対する公共機関の構築事例は皆無であり、一部民間企業の外部委託による少数のデザインマップ構築事例が存在する。デザインマップと構築目的が類似している特許マップ(Patent Map)の場合、特許庁の主導で2000年から構築事業を始め、特許に関する持続的な課題を遂行中である。外国の場合、日本特許庁が唯一2000年からデザインマップ構築事業を始め、現在17分野の核心デザインに対するデザインマップを作成完了したくらいで、まだ初歩的なデザイン情報提供水準であると分析されている。

ロ. 推進内容及び成果

6シグマプロジェクトとして2005年10月から2006年2月末まで実施されたデザインマッププロジェクトはハイテク分野の携帯電話とローテク分野の電気スタンドをそれぞれモデルアイテムとして選定し、顧客の声(VOC:Voice of Customer)を聞くために数回に渡って専門家との討論やワークショップ、PCRM(Personal Customer Relation Management)及び事業説明会などを通じて、業界、学界、弁理業界などの要求を聴取、意見を収集した。また、実務上の活用度を高めるために様々な分析機能を付け加えるなど補充作業を行った。本格的なデザインマップ事業の着手に先立ち、パイロットテストとして行ったデザインマッププロジェクトの経験をもとに、2007年度には20アイテムに対するデザインマップの開発と安定的な運営のための「システム分析」を実施し、

2008年には18アイテムに対するデザインマップの作成及びシステム構築を試験的に行った。2009年からは本格的なサービスが始まり、15アイテムに対するマップ作成、39アイテムに対するアップデート、6アイテムに対するオーダーメイド型サービス及び産業動向分析が追加的に行われ、2010年には10アイテムを新規作成し、56アイテムに対するアップデート、10アイテムに対するオーダーメイド型サービス及び産業動向分析を推進する予定である。

＜図IV-2-20＞2010年デザインマップワークショップ、2010年3月26日、特許庁マルチメディア室

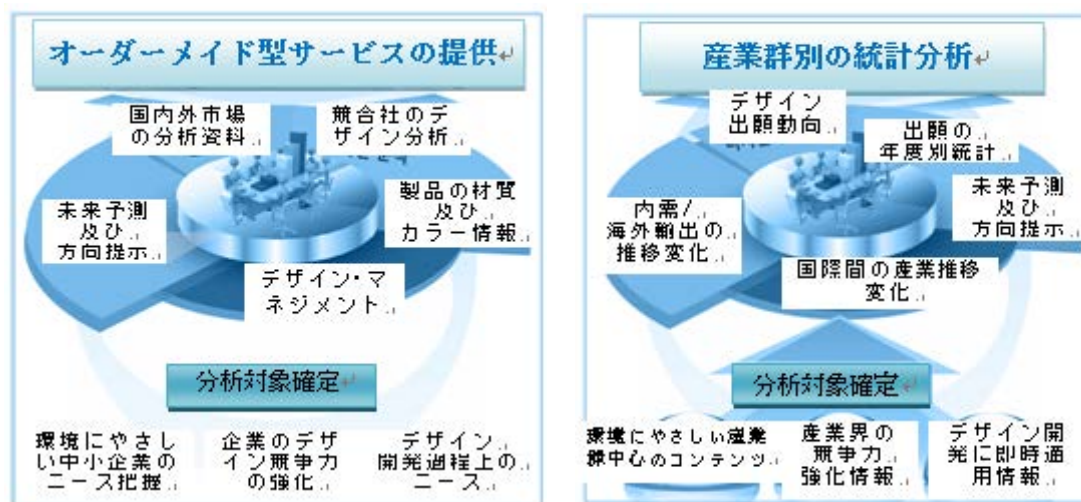


ハ．評価及び発展方向

デザインマップ構築事業は毎年中間報告会を通じて各界各層の意見を収集・反映して完成度を高めている。また、業界からの要求を反映し、2009年からは産業動向分析及び企業オーダーメイド型デザインマップサービスを実施している。

国内外の産業動向を把握するため、国内外におけるデザイン出願の動向などを群別、大分類別、中分類別中心に分析し、これと同時に各分野別専門家からの意見を集め、全般的な産業別動向分析トレンドを提供している。産業群別の物品の傾向と特徴による様々な要素を分析し、環境にやさしい物品を集中的に分析して、全体的なトレンド及び開発方向を定義し、製品開発のための基本ガイドラインを提供している。

＜図IV-2-21＞オーダーメイド型サービスの提供及び産業群別の統計分析



また、2010年からはグリーン成長産業に該当する製品を生産する企業を選定し、該当企業の製品開発プロセスに要求される各種のデザイン情報をオーダーメイド型でサービスする、グリーンIP情報体系の構築を推進する予定である。これは相対的にデザイン情報インフラが不十分である中小企業やデザイナーに、環境にやさしいデザイン開発のための情報を提供することによって、革新的なデザイン戦略と方法論の樹立を可能にし、競合社及び競合国のデザインを分析できる効率的なデザインツールとして使えりと期待される。

現在、特許庁が推進中である「デザインマップ事業」は登録デザインデータベースを活用し、各用途別に専門化された分析サービスを世界で初めて施行するものであり、デザインの無限競争が加速化していく国内外状況の中で、21世紀の国家デザイン競争力を強化するための道しるべの役割を果たすものと期待される。

<図IV-2-22>2009年デザインマップ事業完了報告会

2009年11月16日、ソウル国民大ゼロワンデザインセンター



2. 商標トレンド分析事業

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 行政事務官 チョ・ハンジン

イ. 推進背景及び概要

今日、商標は消費者が商品やサービスを選択する重要な要素となっている。これは技術の発展及び熾烈な競争によって商品及びサービス提供の品質が平準化されるにつれ、技術と品質だけでは差別性を持つことが難しくなり、消費者に最も簡単に近づける手段は商標しか残っていないためである。従って、現在企業のマーケティング分野でも商標が占める比重と役割はますます大きくなりつつあり、企業が持つどの有形資産よりも大きな概念の無形資産として、企業の生命力を担保できる大切な財産となっている。しかし、最近国内企業の国内及び海外での商標権侵害による被害はますます深刻になりつつある。このような状況の中で、国内企業(特に中小企業)の国内及び海外における商標権確保戦略の樹立を支援するため「商標トレンド分析事業」を遂行することになった。

ロ. 推進内容及び成果

2007年のパイロット事業として始め、化粧品など7つの品目に対して基礎統計を抽出

し、時代状況との関係性などに対して分析した結果を2007商標デザイン展に展示して好評を得た。2008年には衣類と食・飲料サービス業、そして米・穀物搗精類など多
出願多紛争3品目を中心に分析し、その分析結果は2008商標デザイン展に展示し、C
Dに入れて来場客にも配布した。2009年には医療機器、電気音響映像機器、食肉など有
望輸出用品と産業環境上の支援が必要な商品などを分析した。また、最大の商標権侵
害発生国である中国の商標情報に対する分析を行い、分析結果は2009商標デザイン
展、大韓商工会議所、貿易協会、KOTRA、そしてデザインマップのホームページなどを
通じて関連業界などに発信した。

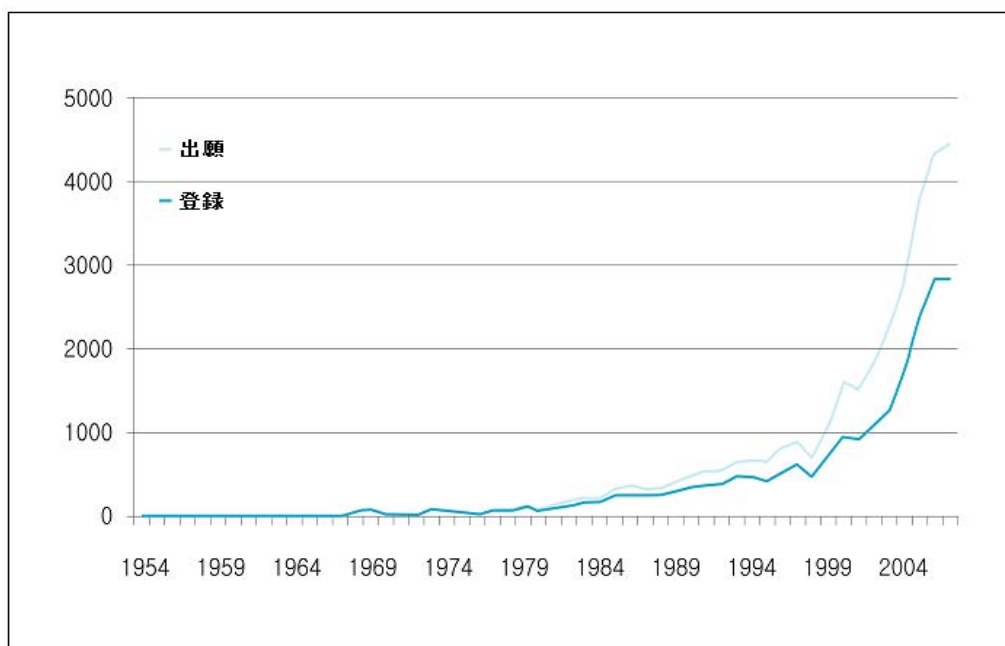
<表Ⅳ-2-19> 2009年度分析対象商品及び項目

区分	国内	海外
対象	食肉 医療機器 電気音響映像機器	中国出願及び登録商標(全商品類) 中国有名商標

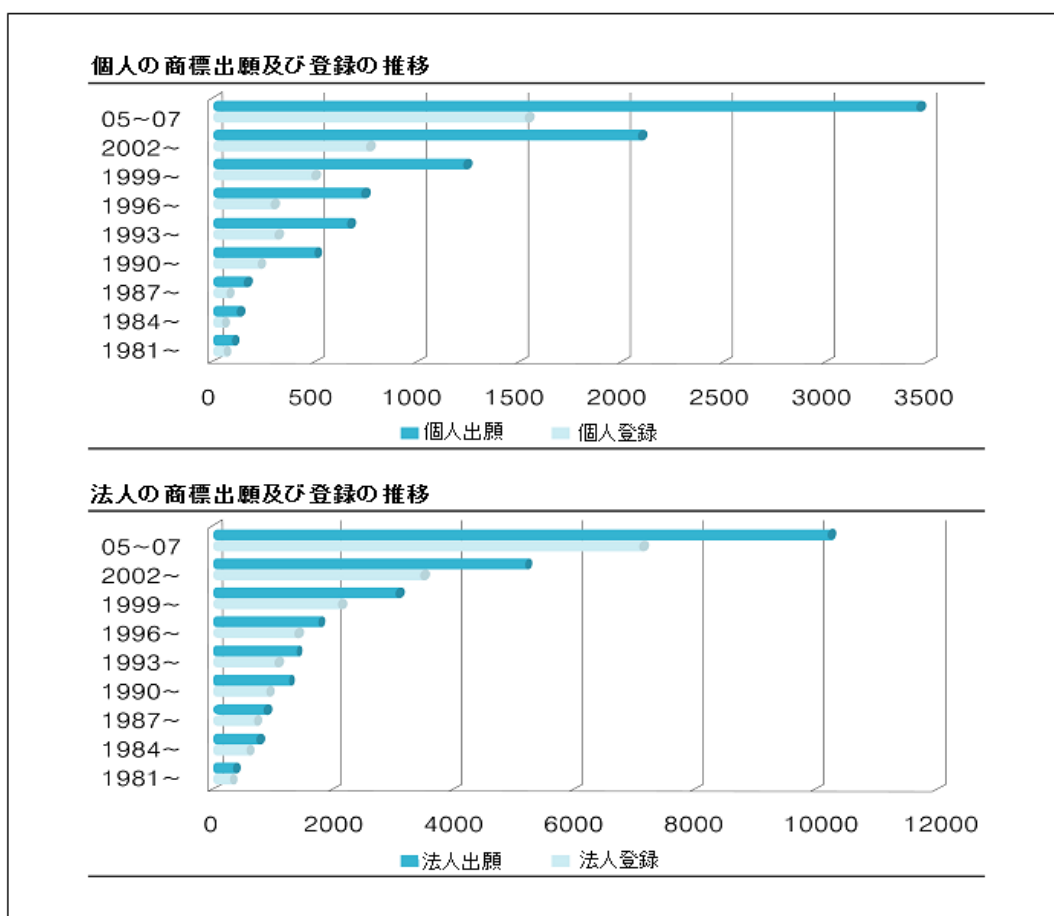
2009年度に実施した具体的な分析内容をみると、商品別出願、登録動向などの基本事
項を分析し、商標登録要件に関する代表的な事例を商標法条項別に提示し、ネーミン
グ企業と一般出願人が簡単に商標登録要件が把握できるようにした。また、中国の主
な商標制度内容を分析し、中国に登録するための商標開発及び出願戦略を提示した。

特に、国内と中国で権利化が可能な商標開発戦略を樹立し、商標紛争を未然に防げ
るようにするため、商標登録出願(申請)手続き、商標の類似判断、商標の指定商品、
商品別に頻繁に使われる商標デザイン、周知・著名商標、商標開発の第二外国語商用
例、審判分析などを実施した。その他に中国著名商標の認定状況リスト、有名ブラン
ドの中国進出ネーミング事例、中国語ネーミングキーワードなどを分析し、韓国企業
が中国において強い商標権を確保する上で役立つ内容を分析した。

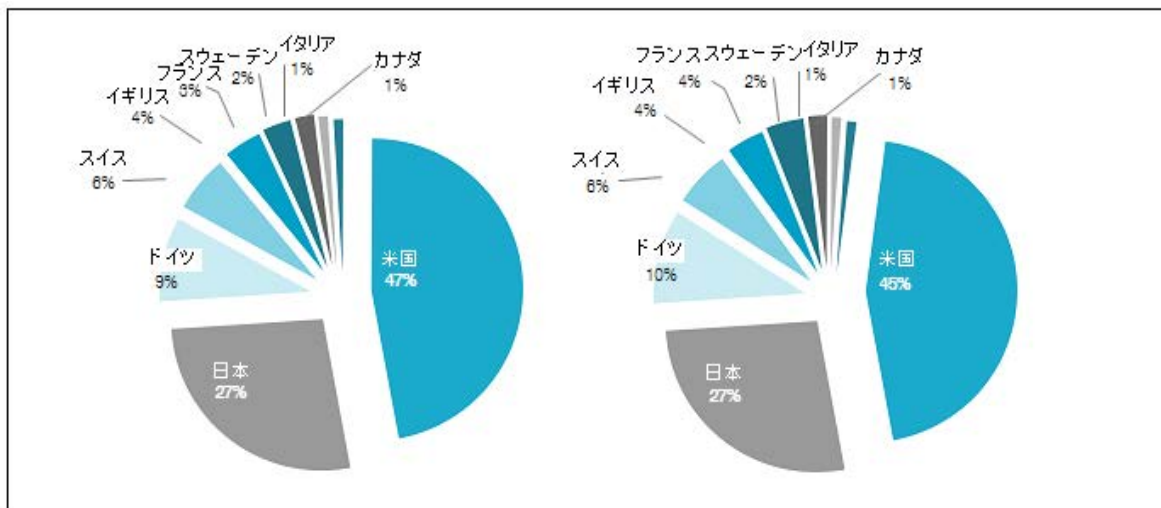
<図IV-2-23> 医療機器の年度別商標出願及び登録の推移



<図IV-2-24> 医療機器の出願人別出願及び登録の動向



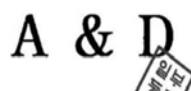
<図IV-2-25> 医療機器の国家別出願及び登録の動向



<図IV-2-26> 医療機器の商標類似判断分析の例


称号類似	外観類似	観念類似
<p>拒絶された商標 第40-2007-0018525号</p> <p>先登録された商標 第40-0083411号</p> <p>ACT vs ECT</p>	<p>拒絶された商標 第40-2005-0056184号</p> <p>先登録された商標 第40-0505080号</p> <p>DS vs OH JOO</p>	<p>拒絶された商標 第40-2002-0060185号</p> <p>先登録された商標 第40-0279702号</p> <p>큰 곰 vs Bigbear</p>
<p>拒絶された商標 第40-2007-0044371号</p> <p>先登録された商標 第40-0594679号</p> <p>Bitrix 바이트릭스 vs Vitryxx</p>	<p>拒絶された商標 第40-2005-0012340号</p> <p>先登録された商標 第40-0563719号</p> <p>NABUNAL vs OH JOO</p>	<p>拒絶された商標 第40-2005-0016350号</p> <p>先登録された商標 第40-0638559号</p> <p>이브릭사 vs 닥터키</p>

< 図IV-2-27 > 医療機器の審判分析の例




등록일자: 2002.05.14

지정상품: 동물용 의약품, 외과용 의약품, 피부경결치료제, 피부보습용 의약품, 유방, 농산물 이음식, 유아용 분유, 의약품 사형, 동물용 백신, 가제, 방충제, 의약품 마킹물 (모노는 제외)




등록일자: 1990.12.24

지정상품: 혈액검사기, 열압계, 심전계, 뇌파기록기, 체온계, 흡입기, 의료용분무기, 조단층촬영기(제거구, 조음촬영기) 제거구 등



등록일자: 1996.06.03

지정상품: 산부인과용박종기, 주사통, 주사침, 주사기구, 수혈기구, 카테타, 피임용구, 분당, 수술용분무기, 의료용안경렌즈





등록일자: 1995.04.03



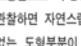
지정상품: 알코올주사기, 알코올프라스틱(제거기, CBC보통, 알코올분리, 필터리더, 프 알렉, IV기타타, 만렛, 수액세트, 알코올시약

심결요지 'A & D' 는 'AD' 와 유사하다.

심결이유 'A & D' 와 'AD' 는 외관은 서로 다르고 'A & D' 는 조어상표이고 'AD' 는 「문법상 같은 성질의 어·구·절을 대등히 연결하여 ...와 ... 및, 그리고」 등의 접속사로서 양 상표는 관념상 서로 대비되지 않는다 할 것이다. 그러나, 호칭에 있어서 우리나라의 거래사나 일반소수의 자연스러운 영어 발음 등을 고려하면, 'A & D' 는 '에이앤디' 또는 '에이엔디' 로, 'AD' 는 '엔드' 또는 '에이엔디' 로 호칭된다 할 것인 바, 'A & D' 가 '에이엔디' 로 호칭되는 경우 'AD' 와는 동일유사하게 청감되어 청구가 극히 유사하다 할 것이다.

판단기준 (참고판례) 상표의 유사 여부는 동종의 상품에 사용되는 두개의 상표를 놓고 그 외관, 청호, 관념의 3가지 면에서 객관적, 전체적, 이력적으로 관찰하여 그 어느 한가지에 있어서라도 거래상 상품 출처에 관하여 오인 혼동을 초래할 우려가 있는지의 여부를 판단하여야 할 것이며, 다만 외관, 청호 관념 중 어느 하나가 유사하다 하더라도 다른 점도 고려할 때 명확히 출처의 혼동을 피할 수 있는 경우에는 유사상표라 할 수 없고, 반대로 서로 다른 부분이 있어도 그 청호나 관념이 유사하여 일반 소비자가 오인 혼동하기 쉬운 경우에는 유사상표라고 보아야 할 것이다¹⁵⁾.

심결요지  는  와 유사하다.

심결이유  는 도형부분 우측에 문자부분이 결합된 상표이고  는 도형만으로 구성된 상표이나  의 경우 문자부분과 분리하여 관찰하면 자연스럽지 못할 정도로 서로 일련불가분적으로 결합되어 있다고 볼 수 없는 도형부분이 인용상표와 서로 차이를 발견하기 어려운 정도로 극히 유사한 바, 이러한 도형이 상표로서 갖는 상징적 이미지 및 그 지정상품이 서로 동일·유사한 점을 고려하면 양 상표가 서로 공존하여 사용될 경우 수요자에게 상품 출처에 대한 오인 혼동의 우려가 있다고 할 것이다.

판단기준 (참고판례) 상표는 언제나 반드시 그 구성부분 전체의 명칭이나 모양에 의하여 호칭, 관념되는 것이 아니라 각 구성부분을 분리하여 관찰하면 자연스럽지 못할 정도로 불가분적으로 결합되어 있지 아니하는 한 그 구성부분 중 일부만에 의하여 간략하게 호칭, 관념될 수 있고 하나의 상표에서 두 개 이상의 청호나 관념을 생각할 수 있는 경우에 그 중 하나의 청호, 관념이 타인의 상표와 동일 또는 유사하다고 인정될 때에는 두 상표는 유사하다 할 것이다¹⁶⁾.

15) 대법원 1994. 5. 18. 선고 93학4121호판결, 1993. 12. 7. 선고 93학1182호판결
16) 대법원 1995. 3. 17. 선고 94학2070 호판결, 1994. 6. 24. 선고 94학135 호판결

< 表IV-2-20 > 中国著名商標認定狀況の例

중국 저명상표 리스트						WELL-KNOWN TRADEMARK OF CHINA					
공표일자 2004-02-25						총 43 건					
번호	중문상표	한글칭호	Pinyin	권리자(한글)	상권(한글)	번호	중문상표	한글칭호	Pinyin	권리자(한글)	상권(한글)
1	河套	허투(허타오)	hetao	내이허구허타오 주류업 그룹주식유한공사	제33류: 술	11	鲁能	룬닝	lǔ néng	산둥루닝 그룹 유한공사	제40류: 에너지생산업
2	草原	초원	cǎoyuán	바오터우화즈십업 주식유한공사	제30류: 설탕	12	ZWZ	-	-	와팡웨이 베이잉그룹 유한책임공사	제7류: 베어링
3	捷安特	지에안터	jié ān tè	윈다 기계공업 주식유한공사	제12류: 자전거	13	图形	도형상표	-	다롄화웨이 가구 유한공사	제20류: 목제 가구
4	三精	판징	sān jīng	하이오 그룹 판징 제약유한공사	제5류: 의약품 약제	14	珍珠	롄베이	zhēn zhū	저장롄베이유한공사	제25류: 양모(울) 셔츠, 캐시미어 스타터
5	金洲	진저우	jīn zhōu	진저우 그룹유한공사	제6류: 용접용 강판, 금속제 관 부속물	15	高你好	가오라호오	gāo lǐ hǎo	허순허이 화학 유한공사	제1류: 공업용 합성세, 공업용 아교
6	忠旺	중왕	zhōng wáng	라오양 중왕그룹 유한공사	제6류: 알루미늄 가공재료	16	爱仕达	아이시다	ài shì dǎ	저장타이저우아이시다전기유한공사	제21류: 압력솥, 달걀찌는 프라이팬
7	古城	구청	gǔ chéng	허베이 구청상예그룹 주식유한공사	제3류: 냉식제거용 황	17	美欣达	메이신다	měi xīn dǎ	저장메이신다그룹주식유한공사	제24류: 천
8	升达	셴다	shēng dǎ	쑤안성다 입산업 유한공사	제19류: 바닥판	18	飞彩	페이차이	fēi cǎi	안후이 페이차이(그룹) 유한공사	제12류: 운반용 차량(농업용)
9	再林	자이린	zài lín	허난 시안셴약업유한공사	제5류: 약액	19	克胜	커셴	kè shèng	장쑤커셴 그룹 유한공사	제5류: 농약
10	宝信	바오셴	bǎo shèng	바오셴그룹 과학기술혁신 주식유한공사	제9류: 케이بل, 전선	20	阪神	반셴	bǎn shén	장부셴셴 전기 그룹유한공사	제11류: 냉동기

<表IV-2-21>有名ブランドの中国ネーミング事例分析の例

중국 브랜드 네이밍 Chinese Brand Naming							
번호	영문네임	중문네임	한글칭호	Pinyin	의미	이미지	
1	Microsoft	微软	웨이훤	wei ruǎn	微 : 미세한, 마이크로/ micro 软 : soft, software 微软 : Microsoft		총 24 건 강점: 원 브랜드의 의미전달력은 높음, 단점: 원 브랜드와의 발음이 상이함
2	General Electric	通用电气	통용띠엔치	tōng yòng diǎn qì	通用 : 보편적으로 사용되는/ General 电气 : 전기/ Electric 通用电气 : General Electric		
3	Apple	苹果	핑구어	píng guǒ	苹果 : 사과/ Apple		
4	IBM	国际商用机器	구어지상용지치	guó jì shāng yòng jī qì	国际 : International 商用 : Business 机器 : Machines		
5	CNN	有线新闻网	요우씨엔신원망	yǒu xiàn xīn wén wǎng	有线 : Cable 新闻 : News 网 : Network		
6	Airbus	空中客车	공중커처	kōng zhōng kè chē	空中 : 공중/ Air 客车 : 객차, 버스/ bus 空中客车 : Airbus		

<表IV-2-22>有名ブランドの中国ネーミング事例分析の例

중국 브랜드 네이밍 키워드 Brand Naming Keyword for Chinese Market									
Pinyin	번체자	간체자	음 훈	의미	중국상표예시	한글칭호	Pinyin	상품/서비스업	상표권본
2	巴		명 이름, 큰 별의 일종-파	영거분다, 바라다, 기다리다, 접근하다, 별리다, 버스	巴国布衣	빠구어뿌이	bā guó bù yī	제42류 : 레스토랑업	巴国布衣
3	霸		으뜸-패/달력-백	독점하다, 패권을 장악하다, 보스, 우두머리	霸王	빠왕	bà wáng	제3류 : 린스	霸王
4	爸		아버지, 늙은이의 존칭-파	아빠, 아버지	爸礼好	빠리하오	bà lǐ hào	제30류 : 커피, 차, 사탕과자 등	爸礼好
5	白		흰, 옅게보다-백	하얗다, 밝다, 맑다, 깨끗하다, 비다, 헛되이, 공짜로	白象	바이시앙	bái xiàng	제30류 : 라면, 걸어 말린 국수	白象
6	百		백-백/길나장아-백	백, 많은, 전부인	百度	바이두	bǎi dù	제42류 : 인터넷검색엔진제공업	Bai百度
7	佰		백 사람-백	일백	益佰	이바이	yì bǎi	제5류 : 인체용 약제 등	益佰
8	柏		속백 나무-백	속백 나무	恒柏	헝보	héng bó	제25류 : 의류 등	恒柏 HENGBAI
9	拜		절, 베풀을 주다-백	절하다, 인사하다, 방문하다, 존경하다, 감탄하다	拜耳	바이얼 (BAYER)	bài ěr	제5류 : 의약품 약제, 의약품 영양물품, 살충소독제, 살균제 등	拜耳
10	班		나누다, 같다, 서성거리다-반	조, 그룹, 반, 순번, 차례, 근무, 교대	班尼路	반니루	bān ní lù	제25류 : 의류	班尼路
11	版		널, 호적, 책-판	인쇄판, 신문의 지면, 담뭍, 원판	版帝	반디	bǎn dì	제25류 : 섬유용 탈취제, 의류 등	版帝

ハ. 評価及び発展方向

商標トレンド分析事業は感性消費時代においてマーケティング要素の鍵となる商標(ブランド)の開発のみならず、国内中小企業が国内及び海外で効果的に商標権を確保・行使する上で必要な多くの情報を提供できると予想される。

2010年にはLED照明、環境にやさしい建築または構築専用材料、自動車、自動車の部品及び付属品に対して国内で出願及び登録された商標を分析し、IP5国家である米国、日本及びEUと輸出有望新興国であるロシアやブラジルなどの商標法令、制度、出願及び登録状況、紛争事例などに対する分析を進める予定である。また、2007年及び2008年既に分析した化粧品、衣類などに対して分析以後の出願及び登録状況などに対する分析をアップデートし、中国の偽造商標及び商品状況に対する分析もアップデートする予定である。

今後も国内中小企業などの創意的な商標開発戦略の樹立、商標権の安定的な確保及び行使のみならず、国内商品の輸出促進などに貢献できるよう、国内及び海外国家の核心的な商標トレンド内容を分析し、その結果を関係当事者に持続的かつ効果的に発信していく計画である。

第5編

知的財産権の創出・活用促進

第1章 知的財産認識向上及び創出能力の強化

第2章 特許技術の取引及び事業化の促進

第3章 知的財産専門人材の養成基盤の拡充

第4章 国民における知的財産認識の向上

第1章 知的財産認識向上及び創出能力の強化

第1節 基礎・源泉特許の創出基盤の造成

1. 創意資本の育成

産業財産政策局産業財産振興課行政事務官シン・グクチェ

イ. 推進背景及び概要

知的財産の経済的な価値の増加により、世界的に知財基盤の多様な事業が登場している。その中、サービスの生産・提供なしで知的財産の売買、ライセンスを通じ、受益を創出する特許管理会社（NPEs、Non Practicing Entities）の活動が増加している。最近には、アイデアを仕入れて追加開発などにより、大規模の特許ポートフォリオを構築する新しい特許管理会社も登場した。

このように、知的財産投資市場が米国などの先進国を中心として急成長するにもかかわらず、国内では知的財産を評価して投資できる専門人材と、その経験がまだ足りない状況である。また、国内の知財投資資本及び市場が成熟されていない。それで国内で創出される創意的なアイデアや特許が活用できず、海外に流出される恐れもある。

したがって、アイデア・特許など知財の価値を認識して活用を促進するために国内資本を基に創意資本を造成・運営を通じ経験を蓄積し、知財についての国内資本の投資を誘導して知財市場を活性化させる必要がある。

ロ. 推進内容及び成果

第15回国家競争力強化委員会（2009年7月）では、創意資本造成計画などを含んだ「知的財産強国の実現戦略」を樹立・推進することとなった。特許庁は国内の状況に適合する韓国型創意資本造成のため、多様な意見を集めた。大学・公共研究所のアイデア

の確保及び事業家のための専門家フォーラムを開催（2009年6月～8月）して、海外の多様な知的財産基盤のビジネスモデルをベンチマーキングした。これを基にして投資企業、運用会社、金融機関、法律専門家などと構成された実務協議（2009年6月～12月）をもち、具体的な創意資本の造成及び運営方針を設けた。

創意資本造成の必要性にもかかわらず、国内では知的財産を資産や投資対象として認識するレベルが低く、民間で自ら創意資本が造成し難い状況である。資本及び市場形成の初期には、政府からシード・マネー（Seed Money）を支援して民間の参加で専門性を確保する官民共同型に創意資本を造成することが正しいと判断された。

企業及び金融機関などの民間投資と特許庁から出資したマザーファンド資金により、2009年2回にかけて計295億ウォンの創意資本を造成した。第1回で結成された組合は50億ウォン以上を創意資本に投資するつもりであり、第2回でマザーファンド組合の特許アカウントと民間投資者などが参加して245億ウォンを造成した。このように造成された資金はアイデアや特許を買取して、価値向上させ、活用する特許管理会社に投資する計画である。

<表V-1-1>2009年マザーファンド組合の子組合及び創意資本投資計画

(単位：億ウォン)

事業回数	運用者	マザーファンド出資額	総結成額	創意資本投資
第1回事業	スカイレイクインキュベスト及びイエンネットワークス	250	1,100	50*
第2回事業	産銀キャピタル	90	245	245
計		340	1,345	295

*特許庁出資金額（250億ウォン）の20%（50億ウォン）以上を特許管理会社に投資する計画

ハ. 評価及び発展方向

創意資本造成により、国内資本を基に大学・公共研究所などの研究機関の研究成果

が、価値のある特許として創出・活用され、知的財産が効果的に流通できる環境づくりをし始めた。さらに創意資本の成功的な運営を通じ、韓国においても知財基盤のビジネスの活性化可能性をみせて、今後民間中心の投資が活発に行われることができる基盤を設ける必要がある。

今後も知的財産市場の活性化のため、特許の創出、発掘、投資、事業化まで知的財産の全ライフサイクルを支援する生態系構築を積極的に支援する計画である。

2. 大学・公共研究所の有望特許発掘及び事業化の支援

産業財産政策局産業財産振興課行政事務官チェ・チョルスン

イ. 推進背景及び概要

研究成果の体系的な管理・活用による公共部門のR&D効率化が国家革新及び産業競争力強化の鍵として登場したことで、技術革新の革新主体である大学や公共研究機関の研究生産性を高めるための政府レベルでの政策支援が加速化するようになった。

大学は2008年度に国家総R&D投資の11.1%を使用し、博士級研究人材の67.5%を保有しているが、内国人全体の特許出願(2004～2008年)中のシェアは2008年の時点で6.6%に過ぎず、高付加価値の知的財産創出のための潜在能力対比特許成果が不十分な状況である。

<表V-1-2> 研究開発費及び博士級研究人材の状況(2008年)

区分	大学	公共研究機関	企業	計
使用研究開発費 (シェア)	38,347億ウォン (11.1%)	46,532億ウォン (13.5%)	260,001億ウォン (75.4%)	344,981億ウォン (100%)
博士級研究人材 (シェア)	49,544名 (67.5%)	10,881名 (14.8%)	13,019名 (17.7%)	73,444名 (100%)

*資料：2009科学技術研究開発活動調査(教育科学技術部)

＜表V-1-3＞特許出願件数及び占有率(2004年～2008年)

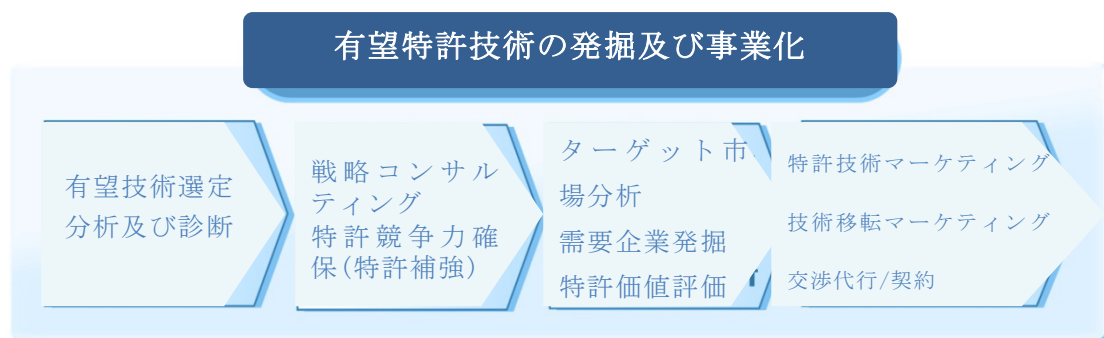
区分	2004	2005	2006	2007	2008
大学	1,962件 (1.9%)	2,905件 (2.4%)	4,391件 (3.6%)	6,486件 (5.2%)	8,343件 (6.6%)
公共研究機関	3,479件 (3.4%)	4,453件 (3.7%)	5,592件 (4.5%)	6,418件 (5.1%)	6,457件 (5.1%)
企業	76,970件 (74.4%)	90,671件 (74.4%)	87,749件 (71.2%)	82,390件 (65.6%)	78,519件 (61.8%)

*資料：韓国の特許動向2009

ロ．推進内容及び成果

2009年には「有望特許技術の発掘及び事業化支援事業」を通じて優秀技術選定の後、特許分析、戦略樹立、特許補強、特許価値評価、需要企業発掘及びマーケティングに至る全段階における戦略樹立を支援した。

＜図V-1-1＞有望特許技術の発掘及び事業化



産学協力団及び研究成果管理のための専門部署が設置されている大学の有望特許の中、技術の動向及び完成度、事業化可能性、市場進入容易性及び産業波及効果などが優秀な技術を中心に22課題を選定して、特許戦略（補強、防御、ポートフォリオ）提

示、技術価値評価及びSMK作成を通じたマーケティング支援を行った。

<表V-1-4>2009年有望特許発掘及び事業化支援内容

区分	特許戦略コンサルティング	技術価値評価	技術マーケティング
支援内容	先行技術（特許、論文）調査及び特許戦略（補強、防御、ポートフォリオ）の提示	技術性、権利性、市場性、事業性の分析を通じた特許技術の現在価値の算定	アンケート調査、購買性向調査などを含んだ技術マーケティング活動の支援
支援事項	22課題	10課題	6課題

発掘された優秀特許を対象にIP戦略コンサルティング及び需要企業の発掘、事業化、技術移転など、技術事業化戦略を支援して大学の有望特許を受益資産化することにご貢献した。

同事業の中、IP戦略コンサルティングの推進によって、特許権利補完（34件）、新規出願（18件）、追加技術の開発（22件）の成果を上げた。また、技術移転・事業化支援によって技術移転（3件）、企業設立（4件進行中）の成果を上げた。

<表V-1-5>2009年有望特許発掘及び事業化支援事業の成果

（単位：件）

区分	<IP戦略コンサルティングの遂行>							<技術移転/事業化支援>			新規課題作成	計
	特許権利範囲の補完	類似（重複）特許の発見	新規出願の勧告	新規出願	需要企業の発掘	事業化IT/EM	追加技術の発掘	企業設立	技術移転	共同技術の開発		
22技術	34	98	61	18(5)	112(59)	47	22(7)	(4)	3(24)	(8)	4	467

*（ ）の成果は進行中の事項である。

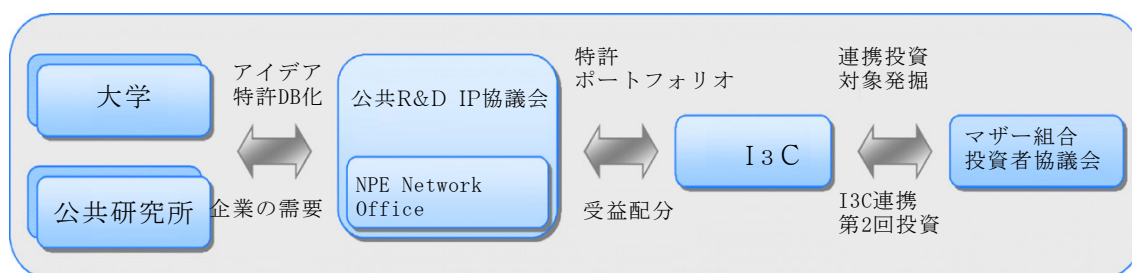
ハ．評価及び発展方向

2009年には、機関の優秀特許発掘の機会が不足するだけでなく、選定された有望

特許について一括的な支援プログラムの運営で事業性が劣る問題を補完するため、発掘された有望特許を対象に選別評価をもち、特許戦略コンサルティング及び事業化支援を戦略パッケージ別に分類して事業の完成度や成果を創出するつもりである。

また、技術移転及び事業家を活性化するため、創意資本（IC）及び投資資本（VC）との連携を推進したが、研究者－企業・投資家間の交流が皆無であったので技術移転などの成果が不十分である。一方、2010年度には、発掘された有望技術について、投資資本（VC）、民間技術取引機関との連携及び研究者－企業・投資家間のネットワークの構築を通じ、技術移転及び事業家を支援する予定である。

＜図V-1-2＞知的財産事業化の協力ネットワーク



2. 特許管理専門家の派遣

産業財産政策局産業財産振興課行政事務官チェ・チョルスン

イ. 推進背景及び概要

研究成果の民間移転など知的財産の活用実績は改善してはいるものの、依然として不十分な水準であり、大学・公共研究機関の技術移転率は22.2%（2008年）で、2007年（27.4%）と2006年（21.4%）に比べて上昇を続けられなかった。具体的に2008年の技術移転率は、大学が16.2%（2007年15.3%）、公共研究機関は29.7%（2007年42.4%）で、大学が最も低い水準である。

<表V-1-6>技術移転率の現状

区分	2008年			2008年までの累計		
	新規確保技術	技術移転	移転率	保有技術	技術移転	移転率
公共研究機関	6,466件	1,919件	29.7%	36,837件	11,151件	30.3%
大学	8,004件	1,293件	16.2%	29,883件	4,552件	15.2%
合計	14,470件	3,212件	22.2%	66,720件	15,703件	23.5%

*資料：2009公共研究機関の技術移転実績調査(知識経済部)

技術料収入の場合、公共研究機関は1023億ウォン（2008年）、大学は265億ウォン（2008年）で、公共研究機関が技術料収入の79.4%を占めている。R&D生産性(研究開発費投入対比、技術料収入の比率、2008年)は大学0.6%、公共研究機関1.9%の水準であり、米国の大学4.8%、公共研究機関12.8%(2007年基準)に比べてとても低い水準である。

<表V-1-7>技術料収入の現状

(単位：百万ウォン)

区分	2005年	2006年	2007年	2008年	最近3年間 平均増加率
公共研究機関	61,853	74,017	89,342	128,786	23.3%
大学	6,878	8,002	16,415	102,320	18.3%
合計	68,730	82,030	105,757	26,466	60.0%

*資料：2009公共研究機関の技術移転実績調査(知識経済部)

このように技術移転の成果が低い主な理由として、大学・公共研究機関の専門的な知的財産管理インフラが全般的に脆弱であることが挙げられる。2008年調査によると、特許管理専門人材は1機関当たり平均2.96人（2008知識財産活動実態調査、特許庁）に過ぎないことと調査された。

また、組織及び人材構成の限界によって技術移転活性化の核心要素である専担人材と研究者間の円滑なコミュニケーションが不十分な状況であり、大学名義の出願と保

有特許の増加による特許経費の急増及び特許戦略の不在によって適切な検証プロセスもなく、特許を放棄するなど、大学の平均特許保有期間は4.6年、保有特許の維持・放棄の関連規定及び手続きがない大学は37%(大学及び研究所の特許管理実態調査、2005年10月)であることが明らかになり、今後も技術移転可能性が高い優秀な技術がそのまま棄てられていく恐れがある。

同時に、技術移転の出発点である発明申告の形式的な運営、及び体系的な評価体制の不備によって効果的な技術マーケティング戦略の樹立が困難であり、体系的な技術移転基盤を構築するための内部業務プロセスが確立されていない。具体的には発明申告時に発明に関心を寄せると予想される企業、競合研究など技術マーケティング観点からの情報提供が不十分である。

そこで、大学の知的財産管理能力を向上するため、2006年から特許専門家を派遣してインフラ構築及び体制定立を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 特許管理アドバイザー派遣事業の拡大

特許管理アドバイザーは、各大学で職務発明規定の整備、知的財産権管理プロセスの標準化、学内で知的財産価値を最大化するための特許ポートフォリオ戦略の樹立など、様々な活動を通じて、該当大学の知的財産管理基盤の構築に努めている。また、知的財産権セミナー及び説明会の開催、産学協力団の専担職員、教員、学生を対象として知的財産権の相談及び諮問サービスの提供などを通じて、大学の知的財産に対する認識を高めることに寄与している。

<表V-1-8>特許管理アドバイザー派遣大学

派遣年度	派遣大学(合計19校)
------	-------------

2006年 (5の大学)	KAIST、忠北大、湖西大、全南大、全北大、仁荷大、江陵大
2008年 上半期 (7の大学)	浦項工大、慶北大、蔚山大、昌原大、慶尚大、江原大、圓光大、成均館大、済州大
2008年 下半期 (4の大学)	朝鮮大、仁済大、中央大、亜洲大
2009年 (3の大学)	利花女大、韓国技術教育大、檀国大

特に、アドバイザーは大学の知的財産権管理能力の向上の他に、該当大学が保有している特許技術を民間企業に移転して収益を創出することにも大きく貢献した。2009年には306件の技術移転を通じて約71億ウォンに達する技術料収入を上げ、大学の知的財産創出・活用に大きな役割を果たした。

また、地域の産・学・研人材プールを構築し、地方自治体、特許情報や事業化コンサルタント、企業などとの協力を通じて技術需要や技術移転関連の情報交流に積極的に乗り出すことで、地域革新主体との協力ネットワーク構築のためにも努力している。

<表V-1-9> 特許管理アドバイザー派遣の成果

創出	○研究開発前の先行技術調査比率：94%(国公立大学平均73.9%、私立大学平均52.6%) ○年平均特許出願増加率：45.3%(大学平均33%)
管理	○職務発明の補償規定及び特許管理マニュアル普及率：100% ○年平均特許登録増加率：64.1%(大学平均49%)
事業化	○特許技術事業化増加率：34.5%(大学平均：-14%) ○技術移転金額の増加率：27.1%(大学平均：17%)
満足度	○大学特許管理アドバイザー派遣事業の満足度：2009年91.8点 (大学内の教授及び大学院生を対象にしたアンケート調査の結果)

ハ. 評価及び発展方向

2006年から実施中である特許管理アドバイザー派遣事業が安定化段階に入り、派遣

大学及び研究団の知的財産能力の強化に貢献した。しかし、限られた人材(19人)の効率的な活用を通じて適材適所に必要な人材を相互補完して支援する体制が必要であり、支援を受ける対象を派遣大学以外にも拡大しなければならない時期に至っている。

したがって、2009年から特許管理アドバイザーを地域拠点型の派遣方式に転換し、個別大学のみならず隣接した大学も同時支援することで、中小規模の大学の知的財産管理の能力強化を図っており、2010年からは大学だけではなく、知財管理能力が足りない公共研究所まで支援対象を拡大する予定である。

また、圏域を越えた支援協力体制を構築し、該当する個別大学の業務だけでなく、アドバイザーが派遣された以外の大学の専門分野の関連業務も支援することで、専門人材を効率的に活用する予定である。また、特許管理アドバイザーと特許戦略専門家の有機的な協力体制を構築し、長期的・短期的な戦略の樹立及び管理が可能になるよう支援する計画である。

4. 職務発明制度の定着促進

産業財産政策局産業財産振興課施設事務官チェ・ジョンボン

イ. 推進背景及び概要

世界経済が知識と技術が国富創出の主要要素となる知識基盤経済への急速に移行する中、核心・基盤技術の確保は国家と企業の技術競争力を測るバロメーターであり、生存及び発展のための必須戦略となりつつある。

現在、ほとんどの核心・基盤技術は組織化された企業、研究所及び大学などによって開発されているが、これは産業が高度化し、それを後押しする技術が高度に複雑かつ多様化するにつれ、既存の技術(Prior Art)を超える新しい技術の開発は大規模な研究施設、人材及び莫大な研究費の支援なしでは事実上不可能であるためである。

そのため、今日個人発明家による発明は小数に過ぎず、企業などによって行われる職務発明が大半を占めている。また、技術が高度化すればするほど、企業、研究所及び大学などによる職務発明の比重がさらに高まっている。韓国の場合、職務発明の件数が2003年度12万件水準であったが、2008年度には17万件を記録し、持続的な増加傾向にある。

＜表 V-1-10＞近年の韓国の職務発明の推移

(単位：件、%)

区分	2003	2004	2005	2006	2007	2008
個人発明(A)	21,275	22,104	24,368	27,062	32,189	33,215
職務発明(B)	97,377	118,011	136,553	139,127	140,280	134,689
計(C)	118,652	140,115	160,921	166,189	172,469	167,904
職務発明の比重(B/C)	82.1%	84.2%	84.9%	83.7%	81.3%	80.2%

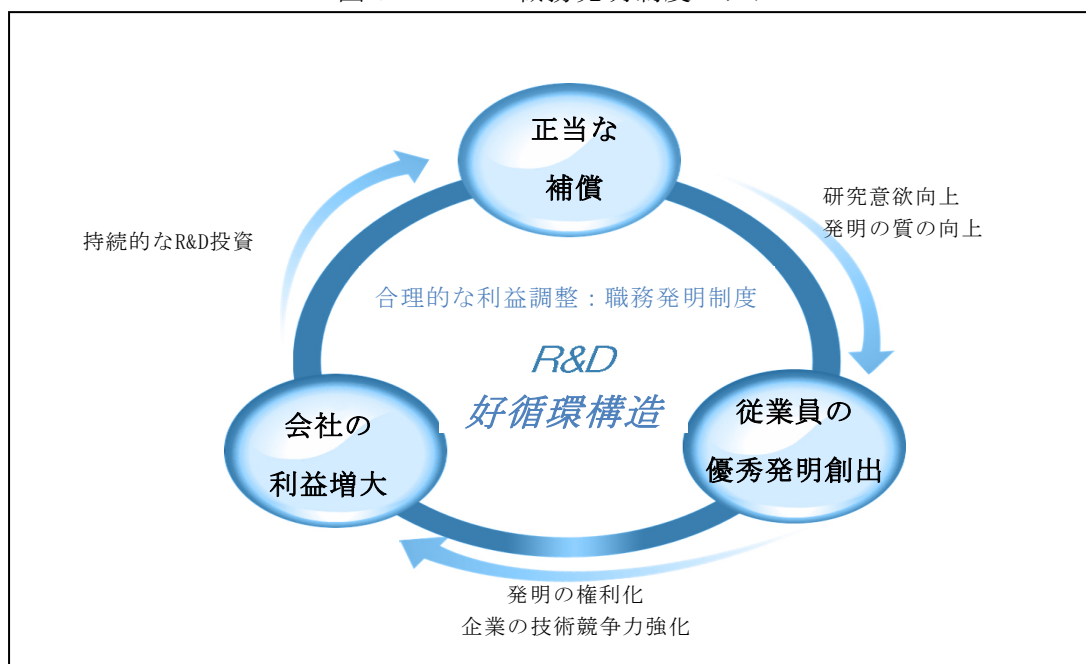
* 出処：2009年度知的財産主要統計

21世紀世界経済が知識基盤経済に移行することによって、発明及び新技術開発の創出主体が従来の個人中心から大学、研究所及び企業中心に移動しつつあり、それによって研究員、大学教授、企業の従業員及び公務員の研究開発や発明意欲を奨励するため、職務発明制度を如何に運用するかという部分が国と企業などの重要な知的財産戦略として浮上している。

職務発明制度は発明を創り出せる基盤、すなわち研究開発(R&D)投資と施設などを提供した使用者と、創造的な努力で発明を完成した従業員との間の利益を合理的に調整することで、使用者により積極的な投資をするよう働きかける一方、従業員には経済的な補償を提供して創造的な発明に専念できるように支援することで、従業員と使用者が共にWin-Winできるための制度である。

即ち、職務発明制度は使用者には知的財産を安定的に実施できる基盤を提供し、従業員には権利の正当な補償を保障することで、知識創造の好循環システムを構築し、国家及び企業の発展を追求することにその目的がある。

＜図V-1-3＞職務発明制度のメカニズム



ロ．推進内容及び成果

企業、大学及び公共研究機関など主要研究開発主体を対象に需要者中心の訪問型職務発明説明会を2009年³³には60回を実施し、延人員³⁴1,140人が参加した。庁内審査官で構成された「職務発明研究会」と職務発明制度に詳しい「財産経営支援チーム」の職員を講師として活用し、説明会を行った。既存の説明会形式から脱皮し、「知的財産CEOフォーラム」及び「企業最高経営者課程」などで特別講義をしたり、全国29の地域知的財産センターと連携した地域中小企業対象の説明会などを活用するなど、事業の充実化を図るために努力した。説明会参加後、導入検討中である企業がだんだん増えており、説明会が企業の認識を高めることに肯定的な影響を与えていることが確認できた。

企業・大学など政策顧客類型と顧客別の職務発明制度の実施水準を考慮し、顧客水準別のオーダーメイド型広報資料を製作・普及した。職務発明説明会及び実態調査な

³³ 説明会の開催件数：(2006年)33回→(2007年)38回→(2008年)53回→(2009年)60回

³⁴ 説明会の参加人数：(2007年)711人→(2008年)1,610人→(2009年)1,140人

どで提示された意見を収集し、既存の改正職務発明制度の紹介資料である「企業及び大学用職務発明補償規定標準モデル」、「職務発明補償ガイドライン」、「産学共同契約ガイドライン」などをアップデートした。同時に顧客の目線に合わせた「職務発明評価方法と保障制度」資料を追加で製作した。外国企業及び合弁企業などの国内職務発明制度に対する認識を高めるために「英語版職務発明標準モデル」、企業のノウハウ・営業秘密などに対する効率的な管理及び保護策を提示するために「先使用权の正しい活用方法」を開発して普及した。また、職務発明創作漫画公募展を開催して9の湯秀作品を選定し、「漫画でみる職務発明事例集」を発刊・配布した。

また、特許庁ソウル事務所及びコールセンターに職務発明専門相談者を指定して職務発明に関する相談の質を上げた。

職務発明制度を実施している企業に対して政策優待条件を設けるために関連規定及び制度を改善した。特許庁が実施する「優秀特許事業化パッケージ事業」支援対象選定時に、職務発明補償制度を実施する企業に対する加点付与、及び中小企業庁との業務協約を通じて「中小企業技術開発支援事業」支援対象の選定時に職務発明制度の導入企業又は知的財産専担部署認証中小企業に対する加点付与の要件を設けた。

大学教授が良い技術は個人名義で出願し、産学協力団には主に業績評価用の低品質の発明を申告し、国家R&D事業の結果物が個人の私益のための道具に転落している。

大学の職務発明違反の現状把握及び対応策を模索するために教育科学技術部と連携して持続的な調査を実施した。学術研究振興財団の理工系教授DBを基準に、大学教授の出願実態調査の結果と各大学の産学協力団が保有する特許とのCross Checkを通じて、教授の発明が職務発明なのか、それとも個人発明なのかを判断した。今後、大学教授の職務発明に対する認識向上と啓発を通じて決まった自己申告期間に返還を促進する予定である。

重点広報メッセージを発掘し、戦略的に広報を行った。「職務発明の導入が即ち企業の生き残り戦略である」という趣旨で、企業及び大学・公共研究機関に職務発明補償の未実施による研究員の研究意欲低下が原因となり企業競争力が低下して技術流出が

起こり、核心人材が転職するなど、職務発明補償は企業の生存と直結するということ
を説得し、発明者(従業員など)に対する正当な補償が研究意欲を高め、国家・企業の
競争力を高めるということを広報した。職務発明が長い目で見た時、現実的な発明家
と潜在的な発明家(発明候補生)の養成を通じて国家競争力を強化し、職務発明の活性
化で理工系人材を国の中枢として育成するのに大きな役割を果たすということを強調
した。

ハ. 評価及び発展方向

職務発明補償規定を保有し、これを活用している企業の比率は36.3%であること
が分かった。

<表V-1-11>職務発明補償の実施率

年度	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
実施率	20.1%	32.3%	38.3%	36.3%	39.6%

*2009年の調査結果、職務発明補償規定を保有している大学・公共研究所は、92.7%
でシェアがとても高かったが、改正された職務発明制度の内容全部について認識し
ている大学・公共研究所は33.6%に過ぎなかった。

<表V-1-12>企業形態別の職務発明補償の実施率

区分	2006年	2007年	2008年	2009年
大企業	65.3%	75.0%	79.1%	84.0%
外国系企業	45.3%	—	—	—
ベンチャー企業/ INNO-BIZ企業	27.8%	38.5%	36.8%	39.8%
中小企業	20.3%	29.7%	24.7%	25.5%

<表V-1-13>出願件数別の職務発明補償の実施率(2009年)

区分	10件未満	10～20件	21～60件	61件以上
実施率	27.8%	49.5%	72.6%	96.8%

＜表V-1-14＞研究開発費の規模別の職務発明補償の実施率(2009年)

区分	3億未満	3～10億未満	10～30億未満	30億以上
実施率	20.8%	38.2%	56.5%	78.1%

* 出所：職務発明補償制度運営実態調査（2009年12月、韓国知識財産研究員）

詳細に企業別職務発明統計をみると、職務発明補償規定を保有し、それを活用している企業の比率は大企業が84.0%で最も高く、ベンチャー³⁵・INN0-BIZ企業³⁶39.8%、一般中小企業25.5%の順であった。また、出願件数別の職務発明補償実施率は、出願件数10件未満の保有企業に比べ、61件以上保有している企業の職務発明補償実施率が高く、研究開発費の規模別の職務発明補償実施率をみると研究開発費が3億ウォン未満の企業（20.8%）に比べ30億以上の企業が4倍である78.1%となっている。

＜表V-1-15＞職務発明補償の類型別実施率

補償種類		2009年	補償金額		2009年
発明提案補償		22.2%	発明提案の補償金		72.3万ウォン
³⁷ 出願補償	国内	30.5%	出願補償金	国内	56.6万ウォン
	海外	19.5%		海外	39.3万ウォン
³⁸ 登録補償	国内	32.5%	登録補償金	国内	94.4万ウォン
	海外	20.8%		海外	78.9万ウォン
実施補償	³⁹ 自社	15.1%	実施補償金	自社	収入金額の 12.1%
				他社	収入金額の

³⁵ 事業のリスクが高いが、成功すると高い期待収益が予想される新生企業

³⁶ 技術優位をもとに競争力を確保した企業(技術革新システムの構築)

³⁷ 従業員がした発明に対して使用者が特許を受けられる権利を承継して出願した場合に支給する補償

³⁸ 使用者が承継して出願した発明が特許登録された場合に支給する補償

³⁹ 特許などを受けた職務発明を自社で直接実施して利益が発生した場合に支給する補償

	⁴⁰ 他社	11.6%			7.95%
	⁴¹ 処分補償	11.9%	処分補償金		収入金額の 8.76%

* 出処：2009年度知的財産活動の実態調査

職務発明補償の類型別実施率から見ると、国内特許の出願及び登録補償を実施する企業が全体調査対象企業の28%を占め、海外特許の出願及び登録補償を実施する企業は18%を占めた。職務発明補償の核心といえる実施補償と処分補償を実施する企業の比率は10%内外に過ぎないことが分かった。

韓国企業が企業競争力を強化し、核心技術・人材の流出を防止するため、昨年より職務発明制度に対する議論は更に活発化するものと予想されている。これにより、研究開発型の中小企業を主要ターゲットにして、訪問型職務発明説明会の拡大開催及び充実化を図る計画である。中小企業CEOが職務発明制度に対して「費用ではなく、投資」という認識転換を誘導し、自発的な実施を通じて職務発明補償の実施率を高めていく予定である。

また、職務発明に関する判例及び職務発明補償制度の優秀事例を発掘・拡散させ、職務発明補償制度の定期セミナーを開催して企業の職務発明制度採択を促進したい。一般国民を対象に職務発明補償の必要性と効果を積極的に広報し、正当な職務補償に対する社会のコンセンサスを得るために努力する計画である。

5. 大学・公共研究所の知的財産管理能力の向上

産業財産政策局産業財産振興課施設事務官チェ・チョルスン

⁴⁰ 職務発明特許などのライセンス契約などを通じて実施料収入が発生した場合に支給する補償

⁴¹ 使用者が従業員の職務発明に対する特許受ける権利又は特許権を他人に譲渡する又は実施権を許諾して利益を得た場合に支給する補償

イ. 推進背景及び概要

最近R&D投資が持続的に増加する傾向により、特許など研究成果物も急増する傾向を見せている。国家R&Dのここ3年間の年平均増加率は8.64%である一方、同期間の国家R&D主要遂行機関である大学の特許出願年平均増加率は49.6%となっている。そこで、国家研究開発事業を通じた優秀研究成果の創出以外に、創出された研究成果物の効率的な管理及び活用の重要性が浮き彫りになっている。

しかし、大学及び公共研究機関の知的財産管理能力の水準は海外優秀研究機関に比べて45.8%に過ぎず、研究成果物を戦略的に管理する専門性に欠けていることに起因していることが分かった。したがって、研究開発成果を高めるためには大学・公共研究機関の知的財産管理能力の強化が必要となり、そのため第27回科学技術関係長官会議(2007.9)で「研究成果(特許分野)管理能力評価」を推進することを審議・議決した。

ロ. 推進内容及び成果

大学・公共研究機関の自発的な知的財産管理能力の強化及び知的財産活用成果(研究開発の効率性)の最大化するため、能力評価策を樹立した。大学・公共研究機関の知的財産管理能力を測定する評価項目及び細部評価指標を基準に、申請機関の知的財産管理能力を診断・分析し、その結果の診断点数が一定水準以上の機関には知的財産関連の政府支援事業などで優遇措置を取ることにした。

<表V-1-16> 知的財産管理能力の評価項目

評価部門 評価項目	IP創出(創出支援)	IP保護(権利化・維持)	IP活用(移転・事業化)
基盤(体系化)	各部門別組織、人材、予算、規定、基礎情報システムの測定		
運営(戦略化)	各部門別教育及び4つの核心活動の測定		
成果(効率性)	各部門別量的、質的活動成果の測定		

評価モデルはIP創出・保護・活用能力別の投入と算出の関連性を考慮した還流構造モデルで、大学・公共研究機関のIP創出能力、保護能力、活用能力部門別に、基盤、運営、成果を測定する計42の評価項目と82の細部評価指標で構成されている。評価プロセスとしては、大項目(基盤、運営、成果)別に測定した点数とその点数の合計である部門(創出、保護、活用)別の総点を活用して被評価機関のIP管理能力を評価する。

<表V-1-17> 知的財産管理能力の評価プロセス

段階(1)	創出、保護、活用部門別各評価項目の点数を算出	
	<ul style="list-style-type: none"> 基盤、運営、成果各々100点、部門別総点300点満点(全体総点900点満点) 	
段階(2)	項目別点数を活用した部門別IP管理水準の測定	
	<ul style="list-style-type: none"> 大項目(基盤、運営、成果)別点数と部門別総点を基準に部門別管理水準を測定 	
	区分	部門別IP管理水準
	A	完成段階
	B	高度化段階
	C	基礎段階
	D	不十分段階
	評点基準	
	A	各大項目別70点以上&総点240点以上
	B	各大項目別50点以上&総点180点以上
	C	各大項目別20点以上&総点90点以上
	D	各大項目別20点未満または総評点90点未満
段階(3)	部門別管理水準を活用した個別機関のIP管理能力を評価	
	<ul style="list-style-type: none"> 部門(創出、保護、活用)別の点数と全体点数を基準に、機関のIP管理能力を評価 	

ハ. 評価及び発展方向

国内主要大学及び公共研究機関を対象に特許管理の能力を診断した結果、特許管理専門性が高い機関であればあるほど、1件当たりの技術料収入が高いことが分かった。すなわち、特許管理専門能力と技術料収入の間には密接な相関関係があることが分かった。

しかし、主要大学及び公共研究機関の特許管理専門能力は全般的に特許管理の基礎

能力及び特許の活用能力に比べて最も弱く、特許管理分野での現状診断のみならず、コンサルティングを通じて専門性を高める対策が必要であることがわかった。

したがって、大学・公共研究機関に対して知的財産能力指標を通じた定量化で機関の能力を診断し、集中改善分野を支援するオーダーメイド型支援体制を構築するため、「特許管理能力診断及びコンサルティング支援事業」を推進する計画である。特許管理アドバイザーを対象に知的財産管理能力を測定する評価項目及び細部評価指標に対する集中教育を実施し、アドバイザーが直接大学の能力を診断できるようにする計画である。また、事後モニタリング及び戦略コンサルティングを実施し、持続的に能力を強化していく計画である。

<表V-1-18> 主要大学・公共研究機関の特許管理能力の点数(平均)

年度	対象期間数	診断結果
2008年	16大学	<p>— 知財管理能力の点数が平均29.4% (=29.37点/100点) で相当低いレベル</p> <p>* 基礎的特許管理分野：平均38.4% (=9.5点/24.7点)</p> <p> 専門的特許管理分野：平均16.5% (=6.3点/38.6点)</p> <p> 安定的特許管理分野：平均36.8% (=13.5点/36.7点)</p>
2009年	19大学	<p>— 知財管理能力の点数が平均33.8% (=33.8点/100点) で相当低いレベル</p> <p>* 創出部門34.02点、保護部門39.62%、活用部門39.92点であり、特に創出部門が脆弱</p> <p>— 等級評価の結果：総合等級別の分布をみると基礎段階（C等級）が6機関、不足段階（D段階）が13期間となった。</p>

第2節 国家R&Dの効率化のための支援強化

1. 国家R&D特許技術の動向調査

産業財産政策局産業財産振興課工業事務官金ジウ

イ. 推進背景及び概要

国家研究開発事業は、国家競争力強化のために国家が主導して集中的に育成するための技術、または民間から開発するには負担が大きい技術分野について推進する。国費で運営されるこのような研究開発の予算規模は、持続的に増加している。しかし、量的な成長にもかかわらず、質的な技術革新部分は、先進国に比べてまだ効率性が低い。また、研究開発の結果を技術移転・事業化に連携する知財管理も不十分である。

したがって特許庁は、国家研究開発事業の結果として取上新技术が研究開発の企画段階から知財権の獲得と連携し、市場で最も経済性を有することができるよう特許情報を積極的に活用する方法を図ってきた。

特許庁は第16回国家科学委員会に「国家研究開発事業の効率化のための特許情報活用拡散計画」（2004年12月）を報告し、2005年から特許技術動向調査を試験的に実施して以来、2006年2,099課題、2007年3,433課題、2008年4,760課題、2009年4,071課題の国家研究開発事業に対する特許技術動向調査及び先行特許調査を支援した。

ロ. 推進内容及び成果

特許動向調査は、教育科学技術部、知識経済部など研究開発部署の中長期、大型研究開発事業を行う際に、課題発掘段階、研究企画段階、中間評価段階に開発中である技術と一致する先行特許の存在有無と類似特許の動向などを提供して、特許がとられていない方向に研究開発を誘導することを目的とする。このため、各省庁の

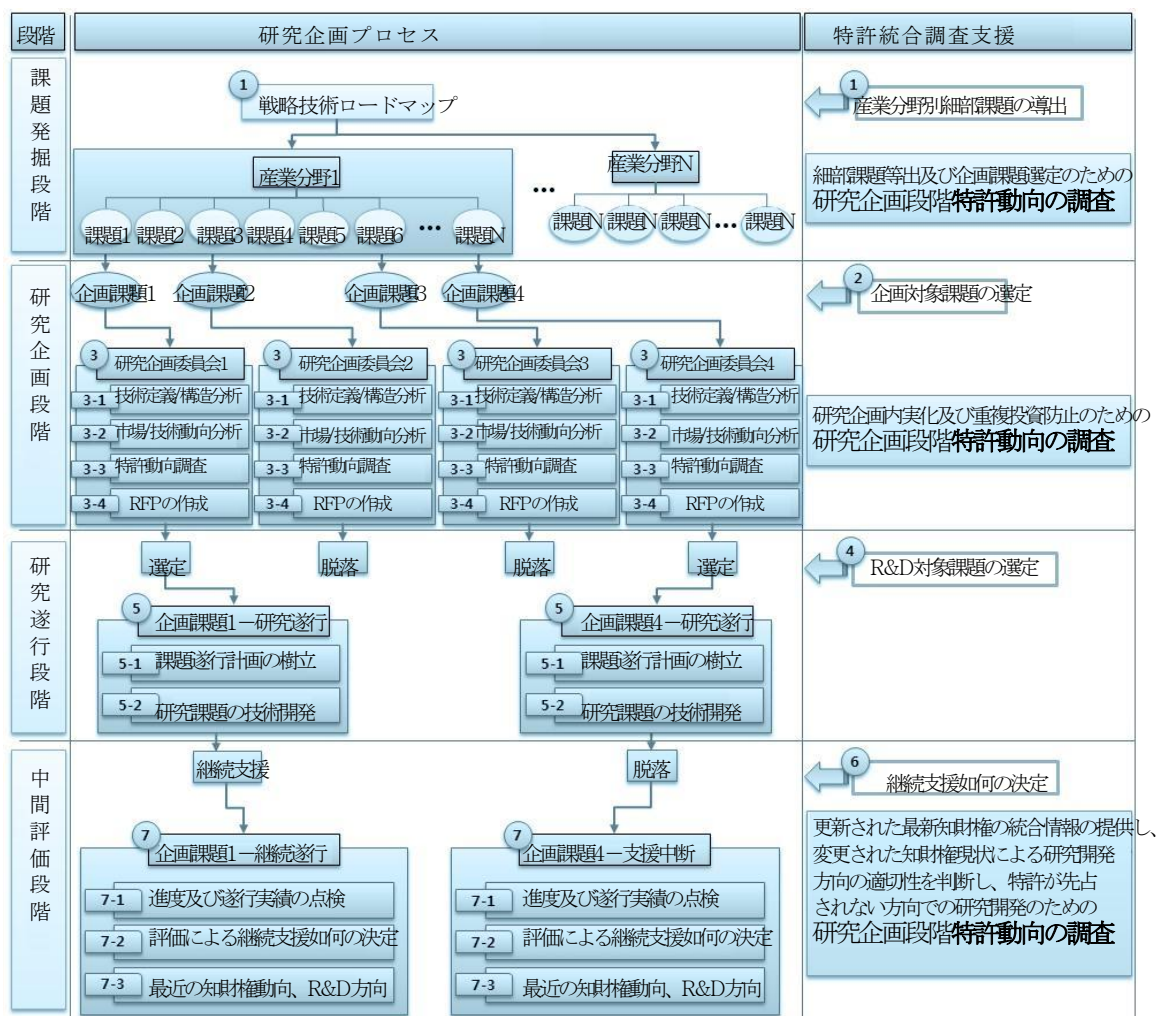
研究開発事業企画のための予算、期間に特許動向調査が反映できるよう、国家研究開発事業の運営要領・指針などの関連規定に特許動向調査についての具体的な施行計画を設けるようにした。

1) 国家研究開発事業の研究企画/中間企画の際に特許動向調査

特許庁は、国家研究開発部署と協議を通じ、特許動向調査を支援する事業及び課題を選定し、特許動向調査の結果物を省庁に提供する。各省庁では提供された特許動向調査の結果物を研究企画段階に反映して研究の方向を設定・変更するなど特許情報を積極的に活用して競争力のある研究課題を引き出す。

2006年には、4省庁で211課題、2007年には、14省庁で290課題、2008年には、14省庁で407課題、2009年には、21省庁で413課題について研究企画段階の特許動向調査を実施した。また、2009年には特許庁審査官を国家研究開発省庁の研究企画委員会の当然職委員として参加させ、高い品質の特許情報分析を支援した。

<図 V-1-4> 国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援体系



また、同事業から得られた分析結果物である「特許動向調査報告書」はウェブサイト「e-特許国 (WWW.Patentmap.or.kr)」を通じ、公開しており、一般研究者も研究、技術開発を行う際に活用することができる。

<表 V-1-19> 2009年度の国家R&D研究企画/中間企画特許動向調査の支援状況

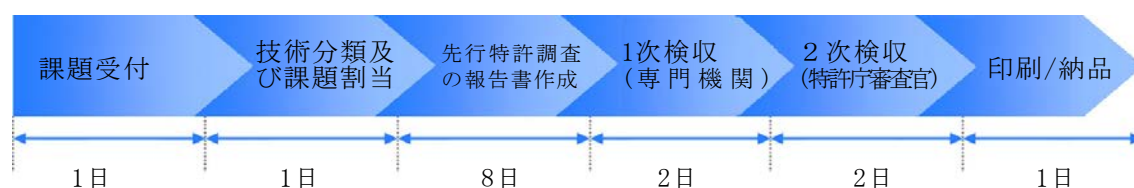
区分	主管省庁	研究開発の事業名	事業課題数
研究企画時の特許動向	教育科学技術部	未来有望融合技術パイオニア事業	12個
	国土海洋部	交通体系効率化事業	1個

調査		未来鉄道技術開発事業	3個	
		研究企画評価事業	10個	
		海洋安全技術開発事業	2個	
	文化体育観光部	スポーツ産業技術開発事業	6個	
	保健福祉家族部	保健医療技術研究開発事業	2個	
	知識経済部		未来型個人航空機開発先行研究 (技術料産業)	1個
			民軍兼用技術開発事業	2個
			産業源泉技術開発事業 (産業技術分野)	138個
			産業源泉技術開発事業 (IT分野)	70個
			産業源泉技術ロードマップ	76個
		繊維産業ストリーム協力技術開発事業	38個	
		素材源泉技術開発事業	17個	
中間企画時 の特許動向 調査	農村振興庁	アゼンダ中心の農業R&Dシステム	30個	
	山林庁	山林科学技術開発事業	4個	
	知識経済部	電力産業研究開発事業	1個	
7省庁			413個	

2) 国家研究開発事業の課題選定/段階評価時の先行特許調査

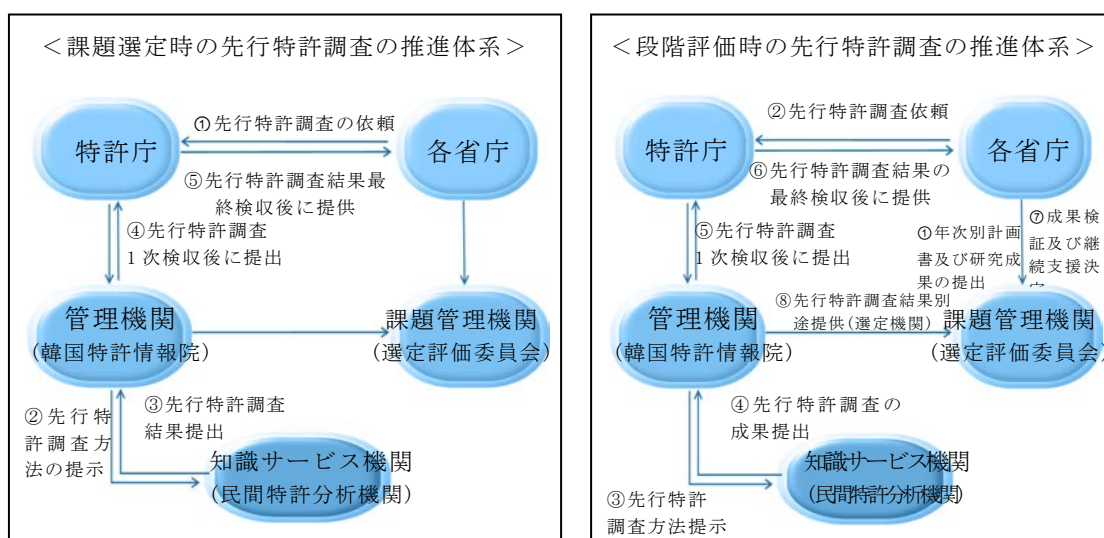
先行特許調査は短期小型課題においてBottom-up方式で研究をする課題を選定する際に該当分野の先行特許などを事前に調査して研究開発が重複されることを防止するために推進された。特許庁は<図V-1-5>のような手続きを通じ、各省庁に「先行特許結果報告書」を提供し、各省庁は、研究課題の選定評価にこれを反映して支援課題を選定、先行技術を考慮した研究開発をすることができた。

<図V-1-5> 先行特許調査のプロセス



2006年には7つの省庁1,888の課題、2007年には13省庁3,143の課題、2008年には14省庁4,395の課題に対して課題遂行/段階評価時の先行技術調査を支援した。2009年には10省庁3,599の課題について先行特許調査を実施した。

<図V-1-6> 課題選定/段階評価時の先行特許調査の推進体系



これを通じて類似な先行特許があったと調査された計935の課題が、支援対象の選定評価から排除され、事業性のない課題に開発費用を投資することを防止した。

課題選定評価委員を対象と実施した選考特許調査の有用性に関するアンケート調査では、回答者の82.6%が「重複投資の防止及びさらに優秀な研究課題を選定することに役に立った」と答えた。

<表V-1-20> 研究開発事業の課題選定/段階評価時の先行特許調査

区分	主管部署	研究開発事業名	事業課題数
課題選定時の先行特許調査	国道海洋部	未来海洋技術開発事業	41個
		先端港湾技術開発事業	3個
		海洋装備技術開発事業	1個
		海洋中小ベンチャー技術開発支援事業	37個

農林水産食品部	農林技術開発事業	18個	
	水産研究開発事業	58個	
文化体育観光部	グローバルプロジェクト技術開発事業	4個	
	文化技術（C T）研究所育成事業	14個	
	文化技術開発事業	30個	
	文化コンテンツ産業技術支援事業	31個	
	スポーツ産業技術開発事業	55個	
保健福祉家族部	国立癌センター機関固有研究事業	48個	
	保健医療技術開発事業	230個	
	癌征服推進研究開発事業	79個	
	韓医薬研究開発事業	49個	
知識経済部	部品素材技術企画事業	35個	
	産業源泉技術開発事業（産業技術分野）	54個	
	産業源泉技術開発事業（I T分野）	38個	
	エネルギー資源技術開発事業	48個	
	資源循環及び産業エネルギー技術開発普及事業	13個	
	情報通信成長技術開発事業（I T産業）	55個	
	情報通信成長技術開発事業（I T優秀）	109個	
	情報通信成長技術開発事業（I T融合）	45個	
	クリーン基盤産業源泉技術開発事業	51個	
	航空宇宙部品技術開発事業	16個	
環境部	次世代核心環境技術開発事業	385個	
	無・低公害自動車産業	28個	
	土壌・地下水汚染防止技術開発事業	53個	
	環境融合新技術開発事業	66個	
農振庁	地域特性か事業	31個	
山林長	山林科学技術開発事業	3個	
	林業技術研究開発事業	23個	
消防防災庁	人的災難安全技術開発事業	12個	
	自然災害減少技術開発事業	17個	
	次世代核心消防安全技術開発事業	34個	
中小企業庁	企業協同技術開発事業	392個	
	生産環境革新技術開発事業	263個	
	中小企業技術革新開発事業	682個	
	中小企業サービス研究開発事業	109個	
	中小企業事業化技術開発事業	324個	
段階評価 時の先行 特許調査	保健福祉家族部	癌征服推進研究開発事業	3個
	知識経済部	航空宇宙部品技術開発事業	14個
		次世代パッケージ工程、装備実用化事業	4個
10省庁		3,599個	

ハ. 評価及び発展方向

国家研究開発事業の企画委員を対象としたアンケート調査の結果、約26.4%課題が特許動向調査を活用して研究企画方向又は研究内容を転換したり、修正したこととなった。

また、韓国開発研究院（K D I）は、特許技術動向調査事業を通じ、毎年特許出願件数が約2.25%増加した。また、特許情報市場育成を通じ、2010年29,000個、2015年には61,000個の理科系人材の雇用創出効果が期待される。

<図V-1-7>特許技術動向調査事業を通じた雇用創出効果



実際に特許技術動向調査事業に参加する知識サービス機関は、2009年には92機関（2008年には74機関）であり、人材は1,143人（2008年には1,260人）で、国家研究開発予算が増えるほど雇用創出効果も上がると予想する。

2010年の特許技術動向調査事業は、研究開発の特性を勘案したオーダーメイド型特許分析の提供を通じ、競争力のある研究企画報告書を誘導し、知財権中心の技術獲得戦略方法論をR&D課題の詳細企画にも適用して研究企画のみならず、研究に基づいて開発された技術が事業と連携され、利益を生み出すことができるよう、国家研究開発事業の全周期において特許情報の活用を支援する予定である。

今後にも特許庁は国家研究開発の主観省庁、専門機関と共同で同事業を持続的に推

進して韓国国家開発事業の効率性を向上させるつもりである。また、特許情報活用の制度化による国家競争力の向上のために努めている。

2. 国家R&D特許成果管理

産業財産政策局産業財産政策課環境事務官李ジンヨン

イ. 推進背景及び概要

政府の国家R & D予算は、2002年には4兆6,984ウォンであったが、2009年には10兆9,936ウォンに、毎年平均約15.2%の増加をしている。このように、国家研究開発事業のR & D予算規模が拡大され、R & D投資の効率性に関する政府の関心も拡大された。したがって、政府は大型化・複合化されている国家研究開発事業に対する全省庁レベルの総合管理体制の構築のため、1998年から国家科学技術委員会を中心に毎年「国家研究開発事業の調査・分析・評価」を実施している。

2003年パイロット事業以降、2005年から毎年国家R&D特許成果の調査・分析を遂行して報告書を発刊し、2005年12月には成果中心のR & D評価の強化を基本枠とする「国家研究開発事業などの成果評価及び成果管理に関する法律」を制定した。2006年8月には第21回国家科学技術委員会で議決された「研究開発成果評価基本計画」を基にして今後5年間(2006~2010)研究開発の成果評価施行の基本方向と原則を提示した。また、R & D関連法令に特許出願の時に国家R & D事業の結果であることを必ず記載するように法令を改正(2006.12)した。また、国家研究開発事業の管理などに関する規定(2007.2、以下「共同管理規定」)により、国家研究開発事業の研究成果を特許出願する際に課題出所の記載を義務化した。

第27回科学技術関係長官会議(2007.9)で教科部(旧科技部)と共同で「研究成果の管理・活用に向けた活性化方策」を報告し、特許情報院を特許成果物専担機関として指定することを審議・議決した。また、「共同管理規定」に特許成果物の専担機関として「韓国特許情報院」を指定(2008.5)した。特許庁単独で「2007年度国家研究開発事

業の特許成果調査・分析結果」を報告し、2008年には第33回目、2009年には第44回目の国家科学技術委員会運営委員会に「国家研究開発事業特許成果の調査・分析結果」を報告した。

ロ. 推進内容及び成果

特許成果管理の体系的な収集・分析及び活用・拡散の基盤を設けるための「国家R&D特許成果総合管理システム (www.rndip.or.kr)」を2009年8月に造り、運営している。同システムには、国家R&D特許成果を検証するためのDBを構築し、特許成果の登録有無をリアルタイムで検証する機能及び外部システム（NTIS、研究管理専門機関、研究成果物の専門機関など）との連携が構成されている。主な提供サービスとしては、国家R&D特許成果の統計、特許成果の検索、特許成果の活用・拡散及び特許成果の常時入力への支援サービスなどがある。

2009年は、特許成果データ整備の元年と設定し、教育科学技術部と共同でデータ整備を行い、2003年以後の特許成果及び漏れた特許成果のデータの整備を完了した。また、特許成果の調査・分析と関連した課題の要約書、技術料及び事業化情報などのR&D課題情報を特許成果データに追加補完して、既に有している1998年～2008年の特許成果85,729件より34,705件が増えた120,434件を確保した。（整備前と比べ40.5%の増）また教育科学技術部及び研究管理専門機関と協議を通じ、1999年～2007年のR&D事業の課題情報を確保して計2,446の事業の221,205課題の情報を収集することで、R&D事業課題情報と特許成果を連携させ、調査分析項目及び漏れた特許成果の追加することができ、正確かつ信頼性のある特許成果分析サービスの提供が可能となった。

<表V-1-21> 国家R&D特許成果のデータ整備の結果

(単位：件、%)

区分	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	計	
国内	出願	1,276	1,689	1,975	2,947	3,958	4,083	6,935	8,560	10,269	13,630	13,257	68,579
	登録	211	366	632	932	1,438	1,420	3,165	4,590	8,376	10,256	5,650	37,036

	小計	1,487	2,055	2,607	3,879	5,396	5,503	10,100	13,150	18,645	23,886	18,907	105,615
海外	出願	361	391	579	771	586	440	1039	1,576	2,220	1,925	2,152	12,040
	登録	173	201	202	129	57	61	308	311	270	505	562	2,779
	小計	534	592	781	900	643	501	1,347	1,887	2,490	2,430	2,714	14,819
計		2,021	2,021	2,647	3,388	4,779	6,039	6,004	11,447	15,037	21,135	26,316	21,621

*資料：2009年度国家R&D特許成果の調査・分析の報告書

2009年度に収集された特許成果データの調査・分析を行い、国家R&D特許成果の量的・質的水準についての深層分析を行った。特に、国家R&D登録特許の質的水準の評価のため、専門家評価及びオンライン自動評価を利用した質的評価を実施した。国家R&D特許が民間R&Dや外国人特許に比べ、質的水準が相対的に低いと明らかになり、国家R&D特許成果の質的な向上のために体系的な努力が必要である。

<表V-1-22>登録特許に対する専門家及びオンライン特許の評価結果(2004年～2008年)

(単位：点、%)

区分	専門家評価			オンライン自動評価		
	国家R&D	民間R&D	外国人	国家R&D	民間R&D	外国人
評価点数平均	65.5	65.6	67.4	64.2	64.4	68.6
優秀特許シェア	6.3	11.0	17.3	4.1	5.5	6.8

*資料：第44回国家科学委員会の運営委員会の報告案件「国家研究開発事業の特許成果分析及び管理強化計画(案)」

また、国家R&D特許成果管理現状に関する深層分析を行い、特許成果と技術料の相関関係の分析及び国家R&D特許成果の権利移転・存続期間の分析、国家R&D事業と特許成果の一致如何の検証結果、サンプリングした特許成果224件の中、14件(6.3%)が申告ミスであった。また、個人名義の特許も依然として存在し、今後の体系的な管理が必要である。

＜表V-1-23＞国家R&D特許成果の実態的検証の結果

(単位：件、%)

区分	分析対象	検証結果		検討結果	関連の課題数
		正常	ミス		
出願日 関連性	224 (100)	220 (98.2)	4 (1.8)	○(1件)課題開始年度の以前に出願 ○(3件)課題開始年度は同じが、出願日が 課題開始日より先である	3の課題
発明の 関連性	224 (100)	213 (95.1)	11 (4.9)	○(3件)申告された特許と類似な出願番号又は、課題内容と類似な特許が検索されて入力ミスと推定 ○(8件)類似な特許番号又は、関連のある特許の未発見	11の課題

*資料：2009年度国家R&D特許成果の調査・分析の報告書

全世界のIP-R&D統計及び特許統計情報に関する収集及び分析を行い、国家R&D及び特許関連政策樹立に活用するようにした。OECD、Euro stat、WIPO、NSF、日本の文部科学省などの主要統計報告書を入手して資料を5回にわたって発刊した。また、主要R&D及び特許統計を分析して3回にわたり、イシューペーパーを発刊した。主要内容は、米国特許の量・質的な分析による技術力ランキング情報及び米国特許の大学、政府及び政府出資研究所のスコアボード、世界最強の特許及び標準関連統計、特許生産性関連の統計、韓国の情報・民間R&D投資の特許生産性の分析などを提供した。

特許出願時の研究課題出所記載率の向上による特許成果の入力ミスを最小化して特許成果の体系的な管理のための広報を行った。33の研究管理専門機関及び約200の特許法律事務所、R&D特許センターのカスタマ、課題管理機関などを対象に広報電子レターを3回発送して、月刊「発明と特許」及び隔月刊「Patent 21」に出所記載案内広告の掲載を6回行った。19の代表研究管理専門機関を対象として記載率向上のための協力公信を送付し、説明会も設けた。結果的には2008年45.3%に過ぎなかった記載率が、20

09年67.8%となった。今後、R&D省庁と研究管理専門機関などとの積極的な協力体制を設けて研究課題出所記載の義務化規定の安定的な定着のため、努めるつもりである。

ハ. 評価及び発展方向

2009年特許成果管理現状の分析結果の中、申告ミスや個人名義の特許が依然として存在するなど、特許成果の収集・管理が足りないものであった。特許成果の収集・管理の専門性を向上させるため、管理主体を専門機関であるR&D特許センターと変更し、特許成果を常時に収集・検証する体制を構築する予定である。また、個人名義の国家R&D特許に対する追跡調査を通じ、教育家科学技術部、知識経済部などR&Dの主観省庁と協力して還元を誘導するシステムを構築するなど国家R&D成果についての管理を強化する予定である。2009年特許成果総合管理システムによる国家R&D特許成果の管理基盤は設けたが、特許成果の常時入力、「需要者のニーズに適合する統計情報及びコンテンツ」の不足によって、活用が少なかった。システムの広報強化、多様なコンテンツの提供及び関連機関との連携サービス強化を通じ、管理体系を強化する予定である。

既存の特許中心の成果管理から知財全般に対する総合的な管理を推進するために、1998年～2008年の国家R&D事業より発生した実用新案、デザインの成果を収集・整備する予定である。特許出願時の研究課題出所記載率を向上させるため、R&D主観省庁、研究管理専門機関、主観研究機関など関連機関に広報を強化して、特許法及び実用新案法の施行規則を改正するなどの関連規制整備し、2012年よりは特許出願時の課題出所記載件のみ、成果を認定する方法を推進して特許出願書に記載された研究課題出所から出願及び登録性と状態把握できるように推進する予定である。

特許成果の効率的な収集・管理及び活用のためにR&Dの主観省庁、研究管理専門機関などとヒューマンネットワークを構築し、R&D成果管理関連の国内外の現状把握と特許競争力の向上のための政策発掘のため、国家R&D特許成果フォーラムを運営し、全世界で発刊される主要IP-R&D関連統計を入手・分析するなど政策研究と活性化して国家R&D及び特許関連政策の樹立に活用する予定である。2009年度の国家R&D特許成果を調査・分析して、特許成果の動向、質的な水準など主要特徴の取り出し及び分析を通じ、

関連性策樹立及び事業評価などに活用してR&D効率性を向上させるつもりである。

R&D事業の効率的な評価のため、引用度の分析、三極特許権集などを提供するなど、特許の質的評価を提供し、特許の量的・質的レベルを比較できる指標の開発により、国家R&D特許評価を強化する予定である。R&D効率性の向上のため、国家R&D事業より発生した特許成果の技術移転実態を成果に把握し、計量的な相関関係の分析を実施する予定である。

3. 知財権創出管理支援のためのR&D特許センターの運営

産業財産政策局産業財産政策課電算事務官シン・ヒョンチョル

イ. 概要

R&D特許センター(<http://www.rndip.re.kr>)は、強い知財権創出を支援する専門機関であり、国家R&D事業の全過程にわたって知的財産権の創出・管理・活用を重視する文化の定着及び国家競争力の向上を目標として、2005年に設立され現在まで運営されている。第21回科学技術関係長官会議(2007. 1)で研究者及び研究管理者に対する知的財産教育をR&D特許センターが担当することが議決された後、IP-R&Dコンサルティング、研究ノートの定着事業、特許管理セミナーなどを教育・コンサルティングを通じ、研究者の知財管理能力が向上するよう支援している。また、R&D IPフォーラムを通じR&Dと知財権を連携した新規政策及びコンテンツを開発・拡散している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 知財権相談、オンライン教育課程の開発及び運営

イ) 知財権相談の実施

R&D特許センターは、オン・オフラインを通じ、最近増加している研究成果の権利化の方針、研究ノートの作成、職務発明の所有権問題など知財権専門分野に関するマン

ツーマン相談サービスを提供しており、2009年度には前年比10%増加した755件の相談を実施した。

ロ) オンライン教育課程の開発及び運営

R&D特許センターは、主に法律を扱う知財教育から離れ、R&Dと関連した知財に対する教育カリキュラムを開発して研究者の知財管理能力を向上させようとオンライン教育サービスを提供している。2009年度には物質移転契約（MTA）、秘密情報管理、論文特許戦略など3の教育課程を追加で開発し、12の教育課程を運営した。2009年度のオンライン教育を受けたものは3,794人であり、全体の修了者のうち、70%は国家R&D関連機関に所属されている研究者であり。また、オンライン教育課程をB2B形態と6の機関（KAIST、KIST、韓国保険産業振興院、斉州大学、慶上大学、フロンティア支援団）が導入した。

2) 知財権の創出・保護・活用のための戦略コンサルティング

イ) 研究室特許先約支援事業

本事業は、R&D遂行の基礎単位である研究室の特許戦略の樹立及びコンサルティングを通じ、研究室から創出された知財を戦略的に管理・活用できるよう、支援する事業である。これを通じ、優秀科学者の国家核心技術の流出管理及び源泉・核心特許創出を支援している。2009年には50大学・公共研究所の研究室支援より新規IPの獲得戦略（46件）、問題特許対応戦略（11件）、R&D方向の提示（38件）などの成果を生み出した。

<表V-1-24> 2009年研究室特許戦略支援の事業成果

(単位：件)

戦略 類型	IP獲得戦略 (新規、補強)	問題特許 対応	技術移転 (技術移転交渉)	R&D方向 の提示	知財権 の教育	計
件数	46	11	6	38	34	135

<表V-1-25> 研究室特許戦略支援事業BP (Best Practice) の事例

- (エネルギー技術研究院温室ガス研究センター) PCT出願中である先行技術調査により源泉特許の可能性を確認→既に出願された特許を基準として補強特許の出願
- (インゼ大ナノ光電素子研究室) 研究室から開発したグラフィン関連の源泉技術について強い特許確保戦略樹立及び特許出願→本事業を通じ、発掘されたD企業と技術移転を交渉中
- (利花女子大生無機化学研究室) 既存研究課題 (酸素触媒及び酸素発生システム) と関連した課題の提示 (2個) 及び特許出願→2010年研究室の研究課題と採択

ロ) 研究成果の向上のための戦略的な知的財産管理の現場教育事業

(1) 国際共同研究IP戦略支援事業

R&D特許センターは、開放型技術革新が拡散される環境の下で、国家R&Dの効率的な管理や遂行ができるよう、国際共同研究を行う研究者を対象とする教育及びコンサルティングを支援している。2009年度には国際共同研究IP戦略ガイドセミナーを3回実施して国際共同研究の標準協約書及び解説書、協約チェックリストが添付されている国際共同研究知財管理指針を作成し、配布した。

<表V-1-26> 国際共同研究関連のBP (Best Practice) の事例

- (忠北大、教科部) 英国Imperial Collegeと国際共同研究の推進の中、機関レベルの国際共同研究協約の指針がなく、契約締結に困難であった。→R&D特許センターの標準契約書を保管し手協約の締結 (事後紛争発生の可能性を最小化するための諮問実施) →教科部のGRL課題責任者の協議体の案件を上程 (R&D特許センターの標準契約書を他のGRL課題に拡大適用の検討)
- (生産技術研究院ヨラジア協力センター) 協約の締結前に関連の責任者に対して知財権所有・活用の方法、国家間の法律の差による技術実施及び技術料の徴収などの諮問実施→生産技術研究院の他国の国際協力センター (米国、日本、ベトナム) への拡大を検討 (2010年)

(2) 研究ノート制度の定着説明会

R&D特許センターは、国家R&D事業の研究ノート管理指針の制度定着のため、研究ノートの普及（2009年、1,066部の普及）及び制度説明会（2009年、20回）を実施した。また、2009年10月に研究機関研究ノート管理指針標準案及び解説書を政策して250の機関に配布した。

3) IP-R&Dコンテンツの開発及び拡散

イ) IP-R&Dコンテンツの開発

国家R&D研究者及び研究機関の知的財産の管理・活用の促進するため、国内外のBP (Best Practice) の事例を収集・分析し、研究現場にIP-R&Dコンテンツを提供している。2009年度にはR&D環境変化による知的財産管理指針、フロンティア技術獲得のためのR&D特許コンサルティングモデル、国家R&D課題の特許成果評価のための複合評価モデル、国家R&D特許戦略マニュアルなどのコンテンツを開発した。また、国家R&D参加研究者の知的財産管理の活用水準実態調査の結果、総合点数は59.3点であった。

ロ) 国家R&DIPフォーラム

大学、出資研究所などの知的財産権の創出・保護・活用能力の培養により産・学・研の間の開放型技術革新を促進できる知的財産ネットワークを構築するための事業であり、現在5のR&D管理機関が運営委員として参加しており、2009年度には3回のフォーラムを開催した。

ハ. 評価及び発展方向

2010年には、R&D特許センターの運営事業を全面的に改編し、支援効果が少ない又は一回性事業と判断された事業を中断し、選択と集中を通じた4の事業を統合運営中である。

一つ目は、研究室特許戦略支援事業は、国家核心技術を研究する優秀な科学者を中心に35の研究室を支援し、IP・R&Dの経験が豊富な特許戦略専門家が特許情報分析機関とともにオーダーメイドIP-R&D戦略を樹立、支援する予定である。

二つ目は、大学・公共研究所の有望アイデアの支援事業（発明インタビュー⁴²）は、発明申告されたアイデア・発明について外套期間に自ら技術を発掘・評価できるプロセスを支援することにより、大学・公共研究所の特許管理能力の向上及び政府R&Dの投資効率化を目標とした事業で、2010年には4の機関をパイロット支援する予定である。

三つ目は、2009年まで書面研究ノート（R&D特許センター）と電子研究ノート（韓国特許情報院）の二元体制でR&D現場での作成管理の混乱及び制度化（法令・規定）推進の不足などの問題があった研究ノート事業をR&D特許センターに一元化した。2010年度には電子研究ノートの公証インフラの構築を通じ、R&D記録物の法的効力を確保する予定である。

四つ目は、知的財産事業化の協力ネットワーク構築事業は、事業化が可能なIP生産、投資の資本連携、企業の需要を反映したIPポートフォリオの発掘など事業化協力ネットワークの活性化のための事業であり、R&DIP協議会、知識財産協議会（KINPA）、投資管理者協議会（PIA）間の交流及びR&DIPフォーラムを改廃する予定である。

⁴² 機関全体の発明申告件について外部専門家が必ず参加する審議委員会で、発明者相談などによって評価する制度。審議委員会の評価過程で発明を補完し、評価等級により権利化批評の差を置いて支援。

第3節 知的財産権政策強化の基盤作り

1. 知的財産政策研究の強化

産業財産政策局産業財産政策課行政事務官ジョン・スンチョル

イ. 推進背景

知的財産権中心の企業経営活動が活発になるなど、社会全般にわたって知的財産権が重視されつつある状況である。急変している知財権の動向を迅速に把握して最適に対策を設け・普及し、国家・産業競争力の向上に貢献するためには、政策環境の変改に一步先に対応することが必要である。

特許庁は米国・日本・欧州・中国の主要国の知的財産関連の法令・制度及び政策動向などを分析して、政府の法・制度の改善方針を導き出し、全政府的な知財権政策の樹立に積極活用している。

ロ. 推進内容及び成果

国家の中長期的な知的財産政策の方向を提示するため、特許庁内部の需要調査、学界・企業の需要に従って委託する政策研究課題のテーマを選定している。その主な内容は次のとおりである。

-
- 特許・商標などの産業財産権とコンピュータプログラム、地理的表示などの新知的財産権などに関連した法・制度の研究
 - 科学技術、通商、中小企業、人材育成、国民保健など国家の主要政策と特許政策を連携するための政策研究
 - 主要国の知的財産関連の法令・制度及び政策動向などを分析し、政府の法・制度改
-

 善策を導き出す研究

- 自由貿易協定（FTA）及び知財権関連の国際条約などの国内外の環境変化による国家的財産対応戦略を樹立するための政策懸案事項の研究
-

政策研究委託テーマは、政策研究委託審議委員会で決め、公開競争を通じ、該当分野で最高の専門機関（専門家）と契約を締結し、研究を遂行している。政策研究委託推進のプロセス及び運営は次の通りである。

<表V-1-27>政策研究委託の推進プロセス及び運営



* 「政策研究委託管理規定の施行細則」(特許庁訓令第648号)運営

2008年に遂行した研究課題は次のとおりで、研究結果報告書は特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)又は政策研究委託サイト(www.prism.go.kr)で誰でも閲覧できる。

<表V-1-28>2009年知的財産政策研究委託のテーマ

区分	課題名
1	製薬分野のエバーグリーン特許戦略と紛争事例の研究
2	証明標章制度の効率的な導入方針の研究
3	営業方法特許に関するIP5の法制比較及び出願戦略の研究受託
4	海外遺伝資源と伝統知識の効果的な利用方針及び合理的な国際保護方針の研究
5	IP5間の実態審査基準の比較分析を通じたグローバル審査基準確立方針の研究
6	パラメーター発明(数値限定発明を含む)の事例分析及び特許戦略の研究
7	植物特許法改正による種子関連の発明の知財権保護方針の研究
8	特許協力条約(PCT)の沿革的發展過程の分析を通じた特許制度改善方針の研究
9	5カ国特許法の下位法令の比較
10	IT標準の効率的検索方針に対する研究
11	権利不要求制度の導入及び審査品質向上のための技術的標章に関する研究
12	サービス標審査の効率性及び正確性向上のための指定サービス業分類の細分化
13	気候変動協約関連の国家間技術移転に対する知財権観点からの対応方針の研究
14	知財権利、情報活用の極大のための特許制度改善方針の研究
15	日本特許法の専門改正方向に関する研究及び示唆点
16	知財権審判の迅速性及び公正性向上のための産業財産権法の法律改正方針の研究
17	韓国の知財サービス産業の現実と今後の見通しに対する調査研究
18	主要国の産業財産権手数料体系の調査、分析及び特徴的な手数料制度の国内導入に関する研究
19	産業財産権の出願予測方法の研究
20	韓国型情報開示規定の導入方針及び韓国産業競争力に及ぼす社会経済的な影響の研究
21	専門資格制度の先進化のための弁理士制度の中長期発展方針の研究
22	知識振興のための知財管理能力向上方針の研究
23	知財権とヒット商品創出の連携性に関する研究
24	主要国の特許行政カスタマサービスの支援政策の比較及びオーダーメイド型の海外知財情報の提供方針の研究
25	侵害訴訟と関連した特許司法制度の先進化のための訴訟現状分析及び発展方針の研究

	研究
26	企業特性による国際特許紛争の支援方針の研究
27	知識基盤経済に適合する行政体系の研究
28	国有特許権の合理的な実施料の算定及び委託官営方針に関する研究
29	新技術分野の強制実施制度の適用に関する研究
30	不正競争防止及び営業秘密に関する法律によるパブリシティ権の保護方針の研究
31	知識財産権の仲裁制度の導入及び実施法真意に関する研究
32	IP5審査官の共通訓練戦略の樹立のための5カ国審査官の教育訓練過程の比較研究
33	韓国・EU FTA知財分野の実施方針の研究
34	知財基盤の技術金融活性化のための知財価値評価のマニュアル
35	弁理士制度の改善研究受託
36	大学、公共研究所の研究開発アイデアの確保方針及び職務発明と技術流出防止に関する政策開発戦略

ハ. 評価及び発展方針

知財権分野の政策研究受託を通じ、急に変化している知財権動向を迅速に把握して最適の対策を設け・普及しているところで、知財権の政策研究は強化し続けるべきである。ただし、2008年に知財権研究受託事業を通じて行われた36のテーマの活用率は66.6%であったが、法制の制定及び制度改善に9件（25.0%）、推進中である事業改善に15件（41.6%）が活用されて、特許政策発展のための法令・制度改善課題のシェアを向上させる必要がある。

今後とも、政策研究受託の結果が知財権の政策樹立に直接反映されるよう、法令・制度改善課題のシェアを拡大して、重複研究防止のための重複性の事前検討、課題中間点検の強化など研究管理機能も強化し続ける予定である。また、課題活用度及び課題評価結果を課題の選定の際に反映して課題品質の改善を推進する計画である。

2. 知的財産政策研究インフラの構築

産業財産政策局産業財産政策課行政事務間ジョン・スンチョル

イ. 推進背景及び概要

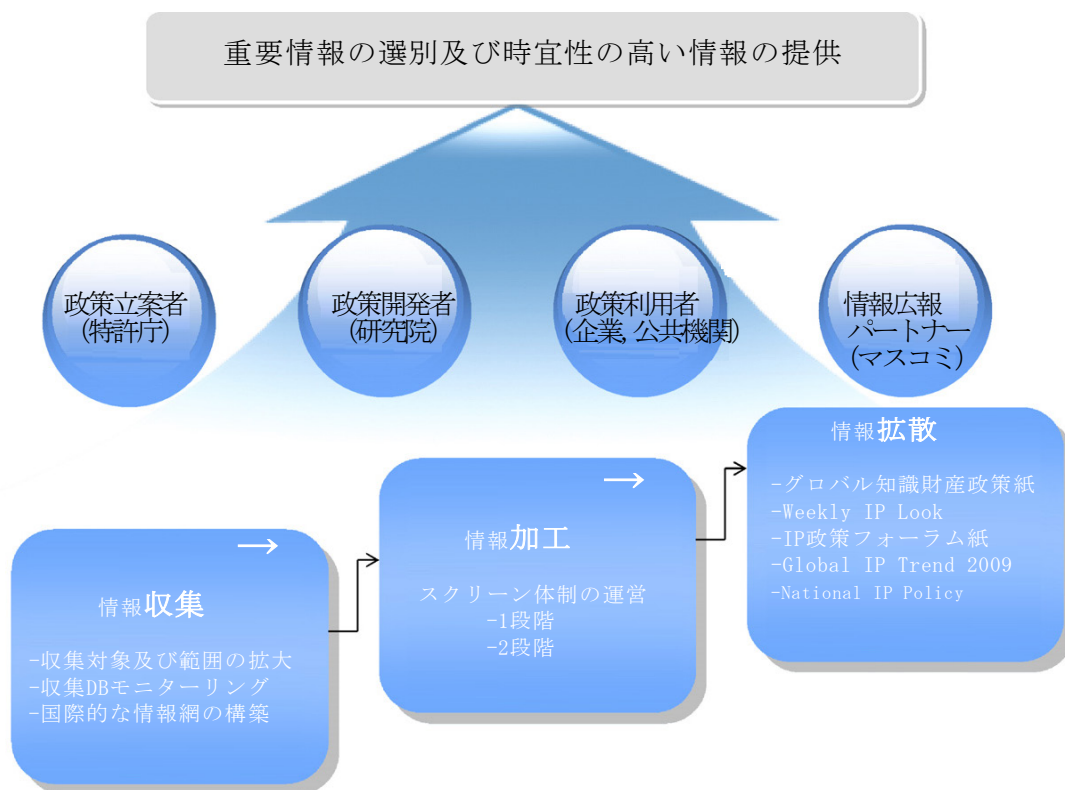
知識基盤社会の国家競争力の向上のためには、知識財産の創出・保護・活用のための政策的・学問的な研究基盤作りが必要である。特に世界の知財政策の動向を迅速に把握してIP生態系の環境変動に一步進んで対応し、IPを産業戦略的に活用するための政策開発の基礎資料として活用することが必要である。特許庁は国内唯一の知財権専門研究機関である韓国知識財産研究員を通じ知識財産研究のインフラ構築のための多様な事業を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 知的財産動向の収集・普及

米国・ヨーロッパ・日本・中国など知的財産強国を始め、その他の主要国(ドイツ、オーストラリア、フランスなど)から国際的な情報網の構築、国内・外の知財情報データベースをモニターリングして収集した情報の中、有益な情報を選べるよう、2段階のスクリーン体制の運営によって、メーリングサービスで毎週提供している。

<図V-1-8> 重要情報の選別及び時宜性の高い情報の提供



一年間収集された世界動向及び学術情報などの知財情報の分析を基に、未来の政策変化に適切に対応できるよう、外国政府及び企業の政策動向を「Global IP Trend 2009」を通じて提示した。また、イシューとなったIP争点について専門家が参加する座談会や多様な専門家が作成した論文を通じて、立体的かつ深層的な分析を提供するために多様なコンテンツで構成し、知財権研究活性化事業と政策成果を広報した。また、主な知財政策イシューや注目すべきテーマについて集中的に議論した分析情報を「知識財産政策紙」を通じて提供した。

<表V-1-29> 学術誌「知識財産政策」構成（例）

題号：知識財産政策		
IP Interview	KIIPが会った人	編集委員会から選んだIPキーパーソンに対するインタビュー
Policy Focus	専門家座談会	4～5人の専門家による座談会
	争点のイシュー	3編以上の分析研究報告書
	総評	座談会と争点イシューから扱われた内容を中心に総評を通じた特許分析及び見通し
IP Trend	国内動向	特許庁を中心とした韓国政府のIP政策動向を提供
	海外動向	Issue & Focus on IP及び海外知財専門誌を通じて収集された海外動向の提供
	Case Study	特許、商標など4～5の知財関連の判決の評釈
IP Culture	生活の中のIP	生活での文化現象をIPの観点から紹介
	地理的表示	地理的標示の団体標章と登録された地理的な標示産物と該当産物の産地の名所を紹介

2) 知的財産ネットワークの構築

特許権濫用防止指針を設けるための専門化フォーラムをはじめ、公益性が強化された政策フォーラムが時宜性のあるテーマを中心に活発に開催され、政策立案者、政策開発者、政策利用者が参加した「開かれた研究」を可能にした。また、知的財産関連の研究者や専門家たちのネットワーク構築及び情報共有を活性化させ、専門性を強化した意見収集の場として活用した。

＜表 V-1-30＞知識財産政策研究会の内容

細部テーマ
特許権濫用防止指針を整備するための専門家フォーラム
新技術分野の強制実施制度の適用のための専門家フォーラム
国家知的財産行政体制のための政策フォーラム
韓・日知的財産政策国際セミナー
知的財産セミナー
大学・公共研究所での研究開発アイデアの確保及び管理に関する政策開発のための政策フォーラム
Emerging IP Service Business国際カンファレンス
知的財産強国推進協議会代表者会議
事業化戦略企画フォーラム
知的財産サービスフォーラム
特許権濫用防止のための国際セミナー

3) 知識財産研究基盤作り

IP研究の底辺拡大及び研究環境作りのため、文化体育観光部と共催で、2009年大学(院)生知財権優秀論文公募展は、全般的に論文の質が上がったと評価された。そのうち、産業財産分野では、「特許権の非実施者の特許が侵害された場合、救済方法論としてのLiability Rule」といった論文が最優秀賞であった。

法学専門学術誌である「知識財産研究」は論文公募展の受賞作及び研究会などの結果物掲載を通じ、知的財産研究論文の投稿を優等して、半期発刊から季刊に転換し、登載誌と比べても遜色のない学術誌として成長していく可能性を見せている。

知的財産分野に関する専門情報提供を目的とする知的財産専門図書館は研究を遂行する上で必要な専門資料を収集・整理・蓄積し、研究者に迅速に提供するために設立された。現在、知財専門図書約5,000冊を有しており、2009年には、オンラインデータベース6種を購入し⁴³、約4,000冊のオンライン目次及び抄録を入力してインターネッ

⁴³ Westlaw (全世界法律専門DB)、LawNB (英米、日本法律専門DB)、DBPIA(国内学術

ト基盤の電子図書館サービスも拡充した。2009年2月には図書館法により、専門図書館に登録受け、オン・オフラインのユーザー数も持続的に増加⁴⁴している。

<図V-1-9>知的財産専門図書館の写真



<知的財産専門図書館の内部>



<知的財産専門図書館の書架>

4) 知的財産の基礎研究の支援

毎年実施している「2009年知的財産活動実態調査」は、特許庁が主観している調査統計のうち、唯一の国家承認統計であり、国内唯一の知財統合統計資料である。同実態調査から得られたデータは、特許庁が管理する主要統計（特許活用率の統計など）及びK P I（職務発明報償制度に関連）作成に活用されており、知財権政策樹立の基礎統計である。

調査事業を通じ、蓄積された知的財産活動関連データは、国内知的財産及び技術革新関連の研究を活性化させるベースとなる。また、知財政策とほかの経済部門との相関関係の分析、特許政策の効果に対する分析を通じ、政策執行の妥当性の確保及び新たな政策開発の基本資料と活用されている。

情報DB)、World patent Info(特許情報)、Focust(特許引用分析Tool),韓国学術情報(国内学術DB)

⁴⁴ 2009年度図書館の利用実績はoff-lineは、65,676人(1日平均200人)であり、On-Lineは11,577回(ページレビュー49,202件/新規訪問率:63.2%)

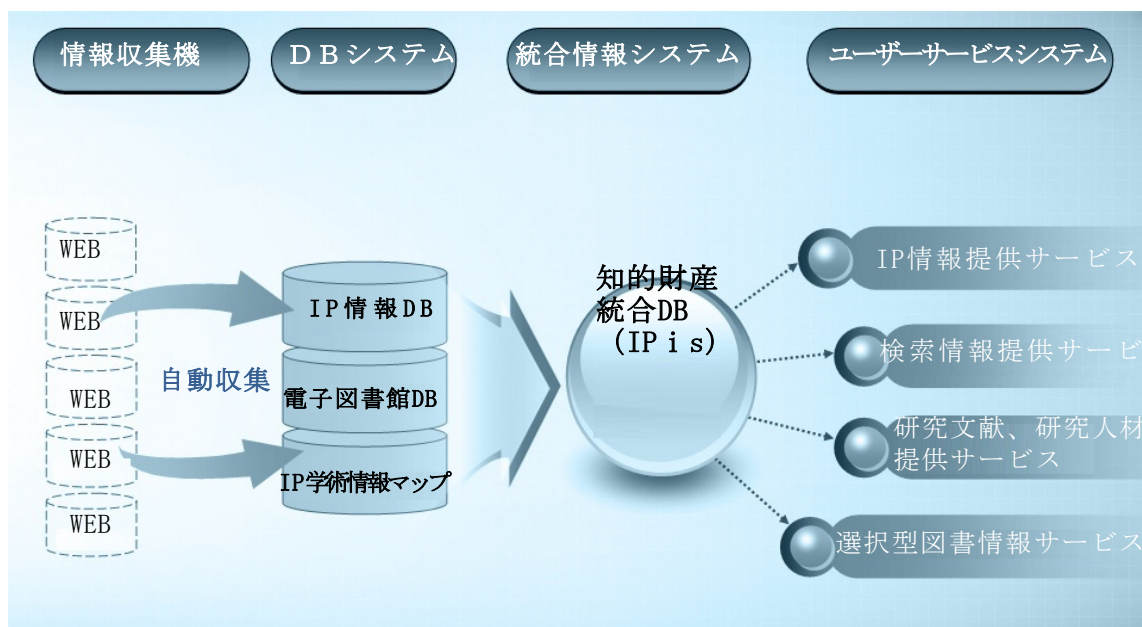
＊例：2008年度の分析結果

【先行特許調査など研究開発活動に先立ち特許情報を活用する企業の革新成果は、活用しない企業に比べると57.3%高かった。→特許庁の先行特許調査支援事業に対する妥当性付与及び事業拡大に対する論理的な根拠を設けた】

5) 知的財産情報サービスの構築

知的財産情報の効率的な統合提供のために、知的財産分野で唯一の統合情報検索システムを構築し、世界動向、学術動向、知的財産イベント情報、新着図書情報など知的財産情報を簡単に検索できるよう、ユーザーに優しいインターフェースを運営している。

<図V-1-10> 知的財産情報サービスのシステム構成図



ハ. 評価及び発展方向

知的財産インフラ構築事業は、知的財産政策動向を持続的に分析・提供して、特許

庁や関連機関の政策樹立の基礎資料として有用に活用されている。特に、知財権政策フォーラムは、政策イシューに関する現場の意見収集の窓口役割を行うと共に、知財政策補佐の役割も行い、政策決定に直接的に貢献している。

- ・強制実施フォーラムの専門家意見を反映して2009年6月強制実施の裁定申立に対する棄却決定（特許庁）
 - ・行政体制フォーラムを通じ、知財関連総括機構設置のための法律案（知識財産基本法(案)発議（李ジョンヒョク国会議員）
-

今後は、先進国の知財権動向と共に新興知財権関心国（BRICs）の政策動向も分析する計画であり、情報の単なる収集・翻訳ではなく、専門家の定性的な分析及び政策提言を追加して知財権情報提供の品質を向上し続けるつもりである。

第2章 特許技術の取引及び事業化の促進

第1節 需要者中心の特許技術取引システムの構築

1. オン・オフライン特許技術取引市場の運営及びインフラの改善

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 李・ゼボック

国家経済成長の鍵が有形資産から技術などの無形資産に変わりつつあり、企業の価値で技術などの無形資産が占める割合も持続的に増加している。国家の持続可能な長期成長のためには、核心技術開発のためのR&D投資と開発された技術に対する特許権の確保、そして事業化の成功が核心的な成功要因として浮上している。しかし、熾烈な技術革新競争によって技術ライフサイクルが短くなっている一方、技術の融・複合化によって技術開発に投じられる時間や費用は増加し、技術革新環境は徐々に悪化している。このような環境の中で、外部技術を導入して技術開発に必要な時間と費用を削減し、活用されていない技術は外部にライセンスングして活用する開放型技術革新(オープン・イノベーション)の傾向が広がっている。

特許庁は韓国の発明志向の伝統と創意的なアイデアを権利化・事業化につなげるため、国家知的財産の保護及び事業化支援システムの構築に努めている。特許技術の活用促進及び開放型技術革新を支援するため、オン・オフラインを通じて特許技術取引市場を運営している。

ロ. 推進内容及び成果

特許技術取引の活性化を通じて特許技術の活用を促進し、開放型技術革新を支援するためにオン・オフラインチャンネルを活用して特許取引広場を運営している。オンライン特許技術取引広場としてインターネット特許技術広場(IP-Mart)を運営し、オフラインの特許技術取引市場としては特許技術常設広場(韓国知的財産センター3階)を運営している。

情報技術(Information Technology)と電子商取引の発達は、産業の生産性を画期的に高め、顧客により便利で有用なサービスを提供できるのはもちろん、政治・経済・社会・文化など全分野において新しいライフスタイルへの変化を促している。このように発達した情報技術を活用して優秀特許技術の移転を通じた事業化成功を導き出せるため、特許庁は2000年4月1日からインターネット特許技術広場(IP-MART：<http://www.ipmart.or.kr>)を構築し、技術需要者と供給者間の技術取引が直接行われるよう支援している。2009年には6の主な民間・公共技術取引機関が運営する技術取引上法DBを連携して関連DBを拡充して、IP-STAR特別コーナーを新設し、専門家が推薦する技術、技術価値評価優秀技術、政府政策資金の支援技術、人気検索技術別にクォリティのいい技術情報を提供している。2009年末現在、50,000件余りの移転希望技術DBを含め、計105,000件余りの技術情報DBを構築している。

また、技術取引活性化のため、インターネット特許技術広場に情報が登録されると、それを必要とする需要者に自動的に情報が提供されるシステム(Push-Mail)を構築・運営し、中小・ベンチャー企業が必要とする技術情報及び産業現場から求められている技術情報が産業別・技術分野別に提供されている。その他にも、法律・税制・金融・会計・マーケティング情報など技術取引のための総合情報が提供され、より手軽に技術移転契約が結ばれるよう支援している。一方、2001年から特許出願人が技術移転を希望する場合は出願書にその旨を表示するようにし、出願公開された技術又は登録された技術に対してインターネット特許技術広場に登録されるようにすることで、技術移転を希望する優秀特許技術を早期に発掘して支援できるようにした。

インターネット特許技術広場は取引対象技術に対する広報と技術情報の提供が中心となり、実際の取引は当事者間の直接相談による個別直接取引又は特許技術常設広場の間接支援によって行われている。

<図 V-2-1>インターネット特許技術広場のホームページ



<表 V-2-1>인터넷特許技術広場のDB構築状況

年度	プログラム開発	追加D/B の構築	加入会員 (累計)	備考
----	---------	--------------	--------------	----

2000	<ul style="list-style-type: none"> ・Eメールサービス ・IPCインデクシング ・Full-Text検索システム ・会員管理の強化(重複する住民番号の検索、ID、Password紛失時のメール発送) ・ユーザーインターフェースの拡充 ・登録技術別に使用者の関心度を把握する機能 ・オンラインアンケート調査システム 	35,000件	6,200人	2000. 4. サービス開始
2001	<ul style="list-style-type: none"> ・特許技術常設広場と技術オンラインの連携展示 ・システム速度の改善 ・人工知能K-2検索エンジンの適用 ・D/B情報の細分化 ・移転希望技術の現在進行状態の確認方法を提供 ・ユーザー分析、管理ツール ・ヘルプ機能の強化 	7,000件 (累計 42,000 件)	12,120人	
2002	<ul style="list-style-type: none"> ・新規構築技術移転情報D/Bの信頼度検証 ・リアルタイムの書誌情報確認 ・Front-end/Back-end サーバープログラム言語変換(JSP/JAVA Scriptなど) ・特許技術取引のガイド ・My Pageでの一括技術管理 ・本人連絡先の選択的な公開 ・サイト検索機能及び結果内の検索機能 	8,000件 (累計 50,000 件)	16,100人	
2003	<ul style="list-style-type: none"> ・特許情報の最新情報自動更新機能 ・ユーザーの実名確認プロセス構築 ・国有特許提供情報の多様化 ・特許技術常設広場のテーマ別展示技術情報の提供 ・大学及び研究機関の移転対象の優秀特許技術に関する情報提供 	5,000件 (累計 55,000 件)	19,980人	
2004	<ul style="list-style-type: none"> ・専用サーバー及びストリーミングシステムの構築 ・コミュニティー構築、ショートメッセージ機能 ・Full Text検索の安全性などの機能向上 ・技術分類体系の変更・改善 ・PDF明細書サービスの提供 	6,000件 (累計 60,000 件)	21,730人	
2005	<ul style="list-style-type: none"> ・「ニュースレター」の発刊 ・発明自己診断/評価システムの搭載 ・技術移転DBマーケティングシステムの確保 ・企業購買技術の詳細調査 ・独自の検索エンジンを導入 ・追加ドメインネーム(インターネットアドレス)の確保 ・政策資金/産業情報/テスト/装備情報提供機関と提携 	4000件 (累計 64,000 件)	24,090人	

2006	<ul style="list-style-type: none"> ・技術マッチングシステムの開発 ・オンライン技術競売システムの開発 ・技術金融照会システムの開発 ・技術動向調査のための特許庁PIASシステムの搭載 ・技術情報書式の変更・改善 ・検索ロボットCIMSの導入 	4,000件 (累計 68,000 件)	26,800人	
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページデザインの開発及び構成の変更 ・ユーザー技術登録の有効性チェック機能の追加 ・ユーザー動向分析機能の追加 ・オンライン技術競売システムの機能拡大(複合技術競売、写真・動画の編集機能など) ・サーバー増築(2つ)及びシステムソリューションのアップグレード ・統合フレームワーク(Framework)の構築 	6,000件 (累計 74,000 件)	29,700人	
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・システムのリアルタイムモニタリングのためのジェニファーソリューションの導入 ・ユーザーの個人情報保護のためのSSL構築 ・需要者検索便利性及び販売技術選別機能の強化のためのIP-STAR特別コーナーの構築 ・IP-MARTのデザイン改編 ・IP-MARTユーザー向けの利用案内フラッシュアニメの製作 	12,000件 (累計 86,000 件)	31,800人	
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・発明振興会のホームページとIP-Mart間のSSO(総合サイン・イン)の構築 ・IP-MartDBのバックアップ装備の拡充 ・グリーン技術コーナー、技術取引機関の販売技術コーナー、アドバイザー派遣大学の販売技術コーナーの設け ・出願時に移転希望技術コーナーのアップデート 	19,000件 (累計 105,000 件)	37,615人	

特許取引情報センターは、訪問客のアクセス改善のため、2000年11月ソウル江南区 駅三洞にある発明会館3階に展示場、投資説明会場など185坪の規模で開館したが、2003年に韓国知的財産センター(KIPS)建物の3階に移転し、2008年11月特許技術常設広場を改編し、流通相談官室、知的財産専門図書館、特許技術常設展示場で構成された特許取引情報センターとして機能を複合化した。特許流通相談官室には専門流通相談官が常住し、特許取引情報センターを訪問すれば、いつでも特許技術移転及び事業化に対する総合専門家との相談・技術取引斡旋及び技術移転関連の契約支援を受けることができ、常設展示場の特許技術取引情報及び知的財産図書館の知的財産専門情報を一ヶ所で手に入れることができる。

特許技術が取引されるためには技術に対する正確な理解が必要である。試作品がある場合は該当特許技術に対する理解が比較的容易であるが、移転希望特許技術は試作品がなく特許明細書が全部である場合が多いため、試作品製作にも多くの時間や費用がかかり、個人及び中小企業には大きな負担となってきた。

特許取引情報センターでは、優秀特許技術に対して該当技術が商品化された時の作動様子や機能などをグラフィックで具体化した動画を製作し、特許技術常設展示場のタッチスクリーンを通じて提供している。また、インターネット特許技術広場と連携してストリーミングサービスを行うことで、技術需要者の取引技術に対する理解を深め、実際の取引にも役立っている。開館以降2009年まで、計2,280点余りの動画製作や技術評価書作成を支援した。更に、技術購買者に客観的な資料(技術性、事業性、権利性)を提供するため、大量の特許をローコスト、リアルタイムで評価することができる特許自動評価システムを開発してサービスを提供している。

特許取引情報センターを通じて移転された技術は2000年の30件からスタートし、2009年まで、計1,384件の技術取引の実績を上げた。(2009年の取引実績は、324件の国有特許は含まない)

<表V-2-2> 権利別技術移転の実績

(単位：件)

類型別の取引実績	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	合計
特許	29	72	54	48	72	86	127	259	281	388	1,416
実用新案	1	8	9	28	26	24	39	39	55	34	263
デザイン		1		9	-	-	2	1	7	2	22
商標			1	6	-	-	-	-	-		7
計	30	81	64	91	98	110	168	299	343	424	1,708

<表V-2-3> 類型別技術移転の実績

(単位：件)

類型別の取引実績	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	合計
権利譲渡		16	2	18	19	3	32	26	43	62	221
実施許諾	30	65	62	73	79	107	136	273	300	362	1,487
計	30	81	64	91	98	110	168	299	343	424	1,708

一方、予備創業者、中小・ベンチャー企業に、特許技術の事業化に成功した企業のノウハウを学べる機会を提供するため、2001年から毎年特許技術事業化の成功事例発表会を開催している。

成功事例発表会では、優秀特許技術で事業化に成功した企業の特許技術開発における事業化過程、流通過程、販売過程など、事業化に関するすべての過程の内容を発表し、現場で金賞(産業資源部長官賞)、銀賞(特許庁長賞)、銅賞(韓国発明振興会長賞)など7件について授賞し、副賞として賞金も授与している。2009年まで合計91の特許企業の優秀成功事例を発掘して褒賞した。

特許技術取引は技術移転を通じて事業化しようとする需要者が存在してこそ始まるので、需要者が必要としている技術を識別して該当する供給技術を探してマッチング・斡旋・仲介する、需要者中心の特許技術移転がより効率的であるといえる。2007年から需要者中心の特許技術取引を促進するため、需要技術調査と特許技術移転相談会を行っている。

21世紀の知識基盤社会の到来とともに情報化の進展は、技術の融合化・複合化や消費者の要求水準を高め、技術のサイクルが急激に短くなっている。このような技術サイクルの短縮により、不必要な技術を売却する又は新しい技術を導入しようとする企業も増えている。これは企業が独自開発による費用や時間のリスクを減らし、技術移転やライセンスを通じて迅速に技術を確保する、所謂オープンイノベーション(Open Innovation)を企業の技術経営戦略として採択していることを暗示している。

しかし、このような企業の需要にもかかわらず、国内の特許技術取引市場は少数の

技術需要者と多数の技術供給者で構成される、需要と供給のインバランス構造になっているため、特許技術取引が活性化できていない。また、技術供給者は市場の需要、すなわち需要者が希望する技術を無視した技術開発で未活用特許を量産し、技術を必要とする企業の技術購買欲を低下させているものと見られる。

特許庁は、国内特許技術取引市場の環境下では、知的財産権創出の当事者である多数の供給者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援するよりは、知的財産権活用の当事者である少数の技術需要者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援した方がより効果的であると判断し、技術需要者が探し求めている技術の内容を先に把握した後、それに適合した供給技術を見つけ出す、需要技術調査を実施した。

2009年には需要技術調査によって発掘された245件の需要技術の情報を基に、公共研究機関及び研究開発企業が保有した計570件の適正供給特許技術を調査して技術需要者に提供した。年末には、この両当事者が集まって技術移転の交渉や契約条件を協議するよう、「需要技術導入技術説明会」を開催した。

特に、2009年からは需要者中心の技術取引成功率をさらに向上させるため、技術需要者のうち、中小企業を対象に特許ポートフォリオ分析を通じた技術導入戦略樹立及び事業化資金の調達方針など特許技術導入から事業化までの全過程を関連専門家に相談できるようオーダーメイド型のコンサルティングを支援している。また、技術需要者が高級技術に関する客観的な分析資料を基に技術導入の判断することができるよう、大量の特許をローコスト、リアルタイムで評価することができる特許自動評価システムを開発してサービスを提供している。

ハ。評価及び発展方向

オン・オフラインの特許技術取引市場の運営による特許技術取引支援実績は、持続的に改善されているが、特許技術取引の活性化のためにはまだ多様な努力が必要である。特に特許技術取引に参加する当事者が取引及び価格交渉などの意思決定をする時、関連する参考資料を提供できる基盤が不足である。

今後、特許技術取引促進のため特許技術取引を支援し、認識を向上するためには、特許技術取引市場を運営して、特許技術取引が活性化できる環境になるよう特許技術取引基盤を構築する計画である。

特許技術取引市場は2007年から重点的に推進した需要者中心の技術取引と供給技術から出発して取引対象を物色する供給者中心の技術取引を大きな2つの軸として展開していく計画である。また、インターネット特許技術広場(IP-Mart)と特許取引情報センターとの連携を強化し、有機的な支援体系を構築する予定である。また、他の技術取引機関との連携強化及び事業間の連携を通じて、良質の特許技術DBを構築し、特許技術移転相談の履歴管理を通じて事業の効果を高めていく計画である。

特許技術取引基盤を構築するため、国内外の特許技術取引関係機関との協力強化、特許取引専門家プールの構築・運営を通じてネットワークを確固たるものにする。また、優秀事例の発掘及び関連情報提供のためのセミナーを開催し、特許技術取引に対する認識を高める予定である。また、特許技術取引の意思決定を支援するため、2009年開発された特許自動評価システムを基に、技術取引用の付加サービスを追加開発し、特許技術DBを構築して、取引される特許の価値に対するコンセンサスを得るよう支援する計画である。

2. 需要者中心の特許技術取引基盤の構築

産業財産政策局産業財産振興課工業事務官李ゼボック

イ. 推進背景及び概要

21世紀の知識基盤社会の到来とともに情報化の進展は、技術の融合化・複合化や消費者の要求水準を高め、技術のサイクルが急激に短くなっている。このような技術サイクルの短縮により、不必要な技術を売却する又は新しい技術を導入しようとする企業も増えている。これは企業が独自開発による費用や時間のリスクを減らし、技術移転やライセンスを通じて迅速に技術を確保する、所謂オープンイノベーション(0

pen Innovation)を企業の技術経営戦略として採択していることを暗示している。

しかし、このような企業の需要にもかかわらず、国内の特許技術取引市場は少数の技術需要者と多数の技術供給者で構成される、需要と供給のインバランス構造になっているため、特許技術取引が活性化できていない。また、技術供給者は市場の需要、すなわち需要者が希望する技術を無視した技術開発で未活用特許を量産し、技術を必要とする企業の技術購買欲を低下させているものと見られる。

特許庁は需要者中心の特許技術取引基盤を構築するため、2007年から需要技術調査と需要技術中心の特許技術移転相談会を推進している。需要技術調査を通じて、調査した企業の需要技術を発掘し、これにマッチングする供給技術を発掘して移転相談会を通じて移転・取引を進行している。

ロ．推進内容及び成果

特許庁は、国内特許技術取引市場の環境下では、知的財産権創出の当事者である多数の供給者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援するよりは、知的財産権活用の当事者である少数の技術需要者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援した方がより効果的であると判断し、技術需要者が探し求めている技術の内容を先に把握した後、それに適合した供給技術を見つけ出す、需要技術調査を実施した。

2009年には需要技術調査によって発掘された245件の需要技術の情報を基に、公共研究機関及び研究開発企業が保有した計570件の適正供給特許技術を調査して技術需要者に提供した。年末には、この両当事者が集まって技術移転の交渉や契約条件を協議するよう、「需要技術導入技術説明会」を開催した。

特に、2009年からは需要者中心の技術取引成功率をさらに向上させるため、技術需要者のうち、中小企業を対象に特許ポートフォリオ分析を通じた技術導入戦略樹立及び事業化資金の調達方針など特許技術導入から事業化までの全過程を関連専門家に相談できるようオーダーメイド型のコンサルティングを支援している。また、技術需要者が高級技術に関する客観的な分析資料を基に技術導入の判断することができるよう、

大量の特許をローコスト、リアルタイムで評価することができる特許自動評価システムを開発してサービスを提供している。

ハ. 評価及び発展方向

需要者中心の特許技術取引は積極的に技術を導入しようとする需要者から取引が始まるので、需要者が必要とする技術に正確にマッチングする供給技術が発掘できれば取引が成功する可能性が高い。また、需要者は事業化の意思を持つ不特定多数である反面、供給者は該当特許権の権利者であるため、需要者を中心に供給技術を探索する方がより効率的である。

しかし、需要者に必要な特許技術が何なのかについて需要者自身も知らない場合が多く、需要技術調査を申請したにもかかわらず、需要技術情報が具体化できず、マッチングされる供給技術の発掘に苦勞するケースが多かった。

今後は需要者中心の特許技術取引の効率を高めるため、需要者が必要とする技術を具体化できる需要者インタビューを強化していく計画であり、供給者中心の特許技術取引手続きも体系化して供給者中心の特許技術取引も活性化していく計画である。

3. 国有特許権の活用促進

産業財産政策局産業財産振興課施設事務官崔ジョンボン

イ. 推進背景及び概要

国有特許とは国家公務員の職務発明を国家が承継し、国家名義で出願して特許・実用新案・デザインとして登録された権利(以下「国有特許」とする)を指し、「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定(大統領令)」を制定(1972. 12. 14公布)すると同時に国有特許制度を導入した。

発明振興法第10条第1項、第2項は公務員(国・公立大学内に専担組織が設置された国・公立大学の教職員は除く)が行ったその職務に関する発明が国家または地方自治団体の業務範囲に属し、その発明行為が公務員の現在又は過去の職務に属する発明に対する特許権は国有又は公有とすることを規定している。

また、発明振興法第10条第4項は、国有となった特許権などの処分に対して、特許庁長が処分又は管理するように規定している(地方公務員の職務発明による特許権は地方自治体が管理)。

特許庁は「公務員職務発明の処分・管理及び報償などに関する規定」に基づき、職務発明によって国有特許として登録された場合、発明者の公務員に登録補償金を、国有特許権又は特許を受ける権利の売却及び専用実施権設定又は通常実施権の許諾を通じた発明の実施で処分収入金が発生した場合は処分補償金をそれぞれ支給している。また、国有特許権を処分した1年間の処分収益金が1,000万ウォンを超過する場合、処分収益金を基準に発明機関に機関褒賞金を支給している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 国有特許権の登録状況

2009年12月末時点で国有特許(実用新案、デザインを含む)は合計2,085件が登録されており、前年比約9%程度増加した。登録全体の中、特許が77%で最も多く、実用新案権が14%を、デザイン権が7%を占め、海外登録国有特許も2%の49件を保有している。

2009年に新規登録された国有特許は188件で、2007年の255件に比べて約26%減少したが、特に特許権は前年比33%減少した。

<表V-2-4>年度別国有特許権の保有状況

(単位：件数)

区分	新規登録	消滅及び移転	累計
----	------	--------	----

	特許	実用	デザイン	海外特許	計		特許	実用	デザイン	海外特許	計
1993	6	1	4		11	1(特)	20	9	5	-	34
1994	8	1	-	-	9		28	10	5	-	43
1995	3	4	-	-	7		31	14	5	-	50
1996	15	2	1	-	18		46	16	6	-	68
1997	38	8	4	2	52	1(特許)	83	24	10	2	119
1998	100	16	2	2	120		183	40	12	4	239
1999	101	14	13	2	130	5(実4、デ1)	284	50	24	6	364
2000	111	52	24	3	190	2(特1、実1)	394	101	48	9	552
2001	122	41	18	4	185	5(実3、デ2)	516	139	64	13	732
2002	149	45	25	6	225	6(特1、実3、デ2)	664	181	87	19	951
2003	153	36	11	2	202	61(特50、実9、デ2)	767	208	96	21	1,092
2004	171	54	6	2	233	30(特21、実6、デ3)	917	256	99	23	1,295
2005	147	31	4	5	187	75(特51、実24)	1,014	263	103	28	1,408
2006	163	44	7	9	223	49(特35、実14)	1,142	293	110	37	1,582
2007	198	10	6	1	215	38(特18、実12、デ8)	1,322	291	108	38	1,759
2008	223	15	15	2	255	75(特67、実5、デ3)	1,478	291	120	40	1,929
2009	15	9	20	9	188	32(特23、実8、デ1)	1,605	292	139	49	2,085

2) 国有特許権の活用状況

国有特許権の活用とは、登録された国有特許権又は出願中の職務発明による特許を受ける権利などを売却、専用実施権又は通常実施権を設定して民間企業などが国有特許技術を活用できるようにすることをいう。

国有特許権の活用により有償又は無償で実施された件数は2007年253件、2008年271件と、毎年持続的に増加している。2009年度には合計324件の有償又は無償の通常実施契約を締結して総額6.8億ウォンの実施料収入を記録した。

＜表V-2-5＞年度別国有特許権の実施状況

(単位：千ウォン)

年度	区分	実施許諾(件)			実施料収入
		登録	出願中	計	
1994以前		6	-	6	30,760
1995		4	-	4	8,129
1996		5	-	5	1,224,138
1997		5	-	5	5,345
1998		18	-	18	87,806
1999		24	-	24	92,209
2000		36	-	36	67,320
2001		62	49	111	313,074
2002		57	29	86	279,116
2003		53	42	95	315,170
2004		82	59	141	376,130
2005		98	63	161	486,212
2006		149	57	206	635,629
2007		193	60	253	574,213
2008		162	109	271	717,709
2009		203	121	324	675,137
計		1,157	589	1,746	5,888,097

3) 国有特許権の職務発明補償金の拡大支給

公務員職務発明を奨励し、国有特許活用を促進するため、「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」を改正(2004年12月)し、2005年から職務発明者に支給する処分補償金の水準を大幅に上方修正した。

従来の処分報償金は登録された権利や出願中の権利を有償で処分した場合、その処分収益金を基準に10%～30%を処分補償金として支給していたが、改正後は一括して処分収益金額の50%を職務発明者に支給するようにしている。

2009年には処分補償金として187件に対し2億9千万ウォン余りを支給し、新規登録補

償金として131件に対し5千8百万ウォン余りを支給するなど、これまで合計3,356件に対し28億4千5百万ウォンを公務員職務発明補償金として支給した。

<表V-2-6> 国有特許登録・処分補償金の支給状況

(単位：ウォン)

区分	登録補償金		処分補償金		機関褒賞金	
	支給件数	支給額	支給件数	支給額	支給件数	支給額
1992	3(特許)	3,000,000	1	602,060		
1993	10(特5、実1、デ4)	6,700,000	1	3,615,300		
1994	9(特8、実1)	8,500,000	4	2,209,200		
1995	6(特3、実3)	4,500,000	4	2,025,840		
1996	18(特15、実2、デ1)	16,300,000	5	125,703,830		
1997	39(特28、実8、デ3)	32,900,000	5	1,471,320		
1998	32(特26、実3、デ3)	27,350,000	2	603,210		
1999	114(特96、実18)	103,050,000	13	13,097,560	1	1,000,000
2000	166(特129、実15、デ22)	133,339,900	29	26,095,680	4	4,000,000
2001	231(特157、実45、デ29)	145,059,000	67	42,355,450	2	2,000,000
2002	193(特148、実20、デ25)	93,162,000	111	113,594,710	12	16,000,000
2003	106(特87、実4、デ15)	44,290,000	72	63,138,260	7	11,000,000
2004	117(特109、実7、デ1)	48,647,500	114	75,482,310	6	14,000,000
2005	148(特125、実21、デ2)	58,724,850	111	129,488,650	-	-
2006	193(特168、実16、デ9)	74,759,980	232	335,879,130	10	22,000,000
2007	103(特94、実7、デ2)	44,235,000	212	212,498,350	14	31,000,000
2008	264(特230、実17、デ17)	113,237,000	213	240,672,000	14	22,000,000
2009	131(特118、実11、デ2)	58,427,000	187	293,573,000	20	24,000,000

ハ. 評価及び発展方向

国有特許権の活用度を高めるために発明機関の担当者に対する教育及び発明機関との協力を通じて国有特許活用促進のための積極的な広報活動を展開している。また、国有特許技術目録及び技術内容などを特許庁のホームページ(<http://www.kipo.go.kr>)とIP-Mart(<http://www.ipmart.or.kr>)に公開し、一般人が簡単にアクセスできるよ

うにしている。未活用国有特許の活用促進のために2006年には3年以上の長期未活用特許の無償実施制度を導入し、2007年に100件、2008年には200件の長期未活用国有特許の価値評価を実施した。加えて2010年には無償実施機関を3年とする無償実施要領を改正した。

最近、国有特許権の活用を促進するため、国有特許権の処分・管理業務を技術内容及び市場状況に最も詳しい発明機関及び専門技術移転機関に移管し、特許技術の活用価値が低い国有特許に対しては存続期間満了前に退出(消滅)できるよう発明振興法を一部改正(2010年1月)した。

今後は活用可能性の低い国有特許権は、存続期間の満了前にあらかじめ公共差材として活用し、優秀特許技術を集中管理して管理効率を上げるよう基準を設ける計画である。また、国有特許の管理効率化のために契約満了前に案内通知書を八祖するシステムなどを構築するつもりである。

第2節 優秀特許技術の事業化支援

1. 試作品製作支援を通じた事業化支援

産業財産政策局 産業財産振興課 書記官 チャン・デスン

イ. 推進背景及び概要

優秀発明の試作品製作支援事業は1982年から始まった事業で、資金力の足りない個人・中小企業が保有した特許・実用新案・デザインとして登録された権利を対象に、事業化の可能性、事業の成長性、輸出の有望性、商品の市場性、技術の革新性や優秀性(特許・実用新案の場合)、デザインの審美性や優秀性(デザインの場合)、国家産業への波及効果、最高経営者の事業化推進意志や事業化経営能力などの選定基準を考慮し、特許技術の本格的な事業化に先立ち、試作品製作にかかる費用を支援することで事業化を促進する制度である。

ロ. 推進内容及び成果

1) 推進内容

申請は毎年1月(1月1日～1月30日)中に受付が行われ、支援金額は1件当たり5,000万ウォン以内で、70%範囲(30%は申請者の負担)以内で支援する。(3次元設計製作は1人当たり1件500万ウォン以内で製作費用の90%支援)

最近の試作品の製作の支援実績は以下の表の通りである。

＜表V-2-7＞最近5年間の試作品製作に対する支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2005	2006	2007	2008	2009	
予算(直接事業費)	1,600	3,400	3,230	2,184	2,300	
申請件数	270	442	673	769	589	
支援内訳	件数	79	165	135	91	76
	金額	1,463	3,140	3,005	1,850	1,669

発明振興法第35条に基づき、評価機関の評価結果が優秀な発明、職務発明補償制度を実施している企業の発明、特許技術賞など特許庁が主催する発明関連行事で受賞した発明、海外出願費用の補助金支援を受けた発明、申請者が国家功労者、障害者、女性である場合、その他特許庁長が施行する特許技術事業化支援を受けた発明である場合には、選定審査の際に優待している。

試作品製作費の支給は、契約時点で手付金として契約金の30%を支給し、試作品の製作が完了すると、試作品を検収した後、残りの製作費用を精算して試作品の製作者に支給する。

2) 推進成果

試作品製作支援事業で支援を受けた特許技術の事業化率は一般的な特許技術が事業化される比率(2009年59.3%*)より高く、約73.6%(2009年10月調査)の事業化率を見せているが、これは特許技術で事業を始めようとする個人及び中小企業にとっても有用な事業として定着しつつあることを物語っていると評価できる。

＜表V-2-8＞最近3年間に支援された試作品の事業化実績

(単位：件、%)

年度	製作支援件数	事業化件数	事業化率(%)
2006年度	165	114	69.1
2007年度	135	95	70.4
2008年度	91	67	73.6
総計及び平均	391	276	70.6

*注：事業化数(比率)は3年間累積調査された数値で、2009年は支援した翌年の10月に調査実施

年度別の試作品製作支援の申請件数が増加しているが、その理由は試作品製作支援事業が多くの人々に知られるようになったことと、支援を受けると事業化にとっても役立つものと認識されているためであると分析される。

また、2009年度には技術プログラムである「アイデア・How much」番組の制作支援を行い、特許技術の重要性と試作品製作支援事業の広報に貢献した。

ハ．評価及び発展方向

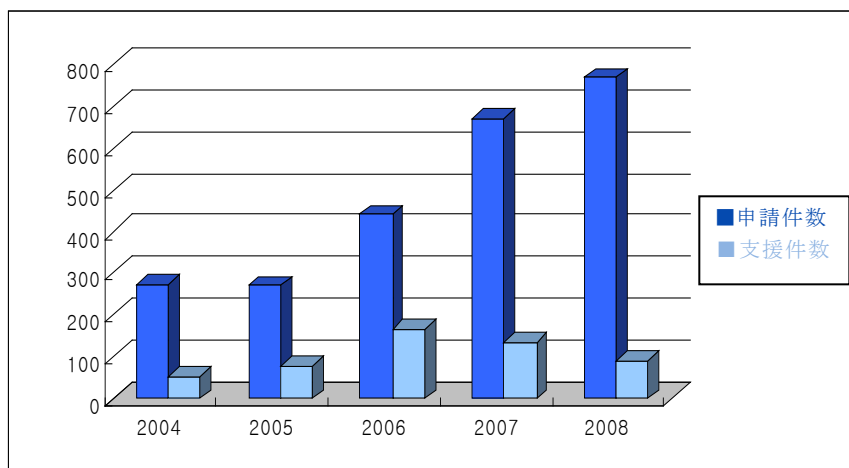
試作品製作支援事業は利用者の便宜を図るため、持続的な業務改善を図っているが、まず訪ねていくサービスのために地域別の事業説明会を始め、支援対象者のための地域別選定者会議などを開催し、利用者の便宜を図っている。

<図V-2-2>地域別巡回事業説明会の様子(釜山広域市)



しかし、増加している申請件数とは裏腹に、支援件数は引き続き右肩下がり傾向（支援予算の減少及び製作費用引上）にあり、これに対する対策が必要である。

<図V-2-3>最近5年間の試作品申請及び支援件数の推移



今後特許技術の活用促進のために国際出願費用、試作品製作支援及び発明の評価費用支援をパッケージの形にして特許技術の活用率を高め、試作品製作支援の後1年ないしは3年の一定期間の間、事業化支援機関と連携して事業化資金、販路開拓などの支援を推進していく計画である。2010年度には、試作品製作支援範囲を拡大して金型（実物）のみならず、広報用又は技術取引用で活用できる3次元の（3D）モデリング製作支援を推進する予定である。

2. 国際出願費用支援を通じた権利化支援

産業財産政策局 産業財産振興課 書記官 チャン・デスン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は個人発明家及び中小企業などの技術革新主体が熾烈な技術戦争の中で国際特許を通じて競争優位を確保できるよう、開発された技術を外国に出願する場合、特

許・実用新案・デザインの出願費用を支援する国際出願費用支援事業を1982年から遂行している。

申請資格は外国に特許、実用新案又はデザイン登録出願を行った個人及び中小企業で、技術性評価の結果、優秀な発明に限り、申請日基準で過去5年以内に送金した出願費用に対して、事後的に支援している。特に、特許協力条約(PCT)による国際出願である場合、外国の特許庁に対して出願手続を始める場合に限り、最初出願開始以降の費用まで遡及して支給している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 推進内容

これまで個人発明家及び中小企業に対する国際出願費用支援の状況は下記の表のとおりである。大学・研究所は2005年から2007年まで支援し、支援対象の差をつけて個人及び中小企業に集中支援するためであり、大学・公共(研)に対する支援は別度に運営している。

また、PCT国際出願制度の導入の後、複数国への出願が普通化され、個人及び中小企業の出願人がその費用に対する費用負担が増加して、支援金額を1人当たり5件以内、1件当たり700万ウォンと限定して拡大支援している。

<表V-2-9> 国際出願費用支援実績の細部内容

(単位：件、千ウォン)

年度別	申請件数 (A)	支援件数 (B)	支援金額	支援率 (B/A)	備考
2004	727	261	499	35.9%	個人 165、中小企業 96
2005	743	371	800	49.9%	個人 178、中小企業 180 大学 5、研究機関 8
2006	1,170	618	1,461	52.8%	個人 290、中小企業 290 大学 35、研究機関 3

2007	2,148	509	1,443	23.7%	個人 180、中小企業 252 大学 59、研究機関 18
2008	1,620	547	2,302	33.8%	個人 255、中小企業 292
2009	2,910	574	2,568	19.7%	個人217、中小企業 357

* 大学・研究機関：2008年は知識経済部が支援、2009年は特許庁の大学、公共（研）事業から支援

2) 推進成果

資金力が不足な個人発明家や中小企業の特許技術に対する資金支援で、海外での知的財産権の権利化に大きく貢献し、個人及び中小企業の特許技術事業化を通じた企業の競争力強化にも大いに役立っていることが分かった。

また、国際出願・登録の所要費用の増加により、支援金額及び限度の拡大（2008年500～700万ウォン→2009年、特・実700万ウォン/デ200万ウォン）を通じて中小企業の負担を減少させた。

国際出願費用支援技術に対する登録率は下記の表のとおりである。

<表V-2-10> 国際出願費用支援案件における登録率の状況

(単位：件、%)

年度別	支援 件数	審査完了件数			審査中の件数		登録率* {(A+B、%)}
		登録 (A)	拒絶 (B)	小計	審査中	その他**	
2005	370	189	99	288	75	7	65.6
2006	618	299	128	427	18	3	70.0
2007	509	190	60	250	257	2	76.0
2008	547	204	27	231	313	3	88.3
合計	2,044	882	314	1,196	833	15	73.7

* 登録率：審査完了件数対登録件数の比率

** その他：未公開、審査未請求、出願人の連絡先変更などで確認できない場合

ハ. 評価及び発展方向

国際出願費用を受けたものを対象としたアンケート調査（現代リサーチ）の結果、総合満足度は優秀であった。

しかし、海外出願費用支援事業が海外出願の以後、個別国に侵入した時点の1回性で支援が止まり、審査及び登録まで連続的に支援が行われず、支援事業の効果が落ちるところと、支援を受けたものに対する事後成果管理が不足の問題がある。

2010年度には、国際出願支援の製作効果の向上のため、申込資格を個別国出願日からPCT公開部まで拡大した。また、費用支援についても選定視点の以後5年間にかけて1件あたり700万ウォンが消尽するまで継続支援を行い、支援を受ける側の立場から支援事業体系を改善し運営する方針である。

3. 特許技術価値評価に対する手数料の支援

産業財産政策局 産業財産振興課 書記官 チャン・デスン

イ. 推進背景及び概要

産業財産権は技術開発の代価として開発者に独占排他的な法的権利を付与したものであるとして、知識経済時代の核心的な無形資産であり、技術事業化の主要対象として認識されている。しかし、産業財産権として登録された技術が全て事業化に成功しているわけではない。これは特許庁が2009年知的財産活動実態調査を行った結果、企業の特許事業化率が58.3%であったことから確認することができる。

産業財産権の未活用率を下げるためには、その経済的な価値を客観的に評価し、企業経営陣、技術投資家、技術買収者などに合理的な意思決定の方向を提示する機能も必要である。しかし、より根本的な部分から見ると、本格的な技術開発に先立って事業性の有望な技術アイテムを発掘して産業財産権を取得する、効率的な特許戦略の実

行がもっと必要であるといえる。この二つの側面から、最も求められる機能は技術の優秀性と事業化妥当性を公正に評価できる評価基盤の構築であるといえる。

特許庁は評価基盤作りのため、教育プログラムを通じて評価人材を養成し、評価機関を指定・管理し、評価技法の開発と普及を持続的に推進している。同時に、高価な評価費用負担のために技術評価を受けられない個人、中小企業及び公共研究機関を対象に評価費用の一部を政府から支援することで、技術評価に気軽に接することができる機会を提供している。

ロ. 推進内容及び成果

特許技術の評価費用支援は発明振興法第30条に基づいて施行され、技術評価にかかる評価費用の70%以内で、申請人1人当たり年間5千万ウォンを限度として支援している。評価費用は補助金申請→支援対象者の選定→評価遂行→評価報告書の検収→補助金支給の手続きに基づいて支援されている。

評価費用が申請できる対象者は申請日現在に特許法、実用新案法によって登録された権利者とその承継人及び専用実施権者であって、個人、中小企業基本法第2条による中小企業と、技術の移転及び事業化促進に関する法律第2条第6号による大学及び国公立研究所であり、権利者から同意を得た場合は誰でも申請可能である。

評価費用の支援対象者は特許技術の優秀性、特許技術の有用性、市場と産業動向の適合性、活用計画の適切性などを総合的に審議して選定する。また、特許技術が新成長エンジンとなり得る技術である場合、中国進出企業又は中国に出願中である技術又は評価用途が技術移転取引用である場合は、加点を付与して優待支援している。

2009年には全部で218件に対し、2,155百万ウォンの評価費用が支援されて、最近の評価費用を支援実績は以下の表の通りである。

＜表V-2-11＞最近6年間の評価費用の支援実績

(単位：百万ウォン)

区分		2004	2005	2006	2007	2008	2009
予算(直接事業費)		1,980	1,980	6,250	5,938	5,460	2,600
申請件数		212	392	2,426	3,372	4,578	549
支援 内訳	件数	127	169	1,583	1,416	1,643	218
	金額	1,583	1,682	5,610	5,262	4,733	2,155

*注：予算額は年度別全体予算から人件費、付帯経費などを除いた直接事業費である。

特許技術を評価する時は、権利性、市場性、事業性に対する多角的な検討が行われ、評価を通じて該当特許技術の優秀性と事業化の妥当性、そして無体財産権である特許権の金銭的な価値まで算定できる。従って、関連評価報告書は、特許技術の譲渡、ライセンス(Licensing)のための適正取引移転価格の算定、特許技術の現物出資のための適正価値の算定、技術投資、技術の財務証券化又は貸出担保の設定、技術の寄贈、処分、償却のための税務計画の樹立及び税金納付、企業の価値増進、技術商品化、スピノフ(Spin-off)その他、長期戦略的な経営計画の樹立、企業の破産又は構造調整による資産評価、債務返済計画の樹立、特許権侵害、債務不履行、その他財産紛争関連の法的訴訟資料として使用できる。

産業財産権を利用して創業するベンチャー企業が、事業化過程で直面する最も大きな難関は資金調達である。特許庁はこのような問題を特許技術評価により、解決できるように支援するため、産業銀行と初めて特許技術価値評価による事業資金を支援する協力事業を2005年2月から推進している。本協力事業のために特許庁は特許技術価値評価にかかる評価費用(1件当たり5百万ウォン)を支援し、産業銀行は特許技術価値評価金額以内で事業資金を特許担保として支援している。このような協力事業は産業銀行に引き続き、技術保証基金と4つの民間銀行(国民・企業・新韓・ウリ銀行)まで拡大され、2009年には特許技術価値評価を通じた技術金融保証/貸出実績が131件、295億ウォンに達している。

＜表V-2-12＞2009年技術金融連携の評価支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	支援件数	支援金額	保証/貸出金額(件数)
特許技術価値評価保証	124	605	27,863(119)
民間技術金融貸出	12	20	1,710(12)
合計	136	625	29,573(131)

特許庁は、毎年支援事業の成果分析のため、評価費用支援を受けている人を対象に評価報告書を事業化に活用した程度を調査している。調査結果評価報告書の活用率が最近80%を上回っていると集計され、主要活用内容もまた事業化資金調達と入札及び納品契約締結などで初期ベンチャー企業が最も苦勞する部分で大きく役立っていることが分かった。

＜表V-2-13＞最近5年間の発明評価結果の活用率

(単位：%)

区分	2005	2006	2007	2008	2009
活用率	79.3	81.5	80.8	82.6	82.9

特許技術評価報告書で最も重要なのは対外的な信頼度といえる。特許庁は評価報告書の信頼度を高め、政府補助金で行われる評価費用支援事業の円滑な運営のために、発明振興法第28条に基づき、国・公立研究機関、政府出捐研究所、民間企業研究所又は技術性・事業性評価を専門的に遂行する機関を評価機関として指定・運営している。また、評価機関を指定する時は、評価可能な技術分野と最近3年間の評価実績、専門人材及び評価業務を遂行するのに必要な評価技法と施設の保有程度などを総合的に考慮している。

現在、特許庁が指定した評価機関は全部で9つの機関であり、評価機関指定後も各評価機関の専門性を持続的に維持・管理するため、2007年2月から2年間一定水準の評価能力強化計画の樹立と履行を各評価機関に要求して推進している。

＜表V-2-14＞ 発明評価機関の指定状況

指定機関
韓国化学試験研究院、産業技術試験院、韓国建材試験研究院、韓国機器油化試験研究院、韓国科学技術情報研究院、韓国産業銀行、韓国技術取引所、技術保証基金、韓国発明振興会

ハ．評価及び発展方向

評価結果に対する信頼度は評価に参加する評価人材の専門性と関連経歴によって左右されるといっても過言ではない。しかし、現在一定水準以上の専門性を保有した評価人材がかなり不足しているため、特許庁は評価基盤を構築するための事業の一環として韓国発明振興会を通じて特許技術評価の専門人材養成のための教育プログラムを運営している。2008年には上・下半期2回にわたって評価機関の担当者及び関連機関の関係者を対象に、価値評価関連の国内外法制度の分析、M&Aと価値評価事例及び技術持株会社の設立と関連した特許技術価値評価の方法など、技術評価の実務教育とセミナーを実施した。同時に、四半期別に評価機関協議会を開催し、評価事業の活性化方策及び制度改善事項に対して議論し、年末にはワークショップを開催して評価技法の共有など評価機関間で情報を共有している。

産業財産権は特許権、実用新案権、デザイン権、商標権(ブランド)で構成され、現在特許権と実用新案権に対する評価技法が開発され、評価実務に適用されている。今後、特許庁は商標権(ブランド)が評価できる評価技法を追加で開発し、ブランド価値を高める管理戦略の樹立に適用できるよう普及する計画である。更には、財務基盤は弱い技術競争力は優秀な中小ベンチャー企業に自社の技術力をアピールして投資金を誘致するなど、知識経営の有用な手段を提供するため、産業財産権など無形の資産を目に見えるようにする合理的な知的財産報告書の作成及び管理方法を講じるなど、産業財産権に対する評価領域を持続的に拡大していく予定である。

4. 特許製品の販売ルート支援強化

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 ソン・チャンホ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は中小企業の優秀特許技術製品に対する優先購買支援を通じて、技術開発投資資金の早期回収や適正利潤の確保を支援するため、発明振興法第39条の規定に基づき、国家機関、地方自治団体、国家又は地方自治体が投資する機関及びその傘下機関などを対象に、発明振興会を通じて選定された特許技術製品に対して優先購買推薦事業を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

優先購買推薦対象を選定する審査基準としては、品質の優秀性(既存製品との性能比較)、購買効果性(輸入代替効果や能率向上など)、製品の経済性(予算の節約やコスト削減など)、購買対象機関の適格性、その他製品の生産・供給能力などを用いている。同事業の運営実績は次の通りである。

＜表V-2-15＞優秀発明品の優先購買推薦の実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
申請件数	19	13	44	32	59	59	78	128
推薦件数	18	13	44	27	52	59	71	114
購買発生	7 (8)	2 (13)	8 (17)	6 (69)	20 (278)	16 (66)	20 (309)	-
納品金額	3,972	1,848	2,093	7,333	7,523	5,434	6,607	-

*注 1. 納品件数は推薦件数の中、納品が発生した件数、() は購買機関の数

2. 納品実績は、推薦の翌年度の下半期に調査

ハ. 評価及び発展方向

優先購買推薦制度は申請者が推薦を希望する公共機関を直接指定した後、その機関に対してのみ推薦する制度である。只、推薦対象が限られ、公共機関の購買機関担当者の同制度に対する認知度が低い上に、随意契約によるトラブルや苦情発生などを懸念した購買機関の消極的な購買慣行によって実績が低迷している側面がある。しかし、今後優先購買推進の審議要件を強化し、優先購買推薦審査の際、生産工場を直接訪問して製品供給能力を事前に確認するなど、現場実査を強化する一方、公共機関の中小企業製品優先購買制度などと連携した妥当性の検討及び中・長期的な業務協力を拡大していく計画である。

第3章 知的財産専門人材の養成基盤の拡充

第1節 知的財産専門人材の養成体系の高度化

1. 知的財産に強い大学(院)人材の養成

イ. 理工系大学(院)における特許教育の推進

産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 ソン・シギョン

1) 推進背景及び概要

最近、大企業から中小企業に至るまで多くの企業が特許紛争に巻き込まれた経験から、特許問題は専担人材と研究人材がR&D企画段階から共に協力して解決すべき課題であることを再認識している。特に、特許専担人材を別途確保できない中小企業の場合、研究人材が特許業務を同時に担当しているため、特許能力の強化が更に必要となっている状況である。一方、知財強国といわれている特許三極（米国、欧州、日本）に比べると韓国の知財教育は、量的、質的競争力が衰弱である。

このように企業から特許能力を備えた研究人材に対する需要が伸びているため、これに合わせた人材の養成・供給が求められる。そのため、大学特許教育の拡大及び質的向上に対する学界及び産業界の意見を収集し、将来の研究人材である理工系大学(院)生のための特許教育を推進した。

2) 推進内容及び成果

大学(院)特許教育の活性化のため、理工系大学(院)に特許科目を正規課程として開設し、大学(院)生の特許に対する関心を高めると同時に、特許制度全般に関する講演だけでなく特許検索及び明細書作成などの実習も実施した。

2009年大学特許正規科目は46の大学に111の講座を開設され、6,295人が受講した。

大学院は10つの大学院に20講座が開設され、660人が受講した。受講した学生は全部で6,955人であり、2008年の受講生5,281人に比べて1,674人が増加した。

一方、知的財産権に関する大学生の関心増加により、大学の1講座当たり学生数は2008年の51.3人から56.7人に増加した。大学院の場合、実習中心の講座スタイルに合わせ、講座当たりの学生数を制限して33人となり、2008年の33.7人と変わらなかった。

<表V-3-1> 大学特許教育の支援状況

区分	大学		大学院	
	2008	2009	2008	2009
大学数	40	46	6	10
講座数	93	111	15	20
講座履修 学生数(人)	4,775	6,295	506	660
1講座当たりの学生数(人)	51.3	56.7	33.7	33.0

大学特許講座受講生のうち優秀な学生のためには、深化教育のための「IP Summer School」を開催した。全国39の大学から78人が参加（77人が修了）し、全部で15チームを構成し、特許教育と同時に発明アイデア促進のためのチーム別発明プロジェクトを遂行した。

また、大学院で正規課程として特許科目を開設するのが難しい又は教育需要が多いため技術別のオーダーメイド型教育を必要とする研究室(Lab)のためには、「訪ねる研究知るオーダーメイド型（IPメンタリング）特許教育」を10の大学、12の研究室に開設し、139人の修士・博士研究人材が受講した。

3) 評価及び発展方向

大学(院)の特許講座は2006年本格実施されて以来、量・質ともに持続的に成長している。学部の講座は2006年44講座から2009年111講座へと2.5倍に増加し、大学院の講

座は2006年2講座から2008年20講座へと10倍に増加した。このような量的増加のみならず、IP Summer Schoolなど深化教育プログラムの運営などを通じて質的にも持続的に成長している。

このような、大学の特許教育を拡大し、特許に強い研究人材の要請及び企業のニーズに合わせる実務人材を養成するためには、学生が特許に関心が持てるように興味深い教育コンテンツを提供し、実際の研究に役立てるよう教育内容を開発することが必要である。

2010年には、事例中心の教育内容を開発するために更に努力し、理工系の研究人材だけでなく、デザイン権を創出するデザイナーなどのための教育支援など知的財産権教育の底辺拡大を持続的に推進していく計画である。

<表 V-3-2> 2009年1学期の学部及び大学院における講座開設運営支援の状況

区分	学校名	講座名
学部	江陵大（江陵）	科学技術と知的財産
	江陵大（原州）	科学技術と知的財産
	江原大	ウェルビーイング農産業の知的財産権
	公州大	発明と特許A～C
		特許情報検索と明細書の作成
	金川大	発明と特許
	大仏大	発明と特許
	大真大	発明と特許A～E
	東国大（ソウル）	発明と特許（予定）
	東西大	①発明と特許
		②特許管理
		③特許設計
	東義大	技術と特許
	牧園大	知的財産権と情報経営
	ソウル大	特許と技術移転
	ソウル産業大	特許と工学人
	ソウル市立大	創意研究A～B
	ソウル女子大	知的財産権
	西原大	茶学関連の特許実務
	鮮文大	特許と特許
産業財産権		

	水原大	発明と科学
	淑明女子大	知的財産権法 1
		インターネットと法
	亜洲大	発明と特許
	円光大	知的財産権基礎
		科学技術と知的財産
	仁荷大（工科大）	科学技術と知的財産 A～D
	仁荷大（自然大）	科学技術と知的財産
	全南大	科学技術と知的財産 A～C
		創意的工学
	全北大	知的財産権と技術移転
	済州大	①発明と特許A-BIO分野
		②発明と特許B-機械分野
	中央大	発明と特許
	忠南大	工学法制 A～D
	忠北大	特許と商標
	浦港工科大	知的財産権
	韓国技術教育大	工学と特許
	韓国ポリテック 1 大学	発明と特許
	大田（ハンバツ）大	知的財産権
	漢陽大	特許法の理解
		知的財産権法
	KAIST	社会科学特別講演
大学院	KAIST	特許分析と発明出願A～B
	ソウル大	特許と情報分析
	ソウル大	研究者のための技術管理と事業化
	延世大	特許と情報分析
	高麗大	特許と情報分析
	漢陽大	特許と情報分析
	漢陽大（安山）	特許と情報分析
	KAIST（ソウル）	特許と経営
計	33大学/7大学院	学部56講座/大学院9講座

<表 V-3-3> 2009年2学期の学部及び大学院における講座開設運営支援の状況

区分	学校名 学科	講座名
学部	慶熙大	科学技術と知的財産

公州大	特許及び文献収集の演習
	発明と特許A
	発明と特許B
国民大	師弟動向セミナー
金鳥工科大	発明特許概論
大邱大	科学技術と知的財産
大真大	発明と特許
東国大（ソウル）	発明と特許
東西大	発明と特許
	特許管理
	特許設計
牧園大	科学技術政策
	発明と特許
ソウル大	特許と技術移転
ソウル女子大	知的財産権
西原大	茶学関連の特許実務
世明大	特許と環境新技術
	応用ソフトウェア実習
淑明女子大	知的財産権法Ⅱ
亜洲大	発明と特許
嶺南大	6シグマ特別講義(特許部門)
円光大	知的財産権の基礎
	科学技術と知財管理
梨花女子大	知的財産権管理
人荷大（工科大）	科学技術と知的財産A～D
人荷大（自然大）	科学技術と知的財産
全南大	科学技術と知的財産A～B
	科学技術と知的財産（季節単位）
全北大	知的財産権と技術移転
済州大	発明と特許A-BIO分野
朝鮮大	発明と特許
中央大	発明と特許
忠南大	工学法制 A～C
忠北大	特許と商標
浦港工科大	知的財産権
韓国技術教育大	工学と特許
漢陽大	特許法の理解
	知的財産権法の理解
建国大	ソフトウェア開発方法論

		創意的工学設計
	倍材大	特許法
	韓東大	キャップストーン設計1
	京畿大	生活と特許
大学院	KAIST	特許分析と発明出願A～B
	ソウル大	特許と情報分析
	ソウル大	技術管理と事業化
	延世大	特許と情報分析
	高麗大	特許と情報分析
	漢陽大	特許と情報分析
	漢陽大(安山)	特許と情報分析
	POSTECH	特許と情報分析
	亜州大	特許と情報分析
	GIST	特許と情報分析
計	33大学/9大学院	学部55講座/大学院11講座

ロ. 全国大学発明大会の開催

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 李イクヒ

1) 推進背景及び概要

大学で、知的財産に関する理論的な教育と共に、実際に経験できる実際的な大会の一つとして「全国大学発明コンテスト」と「大学IPオーシャン公募展」を開催した。この二つの大開は、大学生の発明を奨励し、知財権として権利化して、さらに事業化や技術移転をサポート・活性化するための大会である。

2009年に大8回目である全国大学発明コンテストは、大学生の発明活動を促進し、知財権の創出活動の活性化を図る大会として、学生が提出した発明品の優秀性を評価する。この大会には、学部生のみ参加でき、特許出願書形式の申込書と発明試作品を出品する。伝統的に大学の発明クラブを中心に参加している。

2009年に、はじめて開催した大学IPオーシャン公募展は、卒業作品や研究論文などに盛り込んだ大学生、大学院生の発明成果を発掘し、賞を与える大会であり、死蔵されやすい学生の発明を知財権化することによって、活用価値を向上し、これを

奨励するための大会である。この大会は、学部生及び大学院生が全部参加可能であり、事由部門とテーマ部門と分かれている。

受賞者には、国務総理賞、長官賞などの賞状と最高500万ウォンの賞金が与えられ、優秀発明は事業化と技術移転を支援する。

2) 推進内容及び成果

2009年第8回全国大学発明コンテストには、全国65の大学、362チームが633件を出品して、そのうち21の大学、42チームを選べて賞を与えた。大学IPオーシャン公募展には、全国54の大学、334チームが出品し、そのうち、21の大学、39チームを選べて賞を与えた。

全国大学発明コンテストの大賞は、「POST ITとバーコードを用いて録音することにより、長い分量の録音データの中で自分が必要な部分を探しやすくする装置」で延世大のソ・ドンシクが受賞した。また、大学IPオーシャン公募展では、「マルチタッチ基盤の韓国語入力装置」を発明したKAISTのファン・ソンゼが受賞した。

<表V-3-4> 大学IPオーシャン公募展の部門別、携帯別の出品状況

(単位：件)

部門別	テーマ部門	事由部門
	101	233
参加形態	チーム	個人
	174	160

<表V-3-5> 大学IPオーシャン公募展の分野別の出品状況

(単位：件)

応募者学位過程	学部	修士	博士
		199	75
応募分類	アイデア	卒業作品	論文
	240	46	45

<表V-3-6> 全国大学発明コンテストの出品状況

区分	参加申請	参加大学数
個人	218人、386件	55個
チーム	139チーム、247件	38個
計	357人（チーム）633件	

<表V-3-7>全国大学発明コンテストの分野別の出品状況

(単位：件)

分野	機械金属	電気電子	科学生命	情報通信	計
件数	293	72	148	69	582

*この統計は、出品件数633件の中で、書面審査の実施結果、内容が不実で発明として認められない51件を除く。

<表V-3-8>全国大学発明コンテストの受賞状況

大学発明コンテスト（2009年、第8回）			大学オーシャン（2009年、1回）				
賞名称	授賞者	賞金	賞名称	授賞者	賞金		
大賞1点	国務総理	3百万ウォン	今年のIP賞1点	特許庁長	5百万ウォン		
金賞4点	教科部長官	各1百万ウォン	大賞2点	特許庁長	3百万ウォン		
銀賞6点	知経部長官	各70万ウォン	最優秀賞2点	特許庁長	2百万ウォン		
銅賞10点	特許庁長	50万ウォン	優秀賞6点	知識財産研究院長 発明振興会長	1百万ウォン		
奨励賞	11点	発明振興会長	10万ウォン	団体賞	最優秀大学1点	特許庁長	2百万ウォン
	10点	特許情報院長	10万ウォン		優秀大学2点	特許庁長	1百万ウォン
	小計20点				小計3点		
計42件、1,820万ウォン			計43件、4,700万ウォン				

3) 評価及び発展方向

大学IPオーシャン公募展は、初めて開催される大会にもかかわらず、多くの参加と関心により、成果を上げられた。全国大学発明コンテストは、8年間の伝統に充

実した大会であった。しかし、二つの大会は、内容と鉄好きにおいて、大同小異しており、連携や統合することによって、シナジーを創出する必要がある。また、大会と大学の連携と指導教授の参加が不足であり、学生の個人的な情熱に止まる限界がある。

2010年には二つの大会を統合するつもりである。また、大会の波及力を拡大するため、科学界と学界の力を合わせ、大会を開催する必要がある、大学教育と密接に連携できるように、大会の分野と手続き、内容を改めて設定する計画である。

イ. 知的財産教授養成プログラムの運営(T3 : Teaching The Teacher)

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 李イクヒ

1) 推進背景及び概要

大学では、知的財産に関する素養を設けるための教育は学生だけではなく、教授においても必要である。教授は、学生を教える教育者だけではなく、科学技術研究の最前線の研究開発者でもある。

2009年の特許庁から支援する理科系大学と大学院の特許講座は全国的に131の講座が開設されているが、その大半は弁理士、特許庁の審査官など特許関連の専門家による講義又はオンライン講義に頼っている。これは多くの理科系大学で専門分野と融合されている特許講座ができる教授は、きわめて少なく、又は皆無の状況である。したがって、理科系教授の知財権への理解を広げ、知的財産の能力を向上させるため、知財教育プログラムを設けた。

2) 推進成果及び内容

理工系教授の知財権に対する理解を高めることで知財権の創出能力を強化し、独自に講義できるようにするためには、講義に実際適用可能な事例を中心に教授を対象にした教育を実施した。

教育に参加する人たちの便宜を図るため、訪ねていくプログラム、中間試験期間や

夏休みを利用した短期集中プログラム、深化された学習のための海外深化プログラムと分けて推進した。

2008年からはじめたこの教育に、2009年となり必要性を感じた教授の参加が増え、前年比60%増加した220人が一つ以上の教育課程を修了した。

<表V-3-9>大学における知的財産教授教育の状況

区分	主要内容	2008年		2009年	
		大学	人数	大学	人空
訪ねる教育 (週1回2時間、 8回)	特許制度、明細書の作成	2	17	4	36
短期集中教育 (過程別2泊3 日)	知的財産権入門、 特許明細書の作成	28	112	55	174
海外深化教育	先進国の特許制度など	2	4	8	10
	計	32	133	56	220

3) 評価及び発展方向

大学教授、特に理科系の教授のための知的財産教育プログラムは、初まって2年に過ぎないが、必要性を認識した教授たちの高い関心と情熱を持って教育に参加したのは、評価できるが、韓国全体の工科大教授約11,000人のうち、参加した教授は、極めて少ないだろう。

さらに多くの教授が参加できるよう広報を強化し、教育プログラムを多様化する必要がある。また、制度的なアクセスも改善し、教授が参加しやすい環境作りを工夫しないと行けない。

今後には、既存の教育プログラムをさらに充実させた上、専門分野別の学会と協力関係を結び、多数が参加できる開放的な知財プログラムを設けて、教授教育の活性化に力を入れる計画である。

<図V-3-1>訪ねる大学知的財産教授教育（ソウル大）



2. 企業・大学間の新しい産・学協力プロジェクトの推進

産業財産政策局 産業財産人材課 書記官 ジョン・イク

産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 ソン・シギョン

イ. 推進背景

最近、企業経営界からは、開放型革新(Open Innovation)が話題になっている。従来、内部に限られた研究開発(R&D)から脱皮して外部の多様な技術又はアイデアを積極的に活用して原価の節約はもちろん、新製品・新事業の発掘などの企業内部の革新を加速化するのがオープンイノベーションである。したがって、企業間の産・産協力、企業と大学間の産・学協力が重要な経営戦略と上がっている。特に大学と企業間

の協力は、優秀人材の円滑な需要・供給を通じて企業の競争力を強化するというのは、相当重要な課題である。このような意味より、韓国特許庁、韓国工學翰林院、韓国貿易協会などが共同推進しているキャンパス特許戦略ユニバーシアードとデザイン権公募展は、企業と大学間の新しい共存協力モデルを提示している。

ロ. キャンパス特許戦略ユニバーシアード

1) 事業の概要

キャンパス特許戦略ユニバーシアードは、特許教育に対する大学の関心向上及び実用的な特許教育を拡大し、企業が必要としている特許に強いエンジニアを育成し、創意的なアイデアを発掘するために推進された。企業は問題出題、審査、賞金を負担し、大学は指導教授と共に、企業が出題した問題について未来獲得戦略を提示し、特許庁は大会の運営を支援する。このように、キャンパス特許戦略ユニバーシアードは企業、大学、政府の実質的な産・学・官の協力事例である。そして、企業が大学のアイデアを採択して企業経営に適用することは、企業内部に限られていたR&Dから果敢に脱皮し、外部の技術やアイデアを積極的に活用し、内部の革新につなげる開放型革新(Open Innovation)の事例といえる。

2) 大会の概要

イ) コンテスト部門

キャンパス特許戦略ユニバーシアードコンテスト部門は特許戦略樹立部門、専攻技術調査部門の2つの部門がある。特許戦略樹立部門は細部的な技術テーマに対して国内外の特許を分析し、研究開発戦略及び特許獲得方向を樹立することである。先行技術調査部門は産業別の仮想の出願書又は発明要約書に対して関連した先行技術を調査した後、特許可能性を判断し、又は出願書を補正又は作成することである。

ロ) 参加資格

国内の理工系大学(院)生を対象に、特許戦略樹立部門は3名以内のチーム又は個人で参加し、指導教官1人が参加しなければならない。先行技術調査部門は個人で参加し、所属大学の産学協力団長の推薦書が必要である。

ハ) 審査手続

審査は書類審査、書面審査、発表審査、最終審査の順で行われる。書類審査は申請資格、推薦書(参加確認書)の確認など基礎審査を行い、書面審査では企業が提出された答案を審査基準に従って受賞者数の3倍程度を選抜する。発表審査は書面審査で選抜された人を対象に、彼らが作成した論文を発表させて最終順位を決める。最終審査では企業が推薦した最優秀学生を大賞にし、特許庁長賞以上の上位の賞を選定する。

ニ) 審査基準

審査基準はコンテスト部門別に書類審査基準と最終審査基準を定めて評価を進める。先行技術調査部門の書面審査基準は先行技術検索、請求の範囲の作成・補正を中心に細部評価指標を定め、特許戦略樹立部門は先行特許調査及び分析、特許戦略樹立を評価項目として評価指標を定めた。

<表V-3-10> コンテスト部門別の書面審査基準

部門	評価項目	評価指標	細部内容
先行技術調査部門	先行技術検索	先行技術調査の達成度	効果的な検索方法を使ったのか、先行技術調査結果の達成度など
		検索先行技術の適正性	検索先行技術の問題出題意図との整合性
	請求の範囲の作成・補正	請求の範囲作成・補正の適正性	最も広い独立項作成、適切な従属項の使用など
特許要件関連意見の妥当性		新規性及び進歩性などに関する説得力のある意見開陳ができたか。	
特許戦略	先行特許調査及び	技術開発及び産業動向など分析	技術・市場・産業の動向分析の適正性など

樹立部門	分析など	先行特許調査(定量、定性分析)など	主要技術に対する先行特許調査など細部モジュール別、国家別、出願人別の分類など 核心・基盤特許の導出
		核心特許の導出、選別、分析など	主要特許検索の程度、選別・分析の適正性など
	特許戦略の樹立など	未来技術開発の方向・戦略など提示	未来技術開発のための基本方向・戦略提示の適正性など
		技術獲得戦略樹立の具体性・適正性など	核心特許確保のための特許戦略の提示など、回避(空白)技術の設計方策など 独自開発、外部導入戦略などの判断 短期、中・長期開発の判断など

<表V-3-11> コンテスト部門別の最終審査基準

部門	評価項目	評価指標	細部内容
先行技術調査部門	学生答案	先行技術検索など	先行技術調査達成度の程度 検索先行技術の適正性など
		請求の範囲の作成・補正など	請求の範囲作成の適正性 特許要件判断の適正性など
	企業成果	問題解決に対する貢献度	問題出題の目的・意図の整合性など 該当産業分野などに対する波及効果の程度など
		発展可能性など	今後研究課題として採択される可能性など 実務適用計画など
特許戦略樹立部門	先行特許調査及び分析など	技術開発及び産業動向など分析	技術・市場・産業の動向分析の適正性
		先行特許調査(定量・定性分析)など	主要技術に対する先行特許調査など 細部モジュール別、国家別、出願人別の分類など 核心・基盤特許の導出など
		核心特許の導出、選別、分析など	重要特許検索の程度、選別・分析の適正性など
	特許戦略樹立など	未来技術開発の方向・戦略など提示	未来技術開発のための基本方向・戦略提示の適正性など
		技術獲得戦略樹立の具体性・適正性など	核心特許確保のための特許戦略の提示など 回避(空白)技術の設計方策など 独自開発、外部導入戦略など判断 短期、中・長期開発の判断など
	特許分析と戦略樹立(回避設計)間の論理的な連携性など		

ホ) 2008年授賞内訳

2009年キャンパス特許戦略ユニバーシアードでは特許戦略樹立部門で特許庁長賞以上の上位賞に学生7チーム、指導教官6人を選定し、企業CEO賞は22チーム、佳作は40チームを選定し、合計69チーム(指導教官6人を除く)を選定した。先行技術調査部門では特許庁長賞以上の上位賞に4人、企業CEO賞に15人、佳作34名など合計53人を選定した。団体賞として最優秀賞はKAIST、最多応募大学として仁河大が受賞した。授賞式には、大学の総長、企業のCEOなどの130人を含め、計450人が参加して情熱的かつ挑戦的に努力した受賞者に激励した。また、晩餐会では澁刺な参加大学生の受賞コメントが行った。

<表V-3-12>2009年授賞内訳

区分		特許戦略樹立		先行技術調査
		学生	指導教官	
知識経済部長官賞		1千万ウォン (1チーム)	5百万ウォン (1人)	3百万ウォン (1人)
韓国工学翰林院会長賞		1千万ウォン (1チーム)	5百万ウォン (1人)	-
特許庁長賞		各7百万ウォン (4チーム)	各5百万ウォン (4人)	各2百万ウォン (3人)
企業賞	CEO賞	各5百万ウォン (18チーム)	-	各1百万ウォン (10人)
	佳作	各1百万ウォン (31チーム)	-	各30万ウォン (20人)
団体賞	最多応募大学 最多受賞大学	1千万ウォン(1大学)		

へ)2009年の主要日程

2009年キャンパス特許戦略ユニバーシアードは、2009年4月1日の公告を始めに、申請書の受付、論文提出、審査の順に進められた。

<表V-3-13>2009年の細部推進日程

区分	細部内容	2009年の日程
----	------	----------

公告・受付	大会公告	2009. 4. 1
	参加申請書の受付	2009. 4. 1～24
先行技術 調査部門	問題公告	2009. 5. 11
	答案提出	2009. 5. 11～25
	基礎・書面・発表・最終審査など	2009. 5. 26～7. 24
特許戦略 樹立部門	論文提出	2009. 8. 31
	基礎・書面・発表・最終審査など	2009. 9. 1～10. 27
授賞式		2009. 11. 26

3) 推進実績及び結果

イ) 電子、造船、化学生命など3つの産業分野に36社が参加

特許戦略ユニバーシアード参加企業は、初年である2008年にサムスン電子、LG電子、Hyundai・Kia自動車など21の企業が参加した。2009年度は2008年の参加企業以外にも15企業が参加し、計36企業が参加した。受賞者に就職インセンティブを与える企業も2008年度にLG電子、サムスン重工業などの14企業から2009年度には23の企業と増加した。

<図V-3-2>2009年キャンパス特許戦略ユニバーシアードの参加企業(36社)

サムスン電子、LG電子、サムスンSDI、現代・起亜自動車、LGディスプレイ、LG化学、日進素材産業、湖南石油化学、暁星、hynix、posco、OCI株式会社、Siltron、韓火石油化学、現代製鉄、SKエネルギー、Jusungエンジニアリング、大宇造船海洋、サムスン重工業、韓進重工業、STX造船、イントロメディック、緑十字、DAESUN造船、ペンテック、現代重工業、サムスン精密化学、LG生命科学、サムスン電気、サムスンデックウィン、ソウル半導	
--	--

体、トップエンジニアリング、ハンミ薬品、 現代サムホ重工業、現代ミポ造船、SLS造船	
---	--

*受賞者に対する就職インセンティブ付与： LG電子、LGディスプレイ、LG化学、Siltron、湖南石油化学、暁星、東洋製鉄化学、韓火石油化学、現代製鉄、Jusungエンジニアリング、大宇造船海洋、サムスン重工業、韓進重工業、STX造船海洋、ペンテック、ソウル半導体、トップエンジニアリング、イントロメディック、現代重工業、現代サンホ重工業、現代ミポ造船、SLS造船、DAESUN造船

ロ)参加状況

大学の積極的な参加で、2008年度に68の大学から2,050チームが参加を申し込み、2009年には32.7%増加した80の大学、2,720チームが参加した。そのうち、63の大学から1,234チームが論文を提出し、このうち34大学の122チームを受賞者として選定した。

大学別の参加チームは、ソウル大が24チーム、KAISTが17チーム、高麗大が8チーム、慶熙大が6チームの順であった。

<表V-3-14>部門別の受賞状況

区分	特許戦略樹立		先行技術調査		合計	
	大学	チーム	大学	人	大学	チーム(人)
参加申込	72	692	68	2,028	80	2,720
論文提出	50	217	53	1,017	63	1,234
発表審査	33	100	29	104	41	204
受賞者	28	69	18	53	34	122

ハ)2009年問題(テーマ)状況

2008年度と同じような化石代替エネルギー及び環境分野の太陽電池、燃料電池に関するテーマが出題された。今年初めて参加する生命分野にはアトピーの治療・予防と関

連した天然物、DNA診断試薬などの問題が出題され、先端分野や近い未来に市場性が大きい分野と関連された問題が出題された。

二) 大学別の受賞者状況

2009年キャンパス特許戦略ユニバーシアードで受賞者を出した大学は34大学(122チーム、243人)である。大学別の受賞者をみると、KAISTが17チーム、ソウル大が24チーム、高麗大が8チーム、慶熙大が6チーム、成均館大が4チームの順であり、最多受賞大学賞はKAIST、最多応募大学賞は仁河大が受賞した。

<表V-3-15> 主要受賞大学及び最多応募大学の順位

順位	最多受賞大学					最多応募大学				
	大学名	先行	戦略	小計	点数	大学名	先行	戦略	小計	点数
1	KAIST	4	13	17	23	仁河大	249	12	261	273
2	ソウル大	18	6	24	22.5	延世大	201	2	203	205
3	高麗大	0	8	8	12	ソウル大	90	22	112	134
4	慶熙大	1	5	6	9.5	漢陽大	54	14	68	82
5	成均館大	1	3	4	9	ソウル産業大	54	4	58	62

* 選定基準：

- 最多受賞大学：(上位賞X1.5) + (CEO優秀賞X1.0) + (奨励賞X0.5) * 特許戦略は、先行技術の2倍

- 最多応募大学：(先行技術の答案提出X1.0) + (特許戦略の論文提出X2.0)

4) 評価

2009年キャンパス特許戦略ユニバーシアードに参加した企業及び学生は、大会について肯定的に評価した。ある企業は「数年間悩んでいた問題を解決した」との事例もあった。また、「学生の答案が新しい事業分野を提示する答案であるので新事業の推進に非常に役に立つ」といった企業もある。参加学生は、大会を通じて特許の重要性を分かり、特許戦略を立ちながら未来技術発展を予測する経験ができたと評価した。就

職活動の学生も大会によって、学んだ知識が企業の研究開発と特許経営にどのような貢献をするかを面接官に説明して肯定的な評価を得られたなどの大会の参加主体の全体がキャンパス特許戦略ユニバーシアードの現在及び未来に対して楽観的な評価をした。

ハ. デザイン権公募展

1) 推進背景及び概要

デザイン公募展はデザイン権に対する認識を高めることで国家産業競争力を強化することを目的として、2006年大学生デザイン公募展(Design & Right)から始まった。2008年その対象と方法を画期的に変え、デザイン公募展(Design Right Fair)に変更し、韓国貿易協会と共同開催して輸出企業のデザインを支援している。

数多い他のデザイン公募展は、各企業の広報とともに安い費用で優秀なデザインとアイデアを得ようとするのが目的であるため、出品者の全ての知的財産権は主催側に引き渡され、出品者は所定の賞金だけ受け取るのが現実であった。しかし、デザイン権公募展は出品作のデザイン権などの知財権を創作者(デザイナー)が所有し、デザイン権を媒介にして企業と出品者(デザイナー)をつなぐことで皆に利益を与えるオープンイノベーションであるということが最も大きな特徴である。

2008年から出品対象を大学生から一般人にまで開放し、デザインが必要な企業の物品デザインを公募すると、デザイナーはこれに対して出品と同時にデザイン登録出願することになる。選定の際は企業関係者と共同審査を行い、企業の意見を最優先にして授賞した後、選定された作品は企業が量産し、これによるロイヤルティーを出品者に支給することになる。

2) 推進内容及び成果

2009年デザイン公募展では、33社(サムスン電子、LG電子、起亜自動車など)のデザ

イン品目に対する公募に524件が出品され、国民大、東明大などの7の大学の21作品が受賞した。大賞である知識経済部長賞は、エネックス(株)が提示した「板・刃物」部門に「Rolling Kitchen Board」を出品した国民大のク・キョンウン、金ハヨン氏が、特許庁長賞は愛敬(株)が提示した「旅行用の歯ブラシ」部門に「間接歯ブラシ」を出品した東明大のハン・ジョンウ氏が受賞した。これらの受賞作は2009年11月16日から22日まで大学路のゼロウォン・センターに展示し、大きな反響を呼んだ。

エネックス(株)は大賞作品を新商品として開発中であり、量産・販売によるロイヤルティーを選定者に支給する予定である。

3) 評価及び発展方向

2009年には公募展と連携したデザイン戦略教育が短期の特別講演に運営され、デザイン権に関する認識を向上させるには不足であった。また、企業が参加する形式のデザイン公募展が2008年より始まったがまだ事業家に成功した製品は無い状況である。

2010年には、デザイン権に関する教育を強化するため、大学の中に世紀教育課程の開設を支援し、1次審査者に対して呼びデザイナーキャンプを開催する予定である。また、事業化に適切な受賞作を得るためには、学生の参加をさらに活性化させる予定である。また、公募展の日程と大学校の日程と連携できるように調整をした上で、指導教授賞の新設や受賞者メンバーシップ運営を行うつもりである。

<表V-3-16>参加企業及び公募物品の品目

区分	企業	公募物品	区分	企業	公募物品
1	ナッシンデザイン	生活用品	18	맘チェア	妊婦用チェア
2	LG電子	USB・統合リモコン	19	이돈·디자인	ノートパソコン
3	디자인モール	壁・時計	20	코아&SI	コンピュータハウジング
4	테지유照明	携帯用LED照明	21	크림박스	児童用玩具
5	필러룩스	照明を利用した家	22	테하메카트로닉	未来型運動機具

		具		クス	
6	キムヒョンソンデ ザイン	公共ゴミ箱	23	リクイップ	食品乾燥機
7	サムスン電子	携帯用アクセサリ ー	24	ムリム交易	移動用トイレ
8	クラウン製菓	BI (Brand Identity)	25	スターマップ	特殊壁氏
9	エネックス	衛星用刃物・板	26	シンドリコー	立体カレンダー
10	ヨミヨン壁氏	壁氏	27	DMG Korea	POP記念品
11	キョンヒ	携帯用のマナー製 品	28	毎日産業	産業安全保護眼鏡
12	愛敬	旅行用歯ブラシ	29	オリオンデザイン	黄砂マスク
13	ファシス	小中高教室用家具	30	ハンイルイファ	自動車ドアトリム
14	サタンバス	バスシステム家具	31	広東製薬	Package
15	オートデスク	AliasStudioを利用した3D data及 びレンダリング	32	グリーンチャイル ド	立体紙
16	ナムソンアルミニ ウム	窓ブチ	33	コダック	児童用折紙
17	起亜自動車	トランクボックス			

＜表V-3-17＞デザイン公募展の受賞者の状況

区分	受賞者			
	企業	学校	姓名	賞金 (万ウ オン)
知識経済部長官賞	エネックス	国民大	ク・ギョンウン、 金ハヨン	500
特許庁長賞	愛敬	東明大	ハン・ジョンウ	300
貿易協会長賞	キムヒョンソンデ ザイン	牧原大	金ソヒ、ジョン・ ゼフン	300
デザイン振興院長賞	デザインモール	ソウル産業 大	李ハンギョル、 ク・スル	200
産業デザイナー協会長賞	コア&SI	東明大	金ジョンボン、イ ム・ジヘ	200
中堅企業連合会長賞	ナッシンデザイン	国民大	ジョン・ソヨン	200
CEO賞	キムヒョンソンデ ザイン	漢城大	ハン・ドンギユウ、 ノ・ジヒョン、ユ ン・テソン	100
	ナムソンアルミニ ウム	東明大	崔イムシク	

	ナッシンデザイン	国民大	ユ・インシク	
	デザインモール	国民大	イム・ジェヨン	
	サタンバス	江原大	ウォン・サンウン	
	愛敬	漢城大	金ミンジョン	
	エネックス	国民大	李カンサン	
	コア&SI	国民大	ジン・ソンミン	
	クラウン製菓	シメス	カン・ゼソック	
	クリームボックス *	清州大	ジョン・ゼソン	
	テジュ照明	国民大	ハ・ソック	
	テハメカトロニッ クス	牧原大	朴ガプゴン、ユ ン・ジョンボム	
	ファシス	江原大	オ・ジョンユン	
	DMG	国民大	ジョン・ヨンウン	
	毎日産業	国民大	ユ・ウンジ	
団体賞	最多応募大学	国民大		300
	最多受賞大学	東明大**		300
小計	15企業	7大学		38,000

*クリームボックスCEO賞は、「韓国デザイン展覧会」の入選作であったため、受賞取消

**最多受賞大学である国民大が最多応募大学賞との重複受賞を遠慮し、次の上位である東明大が受賞

<図V-3-3>2009年デザイン権公募展の受賞作



知経部長官賞

特許庁長賞

貿易協会賞

3. 企業などの知的財産専門人材育成

イ. 企業知的財産の職務再教育及び国際専門人材の育成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務間 カン・ヒョンホ

1) 推進背景

最近、企業間の知的財産競争が深刻化され、知的財産経営が企業経営戦略の中心となっている。特に、特許などの知的財産と関連した紛争が増加しており、各企業は知財専門人材の育成の必要性を感じている。しかし、一部の大手企業を除いた、ほとんどの韓国企業の知財人材基盤は不十分であり、知財中心の経営環境に適応できていない状況である。2007年の 研究開発遂行企業を対象にアンケートを行った結果、約90%が特許専担部署を保有せず、特許専担人材がいない企業も80%であった。⁴⁵特に、資金と人材が不足している中小企業の場合、特許紛争に無防備な状態であり、特許人材育成の基盤作りが切実である。そこで、特許庁では企業の知的財産専門人材を体系的に養成して企業の特許競争力を高められるよう、企業などの知的財産実務人材の養成政策を樹立・推進した。

2) 政策方向

2009年度の企業などの知的財産実務人材育成事業は、企業内の知的財産実務人材を対象に段階別の教育課程を運営して、企業の海外特許紛争における対応能力を向上させるため、企業の知的財産人材を海外ローファーム（米国Finnegan & Hendersonローファーム）に研修させる教育課程をパイロット実施した。2009年の段階別企業知的財産実務人材教育課程は、兼任人材教育、専担人材教育、高級職務教育課程など段階別に教育課程を細分化し、教育成レベルに適合する教育機会を提供してオーダーメイド

⁴⁵ 知的財産専門人材像の研究及び需要調査、2007. 特許庁

型教育で運営した。

また、2009年最初に実施した国際知的財産実務人材育成過程は、企業のニーズが多い米国に派遣して、現地のローファームで米国特許出願手続き（Prosecution）、訴訟（Litigation）などの企業が必要としている実際的かつ専門的な内容に運営した。

3) 2009年度の主要推進実績

イ) 段階別の知的財産実務人材育成

企業などの知的財産実務人材を段階別・体系的に養成するため、知的財産水準によって教育課程を兼任人材教育、専担人材教育、高級職務教育課程に区分した。兼任人材教育は、研究などの固有業務以外に知的財産関連の基礎業務を担当している人材を対象に知的財産に関する制度、出願書の作成、特許情報調査などの基礎過程に運営した。特許管理、調査分析などを独自に行うことができる人材である専担人材の教育課程は、電気・電子分野、化学・生命分野別に分けて、特許管理、国・英文明細書、海外拒絶理由・対応(OA、Office Action)の過程に運営した。また、高級職務教育課程は主要国特許制度、訴訟手続き、水際措置の比較、契約書の作成、海外特許戦略の樹立などの過程に運営した。

<表V-3-18> 2009年段階別の知的財産実務人材養成課程の状況

区分	教育内容	受講生数
兼任人材	・ 知的財産制度、特許情報調査の基礎、出願所の作成、特許戦略と研究生の管理、特許管理などの基礎理論・実務(11過程)	236人
専担人材	・ 分野別（電気電子/化学生命）特許情報検索、明細書の作成、OA対応、特許管理など（8課題）	136人
高級職務	・ 特許IP5制度/訴訟手続き/水際措置の比較、契約書の作成、海外特許戦略の樹立、米国特許紛争、知的財産の会計、デザイン・商標戦略など（8過程）	131人
計	27過程	503人

また、専任人材過程を運営するため、「機械金属分野」と高級職過程の中の「特許5極訴訟手続きの比較事例・実務」、「知的財産会計」、「デザイン及び商標戦略」、特許5極国境関税地域のIP紛争事例・事務」などの教材を発売した。特に事例・実務中心の教材開発のため、民間知的財産専門家を教材開発諮問委員として委嘱し、教材の完成度を上げた。教育課程の場合、他の機関の教育を綿密に分析して企業知的財産専門家、弁理士など民間専門家の意見を積極的に反映し、効果的な教育課程を構成することにポイントを合わせた。

ロ) 国際知的財産実務人材の育成

企業の海外出願及び訴訟能力向上のため、企業の知財担当人材を海外現地のローファームに派遣して外国の知的財産制度及び訴訟手続きなどの教育課程を経験させる国際知的財産実務人材育成事業を2009年最初に実施した。

2009年には、韓国企業の特許出願及び紛争が頻繁に起こる米国を派遣国と決め、関連専門家の諮問により、米国のFinnegan & Hendersonローファームを教育機関として指定した。

2009年には、中小企業5人と中堅・大企業5人の計10人を選抜して1ヶ月の事前教育と3ヶ月の米国現地教育を実施して企業の海外知的財産実務レベルを上げることに一助した。国内での事前教育は、米国の知的財産制度、特許英語など現地派遣教育のための適応度を向上させるための過程に運営した。米国現地ローファームから行われた主要教育内容は、米国特許の出願管理、特許訴訟、知財権のライセンス契約、知的財産権管理などの過程に運営した。また、米国審査官との相談、米国知的財産法協会(AIPLA)などの知的財産セミナー参加、米国企業の知的財産担当者との討論など多様な体験プログラムを運営した。

<表V-3-19>2009年国際知的財産実務人材育成事業の状況

区分	時期	期間及び内容	支援内容	教育人数
事前教育	2009年8月	Online教育及びワークショップ	教育費、宿	10人(中

海外教育	2009年9月 ～11月	米国特許制度尾及び訴訟などの理論及び実務授業 * 米国Finneganローファーム	ローファーム実務体験(4週)	泊費などの支援	小5、その他5)
------	-----------------	--	----------------	---------	----------

4) 今後の計画

本事業が企業における実際的な教育課程として発展するために持続的に企業の意見を収集、反映して教育課程を企業に適合したオーダーメイド型に設計する予定である。

今後段階別の知的財産実務育成過程の中、専担人材育成過程は電子電気、化学・生命分野以外に機械・金属分野も新設する計画であり、共通分野である基本過程と明細書作成など特許過程を運営し、受講生の積極的な授業参加のため、メンタリング時間などを運営する予定である。高級職務教育課程は、企業の担当者の紛争対応能力向上のため国際特許紛争及び訴訟を中心に運営するつもりである。2009年はじめて実施した酷使知的財産実務育成事業は、今後米国だけではなく中国などの需要が多い地域も拡大して企業の海外知的財産能力を向上させる予定である。今年も2009年引き続き、米国地域を対象に企業知財人材を派遣する予定であり、企業のマッチングシェアを上げ、企業選抜人材を増やすなど海外知的財産能力が不足な中小企業などの参加を拡大していくつもりである。

ロ. 知的財産専門学位過程

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務間 リュウ・ギルファン

1) 推進背景及び概要

21世紀知的財産基盤社会では、知的財産が企業及び国家の重要な資産と浮かんでおり、核心知財の確保は企業の生存や国家競争力と直結されている。この故、米国、日本などの先進国は知的財産を提携的に創出し、管理するため知的財産専門大学院を設立・運営するなど多様な努力をしている。

韓国の場合、政府・民間教育機関から運営している知財権教育は、短期過程であり、専門人材の体系的な教育が不十分である。また、特許法務大学院は知財権の管理・保護など法的な教育に偏った上、教育内容も理論中心であり、企業のニーズに適合ではない状況である。このような問題を解決し、知財中心のR&Dを導く、企業内の研究成果を強力な特許権に再創造して特許訴訟に能動的に対応する企業の知財権専門人材を体系的に養成するため、2009年知的財産専門学位過程を推進した。

2) 推進内容及び成果

2009年4月に、専門家意見収集などを基づく、知的財産専学位過程基本計画を重樹立し、事業公告及び申請・受付の結果、ソウル大・延世大など11の大学が申し込んで、書面・発表評価及び現場審査などを経ち、7月にKAIST、弘益大を事業主観大学と選定した。事業主観大学は今後5年間、各25億ウォンの支援を受け、政府・大学間のマッチングファンドに運営する。事業推進は特許庁が主観省庁となり、韓国発明振興会が専担期間となる。また、専担期間の中で評価委員会と事務局を設置して専門学位過程の成果評価・事業管理・行政業務などを行う。

2009年8～9月に学生の誘致広報及び応募説明などを実施して11月に進入生を募集した。KAISTは73人の志願者の中、43人を選抜して、弘益大は84人の志願者の中、45人を選抜した。選抜対象は企業の知的財産人材、知的財産サービス人材など現場人材であり、教育カリキュラム・教材の開発など過程運営の準備が終わる2010年度1学期より始まる。

3) 評価及び発展方向

主要先進国と比べるとやや遅い気がするが、2010年度から知財専門学院過程が始まることによって、韓国でも工学的基礎に法学と経営学的な能力を有した知的財産専門人材を体系的に育成できる基盤が設けられた。

今後、各主観の大学よりは、学位過程の円滑な運営のため、知財専門家に構成された諮問団を構成して運営する。専担機関である発明振興会に評価委員会を構成し、主

観大学の成果を評価して評価結果により、成果金の差をおいて支給する。ただし、初期年度の場合、卒業生の輩出時期などを考慮して評価を実施せず、満足度調査のみ実施し、これをもって改善事項を持続的に反映していくつもりである。

また、学生の講義評価及び需要者評価結果などの運営成果を総合分析して、最適の知的財産権教育モデルを導き出し、中長期的に知的財産専門大学院の設立方針も検討していくつもりである。

<表V-3-20>支援内容及び条件

(単位：億ウォン)

区分	2010年 1年次	2011年 2年次	2012年 3年次	2013年 4年次	2014年 5年次	備考
インフラ構築	4	4	2	1	1	-教材・カリキュラムなどの インフラの構築 -毎年事業の開始直後に支給
学生募集 差等支援	2	2	2	2	2	-最小定員80%未満の募集の 時は協約の解約 -学生の募集結果確定の後に 支援 例示) 18人募集 (2億ウォン/20人)*18人=1. 8億ウォンの支給
成果別 差等支援	-	-	1	1	1	-成果によって、差をおいて 支援 ・卓越 (85点以上) : 1億ウォ ン ・優秀 (80~85点) : 0.7億ウ ォン ・普通 (70~80点) : 0.3億ウ ォン ・不足 (60~70点) : - ・失敗 (60点未満) : 1回目警 告、2回目は解約 -1年1回成果評価を反映して 差をおいて支援 *施行1年目には成果評価な し。
計	6	6	5	4	4	

＜表V-3-21＞大学別のMIP過程の概要

大学	学位過程	授業形態	授業年数	学期運営	修了単位	卒業要件	各位名称	開設時期
KAIST	修士	週末過程	2年 (6学期)	1年3 学期	33単位	単位+プロジェクトの提出	工学修士(知財権法専門)	<新設> >2010 年1学期
弘益大	修士	週間 (平日夜間、週末週間)	2年 (4学期)	1年2 学期	24単位	卒論提出	MIP (Master of Intellectual Property)*	<新設> >2010 年1学期

4. 弁理士研修制度及び情報公開制度の推進

産業財産政策局 産業財産人材課 技術書記官 ハン・ギュドン
産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務間 ベク・インヒョン

イ. 推進背景

WIPOを中心に国際協力が強化され、技術と産業が発展していることにより、産業財産権関連の法律と制度は頻繁に変化している。特許・実用新案・商標・デザインの4権利に関する法律改正現状をみると、1980年代には36回改正されたが、1990年代は85回、2000年代には140回改正され、法律の改正回数が増加している状況である。

＜表V-3-22＞1980年以後の産業財産権法令の改正現状

区分	1980～1989	1990～1999	2000～2009	合計
特許法令	13	24	46	83
実用新案法令	7	22	35	64
商法法令	8	18	30	56
デザイン法令	8	21	29	58
合計(増加率)	36	85 (136%)	140 (64.7%)	261

*資料：法制処国家法令情報センター参考（法、施行令、施行規則すべて含む）

したがって、産業財産権の出願と登録を含めたすべての業務を代理している弁理士に対する研修教育の必要性が持続的に提起されていた。2009年出願現状を見ると全体37万件の産業財産権の出願の中、80%の約30万件が代理人を通じ、出願されており、弁理士の能力が権利を獲得する最も重要な要因である。

このように、産業財産権の獲得に重要な弁理士を選任する際に、出願人は主に出願技術分野の専門性を最も重要に考慮しているが、変利子の専門分野情報は不足であると感じており、これに対する改善の声も出る状況である。

ロ. 推進内容

弁理士は、弁理士試験の合格以後に特許庁から主観している集合教育を修了して特許法人と特許事務所などで実務インターンを経ち、弁理士として登録する。しかし、弁理士登録の以後、別途の義務教育が皆無で変化している技術と制度に関する理解が弁理士の自立的な学習に依存している。特に弁理士事務所の中、弁理士1～2人が勤務している小規模事務所は国内外の法令変更及び先端技術に関する体系的な教育が不十分な状況である。

<表V-3-23> 弁理士数により弁理士事務所の数

弁理士数別の区分（人）		弁理士事務所数	シェア（%）
弁理士事務所	1	2,165	77.8
	2	231	8.3
	3	132	4.7
	4	69	2.5
	5人以上	135	4.8
	小計	2,732	98.1
特許法人		52	1.9
計		2,784	

*資料：2009.12.31基準、開業弁理士が勤務している事務所数基準

また、弁理士は事務所ウェブサイトなどを通じ、自分の専門などカスタマが必要な事項を自律的に提供中であり、弁理司会からも会員事務所情報を公開しているが、す

すべての弁理士の専門分野など受任に必要な情報を一括的に工科しなければならないとの意見が持続的に提起してきた。

韓国の弁護士の場合は2007年より、弁護士に対する研修制度を導入して、毎年8時間の研修を義務的に受けるように規定しており、日本の弁理士も2007年研修制度を新設して、弁理士の資質向上のため、5年間70時間の研修を受けるよう、規定している。

<表V-3-24>韓国弁護士と日本弁理士の研修制度の比較

区分	韓国弁護士法第85条 (2007年新設)	日本弁理士法大31条の2 (2007年新設)
目的	弁護士の専門性と倫理意識の向上	弁理士の資質向上
研修主体	大韓弁護士協会	日本弁理士会
研修内容	研修方法・手続き、委託機関の指定などは大韓弁護士協会が定める。	経済産業省より修了時間・免除条件などを規定（令25条～28条）
時間	8時間（1年間）	70時間（5年間）

また、韓国弁護士は2000年情報公開制度を導入して各地方弁護士会から会員の情報を公開しており、日本弁理士は2007年に情報公開制度を導入して依頼人の弁士選択に必要な情報をホームページを通じ、提供している。

<表V-3-25>韓国弁護士と日本弁理士の情報公開制度の比較

区分	韓国弁護士法第76条 (2000年新設)	日本弁理士法大77条の2 (2007年新設)
目的	依頼人の弁護士選任の利便を図るため	依頼人の弁理士選択に必要な情報の提供
研修主体	地方弁護士会	経済産業省大臣及び日本弁理士会
公開内容	情報提供範囲などは地方弁護士会が定める	経済産業省令で定められた情報を公開
基本情報	生命、出生年度など	資格取得の事由、主な代理分野
選択情報	写真、E-Mail、学歴、経歴	学歴、取扱い業務、弁理士試験選択試験など

したがって、2009年弁理士研修制度と情報公開制度を導入するための弁理士法改正を推進した。

大韓弁理士会より、主催した公聴会で弁理士たちは、情報公開の基本趣旨は共感するが、学歴、経歴、懲戒処分に対する情報公開は相当な拒否感を表した。情報公開の主体についても特許庁ではなく、大韓弁理士会をしてすることを注文した。また、研修制度の場合にも制度導入には賛成するが高齢者などの教育修了が困難な場合のための例外規定が必要であるとの意見も提示された。

一方、韓国知的財産協議会（KINPA）をはじめ、企業は専門分野情報などの多様な情報の公開を要求して、FTAなどによる法律市場の開放に対して弁理士の専門性を向上させるための研修制度は必ず導入しなければならないと主張した。

弁理士・企業などに関する幅広い意見収集を通じ、具体的な公開範囲は大統領令で規定するようにした。情報公開と研修制度の施行主体を大韓弁理士会にする弁理士法改正案を2009年8月31日に国会に提出した。

<表V-3-25>韓国弁護士と日本弁理士の情報公開制度の比較

第14条（情報公開）①弁理士会は、依頼人の弁理士選任のために、第5条第1項によって、登録された弁理士の専門分野、資格取得事項など必要な情報を公開しなければならない。

②第5条第1項によって登録された弁理士は第1項による情報公開のために必要な情報を弁理士会に提供しなければならない。

③特許庁長は第1項に夜情報公開のために弁理士登録情報を弁理士会に提供することができる。

④第1項による情報の公開範囲、公開方法及びその他の必要な事項は大統領令に定める。

第15条（弁理士の研修）①第5条第1項によって登録された弁理士は専門性と倫理意識を上げるため弁理士が施行する研修教育を大統領令に定める時間以上受けなければならない。ただし、疾病、休業などで研修教育を受けることができない場合はそうではない。

②弁理士会は研修教育の方法、手続きなどに必要な事項を規定した研修規則を制定して特許庁長の承認を受けなければならない。

③弁理士会は効率的な教育のため、専門教育機関又は団体に研修教育を委託して運営することができる。

④特許長官は第1項による研修教育のために弁理士登録情報を弁理士会に提

供することができる。

ハ. 発展方向

弁理士法の改正案が国会を通過する場合、6カ月以内に弁理士情報公開と研修制度の導入のため、大統領令を改正しなければならない。弁理士法の制定（1961年）50周年となる2011年は、今までの運営を通じ、現れた不十分点を改善し、弁理士会について果敢な業務移管を推進するなど全般的な制度の改善を図る予定である。

5. 知的財産経営ノウハウの共有・拡散のためのKINPAの設立・運営支援

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 カン・ヒョンホ

イ. KINPA(Korea Intellectual Property Association、韓国知的財産協議会)の設立背景

1980年代以後、先進国の知的財産保護強化志向は海外先進企業の特許攻勢の強化に繋がり、韓国企業は経営に困難を経ってきた。このような海外企業の攻勢は韓国企業との熾烈な特許紛争を起し続き、韓国企業間の共同対応の必要性が目立っている。また、企業の知的財産を企業の核心資産として認識し、知的財産を担当する専門人材の確保と人材育成のための専門家集団の結集というコンセンサスができた。

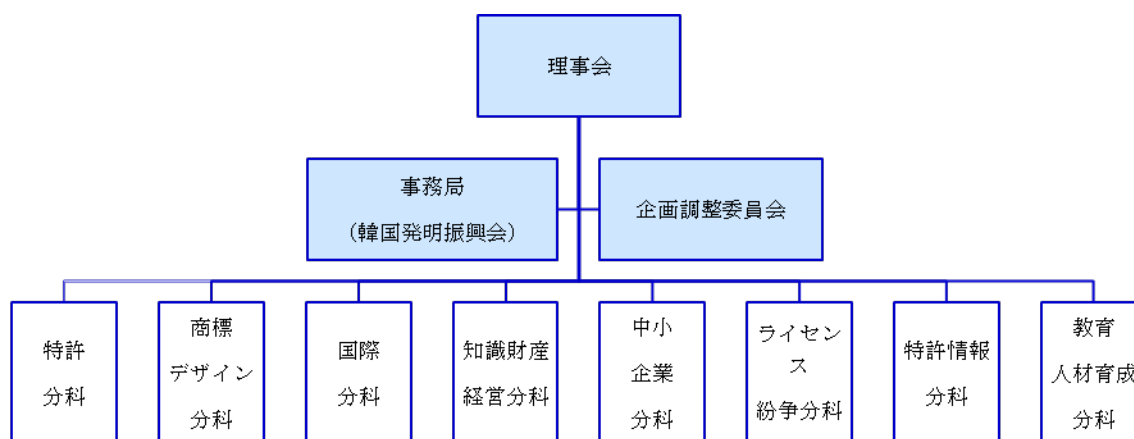
2008年2月から関連協会と特許庁は全業種にわたって知的財産のノウハウを共有し、政策建議などを遂行する民間知的財産協議体の発足に向けた事前作業に入った。まず、何社の企業の特許実務責任者を中心に協議会の初期モデルを設計して創立のための準備団を構成し、KINPAの基本的な骨格を完成した。このような、事前作業を通じ、ついに、2008年6月4日ソウルで67社の企業が参加した中で、知的財産分野の全領域にわたる相互協力策を議論し、共同研究などを遂行するための民間自律協議体であるKINPAが発足した。創立当時、LG電子、サムスン電子、Hyundai自動車、POSCOなど韓国を代表する企業のみならず、JUSUNGエンジニアリング、ソウル半導体など知的財産分野を

リードしている中小企業に至るまで様々な企業が参加した。初代会長としてはLG電子のイ・ジョンファン副社長が就任し、2010年上半期現在まで歴任している。

ロ．KINPAの組織及び役割

KINPAは主要事案の議決及び政策提案などを遂行する理事会と協議会を運営する企画調整委員会、そして実質的な知的財産ノウハウの共有及び研究などを遂行する特許分科、商標デザイン分科、国際分科など8つの分科委員会で構成されている。

<図V-3-4>韓国知識財産協議会（KINPA）の組織図



KINPAの主な役割は、企業間協力を通じた「成長及びシナジー」効果の創出で、▲国際的な知的財産問題に早期対応し、▲特許庁など政府の知的財産政策に対する提言、▲知的財産の経営、特許紛争、特許情報分析などに関する共同調査・研究、▲知的財産人材養成などの中・長期的な問題解決、そして▲会員間の情報共有を通じた企業の知的財産経営強化に重点をおいて活動している。

KINPAで活動している会員社は2008年創立の際は67社であったが、現在は99社になり、韓国の最高権威の知的財産分野の企業団体と成長している。

ハ. KINPAの活動経過

KINPAは創立初期の2008年から様々な活動を行った。知的財産に関する国際動向を把握し、知的財産国際イシューを早期に対応するために、2009年9月には米国IPO⁴⁶ Annual Meetingに参加しており、今後KINPA会員企業との国際的な協力方針について議論した。また、2008年から毎年日本JIPA⁴⁷のシンポジウムに参加して日本企業の知的財産関連イシューを把握し、JIPAとの交流を推進した。

また、会員企業の特許実務者と攻勢されている企画調整委員会は、隔月に開催してKINPA活動に関する全般的な事項を決定し、議論する役割を行っている。同時に、ワークショップ、コンファレンスなどの対外的な活動を主観して、日本JIPA、米国IPOのような海外知的財産企業団体との交流に関する事項などを議論した。また、新規会員者の登録を決定し、分科委員会活性化策などのKINPAを充実化させるための様々な活動を行っている。

分科委員会は核心特許発掘策などを研究する特許分科、模倣品対応などのための商標デザイン分科、国際制度調査などのための国際分科、企業の知的財産経営を研究する知的財産経営分科、知的財産に強い中小企業のための中小企業分科、紛争研究などのためのライセンス紛争分科、情報活用などのための特許情報分科、そして最後に教育課程の開発・運営などのための教育人材養成分科で構成されている。2009年の場合、8の分科委員会が計48回の会議を開催し、全体的に53回の事例研究を通じて知的財産のノウハウを共有した。

今まで共有された知的財産に関する情報およびノウハウを産業界全般に拡散して最近の知的財産のイシューに対して国内外の知的財産専門家の主題発表と構成されたKINPA Annualカンファレンスを毎年開催している。2009年には77社の317人が参加して韓国最大の知的財産カンファレンスに発展させた。特に2009年カンファレンスには、米

⁴⁶ 米国知的財産所有者協会 (IPO, Intellectual Property Owners) : 1972年設立して会員企業に対する情報提供、教育、制先提言、経営事例共有などの活動を行う知財分野の企業団体であり、約1千会員が加入している。

⁴⁷ 日本知的財産協会 (JIPA) : 1938年電気電子分野10企業の特許担当者から始まり、2007年10月現在、1,163の会員が登録。主に会員間の知識財産の共有、知財に関する政策提言、会員教育などの活動を行っている。

国の貿易委員会（ICT）委員と判事を招待して輸出企業の通商問題と知的財産紛争に関するテーマ発表を行った。また、中国及び欧州のIP紛争と通商、米国特許法改正と主要判例、Patent Trollの日本内の視覚と反応、中国の特許法改正と政策方向など国内外の知的財産専門家の主題発表を通じて国内企業が米国、中国、欧州などの主要輸出地域での特許紛争に対応できるよう取組を紹介した。

また、2009年最初に企業内で知財を総括している CIP0(Chief Intellectual Property Officer、知的財産最高責任者)とのフォーラムを開催して標準特許戦略、特許紛争対応の対応戦略、企業の特許文化などの知的財産関連の情報を共有した。

CIP0朝飯フォーラムはKINPAの活動が、分科委員会、ワークショップなどに実務者向けに振興してきたが、企業の経営レベルまで参加が拡大するきっかけとなった。参加対象は企業の役員以上であり、発表者も役員以上が発表して企業の知的財産経営を拡散することに貢献している。

<表V-3-27>CIP0の朝飯フォーラムの開催現状

日時	発表主題	発表者
2009. 6. 17	標準特許の意味と確保戦略	LG電子 ジョン・センギユ 常務
2009. 8. 26	サムスン電子の特許経営文化	サムスン電子 アン・スンホ 専務
2009. 10. 28	中小企業の知的財産経営事例	トップエンジニアリング リュウ・ドヒョン 副社長
2009. 12. 16	経済危機と日本企業の知財政策	対外経済研究院 ジョン・ソンチュン 博士
2010. 2. 10	企業の特許紛争対応	LGディスプレイ 金ジュソップ 常務

ニ. KINPAの今後の課題

韓国特許庁は2008年6月KINPAの創立より今まで韓国企業の知的財産能力向上のため、多様な活動を推進してきた。今後とも企業と持続的に協力関係を維持して、今後韓国の知的財産分野で民間シンクタンクの役割が果たせられるよう、段階別の発展戦略を樹立・推進していく計画である。また、今後民間協議体であるKINPAを社団法人化するようにして独立性と自立性を上げ、知的財産分野ナンバーワンの企業協議体となるよ

うに支援する予定である。

KINPA胎動期であった2008~2009年には、KINPA活動の早期定着を目標に、分科活動を通じて専門性のある協議会の足掛かりをつかんだ。ワークショップ、コンファレンスなどを通じて大・中小企業間の実質的な経験共有を推進し、特許庁の政策パートナーとしてのプレゼンスを固めた時期であった。

2010年から2014年までは2段階であるKINPAの成長期として、知的財産の優秀モデルを発掘して広げる時期になる。優秀分科活動モデルを確立して拡散体系を構築し、大・中小企業間の共存協力モデルを提示する計画である。また、IPO、JIPAなど海外知的財産民間団体との交流を通じて、IP5特許協力体制に符合する民間国際パートナーとして成長していく計画である。

そして、2015年から2018年まではKINPAの成熟期として、本格的にIPシンクタンクとしての跳躍に備える予定である。会員企業を現在の80社余りから600社にまで拡大するなど全国の全業種に拡大し、知的財産に基づいた中小・ベンチャー企業の創業と発展を支援する計画である。これをもとに国際知的財産社会をリードしていく協議会に発展していく、遠大な目標を立てている。今後民間IPシンクタンクに向けたKINPAの奮発を期待する。

第2節 未来の知的財産専門人材の育成

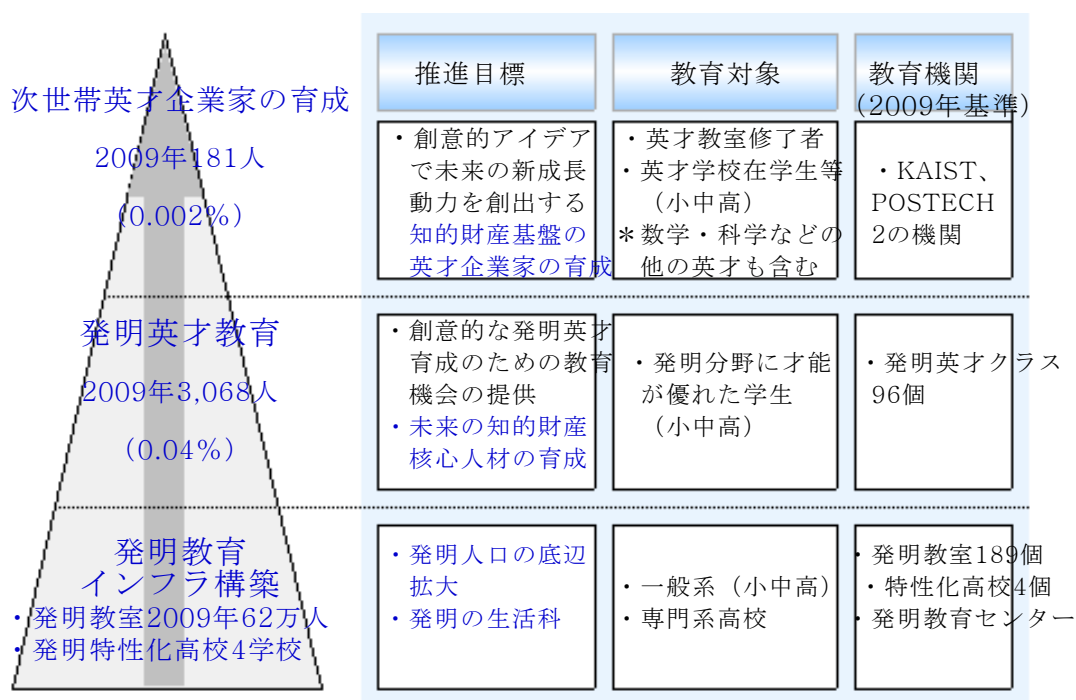
1. IP-基盤次世代英才起業家の育成

産業財産政策局 産業財産振興課 工業事務官 崔スジョン

イ. 推進背景及び概要

差別された技術、強いブランド、特徴のあるデザインなど無形資産が付加価値創出の原動力となった知的財産基盤社会に入った現在、創意的な人材を早期に発掘して育成することが国家及び企業競争力を左右する核心と強調されている。特許庁も1995年以来に推進してきた小中高教の発明教育より、さらに知的財産に基盤を置いた英才起業家を育成できる革新的なプログラムを施行した。

<表V-3-28>発明教育の推進体系



* (%) は、2009年小中高全体学生の数 (第2次英才教育振興総合計画7,738人) 対比シェア

1998年、スタンフォード大学のコンピューター工学科の同僚であるセルゲイ・ブリン (Sergey Brin) とラリー・ページ (Larry Page) は、小さい倉庫でグーグル (Google) を創業した。⁴⁸ その後、10年でグーグルは2008年基準売上額218億ドル、20ヶ国に約17000人を雇用した世界的IT企業と成長した。二人の英才起業家の独創的なアイデアは、サムスン・LG・POSCOよりも株式価値が大きい企業を誕生させた。

1975年19歳のビル・ゲイツはハーバード大学を中退し、21歳のポール・アレンと資本金1500ドルを基にマイクロソフトを創業した。⁴⁹ 1994年8月にウィンドウズ95を出資することでマイクロソフトは、PC運営体制市場の強者となった。全世界の人々の生活方式と業務方式を変化させた。マイクロソフトは2008年の基準売上額は604億ドル、78ヶ国の約9万人を雇用した企業に成長した。

「IP-基盤次世代英才起業家」はマイクロソフトのビル・ゲイツ、グーグルのセルゲイ・ブリンとラリー・ページのような創意的な知的財産を基に未来の新成長産業を創出する人材を意味する。このような、人材育成の重要性に対する共有した特許庁とKAIST・POSTECH (浦港工科大) は、2009年より、共同で「IP-基盤次世代英才起業家育成」プロジェクトを推進してきた。創意的な潜在力を有している小中高の発明人材を発掘し、これらが10年、20年後には英才起業家に成長できるように特別な教育機会を支援する。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は教育界・企業界など現場の意見を反映したIP-基盤次世代英才起業家の選抜・育成計画を樹立するため、韓国科学技術翰林院と共同で2009年3月より、諮問団と企画団を構成して運営した。諮問団はKAIST・POSTECH大学の総長、(株)メディソンの創業者であるイ・ミンファKAIST招聘教授、(株)アン・チョルス研究所の創業者であるアン・チョルスKAIST席座教授などの最高の学者と構成した。企画団は発明・英才・

⁴⁸ デイビスA. バイス、マーク・メルシド、「グーグル、成功神話の秘密」、2006

⁴⁹ ネイバーキャスト、マイクロソフト総合者ビル・ゲイツ、<http://navercast.naver.com/worldcelebrity/history/301>

職業教育、技術事業化、ベンチャー創業などの関連分野専門家と構成した。企画団の1～5回の会議を開催し、人材象から選抜・育成体系まで様々の背景を有している企画委員間のコンセンサスを導出し、その計画を2009年9月に諮問会議に報告することによって政策方向諮問結果を含めた選抜・育成計画を樹立した。

また、2009年2月に韓国の理科系大学の先頭であるKAIST・POSTECHと業務協約を締結して、共に IP-基盤次世代英才起業家の選抜・育成するための基盤を造成した。今後共同の目標を追求するパートナーとして推進団会議を開催し、選抜・育成に関する議論して、2009年9月には2大学に次世代英才起業家教育院を指定・設置した。

英才教育担当の奨学士などの市・道教育庁の教育関係者を対象にした次世代英才起業家育成説明会、ベンチャー企業CEO、学会などのベンチャー専門家が参加する創造経済と創造フォーラムなどを開催することにより、現場でのコンセンサス形成と協力関係維持のために努力した。

このような過程を経ち、選抜及び育成計画を樹立して結果、KAIST・POSTECHに設置した次世代英才起業家教育院は、書面審査と選抜キャンプを通じ、中高生計181人を選抜して2010年より本格的に教育課程を運営している。教育目標に対する学生・父兄・指導教師など政策需要者の大きなコンセンサスと関心によって、最初選抜であったが5.3 : 1の高い競争率を記録した。

両教育院は選抜された少数の英才が英才起業家として備えるべき核心能力である創意的な問題解決力・リーダーシップ・企業倫理・コミュニケーション・知的財産専門性などを涵養できるよう、多様なプログラムを提供する。特に、選抜された学生には工学・人文学・芸術など多様な分野を幅広く接することができる教育機会を提供して、未来社会が要求する融合型の人材に成長するように支援するつもりである。

ハ. 評価及び発展方向

今後、同プログラムは教育院の教育課程と共に、学生の定義的な領域の均衡のある

発達のため、マンツーマン支援を提供する予定である。多くの英才の場合、定義的の領域が認知的の領域の成長に比べ、劣る場合が多い。強い成功動機や挑戦精神、同僚との協力とリーダーシップ、共同体に対する貢献と思いやりなどの人格的な成熟と指導者としての倫理観の涵養についても努力するつもりである。

このような革新的なプログラムの導入によって、IP-基盤の次世代英才起業家の育成は韓国教育に新しい成功モデルになり、革新的なプログラムによって育成されたIP-基盤次世代英才起業家が、今後の新成長産業を創出することにより、韓国に新しい飛躍の機会を提供するだろう。

2. 学生発明教育に対する総合支援体系の構築

国際知的財産研修院 創意発明教育課 行政事務官 アン・ウファン

特許庁は21世紀知識基盤社会をリードしていく発明人材の無限の潜在力を目覚めさせ、韓国の未来を担っていく優秀発明人材を発掘・養成するため、様々な分野の事業を発掘・支援している。1995年から教育庁と共同で全国188の拠点に設置した発明教室を通じて全国の小・中・高の学生を対象にした発明教育が可能になり、2005年12月には発明教育センターを設立して韓国発明教育の中心軸として発明指導教師の専門性強化、優秀学生の教育、発明教育プログラムの開発・普及など発明教育活性化事業を本格的に推進した。このようなインフラを基に発明教育を受けた人材たちが21世紀をリードする創意的な未来人材として成長している。教育科学技術部が2008年1月に発表した「大韓民国人材賞」の関連資料によると、受賞者の中に各種発明大会の受賞者や発明奨学生選抜者など発明教育及び発明活動が優秀な学生8人が含まれていたことから、発明教育の成果を確認することができた。

「大韓民国人材賞」は韓国の将来を担っていく創意的かつ優秀な人材を発掘し、望ましい人材像を定立するため、2001年から行ってきた「21世紀優秀人材賞(長官表彰)」を格上げした大統領表彰である。選抜対象と人数は高校生 60人と大学生

40人であり、受賞者に最も影響力を与えた師匠にも指導教師賞(賞勲格:教科部長官賞)を授与する。

市・道庁の地域審査委員会を構成・運営し、中央審査委員会に通報する受賞候補者を選定すると、中央審査委員会は書類、面接及び実質調査で審査を行う。表彰及びメダル、奨学金は大統領が直接授与し、受賞者に対する持続的な支援管理のため、受賞者の合同研修、著名人とのセミナー、ボランティア活動などが行われる。

これまでの発明教育は正規教育ではなく特別活動の形で運営されたため、父兄及び学生からの関心不足、発明教師の意欲低下など発明教育の底辺拡散に限界があったが、発明教育関連機関及び教師たちの努力で2007年2月教育科学技術部の第7次教育課程改正の際、中等及び高等学校正規教育課程に反映され、発明教育の量的・質的転換のためのきっかけを作った。

□ 国民共通実科(技術・家庭)7学年課程:技術と発明(大単元)

(イ)発明の価値を理解し、日常生活の技術的な問題を解決するために創意的なアイデアを構想する。

(ロ)発明の技法及び原理を理解し、簡単な生活発明品を作ってみることで、発明活動の楽しさを体験し、創意的な思考能力を培う。

□ 高等工学技術 11 学年課程:工学と創意的な問題解決(中単元)

(イ)発明特許に対して理解し、人間心理に対する創意性及び問題解決に関する方法論を活用し、創意的な問題解決力を開発する。

(ロ)発明結果を特許として出願する過程を教える。

また、発明教室単位で独自に推進されていた発明英才教育が本格的に推進できるよう、関係部署との協力を強化した。教育人的資源部が中心となって樹立した「第2

次英才教育振興総合計画(2008～2012)」に積極的に参加し、発明教室を活用した発明英才教育の拡大推進など発明英才養成のための推進根拠及び基盤を構築した。また、その一環として2008年には発明英才選抜ツール及び発明英才教授学習資料を開発し、2009年から本格的な発明英才の選抜及び育成を期待できるようになった。

一方、政府レベルで推進中である「政府部署による特性化専門系高校の育成」事業の一環として「発明・特許特性化高プログラム支援学校」4校を選定し、2008年から本格的に支援に突入した。同事業を通じて高校段階で体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じて創意的で問題解決力の優れた学生を養成することで、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材としての進出が期待できる。

イ. 発明教室の運営活性化

発明教室は1995年、ソウルの仁憲中学校(現在の奉天中学校)に試験的に設置されて以来、全国の市・郡・区教育庁別に1つずつ、182の発明教室を設置することを目標に推進された。各市・道の教育庁と連携し、毎年16内外の発明教室を設置した。2006年には24個を設置し、182の発明教室設置事業を1次的に完了した。2008年には市・道教育庁が6つの発明教室を独自に設置し、現在全国には合計188の発明教室が設置されている。特許庁では発明教室の運営を充実化するために、発明教室の運営費支援を持続的に推進し、老朽化した発明教室に対しては現代化事業を支援し、2009年に完了した。

このような多角的な努力によって、発明教室の利用者は毎年増加している。また、学生だけでなく、父兄など一般人に対する教育も同時に拡大し、地域における知的財産権の認識向上にも貢献している。

<表V-3-29> 発明教室の利用者状況

(単位：人)

区分	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
学生	271,613	326,533	350,657	395,158	491,031	597,060	692,851	622,736
父兄	27,262	28,370	24,994	37,828	35,317	33,910	27,995	28,415

教師	8,944	9,655	10,162	19,167	19,598	23,315	16,529	23,753
計 (利用者)	307,819	364,558	385,813	452,153	545,946	654,285	737,375	674,904

2009年には発明教室の運営実績評価をもとに、3等級に区分し、A等級に7百万ウォン、B等級6百万ウォン、C等級には5百万ウォンをそれぞれ支援した。

<表V-3-30>圏域別の発明教室

(単位：箇所)

圏域	ソウル	仁川・京畿	大田・忠清	江原	湖南・済州	嶺南
設置された 発明教室	20	38	28	8	36	59

<表V-3-31>年度別の設置状況

(単位：箇所)

年度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	計
設置数	1	3	10	31	18	16	16	17	15	16	15	24	-	5	2	189

劣化した発明教室のメンテナンス及び現代的な発明教育に必要な実験実習装備交替のために2007年34の劣化した発明教室の現代化を支援し、引き続き2009年度にも2002年以前に設置された24の劣化した発明教室を支援した。

<表V-3-32>発明教室現代化の支援状況 (2001年設置機関基準)

(単位：箇所)

区分	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	計
発明教室	20	9	8	9	5	8	6	29	8	11	9	16	10	19	17	5	189
2001まで 設置	18	8	3	6	4	5	2	7	4	5	4	6	6	7	6	4	95
2006支援	8	2	2	1	2	2	1	2	2	2	1	2	1	2	2	2	34

2007支援	3	3	1	4	1	1	0	3	2	2	3	4	2	2	2	1	34
2008支援	3	3	0	1	1	2	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	14
2009支援	2	1		1	1	1	1	3	1	2	1	-	4	3	2	1	24
現代化 未実施	4	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	3	2	1	0	13
2002年 設置機関	1	1	3	1	1	0	0	2	1	1	1	0	1	1	1	1	16
2003年 設置機関	0	0	1	0	0	0	1	3	0	5	1	1	1	1	1	0	15
2004年 設置機関	0	0	1	0	0	0	1	4	0	0	1	2	2	4	2	0	17
2005年 設置機関	0	0	0	1	0	1	1	3	1	0	0	1	0	4	3	0	15
2006年 設置機関	0	0	0	1	0	2	1	7	2	0	2	3	0	2	4	0	24
2008年 設置機関	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	0	0	0	0	5
2009年 設置機関	2	1	1	1	1	0	1	3	1	2	1		4	3	2	1	24

＜表V-3-33＞市・道教育庁別発明教室の状況

市・道	発明教室の設置学校及び機関	教室数
ソウル (14)	仁憲中、ソウル蠶院小、聖水中、城一中、滄川小、南部科学教育センター（中等）、上溪第一中、漢南小、亜洲中、空港小、敦岩小、漢城科学高、スド電気工高、ソウル科学高、南部科学教育センター（小学校）、阿峴中、新倉小、ゲナム小、ソウル北工高、ソウル世宗科学高校	20
釜山 (9)	釜山子供会館、釜山市教育科学研究院、周礼女子中、槐亭小、新道小、韓国科学英才学校、城南小、蓮山中、萊城小	9
仁川 (5)	鶴翼小、淡坊小、東仁川女子中、甲龍小、仙鶴小、部馬小、安山小、蘇萊小、ウォンダン小	9
大邱 (5)	南山小、大明女子中、達成小、大邱市教育科学研究院、凡一中、城西小、花源小、江北中	8
大田 (3)	大田大興小、大田ボドゥネ中、内洞小、東新中、忠南機械工高、大田メボン小、大田市教育科学研究院、大徳電子機械工高	8
光州 (2)	ウサン小、金塘中、松亭中、新光中、光川小	5
蔚山 (2)	鹽浦小、香山小、ユゴク中、蔚山南部小、也音中、含月小	6

京畿 (23)	梅山小、一山中、樂生高、議政府長岩小、熙星小、地莊小、軍浦小、仙府中、深谷小、加平小、檢山小、白城小、陶農小、雪峰小、駒城小、松炭中、新長小、金浦小、驪州小、全谷中、東陽小、西村小、伊淡小、城南東小、永北小、鶴峴小、道谷中、光一小、楊平小	29
江原 (8)	草溪学生修練場、江原道教育科学研究院、魯巖小、丹邱小、上長中、三陟小、上泉小、ブクサム小	8
忠北 (11)	忠州三原小、清州中、三山小、南泉小、槐山北中、南新小、竹香小、永同小、真川三秀小、角里小、丹陽中	11
忠南 (9)	珠山小、天安中、光東小、長項中央小、秋富小、南面小、瑞東小、温陽龍禾中、鷄城小	9
全北 (16)	全州全一小、金堤女子中、群山中央小、淳昌中、裡里小、全州麟鳳小、高敞三仁総合学習場、全北教育情報科学院、南原道通小、扶安東小、任実東中、東新小、長水小、茂朱中、鳳東小、朱川小	16
全南(1 0)	麗水中央小、社倉小、羅州中、海南第一中、一老小、玉果小、和順第一小、順天城東小、全南教育科学研究院、木浦大成小	10
慶北 (19)	皇南小、尙州教育館、金泉發明教室上大小、永嘉小、龜尾小、醴泉南部小、慶山中央小、栄州發明教室、慶北科学教育院、永川東部小、聞慶發明教室、老音小、珍宝小、桃村小、草田中、義城中、伊西小、新東中	19
慶南 (13)	南海小、大叵中、金海慶原高、陝川小、昌寧小、慶南航空高、泗川高、辰橋小、昌原沙巴高、馬山女子中、慶南教育科学研究院、居昌小、山清小、忠烈小、中部小、蜜城小、安骨浦小	17
濟州 (4)	西歸西小、濟州中央中、翰林中、濟州南小、城山中	5
計 (153)		189

*京畿（道谷中、光一小）2ヶ所各500万ウォン支援（2008年1学期新設）

*全北（茂朱中、鳳東小、朱川小）3ヶ所各250万ウォン支援（2008年2学期新設）

*ソウル（世宗科学高校）1ヶ所設置（2009年1学期新設）

ロ．發明教師の専門性向上及び教育機会の拡大

特許庁は發明教育の活性化に何よりも重要な發明指導教師の専門能力を向上させ、政策に対する満足度を高めるために、様々な政策を推進している。發明教師のオン・オフライン職務研修、發明教師の研究能力向上のための研究大会や研究会に対する支援、發明教師ワークショップの実施などを支援している。2009年には發明教師の職務研修を大幅拡大し、發明教育の正規教科への反映に備え、發明教育の質を高めた。

1) 発明教師職務研修の支援拡大

21世紀型知識基盤人材養成のため、詰込み教育から創意力や問題解決力を培える代案教育として発明教育が浮上している。それに伴い、現場教師の発明教師研修機会の拡大及び専門性向上のための様々な教育サービスを求める声も高くなっている。

2005年まで発明教師の職務研修は主に夏休みや冬休みの期間を活用した集合教育の形で行われた。国際知的財産研修院、韓国学校発明協会、発明英才団で実施された同研修を通じ、年間200～300人の発明教師を養成し、発明教育の土台を築いた。

2009年には社会的環境や教育環境の変化に対応し、現場教師からの要求を反映するため、既存のオフライン教育研修を補完する一方、新規にオンライン発明教育システムを構築・運営した。

発明教師の専門性向上や教育機会の拡大のため、2006年7月に教育科学技術部の認可を得て運営したサイバー発明教育研修院 (<http://www.ipteacher.net>) は2008年には正規課程として6つの課程を運営し、3300人(修了者数2969人)に新しい発明教育の機会を提供した。また、B2B形式で特別課程を運営し、259人に追加で教育機会が与えられた。

2) 発明教育研究会に対する支援

発明教師の発明教育に対する自主研究機能を強化し、地域別の発明教育ネットワーク形成のため、2001年から地域別の発明教育研究会を支援している。

2005年までは市・道教育庁に登録された研究団体である発明教育研究会(発明クラス及び発明教室の指導教師を中心に構成)の地域別発明教育行事やセミナー、教師研修などを支援した。

2006年からは発明教師の実質的な研究能力を高め、事業の成果及び効率性を高めるために事業支援体系を改編した。公開募集を通じて政策的に必要な研究課題及び自主研究課題を選定し、市・道教育庁の登録研究会のみならず、自主的な教師研究会団体

の研究活動を支援した。

2009年には8の指定課題、4の事由課題の12課題を選定して、3～10百万ウォンの研究費を支援した。

<表V-3-34>2009年発明教育研究会活性化支援事業リスト

課題区分	研究会名	研究課題名	課題責任者
指定課題	楽成高校研究会	発明英才クラス模範研究会の指定を通じた運営モデルの開発推進	ソ・ゼホン
	大新発明教育研究会	高校段位の発明クラブの運営	オ・ギヨン
	韓国発明愛研究センター	発明ノートの開発	ノ・フィヒョン
	大邱教育大学研究会	未来創意発明英才の開発	コン・モンソク
	発明愛研究会	ペルミ式問題解決を利用した発明英才教育プログラムの開発	イ・ジンウ
	発明英才教育研究会	創意的なアイデア発想授業を通じた(専門系)高校生の発明教育モデルの開発	ソン・ギュヨン
	発明創意研究会	発明指導者資格証の開発	イ・ジュホ
	普成高研究会	「発明教育研究」の研究	ジョン・ホグン
事由課題	釜山教育大学産学協力団科学創意研究所	エンベデット環境を適用したロボット発明教育プログラムの開発	イ・ホチョル
	仁川発明愛同好会	発明操作資料と発明動画開発	ムン・ピルジュ
	銅雀教育庁発明教室研究会	地域発明教室協力基盤の学生創意力コンテストの開発研究	バク・セグン
	大邱花源発明教育研究会	問題解決中心の裁量活動の発明教育プログラムの開発	ウ・ギョンドン

3) 発明教師ワークショップの実施

特許庁は発明教室指導教師の発明教育情報の共有拡散、ネットワーク構築、発明教室運営活性化に対する議論のため、毎年発明教室関係者のワークショップを開催している。2009年には新任発明教室の担当教師80人を対象にセミナーを開催した。また、

発明教育政策委員会を市・道の教育庁奨学士を対象に運営（2009年6月～10月）した。

4) 教員対象の発明大会及び研究大会の開催

特許庁では教師の活発な発明活動を誘導し、発明教育に対する研究意欲を高めるため、「全国教員発明品コンテスト」と「全国教員発明教育研究大会」を開催している。

「全国教員発明品コンテスト」は発明指導教師の直接出品と授賞を通じて、発明指導の質を高めると同時に発明意欲も高めるため、1999年から開催されている。2009年に開催された第11回大会には15人が受賞した。銀賞以上の受賞者3人には海外研修の特典を与えた。

一方、1996年から毎年開催している「全国教員発明教育研究大会」を通じ、発明クラス及び発明教室など発明指導教師を対象に、発明教育に関する優秀な研究論文を発掘して表彰している。入賞した教員には教育公務員昇進規定に従って、入賞等級別に金賞は1点、銀賞は0.75点、銅賞は0.5点の昇進加点が与えられる。2009年には計24編の論文が受け付けられ、3編の優秀研究論文を選定・授賞した。

ハ. 発明研究モデル学校の指定及び支援

特許庁では発明教育に対する様々な政策の試験的な適用と研究機能を強化するため、2000年から市・道教育庁別に毎年発明教育研究モデル学校を指定・支援している。発明教育研究モデル学校では地域別の特性や時代状況に合った様々な発明教育プログラムや方法を試験的に適用し、研究結果の共有を通じて発明教育の拡散や教育品質の向上を図っている。また、市・道教育庁では指導教師に研究加点を付与し、士気を高めている。2009年には22の学校に80百万ウォンずつ、合計176百万ウォンを支援した。

＜表V-3-35＞ 発明教育研究モデル学校の運営状況

地域	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
ソウル	創川小	垂州中	垂州中	空港小 首都工 高	空港小 首都工 高	清潭小	清潭小、 阿峴中	阿峴中 敦岩小 韓南小	敦岩小 韓南小 仁憲中	仁憲中 路一中	路一中 垂州中
釜山	周禮女 子高	釜山科 学高	釜山科 学高	槐亭小	槐亭小	萊城小	萊城小	蓮山中	蓮山中	水城小	水城小 峴谷小
大邱	南山小	大名女 子中	大名女 子中	-	達城小	達城小	花源小	花源小	城西小	城西小	南山小
大田	大興小	バドネ 中	バドネ 中	内洞小	内洞小	メボン 小	メボン 小	東新中	東新中	バドネ 中	バドネ 中
仁川	東人川 女子中	仙鶴小	仙鶴小	淡坊小	淡坊小	麻田小	麻田小	申請し ない	鶴翼小	鶴翼小	桂山小
光州	牛山小	松亭中	松亭中	-	金塘中	金塘中	松亭中	松亭中	申請取 消	念珠小	念珠小 松鶴小
蔚山	塩浦小	塩浦小	香山小	香山小	流谷小	流谷小	也音中、 南部小	也音中 南部小	含月小	含月小	-
京畿	長岩小	地莊小	地莊小	仙府中	仙府中	駒城小	駒城小	東陽小	東陽小、 道谷中	道谷中 楊平小 浦川小	楊平小 浦川小 田谷小
江原	麒麟小	麒麟小	短九小	短九小	-	上長中	上長中	鷺岩小	鷺岩小、 北三小	北三小	上川小
忠北	清州中	清州中	南川小	南川小	槐山北 中	槐山北 中	南新小	南新小	北三小	山三小	忠州三 円小
忠南	忠南科 学高	天安中	天安中	広東小	広東小	長項中 央小	長項中 央小	扶餘女 中	扶餘女 中	月峰小	月峰小
全北	中央小	淳昌中	淳昌中	所聲小	所聲小	群山南 小	群山南 小、 淳昌中	淳昌中	扶安中	扶安中 上関小	上関小 井邑女 子中
全南	懷徳中	海南女 子中	海南女 子中	-	城東小	城東小	第一小	第一小、 山二中	山二中	榮山浦 女子中	榮山浦 女子中
慶北	上大小	上大小	黄南小	黄南小	亀尾小	亀尾小	牟西小 ・中	牟西小 ・中	倭館中	倭館中 永川東 部小	永川東 部小 笠岩中
慶南	馬山女 子中	馬山女 子中	昌寧小	昌寧小	慶原高	慶原高	辰橋小	辰橋小、 忠烈小	忠烈小、 安骨浦 小	安骨浦 小 沙巴高	沙巴高
濟州	中央中	西帰西 小	西帰西 小	濟州南 小	濟州南 小	城山中	城山中	西帰西 小	西帰西 小、中央 中	中央中	翰林中
	16校	16校	14校	16校	16校	16校	19校	20校	21校	22校	24校

ハ. 発明奨学生 の 選 抜

特許庁では優秀発明学生の持続的な発明活動を奨励し、理工系分野への進出を促進するため、2003年から「発明奨学生」選抜事業を施行している。

発明奨学生選抜は、2008年までは書類評価のみで、出願及び登録実績、学生発明大会参加及び入賞実績、発明活動及び教育実績などを総合評価して選抜し、小・中・高・大が区別に等級（1～3等級）に分け、奨学金を支援した。

2009年より、優秀発明人材に創意的な潜在力を啓発し、持続的な発明活動に対するモチベーションを誘導するため、金銭的な支援から教育的なインセンティブを強化する方向に選抜方式と支援内容を改正した。

選抜方式は、既存の書類評価と並行し、面接を新しく導入して個人の発明活動の意思、知的財産創出能力などを評価した。また、選抜された小・中・高校生には2泊3日の創意発明キャンプを開催して創意的な問題解決力・リーダーシップなどを啓発できる様々な発明教育プログラムを支援した。

<表V-3-36>発明奨学生の年度別選抜者数

年度	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
人数	481人	411人	298人	320人	320人	315人	98人

二．学生発明大会の開催

1)大韓民国学生発明展示会

1998年から開催している大韓民国学生発明展示会は、創意性ある発明品の考案や製作を通じて学生たちの発明に対する創意性を啓発すると同時に発明を生活化することで、知識基盤社会の主役になる将来の発明人材を発掘・要請することにその目的がある。

2009年に開催された第22回大韓民国学生発明展示会では、6,606件の出品作品の中から313件を選定し、2009年7月29日から8月2日まで韓国総合展示館(COEX)で展示した。

同展示会の出品対象は小・中・高校生の発明や考案品であり、出願及び登録の有無とは関係なく、書類審査→先行技術調査→現物審査→総合審査の過程を経て選定される。

優秀な発明品は大統領及び国務総理賞などの個人賞と団体賞に分けて授賞している。また、上位の受賞者には賞状や賞金の他にも、発明キャンプや海外研修などの機会を提供している。

2008年には奨励賞以上の賞を受賞した学生が参加し、楊平青少年合宿所で2泊3日間の発明キャンプを実施し、金賞以上の受賞者及び指導教師などには日本及びオーストラリア研修を通じて発明指導意欲の鼓吹及び学生発明の活性化を図った。

2) 大韓民国学生創意力オリンピック

大韓民国学生創意力オリンピックは「他人と違う私」と「共に生きる私」の調和に基づいた協同問題解決作業を通じて、青少年の幅広い思考力と創意力の涵養を目的としている。同大会は2002年から特許庁とサムスン電子が共同主催している。この大会は5～7人の学生がチームを組んで、事前に与えられた課題(長期課題)と大会現場で与えられる課題(現場課題)の解決過程で、学生たちの創意性を評価するのが特徴である。

2009年の大会は8月末に開催された全国5つの圏域別(首都圏、中部圏、忠清圏、湖南圏、嶺南圏)予選大会を通過した71チームが参加し、8月21日から22日まで韓国総合展示場(COEX)で本選が開催された。本選大会で金賞を受賞した9チームに対しては海外文化探訪の機会を提供した。

3) 全国学生発明想像画・キャラクター・デザイン写生大会

全国学生発明想像画・キャラクター・デザイン写生大会は学生の発明に対する創意性と想像力を向上するためのものであり、現場で与えられたテーマに従って発明想像画・キャラクター・デザインを直接描いて評価を受けることになる。

ホ. 発明・特許特化高校の育成支援

特許庁は高校段階での体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じて、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材として養成するため、2007年に4つの専門系高校を「発明・特許特性化プログラム支援校」に選定した。教育人的資源部など7部2庁が参加し、「政府部署による特性化専門系高校育成事業」の一環として推進している事業である。

事業計画書の評価、現場調査、発表審査などを通じて、2007年6月に特化高校と選定された学校は三一高校(京畿水原、私立)、大徳電子機械高校(大田、公立)、大光高校(釜山、私立)、慶南航空高校(慶南固城、公立)の4校である。

2007年には発明・特許特性化高校の運営方策に対する研究を推進し、これを通じて教育目標、教科開発、教育課程運営など学校別の事業推進計画を具体化した。また、特許庁、教育人的資源部、4つの教育庁間の特性化高校支援のための業務協約(MOU)を締結し、支援主体間の役割を明確にした。

これをもとに、2008年には本格的に発明・特許の特性化高校の運営支援が始まった。1年目には特性化高校の確実な運営基盤を整えるための枠組み作りに重点を置き、学校別専門家コンサルティングなどで運営の方向性を提示した。同事業は2012年まで続ける予定である。

ホ. 発明英才養成のための基盤作り

特許庁は2007年政府レベルで推進中の「第2次英才教育振興総合計画(2008年～2012年)」の樹立に積極的に参加し、発明英才養成のための基盤を構築した。

「第2次英才教育振興総合計画」は2007年12月国家人的資源委員会で確定され、同計画には教育人的資源部、科学技術部、文化体育観光部、女性部、企画予算処、特許庁など6部署が参加した。特許庁は同計画に発明教室を活用した発明英才クラスの推進、特許庁指定の発明英才教育院の設置など発明英才が体系的に発掘・養成できるような制度的な装置を整備した。

2008年には発明英才選抜ツールの開発を通じて英才の選抜装置を整備し、教授学習プログラムの開発で選抜された発明英才のための体系的な教育プログラムを整備した。

2009年には16の市・道教育庁の中、13の市・道教育庁から発明英才クラスの運営中（ソウル・大邱・慶南は未実施）であり、学生数は2009年3,068人（2007年対比262%増加）に急増した。

<表V-3-37> 発明英才教育の現状

発明英才学生数	2007年→2009年3,068（262%増加）
発明英才クラス数	2007年60個→2009年96個（60%増加）

2008年に小・中学校の初級レベルのプログラム各1種（計2種）を開発して、2009年には小・中学校の中級レベル及び高校初級レベル各1種（計3種）を開発し普及した。

<表V-3-38> 発明英才教育の現状

年度	内容	対象	遂行機関
2008	発明とSTEM	小（初級）1種、中（初級）1種	忠南大
2009	多種知能理論に基礎した発明英才教育プログラム	小（中級）1種、中（中級）1種、高（初級）1種	忠南大

3. 発明教育センター教育運営の充実化

国際知的財産研修院 創意発明教育課 行政事務官 ジョン・ヘヨン

イ. 推進背景

発明教育センターは発明教育の環境変化に対応し、発明教員の専門化向上に対するニーズが高まるにつれ、発明教育における総合支援センターの役割を担うため、2005年12月に竣工された。

創意的な発明人材を育成するための教育基盤を設け、発明指導者の専門性を強めて育てられる学生を将来の知財核心人材に育成するため、発明教育センターの教育課程を運営している。2009年には発明教育に関心のある学校及び一般人を対象に16の課程を運営し、合計11,504人に対する教育研修を実施した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 発明指導者育成過程の運営

発明教師の学習指導能力と専門性を向上させるため、発明英才教育プログラムの伝達研修と発明教師中級過程である発明英才教師指導者過程を運営した。また、奨学士、校長など教育管理者の発明認識向上のための教育管理者過程など7の過程が運営された。

2) 学生発明教育課程の運営

発明クラス、発明英才クラスの学生対象の発明高級過程を新設して、基礎段階に止まった学生発明教育課程をレベル別の教育課程に改正・運営し、教育課程別の専門講師制度の導入によって教育プログラムの効果を向上させた。

3) オーダーメイド型教育課程の運営

1987年「学生発明巡回教育事業」から始まった発明ツアー過程は、全国民を対象に発明教育を実施して、発明人口の底辺拡大に努力してきた。2009年には、特に低所得者層の学生を対象に訪ねる発明教育を計27回1,380人に実施した。

ハ) 評価及び発展過程

発明教育センターは創意的な発明人材育成のための発明指導者の専門性向上に努力を続けてきて、学生発明教育課程とオーダーメイド型発明教育を運営し、発明文化拡散を誘導した。

2010年度は技術・家庭教師のための発明教育課程を拡大運営して発明教師ビギナー過程と発明講師エキスパート過程を新設・運営するなど発明指導者の専門性向上のための教育プログラムを強化するつもりである。

また、多様な分野の講師人材プールを拡充して総合的な能力向上教育を指導できる講師支援システムを構築し、創意的発明人材を育成するための教育人材基盤を強化するなどの発明教育活性化のための努力を続けるつもりである。

<表V-3-39>2009年発明教育センターの教育課程の状況

課程名		研修対象	回数	人数
発明指導者育成過程	教育管理者過程	奨学官、奨学士校長・教頭	5	187
	発明指導者の育成過程	小・中・高の発明指導教師、発明教育に関心のある教師	1	59
	発明英才教育指導者過程	小・中・高の発明指導教師、発明教育に関心のある教師	1	39
	発明クラス指導教師過程	小・中・高の発明指導教師、発明教育に関心のある教師	1	41

	技術教師過程	小・中・高の技術・家庭教師	1	69
	STEM基盤の発 明教育	小・中・高の発明指導教師、発明教育に関心のある教師	1	42
	発明英才教育 プログラム指 導家庭	小・中・高の発明指導教師、発明教育に関心のある教師	2	71
	7の過程		12	508
学生	ジュニア発 明リーダー	学校発明クラス及び発明教室で推薦された小・中・高の学生	4	96
	創意的な問題 解決	学校発明クラス及び発明教室で推薦された小・中・高の学生	2	43
	特許明細書	学校発明クラス及び発明教室で推薦された小・中・高の学生	2	48
	創意的問題解 決過程(基礎)	学校発明クラス及び発明教室で推薦された小・中・高の学生	8	180
	知財権創出過 程(中級)	学校発明クラス及び発明教室で推薦された高の学生	4	103
	Honors過程	学校発明クラス及び発明教室で推薦された高の学生	3	78
	6の過程		23	548
オーダ ーメイ ド型	発明体験課程	発明に関心のある全国民	61	2,004
	発明ツアー課 程	発明に関心のある全国民	142	8,186
	発明キャンプ	発明に関心のある全国民	3	258
	3の過程		206	10,448
合計	16の過程		24	11,504

第4章 国民における知的財産認識の向上

第1節 発明振興行事の開催

1. 第44回「発明の日」記念式の開催

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務間 ソン・チャンホ

イ. 推進背景及び概要

知識情報化社会における知的財産の創出・活用及び保護に至る知的財産好循環の構造確立は国家と企業にとって競争力の主な鍵となっている。

このような循環のスタート時点である知的財産の創出を促進するためには、社会各階層に知的財産の創出底辺を拡大する法的・制度的・文化的インフラを構築しなければならない。また、それと同時に社会全般にわたって発明と知的財産の重要性に対する認識を共有することができる発明のムード作りが必要である。

韓国政府は知的財産に対する重要性を認識させ、発明の生活化を定着させるため1957年に世宗大王が測雨器(雨の量を測る器具)の発明を公布した日(1442年5月19日)を記念し、5月19日を「発明の日」の法定記念日として指定した。発明の日記念式では、発明家の士気を高めるため、功労者褒賞、発明優秀事例の発表、優秀発明品の展示など様々な行事を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

2009年「第44回発明の日」記念式は、「知識財産」、「グリーン成長」、「先進一流国家」というテーマの下で、国務総理と発明功労者、優秀発明企業、発明学生及び指導教師など約1,000人余りが参加した中、5月19日(火)にソウルCOEXで行われた。

記念式では発明及び特許分野に貢献してきた功労者79人に金塔産業勲章など政府褒賞があり、付帯行事として優秀事例の発表、広報映像の上映、発明大王の選定、優秀発明品の展示会などを行い、発明に関する一般人からの多くの関心と参加を誘導した。特に、この日特別展示された「球形移動ロボット」は参加者から多くの注目を集めた。

<表V-4-1>発明の日、最近5年間の主賓の臨席現状

区分	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
主賓	科学技術部 長官 オ・ミョン	産業資源部 長官 ジョン・セギョン	特許庁長 ジョン・サンウ	知識經濟部 長官 李ユンホ	国務総理 ハン・スンス

ハ. 国務総理の臨席による発明の日記念式のプレゼンスの強化

2004年の国務総理の臨席以後、総理以上の主賓不在で、対外広報及び行事のプレゼンス強化に困難であったが、2009年には国務総理が臨席し、発明の日のプレゼンスが強化された。

<図V-4-1>第44回発明の日の国務総理挨拶(左下)

<図V-4-2>第44回発明の日における国務総理挨拶Ⅱ(右上)



ニ. 多様なイベントコンテンツ開発による行事質の向上

技術開発及び事業化進行のガイド役割及びベンチマーキング資料を提供できる発明者の成功ストーリー冊子である「成功発明者の物語」を発刊した。今後2～3年ごとに成功ストーリー冊子を発刊する予定である。

発明の日記念式に展示された優秀発明品を政府大田庁舎に位置している発明の殿堂への展示及び2009年発明特許大展に展示することにより、1回生に終える発明の日の意味を繰り返し、地域発明者に発明意識を向上させるきっかけを設けた。

ホ. 評価及び発展方向

2009年第44回「発明の日」記念式は政府の国政哲学に合わせ、内実化のため、広報塔の設置、街灯型のバナーなどの展示用の広報を廃止して行事の実用性を強調した。

また、広報効果が大きい「発明者成功ストーリー」冊子の発刊、炭素低減グリーン成長など国政課題に貢献した発明功労者を積極的に発掘して授賞及び優秀発明品の展示など多様な行事を準備して国民の参加機会を拡大する方向に行事を推進した。

<図V-4-3>第44回発明の日、授賞式

<図V-4-4>第44回発明の日、発明大王授賞



<図V-4-5>第44回発明の日、授賞式

＜図V-4-6＞第44回発明の日、発明大王授賞



2. 特許技術賞の受賞

電気電子審査局 特許審査支援課 放送通信主査

イ. 推進背景及び概要



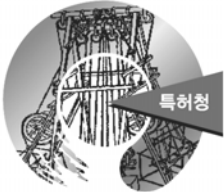

特許庁は発明者の発明意欲の向上及び全国的な発明雰囲気を広散して産業技術競争力を向上させ、さらに国家産業発展に貢献しようと韓国に登録されている特許及びデザインを対象に優秀発明を発掘して授賞する特許技術賞制度を運用している。

特許技術賞は、1992年より、毎月1個の優秀発明を選定したが、1996年からは四半期別、2007年下半年期からは半期別の授賞に転換した。特許技術賞の授賞規模を増やし、申請件数が増加するなど一般人の関心も増加している。

＜表V-4-2＞授賞の種類

区分	種類	授賞数	賞金	受賞者
特許・実用新案	世宗大王賞	1	1,000万ウォン	発明者
	忠武公賞	1	500万ウォン	
	池錫永賞	2	300万ウォン	
デザイン	丁若鏞賞	1	500万ウォン	創作者

<表 V-4-3>受賞マークの種類

世宗大王賞	忠武公賞	池錫永賞	丁若鏞賞
 <p>0000년 특허기술상 세종대왕상 특허등록 제00000000호</p>	 <p>0000년 특허기술상 충무공상 특허등록 제00000000호</p>	 <p>0000년 특허기술상 장익몽상 디자인등록 제00000000호</p>	 <p>0000년 특허기술상 지석영상 특허등록 제00000000호</p>

ロ. 推進内容及び成果

2009年度の特許技術賞は、約36：1の熾烈な競争率の中、5の発明を選定し、韓国知識財産センターで特許庁と中央日報が共同で授賞した。

2009年には高い競争率の中、上半期の世宗大王賞としてLG電子の「HSDPAシステムのためのタイマーを利用した交錯状況の回避方法」が、上半期には(株) インクテックの「有機銀 (Ag) 化合物の製造方法とそれを利用した薄膜形成方法」が選定された。

<図 V-4-7> 2009上特許技術賞授賞式(左下)

<図 V-4-8> 2009下特許技術賞授賞式(右下)



特許技術賞は、1992年より2009年まで253の優秀発明・デザイン（特許183個、実用新案21個、デザイン49個）を選定して授賞することによって発明雰囲気拡散に大き

な貢献をしている。

ハ．評価及び発展方向

歴代の受賞作253件をみると、全体的に個人・中小企業と大手企業・大学・研究所の授賞シェアが書く50%水準であったが、2009年には大学1、大企業3、中小企業6件であり、中小企業のシェアが高くなって中小企業の技術力が躍進していることと評価された。

今後、特許技術賞のプレゼンス及び賞金を上げ、国民的な関心を向上させ、客観的かつ正確な選定のため、さらに厳選した検証過程を経ち、最高技術に対して最高の名誉を与えるよう、制度を改善し続ける予定である。

3. 発明特許・商標・デザイン大展及びソウル国際発明展の開催

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 ソン・チャンホ

イ．推進背景及び概要

知財権に対する国民の認識向上及び発明ムードの拡散、国内外発明家たちの交流拡大及び国際的なネットワークの構築及び優秀発明品の販路開拓及び流通活性化にその目的がある。これまでの行事の沿革をみると、1982年より毎年開催し、今年で28回目である。ソウル国際発明展は、2002年から2008年まで隔年開催したが、2009年からは毎年開催して今年で5回目、商標・デザイン展は2006年から毎年開催し、今年で4回目を迎えた。

ロ．推進内容及び成果

2009年度には、「大韓民国発明特許・商標・デザイン大典」及び「ソウル国際発明展」を同時開催し、国内の優秀な特許、商標、デザインのみならず、世界各国の発明品を

同時に展示することで、名実ともに世界最大規模の知的財産権展示会としての面目を呈した。また、国内発明特許行事のプレゼンスを高めると同時にイメージ向上にも大きく貢献し、特に開幕式及び授与式に国務総理、国会知識経済委員会の委員長・幹事など多くの来賓が参加し、対内外的に知財権に対する国民の認識向上及び発明ムードの拡散に役立った。

「ソウル国際発明展」は国内91社(名)160点、海外30カ国463点が展示され、世界的な発明展となった。国内外発明家たちの交流拡大及び国際ネットワークの構築にいいチャンスとなり、初めて海外参加国別通訳ボランティアを選抜して海外参加者たちのコミュニケーション問題を解決したことで海外参加者の参加満足度向上に貢献した。

＜表V-4-4＞大韓民国発明特許・商標・デザイン大展及びソウル国際発明展の成果内容の要約

- ▶2009 大韓民国発明特許大典及びソウル国際発明展
 - 2009. 12. 3 (木) ～12. 17 (月) [5日間]、COEX 太平洋ホール
 - *発明特許大典：受賞品、グリーン技術製品、試作品など約400点を展示
 - ・技術移転(専用及び通常実施権)契約実績23件
 - ・製品販売(輸出を含む)契約実績13件、7,600百万ウォン(4社)
 - ・技術移転(専用及び通常実施権)相談実績53件
 - ・製品販売(輸出を含む)相談実績312件
 - *ソウル国際発明展：30カ国463点
 - ・製品販売(輸出を含む)契約実績：(国内)58件 21億、(国外)33件
 - ・製品販売(輸出を含む)相談実績：(国内)721件、(国外)439件
- ▶2009 商標・デザイン展
 - 日付/場所：2009. 9. 19 (土) ～9. 23 (水) [5日間]、大田コンベンションセンター展示ホール
 - ・地域の展示会観覧機会の提供及び大田市とMOUに関する後続措置の移行
 - *優秀商標、デザイン公募展の作品、本物・模倣品など展示

＜図V-4-9＞開幕式(左下)

＜図V-4-10＞授賞式(右下)





ハ. 評価及び発展方向

今回の展示会参加者や参観者を対象に I P 権利化及び事業化、紛争対応などの現場中心の「MICE-IP統合コンサルティング支援センター」を運営し、IP認識向上に貢献した。しかし、多出願の大企業の参加が極めて少なく、展示会を通じた大企業と中小企業間の技術情報交流及び相互取引活性化の契機になれなかった。今後多出願大企業と中小企業間の技術交流及び相互取引活性化の契機となれるよう、大企業を対象にした説明会などを開催して、積極的に参加を呼びかけるため努力する計画である。

2009年度から毎年開催する「ソウル国際発明展」に海外から優秀な発明品が多く出品されるよう、各国の発明協会及び国際発明家協会連盟(IFIA)の協力を通じて海外参加国の優秀発明品の展示も誘導していく計画である。

<図V-4-11> MICE-IP統合コンサルティング支援センター(左下)

<図V-4-12> 展示場での製品説明(右下)



第2節 女性発明振興活動の展開

1. 女性発明家の底辺拡大及び知的財産認識の向上

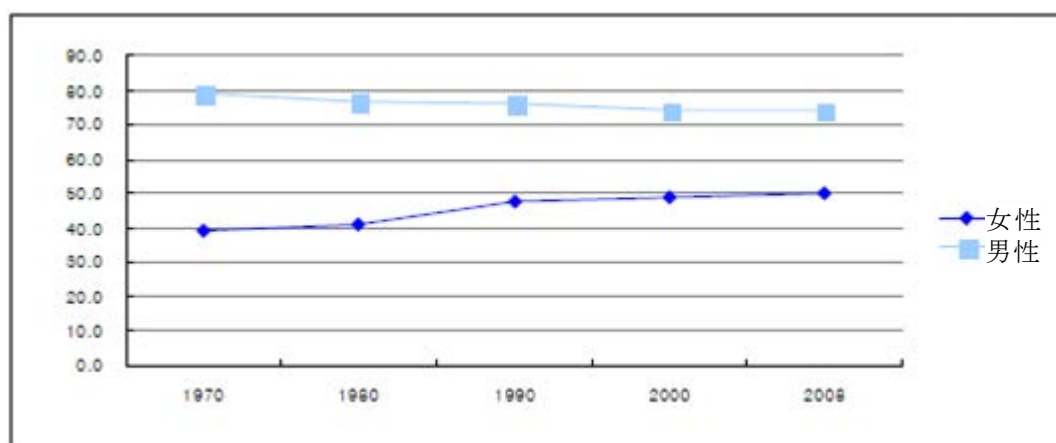
産業財産政策局 産業財産振興課 施設事務官 崔・ジョンボン

イ. 推進背景及び概要

女性の社会経済活動に対する関心の増大と持続的な支援により、女性の経済活動参加人口は着実に増加している。2008年末現在、女性の経済活動人口は10,139千人で、女性の経済活動参加率は50.0%に達している。現在韓国は少子化・高齢化による人手不足がますます深刻になりつつある状況の中で、女性人材の経済活動への参加向上のため、多様な女性発明振興事業を推進する必要がある。

<図V-4-13> 経済活動参加率の推移

(単位：%)



*資料：統計庁

発明分野で女性を対象にした生活発明という新しい分野を創り出し、女性発明人材の底辺を拡大し、成功した主婦発明企業家も輩出するための知財権教育及びインフラ構築が必要となった。

ロ. 推進内容及び成果

女性発明の底辺拡散及び優秀女性人材発掘のため、韓国女性発明協会を設立し、本格的に女性を対象とした発明振興事業を展開してきた。その結果、知的財産権説明会、女性発明コンテスト、女性発明情報誌の発刊など本格的な女性発明振興事業を展開し

始めた2001年女性の産業財産権登録件数4,032件に比べ、昨年は7,771件で92.7%増加し、全体登録で女性が占める割合も2001年3.1%から2008年4.0%に増加した。

<表V-4-5>女性の産業財産権登録状況

(単位：件、%)

区分	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
特許	153	314	345	420	743	1,252	1,529	1,133
実用新案	1,821	1,938	1,950	1,987	1,974	1,915	211	284
デザイン	793	1,211	1,225	1,356	1,733	2,121	2,838	2,570
商標	1,265	1,596	2,032	2,735	3,039	3,889	3,498	3,784
計 (増加率)	4,032	5,059 (25.5)	5,552 (9.7)	6,498 (17.0)	7,489 (15.3)	9,177 (22.5)	8,076 (△12.0)	7,771 (△3.8)
総登録 (占有率)	130,850 (3.1)	153,078 (3.3)	155,840 (3.6)	165,375 (3.9)	198,094 (3.8)	250,557 (3.7)	227,606 (3.5)	193,939 (4.0)

また、女性の産業財産権出願状況を見ると、2008年は20,145件で2001年の11,419件に比べて76.4%増加し、全体出願で女性出願が占める割合も2001年3.9%から2008年5.4%に増加した。

<表V-4-6>女性の産業財産権出願状況

(単位：件、%)

区分	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
特許	1,279	1,354	1,586	1,891	2,268	2,932	3,672	3,898
実用新案	2,044	2,115	2,442	2,271	2,386	2,429	1,572	1,310
デザイン	2,159	2,149	2,226	2,342	3,178	5,911	4,807	5,615
商標	5,937	6,844	7,591	7,782	8,323	8,982	9,598	9,322
計 (増加率)	11,419	12,462 (9.1)	13,845 (11.1)	14,286 (3.2)	16,155 (13.1)	20,254 (25.4)	19,649 (△3.0)	20,145 (△2.5)
総出願 (占有率)	289,420 (3.9)	290,792 (4.3)	306,001 (4.5)	327,516 (4.4)	359,207 (4.5)	372,520 (5.4)	380,203 (5.2)	372,697 (5.4)

女性発明家の底辺拡大及び知的財産認識向上のための支援事業を以下の通り、推進

している。

①全国巡回女性知財権説明会

特許庁は女性発明に対する社会的関心と雰囲気高め、潜在力のある女性発明家の発掘及び育成のため、各地方自治体、地域女性団体などと協力して発明に関心のある主婦、発明教室参加学生の父兄、女性教師などを対象とする「全国巡回女性知的財産権説明会」を2001年から開催している。

特許庁の審査官、発明教育現場の専門家、成功した女性発明家などを講師として構成して運営される同説明会は、知的財産権に対する概要及び事例、高付加価値創出のための女性の役割、発明技法及び要領、女性発明家の発明体験事例などを主な内容として講義を進め、知的財産権に対する認識を向上すると同時に底辺の拡大に大きく貢献している。2009年度女性知的財産権説明会は合計18回開催され、2,470人が参加した。女性発明創意教室の場合、合計32回開催され、1,725人が参加して大きな反響を呼んだ。

②女性発明コンテスト開催

女性発明コンテストは女性に斬新な創意力を発揮できる機会を提供し、更には創作アイデア啓発に対する意識を高めることで発明の活性化を図るため、既存の「女性発明アイデア公募大会」を統合・発展させ、2003年に初めて開催された。

2009年には一般部286件、学生部123件など総409件が出品され、この中からアイデア創出過程、独創性、実用性、経済性を総合的に考慮し、大賞(大統領賞)及び優秀賞(国務総理賞)各1件など50件対して授賞した。

③女性発明家に対する発明諮問

女性の発明アイデアを具体化し、特許出願をバックアップするため、産業財産権の無料弁理士相談、政府の産業財産権支援制度の案内及び産業財産権関連の各種諮問、特許出願時の弁理士費用の割引などを内容とする「女性弁理士諮問事業」が2004年9

月に初めて施行された。2009年には無料弁理相談200件、その中45件が出願された。

③女性発明情報誌(月刊「発明する人々」)発刊

女性発明に対する日常的な情報及び発明界の各種情報の伝播、政府の知的財産権創出促進事業の紹介などのため、韓国女性発明協会の主管で2002年7月に創刊された。「発明する人々」は発明精神の向上、発明家のプライドの鼓吹及び権益の擁護、全国的な発明生活化キャンペーンの展開、発明家と企業間の連携推進、発明企業の広報など、ホットな情報と様々なニュースを発明家、政府機関、地方自治体、女性団体、関連機関、全国大学発明同好会、女性出願者及び登録者などに提供している。

ハ. 評価及び発展方向

女性発明振興事業はより多くの女性が産業財産権を持って経済活動に参加することで韓国産業発展を促進するという目標の下で展開された。創意的な女性発明家を育成・活用し、優秀な女性たちの発明出願及び事業化を支援するための様々な啓蒙及び振興事業を推進してきた。もちろんこのような条件を満たすために女性の発明に対する友好的な社会環境づくりに力を入れ、女性発明支援インフラを構築し、国家発展に女性発明家が直接参加できる基盤を整えることに重点を置いて努力した。

今後とも女性発明家の底辺拡大及び知的財産の認識向上のため、関連機関との女性人材活用の方針を図る計画である。

2. 女性発明の事業化支援

産業財産政策局 産業財産振興課 施設事務官 崔・ジョンボン

イ. 推進背景及び概要

21世紀は、土地・資本などの有形資産の競争力であった産業社会から、情報・知識

に基づいた技術力・ブランドなどの無形資産中心の知的基盤社会に転換されている、すなわち知識を活用した新しい産業が新成長動力として浮上している。特に、このような状況の中で、出産減少・高齢化社会に入った韓国の場合、女性の経済活動は新しい活動主体として重要性が最も増加されている。

女性が創出した優秀発明の発掘及び権利が死蔵されず、技術事業家を通じて、利益創出に繋がる善のスパイラル構造をつくり、少なくとも技術貿易収支を改善できるだろう。

<表V-4-7> 韓国の技術貿易の推移 (1995年～2008年)

(単位：百万ドル、%)

区分	技術輸出		技術導入		技術貿易収支		技術貿易規模		技術貿易 収支比
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	
1995	112	1.3	1,947	52.5	-1,835	-668.9	2,059	48.4	0.06
1996	108	-3.5	2,297	18	-2,189	-354.1	2,406	16.8	0.05
1997	163	50.2	2,415	5.1	-2,252	-63	2,577	7.1	0.07
1998	141	-13.5	2,387	-1.2	-2,246	6.1	2,527	-1.9	0.06
1999	193	37.1	2,686	12.5	-2,493	-247	2,879	13.9	0.07
2000	201	4	3,063	14	-2,862	-369.3	3,264	13.4	0.07
2001	619	208	2,643	-13.7	-2,024	838.2	3,262	-0.1	0.23
2002	638	3.1	2,721	3	-2,083	-59.8	3,360	3	0.23
2003	816	27.9	3,236	18.9	-2,420	-337	4,053	20.6	0.25
2004	1,416	73.5	4,147	28.1	-2,731	-310.8	5,564	37.3	0.34
2005	1,625	14.7	4,525	9.1	-2,900	-169.1	6,150	10.5	0.36
2006	1,897	16.7	4,838	6.9	-2,941	-40.8	6,734	9.5	0.39
2007	2,178	14.9	5,103	5.5	-2,925	15.9	7,282	8.1	0.43
2008	2,530	16.1	5,670	11.1	-3,140	-215.2	8,200	12.6	0.45

* 出所：教育科学技術部 技術貿易統計調査報告書

したがって、女性発明の事業化を通じ、国家競争力の向上のため、販売ルートの開拓及びビジネスマッチング機会の提供のための世界女性発明大会、試作品製作、女性発明品博覧会などの支援が必要となった。

ロ. 推進内容及び成果

①世界女性発明大会及び女性発明品博覧会の開催

世界初の大規模国際女性発明大会として、韓国が世界女性発明主導国として位置づけられることに大きく貢献した。2008大韓民国世界女性発明大会と大韓民国女性発明品博覧会を同時に開催したことで、国内の女性発明家に国際大会での受賞及び幅広い海外ビジネスマッチングチャンスを提供し、シナジー効果を創出した。開催日付は2008. 5. 8～5. 10(3日間)にCOEX太平洋ホールで実施され、世界女性発明大会の場合22カ国264点(国内100点、国外164点)が出品され、女性発明品博覧会は全部で92社、117ブースの参加、7万5千人の来場者、バイヤー相談は国内16,861回の総額12億9,700万ウォン、海外10,298回の総額27億3,100万ウォンを記録した。海外バイヤー相談金額が国内バイヤー相談金額の2倍以上で、良い反応を得た。世界女性発明フォーラムは2008. 5. 9(金)、グランドインターコンティネンタルホテルで実施されたが、30カ国の350人が参加し、このフォーラムでソウル宣言が採択された。同宣言はソウルに事務局を据える世界女性発明家協会の設立を確定し、世界知的財産所有権機関(WIPO)とMOUを締結するなど、国際機関本部を韓国に誘致することにした。

2008年に続いて2009年にも第2回の世界女性発明大会が2009. 5. 1～5. 4(3日間)、COEX太平洋ホールで実施されて正解助成発明大会は30カ国263点(国内138点、国外125点)が出品され、女性発明品博覧会は全部で109社、127ブースの参加、7万8千人の来場者、バイヤー相談は国内17,945回の総額13億1,000万ウォン、海外10,374回の総額28億94百万ウォンを相談するなど良い反応を得た。また、世界女性発明フォーラムは2009. 5. 4、グランドインターコンティネンタルホテルで実施され、29カ国の300人が参加して韓国女性発明者に、国際大会受賞及び幅広い海外ビジネスマッチング機会の敵恭賀できた。

今回の世界女性発明大会により、全世界の女性発明家たちの国際的な連帯とネットワークを構築し、国内女性発明起業家の海外進出に向けた橋頭堡を設けることができた。また、積極的な広報活動で様々な媒体に紹介され、韓国社会に女性発明文化振興に対する重要性及び関心を高める契機となった。

②女性発明優秀事例発表会の開催

女性発明優秀事例発表会は女性の繊細な感受性をもとに斬新な発明アイデアを開発し、女性発明活動の模範となった優秀事例を発掘して紹介することで、女性の発明意欲と潜在された創意力を目覚めさせるため、1995年から開催している。

2009年は7月24日韓国知的財産センターの国際会議室で開催されたが、全部で42件の応募作品の中から15件が選ばれ、約200人が参加した。

④試作品製作支援事業

女性の発明意欲増進、技術開発促進及び発明アイデアの事業化支援のため、優秀な女性発明アイデアに対する試作品製作支援を2007年から実施している。産業財産権として登録されていない特許、実用新案、デザインの範疇に属するアイデアを対象に、試作品を通じて具体化できるよう支援した。2009年159件の申請から35件が選定され、試作品製作を支援して事業化に繋がるようにした。

ハ. 評価及び発展方向

2009年の女性発明品の事業化支援、試作品製作支援事業と優秀事例発表会、女性発明品博覧会などを通じ、情勢発明者からいい評価を得た。

世界知的所有権機関(WIPO)との緊密な協力を通じて、世界女性発明家の交流及び女性発明の世界化のために、発明大会、博覧会、学術会議、IP教育をすべて囲い込む大規模の国際発明文化イベントを開催し、これをきっかけにして、世界女性発明家の協

カネットワークである「世界女性発明家協会」の発足を通じ、韓国女性発明者の世界的なプレゼンスを上げる意味のあることといえる。

今後とも、大韓民国女性発明品博覧会、女性発明試作品製作支援事業、優秀事例発表会などを通じ、女性発明品の事業化及び産業財産権を活用した女性経済人の輩出という目標を超え、女性発明の世界化を推進する計画である。

第 6 編

知的財産権の創出・活用促進

第1章 国内知的財産保護システムの定着

第2章 海外知的財産保護体系の構築

第1章 国内知的財産保護システムの定着

第1節 国内知的財産権の保護活動の強化

1. 偽造商品に対する合同取締りの実施

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務官 李ハクジン

イ. 推進背景

偽造商品の製造・販売は、他人の商品標識など同一または類似した標識を使用し、他人の商品と混同させて健全な商取引秩序を乱す。これにより、商品の流通構造は乱れ、消費者は不信感が募り、購買意欲が落ちるなど経済社会全般に対して悪影響が及ぶ。また、偽造商品の流通は、消費者に対して商品の出所や品質の混同を起し、偽造商品によって欺かれることになる。偽造商品の流通により、企業の固有ブランド製品に対する投資・開発が縮小され、企業及び製品の信頼度も失墜する。これは働き口の減少をもたらし、企業の正常な事業遂行に莫大な損害を与え、国内産業発展を大きく阻害している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に基づき、地方自治体と合同で偽造商品取締り班を編成し、定期取締りを実施しており、主な模倣品製造・流通者に対しては、検察・警察と合同し、特別取締りも実施している。

2009年の1年間、検察・警察・地方自治団体と定期・合同取締りを計129回実施し、2,971件を摘発した。そのうちの122件を立件し、2,849件については是正勧告を行った。

<表VI-1-1> 偽造商品の取締り現状 (2004年～2009年)

(単位：件、点)

区分		2004	2005	2006	2007	2008	2009
摘発	198	88	128	116	34	116	122
	425	749	966	1,066	1,147	1,066	2,849
	623	837	1,094	1,182	1,181	1,182	2,971
物量		149,555	17,742	14,852	35,366	97,751	84,580

摘発された商標のほとんど（1～10位）は外国の有名ブランドであり、品目別には衣類、靴、アクセサリ類が多かった。

<表VI-1-2> 主要品目別の取締り実績

(単位：点、%)

区分 年度	靴類	時計類	靴類	衣類	眼鏡類	アクセサリ類	その他	計
2004年	1,307	241	615	84,781	91	53,849	8,671	149,555
2005年	1,916	94	1,280	7,102	80	6,969	301	17,742
2006年	2,066	200	471	2,172	61	8,747	1,135	14,852
2007年	1,401	176	217	8,587	63	5,875	19,047	35,366
2008年	5,678	102	236	2,988	134	5,251	83,362	97,751
2009年	7,359	381	4,627	22,139	338	30,998	18,738	84,580
計	19,727	1,194	7,446	127,769	767	111,689	131,254	399,846
(%)	4.9	0.3	1.9	32.0	0.2	27.9	32.8	100

<表VI-1-3> 商標・品目別の取締り現状（2009年）

(単位：点、%)

順位	商標	国	靴類	時計類	靴類	衣類	眼鏡類	アクセサリ類	その他	計
----	----	---	----	-----	----	----	-----	--------	-----	---

1	ルイ・ヴィトン	フランス	3,881	33	110	270	29	18,034	166	21,454
2	ナイキ	米国	28		3,341	9,052		50	1,462	9,118
3	ポケモン	日本							7,929	5,722
4	MCM	スイス	687	1		12	4	4,122	1,592	4,771
5	タイトルリスト	米国							5,722	3,852
6	シャネル	フランス	638	70	162	430	58	3,499	116	3,418
7	ポロ	米国	86		72	4,262		80	1	1,186
8	アディダス	ドイツ	50		285	992		162	335	1,111
9	グッチ	イタリア	371	18	226	196	52	553	139	1,051
10	ラコステ	フランス				1,180		1		768
11	リバイス	米国				1,044		27		681
12	バーバリー	英国	172	2	10	272	5	420	4	679
13	アガサ	フランス	12	7	7	49		723	27	654
14	ノースフェイス	米国	21		2	681		14		533
15	クリスチャン・ディオール	フランス	27	2	10	68	19	536	11	469
16	フェラガモ	イタリア	83		158	38	22	292	12	465
17	ブルガリ	イタリア	12	27	2	11	13	431	19	430
18	ギア	韓国					439		30	405
19	カルティエ	オランダ	26	32	1	5	4	375	1	402
20	プラダ	ルクセンブルク	210	1	19	16	18	147	21	387
主要商標計			6,304	193	4,405	19,017	224	29,466	17,587	57,556
その他の商標計			1,055	188	222	3,122	114	1,532	1,151	7,384

計	7,359	381	4,627	22,139	338	30,998	18,738	84,580
シェア	8.7%	0.5%	5.5%	26.2%	0.4%	36.6%	22.2%	100%

ハ．評価及び発展方向

特許庁は、1987年から偽造商品の製造・販売等について調査・是正勧告を施行中であるが警察権限がないので効果的な取締りが困難であった。偽造商品の迅速かつ強力な取締りのため、「特別司法警察権」導入しようとする特別司法警察権付与のための法律改正を法務部に要請し、ソ・ビョンス議員（企画再生委員会委員長）発議で特許庁の特別司法警察権付与のための国会議員立法（案）が提出（2009年11月）された。偽造商品に対する特別司法警察権が導入されると適時的かつ実効的な偽造商品の取締りをすることができるだろう。

<図VI-1-1> 偽造商品取締り



2. 偽造商品の通報褒賞金制

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務官 李ハクジン

イ．推進背景

国民の情報提供によって偽造商品の流通を根本的に遮断し、偽造商品に対する国民の注意を喚起させると同時に、韓国政府の偽造商品に対する防止努力を先進国などの国際社会に広報し、対外通商協定などの円滑な進行に寄与しようと2006年1月1日から偽造商品の通報者に対する褒賞金制を実施している。

ロ. 推進内容及び成果

通報対象は偽造商品の製造業者、流通販売業者であり、誰でも通報できるようにしたが、通報は信頼性を確保するため実名通報を原則としている。実施の初年度である2006年には5億ウォンの予算を策定し、最低10万ウォンから最高1,000万ウォンまでの褒賞金を支給するようにし、計107件の偽造商品の通報者に対して3億2,300万ウォンの褒賞金を支給した。摘発された偽造商品による被害総額は、正規品の価格を基準に換算すると約3,430億ウォンに上がった。2007年には、計89件の偽造商品の通報者に対し、2億5千万ウォンの褒賞金を支給した。摘発された偽造商品による被害総額は、正規品の価格を基準に換算すると3,170億ウォン、2008年には、84件に2億2千万ウォンの褒賞金を支給し、摘発された偽造商品による被害総額は、正規品の価格を基準に換算すると3,573億ウォンに上がった。

偽造商品の通報褒賞金制が導入される以前の2005年の場合、特許庁に寄せられた偽造商品の通報件数は年間250件に過ぎなかったが、2006年には1,605件、2007年には2,374件、2008年3,136件に急増した。2009年度に支給された褒賞金を類型別に調べてみると、卸・小売流通の通報が77件（101.5百万ウォン）、インターネット販売の通報が20件（17百万ウォン）、倉庫保管の通報が19件（27.5百万ウォン）、製造工場の通報が79件（103.6百万ウォン）であり、通報を受けて摘発された偽造商品の製品価格は2,820億ウォンに上がった。

このように偽造商品通報褒賞金制が迅速に活性化し、2008年度からは流通業者の場合、偽造商品の量が正規品基準で2千万ウォン以上の場合にも褒賞金を支給するよう、「偽造商品通報者に対する褒賞金支給に関する規定」を改正した。

＜表VI-1-4＞類型別褒賞金の支給現状（2006～2009）

（単位：件、百万ウォン）

区分	細部類型	2006		2007		2008		2009	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
流通業者	卸・小売流通	48	146.5	30	68.2	34	93	77	101.5
	インターネット販売	19	41.3	10	20.6	19	40	20	17
	倉庫	5	17	11	44.0	14	43.5	19	27.5
	計	72	204.8	51	132.8	67	176.5	116	146
製造業者	製造工場	35	118.3	38	117.2	17	43.2	79	103.6
合計		107	323.1	89	250	84	219.7	195	249.6

ハ．評価及び発展方向

偽造商品の通報褒賞金制度を通じ、国民の通報による偽造商品の摘発における関心の向上だけでなく、偽造商品の不法性・弊害についての国民の意識向上にも効果があることが分かった。

3. 知的財産権の保護のための広報及び教育の強化

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務官 李ハクジン

イ．推進背景

偽造商品の流通は他人の財産権を侵害する犯罪行為であり、消費者の健康と安全を脅かし、健全な商取引秩序に混乱をもたらすと共に国内固有ブランドの開発を阻害し、国際的にも通商摩擦を招くため、国家経済発展の妨げになる。したがって取締り及び偽造商品の違法性に関する認識啓蒙も強化している。

1) 多様な媒体を活用した知的財産保護の広報の実施

偽造商品の主な需要層である大学生を対象として、知的財産保護の必要性の広報及び広報アイデア発掘のために「第2回特許庁大学生広告公募展(2009年5月～7月)」及び、「ブログ大学生記者団(2009年6月～11月)」を開催し、運営した。また、TV公益広報(2009年9月～11月)、ポータルサイト広報(2009年7月～10月)を通じ、知的財産権保護の認識向上のための多様な媒体広報を行った。

<図VI-1-2>知財権保護の認識向上のための広報活動

TV公益キャンペーン広告	ブログ大学生記者団
	
ポータルサイト広報	広告公募展
	

2) 「主に盗用される商標資料集」及び各種広報物の発刊・配布

偽造商品の取締りに関し、検察、警察及び地方自治体の不正競争防止業務の担当公務員が取締り業務をより効率的に遂行できるように、取締り実績、商標権者の商標管理努力、当該商標の認知度などを考慮し、主に盗用される国内商標10件と外国商標86件の計96件の商標を選定後、「主に盗用される国内外商標集」を2,500部発刊し、地方自治体、検察、警察及び関税庁などの関連機関に配布した。

また、英文広報冊子「Anti-counterfeiting Activities in Korea 2009」を1,500部発刊して駐韓外国商工会議所、大使館などに配布し、韓国の偽造商品根絶に対する努力など、知的財産権保護のための活動を積極的に広報した。また、偽造商品を追放し、健全な商取引秩序を確立するための「偽造商品を追放しよう」などの啓蒙・広報チラシを15,000部製作し、関連機関公務員、一般消費者及び商人に配布した。

3) 知的財産権侵害取締り公務員の教育

地方自治体担当公務員の不正競争防止業務に対する理解と偽造商品取締り能力を高めるため、定期的な地域巡回教育（60回）を行った。また、地方自治体公務員及び司法警察公務員のスキルアップワークショップを行うと共に、特許庁国際知的財産研修院で専門教育（知的財産権指導要員課程、2回）を実施した。地方自治体の知財権保護における認識涵養のために各地法自治体の公務員研修院で幹部を対象に教育を実施する一方で、偽造商品取締り要領冊子を発刊し、警察と地方自治体に提供した。

<表VI-1-5> 偽造商品取締り公務員の教育実績

(単位：回、名)

区分	2004	2005	2006	2007	2008	2009
教育回数	21	23	33	28	34	60
教育人数	399	544	759	535	966	700

<図VI-1-3> 知的財産権取締り公務員ワークショップ



ハ. 評価及び発展方向

波及効果が大きいTV広告を通じた順次的かつ反復的な広告により、消費者の偽造商品に対する不法認識が強化されている。今後、偽造商品に対する流通・製造業者の取締りの強化のみならず、マスコミ広報の強化を通じ国民の偽造商品に対する認識を持続的に向上させる計画である。

4. 民官共同知的財産権保護体系の構築

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務官 李ハクジン

イ. 推進背景

消費者認識の向上を強化するため、偽造商品の流通という違法的な商行為における持続的な監視活動と共にこのような行為が違法であることを消費者に認識させるための消費者教育及び対外信頼度の向上のため、国内駐在の外国政府及び非政府機関との協力を強化している。

ロ. 推進内容及び成果

政府の一方向的な広報から脱皮し、市民団体である「消費者市民集い」と共同で、偽造商品販売の頻発地域である梨泰院、東大門、南大門などでキャンペーンを通じ、偽造商品の不法性についての広報チラシや偽造商品の区別要領を消費者に案内した。また、主婦、大学生に「消費者教育プログラム」を通じて教育を施行し、成熟な消費者意識の向上を図った。

<図VI-1-4> 消費者団体との共同広報



また、ソウルジャパンクラブ及びイタリア I P R - D e s k との知財権保護関連セミナー、懇談会を開催し、知財権保護制度と政策、取締り現状などに関する情報を交換して理解を高める機会を設けた。

ハ. 評価及び発展方向

このように民間団体と政府機関が協力し、商取引の妨げである偽造商品の流通を根本的に防ぎ、偽造商品の流通による消費者の被害を予防することができ、市民団体との協力ネットワークをさらに強化する予定である。外国系企業団体との協力も強化して I M D の知財権保護評価順位（2008年は、37位→2009年は、33位）を先進国レベルまで上げるように知財権保護にさらに努めるつもりである。

第2節 小企業・個人発明家保護のための支援強化

1. 特許法律救助事業の推進

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務官 ジョン・ヒョンシク

イ. 推進背景及び概要

特許法律救助事業とは、国民基礎生活保障法上の補助金受給者、国家有功者、障害者、学生、零細個人発明家、小企業など経済的な弱者の産業財産権の審判・訴訟費用を支援し、発明意欲を高めて知的財産創出に寄与するための制度であり、2001年から施行している事業である。

1 権利当たり1千万ウォン以内、1申請者当たり2千万ウォン以内で、審判及び訴訟事件毎の審判費用は2百万ウォン、訴訟費用は5百万ウォンまで支援しており、勝訴時は支援金の50%を代理人の成果給として支援している。

本制度を利用しようとする者は、全国の特許法律事務所、地域知的財産センター及び大韓弁理士会で特許法律救助事業を申請し、特許法律救助審査委員会で権利救済の必要性及び勝訴可能性などで支援するか否かを審査し、支援が決定された場合は費用を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

2009年の特許法律救助事業を通じ、約160件について約4億ウォンを支援し、勝訴事件に対する成果給として7千7百万ウォンを支給した。

＜表VI-1-6＞ 特許法律救助事業の支援実績

区分	審判支援	訴訟支援	成果給
件数	117	46	67
支援金額(ウォン)	216,928,000	180,000,000	76,708,330

＜表VI-1-7＞ 支援対象者別の支援実績

区分	中小企業	国家功労者	障害者	個人発明者	学生	計
件数	100	1	4	57	1	163
支援金額	231,000,000	2,000,000	10,000,000	154,000,000	2,000,000	399,000,000

また、さらに国民に同事業を広報するため、2009年には、中小企業ニュース新聞、特許と商標、電子新聞、毎日経済などの媒体に広報ポスターを掲載し、特許法律救助事業の広報用ポスター500枚、チラシ2000枚を印刷し、配布した。

支援者選定の公正性を高めるため、特許法律救助事業の内部指針を制定し、審査案件に関する書類を審査委員会に事前送付して、事前審査を実施する事前審査制を導入した。

ハ. 評価及び発展方向

2009年の特許法律救助審査を通じ、審判・訴訟費用の支援事件の中、完結された事件の勝訴率は58.0%であった。特許庁は、特許法律救助事業において、対象選定の公正性と勝訴率を高めるため、特許法律救助外部審査委員を追加で構成し、運用する予定である。また、インターネット申込みを通じ、法律救助申込みをすることができるように申込み手続きを改善するつもりである。

2. 公益弁理士特許相談センターの運営

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務官 ジョン・ヒョンシク

イ. 推進背景及び概要

高価な弁理士サービスの利用が難しい国民基礎生活保障の受給者、障害者、国家有功者、学生、小企業及び大手企業と紛争中の中企業などの経済的弱者と、弁理士サービスから疎外された地域住民の特許などの産業財産権出願を支援するため、2005年4月1日に公益弁理士特許相談センターを開所して運営している。

現在、責任弁理士を含め、7人の弁理士、図面士、行政要員など、計9名で構成され、各種特許関連相談業務、書類作成の支援、知的財産権保護説明会の開催、中小企業経営コンサルティングなどの業務を遂行している。

ロ. 推進内容及び成果

持続的な広報活動と支援対象及び業務領域の拡大などで毎年相談実績は、増加している。運営し始めた2005年4月より12月までは1,387件、2006年には3,144件、2007年には5160件、2008年には6,240件の相談業務を行った。2009年には知財権保護説明会65回、中小企業における特許紛争経営コンサルティング9回などを含めて計6,923件のサービスを提供した。

11地域知識財産センターと協力し、2009年には、682件の地方巡回相談を実施して地方の住民における弁理士サービス支援を強化するため努力した。特に、40件にわたる農業部門の知財権コンサルティング実施を通じ、農民の知財権認識を向上させ、新農産物の栽培・加工方法などの開発促進に寄与した。

公益弁理士特許相談センターの相談運営を活性させるため、様々な広報活動を実施した。チラシ、ガイドブックなどの広報冊子の発刊・配布をはじめ、中央日刊紙及び地域知識財産センターの中、6箇所地域新聞広告で広報を行い相談及び支援の拡大を図った。

＜表VI-1-8＞相談類型別の相談実績

電話相談	訪問相談	巡回相談	オンライン 相談	知財権保 護説明会	中小企業特許紛争 コンサルティング	書類 支援	計
3,269	1,261	682	1,175	65	9	462	6,923

＜表VI-1-9＞ 請願別相談実績

生活保護 対象者	国家有功者	障害者	在学生	小企業	その他	計
285	428	1,175	1,142	1,187	2,706	6,923

ハ．評価及び発展方向

2009年には、公益弁理士特許相談センターの需要が持続的に増加して、計6923件の相談サービスが行われた。2008年より、11%増加して1カ月平均577件の実績を上げた。2010年には、農業分野に関する知財権コンサルティングなどの新しい需要に対応し、障害者団体に訪ねる相談サービスを拡大する予定である。アクセスし難い地域の住民に弁理サービス機会の拡大するための地域巡回相談も拡大実施する予定である。

3. 産業財産権における紛争調停制度の充実化

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務官 ジョン・ヒョンソック

イ．推進背景及び概要

今日韓国は世界有数の産業財産権多出願国として浮上し、韓国企業間はもちろん、韓国企業と外国企業間で発生する紛争も日々増加している。この場合、ほとんどの紛争当事者は弁護士や弁理士を通じ、訴訟や審判を提起して解決している。しかし、こ

のような解決手続きには長時間を要するため、商品のライフサイクルが短くなり、技術の寿命が短くなっている現在では、法的救済による実益が少ないと言える。また、訴訟や審判に要する人材、金銭、時間など、紛争解決のために大きな費用を使うため、この過程で企業の競争力を失うケースが発生することもある。

先端技術分野などの急速な発展により、紛争が更に複雑化・高度化され、産業財産権の専門家による仲裁や調停制度が必要になり、発明振興法第29条に基づいて1995年から産業財産権における紛争調停制度を導入することになった。

紛争調停委員会は、特許庁所属の公務員、弁理士・弁護士、教授など、産業財産権に関する知識と経験が豊富な専門家で構成される。紛争調停委員会では産業財産権の侵害・譲渡・実施の際に発生する紛争、職務発明補償に関する紛争、その他産業財産権に関する紛争を数ヶ月以内に、ほとんど費用を使わずに解決する。紛争調停申請についての両当事者間の合意が行われて調停調書が作成されると、紛争当事者と調停委員が捺印することで、紛争調停委員会の効力が発生する。これは確定判決と同一の効力を持ち、「裁判上の和解」が成立したことになる。

ロ. 推進内容及び成果

紛争調停制度が施行された1995年から2009年現在まで、97件の紛争調停申請が寄せられた。そのうち23件は紛争当事者間の円満な調停を通じ、短期間に費用をかけず、紛争を解決した。

2006年の携帯電話端末機の特許技術使用に関する特許権技術紛争が当事者間の合意によって個人発明家に特許技術料4千5百万ウォンを支給するよう調整・成立され、関心を引き起こした。

2008年12月に、申し込まれたエイズ治療剤「フゼオン」に対する通常実施権の請求に、2009年に専門家、医薬業界、市民団体などの意見を集め、被請求人と請求人に対する口述審理の実施など、3回に掛けた紛争調整委員会の会議結果では、請求人の裁定

請求を受け入れてなかった。

＜表VI-1-10＞最近10年間の産業財産権の紛争調停の現状

(単位：件)

区分	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	計
調停申請	5	3	15	5	5	5	5	5	4	4	56
調停成立	-	-	2	1	1	-	1	1	-	1	7
調停不成立	5	3	13	4	4	5	4	4	4	3	49

ハ．評価及び発展方向

産業財産権における紛争調停制度は、複雑になっていく産業財産権の紛争解決の経済性確保のために運営されているが、過去14年間の年間平均調停申請件数は6.5件、調停成立件数は1.5件に過ぎないなど、調停実績が低く、改善の必要がある。

2006年1月の産業財産権紛争調停委員会の運営細則の改正により、調停部の積極的な介入によって出席要請制度を導入した。また、紛争当事者の住居を考慮して調停会の開催場所を選択するようにし、紛争調停に当事者の利便性を向上している。また、公益弁理士特許相談センターと特許法律救助事業の顧客に紛争調停制度の広報を行い、利用を誘導している。

さらに分野別の専門委員を現在20人から40人に増員して専門性を強化し、紛争調停委員会を活性化させる計画である。また、法的拘束力がある仲裁制度と連携し、運営方針に対して検討する予定である。

制度についての国民の認知度を向上させるため、新聞・マスコミを通じ、産業財産権紛争調停制度の趣旨、手続き、事例を続けて広報する予定である。

第3節 新知的財産件の保護強化

1. 企業の営業秘密保護のための認識向上

産業財産政策局産業財産保護チーム工業事務官バク・ジンホ

イ. 推進背景及び概要

北米自由貿易協定 (NAFTA) によって営業秘密保護が国際協定では初めて明文化されて以来、WTO体制の発足などにより、技術や知識が重要な生産要素となり、韓国でも営業秘密保護制度を導入した。

現在、営業秘密を産業財産権のような権利の形態として保護するというよりは、他人の努力と成果に便乗し、不当な利益を取得する行為を禁止する不正競争禁止の法理によるものであり、健全な競争秩序を確立するためのものである。また、新しい技術上または経営上の情報開発の意欲を鼓吹させ、研究・開発活動を促進させる一方、技術移転過程などで発生する可能性のある秘密漏洩を事前に予防し、国内企業間または国家間の技術移転をスムーズに行わせる機能を持つ。これにより、特許権や著作権による保護が難しい技術的情報、秘密としている管理秘訣などの経営上の情報、営業上のアイデアなども法的保護ができるよう、特許制度と著作権制度を補完している。

ロ. 推進内容及び成果

韓国は、1991年12月31日に不正競争防止法を改正し、営業秘密保護制度を導入した。営業秘密の定義、侵害行為の類型や侵害行為の禁止、予防請求権、損害賠償請求権及び信用回復措置請求権などの民事的規制手段、職員がその企業特有の生産技術に関する営業秘密を第三者に漏らす行為に対する刑事的規制手段及びこれに対する親告罪の構成などがその内容である。

その後、1998年に半導体国外流出事件を契機に法律の名称を「不正競争防止及び営

業秘密保護に関する法律」に変更し、損害賠償請求時に侵害者が得た利益額を請求人の損害額として推定できるようにした。また、営業秘密を海外に流出した者を加重処罰し、前職の役・職人が第三者に漏らした場合も処罰するなど、営業秘密侵害行為に関する刑罰規定を大幅強化する法律改正を行った。

一方、韓国の電子及び半導体分野などの先端産業技術が日々発展するに依り、先端分野の営業秘密が国内企業または外国に流出する事例が増加している。そのため、不当に得た利益の回収ができるよう罰金の上限額を調整し、営業秘密範囲の拡大、親告罪の廃止、未遂・予備・陰謀罪の新設など、大幅に補強した。

2007年12月に国外に営業秘密を流出する行為の量刑を増やす内容として法律を改正し、2008年3月現在、営業秘密の国外流出は10年以下の懲役または財産上の利得額の2倍以上10倍以下の罰金、国内流出は5年以下の懲役または財産上利得額の2倍以上10倍以下の罰金の刑罰規定や民事的救済手段として企業の営業秘密を保護している。

また、不正競争行為及び営業秘密侵害行為に関する訴訟の準備書面、証拠調査など訴訟手続きによって分かる企業の営業秘密に対して裁判所が当事者に秘密維持命令を賦課することができる改正案が2008年11月、国会に提出された状態である。

特許庁は営業秘密侵害行為を事前に予防するため、2009年6月に「営業秘密保護ガイドブック」や「営業秘密、自分で守りましょう」などの案内物を発刊・配布すると共に、知的財産権保護センターのホームページ (<http://ippc.kipo.go.kr>) を通じて営業秘密相談センターを運営するなど、営業秘密保護制度に対する広報を強化した。また、国際知的財産研修院・地域商工会議所による教育を通じ、営業秘密保護に関する企業の認識向上に努めている。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は、営業秘密強化のために2010年より、営業秘密タスクフォースチームを構成し、企業の営業秘密保護のための制度設け及び体系的な教育の実施、企業の営業秘

密管理意識の向上のための公募展などを実施して、企業の営業秘密保護の能力強化のため努める予定である。

2. 半導体配置設計権の保護及び半導体設計財産の振興

電気電子審査局標準特許半導体財産チーム業務書記官 チェ・ウォン Chol

イ. 推進背景及び概要

「半導体集積回路の配置設計」とは、半導体集積回路を製造するための設計であり、各種回路素子及びそれらを繋げる導線を平面的・立体的に配置する設計を指し、一種の建築用設計図のようなものである。半導体配置設計権とは配置設計を無断にコピーするなど、侵害から保護し配置設計に関する創作者の権利を保護するための産業財産権の一つである。

知的労働の産物である創作性のある配置設計を効果的に保護するに当たって、特許法・著作権法などの既存の知的財産権法体系では限界があり、米国で1985年特別法として半導体チップ保護法を立法化したことで、新知的財産権である「半導体配置設計権」が胎動した。

その後、1986年1月に日本が「半導体チップ回路配置保護法」を施行し、1989年5月にワシントン条約(チップ保護条約会議)と1991年12月のWTO/TRIPs最終合意により、国際的な保護体制に入り、韓国も半導体強国としてこのような国際規範の枠の中で1992年12月に「半導体集積回路の配置設計に関する法律」(法律第4526号)を制定するようになった。

同法律の施行により、配置設計登録関連業務は特許庁が担当して、半導体配置設計技術振興業務は商工部(現 知識経済部)が担当したが、1998年12月に同法律を改正(法律大5599号)して半導体配置設計技術振興業務も特許庁が担当することになった。

半導体配置設計技術振興業務の移管により、2000年からは半導体配置設計権の設定登録のみならず、半導体設計技術の発展による配置設計保護制度研究と認識拡散誘導、配置設計権の創出促進及び半導体設計財産⁵⁰の保護・流通インフラ構築など、半導体配置設計技術振興を本格的に推進している。

半導体配置設計技術振興業務の拡大により、2007年5月には、「半導体配置設計振興室」を、課単位の「半導体配置設計振興チーム」に拡大・改編し、10月には産業界で通用される「半導体設計財産チーム」にチーム名を変更した。2009年10月には、既存の業務である半導体配置設計関連業務の以外に標準特許創出支援業務を新たに行い、チーム名称を「標準特許半導体財産チーム」に変更した。

ロ．推進内容及び成果

1) 半導体配置設計権の設定登録の現状

イ) 年度別設定登録の現状

半導体配置設計権は2009年12月末現在、計1,995件が登録され、この中、内国民による登録は1,097件、外国人による登録は858件である。最近、半導体配置設計権の登録は登録減少又は停滞傾向である。これは配置設計権と関連した紛争が起こらず、全世界的にも紛争発生件数が極めて少ない、半導体関連企業などが配置設計権の重要性を正確に認識することができないと思われる。

<表VI-1-11> 年度別内・外国人別の設定登録の現状

(単位：件)

区分	1993- 2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	計
国内	476	88	95	86	78	33	107	41	41	52	1,097 (55%)

⁵⁰ 半導体設計財産(Semiconductor Intellectual Property)とは、半導体集積回路設計時の演算・制御回路、位相同期回路、直・交流転換回路などのように独立機能を持って再使用可能なブロックを指し、通常半導体IPまたはSIPと略称する。

外国	652	77	31	16	8	8	32	16	13	5	858 (45%)
計	1,128	165	126	102	86	41	139	57	54	57	1,955 (100%)

ロ) 国家別の設定登録の現状

2008年には、計1,955件中、韓国が1,097件、日本が835件、米国など他国が23件を登録した。2003年以降、日本の登録件数は減ったが、2006年度には増加した。一方、1997年以降、米国の登録件数は皆無であり、他国の登録件数もかなり少ない。

<表VI-1-12> 国家別の設定登録の現状

(単位：件)

区分	1993- 2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	計
韓国	476	88	95	86	78	33	107	41	41	52	1,097 (56%)
日本	642	75	30	9	7	8	30	16	13	5	835 (43%)
その他	10	2	1	7	1	0	2	0	0	0	23 (1%)
計	1,128	165	126	102	86	41	139	57	54	57	1,955 (100%)

ハ) 機関別の設定登録の現状

国内企業、研究機関、大学など機関別の登録現状をみると、企業の変化はほとんどない一方、研究機関は2006年がピークで2007年には減少し続けており、その後、毎年約15件の登録が続いている。大学での登録は横ばい状態である。

これは大きな資本施設の投資なしでも、蓄積された技術と経験を基にした小規模の専門人材のみでも、半導体の配置設計は可能であるので、このような特性をよく活用した企業、研究機関、大学などによって半導体設計財産の開発が更に活発に行われた結果であると判断される。

＜表VI-1-13＞機関別設定登録の現状

(単位：件)

区分	分野	1993～ 2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	計
国内	企業	330	44	12	16	14	16	1	20	14	25	492
	大学	15	22	16	26	7	14	17	8	11	13	149
	研究所	131	22	67	44	57	3	89	13	16	14	456
	小計	476	88	95	86	78	33	107	41	41	52	1097
外国	企業	652	77	31	16	8	8	32	16	13	5	858
	大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	652	77	31	16	8	8	32	16	13	5	858
計		1128	165	126	102	86	41	139	57	54	57	1955

ニ)半導体配置設計権の機能別登録の現状

1993年から2007年10月27日まではロジック、メモリー、マイクロプロセッサ、リニア、その他に分類したが、2007年10月28日から施行された「半導体集積回路の配置設計に関する法律施行規則」の配置設計表により、Analog and Digital Mixed Signal、Digital Logic、Microcomponent、Memory、Physical Library、Othersと分類した。2007年10月28日から2008年12月31日まで、計135件が登録された。そのうち、Analog and Digital Mixed Signal 登録件数は、78件（約58%）であった。

＜表VI-1-14＞技術別設定登録の現状

(単位：件)

区分	1993～ 2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007. 10.27	計
ロジック	274	21	11	15	7	7	10	2	347
メモリー	139	35	4	1	3	0	0	0	182

マイクロ プロセッサ	209	27	22	9	1	4	2	0	274
リニア	407	36	20	19	6	6	24	22	540
その他	99	46	69	58	69	24	103	9	477
計	1,128	165	126	102	86	41	139	33	1,820

＜表VI-1-15＞第1分類別設定登録の現状

(単位：件)

区分	2007. 10. 28～12. 31	2008	2009	計
Analog and Digital Mixed Signal	13	28	37	78
Digital Logic	6	8	0	14
Microcomponent	0	5	6	11
Memory	0	0	0	0
Physical Library	0	0	0	0
Others	5	13	14	32
計	24	54	57	135

2) 半導体設計における技術振興環境の造成

イ) 第10回韓国半導体設計大会の開催

優秀な半導体技術の公開的な発掘、褒賞を通じ、国内における半導体設計分野の研究・創作の活性化及び半導体設計の人材の底辺拡大及び技術革新を図り、新知的財産権である半導体配置設計制度における認識を向上・拡散するため、第9回大韓民国半導体設計大会を開催した。2008年からは大会の名を「韓国半導体設計公募展」から「大韓民国半導体設計大会」に変更し専門家的なイメージを目立たせた。

2009年には、大学45チーム、企業27チーム、研究所7チームなど計79チームが応募した。アナログ分野とデジタル分野で専門家が各5人ずつ、計10人の審査委員の公正かつ厳しい書面・本選・総括審査を経て、14チームを選定して大賞の大統領賞をはじめ、国務総理賞、知識経済部長官賞、特許庁長賞、特別賞(韓国半導体産業協会会長賞、韓国発明振興会長賞、大韓弁理士会長賞)と副賞として5,100万ウォンを授賞した。

＜表VI-1-16＞大韓民国半導体設計大会の開催現状

区分	応募者数 (大学/企業 /研究所)	受賞者数	賞勳規模	授賞式
2000年 (第1 回)	33件 (32/1/0)	9件	大賞(1):産業資源部長官賞及び賞金300万ウォン 金賞(1):産業資源部長官賞及び賞金200万ウォン 銀賞(2):特許庁長賞及び賞金各100万ウォン 銅賞(5):特許庁長賞及び賞金各50万ウォン	2000. 12. 6. 特許庁
2001年 (第2 回)	40件 (39/1/0)	9件	大賞(1):産業資源部長官賞及び賞金300万ウォン 金賞(1):産業資源部長官賞及び賞金200万ウォン 銀賞(2):特許庁長賞及び賞金各100万ウォン 銅賞(5):特許庁長賞及び賞金各50万ウォン	2001. 11. 5. 特許庁
2002年 (第3 回)	48件 (40/3/5)	9件	大賞(1):国務総理賞及び賞金300万ウォン 金賞(1):産業資源部長官賞及び賞金200万ウォン 銀賞(2):特許庁長賞及び賞金各100万ウォン 銅賞(5):特許庁長賞及び賞金各50万ウォン	2002. 11. 15. 特許庁
2003年 (第4 回)	45件 (38/4/3)	9件	大賞(1):国務総理賞及び賞金300万ウォン 金賞(1):産業資源部長官賞及び賞金200万ウォン 銀賞(2):特許庁長賞及び賞金各100万ウォン 銅賞(5):特許庁長賞及び賞金各50万ウォン	2003. 11. 5. COEX
2004年 (第5 回)	32件 (25/6/1)	9件	大賞(1):国務総理賞及び賞金300万ウォン 金賞(1):産業資源部長官賞及び賞金200万ウォン 銀賞(2):特許庁長賞及び賞金各100万ウォン 銅賞(5):特許庁長賞及び賞金各50万ウォン	2004. 11. 5. COEX
2005年 (第6 回)	48件 (37/9/2)	9件	大賞(1):大統領賞及び賞金300万ウォン 金賞(1):国務総理賞及び賞金200万ウォン 銀賞(2):産業資源部長官賞及び賞金各100万ウォン	2005. 11. 10. 韓国知識財産 センター

			銅賞(5):特許庁長賞及び賞金各50万ウォン	
2006年 (第7回)	63件 (49/9/5)	12件	大賞(1):大統領賞及び賞金500万ウォン 金賞(1):国務総理賞及び賞金300万ウォン 銀賞(2):産業資源部長官賞及び賞金各200万ウォン 銅賞(5):特許庁長賞及び賞金各100万ウォン 特別賞(3):関連機関長賞及び賞金各100万ウォン	2006. 12. 1. 韓国知識財産 センター
2007年 (第8回)	70件 (55/9/6)	12件	大賞(1):大統領賞及び賞金500万ウォン 金賞(1):国務総理賞及び賞金300万ウォン 銀賞(2):産業資源部長官賞及び賞金各200万ウォン 銅賞(5):特許庁長賞及び賞金各100万ウォン 特別賞(3):関連機関長賞及び賞金各100万ウォン	2007. 11. 30. 韓国知識財産 センター
2008年 (第9回)	73件 (53/11/9)	13件	大賞(1):大統領賞及び賞金1,000万ウォン 金賞(1):国務総理賞及び賞金700万ウォン 銀賞(2):産業資源部長官賞及び賞金各500万ウォン 銅賞(5):特許庁長賞及び賞金各200万ウォン 特別賞(3):関連機関長賞及び賞金各100万ウォン	2008. 12. 8. 韓国知識財産 センター
2009年 (第10回)	79件 (45/17/7)	14件	大賞(1):大統領賞及び賞金1,000万ウォン 金賞(1):国務総理賞及び賞金700万ウォン 銀賞(1):教育科学部長官賞及び賞金各500万ウォン 銀賞(2):知識経済部長官賞及び賞金各500万ウォン 銅賞(5):特許庁長賞及び賞金各200万ウォン 特別賞(3):関連機関長賞及び賞金各100万ウォン	2009. 11. 26. 韓国知識財産 センター

ロ) 半導体設計企業に対するコンサルティング

半導体設計財産に対する重要性がますます増加している一方、企業の新知的財産権としての配置設計権に対する認識は全般的に低い状況である。

半導体知的財産権に対する多様な広報を通じて配置設計を権利化し、活用を促進させて半導体設計財産保護制度に関する認識と理解を増進することで新知的財産権の活用を促進しようとする半導体設計企業の訪問コンサルティング、オン・オフライン活

用など多様なメディアを通じた広報活動を続けている。

2009年には、半導体設計関連の36社を対象とするコンサルティングを通じて半導体配置設計権制度、知的財産権制度などを説明し、相互に意見交換を行って意見や問題点を聴取して、これを半導体設計財産の振興事業に反映し、半導体産業の発展に貢献するよう努力している。

3) 半導体設計財産の流通促進基盤の造成

半導体設計産業は代表的な勝者独占産業(winner takes all)として競争業者より早くて低価額の製品を開発することが事業成功のキーポイントである。技術競争が激しい半導体チップの設計においては複雑な機能を一つの企業または開発者がすべて設計し、適当な時期に市場に出すことは時間的・経済的に難しいことである。

デジタルコンバージェンスの進展により、複雑なシステムと多様な機能をone-chip化するためには、他者が開発した半導体IPの活用が不可欠であり、半導体IPの再利用が要求され、開発者は核心的な固有の技術だけを開発し、他の分野はすでに商品化された半導体IPを活用する「選択及び集中」が必要な産業である。

米国は120の企業が設計財産標準団体(VSIA⁵¹)を構成・運営し、日本は大企業を中心に90年代後半から設計標準を研究し、半導体設計財産の取引所としては、英国のVCX⁵²、フランスのD&R⁵³、日本のIPT⁵⁴、台湾のSoCコンソーシアムがある。(下の表参考)

⁵¹ Virtual Socket Interface Allianceの略語

⁵² Virtual Component eXchangeの略語

⁵³ Design&Reuseの略語

⁵⁴ Intellectual Property Trading Centerの略語

＜表VI-1-17＞海外の半導体設計財産の流通関連機関の現状

国家	機関名	運営形態	収益モデル	運営状態
米国	VSIA	世界主要半導体企業と主要EDA開発会社など	IP品質、IP保護、IP伝達物、IP設計標準などインフラ構築	取引に必要な付帯サービスの提供に重点
	RAPID	民間企業のコンソーシアム	IP取引モデル開発、IP取引インフラ構築	1996年設立 2001年解散
	CEC	EDA専門民間企業	半導体IPテスト及び分析ソリューション販売	収益創出
	Mentor	EDA専門民間企業	EDA使用者にIPライセンス提供	収益創出
	Synopsys			
	Altera	EDA専門民間企業	FPGA使用者にIPライセンス提供	収益創出
	Xilinx			
英国	VCX	政府支援完了後民間企業に転換	IP取引仲介SW販売、コンサルティング	1998年設立 2003年業務中断
フランス	D&R	民間企業	WEBポータルサービス、有料会員会費、IP取引仲介	1997年設立 CMPグループ投資後 収益創出
日本	IPTC	民間企業	有料会員会費、IP仲介サービス、技術検索サービス	2000年設立 現在の資本蚕食状態
台湾	IP Gateway	国策研究所傘下で設立され現在は非営利民間協会であるSoCにより運営	公共性を持つIP取引インフラ構築	2001年設立 IP Mallの基礎になる
	IP Mall	設計専門会社所属	IPライセンス、IP再使用設計サービス提供、IP開発	事業初期段階として成果は未定

一方、韓国は半導体IP流通の必要性は続々と提起されているが、量的・質的に有用な半導体IP不足で流通市場の未成熟、半導体設計業界の有料流通に対する認識不足、半導体IPの信頼性の未確保、半導体IP DBの便利性の不足などで流通市場の活性化が十分ではない状況であり、半導体設計財産の流通市場の活性化のために国家的な半導体設計財産の収集・分類・供給の体系化が必要である。

特許庁は、この必要性を認識し、「半導体集積回路の配置設計に関する法律」第43条(配置設計技術振興)を根拠として半導体設計財産流通センター(KIPEX⁵⁵)を設立・運営した。

⁵⁵ Korea semiconductor Intellectual Property EXchangの略語：半導体IPの保護及び流通基盤を造成し、取引活性化を促進するため特許庁が設立・運営する半導体IP流通センター

第1段階(2001年～2005年)事業は、国内半導体設計業界における半導体IP流通の必要性に対する認識改善と半導体 I P 取引及びリサイクルの基盤を設けた。第2段階(2006年～2008年)事業は、国内最大の半導体IP DB確保(約3,400件)、半導体IPの仲介及び取引活性化を通じ半導体 I P の流通促進に貢献した。

<表VI-1-18> 第2段階事業(2006年～2008年) 推進実績

(単位: 件)

年度	2006	2007	2008	計
仲介件数	42	81	119	242
仲介件数及び取引件数	19	30	26	75

第1～2段階に続いた第3段階事業(2009年～2011年)は、顧客向け半導体 I P 企画・発掘のため、国内半導体 I P の保有・需要調査、需要が多い I P の選定・検証及び技術支援、半導体 I P 認証体制を設け、半導体 I P の総合情報体制の強化のため、半導体 I P 保有者と需要者間の双方向サービスの構築、チラシ及びメールマガサービスを行い、取引活性化支援及び広報のためには、ファウンドリー/デザインサービス業者/大学間の協力ネットワークの構築、国家研究開発事業との協力、I P 取引モデルの発掘などを推進している。

2009年には国内半導体 I P 保有・需要調査を通じ、計 11 の需要が多い半導体 I P 群を選定し、12bit 1MSPS SAR Type ADC、Continuous-Referenceless Type CDRの2件に対する検証を完了した。KIPEX半導体IP登録及び取引システムを前面更新して詳細な半導体IP内訳の掲載及びネット仲介ができるようシステムを構築した。2009年には、計86件の仲介(取引済み27件)実績を達成し、KIPEX活性化のため、半導体設計企業及びファウンドリー業者との協力体系を強化してメールマガの発刊及びIPワークショップの開催など多様な情報提供及び広報活動も推進した。

4) 核心半導体設計における財産権の創出促進

国内における半導体産業は、メモリー半導体を中心に行われ、1992年から第1位を固守している輸出産業として韓国経済を導いている。しかし、メモリー半導体市場より3

倍以上大きくて付加価値の高いシステム半導体市場で韓国の占有率は2007年に2.5%と微々たる現状である。

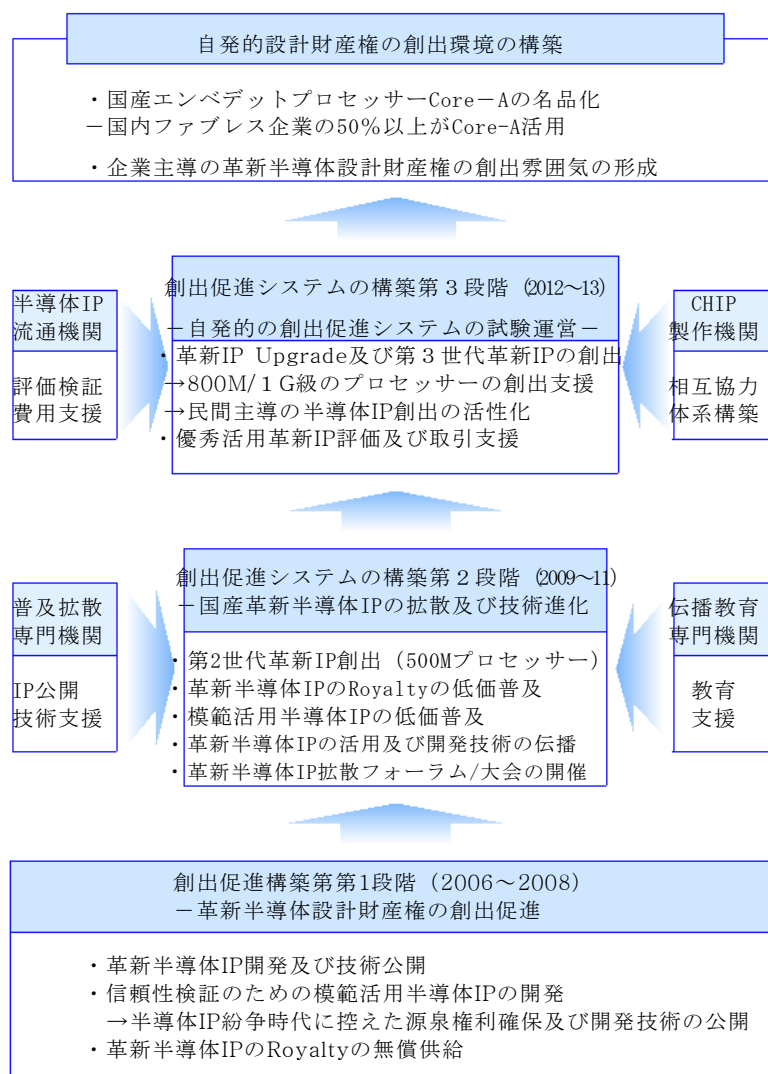
メモリー半導体に偏っている国内半導体産業の不均衡構造を改善するため、システム半導体市場の進出を拡大する必要がある、その中心には携帯電話端末機とエンベデットといった特定の機能を遂行する電子システム内部に装着されその頭脳の役割をするエンベデットプロセッサがある。

莫大な付加価値を創出できるエンベデットプロセッサ関連技術はこれまでの間、そのほとんどを先進国に依存してきた。電子装置の核心部分であるエンベデットプロセッサの技術依存は周辺の付属装置に限ったものではなく、エンベデットプロセッサを活用する応用プログラム及びコンテンツの製作にも大きな影響を及ぼして技術従属現象は深刻な状況である。

国内半導体産業が名実ともに世界半導体2強になるためには、必ずエンベデットプロセッサといったシステム半導体の核心半導体設計財産が外国技術への依存から脱皮し国内から自然に創出できるような基盤の造成が必要であり、このためには核心半導体設計財産権は、国内技術として創出・促進し続けるべきである。

国産半導体IPの創出促進のために行う核心半導体設計財産の創出促進事業は、第1段階(2006年～2008年)でエンベデットプロセッサ(Core-Aと命ずる)と設計環境を開発し、2009年までに半導体設計企業、大学などに計227件を普及した。また、2009年にはCore-Aを採用して事業化する企業に多様な技術サポートのため、「国産プロセッサCore-A支援事業」を推進して一部の企業はCore-Aを採用した半導体を試作品に政策した。他の企業はCore-Aの採用を積極的に検討した。

<図VI-1-5>革新半導体設計財産権の創出促進システム



創出促進システム構築第2段階事業は、2009年から2011年まで進行する予定であり、ハードウェア課題とソフトウェア課題は、第2世帯核心半導体とその設計環境を創出するための課題である。応用課題は、開発されたエンベデットプロセッサの有効性を立証して活用を促進するための活用事例を開発する課題で、2009年には、低温度携帯式燃料電池システムを開発した。

<表VI-1-19>創出促進システム構築事業の現状

<第2世帯核心半導体IP及び設計環境>		<核心半導体IP基盤応用システム>	
3次年度 (2011年)	<p style="text-align: center;"><H/W課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2世帯エンベデッドプロセッサIPの創出 ・マルチコアプロセッサIPの創出 ・on-chip debugシステムIPの創出 <p style="text-align: center;"><S/W課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・エンベデッドプロセッサ Compilerの創出 ・OS porting 	<p style="text-align: center;"><第1応用課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Core-A基盤の応用システムの開発(1課題/毎年) 	<p style="text-align: center;"><第2応用課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2世帯基盤の応用システムの開発(2課題)
2次年度 (2010年)			
1次年度 (2009年)			

<表VI-1-20>事業課題及び開発機関

単位課題	細部課題		開発機関
第2世帯の革新半導体IP及び設計環境の創出	H/W	第2世帯エンベデッドプロセッサの創出	KAIST
		核心半導体IP基盤のマルチコアの創出	KAIST
		DebugシステムIPの創出	釜山大
	S/W	第2世帯半導体IP支援Compilerの創出	全北大
		国産多目的のOS POSTING	釜山大

応用システムの 開発	第1応用	*Core-Aを基盤とする低温度携帯式燃料電池の開発	ソウル大
		Core-A基盤の汎用プロセッサの開発	(株) ダイナリット

* 2009年に完了した課題

5) 半導体設計財産の活用拡散のための教育

半導体設計財産の活用拡散教育事業は、ユーザーがCore-Aを基盤として製品に活用することに不便がないよう、Core-Aの潜在的なユーザーに教育サービスを提供し、Core-Aユーザーにやさしい環境（教材、実習教材、専門講師）を構成することに目的がある。Core-A教育環境の確保のため、特許庁は、教材・実習教材・実習例題などを開発して、ユーザーに配布・レンタルし、Core-A学習に対するインセンティブを提供している。

同教育事業は、2008年から2010年まで3年間進行され、教育プログラム開発など事業基盤を造成する段階（2008年）、本格的な教育活動の移行段階（2009年）、教育科目・難易度・教育対象の多様化段階（2010年）として推進され、教育基盤構築・教育運営・発展基盤の造成などに区分して推進している。

教育基盤の構築は、教材・実習教材・実習例題開発及び講師育成、教育課程の広報を通じたCore-A講座への採択誘導などである。本教育は、専門技術教育として、一般的な教育とは異なり、実習教材及び例題の開発の質が教育成果で大きなシェアを占めており、この開発に努めている。

現在、プロセッサユーザーは、外国産プロセッサの技術環境に慣れている状況である。これをCore-Aに替える負担感が存在するので、韓国半導体大会（i-SEDEX）展示、地域別に訪問型説明会の開催、公開講座の開催など本教育事業より提供する様々なインセンティブや戦略的な広報を通じ、Core-A活用拡散のため、積極的に支援した。

教育運営は、正規講座と非正規講座に分かれて進行される。正規講座は大学（院）

で、単位が認められるCore-A活用過程を設営した。非正規講座は、韓国半導体設計関連の教育インフラを有しているIDEC（半導体設計教育センター）を通じ、教授、講師及び学生を対象として公開講座を進行した。

最後に、発展基盤の造成分野は、本教育が他の教育とは異なりCore-Aの活用拡散に目的があるので、教育協議会を構成し、能動的に市場の要求に対応しようとしている。また、Core-Aは、安定化段階に入っていない初期状態で、エラーの発生可能性もあり、教育事業を行いながらバグレポートなどを通じ、Core-A品質向上の活動も行った。

＜表VI-1-21＞年次別の事業推進の目標

区分	2008年	2009年	2010年
目標	事業基盤の造成 (教育プログラムの開発)	教育事業の本格的な運営	教育課程の多様化・高度化
教育基盤の構築	教育広報及び需要調査、講義開設の協議	例題開発・配布、オンライン講義開発、ホームページ構築運営	教育資料拡大開発 科目の多様化 難易度の多様化 教育対象の多様化
	実習教材開発 教材開発 講師養成	教育課程、実習教材のアフターサービス	
教育運営	教育の試験運営 (公開講座)	大学講座の開設 企業の短期教育 公開講座 ユーザーオーダーメイド型教育 (試験運営)	教育科目、教育難易度、 教育対象 拡大運営
発展基盤の造成	教育協議会の構成	他の類似機関と協力体制の構築推進	半導体設計大会など 事業連携の推進
	教育協議会の運営		
	フィードバック体系の構築 (Core-Aエラー補完、アンケートなど)		

2009年の主要事業目標は、教育準備の内容の充実化を通じ、国内の12大学（院）以上に正規講座として採択されることであった。これは、プロセッサの特性上、既に使っていたプロセッサに代替するのは簡単ではないので、関連専門家の諮問を受け設定した目標であった。しかし、地域別の訪問型説明会の開催、半導体関連学会・展示会広報など積極的なマーケティング戦略を通じ、2009年12月現在、12大学の13講

座にCore-Aの採択講座開設の協約を締結して目標を達成した。

ハ．評価及び発展方向

半導体設計財産流通促進の基盤造成第3段階事業（2009年～2011年）では、第1段階や第2段階事業の成果を基に、国内半導体IPの流通及びリサイクル促進のための活動を積極的に行い、輸入代替を通じた国富流出の減少、開発期間短縮を通じたコストダウンなどシステム半導体産業の競争力強化に一助する計画である。

特許庁は、2006年より、半導体IPの重要性、技術動向、産業動向を把握し、半導体IPの市場規模が最も大きいエンベデットプロセッサ開発を選定し、国内技術で核心半導体設計財産権の創出促進事業を推進してきた。

第2段階核心半導体設計財産権創出促進（2009年～2011年）事業では、Core-Aを基盤にし、速度など性能が向上されたマルチコアを開発した。＜第2世帯核心半導体IP及び設計環境＞の結果がみえる第2段階3年度には、これを基盤とする応用システム課題も行う計画であり、第3段階（2012年～2013年）は、核心半導体設計財産権が民間から自発的に繰り返して創出できるシステムの構築を目的としている。

エンベデットプロセッサは、機能も重要であるが、バスの構造、周辺環境ツールが伴わないとコアを活用することができない特徴がある。したがってエンベデットプロセッサの機能拡張、周辺環境、デバッグ環境、コンパイラ開発なども必ず必要である。

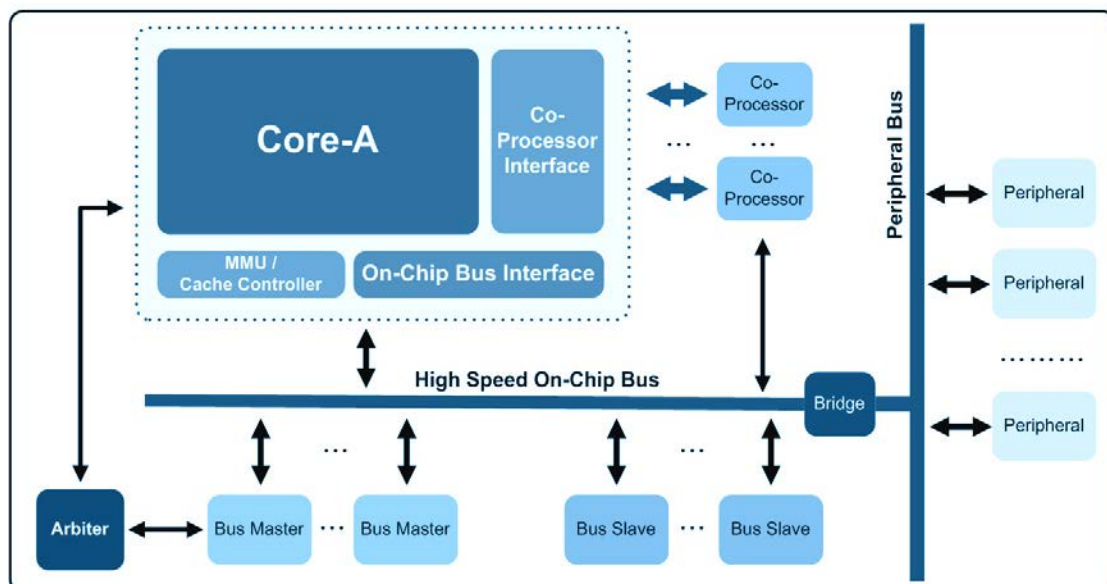
また、エンベデットプロセッサの特性上、核心コアのみを開発・普及することで終わるものではなく、持続的な改善とメンテナンス、使用者向けの周辺環境の開発及び支援がなければ市場開拓は成功しない。

したがって、2009年からし始めた第2段階核心半導体設計財産権創出の促進事業では、2世帯エンベデットプロセッサの開発のみならず、第1世帯Core-Aの持続的な性能向

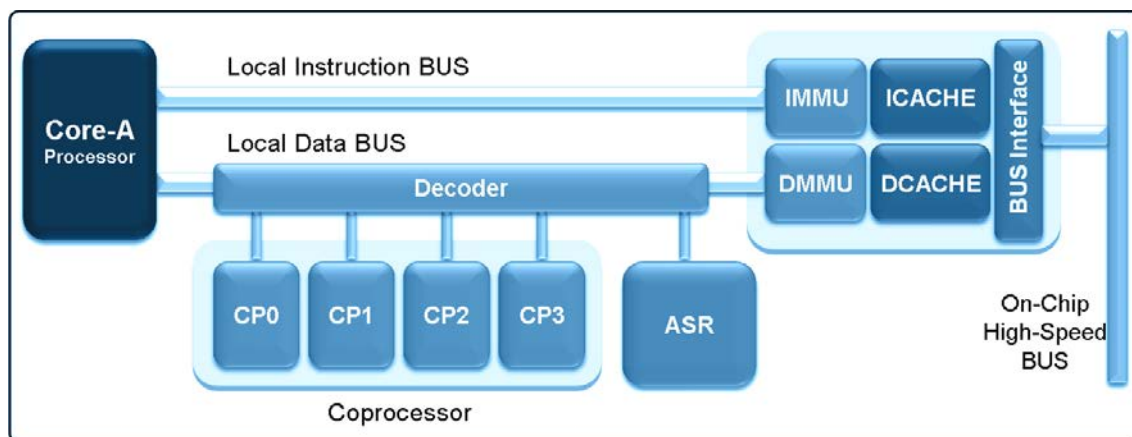
上、コンパイラやリンカーなどのソフトウェア開発環境、周辺装置の開発、応用プラットフォームの開発、応用システムの開発など信頼性確保のための事業も同時に推進している。

これと共にCore-Aの支援専門機関は、持続的に性能を改善し、使用環境改善など実用的な技術サポートを行い、さらに効果的に運営してCore-Aが事業家されるように積極的に支援する計画である。

<図VI-1-6>Core-A Embedded Processorの構造図



<図VI-1-7>Core-A用 オンチップバスの構造



2010年の半導体設計財産活用拡散教育事業では、例題開発及び配布、実習材の確保、教育対象の拡大、多様な教育資料の開発などを通じ、Core-Aユーザー向けのオーダーメイド形教育を実施する予定であり、15件の講座開設を目標としている。また、Core-A応用大会を開催し、Core-Aの活用拡散を積極的に誘導する計画である。

第2章 海外知的財産保護体系の構築

第1節 海外での韓国企業の知的財産権の保護の強化

1. 海外知的財産の保護の必要性

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務官 シン・スンホ

最近、韓国は、急変する環境の変化の中、企業経営に困難を強いられている。中国の経済飛躍、為替レートの問題、油化の変動などの危機要因があり、前代未聞のグローバル金融危機まで乗り越えないとならない実情である。さらに技術貿易の収支は、相変わらず赤字続きの状態である一方、競争国の技術障壁が拡大されるなど銃声なしの貿易戦争は、さらに深化されている。

韓国は過去50年間、輸出中心の経済戦略を推進してきたが、このような世界的な流れには逆らえない。2009年の場合、韓国の輸出額は3,635億ドル、輸入は3,230億ドルに上るなど、輸出入を含む全体貿易規模で世界第9位となった。輸出中心である韓国経済での知的財産権の保護は、未来の計画ではなく、現場で発生する急な問題である。

過去より、関税を通じ、自国の産業を保護する動きがあったが、1970年代の中期より、いわゆる非関税障壁（Non-tariff barriers）を通じた新保護貿易主義が登場した。このような対外的な環境の変化の中で知財権は、国家間の交易で重要になった。最近、韓国企業の技術力及び商品の認知度が高まり、中国をはじめ開発途上国による韓国の企業の知的財産権の侵害が急増している。

海外における韓国企業の知的財産権侵害は、国際競争力を確保する際の障害要因として作用するだけでなく、侵害品の粗雑さ及び品質問題は自国企業の国際的信頼度や韓国の製品に対する評判の低下及び販売収益率の減少に繋がる重要な国家的問題として浮上してきている。特に、中小企業の場合、海外で知的財産権侵害が発生しても、専門人材が不足し、莫大な訴訟費用を充当できないため、手の打ちようがなく、侵害

を受けているという実情である。

したがって、韓国企業、特に中小企業が海外投資を通じて積極的に国富を増進できるよう、海外における韓国企業の知的財産権侵害を事前に予防し、侵害発生時には積極的に支援するための事業を推進する必要がある。

2. 国内・外の知的財産侵害の実態調査

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務官 シン・スンホ

イ. 推進背景

先進国からの強くなっている特許攻勢と、後発国からの模倣品流入により、韓国企業の知財権被害は増加している。したがって、国内・外の知財権保護政策の効果的な樹立をするため、韓国企業の国内・外の知財権侵害問題を正確に把握する必要があり、侵害実態調査を実施した。

区分	保護問題
先進市場	<p>・パテントトロールなど、主力産業（半導体・携帯電話）関連の知的財産権関連の紛争増加</p> <p>* 韓国企業の国際特許紛争の現状：38件（2007）→52件（2008）</p>
後発市場	<p>・中国などアジア地域と連携した知的財産侵害により、経済的な損失の発生</p> <p>* 海外での知財権被侵害の現状：49件（2007）→80件（2008）</p>

ロ. 実態調査の主要結果

最近10年間（2000年～2009年）、韓国企業のうち、3件以上の産業財産権を出願した49,955社を募集団、6,013社を見本集団に構成した。調査方式は、第1次調査は電話による調査、第2次調査は侵害された企業を訪問して深いヒアリング調査を行った。

韓国企業が知財権の活用において、重要と意識している地域は、中国（38.7%）、米国（25.3%）、日本（18.4%）、EU（7.3%）の順であった。また、知財権関連の年間支出（出願、維持、登録など）は、1億未満と答えた企業が全体の95.7%と調査された。

<表VI-2-1> 知財権活用の対象地域

（単位：n=1583、%）

区分	中国	米国	日本	EU	インド	台湾	東南アジア	ロシア
百分率	37.8	25.3	18.4	7.3	1.2	1.2	0.6	0.6

海外に輸出する際、競争企業及び輸出国に対して自社記述と類似な特許検索及びライセンス現状の調査など知財権調査を実施している企業は、36.9%（2,050社の中、756社）であり、多くの企業が輸出の事前に知財権調査を行っていないこととみえる。これは今後の輸出過程で知財権侵害関連紛争の増加可能性の要因と調査された。

輸出国に対する知財権の調査現状

（単位：n=2050、拒絶・無回答除外）

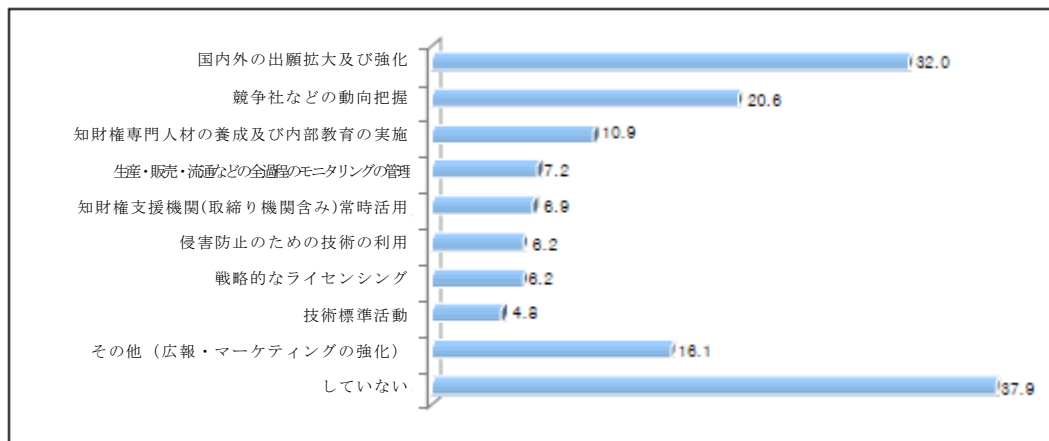
売上	100億未満	100億～500億	500億～1000億	1000億～1500億	1500億以上	計
Yes	30.7%	38.5%	48.7%	50%	63.4%	36.9%
回答件数	360	206	58	7	102	733
調査企業数	1174	537	119	14	161	2005

また知財権被害における予防活動の調査項目のうち、予防活動（国内・国外の出願拡大、技術標準活動、知財権教育など）について、約40%が「まったく行っていない」

と答え、企業の事前準備が不足であると明らかになった。

<表VI-2-2> 知財権の事前予防活動の類型現状

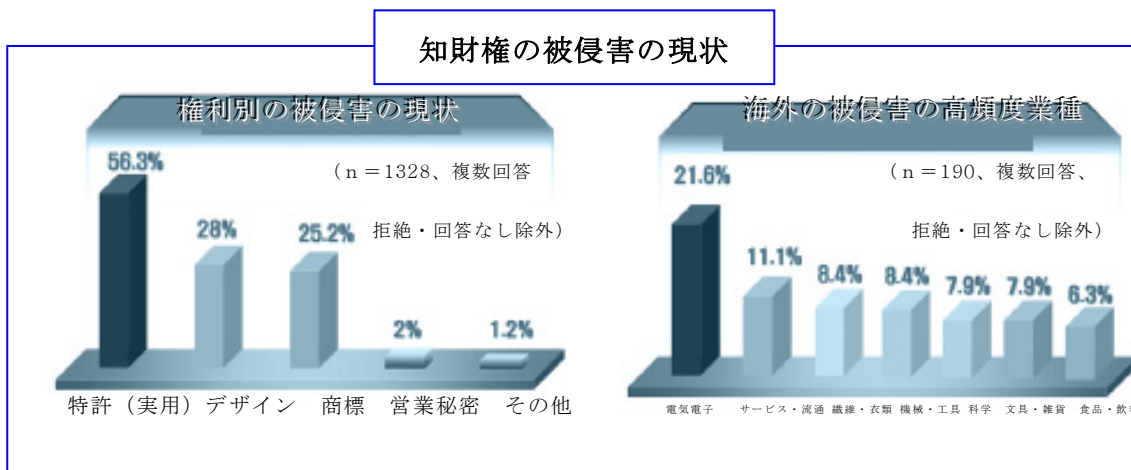
(単位：n = 6013、%、複数回答)



* 木魚の事前予防活動のフォトフォリオによると戦略的ライセンス (6.2%) や技術標準化 (4.8%) を通じた知財権保護の事前活動は、相当衰弱である。

国内・外の知財権の侵害をみると、回答企業の (6,013) の中、2000年～2009年の間、1,328企業 (22.1%) が知財権に関する被害を受けた。発生地域は、国内83.1%、国内外8.2%商標 (ブランド) 25.2%、営業秘密2%、その他1.2%の順であり、業種別には、電子電気が21.6%でトップであった。

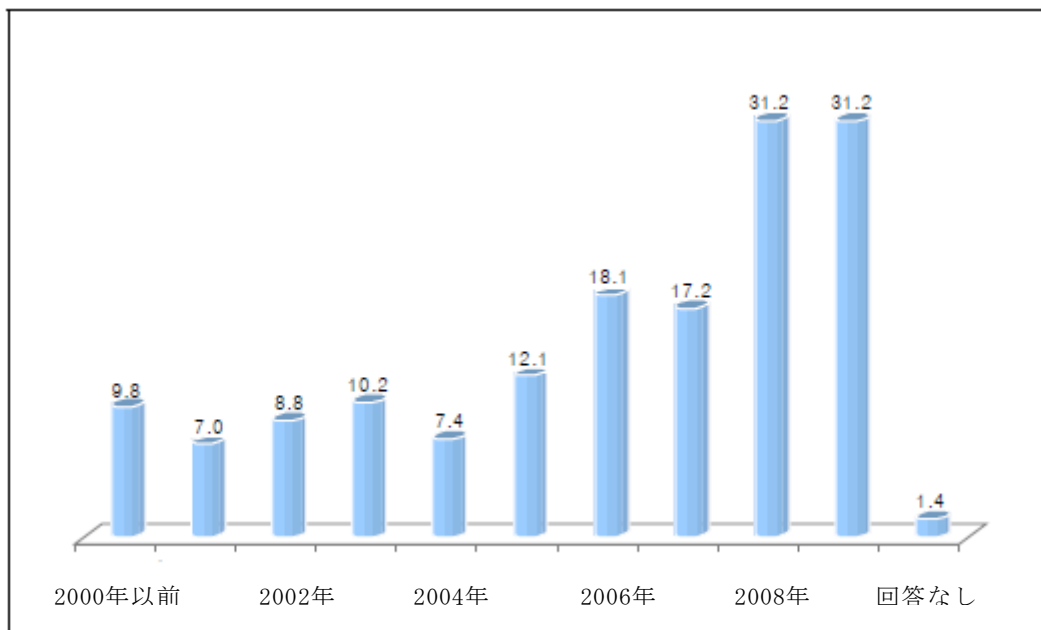
<表VI-2-3> 権利・業種別の被侵害の現状



侵害を受けた時期は、最近2年間に侵害を受けた事例が頻発に発生しており、その形態は、海外現地で登録知財権を他企業が盗用（生産・模倣した場合（80%）が、目立つ。海外での侵害発生国は、中国（58.3%）で圧倒的に侵害が多かった。

<表VI-2-4> 被侵害の時期（年度別）

（単位：n = 215、%、複数回答）



＜表VI-2-5＞被侵害の形態

(単位：n=215、%、複数回答)

区分	現地に登録された知財 財路盗用（生産など）	現地に登録された知財 権を無断に流通（輸出 入を含み）販売、展示	現地に登録された知財 権と類似な知財権を出 願して使用	現地に未登録した知財 権を無断に先出願
百分率	80.0	20.5	18.1	5.1

＜表VI-2-6＞被侵害の発生国

(単位：n=72、%)

区分	中国	台湾	米国	日本	南米	EU	ロシア	中東	英国	フィリ フィン	イラ ク	スペ イン
百分率	58.3	5.6	5.6	5.6	5.6	4.2	4.2	4.2	1.4	1.4	1.4	1.4

知財権を侵害された事由とは、自社製品のブランドの有名化（60%）がトップであり、消極的な対応及び知財権の管理不実が27.4%、該当国の法律制度の不完全さ及び国民の知財権に対する認識不足が17.2%の順であった。

＜表VI-2-7＞知財権を侵害された事由

(単位：n=215、%、複数回答)

区分	自社製品のブ ランドの価値 上昇	消極的な対応 及び知財権管 理の不足	該当国の法律 制度及び国民 の知財権認識 の不足	ノウハウを持 っている人材 に対する管理 の不足	海外知財権の 出願及び登録 の不足
百分率	60.0	27.4	17.2	15.3	5.6

知財権侵害を受ける類型をみると、市場シェア及び売上減少が74.4%、対外的なイメージの悪化が58.6%、訴訟による時間及び費用の負担が50.2%、持続的な研究開発の蹉跌が27.4%、事業中断が22.3%と調査され、知財権侵害による企業の損害が深刻である。

＜表VI-2-8＞ 侵害による損害の類型

(単位：n=215、%、複数回答)

区分	マーケットシ ェア及び売上 の減少	対外的に企業 イメージの悪 化	訴訟による時 間及び費用の 負担	持続的な研究 開発の蹉跌	事業中断

百分率	74.4	58.6	50.2	27.4	22.3
-----	------	------	------	------	------

＜表VI-2-8＞侵害による損害の類型

(単位：n = 153、%)

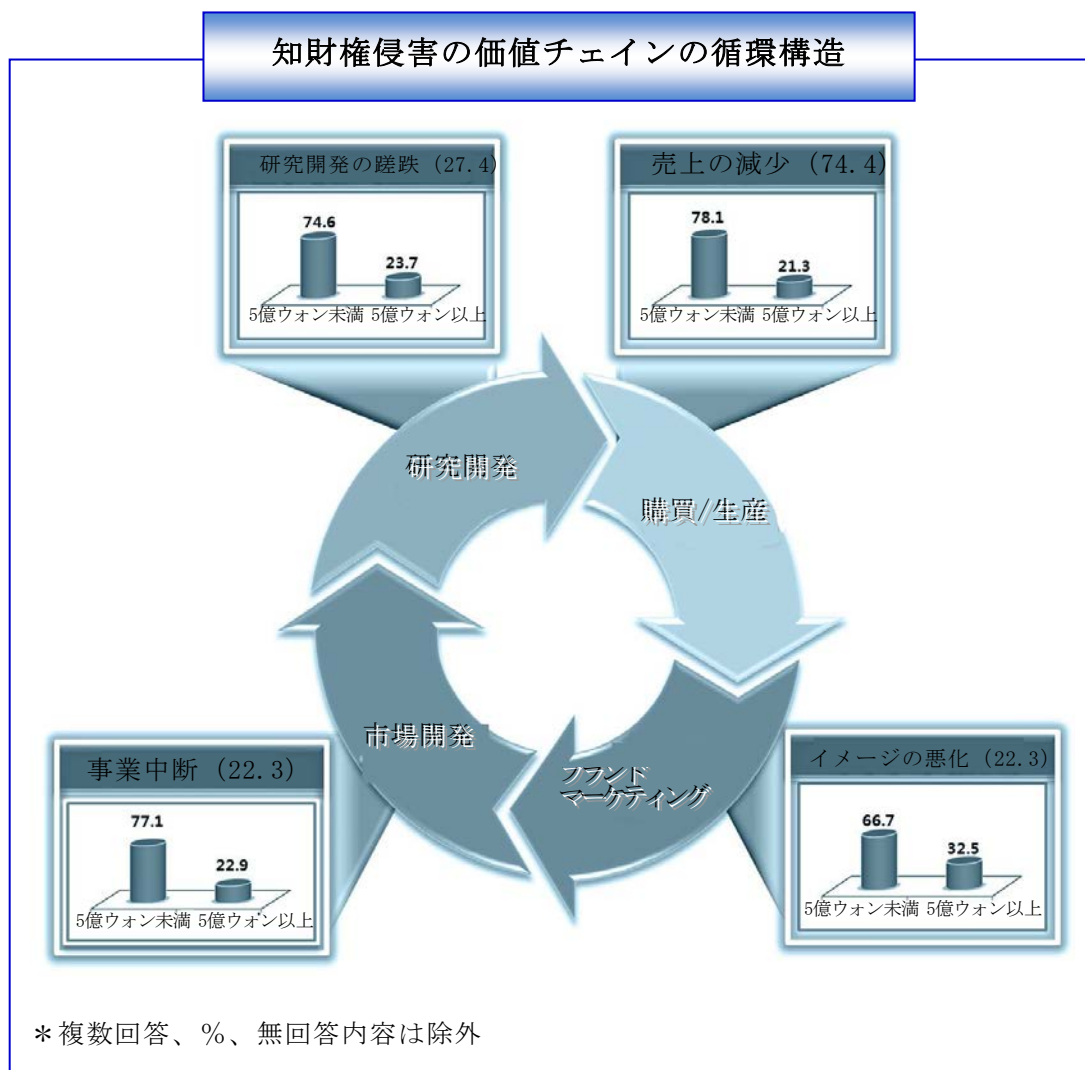
金額別	1億ウォン未満	1億ウォン～5億ウォン	5億ウォン～10億ウォン	10億ウォン～50億ウォン	50億ウォン以上	無回答
百分率	50.0	28.1	12.5	6.3	2.5	0.6

ハ. 政策の示唆点

韓国企業が知財権侵害を受けている比率は、約22%であり、海外で侵害を受けたことを経験した比率は、15.3%であった。また、輸出企業の輸出国の知財権事前調査において

2009年の実態調査によると、知財権（IP）→無形資産→核心資産といった最近の認識を反映して、知財権関連の被害がR&D、事業化、イメージ（マーケティング）などの企業価値評価の全般に多様な形態で企業経営に大きな影響を与えることを確認することができた。短期的には、訴訟費用の増加→売上の減少に影響を与える。中長期的には、ブランド価値の下落・技術革新の妨害・マーケットシェアの減少などの被害が広げ、企業の生存も脅威されることが確認された。

輸出企業の業種別単体の連携、知財権保護セミナー、展示会参加企業向けの事前説明会の実施などを通じた知財権保護の認識向上と業種別の知財権保護協議体の活性化で侵害問題に対する企業の共同取組と業種別の当事者間の問題解決を導くネットワーク戦略が必要であった。



二. 今後の計画

企業の不足な対応能力と事前取組を考慮して国内外で、事前予防支援を強化し、中国・米国・EUなどの知財権の被侵害・侵害の頻発国についての先制的な保護基盤を強化する予定である。輸出企業の知財権紛争予防のため、輸出企業の業種別の団体と連携、海外知財権保護セミナーの開催、展示会への参加企業対象の事前説明会を強化する予定である。

- ⇒（国内段階）輸出企業の事前リスクの分析、知財権訴訟保険の商品多様化、輸出段階別の知財権のチェックポイントなど事前予防に関する情報及び支援強化
- ⇒（海外段階）問題頻発国に対するIP-DESKの拡大、専門家派遣の支援、民官合同派遣団の活動強化など総合的な現地支援

また、知財権侵害に対する企業の対応基盤設けのため、費用負担が大きい訴訟よりは、企業間の交渉を通じた問題解決の活性化を誘導と経営戦略的な紛争予防基盤を構築する予定である。

- ⇒標準特許の創出・活用基盤の強化、国際紛争に強いIP専門人材の要請などを通じ、企業の自発的な特許紛争対応力の向上
- ⇒紛争段階別の専門家コンサルティング支援を拡大強化して、特許交渉で企業が活用することができる多様な交渉のガイドラインの提示

3. IP-DESKの運営

対外協力顧客支援局国際協力課工業事務官 金ザヨン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は、海外に進出した韓国企業の海外知財権保護を目的に海外IP-DESK事業を運営している。2008年には、知識経済部と特許庁が共同運営した。また、2009年からは、特許庁が中国の北京・上海・青島・広州・瀋陽、ベトナムのホーチミン、タイのバンコクにIP-DESKを運営している。

ロ. 推進内容及び成果

海外における知財権保護のためには、先に現地で韓国企業の知財権を確保して、

それに関する侵害の発生如何について正確に調査・把握する必要がある。知財権の確保のためには、現地の弁護士又は弁理士などの知財権専門家に、知財権の隘路相談、商標出願及び登録費用の支援、説明会の開催、情報提供などの事業を推進しており、2009年には、知財権相談が754件、商標出願419件、商標登録208件、説明会開催21件、情報提供139件などの支援事業を展開した。また、知財権の保護のためには、侵害調査及びモニタリングを支援している。2009年には、侵害調査5件、侵害モニタリング8件を支援した。

また、中国特許出願の翻訳ミスの防止を通じた強い知財権確保のため、韓・中翻訳家養成教育（2009年10月）を行った。中国進出の段階別（輸出－OEM－現地法人の設立－R&Dセンター設立）知財チェックポイントに関し、研究発注及びフォーラム（2009年11月）を開催した。

海外で知財権の侵害が発生した際、現地の知財権取締期間に取締を依頼しなければならない。このため、IP-DESKは現地の関連機関と協力チャンネル構築を推進している。2009年には、中国模倣品文化の流行による、中国進出企業の被害を防止するための対策研究を発注した。模倣品展示会及び対応方針のフォーラム（2009年9月）を開催した。また、中国進出企業と共に、中国知財権の取締担当公務員の取締スキル強化のため、真贋判別説明会（2009年10月）を中国で開催して、中国の知財権執行担当公務員の韓国招請研修（2009年11月）を通じ、企業との人的なネットワークを強化した。加えて、民・官共同代表団を中国知財権関連の政府機関に派遣して知財権に関する隘路事項を伝達し、協力ネットワークを構築した。

ハ．評価及び発展方向

中国・ベトナム・タイなど知財権法律の歴史が比較的短く、全般的に知財権の保護意識レベルが低い。また、取締担当機関との人的ネットワークが必要な地域では、現地知財権の権利化を支援し、個別の民間企業がアクセスし難い政府機関とネットワークを作るのは、相当実効性があると評価される。

今後とも特許庁は、韓国企業の海外知識財産の保護レベルを高めるため、KOTRA及び韓国知識財産保護協会などの関連機関と協力して韓国企業の海外知財権の保護レベルを強化し、輸出競争力をアップグレードし、輸出競争力を向上するための各種の施策を推進し続ける計画である。

第2節 企業の国際特許紛争対応能力の向上

1. 国際特許紛争事業

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務間 リュウ・スンホ

イ. 推進背景

最近、技術の高度化・多様化及び融合化による企業の研究開発の隙間、企業の国際事業進出の拡大及びブランドビジネスの拡大、パテントトロールの紛争及び訴訟増加による特許紛争が急増している。

標準特許及び特許プールの増加による特許契約の不可欠な事例が増加しており、特許ロイヤリティとして携帯電話は15～20%、DVDは20～30%とロイヤリティへの負担が増加している。特許紛争手段も先訴訟、米国のITCと欧州のボーダーデテンション(Border Detention)などの国境措置、仮処分などに多様化され、発生地域も米国から欧州に拡大されている。

米国での特許権者の勝訴率は80%に至り、損害賠償額も高くなった。特許権者の特徴による紛争傾向をみると、特許権者が技術開発の先導業者、市場支配力のある企業又は、ジョイント・ライセンス企業など競争製造業者の場合は、特許料が高く、交渉中心であり、訴訟は最後となり、カウンタクレームすることができる。特許権者が国際標準特許プール又は業界標準特許プールなどの標準特許プールである場合には、特許料は低いほうであるが、交渉しなければならず、特許権者も特許料を支払わなければならない。また、特許権者がパテントトロールである場合には、訴訟濫用による、一方的に防御をしなければならない。

その他、特許権者の紛争提起の目的、特許発生の地域・効果及び紛争の提起時点により様々な様子が見られる。

ロ. 国際特許紛争の現状

最近の先進国と韓国企業の特許紛争状況をみると、2004年から2009年まで479件と調査された。しかし、国際特許紛争の事例は企業秘密に扱われる場合が多く、企業が公開をしない傾向があり、実際にはもっと多いと予想される。

＜表VI-2-10＞国家別の国際特許紛争現状

(単位：件、年度：2004年～2009年)

国家	米国	日本	台湾	フランス	中国	英国	その他	計
外国企業→韓国企業	223	55	17	11	4	6	30	346
韓国企業→外国企業	66	27	11	5	11	1	12	133
合計	289	82	28	16	15	7	42	479

* 国際特許紛争は企業秘密であり、実際にはもっと多いと推定される。

* 出所：国内外の裁判所、米国ITC（国際貿易委員会）の提訴件数、マスコミ報道などで公開された件を総合した。

紛争が発生した分野は、主に電気・電子（337件）、化学・医薬品（134件）、機械・自動車（48件）であり、電気・電子は主に輸出市場である国外で訴訟が多く発生し、化学・医薬品は国内製薬業者の内需用複製医薬品の生産に関する訴訟が多い。

紛争対象を国別に分けると米国が289件、日本が82件と、この2ヶ国に関する紛争件数が全体の77.4%以上を占めた。最近の特許紛争は、半導体、ディスプレイ、携帯電話など韓国企業の主要輸出品目と、内需品目の中では薬品分野で頻繁に発生している。

＜表VI-2-11＞外国企業との技術分野別特許訴訟件数（2004～2009）

(単位：件)

分野		2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	計
電気 電子	PDP	3(2)	2(2)	1	4(1)			10(5)
	LCD	3	2(1)	2(2)	8(3)	14(4)	6(1)	35(11)
	半導体	5(2)	11(3)	6(2)	13(1)	10(2)	12(2)	57(12)

分野		2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	計
	携帯		6	5	15(2)	17(3)	24(6)	67(11)
	デジタル	17(2)	10(1)	8(1)	16(2)	42(15)	35(15)	128(36)
	コンピュータ	4(3)	1	5(1)	5(2)	9(3)	16(2)	40(11)
化学 薬品	化学	1	6(2)	3(1)	9(5)	7	5(3)	31(11)
	薬品	8(4)	4(1)	10(4)	7(4)	4(1)	8(3)	41(17)
	繊維	1(1)	5(3)	1	4	3(1)	4(1)	18(6)
	食品				2		2(2)	4(2)
機械	自動車	1(1)		3(1)	4	4(1)	3(2)	15(5)
	精密加工				2	8(1)	8(2)	18(3)
	その他		1	3(2)			11(1)	15(3)
合計		43(15)	48(13)	47(14)	89(20)	118(31)	134(40)	479(133)

* () 内は韓国企業が外国企業を相手に訴訟を提起した件数

*デジタル：電気電子品目の中、PDP、LCD、携帯、コンピューターなどに分類されない冷蔵庫、無線マイクロホン、デジタルカメラ、GPS、デジタル保安機などを称する。

2008年の国際特許紛争関連統計をみると、韓国企業の反撃が目立つことが分かる。特に、半導体分野で先端技術を保有している韓国の大手企業が、それを侵害する他国の企業を対象に直接提訴するか、他企業の提訴を逆に利用するケースが増えている。

企業形態		2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	計
大企業	提訴	9	12	5	12	24	17	79
	提訴され	17	23	21	53	69	70	253
小計		26	35	26	65	93	87	332
中小企業	提訴	6	1	9	8	7	23	54
	提訴され	11	12	12	16	18	24	93
小計		17	13	21	24	25	47	147
合計		43	48	47	89	118	134	479

*中小企業は個人、研究所が含まれた数値である。

ハ. 支援実績

国内企業の国際特許紛争対応能力向上のため、特許庁が推進している対応策には次のようなものがある。

一、特許情報分析サービスを強化している。特許庁は国内企業と研究所の国際特許紛争の対応力向上のため、2005年から地域（国家）別の特許紛争マップや特許紛争が予想・進行される核心技術分野に対する紛争対策用特許マップを作成・普及している。主要交易国の体系的な特許紛争の現状把握のための特許紛争マップは2005年米国編（1）を作成し、2006年には米国編（2）と日本編を作成した。また、2007年にはドイツ・英国編を作成し、2008年には中国・米国編、2009年には米国特許紛争地図、中国商標紛争地図を製作した。

特許庁は、2005年から科学技術部、産業資源部など各部署の研究開発事業の研究企画・課題選定時に特許技術動向調査を義務化するようにし、国家R&D課題の効率性を向上すると共に、国際特許の取得が可能な技術開発を誘導している。更に、研究機関及び民間企業の特許分析要求に対応するため、韓国特許情報院の特許情報分析サービス機能を強化した。

二、特許紛争関連情報を拡散させている。このため、特許庁は技術研究会を活用し、特許技術情報の活用を促進するための教育を強化した。特許庁の審査官で構成された技術研究会は業界の国際特許紛争における共同対応戦略樹立を支援するために、半導体・ディスプレイ装備の特許コンソーシアムのセミナー、ワークショップなどに参加し、特許情報、関連法制などの技術的な諮問を提供している。

三、海外知的財産権保護センターの機能を拡大し、国際特許紛争に関する救済制度を整備・実施している。特に、知的財産権侵害が頻発する米国、欧州地域に2010年からIP-Deskを設置し、海外知的財産権保護のための拠点として活用すると共に、この制度を徐々に拡大し、韓国企業が海外で知的財産権を保護できるよう支援する方針である。また、中国に特許官を派遣し、韓国企業を対象として知的財産権侵害に関する苦

情の相談や被害事例を分析するなど、国際特許紛争に積極的に対処している。

また、官・民協力を通じ、大手企業の特許紛争ノウハウを中小企業と共有する海外知的財産権保護協議会を2007年6月に発足し、国際特許紛争に積極的に対処できるよう懇談会やセミナーなどを推進し続けている。

<表VI-2-13> 海外知財権保護セミナーの開催

日時	場所	主要内容
2009. 5. 28	ルネサンスソウルホテル	<ul style="list-style-type: none"> ・米国特許訴訟の現状及び主要 이슈 ・知識財産保険制度の紹介
2009. 6. 28	特許庁ソウル事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・研究機関を活用した国際特許紛争の支援方針
2009. 7. 10	韓国知識財産センター	<ul style="list-style-type: none"> ・台湾の特許訴訟及び向こう審判制度の紹介
2009. 10. 30	三成洞 貿易会館	<ul style="list-style-type: none"> ・法律的観点からみたNPEsの対応方針 ・携帯電話関連のNPEsの紛争動向

二. 今後の計画

韓国企業の間際特許紛争を支援するため、専門家Poolを拡大する予定であり、紛争予防段階、警告状段階、技術交渉、ビジネス交渉段階に細分化して長期的な支援をすることができるように構成する予定である。また、企業担当者の国際特許紛争教育も強化する予定である。

2. 国際特許紛争予防事業

産業財産政策国産業財産保護チーム工業事務官 リュウ・スンホ

イ. 推進背景

国内企業のほとんどは効果的で体系的な対処能力が欠けている。中小・ベンチャ

一企業の場合、特許の重要性は認識しているが、ほとんどの場合特許専担部署がなく、技術人材の特許関連知識及び技術分析能力不足により、特許紛争発生時に対処する能力が不足している。大手企業の場合もS電子、L電子などの一部企業を除いては特許専門家で構成された特許専担部署がなく、法務チームなどで特許出願・登録を単純に管理する水準であり、このままでは国際的な特許紛争を事前に予防、対処することは難しい。

また、海外で知財権侵害に関する実態調査によると海外輸出企業の場合、輸出の際、36.9%（2,050社の中、756社）の企業のみが輸出国の知財権を事前調査しており、知財権保護予防活動をしなない場合は37.3%であった。

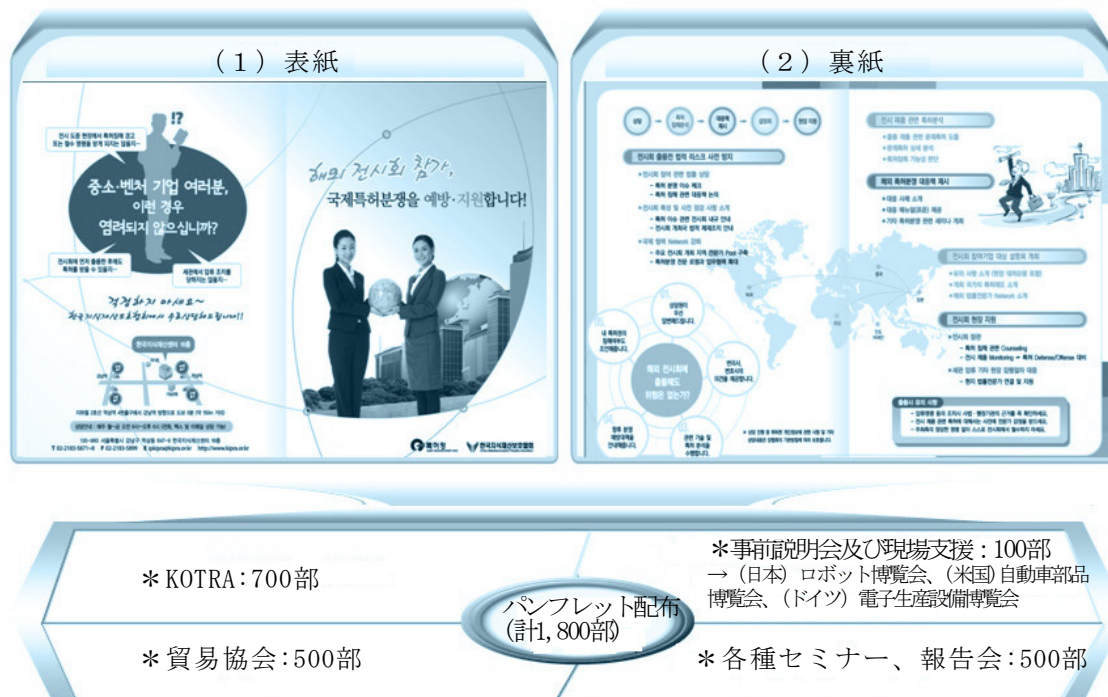
ロ. 推進内容

韓国企業の国際特許紛争予防のため、特許庁が推進している内容は、次のとおりである。

輸出企業の特許紛争可能性について事前分析サービスを実施した。海外バイヤーの特許保障の要求に対して、輸出国の特許分析及び問題特許の取り出しを通じた特許侵害予防、海外市場の進出如何などのビジネス戦略樹立を支援した。

海外展示会参加企業の特許紛争を予防及び現場支援を強化させ、特許管理専門会社の知財権獲得・保有権利移転及び紛争動向を提供した。また、セッTOPボックス、自動車、携帯電話、テレビ電話など紛争が起こしやすい品目に対する品目別の分析報告書を作成した。

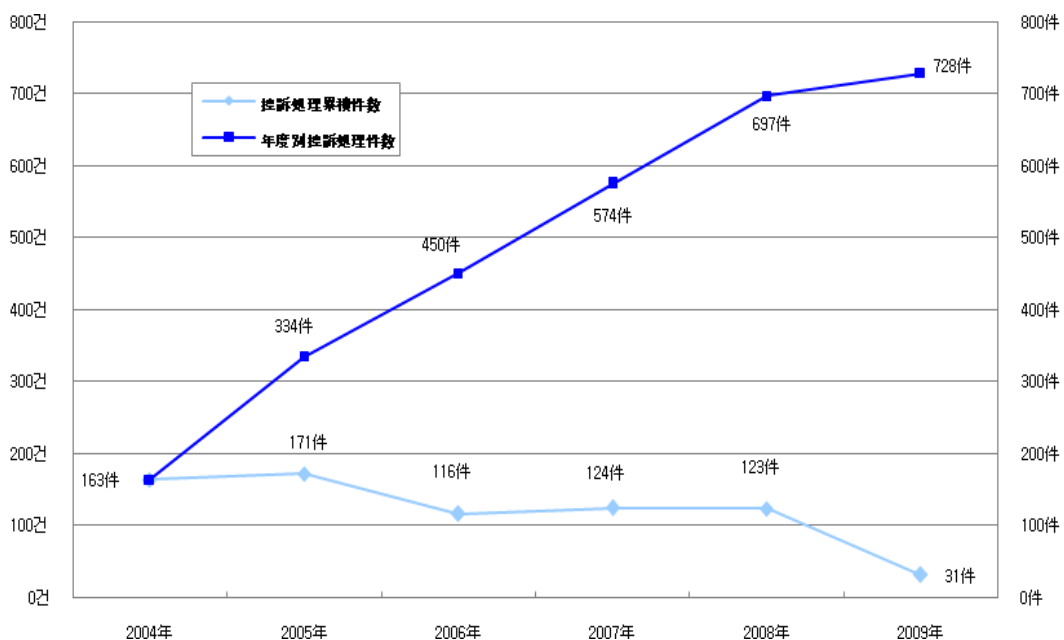
<図VI-2-1>海外展示会の参加の際、注意事項の案内パンフレット



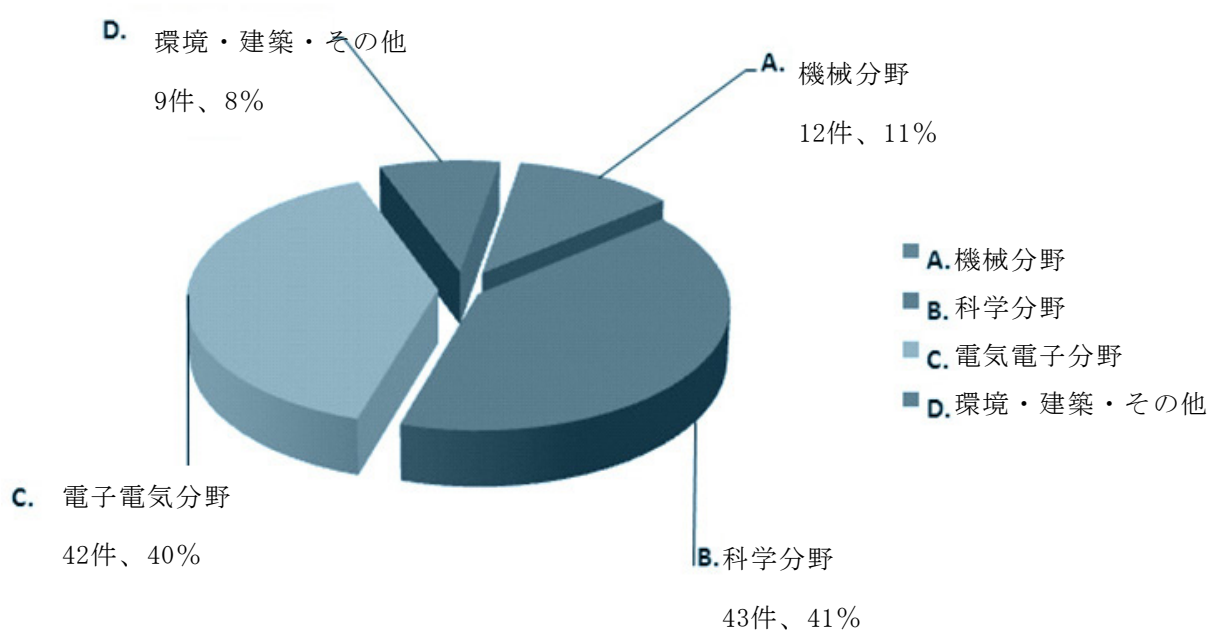
米国の連邦控訴裁判所の判決文を分析した米国特許紛争マップを作成して韓国企業の国際特許紛争予防のための資料と普及した。分析期間は、2008年5月より、2009年4月までの判例別の基本書誌事項と原告及び被告の関連機技術などを整理した。また、紛争現状を争点別、技術別、地方裁判所別、判事別に分けて分析し、訴訟に接した韓国企業が本報告書を参考して関連技術及び産業、判事又は訴訟相手の特性に合う取組をすることができるようオーダーメイド型のサービスを試みた。

最近の判決と既存の判決での裁判所の傾向変化を分析することにより、韓国企業が単に情報が不足で立証ができず、敗訴されるリスクに対応できるようにした。また、訴訟に控えている企業が必ず理解して引用しなければならない判決について明確に整理した。

<図VI-2-2> 米国の連邦控訴裁判所（CAFC）の控訴処理件数

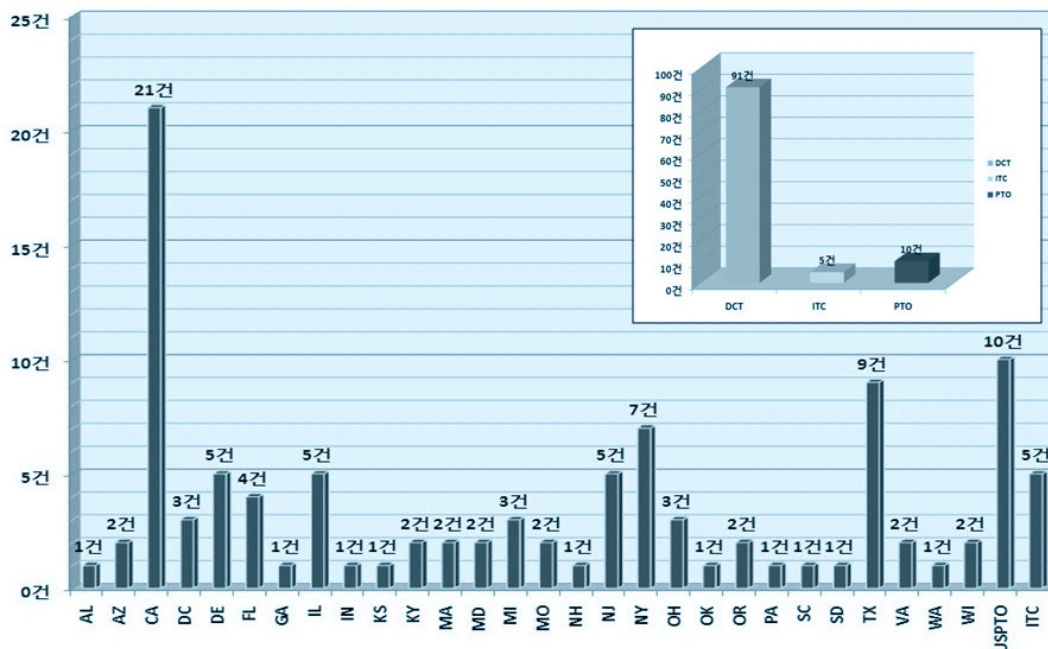


<図VI-2-3> 米国の産業分野別の特許紛争の動向



<図VI-2-4> 米国の1審提訴裁判所別の紛争現状

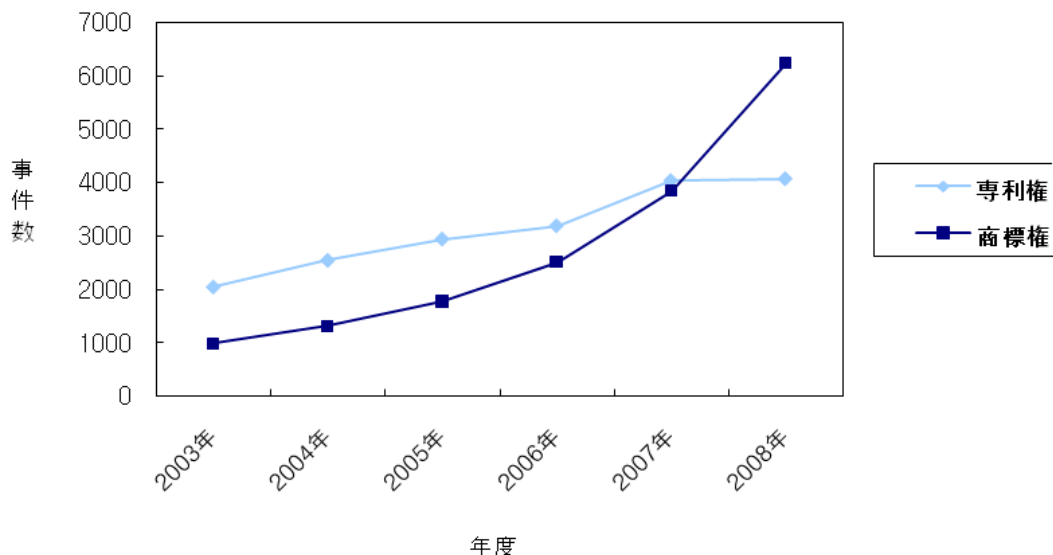
(単位：件数)



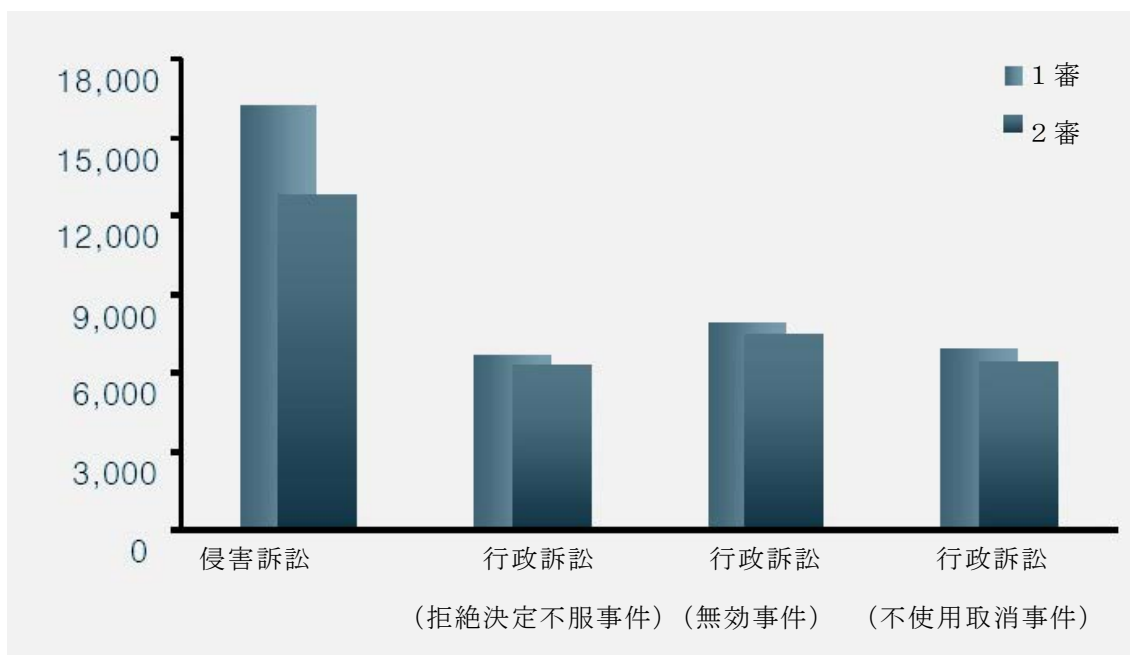
韓国企業の中国進出が活発になって、中国の商標判例情報を分析した中国商標紛争マップを作成して中国に進出した韓国企業に普及した。中国商標紛争の現状及び比較分析、中国商標事務所の現状、紛争解決の手続き及び注意点、行政事件の商標判例の動向、商標権侵害事件の判例動向、不正競争行為事件の判例動向、著名商標の認定現状及び著名商標リスト、日本企業の中国知財権保護事例についての詳しい情報を載せた。

中国では、毎年約5万件の商標権侵害関連の紛争が発生している。中国で最も侵害が多い知財件は商標権であり、統計によると外国企業は、知財権の事件の中80%以上が商標と関連がある。商標権関連紛争はただの偽物だけの問題に限らない。ブランドに関する中国企業の認識が高まっている雰囲気に合わせて、まだ中国に登録していない外国の商標を先に登録しようとする傾向が強まっている。

<図VI-2-5> 中国での専利権(特許権)VS商標権の侵害訴訟の受付件数



<図VI-2-6> 中国の商標関連の平均の訴訟費用



中国での商標権者が侵害された際の救済手段は、行政措置、民事措置、刑事措置と分かれる。この中で最も多く利用される救済手段は行政措置である。行政措置は、韓国企業にとっては不慣れた措置である。これは司法件を有している行政機関が商

標権侵害について行政処罰をすることである。中国特有の行政措置制度を詳しく紹介して韓国企業が中国で商標紛争を予防するように詳しい情報を提供した。

<表VI-2-14> 中国人民裁判所の知財権侵害訴訟の統計（第1審の受付件数）

（単位：件）

分野	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
著作権	4,264	6,096	5,719	7,263	10,951
専利権	2,549	2,947	3,196	4,041	4,074
商標権	1,325	1,782	2,521	3,855	6,233
不正競争	1,331	1,303	1,256	1,204	1,185
技術契約	630	636	681	669	623
その他の知財権	556	660	846	845	1,340
計	9,329	13,424	14,219	17,877	24,406

* 出所：中国国家知識産権局から毎年発表する「知識産権白皮書」（知財白書）では、司法統計も発表される。上の表は侵害訴訟の第1審の受付件数を整理したものである。

先進国紛争動向を迅速に提供するためには、知財権ニュースレターを発送した。各分野別の最近の特許紛争資料を整理して韓国企業にe-mailサービスを実施した。また、知財権紛争情報DBウェブサイトを作成して知財権紛争情報を提供した。

< Ⅵ-2-7 > 知財権ニューズレター及び紛争情報DB

NEWSLETTER
2009년 12월호

about **NPE** NON-PRACTICING ENTITIES

DMB NPE보고서 다운로드 >

당신이 꼭 알아야 할 최근특허 분쟁

- > 휴대폰

 - InterDigital Inc, Nokia에 패스
- > S/W

 - 지회사, PNC Financial Services Group, Inc(PNQ)와 소송 합의계약 체결
- > 무선통신

 - Wi-LAN Inc, Nikon Corporation과 라이선스 계약 체결
 - Wi-LAN Inc, Ascom AB과 라이선스 계약 체결
- > 네트워크

 - Acacia지회사, Nimbus Data Systems, Inc과 소송 합의계약 체결
- > 의학용기기

 - Acacia지회사, General Electric Company와 소송 합의계약 체결
- > 컴퓨터

 - 지회사, International Business Machines Corporation(IBM)과 소송 합의계약 체결
- > 기타

 - General Patent Corporation (GPC), Trump University와 소송 합의계약 체결

소송 업데이트

- 현재 분석한 소송을 진행상태에 따라 구분해 보고, 종결된 건의 종결 상태를 분석해 보면 다음과 같이 나타났다. 종결된 상황을 자세히 분석해 보면 법원에서 소송을 각하한 건을 제외하고는 종결된 나머지 31건이 모두 소송을 취하한 것이다. 소송을 취하한 경우는 당사자들이 합의하며 라이선스 계약을 체결한 것으로 볼 수 있으며 이는 곧 NPE의 목적이 소송을 통해 침해 여부를 명확하게 가리는 것 보다는 수익 창출을 하기 위한 목적이 더욱 크다는 사실을 알 수 있다.
- 소송을 조사해 본 결과 꾸준히 소송이 발생하고 있어 앞으로도 지속적으로 NPE 소송이 증가할 것으로 판단되며 이러한 상황과 소송의 내용을 분석하는 것을 통해 NPE의 주요 특허를 파악하고 기업이 분쟁을 대비할 필요가 있다.

특허 변동 사항

- 이번 조사에서 가장 특징적인 점은 INTELLECTUAL VENTURES의 지회사 중 특허출원을 가장 많이 해 왔던 SEARETE가 등록된 특허 64건을 INVENTION SCIENCE FUND 1으로 매각하였다는 것이다. 발명자로부터 특허를 이전받은 것으로 확인되지만 출원일로부터 한 달도 채 되지 않은 시점에서 이전받은 것은 사실상 출원한 것으로 보아야 한다. 이 특허를 이전 받은 INVENTION SCIENCE FUND 1은 INTELLECTUAL VENTURES사가 운영하고 있는 펀드일 것으로 추정되며 앞으로도 이런 형태의 특허이전이 활발하게 이루어질 것으로 판단되며, 펀드의 활동에 따라 분쟁 발생이 활발해질 것으로 판단된다.
- ACACIA는 통 기간 동안 45건의 특허를 매입하였으며 또한 45건의 특허를 지회사로 보이는 두 업체로 2건을 매각하였다. 특허를 이전받고 동시에 타사(지회사)로 추정되는 이진한 경우에 해당하며 특허를 이전받은 2업체들로부터 마지 않아 특허권의 행사가 있을 것으로 추정된다.
- WI-LAN사는 꾸준히 특허의 매입활동을 계속하고 있어 근 1년간 특허 포트폴리오를 강화해 왔음을 볼 수 있다. 그 활동도 매우 활발하다고 볼 수 있어 주목되는 NPE 중 하나라고 할 수 있다.

Company	Acquisition	Transfer
ACACIA	45	45
DATA INNOVATION	1	2
INTELLECTUAL VENTURES	64	12
WI-LAN	2	1
INTERNATIONAL	2	1
MOSAD	1	0

한국지식재산보호협회 서울특별시 강남구 역삼동 647-9 한국지식재산보호협회 16층 | FAX 02-2183-5899 | TEL 02-2183-5800
 COPYRIGHTS © KIPRA. ALL RIGHTS RESERVED.

한국지식재산보호협회
Korea Intellectual Property Protection Association

HOME HELP SITEMAP

PATENTMAP 특허정보 포털서비스
특허동향정보에서 국제특허분쟁정보까지

> 아이디/패스워드찾기 > 회원가입

ID

LOGIN

통합검색

검색

분쟁지도

기업가이드

도서관

뉴스룸

통계자료

공지사항 | 세미나소식

- 공지사항입니다.
- 공지사항입니다.
- 공지사항입니다.
- 공지사항입니다.
- 공지사항입니다.

통계자료

기업가이드

- ▶ 주요국가별 특허제도
- ▶ 아시아/호주
- ▶ 북미/남미/유럽
- ▶ 아프리카

뉴스레터

- NPE News letter 12...
- NPE News letter 11...
- NPE News letter 10...
- NPE News letter 9월...
- NPE News letter 8월...

분쟁지도

- 01 IP판례정보
- 02 IP분쟁정보
- 03 ITC분쟁정보
- 04 검색

IP판례정보

- 미국판
- 일본판
- 영국판
- 독일판
- 중국판

한국지식재산보호협회 Korea Intellectual Property Protection Association
회사소개 | 개인정보보호정책 | 이비일주소무단수집거부
서울특별시 강남구 역삼동 647-9 한국지식센터 9층 TEL 02(2)183-5800 | FAX 02-2183-5899
Family Site

544/743

ハ. 今後の計画

韓国企業のオーダーメイド型の特許対応支援体系を構築して、海外進出企業の知財権確保及び権利保護支援をするため、輸出企業の特許紛争予防コンサルティングを拡大する。また、展示会参加の前に特許侵害予防のための事前分析支援も強化する予定である。

3. 知財権訴訟保険事業

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務官 カン・キュウサン

イ. 推進背景

中国・東南アジアなどの開発途上国は、模倣品生産企業を所得及び技術発展の基と考え、積極的に取締りをしない傾向がある。また、知財権は比較的侵害が容易な特性を有し、海外企業の知財権侵害が頻発している。韓国の輸出企業も被害を受けているが中小企業の場合は、専門人材が不足であり、訴訟対応能力も備えていない状況である。中小企業の経営リスクを減少させ、紛争から安全を担保するために知財権訴訟保険制度が設けなければならない必要性が提起された。

しかし、知財権は保有企業と保険会社間の情報均衡が合わず、紛争関連情報が少ない。民間保険会社により、自ら市場を構成するには限界がある。特許庁では、中小企業の保険料の負担を減少させ、さらに多い企業が保険を通じ、リスクを管理することができるよう、知財権訴訟保険事業を実施している。

ロ. 推進内容

特許庁は、2009年のパイロット事業として知財権訴訟保険事業を実施し、23社の企業に2億8千万ウォンの保険料を支援した。支援対象は、特許実用・商標・デザインなどの産業財産権を保有した中小企業であり、1社当たり5,000万ウォン内で70%

の保険料を支援した。保険加入企業は、自分の権利が侵害され、訴訟を提起した場合、1億5千万ウォンの限度以内で保証金を支援され、法律費用として使えることができた。

パイロット事業を実施しながら、米国が補償地域から除外されることにより、企業がリスクを管理することに限界があることと、訴訟費用に比べて補償額が少ないことなどを補完してほしいと企業から要請があった。このような問題点を認識しながら2010年度の事業を運営している。

2010年度の事業予算は、6億ウォンであり、韓国知識財産保護協会とLIG損害保険—現代海上を通じ、保険加入が行われている。保険料の支援は、個別企業当たり3,000万ウォン以内で80%まで支援する予定である。特に補償地域を、米国を含んだ全世界に拡大して米州地域の輸出企業の紛争リスク管理が容易するようしており、保険金の支払い限度を1億5千万から5億ウォンまで拡大して実際的に補償ができるよう支援する予定である。

ハ、今後の計画

知財権訴訟保険は、長期的には民間によって運営されなければならない。知財権訴訟保険が定着することができるよう紛争関連情報を保険会社に提供して合理的な保険料金の体系樹立を支援する計画である。

第7編

顧客及び成果中心の責任行政の実現

第1章 顧客中心の特許行政サービス体制の構築・運営

第2章 特許ネットシステムの高度化で特許行政サービスの品質
向上

第3章 企業型責任経営システムの定着

第1章 顧客中心サービス体制の構築と運営

第1節 顧客志向のサービス提供

対外協力顧客支援局 顧客協力総括課 行政事務官 金ミスン

1. 顧客志向の手数料体系改編

イ. 推進背景

特許庁は手数料の納付について利便性を高め、景気低迷による手数料の納付負担を緩和するため、手数料の自動納付制度および手数料マイレージ制度などを導入し制度的な改善を行い、手数料体系を合理的に改編した。

ロ. 推進内容

1) 手数料自動納付制度の導入

特許庁は2009年7月に、特許顧客の手数料納付業務に対する負担を軽減し、納付期間の経過による権利失効を防止するため、手数料の自動納付制度を導入した。手数料自動納付制度は「手数料自動納付申込書」を提出した後、顧客が出願書・審査請求書などを作成して電子文書で提出する際に、自動納付番号(口座番号)を記載すると、顧客の預金口座からすべての手数料が自動的に振り替えられる制度である。

制度が施行された直後なのにもかかわらず、2010年2月までの自動納付制度の利用実績は、自動納付を通じて手数料を納付した件数は約18,000件に至り、金額も約40億で持続的に増加している。

2) 手数料マイレージ制度の導入

最近2度にわたって大幅な登録料の引き下げを行ったが、さらに特許顧客に対し実質的に役立つ顧客サービスの開発として特許庁は、手数料マイレージ制度を導入した。手数料マイレージ制度は、個人や中小企業が特許手数料を納付する際に、納付金額の一定の割合(個人の場合は納付金額の100分の1、中小企業の場合は納付金額の100分の0.5)を手数料のマイレージとして積立てることができる。また、顧客が提案した制度改善の提案件数など、特許行政寄与度を基準に制度改善の提案が採択された場合には、手数料のマイレージ(1人当たり1回10,000マイレージの範囲内)を積立てることができる制度である。積立てた手数料マイレージは出願料、特許料などの納付や特許庁の特許支援事業への申請の際に加算点として受けることができる。特に3年分以上の年次登録料を一括で納付した場合には、納付金額の5%を手数料マイレージとして積立てることができる。

3) クレジットカード納付制度の改善

特許庁は2008年4月に特許顧客の利便性を図るため、クレジットカードで特許手数料の納付ができるようにクレジットカードの納付制度を導入した。また、2010年1月からは、景気低迷による特許顧客の手数料の納付負担を緩和するためにクレジットカードで納付する際には、無利子による2～3ヶ月の分割払いが可能な納付制度を導入した。さらに、外国に住む者が海外銀行で発給されたVisa、Masterカードを使って海外で特許手数料を納付することもできるようになり、特許顧客の特許手数料納付の利便性を向上した。

4) 特許料追加納付時の徴収割合についての差別化

これまで特許料の納付期間が経過した特許料を追加納付する際には、納付期間の経過日数に関係なく、納付しなければならない特許料の2倍の金額を一律的に追加で納付しなければならないであった。しかし、追加納付にともなう納付負担を緩和するために2009年7月に特許庁は、特許料を追加納付する際の納付金額を、特許料の2倍範囲内で、納付期間の経過によって差別化した納付金額の基準を作成した(1ヶ月:20%加算、2～3

ヶ月：30%加算、4～6ヶ月50%加算)。

5)再審査請求料の新設およびPCT国際調査料などの調整

これまで審査官が下した特許拒絶査定に対し不服の場合には、必ず特許拒絶査定
の不服審判を請求しなければならなかった。このような不便を解消するため、特許拒絶
査定
の不服審判を請求しなくても、特許出願書に添付した明細書又は図面の補正を行
うと同時に再審査を請求すれば、審査官に再度の審査を受けられるように特許法が改
正されたことにより、再審査請求料が新設された。一方、高品質のPCT国際調査を誘導
し、受益者負担を原則とする手数料体系を指向するために、これまで原価および主な
先進国に比べて低い水準であったPCT国際調査料を原価水準で調整するとともに、特許
および実用新案の優先審査請求料も原価水準に合わせて調整した。

ハ. 評価および今後の見通し

特許庁は特許顧客の納付利便性を向上するために、既に導入された制度に対し、運
営上不十分な点を発掘して持続的な改善に努めてきた。手数料引き下げ以外にも景気
低迷の中で特許顧客に対し実質的に役立つ行政サービスの開発に努力してきた。今後
も特許庁は、責任運営機関として財政の健全性を害しない範囲内で、特許顧客の納付
負担を軽減し、納付利便性を向上する顧客指向的な手数料サービスおよび手数料体系
の確立に努力する方針である。

2. 出願・登録分野の特許行政制度の改善

対外協力顧客支援局 出願サービス課 行政事務官 ムン・キグァン

イ. 方式審査の信号灯システム構築

出願書類のうち、法制度の適用と意見が一致しない場合や多数提出された同一・類
似などの案件のような方式担当者同士の協議・調整が必要な案件については、書類お

よび懸案の緊急性・重要度・難易度などを考慮して信号灯の色で区分を行い方式審査の画面に表わす方法で、方式審査の一貫性を高めることに寄与した。

<図Ⅶ-1-1>方式審査の信号灯システム



- ・懸案が重大で相互協力および注意が必要、直ちに処理
- ・懸案が多少重大で注意が必要、迅速に処理
- ・懸案が多少特異で注意が必要、正常に処理

ロ. 使用者開放型 方式審査指針書の構築

方式審査指針書を方式審査システムに搭載し、方式審査の際に書類別・主題別に検索ができるようにした。関連法制度・書式記載要領などを方式審査の画面で提供し、針書内容の補充事項などの改善意見をリアルタイムで提示・反映することができるシステムを構築することにより、確な方式審査の指針書を提供した。

ハ. 赤字表示による案内制度

特許出願Expert System構築により、代理人のない「電子出願人」に対する支援システムの構築はできたが、代理人のない「書面出願人」に対する支援策も必要となった。

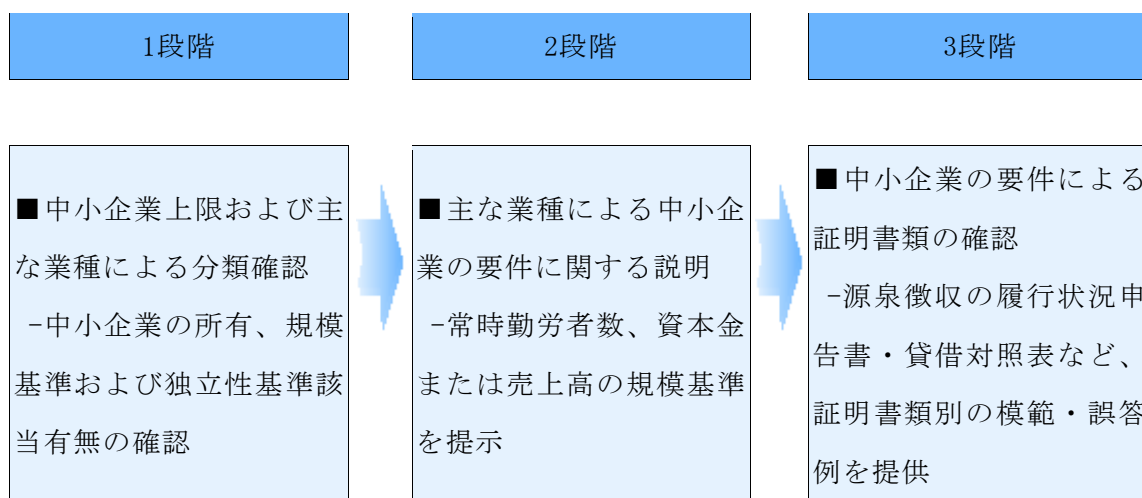
方式審査の結果により書面出願書にミスが見つければ、具体的な補正理由と、正確な記載方法を赤ペンで書いた添削による指導式の案内書を発送して出願人の利便性を高めた。

<図VII-1-2>赤字表示による案内制度



二. 中小企業か否かについての確認ウィザード

中小企業か否かの判断は業種(25分野)、営業期間、資本金規模、常時勤労者数などの多様な基準により決定されるが、その内容は複雑である。そこでオンライン上で出願人が中小企業に該当するの否かや、手数料の減免を受けるために必要な書類などを誰でも簡単に確認できるように、特許庁ホームページに「特許路手数料情報案内」というコーナーを新設して中小企業へのサービス提供と正確な書類提出の案内を行い、時間的・経済的な負担を軽減した。



ホ. PCT国際調査関連書類のオンライン送受信システムの構築

韓国特許庁は米国特許庁と国際調査機関および国際予備審査機関の業務協定を締結し、2006年から米国出願人が韓国特許庁に申請した国際調査および国際予備審査を遂行してきた。これまで国際調査関連書類は急激な量的膨張にもかかわらず、米国特許庁と韓国特許庁間において書面による国際郵便を通じて行ってきたが、2009年からは調査用写本および国際調査関連の各種通知書を、オンラインを通じて行うことができるシステムを構築し、発送費用の節減と発送期間が短縮できるようになった。特に、韓国特許庁だけでなく米国特許庁も調査用写本の発送費用と時間を大幅に節減でき、両庁間の積極的な協力を通じた業務効率化の成功的な事例として挙げられる。

へ. 消滅予告案内書の名称および書式改善

特許庁内のアンケート調査、登録業務の制度改善研究会などを通して消滅予告案内書の名称を、顧客に対し親和的で肯定的な名称に改善した。また、案内書のLay-outの再構成、文字サイズの拡大、登録料算出内訳の新設、追加登録料の区分納付を反映した書式改善を行い、年配層の権利者に対する理解度を増進させ、年次登録料の納付に対する拒否感の解消および登録顧客の満足度の向上に大きく寄与した。

消滅予告案内書 ▶ 年次登録案内書、商標権更新登録の出願案内書

3. 出願 Expert System 構築

対外協力顧客支援局 出願サービス課 行政事務官 ムン・キグァン

イ. 推進背景および概要

特許庁は過去5年間、顧客から提出された各種の出願書類のミス率を点検・分析したところ、毎年持続的に4%台の出願ミス率が発生していることがわかった。特に、情報・資料に対する接近能力が不十分な出願人や、代理人の助けを受けることができない直

接出願人(2003年8.80% → 2007年13.80%)のミス率が高く、直接出願人のミス率が代理人(3.76%)の3.7倍と非常に高かった。電子出願の際の個人、中小企業など経済的・社会的な弱者である「代理人のないオンライン出願人」を対象に、出願書類のミスを事前に検証・修正できる支援システムの必要性が提起され、出願 Expert System が導入された。

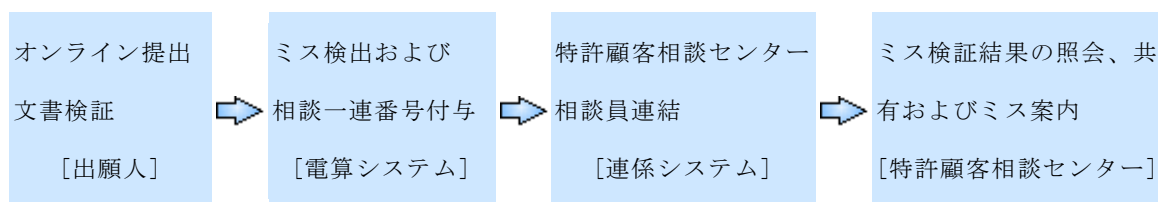
ロ. 推進内容および成果

出願書類のミス率減少のために2008年7月に、出願人などを対象に幅広い意見聴取を実施した。その結果、①「電子出願などのシステム分野」の改善(41.6%)、②出願書類作成などの出願段階における、最も多く利用(60.7%)するコールセンターとの関係構築の必要性に対し認識、③オンライン電子出願システムを通じた出願率(2009年94.7%)が非常に高い点と、電子出願が書面出願に比べてミス率が低いという特性などについて総合的に考慮したうえでシステム改善の対策を講じた。

出願 Expert System は、専門家が使用者の立場に立って理解しやすいように説明や案内するシステムで、①代理人のない出願人はオンライン検証機能を使って強制的に設定(初期化)、②電子出願システムのミス検証機能の強化(27検証項目の発掘・搭載)、③出願人がミス検証の文句を理解しやすいように口語体文章で再整備(160項目)し、出願人が最初に作成した出願内容に対するミス関連の出願情報照会ができるリンク機能を構築し、専門用語に対するヘルプサイトをリンクさせてミス情報をわかりやすく支援、④特許顧客相談センターとの関係(特許出願に対する遠隔相談システム)および、⑤出願書ミス検出時のミス解決策を出願およびミス情報、関連法制度、模範例題などと一緒に画面に視角化にし提供する、オーダーメイド型の「ミス解決パートナー」を通じて自らミスを診断・修正し、事前にミス発生を防止する出願人の便益のためのオーダーメイド型ミス解決システム構築などにより、出願段階におけるミスを事前に予防できるシステムである。

特に、特許出願の遠隔相談システムは、世界で初めて出願書類の作成が遠隔で行えるもので、専門家がそばで支援をしているかのように感じるシステムである。

特許顧客相談センターの専門相談担当者が出願人と出願情報(ミス情報、出願履歴など)を共有して、出願相談の短所である意思伝達ミスと状況説明にともなう時間の遅滞を克服し、遠隔地で迅速かつ正確な相談サービスが構築され、代理人の選任が難しい個人、学生、小企業などの経済的・社会的な弱者に焦点を合わせた政策で、特許庁が代理人の役割を代行する、出願手続きに対する専門知識が不足な出願初心者のレベルに合わせたサービスを提供することができた。



2009年度に計1,598件に対して遠隔相談を実施した。代理人のミス率は前年に比べ変化はなかったが、代理人のない直接出願人のミス率は33.5%減少(2.1%→1.47)となり、肯定的な成果を見せた。また、実際に出願 Expert System を利用した出願人を対象にアンケート調査(2009.10.)を実施した結果、全体回答者の457人のうち、82.3%である376人が「満足以上」と答え、システムが定着段階に進入した。

ハ. 今後の見通し

特許庁は個人などの直接出願人のために、電子出願手続きに対する理解不足やPC操作の不慣れにより、出願コードの付与およびソフトウェア設置などの出願する前の段階から遠隔相談を支援する「電子出願ソフトウェア設置の遠隔支援(OASIS)システム」を構築する計画である。また、これまでは出願書類のミス検証後に遠隔相談ができたが、これからは書類作成時から明細書の作成方法、添付書類および手数料などに関するすべての相談ができるようにシステムを改善する計画である。

さらに、出願人がオンラインで補正通知書などを受信した後に、提出書類をClickすれば書誌事項などの基本情報が自動入力されるように支援する「One-Click書類作成システム」を構築するなど、出願 Expert System の高度化を通して出願人が簡単に

出願できるように持続的に努力していく計画である。

4. 顧客と共にする請願サービス・制度の改善

対外協力顧客支援局 顧客協力総括課 行政事務官 カン・キョンホ

イ. 顧客感動サービス強化の基本計画の策定

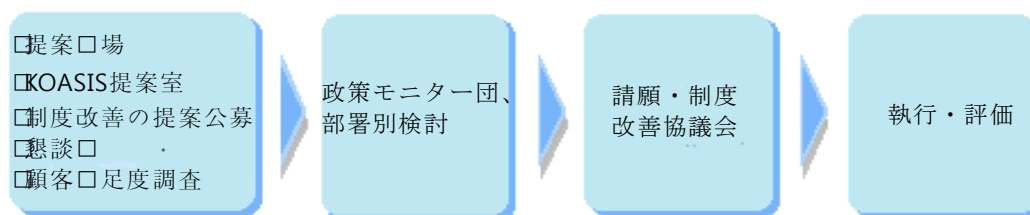
特許庁は「世界最高の顧客サービス実現」というビジョンの達成を目指し、顧客感動経営を体系的に推進するため、2009年にも顧客感動サービス強化の基本計画を策定して推進した。顧客を感動させるサービス提供のために顧客中心の積極的な制度改善と企業の知的財産権競争力強化などの5分野54の細部課題を推進したことにより、特許顧客満足度が前年度より向上し、全職員の顧客サービスマインド育成などの成果を収めた。

ロ. 顧客と共にする請願サービス・制度の改善

1) 「国民参与型の請願・制度の改善プロセス」の活性化

制度改善を含んだ顧客の請願に対する対応策として韓国特許庁は、「国民参与型の請願・制度改善プロセス」を運営している。制度改善の提案公募、特許行政体験団などを通して導出された制度改善の課題を該当部署および政策モニター団で検討し、請願・制度改善協議会を通じて改善の有無を最終的に検討している。

2009年の代表的な制度改善の事例は、指定商品の一部補正制度の導入、商標優先審査制度の導入、審査官による職権訂正制度の導入などがある。



2) 特許行政体験団の運営

特許行政体験団は特許庁の新規職員、行政インターン、関連機関の職員などで構成され、特許庁で提供しているすべての特許行政サービスを実際と同様に顧客の立場で直接経験した後、改善事項を導き出すプログラムだ。体験団員は特許・商標・デザイン分野の電子出願および書面出願、設定登録、移転登録などの登録過程、優先審査・異議申請などの審査過程、各種審判請求、知的財産関連の教育申請など26の細部分野において、各種書式の作成と手数料の納付、訪問および電話相談過程などを体験した。

体験活動を通じて各種手続きの案内、担当公務員の態度、書式の種類および書式数の適正性、苦情処理時間など、ささいな不便から制度改善事項に至るまで点検を行い、2009年には計129の制度改善事項を発掘し、そのうちの105件を受付けた。

3) 特許行政制度改善の提案公募実施

特許行政に対する特許顧客の積極的な参加の誘導と、制度改善の活用のために「発明の月」と連係して2009年5月に、特許顧客に対する制度改善の提案公募を実施した。

制度改善の提案公募を通じて計177件の提案を受け付けて制度改善を推進した。

優秀な提案事例として、特許路の出願コード申請欄に銀行用の公認認証書を登録するようにした利用手続きの簡素化と、法人公認認証書で一括照会および申請、特許と実用新案検索システムのPCT国際公報検索関連についての改善などがある。

4) 請願・制度改善協議会の運営

特許庁は制度改善提案公募、革新提案など多様な発掘源から提起された顧客サービス改善の課題に対し、公務員および民間委員などで構成される請願・制度改善協議会において審議および推進の有無を決めている。2009年には計6回の協議会を開催し、クレジットカード納付時の分割払いによる納付制度の導入、手数料の返還対象の拡大、商標権の更新登録制度の簡素化、年次登録料の前納割引制度などについて審議した。

5) 名誉オンブズマン(Ombudsman)制度の運営

外部専門家および特許顧客などで、特許庁の名誉オンブズマン(Ombudsman) 30人を委嘱し、オンブズマンの意見収集を行い制度改善事項として反映するなど実質的な顧客参与の特許行政ができるよう努力している。

2009年には登録料の追加納付料について差別化した賦課、手数料の自動納付制度の導入などの計56件についてオンブズマンの意見を取りまとめた。

ハ. 顧客サービス常時モニターおよびモニターリング結果のフィードバック

1) 顧客満足度の調査

<表Ⅶ-1-1> 特許顧客満足度の推移(2005～2009年)

(単位:点)

区 分	2005	2006	2007	2008	2009
満足度	68.2	71.5	72.9	73.4	73.8

特許庁は分野別の特許行政サービス水準を正確に診断し、顧客の意見を取りまとめて制度改善に反映するために、毎年2回の特許顧客満足度の調査を実施している。出願・登録・審査・審判・サービスなど5分野を対象に、出願人、代理人、請願人など約2,000人余りを対象に、特許行政の全般にわたる満足度の調査を実施している。評価の

公正性を確保するために外部のリサーチ専門機関に委託して施行している。顧客満足度の結果は、各局の成果指標 (KPI) として設定され、報酬、昇進など成果評価に反映されるため、顧客満足度の改善は成果評価システムと連動させ制度化にした。特許顧客満足度は毎年高まっており、2009年には73.48点で、2008年の73.4点に比べ0.35点上昇した。

2) 電話対応の親切度調査

特許庁は分期別に職員の電話対応の態度についてモニターを実施し、局別、課別の点数を発表している。電話対応の優秀者には革新マイレージを付与するなど、電話対応態度を高めるために努力している。最初の受信状況、対応態度、連結状況、終了時の状況などに分けて、分期別に持続的なモニターを行っている。2009年の総合点数は89.32点で、2008年の総合点数の89.50点に比べ0.20%(0.18点) 小幅の減少となった。

3) 請願行政サービスに対する評価強化

請願行政サービスの満足度調査は、行政サービスを利用したことのある請願人を対象に請願行政サービスの提供過程における総合的な満足度を測定するもので、国務総理室が主管となって実施している。これは韓国の中央行政機関全体に対する満足度を測定して、競争的で国民指向的な行政サービスを構築して、請願行政サービスの質的な向上を図るためのものである。特許庁も顧客の不満および要求事項に対し迅速かつ正確な処理を行うべき重要性を認識し、各種請願に対する答弁を受付した経路別にモニター体系を構築して顧客の意見を積極的に受け入れている。そして、請願行政サービス満足度を高めるために具体的な実行計画を策定し努力した結果、韓国特許庁の2009年度の請願行政サービス満足度は2008年(71.02点)に比べ5.73点(8.07%)上昇した76.75点であった。

第2節 顧客感動電子請願サービスの提供

1. 24時間体制の電子請願サービス支援

情報企画局 情報開発課 技術書記官 ハ・テジン

イ. 推進背景および概要

特許庁は1999年から世界初めてインターネット基盤の電子出願サービスを提供してきたが、電子出願サービスの時間が勤務時間以内と限定されているため、請願人からサービス時間の拡大の要求が増加した。

特許庁は請願人の要求に応じ365日の24時間体制で、いつでもどこでも電子請願サービスを利用することができるように特許ネットシステムを改善することに決め、まず365日の24時間 Non-stop電子出願サービス提供のためのマスタープランを立てた。

2002年に策定されたマスタープランにより、2003年から特許ネットシステムをリアルタイム(Real-Time)のサービス体系に切り替える作業に着手するとともに、関連法制度を改善して2005年11月から24時間体制で、電子請願サービスを提供することができた。

ロ. 推進内容および成果

2003年度にはマスタープランに基づいて、まず一括処理(Batch Processing)形態の特許ネット構造を、リアルタイムの業務処理(Real-Time Processing)体系に切り替える特許ネット基盤構造(Infrastructure)の設計作業を遂行した。

また、請願人が電子出願サービスを簡単に利用できるように、出願人コードの付与申請、電子文書の利用申告など事前の登録手続きを簡素化にして、インターネットによる納付、過剰支払手数料のオンライン返還などの手数料管理体系を改善した。

<表Ⅶ-1-2>2003年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
請願サービス改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願人コード付与申請、電子文書利用申告などオンライン事前登録手続きの簡素化 ・ 過剰支払手数料のオンライン返還など手数料管理体系の改善 ・ メールを通じた通知書の受信など使用者利便を中心に電子出願ソフトウェアの改善
特許ネット基盤構造改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括処理形態の特許ネット構造をリアルタイム処理方式にアーキテクチャー再設計 ・ 電子出願サービスのリアルタイム連動のために出願網、特許網、行政網を単一網にネットワークを統合設計 ・ 24時間データベース起動のための無中断、リアルタイムバックアップ体系の構築 ・ 不必要なデータの移管・複製作業の除去のためのデータベースの統合設計 ・ 特許ネットシステム最適化・軽量化のための統合ミドルウェア適用

2004年には一括処理形態の特許ネット構造をリアルタイム業務処理体系に改編する作業を実施するとともに、電子出願システムの障害発生時の救済方策および週5日勤務制度の施行にともなう書類提出の期限調整など、関連法制度の改編作業を併行した。

これは電子出願システム障害が発生した場合、書類提出の期限を自動的に延長できるようにするなど、制度変更にともなう請願人の不利益が発生しないように制度的な装置を構築した。

すなわち書類提出期限の締切りが土曜日の場合は、提出期限の締切りを次の勤務日まで延長できるように改善した。

<表Ⅶ-1-3>2004年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
------	------

法制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・電子出願システム障害によって提出期限内に書類を提出できなかった場合の処理方策を構築 ・週5日勤務制度の施行に伴う請願人の便宜のため、提出期限の締切りが土曜日の場合は次の勤務日まで延長
特許ネットの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・翌日一括処理形態のプログラムをリアルタイム処理方式に改善 ・リアルタイム侵入探知およびセキュリティーモニターのために統合セキュリティー管理システム(ESM:Enterprise Security Management)を適用 ・無中断サービスのための災難復旧(DR:Disaster Recovery)システム構築 ・オンラインリアルタイム受付および通知機能の構築
電子出願ソフトウェアの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類のミス検証機能の構築 ・多様な添付書類の受付および通知機能の構築 ・書類提出にともなう後続手続きの連係機能の構築 ・電子文書での提出時点および提出日の算定機能の構築 ・書類提出の期限締切りが土曜日の場合、期限締切り算定機能の構築

2005年には特許ネットIIシステムの開通(2005. 2)により、請願書類のリアルタイム受付および通知書のリアルタイム発送サービスを施行した。特許顧客の電子請願サービスの利用便宜のためにサービス時間を拡大していき、2005年11月からは夜間および休日でも電子出願など電子請願サービスを利用することができるようにした。

24時間体制で提供されるサービスは、出願書類の受付、特許庁で発送した通知書の閲覧、登録原簿など各種証明書の申請および発給、審査進行情報の閲覧サービス、出願番号および提出書類の処理過程のリアルタイム通知など、大部分の電子請願サービスが含まれる。

また、書類作成および特許業務の処理手続きに不慣れな個人出願人の不便および予

期しない不利益を未然に防ぐために、請願人が納付しなければならない特許手数料および提出する書類のミスの有無を書類提出前にリアルタイムで確認できるようにした。

＜表Ⅶ-1-4＞24時間体制の電子請願サービス

対象サービス	改善内容
オンライン出願	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間内の支援→24時間体制による支援(方式審査は現行維持) ・欠陥書類の提出前の検証/校正サービスを24時間体制で提供
オンライン通知	<ul style="list-style-type: none"> ・請願処理過程の通知 -翌日一括処理→リアルタイムで処理 -勤務時間内の支援→24時間体制で支援
再証明申請/発給	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間内の支援→24時間支援 ※申込サービスは24時間体制で支援、発給サービスは手数料が納付された場合に限って24時間で支援
審査進行情報など検索	<ul style="list-style-type: none"> ・非リアルタイムサービス→リアルタイムサービス

＜表Ⅶ-1-5＞24時間体制電子請願サービスの段階別開通時期

区分	夜間サービス(1段階)	休日サービス(2段階)	24時間サービス(3段階)
時期	2005.2～2005.6	2005.7～2005.10	2005.11～
サービス時間	<ul style="list-style-type: none"> ・平日:08～24 ・土曜日:08～24 ・公休日:なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・平日:06～24 ・土曜日:06～24 ・公休日:09～21 	<ul style="list-style-type: none"> ・平日:00～24 ・土曜日:00～24 ・公休日:09～21

2006年度は24時間体制の電子請願サービスの提供により、翌日に処理された業務が当日のリアルタイムNon-stopで処理でき、請願処理時間の短縮にともなう請願費用の削減および行政効率の向上など、請願サービスの画期的な改善を行った。

特に、単純なサービス時間の延長ではなく、特許庁の特許情報をリアルタイムで利用できるサービス体系が構築されることによって、書類作成および特許業務処理の手続きに不慣れな個人出願人の不便および不利益を最小化することができ、時間および空間の制約なしで外国特許庁とリアルタイムで電子文書の交換が可能となったため、

特許庁の国内外の地位を高めることができた。

一方、請願書式の簡素化作業を推進した結果、334通りの請願書類を149通りに縮小し、手数料の過剰支払にともなう請願人の不便解消のために、手数料の納付事項をオンラインで照会と訂正を行い、リサイクルできるシステムを構築するなど、手数料の返還および納付手続きを簡素化にして請願処理時間を大幅に縮小した。

<表Ⅷ-1-6>2006年度の主要推進内容

対象サービス	改善内容
請願書式の統廃合	<ul style="list-style-type: none"> ・類似請願書式の統廃合(334種類→149種類) ・記載項目の簡素化(6,881項目→1,336項目)
手数料の納付事項 オンライン訂正	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料の返還情報のオンライン照会機能 ・手数料の納付事項のオンライン訂正機能
国有特許活用度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・国有特許閲覧・管理機能 ・通常実施権のインターネット申請および契約機能
寄託微生物の 管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ・微生物の寄託機関と関係 ・寄託情報・特許情報の統合管理および検索機能 ・微生物分譲申請および発給手続きのオンライン化

2007年度はこれまで持続した電子請願サービスの拡大により、いつでもどこでもNon-stopの請願処理が可能となったが、受動的なサービス提供による請願人の不便は解消することができなかった。そこで2007年にオーダーメイド型の電子請願サービスを開発して請願人が該当サイトを訪問しなくても請願人が処理しなければならないTo-Do情報を一つに集めて提供するサービスを11月から施行した。

また、電子出願をするためには特許庁で提供する専用ソフトウェアのダウンロードを行い設置しなければならなかったが、ウェブ基盤の電子出願システムの構築により専用ソフトウェアを設置しなくても誰でも特許庁ホームページに接続だけすれば電子

出願を容易に行うことできるようにした。

さらに、クレジットカード、携帯電話、リアルタイム振込みなど手数料の納付手段を多様化にし、特許顧客の手数料納付の便宜を大幅に改善した。

<表Ⅶ-1-7>2007年の主要推進内容

対象サービス	改善内容
請願書式の統廃合および簡素化にともなう電子出願システムの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・書式統廃合(347種類→149種類、57%縮小) ・使用者への便宜機能の提供で書式作成の時間短縮(件当たり10分、年間236,237時間短縮の見込み) ・ウインドウ ビスタなど多様なPC環境の支援
電子出願SW機能の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・明細書の記載不備による意見提出通知率の縮小(43.62%→4.36%、90%縮小) ・請願書類の再作成・提出にともなう請願費用の削減 ・記載不備にともなう審査処理の事前防止
オーダーメイド型の電子請願サービス提供	<ul style="list-style-type: none"> ・請願サービスの接近段階を縮小(5段階→3段階) ・請願処理結果などリアルタイムオーダーメイド型のお知らせ情報を提供することで処理期限満了にともなう請願被害を防止
ウェブ基盤電子出願書ビスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・商標から全権利へと拡大 ・個人出願人の利用増加(商標の場合、前年に比べ5.6%増加)
手数料納付手段の多様化	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料の納付手段拡大(2種類→7種類(クレジットカード、携帯電話、口座振替、プリペイドカード、ARS、振込み、訪問)) ・手数料納付時間の短縮(既存訪問、振込納付) ・納付情報のリアルタイム管理で行政効率の向上

2008年度は、これまで需要者中心の電子請願サービス拡大を通じ主要請願書式を即時に作成して提出することができたが、支援対象の書式が出願書中心に限定されているためサービスの利用に限界があった。そこでウェブ出願サービス支援対象の書式を登録書式、審判書式など、すべての請願書式への拡大と各種便宜機能を拡大し2008年11月からサービスを実施している。

これと共に、出願人が作成した請願書式の作成ミスを最小化できるコールセンター

相談システムを構築した。ホームページの個人情報流出防止のために、公的I-PIN適用、障害者・老弱者など情報の疎外階層の利便性および多様なPC運営環境を支援するウェブ標準・ウェブ接近性などの適用を行い、特許顧客のホームページの利便性を高めた。

また、これまで出願・登録・審判の基本情報を中心とする特許情報ウェブサービスを提供してきたが、サービス利用および特許情報の活用に限界があった。再証明の発給情報、手数料の納付情報および期間到来情報など、対象範囲を拡大して特許情報の管理および活用活性化に寄与した。

このように電子請願サービスの持続的な拡大を通じて、個人出願人などのウェブ出願サービスの利用が前年に比べ76.7%増となり、電子出願率が93.1%から94.1%に増加した。

<表VII-1-8> 2008年の主要推進内容

推進分野	推進内容
ウェブサービス出願の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ウェブ出願支援対象書式の拡大 -出願書式→登録・審判書式 -ウェブ出願人の利用増加(前年に比べ76.7%増加)
特許情報ウェブサービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> 特許情報ウェブサービスの提供情報の拡大 -特許(出願、登録、審判)基本情報→再証明、手数料、期間到来情報 特許情報ウェブサービス拡充方策の策定 -特許検索および統計情報の拡大 -特許情報ウェブサービス インフラの拡大
請願サービスの改善	<ul style="list-style-type: none"> 提出前の作成書式の整合性検証結果に対するコールセンター相談システムの構築 書類綴の履歴照会を通じた再証明発給システムの改善 電子出願専用サイト(特許路)の拡大 オンライン出願過程を中心に特許路のメニュー体系および初期画面を改編
ホームページウェブ標準・ウェブ接近性の適用	<ul style="list-style-type: none"> ホームページのウェブ標準・ウェブ接近性の強化 個人情報保護のための公的I-PINを適用

2009年は、これまで電子出願サービスを中心に運営された特許路を特許情報総合管

理ポータルサイト(www.patent.go.kr)に改編した。顧客は特許路のウェブサイトを通じて出願の進行情報、登録、審判情報など使用者別にすべての特許情報をひと目で確認でき、簡単で便利に特許手続きを進めることができるようになった。また、知識の分かち合い、ブログサービスの構築を通じて使用者の参加活動が拡大するなど、使用者の疎通活動も強化した。

また、顧客オーダーメイド型のサービス強化のために未公開情報、通知書情報、締切り期限情報などに対するウェブサービスを拡大した。ウェブサービスの拡大にともなう安定的なサービス提供のために、主要サーバー、ミドルウェアの交替などインフラ拡充にも努力を傾けた。その結果、顧客は拡大されたウェブサービスを通じてより多くの特許情報を、顧客自身が使う内部システムと連係して活用および加工することができるようになった。

電子文書作成機分野では、安全性、互換性および編集機能が優秀な商用ワード基盤の特許文書作成機を開発して、顧客が特許文書をより便利に作成できるようにした。そして共通出願書式(CAF)の適用により、国内の出願書式からPCT出願まで可能となり、出願人の明細書作成の負担が大幅に減少した。

一方、手数料の管理は、顧客の手数料納付の便宜性を高めるために、特許手数料の自動納付サービスを構築した。手数料の自動納付サービスは、顧客が別途の納付行為を行わなくても顧客本人の口座から特許手数料などが自動振替の形態で引き出しされる方法だ。年次登録料の場合、毎年納付時期が到来すれば、顧客が直接納付をしなければならない不便さがあったが、自動納付サービスの構築によりこのような不便が解消された。7月から施行された手数料の自動納付サービスは12月まで14,048件で、30億ウォン程度の手数料が納付された。

<表Ⅶ-1-9> 2009年の主要推進内容

推進分野	推進内容
------	------

オーダーメイド型特許管理ポータル構築	<ul style="list-style-type: none"> ・「私の特許保管箱」を通じて特許関連業務の全社管理の構築 ・知識の分かち合い、ブログなど利用者参加型の空間を構築
特許情報ウェブサービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年の49種類から2009年に181種類にコンテンツ拡大 -未公開情報、通知書情報、締切り期限情報など ・サーバーおよびミドルウェア交替を通じたインフラの拡大
商用ワード基盤の電子文書作成機の開発	<ul style="list-style-type: none"> ・出願書および補正書の作成便宜が増大 ・共通出願書式(CAF)の適用にともなう国内/外出願作業の簡素化
特許手数料の自動納付システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・出願、年次登録、設定登録手数料の自動納付体系を構築 ・自動納付お知らせサービスを通じた請願人の便宜増大

ロ. 評価および今後の見通し

これまで電子出願中心に電子請願サービスの高度化を行い、特許顧客の電子出願満足度および電子出願率は持続的に向上した。これに伴い、今後は顧客オーダーメイド型の電子請願サービスだけでなく、高付加価値の特許情報活用の極大化のために特許情報の普及インフラおよび情報提供範囲を持続的に拡大していく計画である。

まず、特許顧客が自身の特許情報を効率的に管理できる特許管理ポータルを構築する計画であり、ウェブサービスの性能向上のためのアーキテクチャーの変更および情報提供範囲の拡大など、特許情報ウェブサービスを持続的に拡大する計画である。

また、請願人がなじめやすく、安全性、互換性および編集機能が優秀な商用ワード基盤の特許文書作成機は、使用者の意見を持続的に反映して使用者の便宜機能を高めていく計画であり、今後グローバル活用に備え多国語、PCT出願書式などが支援できる機能に改善していく計画である。

これと共に、特許顧客の手数料納付の便宜性向上のために、特許手数料の自動納付サービス、多出願・多登録の特許顧客のための特許マイレージサービスも持続的に改善していく計画である。

2. ホームページ(特許路)を通じた電子出願書サービスの支援

情報企画局 情報開発課 技術書記官 ハ・テジン

イ. 推進背景および概要

特許庁は特許手続きや電子出願ソフトウェア使用方法に不慣れな個人出願人などのために、特許庁ホームページ(特許路)を通じて即時にオンラインで出願できる新しい概念の電子出願サービス(ウェブ出願サービス)を2005年から提供している。

既存の電子出願のために提供されるソフトウェアは、書式作成機(KEAPS)、電子文書作成機、添付書類入力機、通知書閲覧機など6種類で、小規模の出願をする個人出願人などの初心者が専門的に利用するには多少難しい点があった。

ロ. 推進内容および成果

特許庁は2005年11月から商標出願に対するサービスを開始し、2007年11月には特許・実用新案・デザイン出願および各種の中間書類までサービスを拡大した。2008年12月には登録および審判書類までサービスを拡大し、現在ほとんどの特許関連の書類をホームページで即時に作成して提出することができる。このようなウェブ出願サービスは次のようないくつかの便宜機能を提供している。

一つ目は、特許出願書など作成しようとする書類を、手続き別の書式目録を通じて簡単に探せるサービスを提供し、提出した書類の結果に対する照会や本人の特許情報の画面でも後続作業が可能な書式目録を提供して便利な書式選択および作成を助ける。

二つ目は、作成しようとする書式に対し、姓名、住所、出願番号などの本人と関連した共通の記載事項を自動で入力されるようにし、残り必要な記載事項だけ簡単に作成できるようにする。

三つ目は、作成された書式に対し、記載事項の誤りや重複提出の有無などを自動で検証できる機能を提供し、出願過程におけるミスを減らす。

2009年度には電子請願ホームページを、特許情報を総合的に管理するポータル(www.patent.go.kr)に改編した。出願人はこれを通じて出願進行の情報、登録、審判情報などすべての特許情報をひと目で確認することができるようになって、出願人は簡単に自身の特許を管理することができるようになった。合わせて、知識の分け合い、ブログサービスなども構築し、特許庁と出願人の間の疎通も強化した。

また、電子出願ソフトウェアの場合、PCT書式の韓国語作成機能、提出文書検証機能など36件の機能改善があった。これに改正された手数料の徴収規則も反映し、使用者便宜のために電子文書作成機の最終原本のダウンロード機能、XML変換機能、出願書作成ガイドなど10件を改善した。

ハ. 評価および今後の見通し

ホームページ(特許路)を通じたウェブ出願件数は2005年からサービスが始まって以来着実に増加し、2009年末には1万件余りに達するほど増加している。

<表Ⅶ-1-10> ホームページ(特許路)を通じたウェブ出願現状(2005.11~2009.12)

区 分	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
出願件数	476件	4,618件	5,743件	10,147件	7,169件

これまでウェブ出願サービスを利用する大部分の顧客は、特許関連の手続きになじめない出願人、小規模の出願をする個人出願人、中小企業などと把握されている。

だが、このようなサービスは顧客のPC(クライアント)環境に束縛を受けずどこでも

オンラインで利用できる長所があるので、特許法人、大企業など多出願顧客の利用度は着実に増加すると見込まれる。

今後は、個人出願人などの利用便宜のための便宜機能拡大はもちろん、このような多出願顧客が必要とするオーダーメイド型サービス環境を改善して支援していく計画だ。

現在ウェブ出願サービスは「特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)>特許路(オンライン特許出願)」または「特許路(www.patent.go.kr)サイト」に即時に接続して利用することができる。

3. 顧客指向型特許情報検索サービス(KIPRIS)の運営

情報企画局 情報管理課 工業主事 李・ジェブ

イ. 推進背景および概要

特許制度は国家が一定期間の間、発明家に独占排他的な権利を付与する代わりに出願内容を一般人に公開し技術発展を促進することによって産業発展に貢献する制度である。これに伴い先進特許庁では、自国の技術保護と産業技術の発展のために特許情報普及に重点的に努めており、韓国特許庁では2000年 1月1日から特許技術情報サービス(KIPRIS)を通じて国内の特許情報を無料でサービスしている。

ロ. 推進内容および成果

1) 特許情報の普及促進

特許庁は特許情報の活用拡大に重点を置いた多様な政策を持続的に広げている。2006年から中小企業、研究機関などのホームページにKIPRIS検索窓口の生成ができる「訪問型の特許検索サービス」を実施している。2008年には9の主要大学図書館でも特許検

索が可能となり、一般の大学生にもっと近づく契機となった。

また、「2010年からはKIPRISで提供している特許検索および照会などのすべての機能を自分自身のサイトで簡単に実現できるKIPRIS plusサービス」をオープンした。これに伴い、これからはいかなる装備やデータがなくても何行かのプログラムの入力だけで特許情報に関するすべての情報検索と照会が可能となった。これまで高価の装備を購入する余力がなく、システム構築をためらっていた中小企業にはうれしい情報である。

2) 検索および照会情報の拡大

KIPRISで提供するデータは、初期は国内特許にだけ限定されたが、2002年からは商標、デザイン資料を追加で提供した。米国、日本、EPOなどの海外データの英文録も2003年から開始し、2006年からは海外特許専門サービスも実施している。継続的な海外特許専門サービス事業として2008年には中国の特許英文録サービスを、2009年にはイギリス、ドイツおよびフランスの特許検索が可能となった。最近では、海外特許間の行政情報が重要視されているなかで、特許庁では公報と情報サービスに留まらずWIPOおよび主要特許庁(米国、日本、EPO)との関係を通じて行政進行の情報に対してもサービスを拡大している。

3) 普及および使用方法の改善

このようなデータの規模拡大とともに、利用者の便宜を考慮した政策およびコンテンツ開発を持続的に推進した。会員の加入およびログインの手続きがなくても自由に検索することができるようにし(2006年)、言語障壁を解消するための自動翻訳サービスも提供(2007年)することになった。発行された公報をKIPRISで提供するための所要期間も着実に短縮して、2005年は3日から2日に、2008年7月からは当日提供が可能になった。現在は庁内外のDB統合事業によりKIPRISは常に最新のデータを提供している。

4) これまでの成果

このような特許情報の活用拡大政策によりKIPRISの利用度も毎年大幅に増加した。KIPRISの利用指標である年間検索の回数を調べてみると、2001年は88万回に過ぎなかったが、2002年は203万回、2004年は686万回、2006年11月は史上初めて年間検索の回数が1,000万回を越え、2009年には2,380万回に達した。特許情報は単純に内容収集に留まらず、国家と産業界が進まなければならない研究方向を提示してくれる指針であり、比重と重要度が日に増加し、今後もKIPRISの利用者は持続的に増加すると期待している。

ハ. 評価および今後の見通し

今後KIPRISはコンピュータだけでなく、最近のトレンドであるモバイルおよびスマートフォン領域までサービスを拡大し、いつでもどこでも特許情報を活用することができる環境を作り出す計画である。

特許庁は一般国民が知的財産権情報を迅速かつ正確に、簡単で便利に接近できるように顧客の要求を取りまとめてきた。これを土台に持続的にサービスを改善し拡大することができるように最善の努力を傾けている。

<表Ⅶ-1-11> 年度別の特許情報検索サービス (KIPRIS) の使用者現状

(2009. 12月現在)

区分	～2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	
KIPRIS 使用者 登録状 況 (名, 新 規 加入 者)	大企業	10,919	9,736	10,135	10,139	7,612	2,480	926	221	253	235
	中小企業	23,900	23,626	18,512	17,129	14,126	8,832	3,594	905	886	1,059
	弁理士	760	372	400	315	308	68	16	10	17	56
	研究所	3,812	3,449	2,593	2,387	2,424	2,473	1,119	430	410	506
	個人	70,034	64,352	61,332	64,388	55,785	21,095	7,863	3,052	2,018	2268
	その他	10,449	16,544	13,444	13,883	31,447	89,220	36,953	6,295	7,260	6998

	合計	119,874	118,079	106,416	108,241	111,702	124,168	50,471	10,913	10,844	11,122
KIPRIS 検索回数 (千回)	期間別 (増加率)	879 -		2,033 (131.4%)	5,514 (171.2%)	6,858 (24.4%)	9,242 (34.8%)	13,049 (41.2%)	16,107 (23.4%)	18,699 (16.1%)	23,785 (27.2%)
ホームページ 訪問回数 (千回)	期間別 (増加率)	1,601 -	3,279 (104.8%)	3,765 (14.8%)	4,104 (9.0%)	4,220 (2.8%)	4,429 (4.9%)	7,808 (76.3%)	11,214 (43.6%)	15,914 (41.9%)	13,863 (-13%)

4. 知的財産権判例情報の統合検索サイト構築

情報企画局 情報企画課 行政事務官 チャン・ヒョンオク

イ. 推進背景および概要

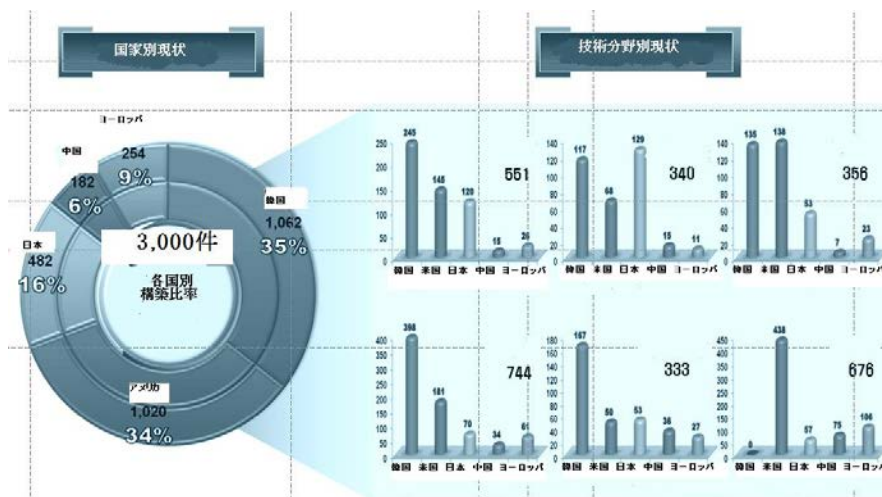
国内先端産業の発展により主力の輸出品目に対する先進国の特許攻勢が急増している。大部分の企業は紛争に対する情報不足で国際特許紛争に適切に対応できなかった。

そこで、特許庁は韓国企業の進出が活発なIP5(米国、日本、ヨーロッパ、韓国、中国)の判例の中で、紛争発生の高頻度が高い先端技術分野の判例を1ヶ所に集め一目で探すことができるように、知的財産権の紛争判例情報統合検索サイトを構築して提供し、韓国企業の知的財産権の紛争業務を支援している。

ロ. 推進内容および成果

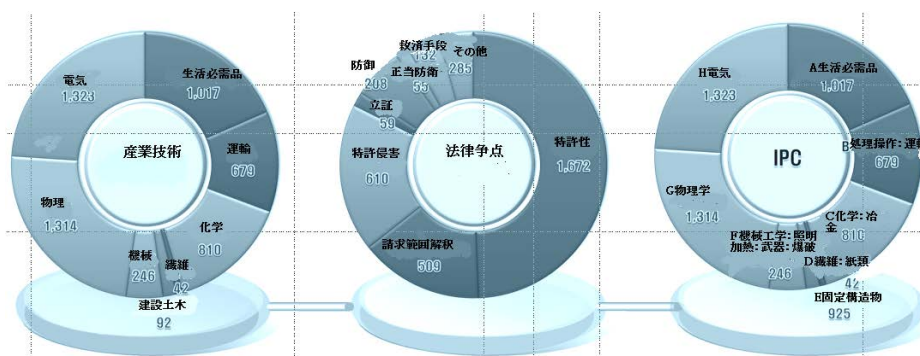
今回構築された知的財産権の判例情報統合検索サイトは韓国内の判例1,000件余りと、すでに国際特許紛争マップ事業を通じて確保されている海外の判例850件余りを含んだIP5の最近の判例2,000件余りなど、計3,000件余りのDBを構築した。

<図VII-1-3> 国家別/技術分野別の判例DB構築の現状



また、韓国企業の海外判例に対する理解および検索を支援するために、事件の題名、当事者など書誌情報などの主要情報と法律争点、判断要旨などの判決要約文を韓国語で作成して原文と共に支援しており、上・下級審の判決文、引用判例、特許、先行技術情報などを視角化した判例マップをサービスしている。

<図VII-1-4> 分類別のDB構築現状



以外にも法律争点別、産業技術別IPC分類別の検索など多様な検索機能を提供し、類義語検索、韓国語、日本語、英語に対する交差言語の検索機能⁵⁶、国際特許紛争の用

⁵⁶ 交差言語検索機能とは、検索言語と検索対象文書に使用された言語が異なる場合に使

語辞典、法律用語辞典などと連携したポップアップ辞典機能などの付加サービス機能を支援している。

ハ. 評価および今後の見通し

今回開通した知的財産権の判例情報統合サービスは、韓国企業の知的財産権紛争に対する情報接近性を向上させ、国際特許紛争時の訴訟戦略の策定などの対応能力を強化するのに役に立つと見込まれる。

今後、特許庁は2013年まで5年間、計22,000件の国内・外の知的財産権紛争判例DBを構築し、判例と関連したジャーナル、論文などの関連情報の連係照会などの付加サービスの拡大を通じて、知的財産権紛争の判例情報に対する総合的なサービスを提供する計画だ。

<表Ⅶ-1-12> 今後5年間の判例DB構築計画

(単位:件、%)

年度	2009	2010	2011	2012	2013	合計
DB構築件数	3,000	4,000	4,500	5,000	5,500	22,000

5. 開放型知的財産権の情報共有システム(KIPRIS Plus)構築

情報企画局 情報企画課 行政事務官 チャン・ヒョンオク

イ. 推進背景および概要

IT技術の発達により情報利用者の情報要求の水準はますます多様化・高級化となり、利用者の水準別に差別化された情報提供のために、国家レベルで国家知的創出および

用する方式で、韓国語検索語を入力しても英語、日本語などの外国語文書を検索できる機能

活用体系の革新のための努力を強化している。

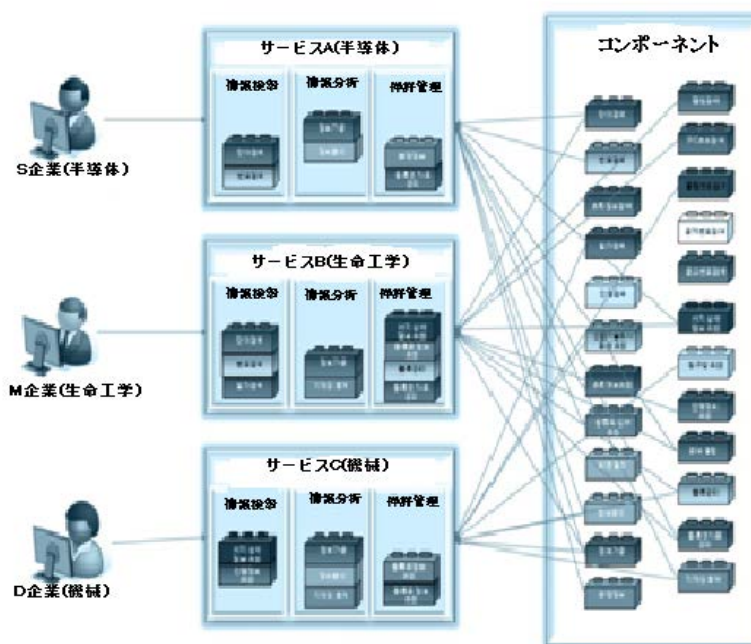
ヨーロッパ特許庁(EPO)など知的財産権先進国は、知的財産権情報を共同で活用するために開放型共有体系の支援を行っており、韓国も情報化推進委員会で開放・共有・協業基盤作りを、国家知的情報の活用能力向上のための主要推進課題に選定した。

知的財産権の情報共有システムは、中・高級以上の知的財産権の情報需要者が必要とする情報をより迅速かつ正確に提供できるようにした。これにより知的財産権情報の活用を促進し、企業の効率的なR&D事業を支援している。

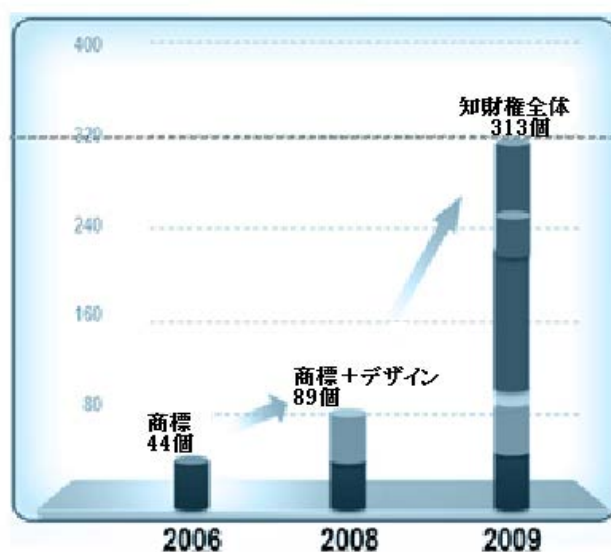
ロ. 推進内容および成果

知的財産権の情報共有システムは、KIPRISで提供する特許公報などの知的財産権情報を313の細部サービス単位で開発した。サービス単位別に提供される知的財産権情報を、需要者が選択的に組み合わせ自由に活用できる基盤を提供した。

< 図 VII-1-5 > サービス コンポーネント活用方法



＜図Ⅶ－1－6＞年度別の構築サービス現状



また、大容量の知的財産権の情報提供のために、オンライン電子決済システムおよび多様なファイル形式(Text、CSV(Excell)、XML)のデータ提供が可能なシステムを構築した。

特に、特許経営インフラが弱いHappy CEO企業の 20社を選定して、ウェブサービス方式の知的財産権の情報共有標準モデルを開発して構築した。特許経営に必須の特許管理・分析道具をパッケージ形態で支援した。

ハ．評価および今後の見通し

統合DBを共同活用が可能な開放型知的財産権の情報共有体系に構築したことにより、知的財産権の情報活用の促進、効率的なR&D随伴、民間知的財産権の情報市場がより一層活性化する見通しである。

今後も特許庁では、知的財産権の情報共有システムの普及拡大事業の推進、安定したシステム運営などを通して高品質の特許情報の活用拡大のために努力する計画である。

第2章 特許ネットシステム高度化で特許行政サービスの品質向上

第1節 未来型特許情報システムの構築

情報企画局 情報開発課 技術書記官 ハ・テジン

1. 特許情報システム改善の推進

イ. 推進背景および概要

特許ネットシステムは1999年の開通以後も持続的な拡大事業により、2002年に政府機関で最初の電子政府を実現した。インターネット公報発刊、SMSサービス、Push-mailサービスなどの多様な付加サービスを提供してきた。

2003年から2005年までは特許ネットシステムの統合性および安全性を高めるため、データベースおよびシステムの統合、ミドルウェア適用、ネットワーク単一化など、特許ネット基盤構造を高度化する特許ネットⅡ構築事業を推進した。その結果、2005年度からは政府機関では初めて、いつでもどこでも特許業務を遂行できる365日・24時間体制の電子出願サービスおよび在宅審査サービスを提供することができた。

しかし、PLT条約妥結、国家間の業務協力など、国内外の知的財産権の環境変化に能動的に対応し、特許情報の提供拡大などの多様化・高級化された特許顧客の情報化要求を積極的に受け入れるためには、顧客中心のグローバル特許情報システムが必要とされた。

そこで、韓国特許庁は、2007年に未来型の特許情報システム構築のために特許行政情報化の戦略計画策定事業を推進し、顧客価値の実現のための世界最高の知的財産情報体系を構築した。これを基に2008年には、世界最高水準の高品質審査・審判支援システム構築事業と需要者中心の電子請願サービス構築事業を重点に推進し、2009年に

は国際標準で使っている共通出願書式（Common Application Format）を適用したグローバル特許文書作成機を開発するなど、特許ネットのグローバル化に先立つことになった。

ロ. 推進内容および成果

2008年5月、第2期責任運営機関のスタートとともに、特許審査パラダイムが審査処理期間から審査品質に転換され、オーダーメイド型（3トラック）審査制度など審査品質の向上のための制度改善事項をシステム化した。出願および審査システムのミス防止機能を大幅に拡大する特許ネット高度化事業を推進した。

また、特許顧客の多様で高級化された要求事項を特許情報システムに反映するため、簡単で手軽に電子請願を処理することができるようにワンクリック電子出願サービスと、特許情報の活用・促進のための特許情報ウェブサービスを大幅に拡大した。

さらに、米国・日本・ヨーロッパ特許庁と審査情報および優先権証明書類を電子交換できるように特許情報共有システムを拡大し、特許行政業務の効率性向上ために通知書の郵便自動発送システム、半導体配置設計の登録業務オンライン化などの事務処理システムを高度化した。特に、2009年には特許文書の標準型式（XML）を支援するG-E d i t o r（グローバル特許文書作成機）を開発すると同時に、出願人コードの重複発給防止システムとウェブ基盤の弁理士管理システムの構築と、民間サービス向上のために再証明システムと出願人・代理人システムを全面的に改編し、また、審査・審判業務の効率化のためのPCTコンパニオンサービス機能などを開発した。

<表VII-2-1> 2009年に完了した主要推進事項

推進分野	推進内容
グローバル出願書作成機（G-E d i t o r）開発	<ul style="list-style-type: none"> ・国際標準文書から書式であるCAFに実現 ・国際標準文書形式（XML）を適用 ・MS-W o r d 2007基盤を適用

特許手数料の自動納付システム開発	<ul style="list-style-type: none"> ・特許手数料の予納金融機関（企業銀行）の指定 ・出願手数料、年次登録料などオンラインで納付
使用者オーダーメイド型の特許情報管理ポータル構築	<ul style="list-style-type: none"> ・個人別の特許管理ログの実現 ・特許管理ブログ、個人ポータルの実現 ・セキュリティー認証を大幅に強化
出願のコード重複発給の防止システム構築	<ul style="list-style-type: none"> ・方式審査段階からの出願人コード管理プロセスの実現 ・重複発給防止のためのパターン検索機能の実現
ウェブ基盤の弁理士管理システム構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブ基盤の統合管理システムの実現 ・弁理士の変動情報を特許ネットにリアルタイムで反映する機能の実現
再証明システム、出願人、代理人システムの高度化	<ul style="list-style-type: none"> ・再証明システムと出願人代理人システムに分離 ・特許ネットと同じJAVA基盤に切り替えて実現 ・個人情報保護強化のためのセキュリティーモジュールの適用
PCT審査品質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・特許・実用新案の検索システムと連係したPCTコンパニオンサービス機能の実現 ・自動入力および通知書のミス防止自動化検査機能の実現

ハ．評価および今後の見通し

2008年の特許情報システム改善事業により、特許顧客はより一層簡単で便利な電子出願と特許情報の活用ができるようになった。先進特許庁と特許情報共有システム構築により特許ネットグローバル化の土台を構築した。

2009年には特許情報創出・活用促進とグローバル特許情報システム構築を重点目標に設定し、価値創出型特許情報システムの構築事業を持続的に推進した。

まず、特許顧客自らが、出願・審査・審判・登録などの多様なIP情報を簡単で便利に管理することができるように、使用者オーダーメイド型の特許管理ポータルサイトを構築して、民間特許情報サービス市場が活性化するように特許情報ウェブサービスを大幅に拡大した。

特に、特許文書標準型式（XML）を支援するG-e-d-i-t-o-r（グローバル特許

文書作成機)を開発して2010年1月から普及した。G-E d i t o r は国際的に特許出願に共通に使われる共通出願書式(Common Application Format)を適用し、韓国内はもちろん、外国の特許出願書作成機にも利用が可能で、特許ネットのグローバル化を一步前進させた。さらに、顧客の便宜と権益拡大のために手数料の自動納付制度と特許マイレージ制度の施行に合わせて関連システムなどを構築した。

2010年には最近話題となっているスマートフォン基盤のモバイル行政サービス拡散に備えて特許庁モバイルウェブを構築して、特許手数料の計算機など多様なアプリケーションを開発した。スマートフォン使用者に無料で普及する予定であり、これと共に、特許庁ホームページのウェブ接近性および互換性を大幅に改善して、出願人が多様で有益な情報を時間と場所に束縛されないで、いつでもどこでも難なく接近できるようにし、スマートフォンで象徴されるモバイルオフィス2.0時代に先導的に対応していく計画である。

2. 未来型検索システムの構築

情報企画局 情報企画課 電算事務官 李・サンユン

イ. 推進背景および概要

検索システムは国内および世界各国の特許、商標、デザイン、審判判決文の情報などを迅速かつ正確に探して見ることができるよう構築された情報検索システムである。特許庁内部の審査官および審判官が利用する内部検索システムと、国民がより簡単に便利に検索ができる外部検索システムに分かれている。

これまで韓国特許庁は庁内外の検索システムについて高度化を持続的に推進してきた。2009年の未来型検索システムの高度化を通じて、二元化している庁内外の検索システムの有機的な関係基盤の構築に努めた。

＜表Ⅶ-2-2＞ 最近の検索システム高度化推進経過

年度	内 容
2001	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査分野別の検索システムの構築および統合 ・ 検索システムの標準化および同一なインターフェース体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> - 審査官の検索効率増大とシステム管理の効率性向上
2002	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許・実用新案分野の統合検索機能拡大 <ul style="list-style-type: none"> - 技術同意語および多国語辞典などを利用し単一検索語による統合検索の実現 - 審査日程にともなう自動予約検索および検索結果のグループ照会機能
2003	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知能型検索のための基盤環境の構築 <ul style="list-style-type: none"> - 類似商品検索の自動化、およびデザイン電子審査環境の実現 - 非特許文献の統合検索システムの構築
2004	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知能型検索のための核心技術の導入 <ul style="list-style-type: none"> - 自動検索技術の導入を通じてシステムの知能化 - 利用者便宜中心の高効率検索機能の実現
2005	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知能型検索システム構築の完了 <ul style="list-style-type: none"> - 類似特許検索、検索メモ機能など開発 - 非特許メタ検索のウェブバージョン再構築
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 <ul style="list-style-type: none"> - 検索エンジンのアップグレード、日韓翻訳機の交替 - X-Internt適用を通じた検索システム利用者インターフェースの改善 - 非特許メタ検索機能の強化
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 <ul style="list-style-type: none"> - 言語障壁のない審査・審判環境の構築のための外国特許文書の自動翻訳システム（英→韓、仏→韓、ドイツ→韓など）構築のマスタープラン策定 - 特許・実用新案の先行技術調査報告書検索機能の実現 - パンフレット形態で発刊された「争点別の特許判例取纏め」をDBで構築 - 非特許建築文献検索機能の追加 - W I P O 公報資料の T E X T 基盤検索機能の追加
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来型検索システム構築事業の推進（第1次年度） <ul style="list-style-type: none"> - 英→韓自動翻訳システム構築および翻訳品質の高度化 - 特許および非特許文献を一括検索できるワンクリック検索サービスを実現 - 国家別、期間別、権利別および文献別に分離構築されて運営されている国内および海外の検索データの標準化および再構築 - 最新技術の適用を通じて検索機能の高度化
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来型検索システム構築事業の推進（第2次年度） <ul style="list-style-type: none"> - 検索システム検索性能および利用者便宜性の改善を通じてサービスの高度化 - 検索インフラ最適化を通じて検索性能を保障しながら既存の資源を最大活用 - 公開・未公開DBの分離など、DBセキュリティー強化および民間に対する検索セキュリティーの強化

ロ. 推進内容および成果

1) 特許庁の庁内外検索システムの検索性能と便宜性の改善

庁内部検索システムの場合、移植性および維持補修性の向上のために、商標検索システムの標準フレームワークを適用した。生命工学検索の便宜性向上のために生命工学の書誌／序列の複合検索および結果内での再検索機能などを構築した。

庁外部検索システムの場合、ホームページウェブ接近性を改善して便利なナビゲーション構造などを構築することによって利用者の利用便宜性を改善した。

2) 庁内外検索システムの開発と運営環境の連係

シソーラスDBを活用した類似語／同意語拡張検索機能、IPCとECLA、F-Term、FIなどのマッピング機能、最新の検索および翻訳事典の提供など、庁内外の検索システムで適用可能な機能の開発と運営環境を連係して適用した。

3) 資源利用の最適化

検索データベースの庁内外での共同活用体系の構築を通じて、データの重複解消および整合性確保、データ搭載プロセスの簡素化などを成し遂げた。電算資源の再配置を通じて資源利用の最適化を遂行した。

4) セキュリティー対応体系の構築

庁外部検索システムの個人情報保護のために住民登録番号なしで会員登録が可能な公共IPINを導入した。ログインセキュリティー強化のためにHTTPSプロトコルおよびキーボードハッカー防止ソリューションを適用した。また、全体サービスに対するセキュリティーの問題点を全体的に再点検して安全性をより一層向上させた。

ハ. 評価および今後の見通し

未来型検索システムの高度化事業を通じて別途に開発、運営された庁内外検索システムの統合開発・運営基盤を構築した。2009年に比べ約15%の予算削減効果が2010年の予算編成で現れた。2010年から業務効率性および予算削減のために庁内・外部検索システムの運営委託を一元化する計画である。

第2節 特許情報システム改善および運営

1. 特許ネットシステムの委託運営

情報企画局 情報開発課 電算事務官 パク・スンチョル

イ. 推進背景および概要

特許ネットシステムの運営を民間IT専門業者に委託した目的は、民間専門業者の情報技術ノウハウを活用して運営の効率性を図り、最新情報技術を適時に反映させ庁内外の利用者の要求に迅速に対応し、業務処理の効率と顧客満足度の向上を図ることにある。情報システムの民間委託運営は1998年12月に、企画予算処の方針に基づいて、公的機関では初めて特許庁が1999年1月に特許ネットの開通と同時に始めた。特許ネットシステムの委託方法は応用ソフトウェア部門とハードウェア部門で分離して委託をしている。

特許ネットシステムの委託運営業務は、出願・登録・審査・審判など事務処理システム、知識管理システム、成果管理システムおよびホームページなど33の応用システムの運営および維持補修とサーバー、DB、ネットワーク、電算センター、セキュリティー管制など、基盤システム運営をその対象にしている。

ロ. 推進内容および成果

1) 応用ソフトウェア部門

特許ネットシステム委託運営の応用ソフトウェア部門は、特許事務処理、一般行政支援および特許情報提供分野の33の応用システムの安定的な運営、維持補修と、法制度変更および業務プロセス改善にともなう特許ネット機能の改善を適時に遂行することにより、特許ネットが世界最高水準の特許行政情報システムと評価されるための重要な役割を担っている。

2005年には中央行政機関では初めて特許ネットシステム委託運営事業について、特許ネット運営サービスの水準を定量的に測定評価し、運営事業者の責任を明確化するサービス水準協約（Service Level Agreement、以下、S L Aという）を導入した。以後毎年S L A評価指標を新規に発掘補完して指標水準を着実に修正して、特許ネット運営サービス品質の向上と同時に、委託運営事業の効率性を向上してきている。

2008年からは特許ネット委託運営事業の競争体制を誘導するために、2年継続の契約方式に切り替えた。システム機能の改善部門に対しては、業務処理量により事業代価を精算支給する機能点数の基盤を変動費の概念として新しく導入し、委託運営事業者にシステム改善の動機を付与して具体的な成果管理を可能にし、特許ネット委託運営事業費の合理的執行を図った。

このような一連の特許ネット委託運営事業の持続的な改善を通じて、2009年12月に、行政安全部で開発した「I Tアウトソーシング運営管理マニュアル」に、特許ネットシステムの委託運営モデルが先進事例として紹介されるなど、運営サービス向上に相当な成果を上げていると評価を受けている。

2) ハードウェア部門

特許ネットシステム委託運営ハードウェア部門は、電算資源（サーバー、ディスク、ネットワーク、P C、プリンタなど）を効果的に運営・維持し、特許ネット新規システムの開発および適用にともなうサービス運營業務を安定的に運営することによって、世界最高水準の特許行政情報システム構築に寄与している。

主要業務は電算機、ディスク、ネットワーク、現場支援、特許電算センターおよびI T S M (Information Technology Service Management) 運営に分けることができる。

1999年～2004年には、コンピュータ供給業者と調達随意契約を結び運営されてきたが、2005年からは調達競争契約によって委託運営事業者を選定することに変更した。

装備運営の効率性、障害処理の迅速性および責任所在の明確性などのために基盤運営委託と維持補修を統合して運営している。

2006年は、大規模ハードウェア電算資源に対する多年間の運営経験を土台にシステム障害管理、変更管理、展開管理、構成管理、容量管理など国際的水準のITサービス管理概念（ISO 20000）を導入して運営の効率性向上のための革新的な業務を持続的に遂行している。

2007年は、SLAにISO 20000履行遵守率、現場支援顧客満足度など国際水準のサービス品質および使用者支援強化の向上を図った。

2009年は、3年継続契約方式に切り替え、事業遂行の連続性の確保および委託運営事業に対する競争業者の参加を誘導した。

ハ．評価および今後の見通し

特許庁は維持補修を中心とした単純運営から脱皮して、一定規模の機能改善に対しては別途の開発事業でなく運営委託事業で遂行し、特許ネット運営人材を機能および工程別に改編して内部人材による事業管理体系を強化することによって、委託運営事業の効率性をより一層改善していく計画である。

また、SLAのペナルティと報償規定を強化して、顧客観点からの新規指標を新しく発掘するなど成果中心の委託運営を定着させ、課題内容をより明確化にし特許ネット運営サービス水準を持続的に高める計画である。

2. 業務活用中心の知的管理システム（KOASIS）運営

情報企画局 情報開発課 電算事務官 ファン・ユジン

イ．推進背景および概要

知的財産の重要性に対する認識が高まり、知的財産権の出願が急増している。特許庁は審査処理期間を短縮しつつ審査品質を改善するためには、審査官の業務能力を強化し業務効率性を向上させることが重要であるとの課題が浮上した。そのためには審査官各々が保有している業務ノウハウなどの知識を組織全体で共有できるように体系的に管理する必要があると認識し、特許庁は2000年に政府機関では初めて知的経営宣言式を開催し、知的財産権を管掌する主務官庁として知的経営の先導的役割を遂行するための出発点を構築した。さらに、知的管理および補償に関する指針を制定し（2001.8）、知的管理システム（KOASIS）を構築（2001.9）して体系的な知的管理が成り立つ基盤を構築した。

知識の創出から共有および活用に至るまで効率的に管理する知的管理システムを持続的に改善した。2004年には知的管理システムが単純に知識を蓄積する保存の役割を果たすのではなく審査・審判システム、検索システム、業務管理システムなど業務処理のための各種情報システムを有機的に連係して業務処理遂行において必要な知識をより容易に活用することができるように支援する、全社的知的ポータル機能を大幅に拡大した。

<表Ⅶ-2-3> 知的管理システム（KOASIS）の主要機能

区 分	内 容
知的登録	・ 業務ノウハウ、産出物、参考資料などの業務知識、知的Q & A、ウィキ知識
知的検索	・ 知的マップを活用した分類別検索、キーワードおよびタグを通じた統合検索
知的検証	・ 登録知的承認処理、知的評価、知的カテゴリー移動、知的修正および廃棄
マイレージ管理	・ 知的活動に伴うマイレージ付与および個人別／部署別の実績管理
コミュニティ	・ 局・課の情報コーナー、同好会などオンラインコミュニティ構成、コミュニティ別の掲示板および会員管理
システム管理	・ 知的マップ／掲示板／コミュニティ／知的専門家管理、利用統計およびモニター

2005年からは特許庁の内部だけの知的共有から脱皮し、外部との知的共有を活性化するためにネイバー(2005)、エムパス(2006)などの民間ポータルにおいても知的財産権情報を容易に検索することができるようにした。研究機関と知的管理システムをオンラインで連係し、2009年は韓国電子通信研究所など19の機関に、特許庁知的管理システムに蓄積されている特許関連法制度および審査・審判などに対する知識をリアルタイムで提供している。

ロ. 推進内容および成果

2009年には業務環境変化に対応して知的管理システムの新しい発展モデルを策定するために、次世代知的管理システム構築のための情報化戦略計画策定事業を推進した。

これに伴い民間企業と公的機関の知的管理システムをベンチマーキングして現行の知的管理システムおよび知的管理制度に対する分析を実施した。この結果を土台に6の改善課題および11の目標システムを導き出して細部の実行計画を策定した。

このような知的管理システムの改善作業と共に、全職員が知的活動に活発に参加できるように多様な支援活動も併行した。2009年からは知的活動優秀者に対する褒賞を拡大して、期待感をもたらすように常時的な年中行事に活性化し、知的登録・答弁登録など知的活動の実績によって知的マイレージを付与し昇進人事および成果給に反映した。また、知的管理の段階別細部基準を構築してオーダーメイド型教育を実施するなど、職員の知的能力強化および知的マインド育成のための努力を持続的に実施した。

ハ. 評価および今後の見通し

特許庁は今後、業務と知識がより緊密に関連した新しい種類の知的管理システムを構築する予定である。必要な知識をいちいち探すのではなく、業務プロセスにともなう核心知識を自動提供できる進化した業務ポータルの知識管理システムに変化させるというものである。また、業務履歴管理が可能なブログをはじめ、個人別、グループ別の特性に合った自由な知的共有空間を構築して特許庁の職員だけでなく一般国民も

多様な特許知識を共有できる専門知的ポータルサービスを構築する計画である。

第3節 特許情報DB構築

1. 情報データ拡大および管理

情報企画局 情報管理課 放送通信事務官 シン・ユチョル

イ. 検索DBの持続的拡大

1) 推進背景および概要

特許庁は、国内外の特許技術情報に対する先行技術資料を迅速かつ正確に検索することができるように、1999年から知的財産権検索DBを構築して運営している。

特許技術の情報交換政策により21ヶ国、5機関から計85種類の特許技術情報を入手し、この中でWIPO、EPO、米国、日本などの主要特許技術先進国の特許技術情報を検索DBに持続的に搭載している。

2009年12月現在、検索DBに搭載された特許技術情報は約1億7,692万件に達する。前年に比べ331万件が増加し、毎年着実に増加する傾向にある。構築された資料は、先行技術検索の目的で主に使われ、審査官の利用は日本、米国、EPOデータの利用率が最も高い。

2008年に韓国特許文献がPCT最小文献に含められたことにより、検索DBの品質向上が要求され、EPOのDOCDB⁵⁷、WIPOのMCD⁵⁸など高品質の新規データを入手して搭載した。2009年には、Working DB⁵⁹の構築のためにプログラム開発を完了して検

⁵⁷ DOCDB(Document Database) : EPOで収集、整理して発行する80の国家機関の書誌データ

⁵⁸ MCD(Master Classification Database) : 世界各国の特許書誌情報(IPC含む)を含み再分類するIPCを管理し易くしたデータベース

⁵⁹ Working DB : 実環境検索DBにデータを東西する前にデータを整備し加工するための作業用DB

索DB（KOMPASS）の品質向上のための基盤を構築した。2012年までWorking DB構築を完了し事前に検証された良質のデータが検索DBに搭載できるように努力する計画である。

2) 検索DB構築現状

<表Ⅶ-2-4> 特許および実用新案の検索DB構築現状

(2009年12月末現在、単位：千件)

入手機関	資料の種類	構築年度	資料形態	件数
国内	書誌	1948 ~ 2001	Text	262
	公開公報	1983 ~ 1998	Image	781
		1983 ~	SGML/XML	1,853
	公告公報	1947 ~ 1998	Image	283
		1979 ~	SGML/XML	1,359
	英文録（KPA）	1979 ~	SGML	1,438
日本	書誌	1975 ~ 1998	Text	6,968
	公開請求項/明細書	1986 ~ 1992	SGML	823
	登録請求項/明細書	1986 ~ 1993	SGML	929
	特許、実用新案の公開登録 （実用）公報	1971 ~ 1996	Image	8,045
		1993 ~	SGML/XML	6,847
	特許、実用新案公告	1950 ~ 1979	Image	1,765
		1994 ~	SGML/XML	2,350
	特許抄録イメージ	1975 ~ 1996	Image	5,159
日本特許英文録（PAJ）	1976 ~	SGML	8,465	
ヨーロッパ	DOCDB 2.0	1974 ~	Text	69,003
	ヨーロッパ公開（Espace-A）	1978 ~ 1999	Image	914
		1975 ~	SGML/XML	2,050
	ヨーロッパ公告（Espace-B）	1980 ~ 1999	Image	356
		1980 ~	SGML/XML	969
国際公開パンフレット （Espace-world）	1978 ~ 1902	SGML/Image	1,248	

WIPO	国際公開パンフレット	2002 ～	XML	1,423
米国	特許公告	1975 ～	Image	4,183
		1976 ～	SGML/XML	3,822
	特許公開	2001 ～	Image	2,245
		2001 ～	SGML/XML	2,254
台湾	特許公開書誌/抄録	2000 ～	Text	283
英国	特許公開	2001 ～	SGML/XML	207
中国	特許公開/公告英文抄録	1985 ～	Text	1,571
カナダ	特許公開/公告	1999 ～	SGML/XML	530
オーストラリア	特許公開/公告	1998 ～	SGML	684
ドイツ	特許、実用新案の公報	1991 ～	Image	1,228
フランス	特許公報	1992 ～	Image	255
計		2,301		

＜表Ⅶ-2-5＞ デザイン検索DB構築の現状

(2009年12月末現在、単位：千件)

区分	資料の種類	構築年度	資料の形態	件数
国内	先出願	1960 ～	Text/Image	3,026
	先出願専門イメージ	1960 ～ 1998	Image	187
	国内公報	1966 ～	Text/Image	4,531
	国内公報専門イメージ	1966 ～ 1998	Image	238
	拒絶包袋専門イメージ	1992 ～ 1998	Image	36
	登録書類綴専門イメージ	1966 ～ 1999	Image	235
	登録原簿専門イメージ	1948 ～ 1991	Image	132
	カタログ	1980 ～	Text/Image	8,100
	画像デザイン	2003 ～	Text/Image	320
	フォント	2004 ～	Text/Image	89
	実用新案デザイン	1970 ～	Text/Image	2822
日本	登録公報	1965 ～	Text/SGML	1,215
		1965 ～	Image	4,525
ドイツ	登録公報	1988 ～	Text/Image	918
WIPO	登録公報	1999 ～	Text/Image	357
OHIM	登録公報	2003 ～	Text/Image	1,861
過去海外資料	登録公報	1975 ～	Text/Image	1,867
米国	登録公報	1997 ～	Text/Image	310
計		1,107		

＜表Ⅶ-2-6＞ 商標検索DB構築の現状

(2009年12月末現在、単位：千件)

区分	資料の種類	構築年度	資料の形態	件数
国内	書誌	1950 ～	Text	2,348
	見本イメージ	1950 ～	Image	2,190
	拒絶包袋専門イメージ	1989 ～ 1998	Image	151
	登録書類綴専門イメージ	1974 ～ 1999	Image	527
	登録原簿専門イメージ	1952 ～ 1991	Image	379
合計				5,595

3) 評価および今後の見通し

2008年に国内外特許技術データのミス検証および国内データの対外普及のためにWorking DBを設計し、検索DB品質管理の土台が構築された。

2009年から新規入手のデータはWorking DBを通じて事前にミス検証を行った後に搭載している。2012年までは検索DBに搭載された過去のデータに対してもミス検証後に再搭載を完了する計画である。

ロ. 特許文書電子化センターの運営

情報企画局 情報管理課 行政主事 チェ・ジュンヨン

1) 推進背景および概要

特許ネットシステムは、すべての業務処理が紙のないペーパーレス (paperless) システムで構築されている。これに伴い特許文書電子化センター (以下、電子化センタ

一) が、特許庁で受付けたオンライン出願を除いたすべての書面または郵便書類を電子化する目的で、2001年1月に特許庁ソウル事務所に設立した。

特許庁は電子化業務を、特許法により特許文書電子化機関として指定した(財)韓国特許情報院に委託運営している。電子化センターの業務範囲は、電子化対象書類の電子化、出願人確認用のDM発送⁶⁰、特許文書電子化システム運営および関連ソフトウェア、ハードウェア管理、電子出願支援など電子化関連の業務全般である。

2) 推進内容および成果

2009年の電子化センターの電子化対象書類は、2008年と同じ777種類であり、電子化処理量は、電子出願率⁶¹が増加することによって2008年の116千件に比べ33千件が減少した83千件で28.3%減少した。

しかし、電子化センターは2009年に核心成果指標(KPI)として電子化ミス率を選定し、電子化データの品質管理により2009年の電子化ミス率を19.7ppmまで達成した。また、文字商標および過去の特許書類、米国公開の代表図面436千件を電子化し、検索DBに構築して高品質審査環境の構築に努めてきた。

<表VII-2-7> 2009年の特許文書電子化センターの書面書類電子化実績

(単位：件)

区分	書面受付書類 電子化	文字商標 電子化	過去の特許書類 電子化	米国公開の 代表図面電子化	計
処理件数	83,652	111,647	121,123	203,722	520,144

3) 今後の見通し

⁶⁰ 出願人に書面出願書と最終電子化されたデータとの整合性の確認を受けるために、出願人に電子化データを郵便で発送する業務

⁶¹ 2005(90.8%)、2006(92.2%)、2007(93.1%)、2008(94.0%)、2009(94.3%) 知的財産主要統計(2010年2月)参照

1999年にインターネット基盤電子出願システムの特許ネットを開通して以後、特許電子出願率は毎年増加の傾向にあり、電子化センターの電子化物量は徐々に減少すると見込まれる。

これに伴い電子化センターは、電子化されていない過去の特許書類を持続的に発掘して電子化し、完結性ある特許DBを構築して高品質の審査環境の構築に寄与したい。

2010年の書面書類の電子化データミス率は14.22ppmに設定され、持続的に電子化品質を向上できるように品質の管理活動を強化する計画である。

品質分任組およびモニター活動、顧客意見の収集などを通して品質改善事項を発掘し、これを反映して電子化プロセスを改善することによって電子化品質向上に寄与する。

ハ. データ管理センターの運営

情報企画局 情報管理課 放送通信事務官 シン・ユチョル

1) 推進背景および概要

1999年1月から本格稼動した特許ネットシステムが安定し、特許庁のデータ政策の方向が量的拡大から質的高度化へと転換された。これに伴い一元化されたデータ管理組織を通じて一貫性のある特許情報データを生産・整備・分析してデータのミスを検証・整備するため2002年5月に「データ管理システム」をスタートした。

現在、データ管理センターは、データ品質管理の専門の担当組織を構成するなど、本格的なデータ品質管理体系を運営している。インターネット公報の発刊、特許情報DB構築、特許情報普及・交換およびデータ整備業務を遂行している。

2) 推進内容および成果

データ管理センターは2002年1～4月に、既が開発されたデータ管理システムを適用したテスト運営を行い、データ生成から分析までの工程、日程、人材別の運営計画をテストした。同センターは特許情報専門機関である韓国特許情報院に委託運営し、データの品質向上はもちろん、データ事業に対する効率的な管理と予算削減を行うことができた。

スタートした初年度の2002年には、デザインのカatalog、書面包袋など62千件の過去の書面資料を電子化した。特許庁の検索および特許ネットDBのミスや漏れのデータ85千件を整備した。

2003年に文字商標の円滑な検索のために、データ生成工程に商標名の入力を追加した。2004年からは過去の文字商標名の検証と外国書面デザイン公報の電子化を同時に推進した。2006年には特許データ検証式を導き出し、データ整備のマスタープラン策定などデータ品質管理の基盤を作った。国内外の特許情報分析およびファミリーデータの再構築など、高付加価値データの加工に注力した。

2008年に政府機関では初めてデータ品質管理の自動化システムを構築した。

その結果、特許庁は政府機関で初のデータ品質管理大賞（文化観光部長官賞）を受賞した。政府機関中で唯一データ品質認証（データベース振興センター主管）レベル2を受けることになった。

2009年には、データ品質管理だけを専門に担当する別途の組織を構成してデータ品質管理組織を強化した。また、既に構築したデータ品質管理の自動化システムを高度化し、データ品質管理の指針および手続きも構築した。特に、特許庁データ品質管理の規定（訓令第643号）を制定し、特許庁内のデータ品質管理の活動をより一層体系化した。

<表Ⅶ-2-8> 2009年度のデータ管理センターの処理現状

(単位：千件)

区分	データ品質管理				特許情報DB構築		システム運営管理			特許情報共同活用
	検証式	CSR分析	検証式によるデータ整備	DB検証および整備	国内	国外	公報発刊	優先権交換	CSR修正	
実績	377件	12件	1,704	1,355	2,090	4,751	299	200	11	22,524

3) 評価および今後の見通し

高品質の特許データは特許審査の品質向上につながり、信頼性の高い特許行政サービスのための礎石となった。同センターは2009年に構成されたデータ品質管理組織を中心にデータ品質管理の自動化システムの安定した運営と、データ標準および構造管理などの活動を遂行しており、ミスデータの流入を遮断するために特許データを常時監視している。また、データにオーナーシップ (Ownership) を付与して現業部署と情報化部署の協力下にデータを管理することで全社品質中心の文化を構築している。

今後もデータ品質統制管理を継続していくためにデータ品質管理システムを高度化し、制度化された品質管理の手続きによりミスデータをなくし、世界最高水準の特許行政サービス提供のために努力する計画である。

2. 韓国特許英文抄録の発刊および普及

情報企画本部 情報管理課 記録研究官 ハ・ジョンヒ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は海外で国内の知的財産を保護し特許多出願国家としての地位を高めるために、国内に出願された特許技術の内容を英文に要約した韓国特許英文抄録 (KPA⁶²) を

⁶² KPA (Korean Patent Abstracts)

発行している。発刊された韓国特許英文抄録を海外特許庁および関連機関に迅速に普及し、国家間の先行特許技術調査および技術動向の把握のための相互交換資料として活用している。

2005年10月に開催したW I P O ・ P C T総会で、韓国特許文献をP C T最小限資料に含めることが決まり、これにより国際調査機関にP C T最小限文献として韓国特許英文抄録を提供しなければならない義務が発生した（2007年4月発効）。

韓国特許英文抄録は、特許公報に記述されている発明の主要内容を、海外審査官および利用者が迅速かつ正確に理解できるように、分かりやすい英文で簡潔に記載した英文要約書で、書誌事項、要約文および代表図面で構成されている。

書誌事項は出願・公開（登録）番号、発明の名称、発明者などの11項目で構成されている。英文要約文は明細書全体を要約した内容で、発明が達成しようとする技術的課題が記載された目的の部分（PURPOSE）と、技術的解決手段と構成要素間の関係が記載された構成の部分（CONSTITUTION）で構成され、英文250単語前後の範囲で作成される。

ロ．推進内容および成果

特許庁は、1979年から登録特許を対象に冊子形態で韓国特許英文抄録を発刊した。

1997年から特許3極（米国、ヨーロッパ、日本）の共同により開発されたM I M O S Aソフトウェアを活用して、検索と照会が可能なC D - R O M形態の発刊および普及を行っている。

2000年度から国内出願技術の海外保護を強化するために、韓国特許英文抄録の発刊対象を登録特許から公開特許に拡大した。2007年から外国人が出願したP C T公開特許に対しても韓国特許英文抄録を発刊した。

2009年に134,355件の韓国特許英文抄録が発刊および普及し、2009年末まで計1,444,666件の韓国特許英文抄録DBが構築された。

<表Ⅶ-2-9> 韓国特許英文抄録DB構築の現状

(単位：件)

区分	1979～ 2001	2002～ 2003	2004～ 2005	2006	2007	2008	2009	合計
登録特許	177,052	16,032	7,907	16,859	41,693	36,679	14,543	310,765
公開特許	127,702	167,177	141,082	165,606	301,111	111,411	119,812	1,133,901
小計	304,754	183,209	148,989	182,465	342,804	148,090	134,355	1,444,666

韓国特許英文抄録はCD-ROMで製作され、海外47ヶ所、国内34ヶ所の国内外の知的財産権関連機関に無料で普及している。海外の場合は米国、日本を含む40ヶ国の特許庁とWIPO、EPOなど7の関連機関に配布し、国内の場合は国立中央図書館を含む11の知的財産権関連の機関と23の地域知的財産センターに配布している。また、配布された韓国特許英文抄録はホームページ(www.kipris.or.kr)を通じて無料で検索することができる。

<表Ⅶ-2-10> 韓国特許英文抄録CD-ROMの国内外配布機関

区分	内容
海外 (47ヶ所)	特許庁 (40ヶ所) 日本、中、台湾、マレーシア、ベトナム、シンガポール、インド、タイ、イラン、スリランカ、バングラデシュ、フィリピン、エジプト、南アフリカ共和国、イタリア、キルギジスタン、ロシア、スペイン、スウェーデン、オーストリア、ギリシャ、ドイツ、スイス、イギリス、チェコ、フランス、トルコ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロバキア
	関連機関 (7ヶ所) EPO、ARIPO、APCTT、WIPO、JAPIO、ユーラシアン特許庁、中国特許研修院

国内(34ヶ所)	国会、国立中央図書館、特許法院、地域知的財産センターなど 34ヶ所
----------	--------------------------------------

ハ. 評価および今後の見通し

国家競争力の核心要素として知的財産の重要性が増加しており、米国、日本などの主要先進国は知的財産政策を国家の最優先課題として推進している。知的財産政策の一環として日本、中国などの非英語圏の国家では、自国の特許に対する英文抄録を持続的に発刊し普及している。

過去2年間の韓国特許英文抄録の検索回数は日に日に増加している傾向である。これは外国人の韓国特許情報に対するニーズが増加し、韓国特許英文抄録の重要性が増加していることを意味する。

<表Ⅶ-2-11> 韓国特許英文抄録の検索回数（3年間）

（出処：KIPRIS）

区 分	2007年	2008年	2009年
検索回数	296,523回	544,421回	724,081回
前年対比増減率	117.6%	83.6%	33.0%

韓国特許庁は、韓国内の特許技術の優秀性を世界に広報し、国際的な保護強化のために韓国特許英文抄録がその役割を果たせるように、徹底した品質検証を通じた高品質の韓国特許英文抄録を持続的に発刊および普及し、韓国特許英文抄録の活用拡大のために絶え間なく努力している。

3. 公報発刊および普及

情報企画局 情報管理課 放送通信事務官 シン・ユチョル

イ. 推進背景および概要

2001年7月からインターネット公報サービスが実施された。同サービスは誰でも特許庁ホームページ（www.kipo.go.kr）を通じて、公開公報および登録公報を発刊と同時に無料で閲覧できるサービスである。

1999年から電子出願を実施し書面で提出された特許文書を電子化し、公報発刊の対象書類の大部分が電子文書となった。これに伴いインターネット公報発刊工程を自動化して発刊周期を短縮し、最新の特許技術情報をインターネットを通じて適時に提供することができるようになり、請願人に対する特許技術の情報提供サービスを大幅に強化した。

発刊された公報は特許庁ホームページに毎日掲載し、毎月2回、DVDで製作されて3機関（国内10、海外23）に配布しており、検索DBにも搭載して特許技術情報サービス（www.kipris.or.kr）を通じて民間と海外に提供している。

ロ. 推進内容及び成果

＜表Ⅶ-2-12＞ 2009年度の公報発刊件数

（単位：件）

公開特許	公開実用	登録特許	登録実用	デザイン	商標公告	計
130,876	12,997	55,830	3,906	33,613	57,079	294,301

＜表Ⅶ-2-13＞ インターネット公報メーリングサービス加入者およびメール送件数

（単位：名／件）

区分	2002～ 2004	2005	2006	2007	2008	2009	計
加入人員	1,361	1,332	3,602	2,268	1,804	501 ^{注)}	10,868

発送件数	569,131	378,570	687,700	876,027	862,113	1,007,156	4,380,697
------	---------	---------	---------	---------	---------	-----------	-----------

* 注：メール発送できない加入者を最終的に整理した結果である

ハ．評価および今後の見通し

インターネット公報は、別途のプログラムによってインストールしなくてもインターネット環境のウェブブラウザさえあれば誰でも閲覧可能なPDF文書形態で発刊している。発刊工程の大部分が自動化されて進行され、発刊対象データの正確性の確保のために多段階の検査および監修工程を行っている。

また、発明家、企業および研究者、弁理士など特定分野の最新の特許技術情報が必要な請願人のために、新しく発刊された公報と関心分野の情報リストを電子メールで送付する「Push Mailサービス」を実施している。2010年には出願人に公報発刊の事実をEメールであらかじめ通知する「公報発刊の事前お知らせサービス」を導入して公報ホームページを改善するなど、請願人の便宜増進のために持続的に努力していく計画である。

過去の紙媒体の公報時代から電子媒体の公報時代への転換がすべて完了した。

今後も特許技術情報流通の拡張、請願人の便宜増進および権益保護、さらには、国家競争力向上のための国際標準とIT新技術が反映された世界最高水準の公報発刊サービスを提供する計画である。

第4節 電算装備の運営および維持

1. 特許ネットシステム基盤インフラの高度化

情報企画本部 情報管理課 電算事務官 李・ジェグン

イ. 推進背景および概要

1999年1月に、世界で初めて出願・審査・審判・登録・公報発刊など特許行政の全分野を完全自動化した特許ネットシステム（KIPOnet）を開通した。2005年には、365日24時間体制で、いつでもどこでも出願と審査が可能な無中断システムを構築し、2006年には災害、テロなど各種非常状況に備えた特許ネット災害復旧システムの構築を完了した。2007年には政府統合電算センターの発足にともない特許電算センターおよび災害復旧センターを光州政府統合電算センターおよび大田政府統合電算センターへ移転した。

2009年には、オンラインサービス障害発生を抑制するために新規開発システムの事前検証のための特許ネット品質検証環境を構築した。

特許ネットシステムインフラ構築の状況を見ると、特許ネット事務処理、電子出願、検索システム、審査システムなどほとんどの情報システムは光州統合電算センターで稼働され、災害復旧センターは大田政府統合センターに構築し、データリアルタイムバックアップおよび災害が発生した場合にも3時間以内に自動転換する復旧体系を構築した。

特許庁電算センターには、統合セキュリティー管制センター、国家間審査の情報交換、品質管理・維持補修・開発システムなど運営および開発に必要な最小限の情報システムを備えた。

特許ネットシステムが開通して以後、サービスの量的な増加と使用者の多様な要求事項を満足させるために、持続的に電算インフラを拡大した。

これまで特許ネットシステムの基盤安全性と効率性の保障、世界最高水準の特許行政情報システムの構築および24時間体制の無中断サービスなど、システムの品質向上のために基盤インフラの高度化を持続的に推進した。

ロ. 推進内容および成果

2009年には、1回目の導入事業を通じて検索システムの統合、知的財産統計ポータルシステムの構築、未来型検索システムの構築、品質改善環境の構築、情報保護体系強化に必要なサーバー18台、常用ソフトウェア71台、ディスク23TB、その他装備26台などを確保した。2回目の導入事業では特許ネットシステム開発支援、コールセンターの高度化、化学構造式の分析ツールなどを確保して特許ネット開発および運営に必要な電算資源を適時に提供した。また、特許ネット品質検証システムを構築してこれから新規開発システムおよび改善課題に対する徹底した事前の品質検証ができる環境も構築した。

このように基盤インフラの拡大および高度化を通じて特許ネットシステムの安全性および性能を高めた。特許ネット基盤システムの運営成果を見ると、ハードウェアおよびネットワークの稼働率は99.999%を達成し、特許ネットシステム使用者の体感速度は3秒以内を達成した。また、オンラインサービス障害時間は前年に比べ約7%上方の830分を超過し達成した。

<表Ⅶ-2-14> 現在確保されている電算機および常用ソフトウェアの現状

区 分	数量(容量)	備 考		
		特許ネット	検索	災害復旧
サーバー (UNIX)	78台	33台	34台	11台
ディスク (論理)	193TB	41TB	73TB	79TB

常用ソフトウェア	199種	
----------	------	--

ハ. 今後の見通し

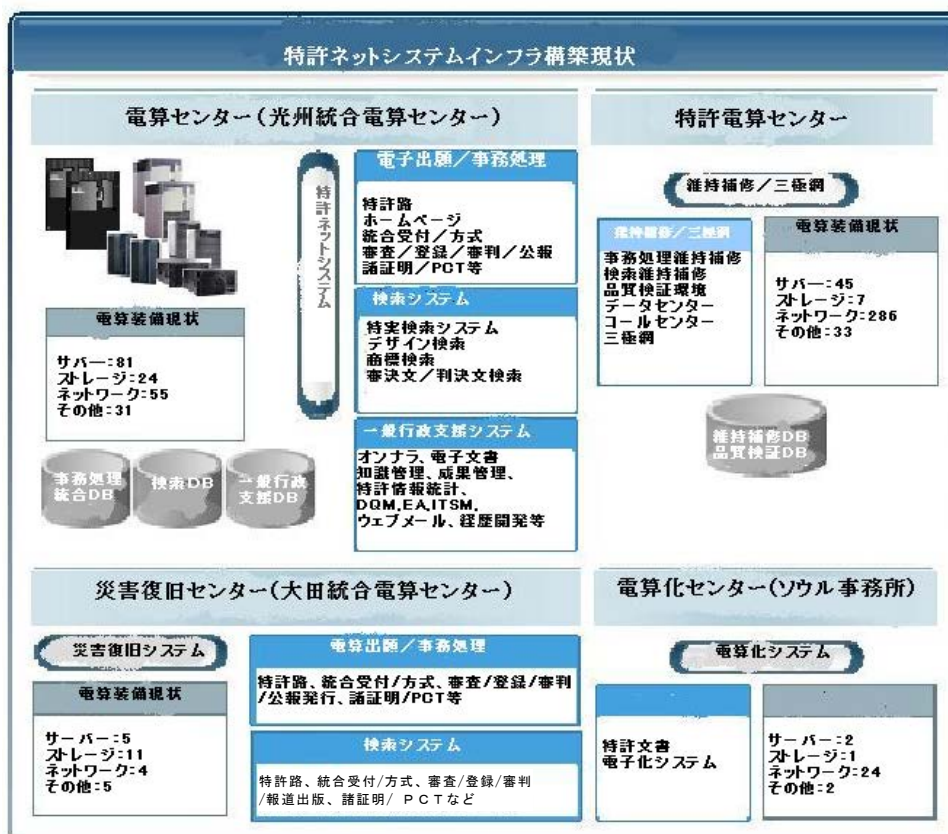
2010年には特許ネット基盤システムの安全性と性能改善のための電算機および常用ソフトウェアを持続的に拡大して基盤アーキテクチャーを高度化し最適の基盤インフラを維持する計画である。

また、ネットワーク装備および通信ライン交替を行い通信速度を100Mbpsから1Gbpsに改善して特許と実用新案のデータ増加にともなうディスクの増設、情報保護システムに対する高度化、常用ソフトウェアライセンスの増設など持続的に推進する計画である。

2010年の分析設計中である第3世代特許ネットシステムが、2011年に本格的に開発し構築されるのに伴って、これからは別のサーバーに使用者のPC仮想化環境を構築した後、PCのない端末機だけで重要な業務を遂行するサーバー基盤コンピュータ（SBC）技術が導入される予定である。

近々到来するモバイルオフィス環境に備えて、インターネット電話（VoIP）、無線ラン（WiFi）、統合コミュニケーション（UC）など、未来ITインフラ技術に対する転換を準備していく計画である。

<図VII-2-1> 特許ネットシステムのインフラ構成図



2. 利用者支援顧客満足度の向上

情報企画本部 情報管理課 電算事務官 チョン・イクス

イ. 推進背景および概要

特許ネットシステムの利用者支援サービスは、個人用電算装備（PC、PC用ソフトウェア、モニター、プリンタなど）の障害要因を事前に予防し点検して、障害発生時に迅速かつ正確な支援を行い、利用者の不便を解消することによって業務空白を最小化する役割を担当している。

＜表Ⅶ－2－15＞ 年度別の利用者支援現状

サービス支援事項	2007年度	2008年度	2009年度
障害受付および処理	30,961件	33,200件	35,003件
訪問サービス	3,066件	3,714件	3,753件
ハッピーコールサービス	3,101件	3,321件	3,510件
在宅勤務支援	2,339件	1,546件	1,353件
集中支援サービス	-	167人/572回訪問	253人/795回訪問

ロ. 推進内容および成果

利用者支援サービスは、障害処理サービスの品質強化のために、2009年3月に障害分析システム⁶³を内部開発し、正確で早いサービスを支援した。障害予防のための有害ソフトウェア遮断システムを2009年12月に内部開発し、先端障害処理システムの構築のために努力した。

また、2008年から実施した多回要請者の事前集中支援サービスを、2009年からは定期的なサービスに転換実施し、2009年の1年間253人に795回の集中サービスを提供した。さらに、最上の電算業務環境の構築のために2009年に老朽のPCなど643台を交替して業務効率性を向上した。

サービス水準の全般的な向上により、利用者の要求を満たすことが難しくなっているが、事前の集中支援サービス、障害分析システムなど利用者支援サービスの品質強化のための多様な努力を実施した結果、2009年に利用者支援の顧客満足度評価で82.79点（2008年82.24点）という高い成績をおさめた。

ハ. 今後の見通し

⁶³ 障害分析システム：使用者PC障害発生時に自動で誤謬画面と誤謬ログをサーバーに伝送するシステムで、事前障害認知を通じた迅速なサービス支援が可能

2010年の利用者支援サービスは、最上の利用者電算環境を提供することを目標にしている。このために庁内のアンケート調査および利用者の懇談会を開催し、現場での顧客の要求事項を纏めて改善方策を策定して施行する計画である。また、今後、第3世代特許ネットシステムの開発とウインドウ7、ワイドモニタの大衆化などIT技術の発展方向などを考え、審査官の業務速度と疲労度を最小化する多様な支援策を発掘して段階的に推進する計画である。

2010年には、このような利用者に対する支援サービスの多様な努力により、利用者の満足度をより一層高められると期待している。

3. 情報保護管理体制の強化

情報企画本部 情報管理課 電算事務官 チョン・イクス

イ. 推進背景および概要

特許庁は2005年に、365日24時間体制のセキュリティー管制センターを構築し、2006年12月に中央行政機関では初の情報保護関連の国際認証ISO27001を獲得した。そして2008年には個人情報の保護強化のための情報保護専門コンサルティングの遂行など、特許庁の情報保護強化のための多様なセキュリティーシステムおよび管理体制を構築した。その結果、2007～2008年の2年連続で国家情報院主管の公的機関を対象とした「セキュリティー管理実態評価」で最優秀機関に、2008年の行政安全部主管の「個人情報の保護水準診断」で最優秀機関に選ばれるなど顕著な成果を達成した。

2009年にはサイバー侵害事故対策体制の高度化、特許庁の個人情報保護管理体制の強化、特許庁の情報保護内部統制力の強化などを、重点推進の課題に選定して年初から段階的に遂行した。

ロ. 推進内容および成果

一つ目は、特許庁サイバー侵害の事故対策体制の高度化のために、特許庁関連のホームページに対して四半期ごとに模擬ハッキングを義務化し、ホームページに対するセキュリティーを強化して、以前は、特許庁に対してのみ実施していたセキュリティー監視対象を傘下機関まで拡大し、傘下機関に対するサイバー侵害の試みに対しても速かに対応できる体制を整えた。

また、最近セキュリティーの課題となっているDDoS攻撃に効果的に対応するために、「特許庁DDoS対応の5段階体制」の対応策の計画を策定し、実際に模擬訓練を実施して、外部のハッキング攻撃に対する防御体制をより一層強化した。最後に、特許庁および傘下機関のセキュリティー担当者が参加するKIP0-CERT⁶⁴（特許庁の侵害事故対策専門担当チーム）を2009年12月に発足して、特許庁および傘下機関で発生するサイバー侵害事故に対する体系的な対策体制を確立した。

二つ目は、特許庁の個人情報保護管理体制の強化のために、2009年12月に政府機関では初めて、電子出願サービスで使われる顧客の住民登録番号を暗号化し、万が一で発生しうる大規模の個人情報露出事故に備えた。また、個人情報の照会履歴を管理できる監査システムを構築し、個人情報の不正な乱用を防止することができる体制を構築した。さらに、新規の情報化事業を対象に「個人情報の影響評価制度」を導入して、開発中に発生する可能性のある個人情報の侵害要因を計画の段階から分析・除去することで、特許ネットシステムの個人情報保護体制を全般的に改善した。

最後に、特許庁の情報保護内部統制力の強化のための方策として、すべての情報化事業に対し事前のセキュリティー検討を義務化し、事業推進時に発生するセキュリティーの問題点を事前に補完できる体制を策定した。また、外注の委託事業に対するセキュリティー体制の強化のために、2009年12月からセキュリティーおよびデータベース管理など重要な核心業務については、公務員による直接運営を実施している。これを基盤に2010年には、非常時の特許ネット基盤システムの安定的な運営に必要な核心

⁶⁴ CERT (Computer Emergency Response Team) : コンピュータ侵害事故および対応のために、非常専門担当チームで侵害事故の予防および対策能力を備えた専門家たちで構成

業務を中心に、公務員の専門性の強化を推進する計画である。

特許庁はこのような努力の結果により2009年9月に、行政安全部主管の「第1回 情報保護有功機関の褒章」で大統領から機関表彰を受賞した。また、国家情報院主管の「2009年のセキュリティー管理の実態評価」でも2007～2008年に続き3年連続の最優秀機関に選ばれ、その他、行政安全部主管の「公的機関の個人情報保護水準の診断」でも2008年に続き2009年にも最優秀機関となった。

ハ. 今後の見通し

特許庁は情報保護体制の確立のため多様な努力を行い顕著な成果を達成した。新しい類型の侵害事故および利用者の不注意などにより発生しうるセキュリティー事故を事前に予防して、知的財産権関連で最上のセキュリティーサービスを提供するために、既存の中長期計画を補完した「3ヶ年（10～12年）情報セキュリティー強化の計画」を策定して段階的に推進する計画である。

特許庁は2010年にも知的財産行政の主務部署として、顧客の知的財産権の安全な保護のために最善の努力を傾ける計画である。

第3章 企業型責任経営システムの定着

第1節 成果主義文化の内在化

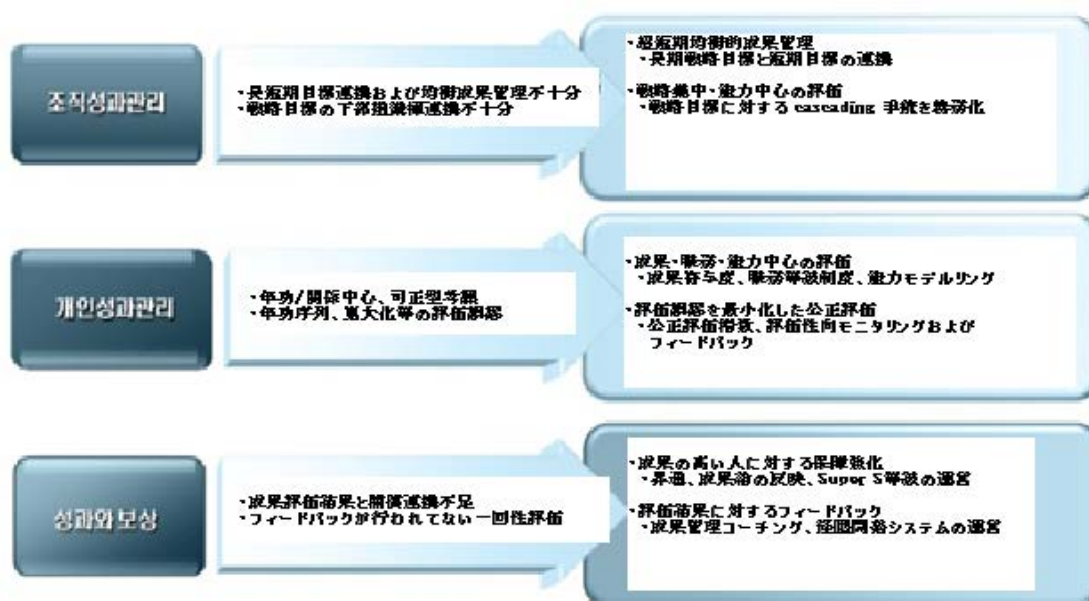
1. 特許庁の成果管理制度の概要

企画調整官 成果管理チーム 行政事務官 クァク・ソンミ

イ. 推進背景および経過

特許庁は2005年に成果管理システムを導入して以来、成果契約制度、職務等級制度、能力モデリングなど成果管理制度を導入し定着させている。このような成果管理システムは、組織成果と個人成課の有機的な連係と、組織と個人の共生発展を誘導して成果と補償体系を連係し、成果にともなう責任を強化する形態で発展してきた。

<図VII-3-1> 特許庁の成果管理システムの特徴

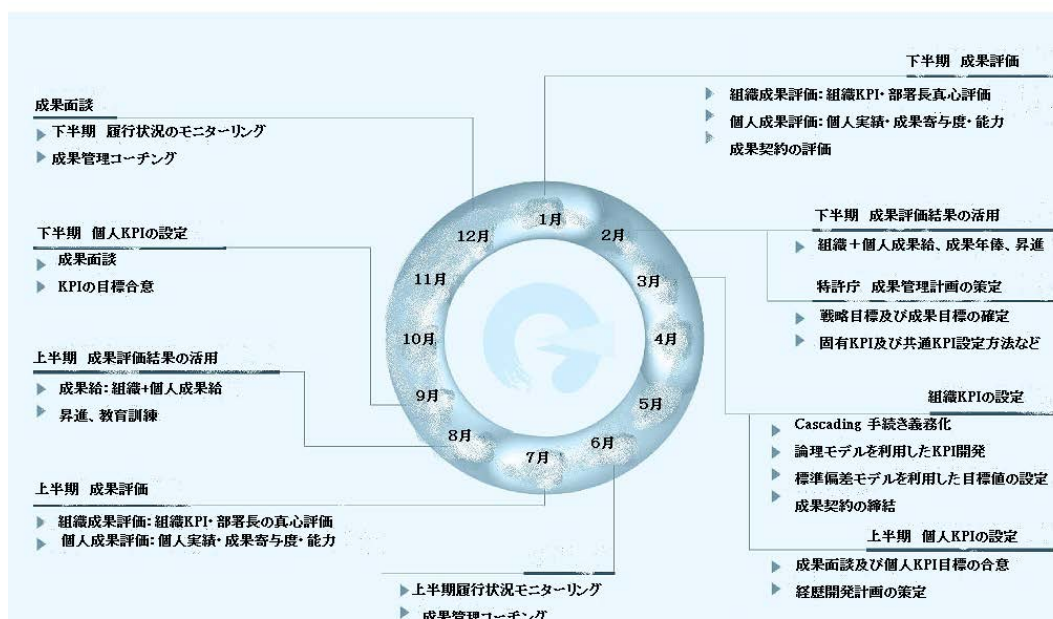


ロ. 推進内容および成果

1) 特許庁の成果管理サイクル

特許庁はPlan-Do-Seeの成果管理体制により、成果管理サイクルを形成している。年度別に特許庁の成果管理計画を策定した後、戦略目標および成果目標を反映して各部署別に組織KPIを設定する。部署員は部署長との成果面談を経て個人KPIの設定および経歴開発の計画を立て、課長級以上は上級者と成果契約を締結する。これに対して半期別の成果評価を通じて実績を点検し、反映させる構造で成果管理サイクルが形成されている。

<図VII-3-2>特許庁のBSC成果管理サイクル



2) 特許庁の成果管理内容および主要成果

特許庁の成果管理は、成果管理戦略の計画を策定した後、特許庁全体のミッションとビジョン、戦略目標および成果目標を設定して、これを局と課の単位で下部展開を行い、局と課の組織KPIおよび個人KPIの設定と履行状況を点検し評価する。

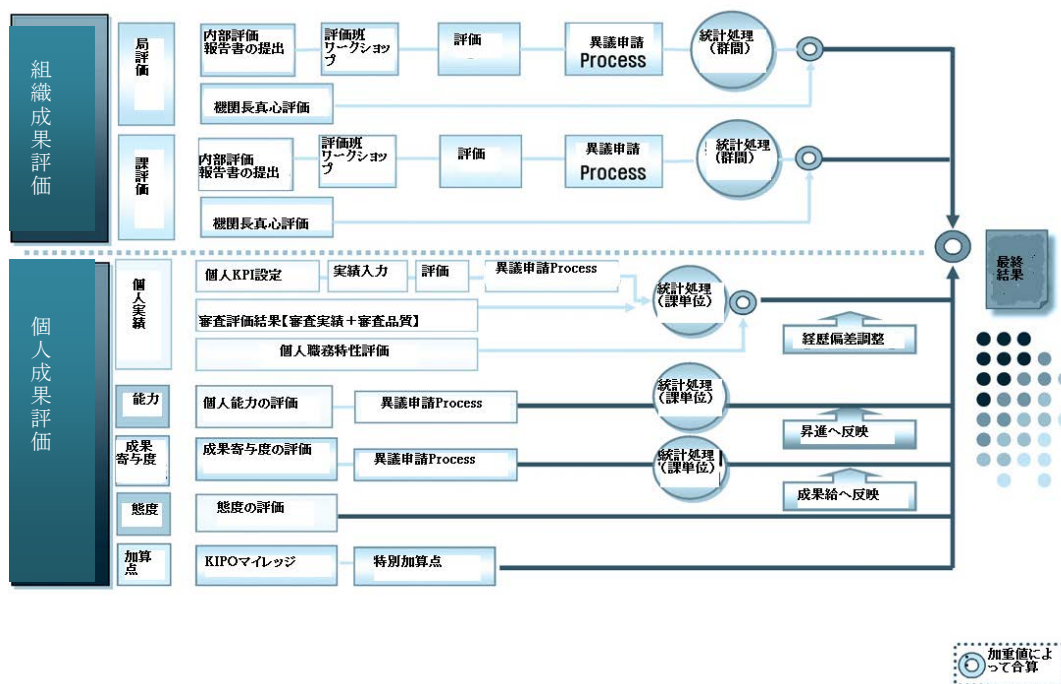
具体的に組織成果管理は、全職員が共通に達成しなければならない共通KPI、部署の主要業務を代表する固有KPIで成り立ち、KPIで設定できない業務に対しては機関長の誠意のこもった評価で補完している。2009年度の場合は全体KPIのうち、82.3%が目標を超過達成した。組織成果を個人の成果と連係しているが、高位職であるほど組織成果に対する反映の比重を高くして組織成果に対する責任を強めている。

個人成果管理は、個人KPI、能力、成果寄与度などで構成され、分期別の成果点検および半期別の成果評価を通じて個人の成果管理が行われる。特に、個人成果評価の時には、評価者の評価ミスを減少させるために寛大化、年功ミス、中心化傾向などを指数化した公正な評価指数を開発した。評価者にリアルタイムでフィードバックを提供して公正な評価を誘導している。

また、成果評価と職務等級制度を連係して職務中心の成果管理制度を指向している。2009年の下半期に特許庁全体の職務に対する職務分析および職務評価を実施し、職級別に重要度および困難度が高い職務を選定した。選定された職務の遂行者に対して一定の職務値段を付与し、成果評価にインセンティブを付与している。

このような個人および組織の成果評価は、課長級以上は成果年俸および成果契約評価、4、5級以下は成果賞与金および昇進評価などの報酬と人事の部分と直接連結させ、成果管理のための強力な誘引を提供している。

<図Ⅶ-3-3>特許庁の成果評価運営体制



ハ. 評価および今後の見通し

BSCに基づいた成果管理制度の導入以来、職員の持続的な意見収集を行い制度改善の努力により、韓国特許庁の実情に符合した成果管理制度が定着した。その結果、部署全体を対象に成果管理能力、成果管理文化、計画およびフィードバックなど、成果管理の全般的な水準を評価する国務総理室の成果管理水準診断において2008年に「発展段階」、2009年には最高水準の「成熟段階」を受け大統領表彰を受賞するなど、対外的にも高い評価を受けた。

今後も成果管理制度を通じて対内的には、持続的な成果創出のために動因を誘導し対外的には、特許行政の透明性と責任を強化して競争力のある機関に新たに生まれ変わる積極的な制度運営が要求される。

2. 成果主義文化の定着

企画調整官 成果管理チーム 行政事務官 クァク・ソンミ

イ. 成果主義への認識転換

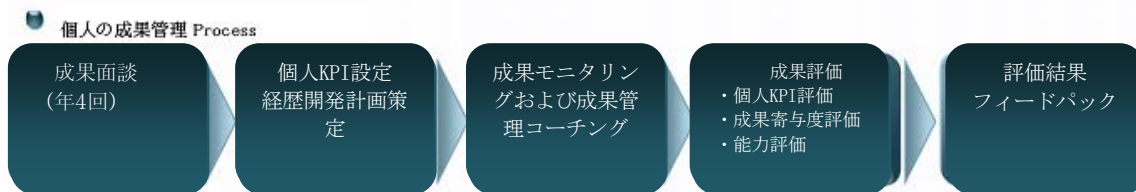
特許庁は2005年に成果管理制度を導入してから2009年度の成果管理水準「成熟段階」に至るまで、年功序列などの慣行改善のために幹部級および一般職員を対象に持続的な疎通チャンネルと制度補完を行い、成果主義に対する認識を切り替えてきた。特に、成果管理制度の運営について実質的な責任がある部署長の認識向上および変化を導くために、定期ワークショップおよび教育を実施し、成果管理の履行程度をモニターするなど認識転換の努力を持続的に実施した。

ロ. 成果主義文化定着のための努力

特許庁は成果主義が組織文化に内在化できるように職級に適合した成果管理の履行手段を準備している。

まず、部署長と部署員間の分期別の成果面談運営を全職員が履行しなければならない共通指標を設定して成果管理履行を制度化にした。成果面談を通じ部署長はメントとして部署員に対し成果向上のための助言およびコーチングを行い、個人成果目票およびKPIが設定され、成果評価の結果に対するフィードバックを提供した。

<図Ⅶ-3-4>個人成果管理の主要内容



● 個人成果管理 Process

- 持続的な成果管理のために定期的な成果面談を実施し、面談内容をオンラインの評価ノートに記録
- 第一四半期の成果面談後、組織の成果目標と連携して個人のKPI設定及び経歴開発の計画策定
- 履行状況のモニターリング及び成果管理コーチングの実施後、半期別の成果評価、成果面談を通じて評価結果をフィードバック



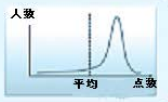
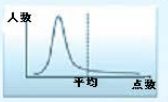
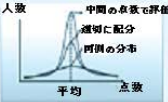
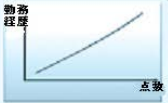
次に評価の時に発生する寛大化および厳格化、年功ミスの程度を指数化した公正な評価指数を開発した。評価者に自分自身の評価指向およびミスなどを直接フィードバックするシステムを構築し、公正な評価文化が定着した。評価者は評価前後の公正な評価指数を通じて自分自身の評価指向を認知でき、評価ミスを最小化することができた。このような公正な評価指数を運営した結果、年功序列の指数は(2008年上半期) 0.7、(2008年下半期) 0.15、(2009年上半期) 0.04、(2009年下半期) 0となり、徐々に改善され、年功などに関係なく成果と能力による公正な評価が定着していることが分かった。

<図VII-3-5>公正な評価指数

● 公正評価指数の開発

- 成果評価の際に発生する評価者の評価誤謬の程度を計量化した公正評価指数 (FAI) 開発
 - ✓ 公正評価指数 [FAI: Fair Assessment Index]: 評価誤謬の累計のうち、定量化が可能な寛大化/厳格化、中心化及び年功誤謬程度を指数化したもの

● 評価誤謬の累計

寛大化効果 (Leniency Effect)	被評価者の実際の業績や能力より高く評価しようとする傾向、特定人を低く評価し、多数を寛大に評価する場合に発生	
厳格化効果 (Severe Error)	被評価者の実際の業績や能力より低く評価する傾向、特定人を高く評価し、多数を厳格に評価する場合に発生	
中心化傾向 (Central Tendency)	被評価者全ての中間の点数で評価しようとする傾向	
年功誤謬 (Seniority Error)	被評価者の学歴や勤続年数、年齢など、年功に左右されて発生する誤謬	

一方、中間管理者の成果管理リーダーシップ向上のため、半期別に成果評価能力強化ワークショップを実施して評価制度に対する理解を高め、職員に対するコーチング能力などを向上させている。また、半期別の成果管理リーダーシップ診断で部署長の成果管理プロセス履行を促し、成果管理の文化が定着できるようにした。

ハ. 評価および今後の見通し

特許庁は成果管理制度の導入と共に、成果主義の安定的な定着および職員の受け入れのために多様な制度を併行してきた。今後も成果管理の面談および成果管理コーチングなどをより一層活性化し、成果管理に対する職員らの共感を形成して成果管理の文化を内在化することができるようにしたい。

第2節 変化管理の推進

1. 提案活動の活性化

企画調整官 行政管理担当官室 工業事務官 チョン・スファン

イ. 推進背景および概要

特許庁は責任運営機関の第2期のスタート(2008.5)後、「超一流のグローバル特許庁、知的財産富国先導」という特許庁のビジョン達成のために、職員の創意的なアイデアを政策に反映するために、既存の提案制度の問題点を検討・改善して多様な公募提案制度を実施した。

特許庁はこれまで体系的でなかった提案管理プロセスを新しく確立して、職員らの大切なアイデアが死蔵しないように活発に議論を行い、政策および制度改善に直接反映した。また、常時提案制度とともに、時宜性ある政策公募を実施して新規の政策発掘および制度改善に努力した。特に、2008年の2度にわたる創意政策報告会で幹部陣が見せた率先垂範の姿勢は、職員らの自発的な提案活動への参加を活性化する契機となった。

2008年に成し遂げたこのような特許庁の努力は、提案活動が高品質の政策開発だけでなく全職員のコミュニケーションの場としても活用されることがわかった。2009年に特許庁はこれまでの成果を土台に、さらに多くの職員らが提案活動に積極的に参加できるように努めてきた。

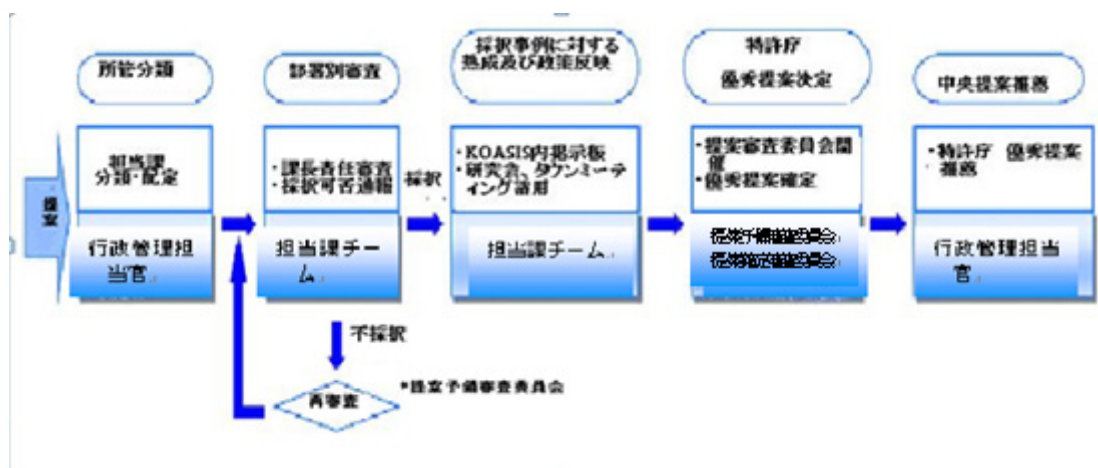
ロ. 推進内容および成果

提案制度が成功的に運営されるためには、何より構成員の自発的な参加が重要である。提案者の提案がむなしく終わらず積極的な検討と政策反映につながる時、提案者の参加意志もそれだけ高まるので、現場の声が死蔵されないように提案総括管理プロ

セスを確立して補完した上で施行した。

一つ目は、提案に対して実務者が検討し採択有無を決める方式で、担当課長の責任下に審査(担当課長の決裁)を進行させ、提案登録日から1ヶ月内に採択・非採択の有無を確定して通知するようにした。二つ目は、「提案予備審査委員会」の主管で非採択された提案中、実現可能性が高い提案を選定して担当課で再審査を行い提案に対する審査手続きを強化した。三つ目は、採択された提案の中で優秀な提案に対しては、研究会・KOASIS掲示板などにアイデアを熟成した。四つ目は、提案者と熟成過程の参加者にマイレージを付与した。最後に、優秀提案選定審査委員会に外部委員を含んで評価の公正性を強化した。

<図VII-3-6> 提案総括管理プロセス



提案審査委員会機能および運営

- ・ 提案予備審査委員会 (委員長:行政管理担当官、委員:創意促進者)
 - 「特許庁優秀提案」予備審議を通じて提案確定審査対象を選別
 - 不採択された提案の中で再審査対象を選別
- ・ 提案確定審査委員会(委員長:企画調整官、委員:課長級、外部専門家)
 - 「特許庁優秀提案」確定審議
 - 半期別に最低1回以上の運営

特許庁は改善された提案管理プロセスの運営と共に、職員らが提案活動に積極的に参加できるように常時の提案制度の運営と、時宜性ある公募提案を実施した。

常時提案の場合は窓口を一元化にし、管理することによって職員らが新しいアイデアをいつでも提案できるようにして、提案の処理過程を透明にした。

また、特許庁は実効性ある提案の発掘と、政策内容の伝播および創意文化の拡大という観点から対象集団と主題を別にして提案公募の創意政策報告競演大会を運営した。責任運営機関の第2期のスタート(2008.5)と同時に、幹部級を対象にした創意政策報告競演大会をスタートに、2009.8まで計4回の創意政策報告競演大会を推進した。

2008年に書記官以上を対象に実施した第2回の創意政策報告会は、幹部陣の積極的な参加により創意・実用組織文化を広める契機となった。この報告会では実用的な政策発掘および特許庁で議論されるすべての領域の 이슈を公論化する契機を提供した。また、創意政策報告会を通じて提案されたオーダーメイド型の3トラック(早い/普通/遅い)特許審査制度は、2009年に中央優秀提案競争大会で大統領賞を表彰された。

<表VII-2-16> 2008～2009の創意政策報告競演大会の運営内容

区分	大賞	主題	評価者	公募結果	インセンティブ
1次 (2008.5)	副理事官 4年目以上 課長級	先進一流国家建設のための特許庁の政策提案競演大会	・長官主管 ・1次評価(事務官/局長) ・最終評価(外部委員)	・107人中57人応募 ・優秀提案4件選定および推進(オーダーメイド型3Trackなど)	・希望職務発令:2名 ・昇進:1名

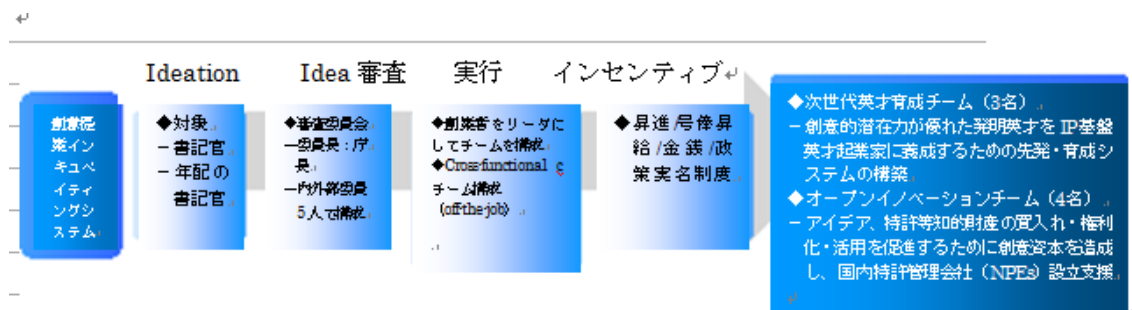
2次 (2008. 6)	課長 4、5級書記官	懸案4分野 主題	・庁長主管(局長級評価団) ・書面評価→発表評価	・41件の政策提案 ・優秀提案5件選定および推進(知的財産権中心の技術獲得戦略など)	・希望職務発令:3名 ・留学:1名
3次 (2009. 5)	4.5級無職責書記官	TFチーム長選抜のための政策公募	・庁長主管(局長級評価団) ・書面評価→発表評価	・オープンイノベーションチームの構成	・TFチーム長選抜
4次 (2009. 7～8)	全職員	特許庁発展に寄与する政策提案	・庁長主管(局長級評価団) ・書面評価→発表評価	・1035件応募 ・優秀提案16件選定・推進	・優秀提案者褒賞

2009年には2度にわたり創意政策報告競演大会を開催した。第4回目の創意政策報告競演大会では参加範囲を全職員に拡大した。その結果、特許庁の職員が70%参加し、1035件の提案応募という驚くべき成果を上げることができた。先んじた創意政策報告会で見せた幹部陣らの参加文化が、全職員に広がった結果であった。量的側面だけでなく質的側面でも「PCT審査報告書作成魔術師開発」、「電子文書可読性向上」など現場で活用可能な提案を多数発掘して業務に反映させ審査品質向上に寄与した。

また、特許庁は企業の研究開発部門での創意的なアイデアを、革新的技術や製品ソリューションへと発展させるために運営するプログラムを、公的部門のオーダーメイド型に切り替えた「創意提案インキュベーションシステム」を運営した。この制度は創案者をチーム長とし、提案を推進することによって提案の実行力を高めることがその目的である。チーム長を課長と同等に待遇して有効な提案の発掘にも一定部分の効果があると言える。

現在、韓国型ビル・ゲイツ育成のために、英才選抜、育成、補償、管理体制の構築を目標にした次世代英才起業家育成チームと、第3回創意政策報告競演大会により構成された開放革新チームが、特許パテントトロールに対応するための創意資本造成のために活発に活動している。

＜図Ⅶ-3-7＞ 創意提案インキュベーションシステム



ハ. 評価および今後の見通し

去る1年間行われた特許庁の提案活動は、提案参加文化が特許庁全体に広がる契機となったことが大きな意味がある。第4回の創意政策報告競演大会で職員らが見せた参加の熱気と応募された高級な提案らは、職員らの集団知性をを特許庁の発展にどのように活用できるかを見せた重要な事例と言える。2010年も全職員を対象にした創意政策報告会を定期的実施し、自発的な参加文化の定着に尽力したい。また、創意提案インキュベーションシステムをより活性化させ、有効な提案を発掘して実現することによって創造的で実用的な特許行政を持続的に発展させていく計画である。

2. 創意実用的な組織文化活動の展開

企画調整官 行政管理担当官室 司書事務官 キム・チャンス

イ. 推進背景および概要

特許庁は2006年に人事、組織、財政運営の自律性を確保する企業型中央責任運営機関に転換し、強力な成果主義を基本にした企業経営体制に突入した。このような組織の目標達成のための成果管理システムの導入および成果主義の経営、組織、個人成課にともなう報酬の差別支給など、成果主義の施行にともなう行き過ぎた競争によりチームワークの瓦解、職員間の相互不信、コミュニケーションの断絶など殺伐な組織の

雰囲気は底辺に造成され、何のための革新なのかに対する懐疑感が蔓延となった。このような問題点を解決するために、特許庁の組織文化に対する構成員間の共感を形成し、これを構成員に自然に伝播、共有させるためのプログラムが切実であった。

これに伴い特許庁は急変する経営環境の下で、組織に対する一体感と所属感を付与すると同時に、組織員として自負心を持つことができる変化管理活動を展開して全構成員を一方向に向かわせるために変化管理教育を推進した。

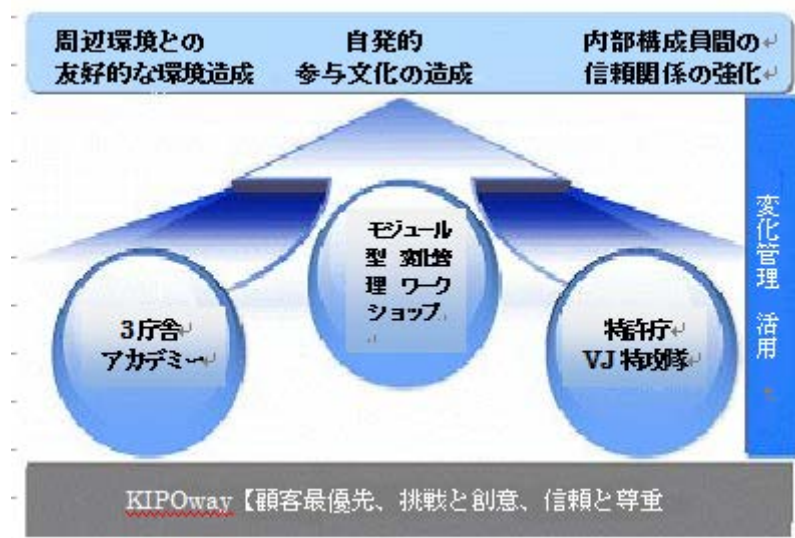
これまでの変化管理活動は「顧客最優先、挑戦と創意、信頼と尊重」という特許庁の核心価値(KIPOway)の内在化教育をはじめ、仕事しやすい職場(GWP)形成運動、問題解決型の6シグマなどの組織戦略に符合して設計して推進されてきた。

このような変化管理活動は、組織のビジョン達成と戦略には符合するが、注入式の集合教育で運営され、Top-down方式の画一化された教育であったために、構成員の満足度や参加の意志を低下させ問題点が指摘された。

特許庁では、このような問題点を解決するために特許庁だけの創意・実用組織文化を組み合わせた変化管理教育の効果を倍加させるために、全体の構成員を対象に変化管理教育に対する意見を取りまとめたところ、ほとんどの職員は特許庁の固有の自発的な参加文化を作るべきであり、内部の構成員間の信頼関係を強化するプログラムを中心に教育を強化すべきだという意見が多く出た。

これに伴い全職員が集まって受講するTop-down方式の画一化された変化管理プログラムを止めて、既存の特許庁の核心価値(KIPOway)教育を効果的に維持しながら、受講者が希望するオーダーメイド型の教育プログラムを開設して、構成員自らが選択して教育を受けることができる自然方式の変化管理教育プログラムに改善して推進した。

＜図Ⅶ－3－8＞特許庁の変化管理プログラム体制



また、特許庁は政府の主要政策方向に符合した創意実用組織文化の展開を推進すると同時に、組織内の構成員間の相互信頼構築およびコミュニケーション活性化を図り、構成員が組織に対する自負心を持てるように変化管理活動に注力した。

ロ. 推進内容および成果

1) モジュール型の変化管理ワークショップ推進

特許庁は創意・実用的な組織文化に対する構成員間の共感を形成し、これを全ての構成員に自然に伝播、共有するためのプログラムとして、構成員自らが設計して教育を受ける「モジュール型ワークショップ」という新しい概念の変化管理教育を施行した。

モジュール型のワークショップは、各部署および研究会別に希望する専門教育や問題解決型の課題遂行、創造・実用教育、招請講演などを自ら構成・計画して申請すれば選定委員会で支援対象を審議した後に支援する形で進

行した。特許庁は2009年7月から4ヶ月の間に局は8チーム、課は9チーム、研究会は6チームの全体で33グループのモジュール型のワークショップを進行した。6シグマ1、タウンミーティング6、TRIZ 1など問題解決型の課題をはじめ、計1,700人余りが参加したモジュール型の変化管理ワークショップを実施し構成員らから好評を得た。このように自発的参加の文化造成のためBottom-up方式のワークショップを実施した結果、大多数の職員らから創意的で実用的な教育であるという評価と高い満足度が得られた。

＜表Ⅶ-3-1＞ワークショップ モジュール プログラム

プログラム	教育コンテンツ
創造実用教育	変化管理、低炭素グリーン成長、創意力量能力強化、意識改革、倫理経営、顧客感動など
招請講演	リーダーシップ セミナー、名士講演、財テク、脳経営、情報化セミナーなど
専門教育	特許法、商標法、デザイン保護法、民事訴訟法、知的財産経営、専門技術、業務関連の専門知識
課題遂行	6シグマ内部報告会、Triz、タウンミーティングなど
チームワーク強化訓練	山岳訓練、体力訓練、共同体訓練など

2)3庁舎アカデミー実施



公務員の変化管理教育に新しい変化をもたらせ、効果的な感性教育のために大田庁舎に入居している機関と共同で、社会・経済・リーダーシップ・自己啓発など多様な分野で成功を成し遂げた各界各層の名士らを招請して市民と共に講演を聞くプログラムの「3庁舎アカデミー」を開催した。特許庁をはじめ、調達庁、統計庁、山林庁、中小企業庁と共に政府大田庁舎5機関が合同で機関間の常時コミュニケーションチャンネルの確保、国民と政府との間での共感形成の場を作るという趣旨で3庁舎アカデミーを推進した。

2009年8月に開催された第1回の3庁舎アカデミーは「よどみない挑戦、情熱と夢」という主題で、登山家オム・ホンギル隊長を招請してヒマラヤ登頂に向かった情熱と夢、無限の挑戦精神の生な体験談を共有する、16座登頂過程で体験した挫折と失敗を克服した話を素材に講義をした。講演会は大田庁舎の公務員だけでなく多くの市民らも参加して盛況裡に終わった。

2009年は、計4回の「名士招請のアカデミー」を開催した。3庁舎アカデミーに公務員だけでなく参加を希望する市民も事前の予約なしの先着順で入場できるようにして国民と公務員が共に参加でき、自然に時代変化に対する個人または組織管理の必要性を認識し、相互共感を形成する契機となって、公職社会教育の新しい一頁を開いたという評価を受けた。



<表Ⅶ-3-2>3庁舎アカデミー講演会の開催現状

開催日時	招請名士	講演のタイトル
2009. 6. 8	16座登頂の登山家 オム・ホンギル	「よどみない挑戦、情熱と夢」
9. 8	前WBAチャンピオン ホン・スファン	「苦しい時期を機会に変えろ」
10. 27	国立癌センター院長 李・ジンス	「癌、考えを変えてこそ勝てる」
12. 15	田舎医師 パク・ギョンチョル院長	「元気な資産管理の原則」

3) 特許庁VJ特攻隊

「特許庁VJ特攻隊」は、特許庁の主要イシューや政策などについて、該当の部による説明機会を開くことで、誤解などの不信風土の拡散を防止し、構成員の共感形成を確保するという趣旨で企画された。組織員のイシューとなる政策を取扱うなど、業務特性上、構成員の意見および建議事項のイシューが多い庁内の各部署、活動事項を広

報したい同好会、研究会などの業務推進の状況を動画で企画・製作して共有する場を作り、庁の職員の理解を高めるのにその目的を置いた。

「特許庁VJ特攻隊」は、庁内で申し込みを受け付け、参加を希望する13のグループで構成した後、製作内容、方法、期間などを勘案して2009年7月から10月まで製作した。主要イシューまたは主要政策に対し担当部署が動画などを通して説明を行い、実務で起きたエピソード、業務内容を紹介する形式で製作して庁内の掲示板に共有することによりすべての構成員に伝えることができ、構成員同士で共感を形成できる業務共有の機会となった。

4)GWP(Great Work Place)

仕事のしやすい職場(GWP:Great Work Place)は、組織内での信頼(Trust)が高く、業務に対する自負心(Pride)が強い、楽しくやりがいのある(Fun)仕事をする仕事場を意味する。特許庁は各室と局などの公式組織だけでなく研究会、同好会を中心に仕事しやすい職場作り運動を推進した。仕事のしやすい仕事場作りは成果主義、競争体制から生じる疲労感をなくし、構成員の満足度を向上させ、変化管理の持続性を確保していくためには重要な役割を果たす。各室と局の特性に合う職員広報リレー、優秀な審査官の選定、内部の体育大会など、自主的なイベント活動とも並行して行い、活発な職場雰囲気作りに大きく寄与している。

5)Homecoming dayイベント

Homecoming dayは、特許家族の自負心を高揚し、特許庁出身の先輩、後輩の連帯を強化する一方、OBとYBのパートナー的な協力関係を通じて、特友会組織の活性化方策を共に考えるよい機会をつくるためのイベントとして開催した。



2009年3月31日に、特許庁の各局および国際知的財産研修院で開かれたHomecoming dayイベントは、ホン・ソンザ(4代)、チョン・ヘジュ

(10代)、チェ・ホンゴン(12代)の元庁長をはじめ、50人のOBと庁長、次長を含む庁内の90人余りの幹部らが参加した。

イベントは知的財産権の発展像をOBらに伝えて特許庁の主要政策に対する広報の場を持ち、OB-YBとの懇談会においては、課長級以上の幹部が参加する特友会の新年祝賀会、先輩と後輩が共に参加する体育大会の開催、審査局別の定期懇談会、庁内の研究会にOB参加の活性化など、先輩と後輩の間で連帯を強化するための色々な方策が議論された。また、晩餐会では同好会の後輩によるお礼の公演、OBとの対話、記念樹など多彩な行事が開かれた。

6)OB招請の懇談会



知的財産強国の建設のために、韓国特許庁のビジョンおよび業務現状について広報するために、業界の教授、判事、弁護士、弁理士など、退職して10年立たないOB 37名を招請して、特許庁の円滑な政策推進のための共感を形成し、相互の意見を交換できる機会を作るためにOB招請の懇談会を開催した。

2009年4月に開かれた懇談会は、知的財産に関するOBの経験を共有し、パートナー的な協力関係を形成した。各局別には、該当局で勤めたOBを招へいして知的財産権の行政現場の発展像を紹介する場を設けた。特に、懇談会ではOBの意見により提示された要請および建議事項に対する支援の可能性の有無を局別に検討して、これに対するアクションプランを迅速に準備して早急に回答文を作成するなど、意見を提示したOBにフィードバックした。

ハ. 評価および今後の見通し

特許庁で去る1年間に運営した変化管理活動は、組織構成員の信頼関係を強化し、自発的な参加文化を造成する教育プログラムを中心に推進したことは、政府の主要政策方向に符合した創意・実用的な組織文化の展開に大きく寄与したと評価できる。自ら

設計して教育を受ける新しい概念のモジュール型の変化管理ワークショップの推進、各界各層で成功した名士を招請し講演会を開催、庁内の主要政策に対する共有プログラムの準備など、変化管理に対する多様な教育と活動を通じた変化管理マインドを広め、組織および個人能力を強化する教育目的を達成したと言える。

特許庁の変化管理活動は、構成員自らが自発的に参加して没頭する教育環境を作り、全構成員が自然に創意・実用的な価値を自ら理解して実践することで組織成果を極大化することができる。このような教育方向は、今後特許庁の固有の組織文化の定着のために持続的に実施する必要がある、また、こういう教育を学習することによって組織員が組織に対する自負心を持つことになる。今後各部署を中心にした変化管理教育および組織文化活動を持続して実施すれば、特許庁は組織と個人の一体感の中で知的財産主務部署として持続的な発展を成し遂げられる見通しである。

第8編

出願、審査・審判、登録分野の 動向及び見通し

第1章 国内出願分野

第2章 PCT及びマドリット国際出願分野

第3章 登録分野

第4章 審査分野

第5章 審判分野

第1章 国内出願分野

第1節 産業財産権全般

対外協力顧客支援局 出願書サービス課 行政事務官 文・キグオン

1. 産業財産権の出願動向

2009年度の産業財産権出願件数は総364,846件で、2008年の372,697件に比べ2.1%(7,851件)減少した。前年比の権利別出願率変動は、特許出願4.2%減少、実用新案登録出願が1.5%減少、デザイン登録出願が2.0%増加、商標登録出願2.1%減少となった。

各権利別の出願動向をみると、デザイン登録出願は57,901件で前年に比べ2.0%増加したが、特許出願は163,395件で前年に比べ4.2%、実用新案登録出願は17,141件で前年に比べ2.0%、商標登録出願は126,409件で前年に比べ1.2%のそれぞれ減少となった。

<表Ⅷ-1-1>過去5年間の権利別出願状況

(単位：件、%)

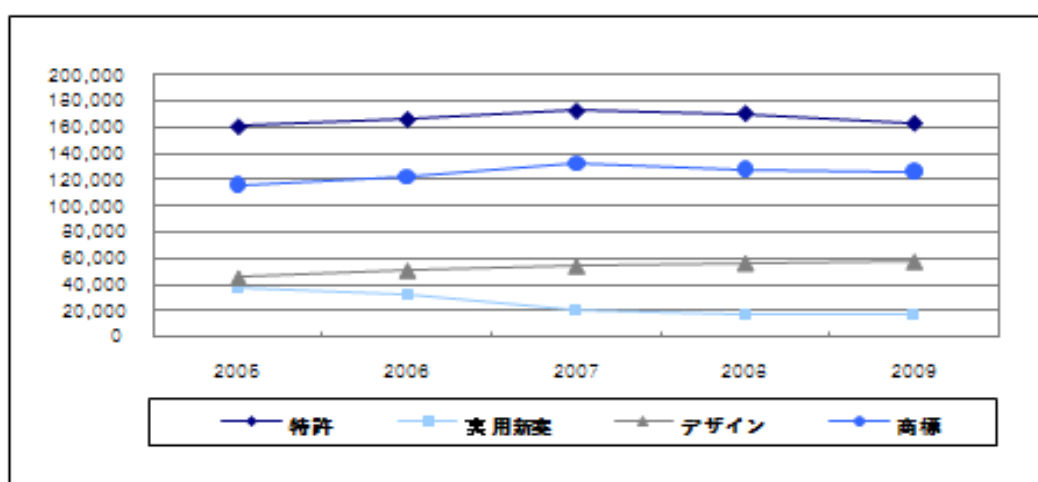
区分	2005	2006	2007	2008	2009
特許	160,921	166,189	172,469	170,632	163,395
	(14.8)	(3.3)	(3.8)	(△1.1)	(△4.2)
実用新案	37,175	32,908	21,084	17,405	17,141
	(△1.5)	(△11.5)	(△35.9)	(△17.4)	(△1.5)
デザイン	45,222	51,039	54,362	56,750	57,901
	(9.8)	(12.9)	(6.5)	(4.4)	(2.0)
商標	115,889	122,384	132,288	127,910	126,409
	(6.8)	(5.6)	(8.1)	(△3.3)	(△1.2)
計	359,207	372,520	380,203	372,697	364,846
	(9.7)	(3.7)	(2.1)	(△2.0)	(△2.1)

- * 注)： 1. 出願受理基準である。
2. ()は前年比増減率である。

3. 複数デザイン、多類商標出願は含まない。
4. 2009年暫定統計(以下同様)

また、産業財産権の年度別出願傾向は、2005年359千件、2006年373千件、2007年380千件で持続的な増加を見せていたが、2008年度は373千件、2009年度で365千件が出願され小幅減少となった。これは2008から原油高、原材料価格上昇、米国の経済沈滞など世界的な経済不況により出願件数が減少したと分析される。

< 図VIII-1-1 > 過去5年間の出願推移



2. 外国人の出願状況

2009年度の外国人による出願件数は57,648件であり、産業財産権の全体出願件数364,846件の15.8%を占めている。権利別では、前年に比べ特許17.1%、実用新案21.0%、デザイン25.1%、商標登録10.7%減少した。また、外国人の全体出願件数は前年に比べ15.6%減少した。

< 表VIII-1-2 > 自国民・外国人別の出願状況

(単位：件、%)

区分	2008		2009		前年対比 増減率	
	件数	比率	件数	比率		
特許	自国民	127,114	74.5	127,301	77.9	0.1
	外国人	43,518	25.5	36,094	22.1	△17.1

	計	170,632		163,395		△4.2
実用新案	自国民	16,971	97.5	16,798	98.0	△1.0
	外国人	434	2.5	343	2.0	△21.0
	計	17,405		17,141		△1.5
デザイン	自国民	52,786	93.0	54,932	94.9	4.1
	外国人	3,964	7.0	2,969	5.1	△25.1
	計	56,750		57,901		2.0
商標	自国民	107,487	84.0	108,167	85.6	0.6
	外国人	20,423	16.0	18,242	14.4	△10.7
	計	127,910		126,409		△1.2
合計	自国民	304,358	81.7	307,198	84.2	0.9
	外国人	68,339	18.3	57,648	15.8	△15.6
	計	372,697		364,846		△2.1

3. 法人及び個人別の出願状況

2009年度の法人出願は241,881件で前年に比べ5.1%減少したのに対し、個人出願は122,965件で前年に比べ4.3%増加した。

個人出願が増加した原因は、個人出願の出願手数料減免、出願手続き簡素化、公益弁理士の無料相談などで知的財産権に対する認識と関心が非常に高くなったことと、電子出願システムの機能改善、出願Expert System構築、中小企業確認ツールの設置、赤表示の案内制度施行など誰でも簡単に便利に知的財産権を出願することができる出願環境を改善するとともに相談を強化するなど、多様な支援制度を持続的に発掘して推進したのが起因となった。

法人の場合、デザイン登録の出願件数が前年に比べ4.4%増加したのに対し、特許や実用新案登録、商標登録の出願件数は前年に比べそれぞれ6.9%、9.5%、5.1%減少した。個人の場合は、特許登録、実用新案登録、商標登録の出願件数が前年に比べそれぞれ6.6%、2.7%、2.7%増加したのに対し、デザイン登録の出願件数は前年に比べ0.3%減少した。

＜表Ⅷ－1－3＞法人・個人別の出願状況

(単位：件、%)

区 分	法人			個 人			全 体		
	2008	2009	増加率	2008	2009	増加率	2008	2009	増加率
特許	137,189 (80.4)	127,758 (78.2)	△6.9	33,443 (19.6)	35,637 (21.8)	6.6	170,632	163,395	△4.2
実用新案	6,076 (34.9)	5,501 (32.1)	△9.5	11,329 (65.1)	11,640 (67.9)	2.7	17,405	17,141	△1.5
デザイン	28,569 (50.3)	29,813 (51.5)	4.4	28,181 (49.7)	28,088 (48.5)	△0.3	56,750	57,901	2.0
商標	83,014 (64.9)	78,809 (62.3)	△5.1	44,896 (35.1)	47,600 (37.7)	2.7	127,910	126,409	△1.2
計	254,848 (68.4)	241,881 (66.3)	△5.1	117,849 (31.6)	122,965 (33.7)	4.3	372,697	364,846	△2.1

* 注) ()内は法人及び個人別の構成比である。

4. 女性及び学生の出願状況

2009年度、女性の出願は20,747件で前年に比べ3.0%増加し、学生の出願は4,272件で前年に比べ34.6%の大幅に減少した。

これまで女性や学生の出願は急増していたが、2007年以降は女性出願の増加傾向が一時的に止まっている。しかし、女性の社会進出や地位向上などの環境変化と、女性企業家の優秀商品や発明品の博覧会、全国巡回知的財産権の説明会、女性発明の優秀事例発表会など、女性の発明に対して特許庁が行った政策的な努力が継続しており、女性の出願は再び増加する見通しである。

学生の場合、これまで出願件数とは関係なく、出願手数料は100%減免(商標登録の出願手数料除外)を受けたが、2009年からは権利別にそれぞれ年間10件に対してのみ手数料の免除が認められ、それ以上の出願手数料に対しては免除対象から除外されたことにより大幅に減少した。

＜表Ⅷ－1－4＞女性及び学生の出願状況

(単位：件、%)

区 分	2005	2006	2007	2008	2009
女性	16,091 (12.6)	20,254 (25.9)	19,649 (△3.0)	20,145 (2.5)	20,747 (3.0)
学 生	3,753 (29.9)	4,858 (29.4)	5,637 (16.0)	6,532 (15.9)	4,272 (△34.6)

* 注) 1. ()内は前年比の増加率である。

2. 学生減免コードで把握(商標除外)

5. 代理人有無別の出願状況

KIPO-Netによる電子出願の実施及びインターネットによる各種出願サービスの拡充を通じ、産業財産権に関する専門知識のない一般国民でも複雑な出願手続きを簡単に利用できるように改善したことから、代理人を使わない直接出願の割合が2009年度には20.6%を見せ、過去5年間、小幅な増加傾向を維持している。

電子出願システムの機能改善、コールセンターの専門相談職員を通じ、出願書類を作成するときの遠隔支援及びオーダーメイド型のミス解決システムを含む、出願Expert System構築、赤表示の案内制度施行など、より充実した政策を通じてこれからは代理人を使わない直接出願の比率が増加する見通しである。

＜表Ⅷ－1－5＞代理人有無別の出願件数

(単位：件、%)

区 分	2005	2006	2007	2008	2009
代理人出願	293,353 (81.7)	299,959 (80.5)	306,221 (80.5)	297,698 (79.9)	289,773 (79.4)
直接出願	65,854 (18.3)	72,561 (19.5)	73,982 (19.5)	74,999 (20.1)	75,073 (20.6)
計	359,207 (100)	372,520 (100)	380,203 (100)	372,697 (100)	364,846 (100)

*注) () 内は代理人有無別構成比である。

6. 主要国(米国、日本、中国、EPO)の特許出願状況

産業財産権の主要4ヶ国の(いわゆる産業財産権の3極+中国)の過去5年間の特許出願動向を調べてみたところ、最も多く出願件数を記録した国家は日本であり、過去5年間の平均出願件数が413,643件であった。その次に米国、中国、ヨーロッパ(EPO)順に多い。

特に中国の場合は、開放化や産業化の影響によって急激な出願増加をみせ、2004年以降はヨーロッパ(EPO)を追い越した。また、日本の出願件数は持続的に減少する傾向を見せており、そのうち日本とも対等な出願状況を見せるものと予想される。

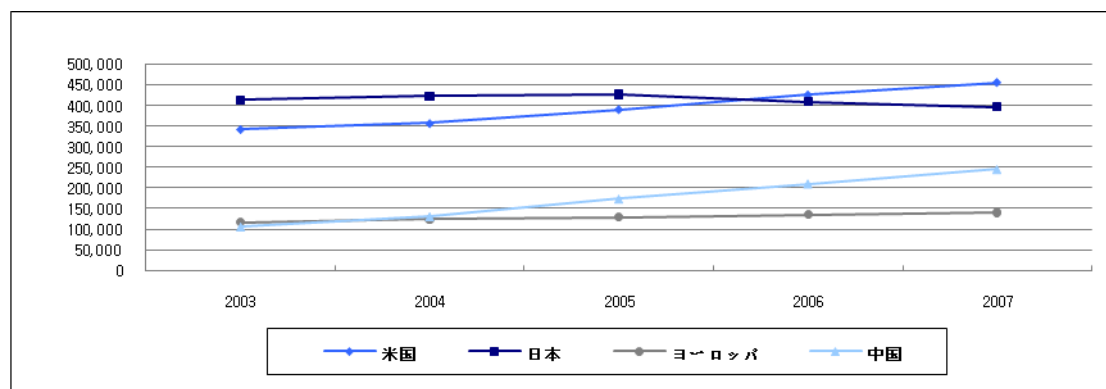
<表Ⅷ-1-6> 主要国の過去5年間の特許出願状況

(単位：件、%)

区 分	2003	2004	2005	2006	2007
米国	342,441 (2.4)	356,943 (4.2)	390,733 (9.5)	425,966 (9.0)	456,154 (7.1)
日 本	413,093 (△2.1)	423,081 (2.4)	427,078 (0.9)	408,674 (△4.3)	396,291 (△3.0)
中国	105,317 (31.3)	130,384 (23.8)	173,327 (32.9)	210,501 (21.4)	245,161 (16.5)
ヨーロッパ	116,604 (9.8)	123,701 (6.1)	128,713 (4.1)	135,231 (5.1)	140,763 (4.1)

- * 注): 1. WIPOホームページ参考
2. () 内は前年比の増加率である。

<図Ⅷ-1-2> 主要国の過去5年間の特許出願推移



7. 韓国の主要国(米国、日本、EPO、中国)に対する特許出願の状況

<表Ⅷ-1-7> 過去5年間の韓国の主要国に対する特許出願状況

(単位：件、%)

区 分		2003	2004	2005	2006	2007	平均 増加率
米国	韓国人 出願	10,411 (31.2)	13,646 (31.1)	17,217 (26.2)	21,685 (26.0)	22,976 (6.0)	(24.1)
	米国 全体出願	342,441 (2.4)	356,943 (4.2)	390,733 (9.5)	425,966 (9.0)	456,154 (7.1)	(6.4)
日本	韓国人 出願	3,745 (19.7)	5,781 (54.4)	6,845 (18.4)	7,220 (5.5)	6,347 (△12.1)	(17.2)
	日本 全体出願	413,093 (△2.1)	423,081 (2.4)	427,078 (0.9)	408,674 (△4.3)	396,291 (△3.0)	(△1.2)
ヨーロッパ (EPO)	韓国人 出願	1,473 (41.9)	2,871 (94.9)	3,854 (34.2)	4,596 (19.3)	4,934 (7.4)	(39.5)
	ヨーロッ パ(EPO) 全体出願	116,604 (9.8)	123,701 (6.1)	128,713 (4.1)	135,231 (5.1)	140,763 (4.1)	(5.8)
中国	韓国人 出願	4,328 (47.7)	5,858 (35.4)	8,131 (38.8)	9,187 (13.0)	8,467 (△7.8)	(25.4)
	中国 全体出願	105,317 (31.3)	130,384 (23.8)	173,327 (32.9)	210,501 (21.4)	245,161 (16.5)	(25.0)

- * 注) 1. WIPOホームページを参考
2. () 内は前年比の増加率である。

第2節 権利別・産業部門別の出願状況

顧客サービス局出願サービス課 行政事務官 クォン・ドフン

1. 特許・実用新案登録の出願

2009年度、特許出願の産業部門別の構成比は、自国民・外国人両方の電気・通信分野の出願がそれぞれ42.0%、43.2%であり、全体出願のほとんどを占めている。自国民の場合、機械分野の出願率が16.9%であり、外国人の同分野における出願率12.1%に比べると相対的に高い。一方、外国人の場合には、化学分野の出願率が21.6%であり、自国民の同分野への出願率の8.5%より高いというのが主な特徴である。

また、2009年度、実用新案出願の産業部門別の構成比では、自国民は機械分野の出願が24.3%と、電気・通信分野18.7%より高かった。外国人の場合には、電気・通信分野の出願が37.3%と、機械分野の22.2%より高かった。

＜表Ⅷ－1－8＞産業部門別の特許・実用新案登録の出願状況

(単位：件、%)

権利	権利	国籍	機械	化学	繊維	電気	土木	採鉱金属	飲料	事務	農林	雑貨	その他
特許	自国	21,561 (16.9)	10,842 (8.5)	2,318 (1.8)	53,477 (42.0)	9,727 (7.6)	3,687 (2.9)	10,135 (8.0)	819 (0.6)	2,155 (1.7)	5,686 (4.5)	6,894 (5.4)	127,301
	外国	4,375 (12.1)	7,782 (21.6)	377 (1.0)	15,576 (43.2)	574 (1.6)	1,252 (3.5)	3,543 (9.8)	192 (0.5)	145 (0.4)	539 (1.5)	1,739 (4.8)	36,094
	小計	25,936 (15.9)	18,624 (11.4)	2,695 (1.6)	69,053 (42.3)	10,301 (6.3)	4,939 (3.0)	13,678 (8.4)	1,011 (0.6)	2,300 (1.4)	6,225 (3.8)	8,633 (5.3)	163,395
実用新案	自国	4,074 (24.3)	383 (2.3)	477 (2.8)	3,139 (18.7)	2,123 (12.6)	209 (1.2)	881 (5.2)	429 (2.6)	803 (4.8)	3,549 (21.1)	731 (4.4)	16,798
	外国	76 (22.2)	6 (1.7)	15 (4.4)	128 (37.3)	22 (6.4)	4 (1.2)	19 (5.5)	4 (1.2)	2 (0.6)	58 (16.9)	9 (2.6)	343
	小計	4,150 (24.2)	389 (2.3)	492 (2.9)	3,267 (19.1)	2,145 (12.5)	213 (1.2)	900 (5.3)	433 (2.5)	805 (4.7)	3,607 (21.0)	740 (4.3)	17,141
合計	自国	25,635 (17.8)	11,225 (7.8)	2,795 (1.9)	56,616 (39.3)	11,850 (8.2)	3,896 (2.7)	11,016 (7.6)	1,248 (0.9)	2,958 (2.1)	9,235 (6.4)	7,625 (5.3)	144,099
	外国	4,451 (12.2)	7,788 (21.4)	392 (1.1)	15,704 (43.1)	596 (1.6)	1,256 (3.4)	3,562 (9.8)	196 (0.5)	147 (0.4)	597 (1.6)	1,748 (4.8)	36,437
	小計	30,086 (16.7)	19,013 (10.5)	3,187 (1.8)	72,320 (40.1)	12,446 (6.9)	5,152 (2.9)	14,578 (8.1)	1,444 (0.8)	3,105 (1.7)	9,832 (5.4)	9,373 (5.2)	180,536

* () 内は比率である。

2. デザイン登録の出願

2009年度デザイン登録の出願状況をみると、自国民は住宅設備用品が15.7%、土木及び建築用品が15.2%、事務用品及び販売用品が10.7%と、比較的に高い出願率を示した。外国人の場合には、電気・電子・通信・機械機構分野の出願率が22.7%と最も高く、その他基礎製品10.5%、住宅設備用品9.8%順で相対的に高い出願率を示した。

<表Ⅷ-1-9> 産業部門別のデザイン登録出願状況

(単位：件、%)

区 分	自国民		外国人		計	
	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数
加工食品及び嗜好品	186	0.3	3	0.1	189	0.3
衣服及び身の回り品	4,593	8.4	242	8.2	4,835	8.4
生活用品	5,298	9.6	259	8.7	5,557	9.6
住宅設備用品	8,598	15.7	292	9.8	8,890	15.4
趣味・娯楽用品及び 運動競技用品	1,388	2.5	156	5.3	1,544	2.7
事務用品及び販売用品	5,880	10.7	162	5.5	6,042	10.4
運輸及び運搬機械	1,390	2.5	260	8.8	1,650	2.8
電気・電子機械器具及び 通信機械器具	4,657	8.5	675	22.7	5,332	9.2
一般機械器具	1,483	2.7	234	7.9	1,717	3.0
産業用機械器具	2,119	3.9	268	9.0	2,387	4.1
土木・建築用品	8,350	15.2	45	1.5	8,395	14.5
その他基礎製品	5,256	9.6	311	10.5	5,567	9.6
その他	5,734	10.5	62	2.1	5,796	10.0
計	54,932	100	2,969	100	57,901	100

3. 商標登録の出願

NICE分類による2009年度の産業部門別の商標出願状況をみると、自国民はサービス業が29.4%、菓子・食品・飲料類が12.4%、化学製品・薬剤・化粧品類が12.0%、機械・電気機械・輸送機械器具類が10.9%と、比較的高い出願率を示した。外国人の場合は、化学製品・薬剤・化粧品類が20.2%、機械・電気機械・輸送機械器具類が17.5%、サービス業が8.6%の順で比較的に高い出願率を示した。

＜表Ⅷ－1－10＞NICE分類別商標登録の出願状況

(単位：件、%)

区 分	自国民		外国人		計	
	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数
化学品、薬剤、化粧品	13,019	12.0	3,682	20.2	16,701	13.2
一般金属材、建築材料、手動の利 器類、非金属製建築材料	2,202	2.0	341	1.9	2,543	2.0
機械、電気機械、輸送機械器具	11,760	10.9	3,187	17.5	14,947	11.8
繊維、繊維製品、衣類	8,704	8.0	1,129	6.2	9,833	7.8
家具、敷物類、厨房用品	3,657	3.4	407	2.2	4,064	3.2
貴金属、時計、革製品、鞆類	3,211	3.0	617	3.4	3,828	3.0
楽器、玩具、運動具類、たばこ	2,346	2.2	646	3.5	2,992	2.4
紙、文房具、印刷物	3,736	3.5	440	2.4	4,176	3.3
菓子、食品、飲料	13,435	12.4	1,377	7.5	14,812	11.7
ゴム、プラスチック材料	372	0.3	139	0.8	511	0.4
サービス業	31,750	29.4	1,572	8.6	33,322	26.4
多類指定	13,123	12.1	4,694	25.7	17,817	14.1
その他	852	0.8	11	0.1	863	0.7
計	108,167	100	18,242	100	126,409	100

* 多類指定は2つ以上のNICE分類を指定した案件

第3節 公的機関および大学の特許出願

対外協力顧客支援局 出願書サービス課 行政事務官 文・キグオン

1. 公的機関の特許出願

イ. 公的機関における特許出願状況

公的機関の特許出願はIMF経済危機以降の2001年から増加傾向が続いており、2009年には前年に比べ21.2%と大幅上昇した。

<表Ⅷ-1-11> 公的機関の特許出願状況

(単位：件、%)

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009
公的研究機関の特許出願	3,479	4,453	6,227	7,222	7,590	9,200
前年対比増加率	9.2	28.0	39.8	16.0	5.1	21.2

ロ. 公的機関における多出願順位

1990年から2009年までの多出願第1位の公的機関は、表<Ⅸ-1-12>から分かるように26,076件を出願した韓国電子通信研究院であり、全体公的機関出願の39.5%を占めている。第2位以下は、韓国科学技術院、韓国科学技術研究院、浦項産業科学研究院、韓国化学研究院の順になっている。

<表Ⅷ-1-12> 公的機関の多出願順位

(単位：件、%)

順位	機関名	1990～2009出願件	特許占有率
1	韓国電子通信研究院	26,076	39.5

2	韓国科学技術院	4,568	6.9
3	韓国科学技術研究院	4,523	6.8
4	(財)浦項産業科学研究院	3,432	5.2
5	韓国化学研究院	2,600	3.9
その他	その他	24,966	37.7
合計	-	66,165	100

2. 大学における特許出願状況

イ. 大学における特許出願状況

大学の特許出願は毎年増加し、2009年には8,208件となった。前年に比べ10.9%増加したが、2009年の全体特許出願で占める割合は2.5%と非常に低い。

これは、大学の研究結果が直ちに事業化に繋がらず、研究実績に対する大学の評価が相対的に配点の高い学術誌への寄稿論文に集中しているからと考えられる。

<表Ⅷ-1-13> 大学における特許出願状況

(単位：件、%)

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009
大学の特許出願	1,962	2,905	4,131	6,063	7,404	8,208
前年比の増加率	16.0	48.1	42.2	46.8	22.1	10.9

ロ. 大学における多出願順位

1990年から2008年まで多出願第1位の大学は、3,090件を出願したソウル大学校で全体大学出願の9.4%を占めている。延世大学、高麗大学がそれぞれ2位と3位を占めている。

特に、上位5位までの大学が占める割合は31.6%で、大学の出願は理工系分野において知名度の高い大学に偏っていることが分かる。

<表Ⅷ-1-14> 大学における多出願順位

(単位:件,%)

順位	機関名	1990～2009出願件	占有率
1	ソウル大学	3,090	9.4
2	延世大学	2,065	6.3
3	高麗大学	1,909	5.8
4	浦項工科大学	1,692	5.1
5	漢陽大学	1,661	5.0
その他	その他	22,562	68.4
合計	-	32,979	100

第4節 自国民・外国人の地域別・業者別の出願状況

対外協力顧客支援局 出願書サービス課 行政事務官 文・キグオン

1. 自国民の出願状況

イ. 地域別の出願状況

ソウル・仁川・京畿などの首都圏における自国民の出願率は、2008年度は72.3%、2009年度は71.1%に毎年小幅の減少傾向が続いている。これは中小企業における知的財産権の重要性認識、電子出願の実施及び国土の均衡発展政策などにより、首都圏の出願集中現象が多少緩和されたからと判断される。

＜表Ⅷ－1－15＞自国民の地域別出願状況

(単位：件、%)

区分	特許		実用新案		デザイン		商標		合計		占有率	
	2008	2009	2008	2009	2008	2009	2008	2009	2008	2009	2008	2009
ソウル	43,654	41,654	4,766	4,503	19,778	19,081	56,613	56,492	124,811	121,730	41.0	39.6
釜山	3,399	3,889	895	1,017	2,224	2,415	3,769	3,901	10,287	11,222	3.4	3.7
大邱	3,230	3,590	878	868	2,898	3,128	3,070	3,027	10,076	10,613	3.3	3.5
仁川	5,011	5,774	1,238	1,129	3,084	3,402	3,940	3,504	13,273	13,809	4.4	4.5
光州	2,327	2,241	288	267	550	747	1,041	1,219	4,206	4,474	1.4	1.5
大田	9,169	9,978	943	659	1,037	1,118	2,229	2,459	13,378	14,214	4.4	4.6
蔚山	1,188	1,388	216	210	385	484	574	526	2,363	2,608	0.8	0.8
京畿	39,188	38,318	4,818	5,067	16,655	17,568	21,540	22,025	82,201	82,978	27.0	27.0
江原	1,314	1,471	192	214	527	449	1,509	1,438	3,542	3,572	1.2	1.2
忠北	2,197	2,181	388	453	880	956	2,020	1,690	5,485	5,280	1.8	1.7
忠南	4,390	4,069	548	611	1,214	1,569	3,007	3,241	9,159	9,490	3.0	3.1
全北	1,747	2,131	378	373	669	866	1,506	1,694	4,300	5,064	1.4	1.6
全南	1,411	1,463	210	219	453	566	1,344	1,472	3,418	3,720	1.1	1.2
慶北	4,809	4,851	503	481	966	1,184	2,292	2,466	8,570	8,982	2.8	2.9
慶南	3,471	3,820	601	633	1,253	1,250	1,990	2,179	7,315	7,882	2.4	2.6
済州	406	407	50	64	110	99	530	590	1,096	1,160	0.4	0.4
その他	203	76	59	30	103	50	513	244	878	400	0.3	0.1

計	127,114	127,301	16,971	16,798	52,786	54,932	107,487	108,167	304,358	307,198	100	100
---	---------	---------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	-----	-----

ロ. 多出願企業別の出願状況

2009年度の国内多出願企業のうち、上位10企業の出願件数は27,804件であり、自国民による全体出願件数の9.1%を占めている。特に、特許出願の場合は10大多出願企業の出願件数が21,073件であり、全体の16.6%を占めている。

また、多出願企業を調べてみると、前年度と同様に三星電子、LG電子、アモーレパシフィック、ハイニックス半導体、現代自動車、現代自動車が第1位から第5位を占めている。

<表Ⅷ-1-16> 国内10大多出願企業の出願状況

(単位：件)

順位	企業名	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	三星電子	5,754	24	820	312	6,910
2	LG電子	4,876		710	1,311	6,897
3	(株)アモーレパシフィック	276	156	597	1,596	2,625
4	ハイニックス半導体	2,224	15		4	2,243
5	現代自動車	1,574		149	107	1,830
6	LGディスプレイ	1,790		3	1	1,794
7	三星電機株式会社	1,588		6	26	1,620
8	LGイノテック	1,493		53	3	1,549
9	KT	756	6	20	548	1,330
10	SKテレコム	742		9	255	1,006
	小計 (自国民出願中の占有率)		201 (1.2)	2,367 (4.3)	4,163 (3.8)	27,804 (9.1)
	自国民出願の合計		16,798	54,932	108,167	307,198

2. 外国人の出願現況

イ. 出願人の国籍別出願状況

2009年度の多出願国家を調べてみると、2008年度に続き日本と米国がそれぞれ1位と2位を占めている。また、占有率も日本と米国が外国人（法人を含む）全体出願の半分以上である65.8%を占め強みを見せている。また、主要多出願国の順位ではオランダが6位に上り、イギリスが7位に落ちた。

権利別には、特許・デザインの分野では米国が、商標分野では日本が優位を占めており、日本・米国・ドイツが外国人全体出願の73.1%を占めている。

＜表Ⅷ－1－17＞外国(法)人の国籍別出願状況

(単位：件、%)

順位	区 分		特許	実用	デザイン	商標	計		2008 順位
							件数	占有率	
1	日本	2008	17,552	41	1,688	4,563	23,844	34.9	1
		2009	14,116	23	1,205	4,398	19,742	34.2	
2	米国	2008	12,389	27	1,073	7,623	21,112	30.9	2
		2009	10,703	23	957	6,507	18,190	31.6	
3	ドイツ	2008	3,603	4	261	1,113	4,981	7.3	3
		2009	2,986	7	123	1,095	4,211	7.3	
4	フランス	2008	1,486	1	117	926	2,530	3.7	4
		2009	1,438	3	56	912	2,409	4.2	
5	スイス	2008	1,230		99	851	2,180	3.2	5
		2009	1,087		56	816	1,959	3.4	
6	オランダ	2008	753		104	892	1,749	2.6	7
		2009	584		40	728	1,352	2.3	
7	イギリス	2008	1,283	2	94	470	1,849	2.7	6
		2009	953		65	330	1,348	2.3	
小計		2008	38,296	75	3,436	16,438	58,245	85.2	
		2009	31,867	56	2,502	14,786	49,211	85.4	
その他		2008	5,222	359	528	3,985	10,094	14.8	
		2009	4,227	287	467	3,456	8,437	14.6	

計	2008	43,518	434	3,964	20,423	68,339	100
	2009	36,094	343	2,969	18,242	57,648	100

ロ. 多出願企業別の出願状況

外国人の10大多出願企業には、日本企業が5社、米国企業が5社と二分化されている。多出願の順位をみると、米国のクアルコムが1位、日本のソニーが2位、米国の東京エレクトロンが3位、日本のパナソニック、米国のインターナショナルビジネスマシンがそれぞれ4位と5位を占めている。

<表Ⅷ-1-18>外国人10大多出願企業の出願状況

(単位：件)

順位	出願の	国籍	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	クアルコムコーポレート	米国	907	0	0	26	933
2	ソニー	日本	644	0	5	58	707
3	東京エレクトロン	日本	490	1	26	2	519
4	パナソニック	日本	403	0	9	14	426
5	インターナショナルビジネスマシン	米国	409	0	0	12	421
6	キャノン	日本	404	0	1	2	407
7	富士通	日本	364	0	6	10	380
8	ミネソタマイニングアンドマナーファクチュアリング	米国	256	1	16	71	344
9	マイクロソフト	米国	251	0	77	9	337
10	インターデジタルテクノロジー	米国	321	0	0	0	321

第2章 PCT及びマドリット国際出願分野

第1節 世界PCT国際出願

1. 全世界におけるPCT国際出願の状況及び展望

対外協力顧客支援局 国際出願課 行政事務官 ハン・サンギョ

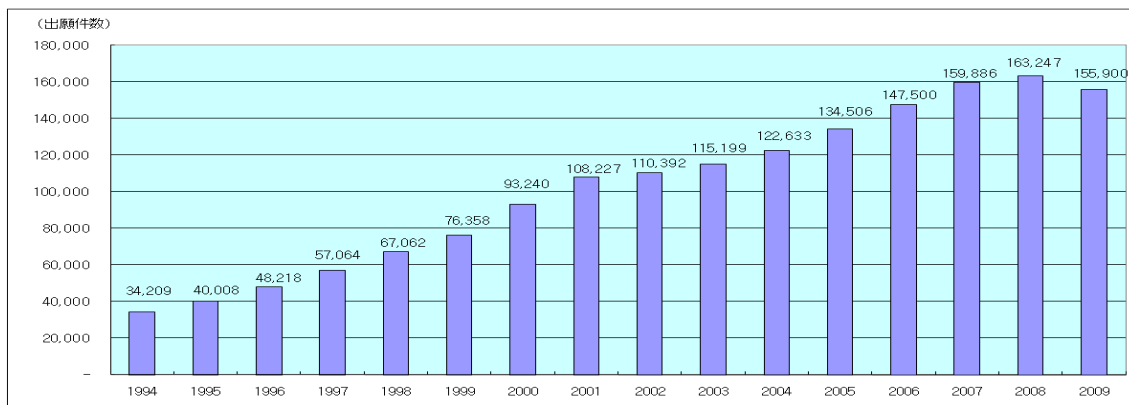
イ. 2009年の世界PCT国際出願状況

WIPOで発表した資料(暫定)によると、2009年の世界PCT国際出願件数は155,900件であり、2008年(163,247件)に比べ4.5%減少した。これは世界的な景気低迷の影響により最大出願国の米国が11.4%、ドイツ11.2%、カナダ11.7%など多くの国のPCT国際出願が減少した結果である。韓国は2008年(7,901件)に比べて2.1%増加した8,066件で世界出願件数の5.2%を占め、米国、日本、ドイツに続き世界4位のPCT出願強国としての地位を維持した。

世界PCT国際出願において最も大きい比重を占めている国は米国で、2009年世界PCT国際出願全体の29.4%(45,790件)を占め、日本が19.1%(29,827件)、ドイツが10.7%(16,736件)で後に続いた。PCT国際出願上位10ヶ国の中で、2008年に比べ出願の増加率が最も高かった国は中国で29.7%を記録し、日本が3.6%、オランダが3.0%で後に続いた。

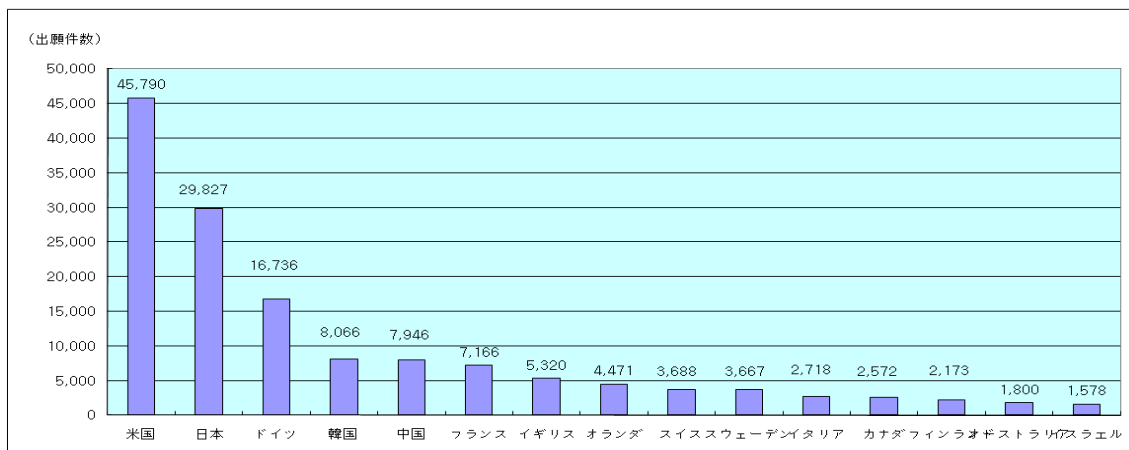
2009年の世界PCT多出願の企業別順位は、2008年に2位であった日本のパナソニックが1,891件で1位に上り、中国のHAUWEIが1,847件で2位、ドイツのボシュが1,586件で3位、オランダのフィリップスが1,295件で4位、米国のキルコムが1,280件で5位を占めた。韓国企業ではLG電子が1,090件で2008年より一段階上昇した7位を記録し、三星電子が596件で二段階上昇した17位を記録した。

< 図Ⅷ-2-1 > 世界PCT国際出願の状況



* 資料出所：2007年以前は特許庁発刊の「2009知的財産白書」、2008年以降は2010年2月8日、WIPO発表(暫定)資料（WIPO資料は変動の可能性があり、韓国特許庁の受付現況と若干の差がある）

< 図Ⅷ-2-2 > 2009年世界PCT多出願国の順位



* 資料出所：2010. 2. 8 WIPO発表(暫定)資料(WIPO資料は変動の可能性があり、韓国特許庁受付現況と若干の差がある)

ロ. 今後の見通し

上記の図のように、2008年までは世界PCT国際出願は持続的に増加している。しかし2009年には世界的な景気低迷により初めてPCT出願が減少している。WIPOでも認識して

いるように経済が低迷している時期は特許出願が減る傾向があり、2009年にはPCT国際出願が大幅に減少する見通しであったが、予想より少ない減少率を見せた。ことは企業らがPCT国際出願を世界市場において効果的な技術保護手段として認識しているものと解釈される。

2009年は北米、ヨーロッパの国家(米国、ドイツ、カナダ、オーストラリアなど)のPCT国際出願が大幅に減少したが、2010年には景気回復の傾向とかみ合い増加傾向に戻ることが確実となり、東北アジア3国(韓・中・日)の増加傾向も2009年に続き増加する見通しである。2010年の世界PCT国際出願は再び増加傾向に戻ると期待される。

また、2010年4月のPCT加入国も142ヶ国に達するほど順調に増加しており、出願人がより一層便利にそして効率的にPCT制度を利用することができるようにすべての加入国が持続的な発展方向を模索しているので、長期的にもPCTを利用した国際出願は継続して増える見通しである。

2. 韓国のPCT国際出願状況と見通し

対外協力顧客支援局 国際出願課 行政事務官 ハン・サンギョ

イ. 2009年の韓国PCT国際出願状況と見通し

1) 自国民のPCTを通じた海外出願(受理官庁)

2009年の韓国特許庁が受付けた(受理官庁)PCT出願は8,026件で、2008年の7,913件に比べ113件が多い1.4%の増加率を見せた。これは2008年の増加率12.0%に比べ低い数値であるが、2009年の世界PCT国際出願が4.5%減少したのと比べれば注目するほどの水準である。

難しい経済条件と世界PCT国際出願が減少する状況下においても韓国が増加傾向を継続できたことはPCT制度が持つ長所に対する理解、知的財産権の重要性に対する認識

拡大、海外で特許権を確保するための韓国企業の持続的な努力が融和された結果と言える。また、特許庁の国際調査及び国際予備審査機関としてのレベルの高い役割の遂行、PCT国際出願巡回説明会の実施及び専用ホームページ運営等を通じた支援努力などが効果を現わしたからであると分析される。

特に2009年からPCT韓国語の国際公開語が施行され韓国語の出願が可能となり、いまままで言語的な問題によりPCT制度を簡単に利用できなかった中小企業や個人発明家があるにPCT制度を利用して海外に特許を出願できる機会を持つことになったという点も重要な要素として作用した。

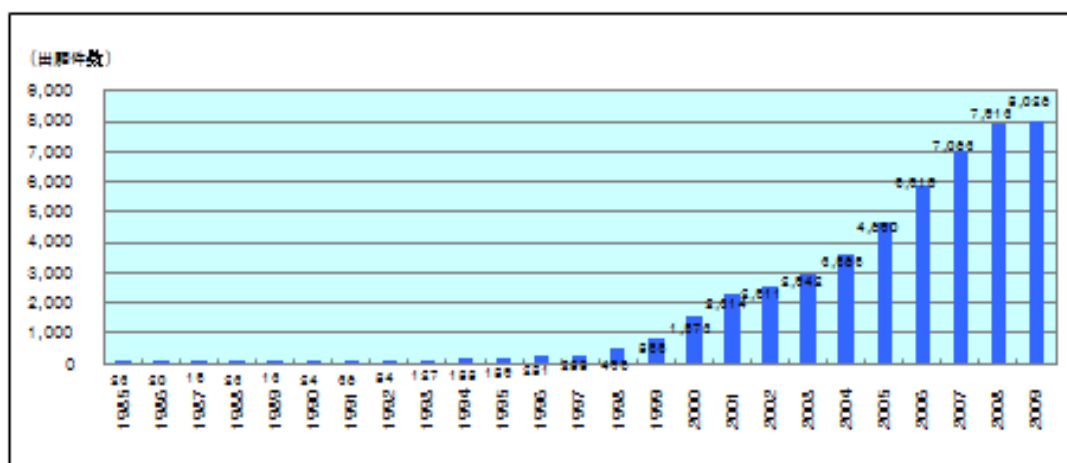
＜表Ⅷ－2－1＞韓国のPCT国際出願件数

(単位:件,%)

区分 \ 年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
出願件数	1,573	2,314	2,511	2,942	3,565	4,690	5,919	7,063	7,913	8,026
増加率	84.0	47.1	8.5	17.2	21.2	31.6	26.2	19.3	12.0	1.4

* 資料出処:特許庁の特許情報統計システム

＜図Ⅷ－2－3＞韓国のPCT国際出願状況



* 資料出処:特許庁特許情報統計システム

* 国際事務局受付日を基準にしたWIPO統計と韓国特許庁の受付現況は若干の差がある。

2) 国内10大PCT多出願法人（企業）の動向

2009年国内PCT多出願法人（企業）の出願状況をみると、10大多出願法人の出願件数は2,409件で全体出願件数の30.0%を占めている。2008年の37.1%、2007年の36.3%に比べ大幅に低くなった。これは経済危機をむかえた大企業らが特許の充実化に重点を置いた特許獲得の戦略を推進したからと分析される。しかし多出願上位企業らの出願減少にもかかわらず全体的な出願件数が増加したのは、大企業だけでなく中小企業までもPCT制度が拡大してものと解釈される。

上位10代企業には、一般企業が5社、大学が4箇所、研究所(院)が1箇所含まれている。LG電子は2009年に1,098件を出願して4年連続1位を占めている。

一方、2008年に10位圏外にあった韓国科学技術院、漢陽大学、POSTECHが新しく10位圏内に進入し、大学でも特許権の確保に対する努力が積極的に行われていることが分かる。

<表Ⅷ-2-2> 国内多出願法人（企業）別のPCT国際出願状況

(単位:件)

2009年 順位	2008年 順位	法人名	2005	2006	2007	2008	2009
1	1	LG電子	432	691	895	1,173	1,098
2	2	三星電子	463	549	616	659	536
3	4	LG化学	211	319	282	248	197
4	3	韓国電子通信研究院	182	258	427	485	184
5	8	ソウル大学	38	41	68	57	85
6	5	LGイノテック	33	37	59	85	80
7	9	SKテレコム	58	33	30	53	74
8	*	韓国科学技術院	16	28	38	39	59
9	*	漢陽大学	10	7	22	25	51
10	*	POSTECH	23	23	21	40	45
計			1,466	1,986	2,458	2,864	2,409

* 資料出処:特許庁の特許情報統計システム

* 「*」表示は2008年10位圏外の出願企業を意味する。

3) 個人対法人のPCT国際出願状況

2005年以降から減少傾向を見せた個人のPCT国際出願率は、2009年には2008年度とほとんど同じ水準を維持した。個人の出願率が減少した原因は、企業がPCT制度を積極的に活用したのに対し、個人は言語、手続き、費用の面で利用しやすくなかった。

しかし2009年から韓国語がPCT国際公開語として施行され、すべての国際出願関連書類をハングルで作成して提出することが可能となり、言語的な問題で困難を経験した個人や中小企業が便利にPCT国際出願制度を利用できる契機となった。また、特許庁の海外出願費用支援事業も多角的に実施され、規模も拡大していて個人も素晴らしいアイデアや技術があればいくらかでも外国で特許権を確保できる道が開かれた。

＜表Ⅷ－2－3＞個人対法人のPCT国際出願状況

(単位:件、%)

区分 \ 年度	2005	2006	2007	2008	2009
個人 (比率)	1,253 (26.7)	1,477 (25.0)	1,617 (22.9)	1,690 (21.4)	1,759 (21.9)
法人 (比率)	3,437 (73.3)	4,442 (75.0)	5,446 (77.1)	6,223 (78.6)	6,267 (78.1)
計	4,690	5,919	7,063	7,913	8,026

* 資料出口:特許庁の特許情報統計システム

4) PCT-EASY (FD出願) 及びE-filing (電子出願) によるPCT国際出願状況

書面やPCT-EASYによる出願は毎年減っているのに対し、E-filingによるオンライン出願は増加し続け、2009年には初めてオンライン出願が90%を越えた。これは2008年に世界のPCT出願全体においてE-filingによるオンライン出願が52%程度であることを考慮すると、韓国のオンライン出願環境が世界最高水準に上っている。出願人もこのような利点を積極的に活用していることが分かる。

出願人の立場では、PCT-EASY(Electronic Application System)で出願の際は国際出願手数料のうち、100スイスフラン(約118,000ウォン)を、E-filingで出願の際には300スイスフラン(約353,000ウォン)の減免を受けることができるため、便利だけでなく費用の節減効果も期待できる。

<表Ⅷ-2-4> 媒体別のPCT国際出願状況

(単位:件、%)

区分 \ 年度	2005	2006	2007	2008	2009
On-Line (比率)	2,965 (63.2)	4,793 (81.0)	6,094 (86.3)	6,940 (87.7)	7,383 (92.0)
FD(PCT-EASY) (比率)	829 (17.7)	687 (11.6)	713 (10.1)	775 (9.8)	489 (6.1)
その他(書面など) (比率)	896 (19.1)	439 (7.4)	256 (3.6)	198 (2.5)	154 (1.9)
計	4,690	5,919	7,063	7,913	8,026

* 資料出処:特許庁の特許情報統計システム

* 2005. 2月からオンライン出願を施行

5) 言語別のPCT国際出願状況

2009年の韓国語によるPCT国際出願件数は5,800件であり、全体出願件数の72.3%を占め、英語による出願は2,226件で全体出願件数の27.7%を占めた。

ここ数年間の韓国語による出願は60%を若干上回ったが、2009年には大幅に増加して70%を越えた。これは2009年1月1日から韓国語がPCT国際公開語に施行され、すべての国際出願関連の書類を韓国語で作成して出願することが可能となったため、優先日から14ヶ月内に英語の翻訳文を提出した手続きがなくなったことにより、言語的に便利な韓国語による出願が積極的に利用することになった結果と見られる。

ただし、韓国語による出願が可能になったとしても、出願人が英語で出願したい場合には、英語で出願することができる。英語で出願した場合は英語で国際公開となり、韓国語で出願した場合は韓国語で国際公開となる点にだけ留意すべきだ。

＜表Ⅷ－2－5＞言語別のPCT国際出願状況

(単位:件、%)

区分 \ 年度	2005	2006	2007	2008	2009
韓国語 (比率)	2,880 (61.4)	3,741 (63.2)	4,592 (65.0)	4,982 (63.0)	5,800 (72.3)
英語 (比率)	1,809 (38.6)	2,177 (36.8)	2,471 (35.0)	2,928 (37.0)	2,226 (27.7)
日本語 (比率)	1 (-)	1 (-)	- (-)	3 (-)	- (-)
計	4,690	5,919	7,063	7,913	8,026

* 資料出口:特許口の特許情報統計システム

ロ. 今後の見通し

1984年5月、韓国は36番目にPCTへ加入し、その年の8月に条約が発効されて本格的にPCT国際出願の業務を始めることになった。その後25年が過ぎ、韓国のPCT国際出願は持続的に増加してきており、国際的な地位と能力も大きく強化された。特に、2009年には韓国語がPCT国際公開語として施行され、韓国がPCT分野において一段階さらに跳躍できる転機となった。いままで言語的な問題で困難を経験した個人や中小企業が、より簡単に制度を利用できる道が開かれ、WIPOホームページでも韓国語で公開された韓国の技術を検索できるようになった。

2010年には景気回復の傾向とかみ合い、韓国のPCT国際出願がより一層増えるものと期待される。知的財産権の確保のため企業らの持続的な努力、韓国語による出願施行により、個人や中小企業の出願増加、世界的な経済危機の中で先各国が10%以上の出願減少率を見せている状況においても持続的な増加傾向が続いている底力を考慮すると、2010年には10%以上の出願が増加して9千件前後となる見通しだ。

3. 国際調査・国際予備審査の状況及び見通し

対外協力顧客支援局 国際出願課 行政事務官 ハン・サンギョ

イ. 韓国特許庁に対する国際調査及び/国際予備審査請求の予想件数

韓国特許庁は、1997年のPCT総会において国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され1999年12月から同業務を遂行してきた。2009年末に米国を始め11ヶ国の特許庁と業務協約を締結して、これら国の出願人の国際調査及び/国際予備審査業務を遂行している。

*業務協約締結国：フィリピン(2001)、ベトナム(2002)、インドネシア(2004)、
モンゴル(2005)、ニュージーランド(2005)、シンガポール(2006)、
マレーシア(2006)、米国(2006)、スリランカ(2008)、オーストラリア
(2009)、タイ(2009)

2009年に韓国特許庁が受付けた国際調査は計21,068件、2008年の18,818件に比べて12.0%増加した。その中で韓国の出願人が申請した件数が7,090件で2008年に比べて1.0%減少したのに対し、米国をはじめ外国の出願人が申請した件数は13,978件で20.0%も大幅に増加した。特に、米国出願人が申請した件数は全体外国出願件数の95.6%を占め、韓国特許庁が受付けた全体国際調査の63.4%を占めた。

2008年まで225千ウォンであった韓国の国際調査費用が、2009年には韓国語調査の場合は45万ウォン、英語の調査の場合は90万ウォンに大幅に値上げしたにもかかわらず、米国など外国出願人が韓国特許庁へ積極的に国際調査を申請したことは、値上げ後にも先進国の国際調査機関に比べて相対的に安い国際調査費用と高い国際調査品質により満足できる結果を得ることができるからであると分析される。

<表Ⅷ-2-6>PCT国際調査用写本の受付け件数

(単位:件、%)

区分 \ 年度	2005	2006	2007	2008	2009
韓国 (比率)	3,850 (99.5)	5,163 (87.5)	6,071 (68.0)	7,165 (38.1)	7,090 (33.6)
米国 (比率)	- (-)	690 (11.7)	2,735 (30.7)	11,371 (60.4)	13,356 (63.4)
その他の国 (比率)	20 (0.5)	45 (0.8)	118 (1.3)	282 (1.5)	622 (3.0)
計	3,870	5,898	8,924	18,818	21,068

* 資料出処:特許庁の特許情報統計システム

2009年に韓国特許庁が受付けた国際予備審査は341件で、2008年の359件に比べ5.0%減少した。このような減少傾向は過去数年間続いている。その理由は2002年から指定国進入期間が20ヶ月から30ヶ月に自動延長され、2004年から国際調査機関でも特許性の検討など国際予備審査機能を遂行しているためである。このような減少傾向は当分続き、ある時点において停滞する見通しである。

<表Ⅷ-2-7>PCT国際予備審査の請求現況

(単位:件、%)

区分 \ 年度	2005	2006	2007	2008	2009
国際予備審査請求書の受付	655	599	511	359	341
増加率	△29.4	△8.5	△14.7	△29.7	△5.0

* 資料出処:特許庁の特許情報統計システム

ロ. 韓国出願人の国際調査機関の指定状況

韓国特許庁を受理官庁として出願した出願人は、韓国特許庁 (ISA/KR) の他、オーストリア特許庁 (ISA/AT)、オーストラリア特許庁 (ISA/AU)、日本特許庁 (ISA/JP)、を国際調査機関 (ISA) に指定し国際調査を受けられる。

2009に韓国特許庁を受理官庁として出願したPCT国際出願において、韓国特許庁を国際調査機関として指定した比率は92.7%であり、外国特許庁を国際調査機関として指定した比率は7.3%であった。2008年に比べて外国特許庁を国際調査機関として指定した比率が若干高まった。これは2009年に韓国特許庁が国際調査費用を値上げしたことにより、英語出願の場合の相対的に安いオーストリア特許庁を国際調査機関として指定した比率が高まったからと分析される。

＜表Ⅷ－2－8＞PCT国際調査機関の指定状況

(単位:件、%)

区分	年度	2005	2006	2007	2008	2009
韓国(KR) (比率)		4,209 (89.7)	5,368 (90.7)	6,571 (93.0)	7,590 (95.9)	7,442 (92.7)
その他の国 (比率)		481 (10.3)	551 (9.3)	497 (7.0)	323 (4.1)	584 (7.3)
計		4,690	5,919	7,063	7,913	8,026

* 資料出処:特許庁の特許情報統計システム

ハ. 今後の見通し

韓国特許庁は2008年まで言語に関係なく一律的に225千ウォンだった国際調査費用を2009年から韓国語の調査の場合45万ウォン、英語調査の場合90万ウォンに区分して値上げた。過去、韓国の国際調査費用が外国に比べて著しく低い水準で原価にも達し得なかった現実を反映したのだ。それにもかかわらず2009年に米国を始めとする外国出願人が、韓国特許庁に国際調査を申請した件数は大きく増加した。

韓国特許庁では2010年から国際調査費用を英語調査の場合130万ウォンにさらに値上げた。2009年に国際調査費用を大幅に値上げしたが相変わらず米国に比べて半分程度しかない安い水準であることを考慮して値上げたのだ。急激に増えた国際調査物量により処理期間が長期化した点や国際調査費用の値上げなどを考慮すると、2010年に外国出願人が韓国特許庁へ国際調査を申請する件数は2009年に比べてそれほど増えない見通しである。それでも外国に比べて韓国の国際調査費用は安い水準であるのに

対し、国際調査の品質は先進国に劣らない水準といえるため、持続的な増加傾向は続くものと見込まれ、2010年には全体的に22千件程度の国際調査の受付が予想される。

一方、韓国を受理官庁として出願したPCT国際出願において、外国の特許庁を国際調査機関として指定する比率は若干低くなる見通しだ。過去、韓国の出願人が外国の国際調査機関としてオーストリアを多く指定したが、オーストリアが2010年から国際調査費用を2,951千ウォンに大幅引き上げたためである。英語出願においても韓国の国際調査費用がオーストリアに比べて半分以上安くコミュニケーションや手続き対応も相対的に易しいから韓国の出願人が韓国特許庁を国際調査機関として指定する比率はさらに高まる見通しだ。

4. PCT国際出願の韓国の国内段階への移行状況及び見通し

対外協力顧客支援局 国際出願課 行政事務官 ホン・イクサン

イ. 2009年度 PCT国際出願の韓国の国内段階（指定官庁）への移行（出願）件数

PCT国際出願の韓国の国内段階への移行件数は、過去9年間6.6%の年平均増加率を見せてきた。2009年度の国内段階への移行件数は25,685件で、これは国内特許/実用新案出願件(173,528件)の14.8%に該当する。

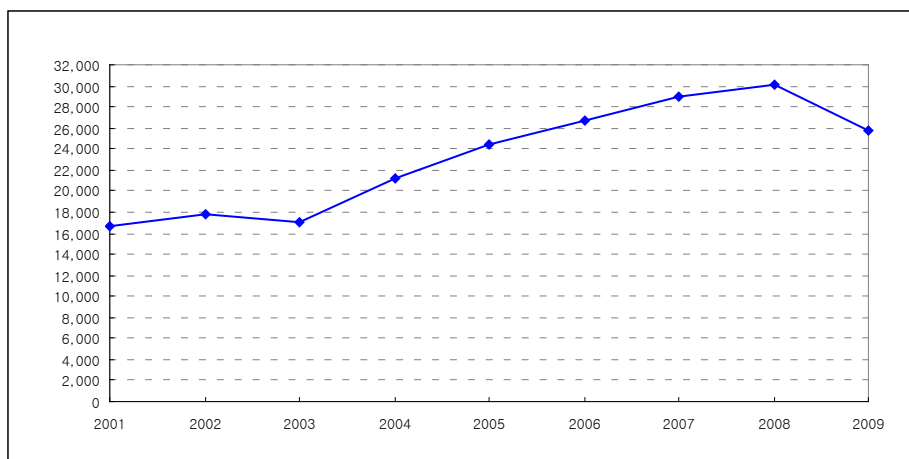
<表Ⅷ-2-9>PCT国際出願の韓国の国内段階(指定官庁)への移行件数

(単位:件、%)

分析 \ 年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
出願件数	16,690	17,874	16,981	21,183	24,482	26,649	29,045	30,049	25,685
増減率(%)	10.3	7.1	△5.0	24.7	15.6	8.9	9.0	3.5	△14.5

* 資料:KIPO統計

＜図Ⅷ－2－4＞PCT国際出願の韓国の国内段階への（指定官庁）移行状況



ロ．国内段階（指定官庁）への移行傾向及び2010年展望

2000年以前から持続的に増加率を維持してきたPCT国際出願の韓国の国内段階への移行件数は2003年に△5.0%のマイナス成長を記録した。国内段階への移行期間が優先日から30ヶ月まで適用を受けることとなり、優先日から20ヶ月以内に国内段階に移行すべき出願案件などが10ヶ月遅延されたからと分析された。遅延となった出願案件が2004年以降に国内段階へ移行することにより、2004年と2005年はそれぞれ24.7%と15.6%の増加率を見せた。

2006年と2007年には8.9%と9.0%で国内段階への移行傾向が安定的な増加率を記録したが、2008年度は世界的な経済低迷の影響により増加率が3.5%の平年並みより減少を示した。グローバル景気低迷が本格化した2009年度には増加率が△12.5%急減した。

2010年には世界経済が危機から逃れ、ゆるやかな回復傾向を見せる見通しだが、国内段階への移行件数は前年より多少増加した2万7千件余りになる見通しである。

5. 制度の変更事項

対外協力顧客支援局 国際出願課 行政事務官 ハン・サンギョ

イ. 韓国語のPCT国際公開語施行

2007年9月第43次WIPO総会において韓国語がポルトガル語とともに全員一致でPCT国際公開語として採択され、2009年1月1日から本格的に施行された。

これはすべてのPCT国際出願関連の書類を韓国語で作成して提出することが可能となり、また、韓国語による出願に対してはWIPOのPCT公開サイトでも韓国語で国際公開になるということを意味する。韓国語のPCT国際公開語の施行は、韓国の地位が高まったことを立証するとともに、韓国の国民や企業がより便利にPCT制度を利用して外国において特許権を確保できる契機が構築されたということである。

ロ. 出願人便宜向上のための特許法施行規則の改正

特許庁では出願人がより便利にPCT制度を利用できるように関連法令を改正した。ファックスで文書を提出した場合、14日以内に必須的に原本を提出すべき規定を改正して、原本確認が不必要な場合には原本提出を省略することができるようにした(特許法施行規則第76条)。また、外国特許庁を国際調査機関に指定した場合、該当国の言語にした翻訳文を3部ずつ提出するようにした規定を改正して2部だけ提出するようにした(特許法施行規則第95条の2)。取下げと見る趣旨の通知書に対する意見提出の期間を通知日から1月以内となっているのを2月以内に延長した(特許法施行規則第106条の2)。さらに、政府レベルで推進した印鑑証明の要求事務の縮小計画により、出願の変更際に提出しなければならなかった印鑑証明の代わりに準備が容易な代替書類を提出することができるように関連規定を改正した(特許法施行規則第81条および第82条で規定している別紙第38号書式)。

第2節 マドリード国際商標出願

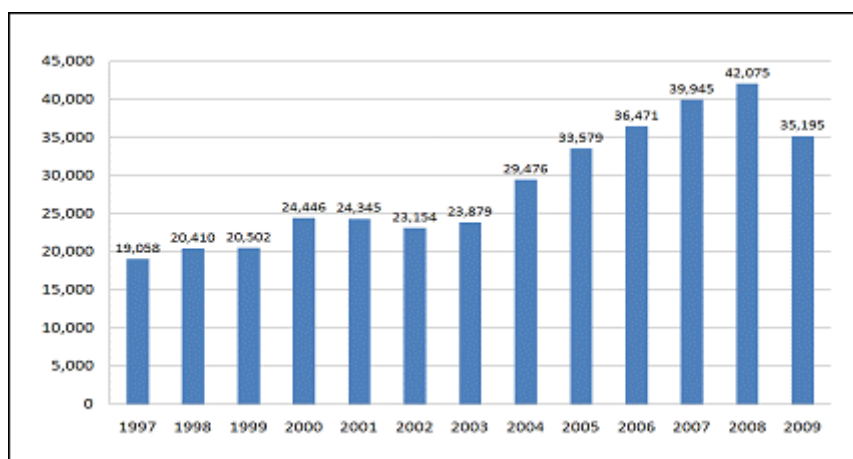
対外協力顧客支援局 国際出願課 行政事務官 リュ・ジンオ

1. 世界の国際商標出願状況

1) 世界の国際商標出願の状況

グローバル経済沈滞の余波により2009年世界の国際商標出願の全体件数は35,195件であり、2008年(42,075件)に比べて6,880件(△16.4%)減少した。

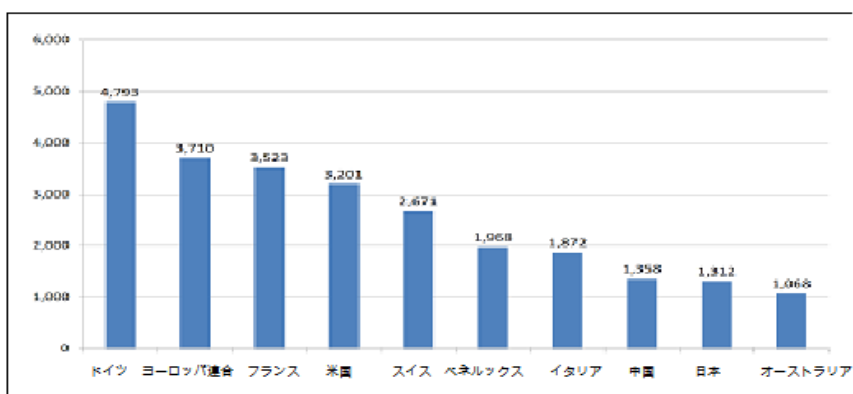
<図Ⅷ-2-5> 年度別の世界国際商標出願状況



* 資料:WIPO統計

2009年度の世界10大多出願国は次の通りであり、韓国の場合は249件で、2008年度(186件、30位)より63件(33.9%)増加して23位を占めた。

<図Ⅷ-2-6> 2009年度の10代多出願国



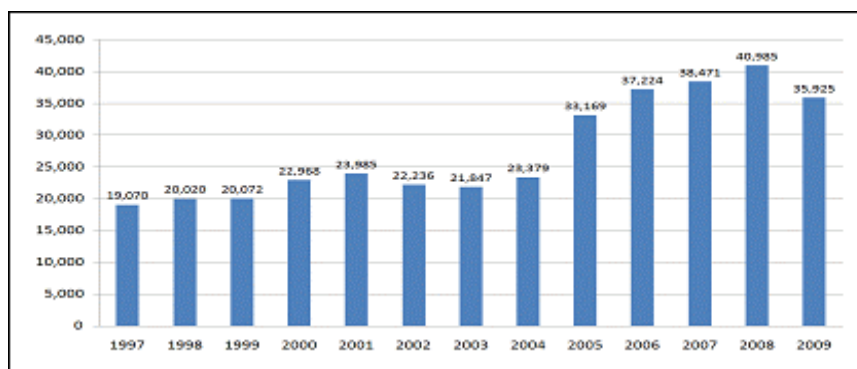
* 資料:WIPO統計

* WIPO統計(2010.3.23発表)はWIPO受付日基準であるため、韓国特許庁の統計とは差がある(WIPO統計249件、韓国特許庁統計282件)。

ロ. 世界の国際登録の状況

2009年度に国際登録された商標の件数は計35,925件であり、韓国を本国とする官庁出願は計231件が国際登録された。

<図Ⅷ-2-7> 年度別の世界国際登録状況

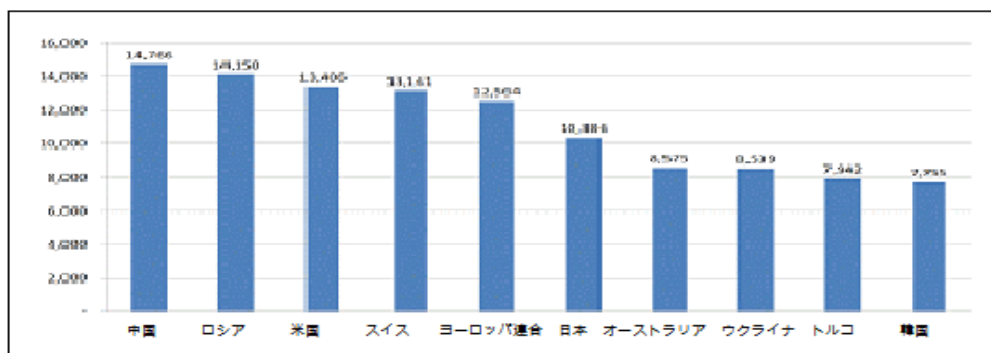


* 資料:WIPO統計

ハ. 世界10大指定国の状況

2009年度の世界指定国の順位は、中国が14,766件で1位を占め、ロシア、米国などの順で後に続いた。韓国が指定された件数は7,755件(国際登録6,691件、事後指定1,064件)と世界10位を記録した。

<図Ⅷ-2-8>2009年度世界10大指定国の状況



* 資料:WIPO統計

二. 10大国際多登録権者と10大国際多出願人

2009年末の世界10大多国際登録権者と2009年度の多国際出願人は次のとおりである。

<表Ⅷ-2-10>2009年度世界10大多国際登録権利者及び多国際出願人

10大多国際登録権者			10大多国際出願人		
1	Novartis	スイス	1	Henkel	ドイツ
2	Lidl	ドイツ	2	Novartis	スイス
3	Henkel	ドイツ	3	Janssen Pharmaceutica	ベルギー
4	Zhejiang Medicine Company	中国	4	L' Oreal	フランス
5	Shimano	日本	5	Nestle	スイス
6	KRKA	スロベニア	6	Unilever	オランダ
7	Richter Gedeon	ハンガリー	7	ITM Enterprises	フランス
8	L' Oreal	フランス	8	BASF	ドイツ
9	BSH Bosch und Siemens	ドイツ	9	Sanofi-Aventis	フランス

10	Egis Gyogyszergyar	ハンガリー	10	Siemens	ドイツ
----	--------------------	-------	----	---------	-----

* WIPO報道資料 (PR/2010/634)

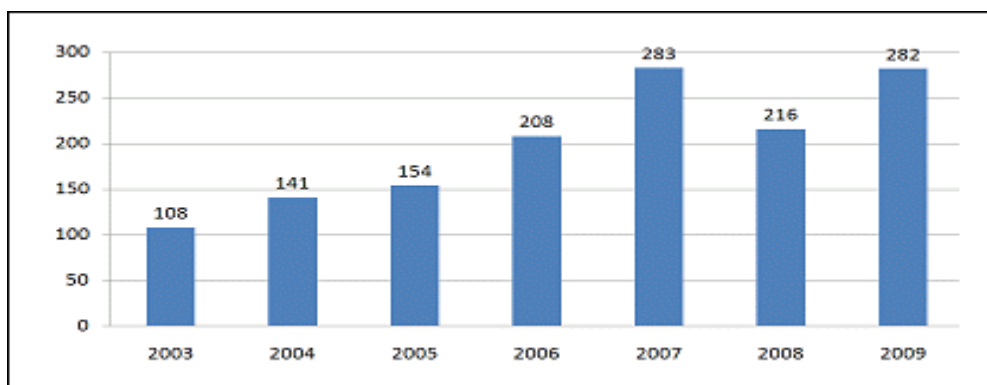
2. 国内本国官庁の国際商標出願状況及び見通し

イ. 自国民の国際商標出願状況

2009年度に韓国特許庁を本国官庁として受付した国際商標出願は282件(事後指定申請27件除く)であり、2008年の216件に比べて30.6%増加した。

※WIPO統計は国際事務局受付日を基準とするため、韓国特許庁の統計とは若干の差がある。(WIPO統計249件、韓国特許庁統計282件)

<図Ⅷ-2-9>年度別の韓国国際商標出願状況



* 資料:KIPO統計

ロ. 自国民の国際商標電子出願の状況

2003年4月のマドリッドシステム制度施行時から施行されていたオンライン電子出願は、施行初期の利用率が30%台に過ぎなかったが、最近、国際出願書の書式作成機(MM2, MM4等)及び関連プログラムを持続的に改善した結果により、2009年には91.5%まで増加した。

＜表Ⅷ－2－11＞年度別の韓国の国際商標電子出願状況

(単位:件、占有率)

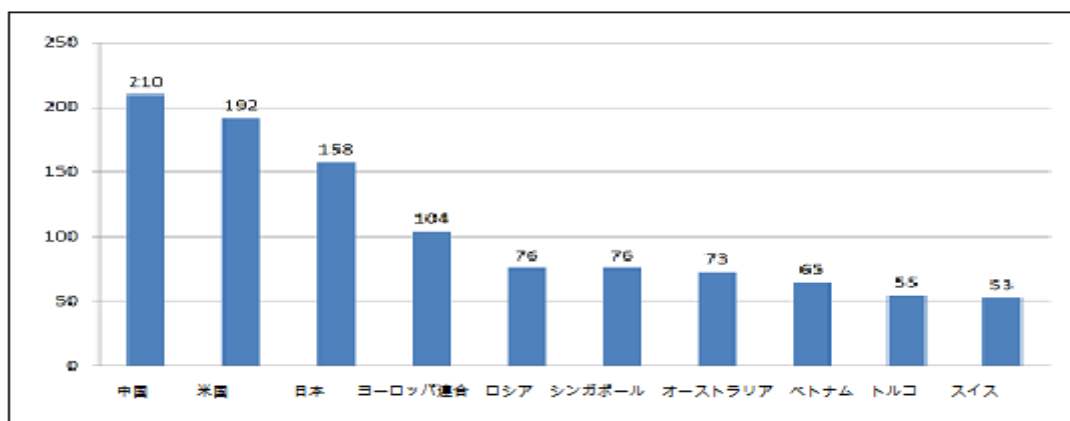
区分	年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
電子出願 (占有率)		37 (34.3%)	44 (31.2%)	39 (25.3%)	154 (74.0%)	196 (69.3%)	180 (83.3%)	258 (91.5%)
書面出願 (占有率)		71 (65.7%)	97 (68.8%)	115 (74.7%)	54 (26.0%)	87 (30.7%)	36 (16.7%)	24 (8.5%)
計		108	141	154	208	283	216	282

* 資料:KIPO統計

ハ. 自国民の国際商標出願10大指定国の状況

2009年度に自国民の外国指定件数は2,043件であり、そのうち、中国が(210件)、米国が(192件)、日本が(158件)順であった。

＜図Ⅷ－2－10＞2009年度自国民の国際商標出願10大指定国の状況



* 資料:KIPO統計

ニ. 国内10大の国際商標多出願人(企業)

2009年度の韓国の国際商標多出願人は韓国冶金株式会社、LG電子株式会社、株式会社イーランド順である。

＜表Ⅷ－2－12＞2009年度の韓国10大国際商標多出願の状況

(単位:件、占有率)

順位	出願人名	2009 出願件数	占有率
1	韓国冶金株式会社	18	6.38
2	LG電子株式会社	7	2.48
3	株式会社イーランド	7	2.48
4	株式会社ジャンベンイ	6	2.13
5	株式会社RKFN	6	2.13
6	李ヒョンギ	6	2.13
7	株式会社東部ハイテク	4	1.42
8	(株) イーランドワールド	4	1.42
9	(株) イーストソフト	4	1.42
10	(株) ヴーズ	4	1.42
	その他	216	76.59
	合計	282	100.00

* 資料:KIPO統計

ホ. 2010年度自国民の国際商標出願予想件数

2009年度の出願増加率30.6%は、2008年度の深刻な国内景気沈滞により出願件数が大幅減少したことにより反騰した数字上のものである。2010年度には国内の景気状況が安定期に入る見通しであり、自国民によるマドリード国際商標出願件数は過去3年の平均増加率水準である17%前後の増加率となる見通しである。

＜表Ⅷ－2－13＞年度別の自国民の国際商標出願件数

(単位:件、%)

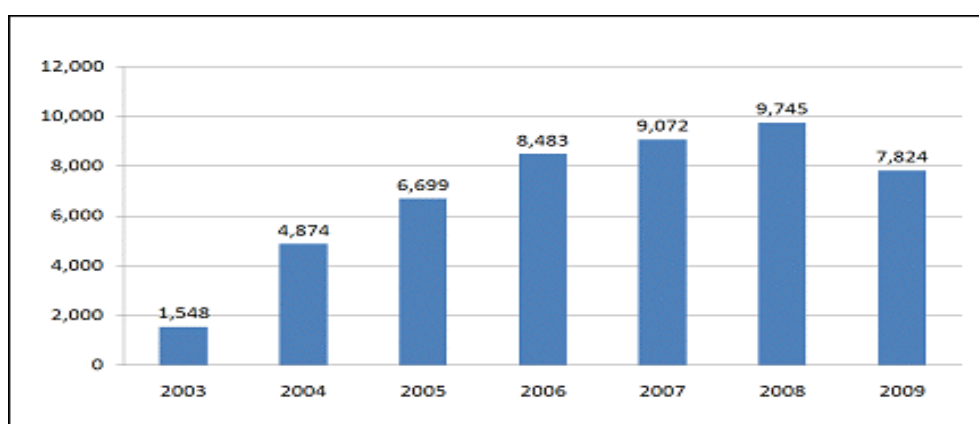
分析 \ 年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010 (予想)
出願件数	154	208	283	216	282	330
増減率	9.2	35.1	36.1	△23.7	30.6	17.0

3. 国内指定国官庁の状況

イ. 外国人の韓国指定国際商標登録出願の状況

グローバルな景気低迷の影響により2009年度に外国人が韓国を指定した国際出願は7,824件(国際商標登録出願6,681件、事後指定1,041件、一部名義変更102件)であり、2008年度9,745件に比べ△19.7%減少した。一方、2009年度に韓国を指定した国際出願7,824件は、国内商標出願件数(125,922件)の6.2%に該当する。

<図Ⅷ-2-11>外国人の韓国を指定した国際商標登録出願状況

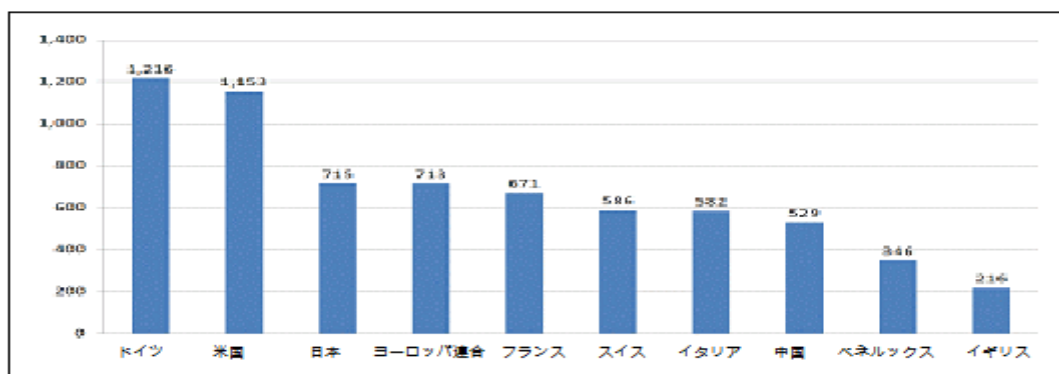


* 資料:KIPO統計

ロ. 韓国指定の10大締約国

2009年度に韓国を指定した10大締約国(外国国際商標登録出願人の国籍)はドイツ、米国、日本、ヨーロッパ連合、フランスなどの順である。

<図Ⅷ-2-12>2009年度の年度別外国人の韓国指定国際商標状況



ハ. 韓国指定の10大国際登録名義人

2009年度に外国で韓国を指定した多出願人は日本のShimano(スポーツ・レジャー用品) 71件、スイスのNovartis(医薬品) 62件、フランスのSanofi-aventis(医薬品) 51件の順である。

＜表Ⅷ－2－14＞2009年度韓国を指定した10大国際商標多出願人(海外)

(単位:件、占有率)

順位	外国出願人	国籍	2009年 出願件数	占有率
1	Shimano Inc.	日本	71	0.91
2	Novartis AG	スイス	62	0.79
3	SANOFI-AVENTIS	フランス	51	0.65
4	AUDI AG	ドイツ	48	0.61
5	Callaway Golf Company	米国	33	0.42
6	Philip Morris Products S.A.	スイス	27	0.35
7	DSM IP Assets B.V.	オランダ	27	0.35
8	PARFUMS CHRISTIAN DIOR	フランス	23	0.29
9	Bayer AG	ドイツ	22	0.28
10	Henkel AG & Co. KGaA	ドイツ	19	0.24
10	Syngenta Participations AG	スイス	19	0.24
	その他		7,422	94.86
	合計		7,824	100.00

* 資料:KIPO統計

二. 2010年度の外国人における韓国指定の予想件数

グローバルな景気低迷の影響により2009年度の世界マドリッド指定件数が2008年度378,894件に比べ303,344件に大幅減少(△19.9%)したことに伴い、2009年度の韓国指定件数も前年に比べ△19.7%減少した。しかし2010年には国際景気の回復に対する期待感と世界企業のブランドの重要性に対する認知度の上昇などにより、前年度のような一時的な現象から抜け出て前年度より5%前後まで増加する見通しである。

＜表Ⅷ－2－15＞年度別の外国人の国際商標韓国指定件数

(単位:件、%)

分析 \ 年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010 (予想)
出願件数	6,699	8,483	9,072	9,745	7,824	8,200
増減率	37.4	26.6	6.9	7.4	△19.7	4.8

4. 制度及び業務システムの改善

特許庁は国内出願人が作成した指定商品及び指定サービス業に対するWIPO瑕疵通知を減少させようとマドリッド業務を開始して以来、WIPOから通知された瑕疵事例を整理して特許庁マドリッド専用ホームページ(www.madrid.go.kr)に掲載(表示の瑕疵709件、分類瑕疵187件)し、分期別にUp-dataして国内出願人が英文指定商品(サービス業)作成に参考にできるようにした。

国内出願人がマドリッド電子出願プログラムを簡単に利用することができるように‘MM書式作成機’プログラムを全面改善して、頻繁に発生したプログラムの誤り現象34件を解消すると同時に、「出願の作成参考用の助言」30件、書式修正15件、内容編集機能及び「NICE目録」の参照機能を追加した。

また、特許庁ホームページ(特許路)の「私の出願登録照会」の検索機能を改善し、出願人(権利者)である本人が検索する場合には審査履歴だけでなく書類内容まで閲覧することができるようにした。第三者は法令が許す公開範囲内で関連書類を検索できるようにした。

第3章 登録分野

第1節 産業財産全般(前半)

対外協力顧客支援局 登録サービス課 行政事務官 ジュ・ソンギョン

1. 産業財産権登録動向の概要

特許庁は2007年まで審査処理量の増加に伴い審査人材を着実に増員して審査処理期間を短縮させたことにより、新規登録件数が過去3年間(2003年～2005年)の年平均新規登録件数(173,108件)に比べ、2006年～2007年の年平均登録件数(239,082件)が38.1%の急激な増加率を見せたが、過去2年間(2008年～2009年)は年平均登録件数(169,804件)が△1.9%の小幅に減少した。

2008年から新規登録が減少した原因は、対外的には米国の金融危機にともなう景気不況が韓国すべての産業部門に、連鎖的な経済危機を構築し新規登録にも減少要因として作用したものと見られており、対内的には品質中心の審査パラダイムの転換にともなう審査処理量および登録決定率の減少が主要原因とされる。

しかし、年次登録件数は着実に増加して2008年には前年に比べ7.7%増となり、2009年には前年に比べ21.8%の急激に増加した。

2. 2009年度の登録細部状況

イ. 過去5年間の設定登録状況

2009年の新規設定登録は145,926件であり、前年に比べ24.8%減少した。各権利別に調べてみると<表VIII-3-1>から分かるように、特許、実用新案、デザイン及び商標が前年同期に比べそれぞれ32.1%、20.6%、19.5%、19.0%減少した。

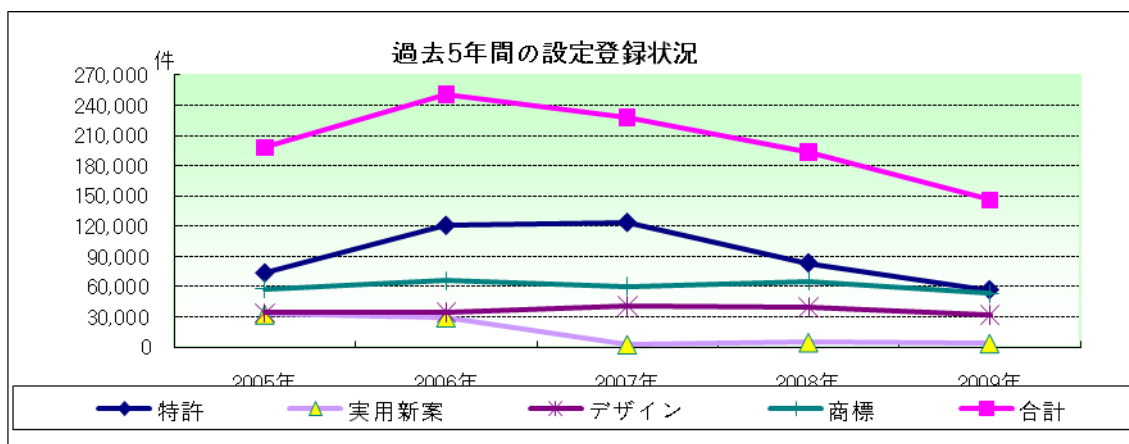
実用新案の場合は2006.10.1. 実用新案先登録制度の廃止により正常な審査処理期間を経て登録され登録件数が急激に減少したが、2007年以降から正常化となった。

＜表Ⅷ-3-1＞過去5年間の設定登録状況

(単位:件,%)

権利別	年度別	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
特許		73,512 (49.8)	120,790 (64.3)	123,705 (2.4)	83,370 (△32.6)	56,733 (△32.1)
実用新案		32,716 (△4.3)	29,736 (△9.1)	2,795 (△90.6)	4,951 (77.1)	3,949 (△20.6)
デザイン		33,993 (9.6)	34,206 (0.6)	40,745 (19.1)	39,881 (△2.1)	32,091 (△19.5)
商標		57,873 (13.3)	65,825 (13.7)	60,361 (△8.3)	65,479 (8.5)	53,155 (△19.0)
合計		198,094 (19.8)	250,557 (26.5)	227,606 (△9.2)	193,681 (△14.9)	145,926 (△24.8)

* 注):()は前年対比増減率



ロ. 権利別の設定登録状況

1) 産業部門別の特許・実用新案の設定登録状況

2009年度の全体新規設定登録件数のうち、国家技術発展の牽引車役割をする特許・実用新案の登録件数は60,682件である。〈表ⅧIII-3-2〉のように産業部門別の登録現況を調べてみると、2008年と同様に電気通信分野48.0%、機械分野15.9%であり、この

二分野の占有率が63.9%と、他産業分野に比べ高い比率を示したのに対し、化学10.5%、飲料衛生7.1%、土木建設6.5%等であった。

産業部門別の前年比の増減率を調べてみると、全産業分野において急減した。これは2008年から始まった量から質への特許審査パラダイムの変化と、2008年からの米国発の世界経済危機が重なって現れた結果であり、その影響が韓国の全産業分野にわたって影響を及ぼしている。採鉱金属36.8%、化学一般34.8%、繊維34.1%、電気通信33.9%など、全体的には31.3%が減少した。

<表Ⅷ-3-2> 2009年産業部門別の特許・実用新案設定登録状況

(単位：件、%)

区 分		機械	化学 一般	繊維	電気 通信	土木 建設	採光 金属	飲料 衛生	事務 用品 印刷	農林 水産	雑貨	合計
2009	件数	9,652	6,369	839	29,108	3,933	2,031	4,340	357	1,014	3,039	60,682
	占有率	15.9	10.5	1.4	48.0	6.5	3.3	7.1	0.6	1.7	5.0	100
2008	件数	14,234	9,773	1,275	44,018	4,485	3,214	6,379	488	1,224	3,231	88,321
	占有率	16.1	11.1	1.4	49.8	5.1	3.6	7.2	0.6	1.4	3.7	100
前年比の増減率		△32.2	△ 34.8	△ 34.1	△33.9	△ 12.3	△ 36.8	△ 32.0	△ 26.8	△17.2	△5.9	△31.3

2) 部門別のデザイン登録現況

2009年度のデザイン新規設定登録件数は計32,091件である。〈表Ⅷ-3-3〉のように部門別の登録占有率を調べてみると、事務用品および販売用品が17.4%、住宅設備用品が13.8%、土木および建築用品が13.2%、生活用品が9.7%、電機電子機械機構および通信機械器具が9.3%等であった。前年比の増減率をみると、事務用品および販売用品が34.3%、加工嗜好食品が6.1%増加したのに対し、輸送または運搬機械が48.6%、住宅設備用品が39.4%、産業用機械器具が36.6%、電機電子機械器具および通信機械器具が35.8%減少し、全体的には19.5%減少した。

＜表Ⅷ－3－3＞2009年部門別のデザイン登録状況

(単位:件,%)

区分		加工食品嗜好食品	衣服身の回り品	生活用品	住宅設備用品	趣味娯楽及び運動競技用品	事務用品及び販売用品	運輸及び運搬機械	電気電子機械器具及び通信機械器具	一般機械器具	産業用機械器具	土木及び建築用品	その他	計
		2009	件数	122	2,802	3,126	4,416	568	5,594	932	2,974	906	1,172	4,224
	占有率	0.4	8.7	9.7	13.8	1.8	17.4	2.9	9.3	2.8	3.6	13.2	16.4	100
2008	件数	115	3,797	4,856	7,291	1,105	4,166	1,580	4,632	1,094	1,848	6,031	3,366	39,881
	占有率	0.3	9.5	12.2	18.3	2.8	10.4	4.0	11.6	2.7	4.6	15.1	8.4	100
前年比の増減率		6.1	△26.2	△35.6	△39.4	△48.6	34.3	△41.0	△35.8	△17.2	△36.6	△30.0	56.1	△19.5

3) 部門別の商標登録状況 (NICE分類)

2009年度商標の新規設定登録件数は53,155件である(＜表ⅧⅢ-3-4＞参照)。部門別の登録占有率をみると、サービス業17.9%、機械・電気機械17.2%、化学品・薬剤部門が16.4%などの順であった。部門別の前年比の増減率ををみると、増加した部門はない。これは景気状況が良くないことである。

減少率はサービス業35.1%、家具厨房用品31.0%、紙文房具部門22.2%、繊維衣類20.0%であり、全体的には19.0%減少した。

＜表Ⅷ－3－4＞2009年部門別の商標登録状況

(単位:件,%)

区分	化学品薬剤	一般金属製品、建築	機械、電気機械	繊維、衣類	家具、厨房用品	貴金属、時計、カバ	楽器、玩具、タバコ	紙、文具	菓子、食品、飲料	ゴムプラスチック材料	サービス業	その他	計
----	-------	-----------	---------	-------	---------	-----------	-----------	------	----------	------------	-------	-----	---

		材料					ン類							
2009	件数	8,714	1,692	9,148	4,028	1,667	2,375	1,482	1,872	6,809	298	9,538	5,532	53,155
	占有率	16.4	3.2	17.2	7.6	3.1	4.5	2.8	3.5	12.8	0.6	17.9	10.4	100
2008	件数	9,972	1,791	10,505	5,035	2,415	2,527	1,719	2,405	7,845	369	14,705	6,295	65,583
	占有率	15.2	2.7	16.0	7.7	3.7	3.9	2.6	3.7	12.0	0.6	22.4	9.6	100
前年比の増減率		△12.6	△5.5	△12.9	△20.0	△31.0	△6.0	△13.8	△22.2	△13.2	△19.2	△35.1	△12.1	△19.0

ハ. 個人・法人別の登録状況

2009年度の設定登録件数を個人・法人別に区分すると(表VIII-3-5>参照)、個人登録は31.2%、法人登録は68.8%である。

権利別に区分してみると、特許の場合、個人登録が15.4%、法人登録が84.6%と、法人登録の比率が非常に高い。これは産業の高度化と構造的な変化・調整によって資本力と体系的な研究基盤が揃っている大企業研究所などが産業財産権の発展を主導しているからである。デザインと商標も開発能力の高い法人の登録率が高いが、個人の産業財産権に対する認識の変化と個人出願人に対する出願登録料などの各種手数料の減免拡大などにより、個人登録も一定の比率を維持している。

但し、実用新案の場合、個人の登録率が(54.0%)法人の登録率(16.0%)より大きく上回るのは、特許に比べ相対的に高度の技術を要しない発明によって登録が相対的にかろうであるからと考えられる。

<表VIII-3-5> 2009年の個人・法人別登録状況

(単位:件、%)

区分	個人		法人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	8,741	15.4	47,992	84.6	56,733	100

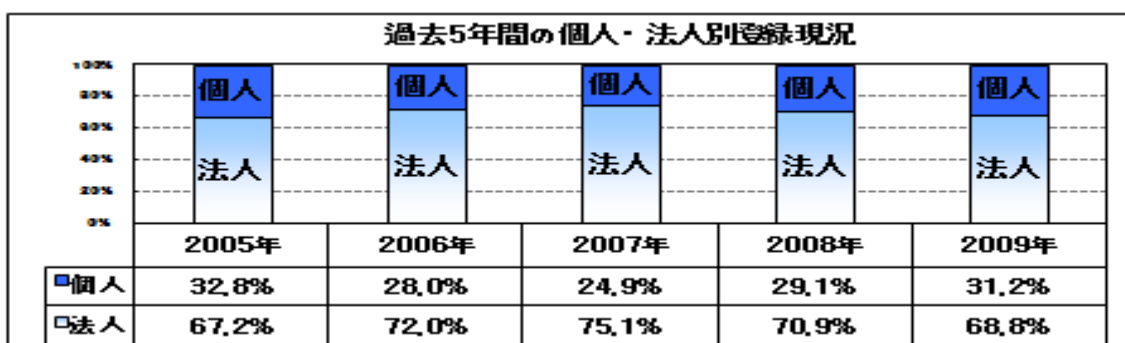
実用新案	2,131	54.0	1,818	46.0	3,949	100
特・実 小計	10,872	17.9	49,810	82.1	60,682	100
デザイン	13,089	40.8	19,002	59.2	32,091	100
商標	21,627	40.7	31,528	59.3	53,155	100
計	45,588	31.2	100,340	68.8	145,928	100

過去5年間の個人・法人別の登録推移を調べてみると<表VIII-3-6>からわかるように、2007年以後から個人および法人登録件数が共に減少した。特に法人の登録件数の減少率が相対的に大きい。これは景気低迷の影響が個人より企業がより大きく受けていることと、多数の特許を保有することより核心・基盤技術に対する特許を保有することが望ましいという企業の認識の変化が伴った結果と見られる。

<表VIII-3-6> 過去5年間の個人・法人別登録現状

(単位:件、%)

区分	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	前年対比 増減率
個人	64,936 (32.8)	70,070 (28.0)	56,715 (24.9)	56,392 (29.1)	45,588 (31.2)	△19.2
法人	133,158 (67.2)	180,502 (72.0)	170,897 (75.1)	137,289 (70.9)	100,340 (68.8)	△26.9



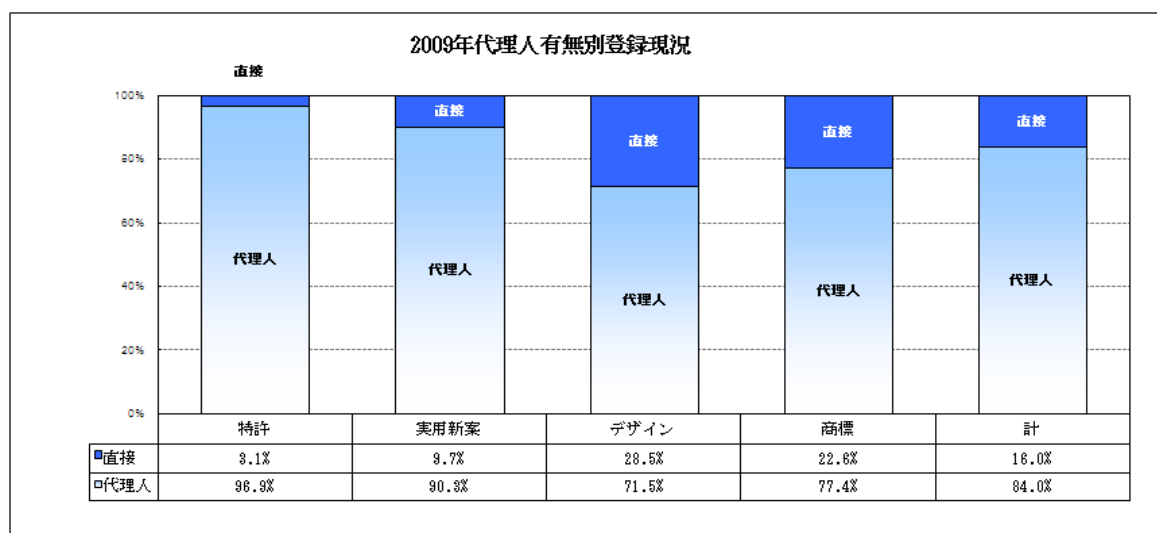
二. 代理人有無別の登録状況

登録手続きを誰が行ったかを調べてみると、〈表VIII-3-7〉のように代理人による登録率が84.0%、権利者が直接登録手続きを行った比率が16.0%である。権利別に調べてみると、特許が96.9%と他の権利に比べ代理人選任率が高く、デザインが75.9%で最も低いことが分かった。

〈表VIII-3-7〉2008年代理人有無別の登録現状

(単位:件、%)

区分		特許		実用新案		デザイン		商標		計	
		代理人登録	直接登録	代理人登録	直接登録	代理人登録	直接登録	代理人登録	直接登録	代理人登録	直接登録
2009	件数	54,946	1,787	3,566	383	22,961	9,130	41,124	12,014	122,597	23,314
	構成比	96.9	3.1	90.3	9.7	71.5	28.5	77.4	22.6	84.0	16.0
2008	件数	80,594	2,776	4,336	615	30,273	9,608	52,043	13,436	167,246	26,435
	構成比	96.7	3.3	87.6	12.4	75.9	24.1	79.5	20.5	86.4	13.6
2007	件数	120,199	3,506	2,164	631	30,645	10,100	48,456	11,905	201,464	26,142
	構成比	97.2	2.8	77.4	22.6	75.2	24.8	80.3	19.7	88.5	11.5



ホ. 自国民・外国人別の登録状況

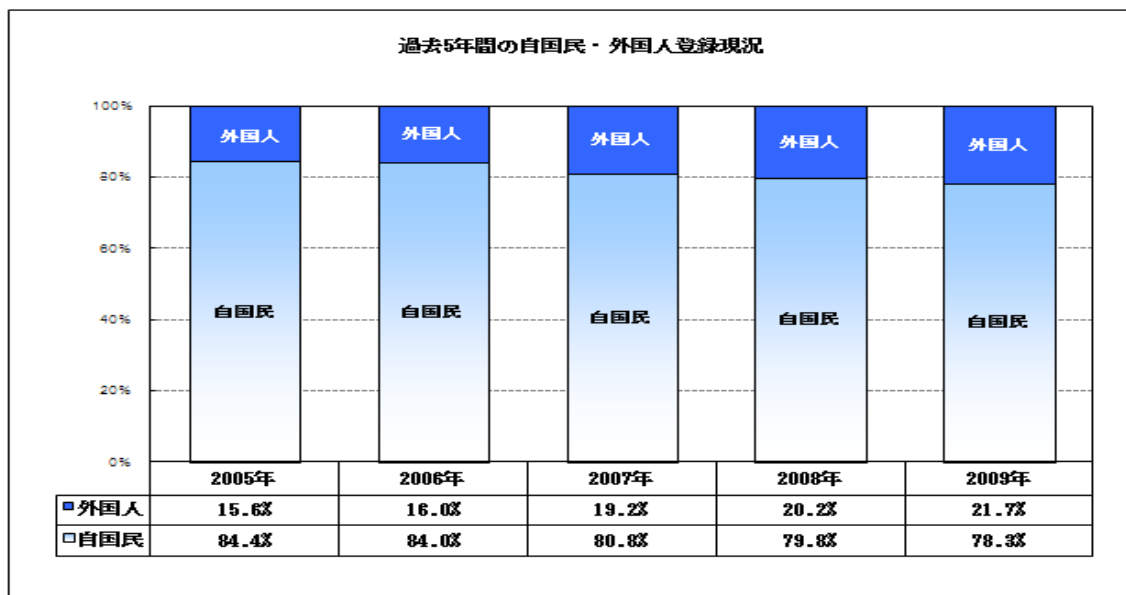
2009年の設定登録状況を自国民・外国人別に区分してみると、〈表VIII-3-8〉のように自国民が114,196件(78.3%)、外国人が31,752件(21.7%)を占め、登録件数が前年度より大きく減少した。自国民の登録件数は前年に比べ28.7%、外国人の登録件数は前年に比べ5.4%減少し、外国人に比べて自国民の登録件数の減少が相対的に大きく、全体的に前に比べ24.7%減少した。

〈表VIII-3-8〉過去5年間の自国民・外国人登録現状

(単位:件、%)

区 分	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	前年対比 増減率
自国民	166,315 (84.0)	202,533 (80.8)	181,641 (79.8)	160,113 (82.7)	114,196 (78.3)	△28.7
外国人	31,779 (16.0)	48,039 (19.2)	45,971 (20.2)	33,568 (17.3)	31,752 (21.7)	△5.4
合計	198,094 (100)	250,572 (100)	227,612 (100)	193,681 (100)	145,928 (100)	△24.7

注) () 内は占有比率



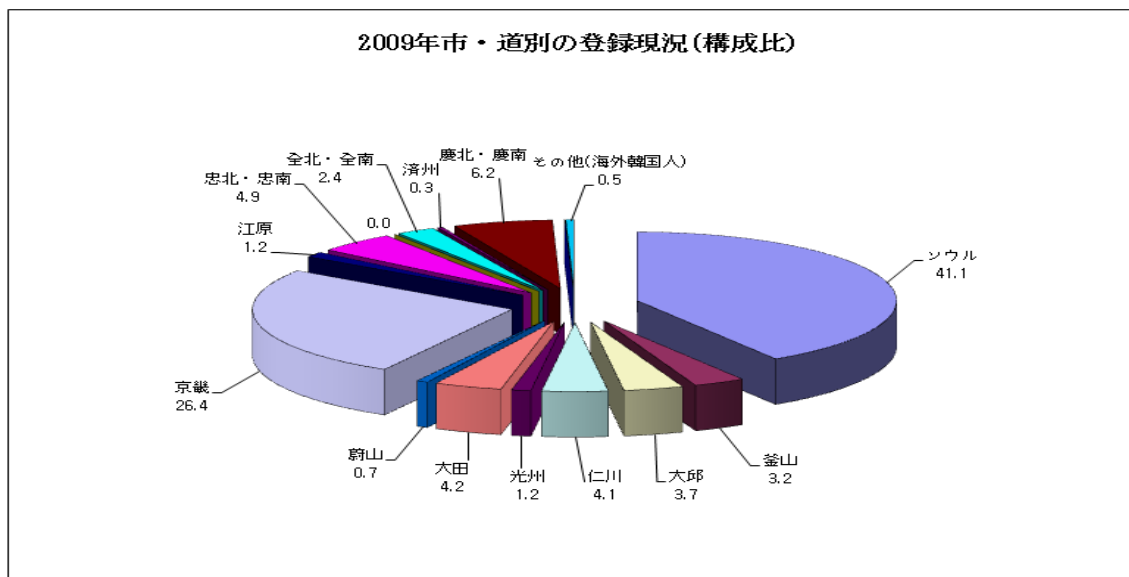
へ. 自国民の地域別登録状況

2009年内国人登録現況を<票(表) VIII-3-9>とともに市(詩)?道別住民登録上住所地を基準として調べれば、ソウル41.1%、景気(競技) 26.4%でソウル?京畿(キョンギ) 地域居住者が67.5%で最も高かったし、ソウル?景気(競技)を除いて地方自治体中では他の所より研究施設が相対的に多くの大田市(テジョンシ)が4.2%で最も高く現れた。道別では京畿道(キョンギド)?慶北(キョンブク)?忠南(チュンナム)?慶南(キョンナム) 居住者順で現れた。

<表VIII-3-9>2009年市・道別登録現況

(単位:件、%)

区分	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	その他	合計
件数	46,879	3,628	4,182	4,689	1,410	4,852	838	30,151	1,320	1,977	3,637	1,325	1,325	4,124	2,951	352	535	114,175
構成比	41.1	3.2	3.7	4.1	1.2	4.2	0.7	26.4	1.2	1.7	3.2	1.2	1.2	3.6	2.6	0.3	0.5	100



ト. 外国国家別設定登録現況

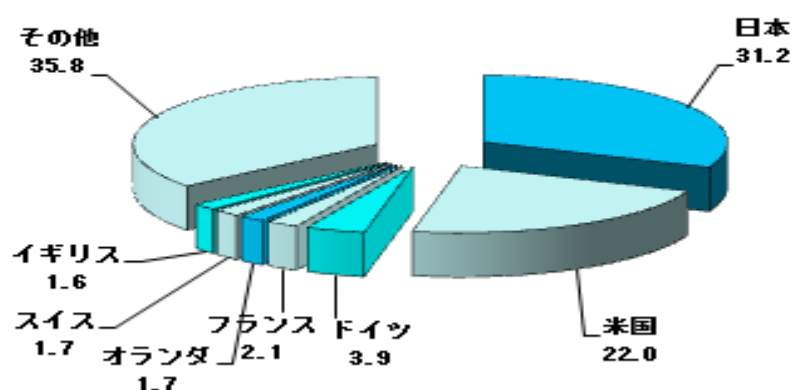
2009年度新規設定登録件数中外国人登録を〈票（表）VIII-3-10〉と同じように国家別に調べれば総31,752件中日本が9,909件(31.2%),米国が6,987件(22.0%)でこれら二つの国家の登録件数が50%以上を占めている。基礎固有技術を保有した技術先進国であるほどデザイン?商標権よりは特許?実用新案権の登録が多い部分を占めていることを見せている。

〈表VIII-3-10〉2009年外国の国家別設定登録現状

(単位:件、%)

区分	日本	米国	ドイツ	フランス	オランダ	スイス	英国	その他	合計
特許	7,141	3,674	863	417	424	345	166	1,573	14,603
実用新案	2	11	3	0	0	0	0	53	69
特・実 小計	7,143	3,685	866	417	424	345	166	1,626	14,672
デザイン	920	839	151	80	51	62	69	291	2,463
商標	1,846	2,463	212	168	78	128	262	9,460	14,617
合計	9,909	6,987	1,229	665	553	535	497	11,377	31,752
構成比	31.2	22.0	3.9	2.1	1.7	1.7	1.6	35.8	100

2009年 国家別の設定登録現況(構成比)



チ. 多登録企業の状況

2009年の設定登録状況を自国民中の多登録企業は<表VIII-3-11>のように、三星電子（株）、LG電子（株）、（株）アモーレパシフィックなどの順序に多かった。多登録順位20位以内の電子・電気・自動車・通信分野の企業は主に特許・実用新案権を、化学・生活密着型用品分野の企業は主にデザイン・商標権の登録比率が高かった。これは企業が主力とする特許技術戦略と密接した関係があることに起因する。

<表VIII-3-11>2009年自国内の多登録業企業現況

(単位:件)

順位	企業名	特許	実用新案	デザイン	商標	計
1	三星電子株式会社	1,545	17	602	130	2,294
2	LG電子株式会社	1,345	0	378	297	2,020
3	(株)アモーレパシフィック	47	26	780	665	1,518
4	株式会社ハイニックス半導体	1,389	0	0	5	1,394
5	現代自動車株式会社	1,246	0	80	33	1
6	株式会社ポスコ	1,186	0	0	20	359
7	株式会社LG生活健康	36	0	229	458	723
8	SKテレコム株式会社	273	0	15	425	713
9	CJ第製一精糖株式会社	26	2	382	245	655
10	株式会社KT	337	0	11	275	623
11	三星電気株式会社	564	0	28	0	592
12	株式会社LG化学	340	1	224	16	581
13	LGディスプレイ株式会社	544	0	0	0	544
14	株式会社東部ハイテク	500	0	1	18	519
15	ロッテ製菓株式会社	7	0	97	293	397
16	LGハウシス	10	0	314	0	324
17	三星SDI株式会社	306	0	0	0	306
18	(株)宇宙U&B	0	0	302	0	302
19	三星モバイルディスプレイ株式会社	282	0	0	0	282
20	セメス株式会社	254	0	0	1	255

第2節 年次登録

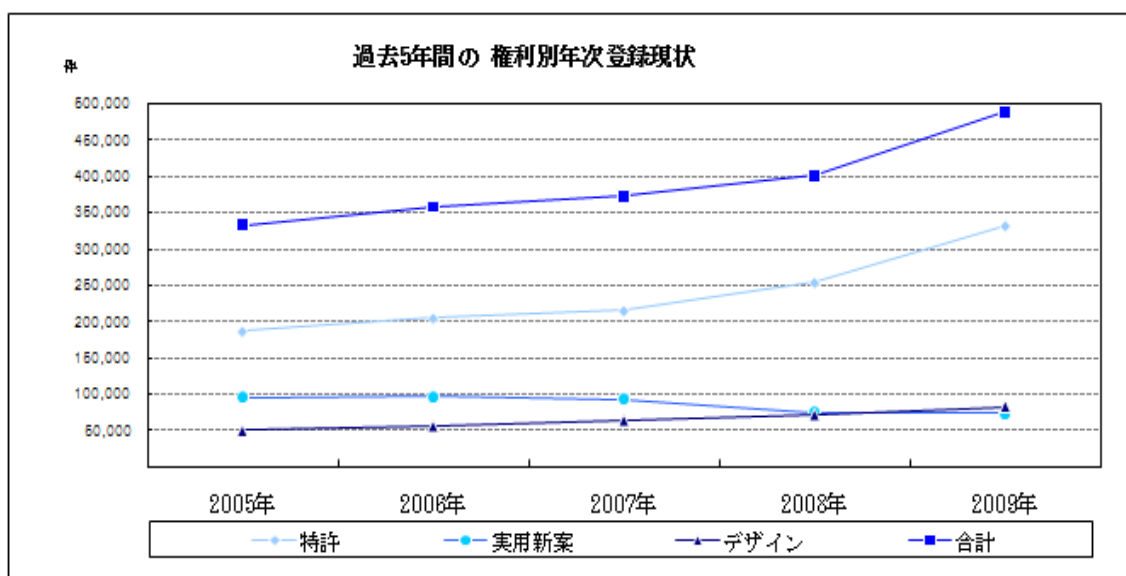
産業財産権は新規設定登録以降にも所定の年次登録料を権利の存続期間中支払わなければ権利として存続することができない。年次登録は権利者の産業財産権保有・活用意思を示す指標であり、2009年には488,748件で前年に比べ21.8%増加した(表VIII-3-12参照)。権利別には特許、デザインがそれぞれ30.7%、16.0%増加した反面、実用新案は2.8%減少した。

＜表VIII-3-12＞過去5年間の権利別年次登録現状

(単位:件、%)

権利別	年度別	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
特許		186,949 (12.9)	204,927 (9.6)	215,284 (5.1)	254,150 (18.1)	332,110 (30.7)
実用新案		96,077 (3.4)	97,006 (1.0)	93,373 (△3.7)	75,477 (△19.2)	73,355 (△2.8)
デザイン		50,149 (14.6)	56,460 (12.6)	64,146 (13.6)	71,795 (11.9)	83,283 (16.0)
合計		333,175 (10.2)	358,393 (7.5)	372,803 (4.0)	401,422 (7.7)	488,748 (21.8)

注) () 内は占有比率



第3節 存続権利の状況

韓国の産業財産権登録は1948年11件(特許4件、実用新案2件、デザイン5件)を始め2009年末現在総2,851,404件が登録されたし(〈票(表) VIII-3-13〉参照),この中で存続期間満了,登録料未納,権利放棄,無効審決などで消滅した権利は1,199,715件で存続権利件数は1,651,689件だ。

内国人と外国人を区別すれば,内国人は総2,235,058件中1,264,823件,外国人は総616,346件中386,866件を維持している。存続権利別比重を見れば特許?実用新案権は内国人に,デザイン権は外国人に権利存続意志がさらに強く現れている。

〈表VIII-3-13〉2009年の存続権利現況

(単位:件、%)

区分		自国民		外国人		合計	
		件数	構成比	件数	件数	構成比	件数
特許	登録	608,784	100	295,437	100	904,221	100
	消滅	155,799	25.6	111,119	37.6	266,918	29.5
	存続	452,985	74.4	184,318	62.4	637,303	70.5
実用新案	登録	406,281	100	14,162	100	420,443	100
	消滅	303,798	74.8	12,022	84.9	315820	75.1
	存続	102,483	25.2	2,140	15.1	104,623	24.9
デザイン	登録	488,331	100	43,161	100	531,492	100
	消滅	289,206	59.2	23,158	53.7	312364	58.8
	存続	199,125	40.8	20,003	46.3	219,128	41.2
商標	登録	731,662	100	263,586	100	995,248	100
	消滅	221,432	30.3	83,181	31.6	304613	30.6
	存続	510,230	69.7	180,405	68.4	690,635	69.4
合計	登録	2,235,058	100	616,346	100	2,851,404	100
	消滅	970,235	43.4	229,513	37.2	1,199,715	42.1
	存続	1,264,823	56.6	386,866	62.8	1,651,689	57.9

第4節 国際商標（マドリッド）登録の状況

韓国が2003年4月10日にマドリッド議定書に加入して以来、2004年4月27日に初めて国際商標を登録し、2004年には652件、2005年には3,070件、2006年には4,307件、2007年には4,362件、2008年には6,701件、2009年度8,039件で計27,131件を登録し、OECD会員国である米国、日本及びヨーロッパ主要国などが73.6%でほとんどを占めている（〈表VIII-3-14〉参照）。

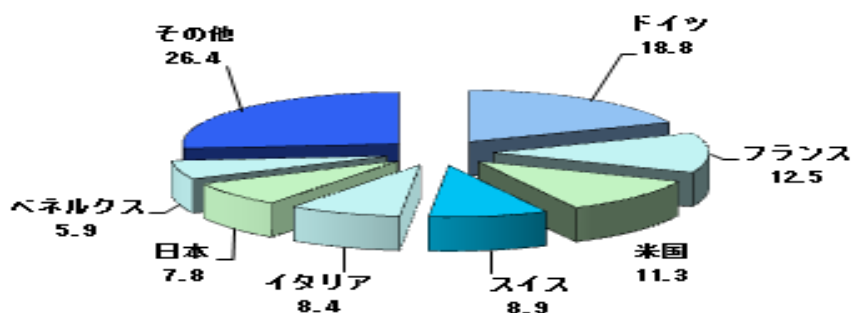
2004年度には新規設定の登録業務のみを行っていたが、2005年以降からは国際商標登録に関する商標権の移転、変更及び放棄などの諸般登録業務も並行して行っており、国際商標登録件数も持続的に増加すると予想される。

〈表VIII-3-14〉2009年の国別国際商標（マドリッド）登録現況

（単位：件、％）

区分	ドイツ	フランス	米国	スイス	イタリア	日本	ベネルク ス	その他	合計
登録	5,103	3,397	3,077	2,401	2,271	2,110	1,614	7,158	27,131
構成比	18.8	12.5	11.3	8.9	8.4	7.8	5.9	26.4	100

2009年 国別の国際商標登録現況（構成比）



第4章 審判分野

第1節 総括

電気電子審査局 特許審査政策課 技術書記官 グァク・ジュンヨン

2009年の産業財産権1次審査処理の全体件数は22万7,767件であり、前年の27万7,241件より17.8%減少した。権利別に調べてみると、特許が9万4,300件、実用新案が1万1,207件、商標が8万772件、デザインが4万1,488件であり、前年に比べそれぞれ1.3%、18.9%、31.4%、17.2%減少した。これは一般特許に比べ業務負担が大きいPCT国際調査の処理件数の増加と、審査品質の向上政策にともなう審査量の適正化措置によるものである。

外国人のPCT国際調査申請件数の急増により、PCT国際調査報告書の作成件数は16,868件で前年の12,936件より30.4%増加した。

一方、特許庁は特・実15.4ヶ月、商標9.7ヶ月、デザイン9.1ヶ月の1次審査処理期間を達成し、2008年に続き、2009年にも世界最速の審査サービスを提供した。

<表Ⅷ-4-1> 権利別の審査処理現況

(単位:件)

区分	特許及び実用新案			デザイン	商標	計
	特許	実用新案	小計			
2000	68,338	68,779	137,117	27,540 (29,446)	83,358 (110,181)	248,015 (276,744)
2001	55,766	54,550	110,316	32,276 (33,645)	87,078 (123,067)	229,670 (267,028)
2002	79,414	49,307	128,721	38,631 (40,618)	100,020 (136,041)	267,372 (305,380)

2003	93,433	48,578	142,011	40,094 (42,419)	118,796 (157,800)	300,901 (342,230)
2004	98,404	53,389	151,793	40,541 (42,080)	116,210 (156,147)	308,544 (350,020)
2005	131,115	49,317	180,432	40,820 (41,987)	124,892 (171,000)	346,144 (393,419)
2006	195,395	45,270	240,665	46,381 (48,369)	128,457 (172,045)	415,503 (461,079)
2007	129,147	14,407	143,554	56,584 (58,587)	127,709 (171,858)	327,847 (373,999)
2008	95,504	13,824	109,328	50,117 (51,492)	117,796 (162,697)	277,241 (323,517)
2009	94,300	11,207	105,507	41,488 (43,750)	80,772 (109,341)	227,767 (258,598)

注) 1. 特・実はその他処分（審査請求前の取消、放棄、無効など）を含む。

デザイン・商標は取下げ、放棄、無効は含まない。

2. 1次審査処理基準である。

3. デザイン・商標の場合（ ）内は複数デザイン・多類基準である。

第2節 特許及び実用新案

電気電子審査局 特許審査政策課 施設事務官 クァク・ジュンヨン

1. 特許出願の審査

2009年の特許出願の1次審査処理件数は9万 4,300件であり、2008に比べ1.3%減少した。このうちの8.1%に当たる7,682件が1次審査と同時に登録が決定され、88.9%に当たる8万 3,778件については意見提出などを通知された。出願から1次審査までに要した特許審査処理期間は2008年に引き続き、世界最速の15.4ヶ月を維持した。

＜表Ⅷ－4－2＞特許1次審査処理の現況

(単位:件)

区分	計	登録査定	意見提出などの通知	取下・放棄	審査処理期間
2004年	98,404 (100.0%)	19,952 (20.3%)	75,493 (76.7%)	2,959 (3.0%)	21.0ヶ月
2005年	131,115 (100.0%)	21,860 (16.7%)	106,506 (81.2%)	2,749 (2.1%)	17.6ヶ月
2006年	195,395 (100.0%)	39,440 (20.2%)	152,277 (77.9%)	3,678 (1.9%)	9.8ヶ月
2007年	129,147 (100.0%)	26,801 (20.8%)	97,690 (75.6%)	4,656 (3.6%)	9.8ヶ月
2008年	95,504 (100.0%)	12,190 (12.8%)	79,966 (83.7%)	3,348 (3.5%)	12.1ヶ月
2009年	94,300 (100.0%)	7,682 (8.1%)	83,778 (88.9%)	2,840 (3.0%)	15.4ヶ月

1次審査処理時に意見提出の通知なしで登録決定される比率は2004年以降約20%水準を維持してきたが、2008年12.8%、2009年8.1%に減少した。これは世界的に審査品質を重する傾向により審査品質を中心に特許審査政策のパラダイムを転換(2008年6月)した以降、多様な審査品質を高める政策を施行した結果であると分析される。

2009年特許出願の審査最終処理件数は計8万9,266件であり、2008年に比べ18.0%減少した。このうちの59.1%に当たる5万2,729件が登録査定され、37.7%に当たる3万3,697件が拒絶査定となった。これは前年に比べると登録査定率は7.2%が減少し、拒絶査定率は7.0%が増加した。出願の取下・放棄・無効が2,840件であり、全体の審査最終処理件数の3.2%に当り、2008年に比べ0.1%増加した。

<表Ⅷ-4-3>特許審査最終処理現況

(単位:件)

区分	計	登録査定	拒絶査定	取下・放棄・無効
2004年	90,397 (100.0%)	54,551 (60.3%)	31,424 (34.8%)	4,422 (4.9%)
2005年	118,092 (100.0%)	78,397 (66.4%)	36,946 (31.3%)	2,749 (2.3%)
2006年	174,631 (100.0%)	127,298 (72.9%)	43,655 (25.0%)	3,678 (2.1%)
2007年	152,417 (100.0%)	112,344 (73.7%)	35,417 (23.2%)	4,656 (3.1%)
2008年	108,897 (100.0%)	72,161 (66.3%)	33,388 (30.6%)	3,348 (3.1%)
2009年	89,266 (100%)	52,729 (59.1%)	33,697 (37.7%)	2,840 (3.2%)

2009年の特許出願の1次審査処理件数と審査終結処理件数が前年に比べ減少したのは、外国PCT国際調査の依頼件数が急増したからである。

2. 実用新案出願の審査

実用新案出願の1次審査処理件数は1999年7月の実用新案先登録制度施行以前に出願された物量の審査請求が減少し、2004年866件、2005年17件、2006年10件に減少した。しかし、2006年10月の実用新案先登録制度の廃止により、実用新案審査主義で転換され、実用新案審査請求件が増え2009年には10,731件が審査処理された。

<表Ⅷ-4-4> 実用新案の1次審査処理現状

(単位:件)

区分	計	登録査定	拒絶査定	取下・放棄
2004年	866 (100.0%)	238 (27.5%)	612 (70.7%)	16 (1.8%)
2005年	17 (100.0%)	2 (11.8%)	15 (88.2%)	-
2006年	10 (100.0%)	-	10 (100.0%)	-
2007年	7,342 (100.0%)	1,953 (26.6%)	5,389 (73.4%)	-
2008年	12,708 (100.0%)	1,713 (13.5%)	10,309 (81.1%)	686 (5.4%)
2009年	10,731 (100%)	958 (8.9%)	9,269 (86.4%)	504 (4.7%)

実用新案の審査終結処理件数も2004年は1,296件、2005年は158件、2006年は7件に減少したが、2009年には10,790件を記録した。実用新案の登録査定率は2004年は52.0%、2005年は53.2%、2006年は42.9%と減少したが、2007年のみ74.7%を増加し、さらに2008年に42.9%、2009年38.9%と減少に転じた。

＜表Ⅷ－4－5＞実用新案の審査終結処理現状

(単位：件)

区分	計	登録査定	拒絶査定	取下・放棄
2004年	1,296 (100.0%)	674 (52.0%)	606 (46.8%)	16 (1.25%)
2005年	158 (100.0%)	84 (53.2%)	74 (46.8%)	-
2006年	7 (100.0%)	3 (42.9%)	4 (57.1%)	-
2007年	3,633 (100.0%)	2,714 (74.7%)	919 (25.3%)	-
2008年	12,266 (100.0%)	5,267 (42.9%)	6,313 (51.5%)	686 (5.6%)
2009年	10,790 (100%)	4,202 (38.9%)	6,084 (56.4%)	504 (4.7%)

1999年7月から施行されてきた旧実用新案先登録制度による実用新案審査処理件数は2006年10月船灯録制度廃止により2009年に1次審査処理476件、審査終結処理614件で減少した。

＜表Ⅷ－4－6＞旧実用新案（先登録制度）審査の現状

(単位：件)

区分	1次審査処理					審査終結処理			
	設定登録 登録維持	意見提出 補正命令	その他通知	取下・ 放棄	計	設定登録 登録維持	取消決定	取下・ 放棄 無効・ 却下	計
2004年	34,025	17,747	105	646	52,523	43,174	4,730	4,130	52,034
2005年	31,247	17,885	63	105	49,300	41,428	4,485	3,833	49,746
2006年	28,187	16,989	82	2	45,260	37,640	3,285	4,015	44,940
2007年	2,250	4,785	29	1	7,065	6,376	2,738	646	9,760
2008年	233	871	12	-	1,116	900	742	-	1,642

2009年	96	375	5	-	476	306	308	-	614
-------	----	-----	---	---	-----	-----	-----	---	-----

3. PCT国際調査及び予備審査

2008年のPCT国際特許出願の国際調査報告書は2007年に比べ56.2%増加した12,936件を作成し、PCT予備審査報告書は2007年に比べ19.1%減少した474件を作成した。このうち4.6%である22件に対しては見解書を作成した。

<表Ⅷ-4-7>PCT国際調査及び予備審査現状

(単位:件)

区 分	PCT国際調査		PCT予備審査
	国際調査報告書	副作成宣言書	予備審査報告書
2004年	2,913	19	1,035
2005年	3,649	14	841
2006年	4,754	35	639
2007年	8,280	51	586
2008年	12,936	84	474
2009年	16,868	121	362

第3節 商標及びデザイン

商標デザイン審査局 商標デザイン審査政策課 書記官 ジョン・ヒョンジョン

1. 商標登録出願の審査

イ. 商標登録出願の審査

商標登録出願の1次審査処理量は109,341件であり、このうちの50.4%に当る55,123件は公告査定、49.6%に当る54,218件は意見提出の通知を行った。1次審査処理量が減少したのは、従来の審査処理期間及び審査量中心から審査品質中心へのパラダイムの転換により出願1件当りの審査処理の負担などが増加し、国際商標審査官が一部減少したからである。1次審査処理期間は2008年末に9.7ヶ月となり、2009年末の6.5ヶ月より3.2ヶ月増加したが、審査処理期間の目標である10.0ヶ月を達成した。

<表Ⅷ-4-8> 商標登録出願の1次審査処理現状

(単位:件、%)

区分	計	公告	意見提出	その他	審査処理期間
2009年 (構成比)	109,341 (100)	55,123 (50.4)	54,218 (49.6)	-	9.7ヶ月
2008年 (構成比)	162,697 (100)	79,197 (48.7)	83,007 (51.0)	493 (0.3)	6.5ヶ月
2007年 (構成比)	171,858 (100)	82,020 (47.7)	88,164 (51.3)	1,674 (1.0)	5.7ヶ月
2006年 (構成比)	172,045 (100)	88,931 (51.7)	81,126 (47.2)	1,988 (1.2)	5.9ヶ月

注) 多類商標基準

最終的な審査処理件数は117,895件であり、このうちの79.1%に当たる93,242件が登録査定され、20.9%に当たる24,653件が拒絶された。

1次審査処理では49.6%に当る件に対し意見提出の通知を行い、前年の意見提出通知率の51.0%に比べ多少低くなったが、最終的に登録有無査定においては商品別の審査制度によって拒絶理由と解消策をより具体的に通知したため、登録査定された比率が79.1%となり、前年より多少高い結果となった。

＜表Ⅷ－4－9＞商標登録の出願審査終結処理現状

(単位:件、%)

区 分	計	登録査定	拒絶査定
2009年 (構成比)	117,895 (100)	93,242 (79.1)	24,653 (20.9)
2008年 (構成比)	169,507 (100)	133,297 (78.6)	36,210 (21.4)
2007年 (構成比)	155,357 (100)	118,528 (76.3)	36,829 (23.7)
2006年 (構成比)	170,526 (100)	130,175 (76.3)	40,351 (23.7)

注) 多類商標基準

ロ. 国際商標登録の出願審査

国際商標登録出願の1次審査処理量は17,541件であり、このうちの21.4%に当る3,750件は公告査定、78.6%に当る13,791件は意見提出の通知を行った。1次審査処理量が減少したのは商標、デザインの場合と同様に、従来の審査処理期間及び審査量中心から審査品質中心へのパラダイムの転換により出願1件当りの審査処理の負担などが増加し、国際商標審査官が一部減少したからである。1次審査処理期間は2009年末には9.1ヶ月となり、2008年末の7.6ヶ月より1.5ヶ月増加したが、審査処理期間の目標である10.0ヶ月を達成した。

＜表Ⅷ－4－10＞国際商標登録出願の1次審査処理現状

(単位:件、%)

区 分	計	公告	意見提出	その他	審査処理期間
-----	---	----	------	-----	--------

2009年 (構成比)	17,541 (100)	3,750 (21.4)	13,791 (78.6)	-	9.1ヶ月
2008年 (構成比)	23,578 (100)	4,479 (19.0)	19,099 (81.0)	-	7.6ヶ月
2007年 (構成比)	17,746 (100)	2,888 (16.3)	14,858 (83.7)		8.9ヶ月
2006年 (構成比)	15,033 (100)	1,870 (12.4)	13,163 (87.6)	-	8.8ヶ月

* 注：多類商標基準

最終的な審査処理件数は23,919件であり、このうちの70.1%に当たる16,766件が登録査定され、29.9%に当たる7,153件が拒絶された。

<表Ⅷ-4-11> 国際商標登録出願の審査終結処理現状

(単位：件、%)

区 分	計	登録査定	拒絶査定
2009年 (構成比)	23,919 (100)	16,766 (70.1)	7,153 (29.9)
2008年 (構成比)	19,009 (100)	13,376 (70.4)	5,633 (29.6)
2007年 (構成比)	13,211 (100)	8,401 (63.6)	4,810 (36.4)
2006年 (構成比)	12,093 (100)	7,994 (66.1)	4,099 (33.9)

2. デザイン登録の出願審査

商標デザイン審査局 商標デザイン審査政策課 書記官 ジョン・ヒョンジョン

デザイン登録出願の1次審査処理量は43,750件であり、このうちの53.5%に当たる23,405件は登録査定、46.5%に当たる0,345件は意見提出の通知を行った。

1次審査処理量が減少したのは、従来の審査処理期間及び審査量中心から審査品質中心へのパラダイムの転換により出願1件当りの審査処理負担などが増加し、デザイン審査官が一部減少したからである。

1次審査処理期間は2009年末に9.0ヶ月となり、2008年末の5.6ヶ月より3.4ヶ月増加したが、審査処理期間の目標である10.0ヶ月を達成した。

<表Ⅷ-4-12>デザイン登録出願の1次審査処理現状

(単位:件、%)

区分	計	登録査定	意見提出	その他	審査処理期間
2009年 (構成比)	43,750 (100)	23,405 (53.5)	20,345 (46.5)	-	9.0ヶ月
2008年 (構成比)	51,492 (100)	26,844 (52.1)	24,549 (47.7)	99 (0.2)	5.6ヶ月
2007年 (構成比)	58,587 (100)	33,758 (57.6)	24,694 (42.1)	135 (0.2)	5.5ヶ月
2006年 (構成比)	48,369 (100)	31,335 (64.8)	16,910 (35.0)	124 (0.2)	5.9ヶ月

* 注：複数デザイン基準

最終的な審査処理件数は44,145件であり、このうちの81.9%に当たる36,149件は登録査定され、18.1%に当たる7,996件は拒絶査定された。2008年の拒絶査定率の17.6%より拒絶査定率が0.5%p高くなった。これは審査処理期間及び審査量中心から審査品質中心へのパラダイムの転換により、参考となる証拠資料の拒絶率の増加によるものと判断される。

<表Ⅷ-4-13>デザイン登録出願の審査終結処理現状

(単位:件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
2009年 (構成比)	44,145 (100)	36,149 (81.9)	7,996 (18.1)
2008年 (構成比)	55,514 (100)	42,466 (82.4)	9,048 (17.6)

2007年 (構成比)	54,999 (100)	46,539 (84.6)	8,460 (15.4)
2006年 (構成比)	47,211 (100)	42,183 (89.3)	5,028 (10.7)

* 注：複数デザイン基準

3. 異議審査

商標デザイン審査局 商標デザイン審査政策課 書記官 ジョン・ヒョンジョン

商標登録出願、デザイン登録出願及び国際商標登録出願に対する異議申請件数、異議申請率、異議引用率は次の表の通りである。商標登録出願を調べてみると、2009年の商標登録の異議申請件数は1,447件であり、出願公告件数の2.6%に当る。異議決定件数のうち、異議申請が理由があると引用された比率は46.1%である。

<表Ⅷ-4-14> 異議申請件数、異議申請率及び異議引用率

(単位：件、%、ヶ月)

区分	2008			2009		
	商標	デザイン	国際商標	商標	デザイン	国際商標
公告/登録件数(A)	79,197	42,466	4,479	55,123	11,908	3,750
異議申請件数(B)	2,003	84	42	1,447	62	57
異議申請率(B/A)	2.5	1.4	0.9	2.6	0.5	1.5
異議決定件数(C)	1,859	53	32	1,701	64	50
意義引用件数(D)	613	27	7	784	42	17
意義引用率(D/C)	33.3	50.9	21.9	46.1	65.6	34.0

第5章 審判分野

第1節 審判請求及び処理の状況

特許審判院 審判政策課 行政主事 金・ヨンヒョク

1. 権利別の審判請求及び処理件数状況

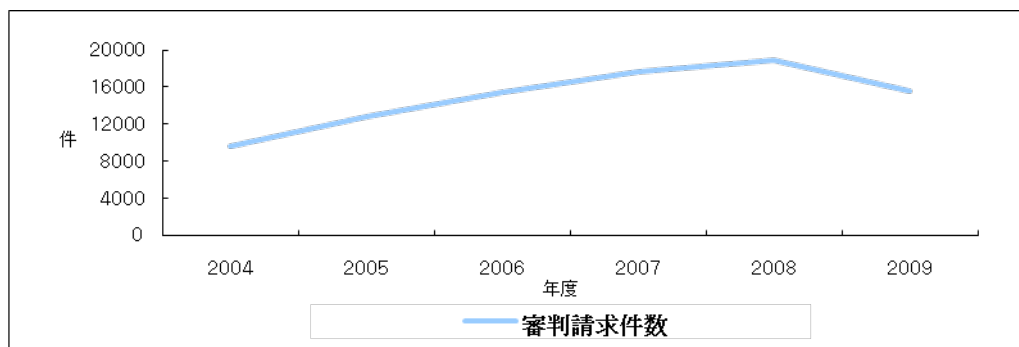
審判請求件数は2009年には15,583件であり、前年に比べ17.4%減少した。権利別に調べてみると、特許13.7%、実用新案8.6%、デザイン13.4%、商標28.7%の減少率を示している。審判請求件数は増加率が鈍化し2009年に減少に転じた。これは長期的な景気低迷及び出願件数の減少などが主な原因と判断される。

<表Ⅷ-5-1> 権利別の審判請求現状

(単位:件、%)

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009
請求 (増加率)	特許	4,798 (25.6)	7,142 (48.8)	9,725 (36.2)	10,950 (12.6)	12,238 (11.8)	10,561 (△13.7)
	実用新案	827 (4.9)	786 (△5.0)	765 (△2.7)	753 (△1.6)	906 (20.3)	828 (△8.6)
	デザイン	544 (△8.4)	480 (△11.8)	503 (4.8)	601 (19.5)	766 (27.5)	663 (△13.4)
	商標	3,498 (9.5)	4,346 (24.2)	4,498 (3.5)	5,296 (17.7)	4,954 (△6.5)	3,531 (△28.7)
	計	9,667 (15.1)	12,754 (31.9)	15,491 (21.5)	17,600 (13.6)	18,864 (7.2)	15,583 (△17.4)

＜図Ⅷ－5－1＞年度別の審判請求現状



審判処理件数は2009年には9,764件であり、前年に比べ16.0%の減少率を見たが、デザイン分野においては前年に比べ11.6%増加した。

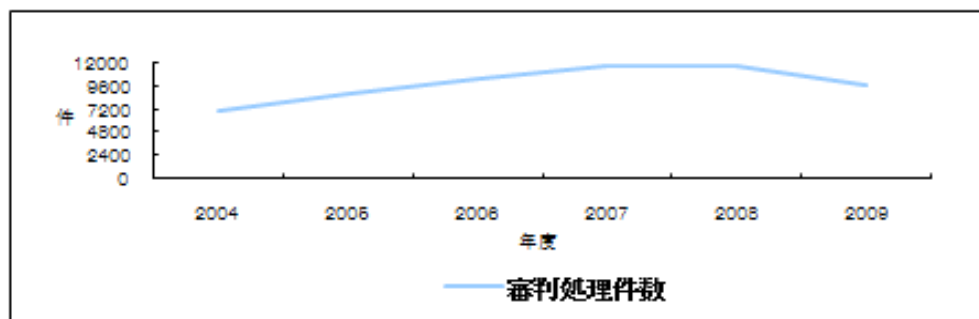
＜表Ⅷ－5－2＞権利別の審判処理及び前置登録現状

(単位:件、%)

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009
処理 (増加率)	特許	2,292 (81.2)	3,537 (54.3)	4,876 (37.9)	5,696 (16.8)	5,258 (△7.7)	4,719 (△10.3)
	実用	868 (21.4)	1,033 (19.0)	842 (△18.5)	839 (△0.4)	732 (12.8)	545 (△25.5)
	デザイン	519 (△1.1)	468 (△9.8)	420 (△10.3)	484 (15.2)	542 (12.0)	605 (11.6)
	商標	3,363 (12.6)	3,788 (12.6)	4,196 (10.8)	4,607 (9.8)	5,096 (10.6)	3,895 (△23.6)
	計	7,042 (28.2)	8,826 (25.3)	10,334 (17.1)	11,626 (12.5)	11,628 (0.0)	9,764 (△16.0)
前置登録 (増加率)	特許	1,759 (12.0)	3,035 (72.5)	4,651 (53.2)	5,291 (13.8)	5,163 (△2.4)	4,849 (△6.1)
	実用	8 (△38.5)	8 (0.0)	-	9	94 (944.4)	138 (46.8)
	デザイン	66 (53.5)	50 (△24.2)	37 (△26.0)	29 (△21.6)	39 (34.5)	46 (17.9)
	商標	-	-	-	-	-	-
	計	1,833 (12.7)	3,093 (68.7)	4,688 (51.6)	5,329 (13.7)	5,296 (△0.6)	5,033 (△5.0)

* 処理は無効処分及び前置登録件を除外

＜図Ⅷ－5－2＞年度別の審判処理現状



2. 審判請求人別の審判請求現況

特許審判院 審判政策課 行政主事 金・ヨンヒョク

請求人別の審判請求件数率は、国内企業が41.0%、外国企業が33.1%、外国人を含む個人が20.9%を占めている。

＜表Ⅷ－5－3＞審判請求人別の審判請求現状

(単位:件、%)

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
自国 個人	特許	739	977	1,275	1,743	1,719	1,664
	実用新案	453	415	413	388	449	474
	デザイン	285	232	246	334	354	338
	商標	858	1,011	1,007	1,163	1,008	677
	計	2,335 (24.2)	2,635 (20.7)	2,941 (19.0)	3,628 (20.6)	3,530 (18.7)	3,153 (20.2)
外国 個人	特許	24	79	82	91	94	72
	実用新案	3	-	1	2	-	2
	デザイン	-	2	2	1	2	3
	商標	28	40	47	70	56	30

	計	55 (0.6)	121 (0.9)	132 (0.8)	164 (0.9)	152 (0.8)	107 (0.7)
国内 企業	特許	2,230	3,127	4,510	4,771	5,195	4,347
	実用新 案	355	354	338	352	443	335
	デザイ ン	223	219	226	235	363	283
	商標	1,448	1,739	1,643	2,022	1,816	1424
	計	4,256 (44.0)	5,439 (42.6)	6,717 (43.4)	7,380 (41.9)	7,817 (41.4)	6,389 (41.0)
外国 企業	特許	1,641	2,701	3,434	3,854	4,494	3,775
	実用新 案	12	15	6	7	6	9
	デザイ ン	34	26	26	26	41	38
	商標	1,116	1,454	1,687	1,975	2,020	1,342
	計	2,803 (29.0)	4,196 (32.9)	5,153 (33.3)	5,862 (33.3)	6,561 (34.8)	5,164 (33.1)
公的 研究 機関	特許	83	131	132	230	358	324
	実用新 案	2	-	-	1	4	4
	デザイ ン	-	-	-	1	6	-
	商標	1	7	4	2	3	2
	計	86 (0.9)	138 (1.1)	136 (0.9)	234 (1.3)	371 (2.0)	330 (2.1)
大 学	特許	49	90	62	200	331	330
	実用新 案	-	-	-	1	1	2
	デザイ ン	-	-	-	-	-	1
	商標	7	5	7	12	4	26
	計	56 (0.6)	95 (0.7)	69 (0.4)	213 (1.2)	336 (1.8)	359 (2.3)
その他	特許	32	37	230	61	47	49
	実用新 案	2	2	7	2	3	2
	デザイ ン	2	1	3	4	-	-
	商標	40	90	103	52	47	30

	計	76 (0.8)	130 (1.0)	343 (2.2)	119 (0.7)	97 (0.5)	81 (0.5)
--	---	-------------	--------------	--------------	--------------	-------------	-------------

* その他：国家、自治団体など

* () は構成比(%)

3. 自国民・外国人間当事者系審判請求の現状

特許審判院 審判政策課 行政主事 金・ヨンヒョク

2009年の当事者系審判の請求件数は計3,392件であり、このうち自国民同士の審判請求件数は2,587件(76.3%)、自国民と外国人間の審判請求件数は735件(21.7%)、外国人同士の審判請求件数は70件(2.1%)である。

<表Ⅷ-5-4> 自国民・外国人間の当事者系審判請求の現状

(単位：件、%)

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009
自国内	特許	509	651	790	919	1026	899
	実用新案	539	474	481	457	445	313
	デザイン	382	317	356	415	495	418
	商標	876	1,005	1,045	1,073	1,055	957
	計	2,306	2,447	2,672	2,864	3,021	2,587
国内、外国	特許	89	87	90	98	107	95
	実用新案	1	1	-	3	8	1
	デザイン	2	1	7	2	6	-
	商標	180	209	153	205	219	149
	計	272	298	250	308	340	245
外内国	特許	4	20	18	58	43	29
	実用新案	5	4	6	5	3	1
	デザイン	14	9	21	10	17	3
	商標	347	436	567	548	713	457
	計	370	469	612	621	776	490
外外国	特許	13	19	6	5	7	5
	実用新案	-	-	-	-	-	-
	デザイン	-	-	-	-	1	-

	商標	71	94	79	92	124	65
	計	84	113	85	97	132	70

* 内内国：請求人は自国民・被請求人も自国民、内外国：請求人は自国民・被請求人は外国人、外内国：請求人は外国人・被請求人は自国民、外外国：請求人は外国人・被請求人も外国人

4. 国内企業?外国企業間審判請求現況

特許審判院 審判政策課 行政主事 金・ヨンヒョク

2009年の韓国国内企業と外国企業間の審判請求件数は計427件であり、そのうち商標に対する審判請求件数が331件で77.5%を占めている。外国企業の審判請求件数は248件(58.1%)、韓国国内企業が審判請求した件数の179件(41.9%)より高いことがわかった。特許及び実用新案の場合、韓国国内企業が外国企業に比べ3.4倍も多く審判請求をしていることがわかった。

<表Ⅷ-5-5>韓国国内企業・外国企業間の審判請求現況

(単位:件、%)

区 分			2004	2005	2006	2007	2008	2009
請求人	被請求人	権利別						
韓国 国内 企業	外国 企業	特許	81	85	88	73	70	72
		実用	2	1	-	-	8	2
		デザイン	-	1	6	-	5	-
		商標)	131	126	107	147	137	105
		計	214	213	201	220	220	179
外国 企業	韓国 国内 企業	特許	2	16	14	55	37	21
		実用	2	6	5	5	3	1
		デザイン	6	3	11	2	7	-
		商標)	226	258	281	300	353	226
		計	236	283	311	362	400	248

5. 中小企業・大企業間の審判請求の現状

特許審判院 審判政策課 行政主事 金・ヨンヒョク

中小企業と大企業間の審判請求件数は2009年には計181件であり、前年に比べ30.9%減少した。そのうち商標が108件で60.0%を占め、中小企業と大企業間で商標に関する争いが最も多く発生していることがわかった。

＜表Ⅷ－5－6＞中小企業・大企業間の審判請求現状

(単位:件、%)

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009
特許	18	47	44	70	63	49
実用	16	15	15	18	8	6
デザイン	14	25	14	7	18	18
商標	177	126	129	138	173	108
計	225	213	202	233	262	181

* 中小企業:公正取引委員会が指定する相互出資制限企業集団及び全経連会員会社を除いた企業

6. 審判処理期間の現状

特許審判院 審判政策課 行政主事 金・ヨンヒョク

審判処理期間は2009年末に8.0ヶ月となり、前年に比べ2.3ヶ月遅延となった。

＜表Ⅷ－5－7＞年度別の審判処理期間現状

(単位:件、%)

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009
特許・実用	12.0	9.6	8.1	5.9	5.9	8.0
商標・デザイン	5.4	5.8	5.6	5.9	5.6	8.0
計	8.2	7.8	6.9	5.9	5.7	8.0

第2節 特許法院への訴え提起及び判決状況

特許審判院 送務チーム 行政主事 ジョン・キョンヒ

1998年に特許法院の開院以降、特許審判院の審決に対して特許法院に提訴した比率が1999年26.0%から2009年15.2%に減少している。一方、審決取消率(特許法院の判決のうち、特許審判院の審決を取消率)は2009年23.6%であり、過去5年間の審決取消率24.7%に比べ多少減少した。提訴率が減少したのは、特許審判院の審決に対する全般的な受容率が高まったからであり、審決取消率が減少したのは、特許審判院が下す審決の正確度が高くなったからと考えられる。

＜表Ⅷ－5－8＞特許法院提訴及び判決現状

(単位:件、%)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
提訴可能審決	3,204	3,069	3,293	3,605	4,580	5,754	6,399	7,467	7,599	6,452
提訴	797	726	840	747	873	1,111	1,191	1,414	1,431	979
提訴率(%)	24.9	23.7	25.5	20.7	19.1	19.3	18.6	18.9	18.8	15.2
判決件数	791	796	766	752	855	938	1,184	1,251	1,453	1,144
取消判決	188	217	236	206	219	246	328	293	340	270
取消率(%)	23.8	27.3	30.4	27.4	25.6	26.2	27.7	23.4	23.4	23.6

第3節 大法院への上告提起及び宣告状況

特許審判院 送務チーム 行政主事 ジョン・キョンヒ

特許法院の判決に満足せず、大法院に上告した比率は2008年には40.9%であり、過去5年間の上告率の39.1%と同じ水準である。また、上告審で特許法院の判決を破棄した比率は2009年9.7%であり、過去5年間の破棄率10.6%に比べ多少低いことがわかった。

＜表Ⅷ－5－9＞大法院への上告提起及び宣告現状

(単位:件、%)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
特許法院判決	791	796	776	752	855	938	1,184	1,251	1,453	1,144
上告	件数	393	355	308	300	363	366	416	523	468
	上告率 (%)	50.0	44.6	39.7	39.9	42.4	39.0	35.1	41.8	38.5
大法院宣告	365	461	368	283	383	294	473	520	580	556
破棄	件数	27	66	61	32	41	45	44	51	54
	破棄率 (%)	7.4	14.3	16.6	11.3	10.7	14.9	9.3	9.8	10.9

付録

1. 歴代庁長
2. 機構定員及び予算状況
3. 特許庁所管の法令状況
4. 2009年の主な報道内容及び庁長の広報活動

1. 歴代庁長

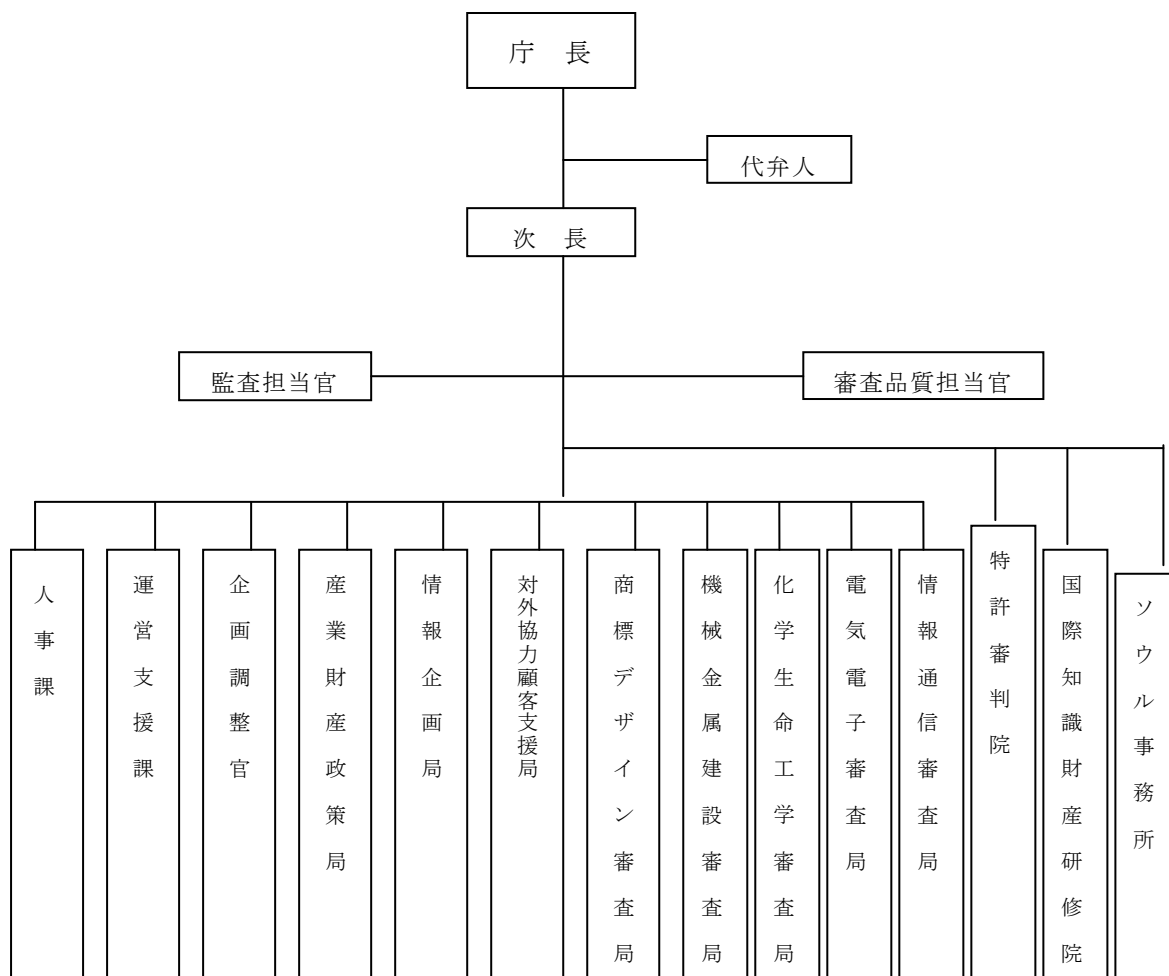
歴代	氏名	在任期間	任命前の経歴
初代	ペ・サンウク（裴相穢）	1977. 03. 12～1977. 12. 22	工業団地管理庁長
2代	アン・ヨンチョル（安永哲）	1977. 12. 23～1978. 12. 29	特許庁次長
3代	イ・サンソプ（李相燮）	1978. 12. 30～1982. 12. 17	商工部重工業次官補
4代	ホン・ソンザ（洪性佐）	1982. 12. 28～1985. 10. 18	商工部第1回官補
5代	チャ・スミョン（車秀明）	1985. 10. 19～1988. 03. 04	商工部第1回官補
6代	パク・ホンシク（朴洪植）	1988. 03. 05～1990. 03. 19	特許庁次長
7代	キム・チョルス（金喆壽）	1990. 03. 20～1991. 09. 18	商工部第1回官補
8代	キム・テジュン（金泰俊）	1991. 09. 20～1993. 03. 03	商工部第2回官補
9代	アン・グァング（安光谷）	1993. 03. 04～1995. 12. 25	商工部第2回官補
10代	ジョン・ヘジュ（鄭海滂）	1995. 12. 26～1996. 12. 23	通商産業部次官補
11代	ハン・ドクス（韓惠洙）	1996. 12. 24～1997. 03. 06	通商産業部通商貿易室長
12代	チョイ・ホンゴン（崔弘建）	1997. 03. 07～1998. 03. 08	通商産業部企画管理室長
13代	キム・スドン（金守東）	1998. 03. 09～1999. 05. 25	特許庁次長
14代	オ・ガンヒョン（吳剛鉉）	1999. 05. 26～2000. 08. 10	産業資源部次官補
15代	イム・ネギユ（林來圭）	2000. 08. 11～2002. 02. 04	特許庁次長
16代	キム・グァンリム（金光琳）	2002. 02. 05～2003. 03. 02	国会予算決定委員会主席 専門委員
17代	ハ・ドンマン（河東萬）	2003. 03. 03～2004. 09. 02	国務調整室経済調整官
18代	キム・ゾンガブ（金鍾甲）	2004. 09. 03～2006. 01. 31	産業資源部次官補
19代	チョン・サンウ（全湘雨）	2006. 02. 01～	特許庁次長
20代	コ・ジョンシク（高廷植）	2008. 05. 01～	産業資源部 エネルギー支援政策本部長
21代	イ・スウォン（李秀元）	2010. 05. 01～	大統領室 非常経済状況 室長

2. 機構定員及び予算状況

イ. 機構

(2009年12月31日基準)

局(官)	課(チーム)	所属機関		
		審判院	研修院	事務所
1官8局	51課16チーム	1課1チーム	4課	3課



ロ. 定員

区 分	庁長	高位公務員団	3-4級	4級	4-5級	5級	6級	7級	8級	9級	研究	機能	計
本庁	1	10	12	40	155	790	145	44	10	4	1	71	1,283
所属機関		13	4	42	61	35	30	12	8	1		22	228
計	1	23	16	82	216	825	175	56	18	5	1	93	1,511

ハ. 予算状況

1) 歳入（純計基準）

(単位:百万ウォン)

区 分	2009予算(A)	2010予算(B)	増減(B-A)	増減
				(B-A) %
責任運営機関事業の収入	293,375	301,977	8,602	2.9
その他の収入	78,667	45,186	△33,481	△42.6
合計	372,042	347,163	△24,879	△6.7

2) 歳出

(単位:百万ウォン)

区 分	2009予算(A)	2010予算(B)	増減(B-A)	%
総 計	374,675	349,798	△24,877	△6.6
純系(=総計-アカウント間取引)	372,042	347,163	△24,879	△6.7
〈損益勘定〉	371,840	346,270	△25,570	△6.9
□産業振興高度化	234,125	180,011	△54,114	△23.1
○審査・審判サービス提供	28,434	30,134	1,700	6.0
○知的財産創出基盤強化	74,316	78,811	4,495	6.0
○国内外知識財産権保護	11,636	15,001	3,365	28.9
○知的財産行政情報化	43,787	41,914	△1,873	△4.3

○知識財産権の活用促進	75,952	14,151	△61,801	△81.4
□産業・中小企業一般	137,715	166,259	28,544	20.7
○知的財産行政総合支援	106,623	112,443	5,820	5.5
○会計間の取引(転出金)	-	-	-	-
○会計基金間の取引	8,459	6,181	△2,278	△26.9
○会計基金間の取引(預託金)	20,000	45,000	25,000	125.0
○アカウント間取引	2,633	2,635	2	0.1
〈資本アカウント〉	2,835	3,528	693	24.4
□産業振興高度化	2,398	2,992	594	24.8
○審査・審判サービス提供	-	-	-	-
○知的財産創出基盤強化	901	1,562	661	73.4
○知的財産行政情報化	1,497	1,430	△67	△4.5
□産業・中小企業一般	437	536	99	22.7
○知的財産行政総合支援	437	536	99	22.7
※別途統計				
1. 人件費	87,181	90,917	3,736	4.3
2. 基本経費	13,707	13,552	△155	△1.1
3. 予備費	3,408	5,720	2,312	67.8

3. 特許庁所管の法令状況

法律(8)	大統領令(14)	附属令(12)	所管部署
特許法	特許法施行令	特許法施行規則	特許審査政策課
	特許登録令	特許登録令施行規則	顧客協力総括課
	公務員職務発明の処分、管理及び補償等に関する規定	公務員職務発明に処分、管理及び補償等に関する規定施行規則	産業財産振興課
	特許権の受容実施等に関する規定		
		特許料等の徴収規則	顧客協力総括課
実用新案法	実用新案法施行令	実用新案法施行規則	特許審査政策課
	実用新案登録令	実用新案登録令施行規則	顧客協力総括課
デザイン保護法	デザイン保護法施行令	デザイン保護法施行規則	デザイン審査政策課
	デザイン登録令	デザイン登録令施行規則	顧客協力総括課
商標法	商標法施行令	商標法施行規則	商標審査政策課
	商標登録令	商標登録令施行規則	顧客協力総括課
発明振興法	発明振興法施行令		産業財産政策課
不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令		産業財産保護チーム
半導体集積回路の配置設計に関する法律	半導体集積回路の配置設計に関する法律施行令	半導体集積回路の配置設計に関する法律施行規則	標準特許半導体財産チーム
弁理士法	弁理士法施行令	弁理士法施行規則	産業財産人材課

4. 2008年の主な報道記事内容及び庁長の広報活動

イ. 新聞、放送の主要報道内容

報道日時	報道内容	報道媒体	担当部署
1. 9	特許庁チョン・ウンソン事務官、世界人名辞典に登載	ファイナンシャル ニュース、ソウル経済など	ネットワーク 審査チーム
1. 12	特許庁、迅速な現場中心の中小企業支援を拡大	韓国経済、デジタルタイムズなど	産業財産経営 支援チーム
1. 13	知的財産専門人材情報の流通に希望の兆し	デジタルタイムズ、忠清トゥデイなど	産業財産人材 課
1. 15	特許庁長、現場で中小企業支援施策を直接説明	毎日経済、電子新聞等	産業財産経営 支援チーム
1. 16	知的財産権保護、民・官が協力する	韓国経済、聯合ニュースなど	産業財産保護 チーム
1. 19	企業を訪れる「Any Place 無料特許教育」	聯合ニュース、忠北日報など	産業財産人材 課
1. 19	済州島、伝統産業とブランドに力を注ぐ	聯合ニュース、アジア経済など	産業財産経営 支援チーム
1. 21	国有特許、無償で利用可能に	デジタルタイムズ、聯合ニュースなど	産業財産振興 課
1. 22	知的財産サービス市場活性化のための民間協議体設立記念行事	韓国経済、ソウル経済など	産業財産政策 課
1. 23	照明と通信、両手に花	ヘラルド経済、聯合ニュースなど	情報審査課
1. 28	特許庁、先進PCT情報技術を開発途上国に伝授	大田日報、デジタルタイムズなど	情報協力チー ム
1. 29	「特許庁、国家知的財産教育ポータルをオープン」	韓国経済、中央日報など	教授課
2. 2	韓-米特許分野、パートナーシップ強化する	東亜日報、電子新聞等	特許審査支援 課

2. 2	2008 第4四半期の知的財産権動向	デジタルタイムズ、大田日報など	情報企画課
2. 3	現地語ブランドで海外市場をオーダーメイドで攻略	毎日経済、聯合ニュースなど	産業財産経営支援チーム
2. 4	特許庁、KAISTと次世代人材養成のためMOU締結	毎日経済、電子新聞等	産業財産人材課
2. 4	偽造商品流通、随時取締り体制に転換	韓国経済、ソウル経済など	産業財産保護チーム
2. 5	50大多特許中小企業の現状を発表	毎日経済、韓国経済など	産業財産経営支援チーム
2. 6	特許庁、浦項工大と科学技術競争力向上のためのMOU締結	デジタルタイムズ、ソウル経済など	産業財産振興課
2. 9	弁理士が習うべき全てのものを特許庁で習う	韓国経済、ソウル新聞など	産業財産人材課
2. 10	工学翰林院、「知的財産委員会」スタート	韓国経済、東亜日報など	産業財産人材課 開放革新チーム
2. 11	特許庁、「特許取引情報センター」オープン	ソウル経済、ヘラルド経済など	産業財産振興課
2. 11	特許庁、企業に合う特許教育の自己診断プログラム開発	デジタルタイムズ、中都日報など	産業財産人材課
2. 12	特許庁、大学の特許教育多様化を本格的に推進	デジタルタイムズ、電子新聞等	産業財産人材課
2. 13	キャンパス特許戦略ユニバーシアード、成功裏に終了	韓国経済、毎日経済など	産業財産人材課 開放革新チーム
2. 16	部品素材の中小企業、お金になる特許で未来市場を先占	デジタルタイムズ、大田日報など	産業財産政策課
2. 17	ディスプレイ、環境にやさしい技術で勝負	電子新聞、ヘラルド経済など	映像機器審査課
2. 18	うんざりする黄砂、花粉、特許技術でアウト!!	韓国日報、ニュースなど	原動機戒審査課

2. 19	中小企業の現場特許教育、教育熱意が高い	デジタルタイムズ、 中都日報など	産業財産人材課
2. 20	国際特許獲得が、迅速・簡単になる	ソウル経済、 電子新聞等	国際協力課
2. 23	今では電気工事も空中浮遊時代!	ニューシス、 聯合ニュースなど	電気審査課
2. 24	デザイン権存続期間は平均59カ月	毎日経済、 ソウル経済など	商標デザイン 審査支援課
2. 25	3gの瓶の栓にも154ヶの特許がある	東亜日報、 韓国経済など	運搬機械課
2. 26	全身で電気を、グリーン成長時代をひらく建物一体型太陽電池	ソウル経済、 ニューシスなど	生命工学審査課
2. 27	特許庁、PCT国際出願サービス制度の運営	ソウル経済、 ヘラルド経済など	国際出願課
2. 26	特許庁、米国に特許分類サービスを輸出	毎日経済、 ソウル経済など	通信審査課
3. 2	韓・デンマーク特許審査ハイウェイを開通	忠清トゥデイ、 聯合ニュースなど	特許審査支援課
3. 3	特許庁、オーストラリアにも特許審査サービスを輸出	電子新聞、 ソウル経済など	特許審査支援課
3. 4	ハングルの商標が長持ち	京郷新聞、 文化日報など	商標1審査課
3. 4	特許庁、データ品質管理の時代が始まる	聯合ニュース、 ニューシスなど	情報管理課
3. 5	2020年まで、世界一流の知的財産権保有企業1,000社を育成	朝鮮日報、 東亜日報など	企画財政担当 官
3. 6	特許ファミリー情報を新規でサービス提供	デジタルタイムズ、 聯合ニュースなど	情報企画課
3. 9	偽造紙幣の鑑別、ペン一つで充分	中道日報、 聯合ニュースなど	一般機械審査課
3. 10	Fair Trade Mark国内商標登録の支援	ヘラルド経済、 ニューシスなど	商標デザイン 審査政策課
3. 11	これからは4次元で聞く	デジタルタイムズ、 ニューシスなど	電子審査課

3. 12	花より商標、 ドラマの人気の上昇すれば、商標も上昇する	ソウル新聞、 京郷新聞など	商標デザイン 審査支援課
3. 13	第8回 日中韓長官会合	ヘラルド経済、 ソウル経済など	国際協力課
3. 16	企業に必要な優秀特許技術を探しています	デジタルタイムズ、 聯合ニュースなど	産業財産振興 課
3. 16	全世界の国際特許審査機関がソウルに集結	聯合ニュース、 ニュースワイアーなど	特許審査支援 課
3. 17	特許庁、国際特許紛争に対応できる人材を育成	韓国経済、 電子新聞等	産業財産人材 課
3. 18	融合・複合技術の特許審判、オーダーメイド 型合議体が解決	デジタルタイムズ、 ヘラルド経済など	審判10部
3. 19	海外進出中小企業の現地知的財産権支社機能 を強化	電子新聞、 電子新聞等	産業財産保護 チーム
3. 19	先進国水準の知的財産権保護推進戦略の整備	デジタルタイムズ、 聯合ニュースなど	産業財産保護 チーム
3. 20	騒々しいのですか？ 床材変えてみては？	忠北日報、 聯合ニュースなど	繊維生活用品 審査課
3. 23	ディスプレイ進化の先導技術、透明薄膜トラ ンジスタの特許出願が活発	デジタルタイムズ、 聯合ニュースなど	ディスプレイ 審査チーム
3. 23	海に浸ったグリーンエネルギー、私たちの手で 掘る	聯合ニュース、 ニューシスなど	自動車審査課
3. 24	私のことを分かってくれるコンピュータ	電子新聞、 ニュースワイアーなど	コンピュータ 審査課
3. 25	特許審判院、「審判の質」高まった	電子新聞、 デジタルタイムズなど	審判2部
3. 26	ソウル市・忠清南道・釜山市、偽物取締り実 績優秀	忠清トゥデイ、 聯合ニュースなど	産業財産保護 チーム
3. 26	害虫の対策、携帯電話があれば大丈夫	聯合ニュース、 ニューシスなど	食品生物資源 審査課

3. 27	手数料減免などの出願支援政策が持続的に推進	ヘラルド経済、デジタルタイムズなど	出願書ビス課
3. 27	特許競争力強化のために先輩・後輩の弁理士が団結した	ソウル新聞、聯合ニュースなど	産業財産人材課
3. 30	海外企業、韓国市場におけるブランドの先占競争が激化	デジタルタイムズ、ファイナンシャルなど	国際商標審査チーム
3. 30	特許庁、検索技術アイデアを「買います」	聯合ニュース、ニュースワイアーなど	情報管理課
3. 31	特許ネット、中央アジアのモンゴルに進出	ソウル経済、忠清トゥデイなど	情報協力チーム
3. 31	特許庁・韓国工学翰林院、韓国企業と特許人材・アイデアを発掘・育成	デジタルタイムズ、ソウル経済など	開放革新TFチーム
4. 1	国家統合認証マーク、全世界178ヶ国で保護される	ヘラルド経済、ファイナンシャルなど	デザイン審査支援課
4. 1	春の到来と共に腹太りの心配、肥満治療剤で解決してみよう	デジタルタイムズ、聯合ニュースなど	薬品化学審査課
4. 2	金融詐欺フィッシング(Phishing)、先端技術で防ぐ	ヘラルド経済、忠清トゥデイなど	電子商取引審査課
4. 3	土地の中にも経済危機解決策がある	聯合ニュース、ニューシスなど	空調機械審査課
4. 3	インターネットTVの万能パートナー、セットトップボックス	デジタルタイムズ、ニュースワイアーなど	デジタル放送審査チーム
4. 3	商標審査のハイパス時代、いよいよ開幕	大田日報、毎日経済など	商標デザイン審査課
4. 6	ネイバーで韓国伝統知識を簡単に探す	デジタルタイムズ、聯合ニュースなど	特許審査支援課
4. 6	特許技術賞に挑戦してみよう	中央日報、ニュースワイアーなど	特許審査支援課

4. 7	ロボットの先生と英語の勉強を	デジタルタイムズ、韓国経済など	複合機酒審査1チーム
4. 7	国際特許交渉における、対応戦略を支援	大田日報、韓国経済など	産業財産保護チーム
4. 8	地域経済発展の軸、特許スター企業	デジタルタイムズ、聯合ニュースなど	産業財産経営支援チーム
4. 8	乾かない体内のグリーンエネルギー	ヘラルド経済、忠清トゥデイなど	精密機械審査課
4. 9	特許庁・韓国科学技術翰林院、「次世代IP基盤エリート企業家」育成企画団発足	デジタルタイムズ、大田日報など	創意発明教育課
4. 9	自宅内で携帯電話料金をダイエットせよ	聯合ニュース、ニュースワイアーなど	ネットワーク審査チーム
4. 10	街灯デザインの新しい変身	忠清トゥデイ、ヘラルド経済など	デザイン審査1課
4. 13	半導体技術の発信地「大韓民国半導体設計大展」が開幕	デジタルタイムズ、忠清トゥデイなど	半導体設計財産チーム
4. 14	臭い、未だに鼻で嗅いでいるのですか	ヘラルド経済、デジタルタイムズなど	精密機械審査課
4. 15	食物処理器、どのように選んでますか	聯合ニュース、ニュースワイアーなど	環境エネルギー審査課
4. 16	消費者の心、画像デザインで捉えろ	デジタルタイムズ、聯合ニュースなど	デザイン2審査チーム
4. 17	国内主要企業の特許専門家を一ヶ所に集まる	デジタルタイムズ、聯合ニュースなど	オープンイノベーションTFチーム
4. 17	グリーン成長へのもう一つの近道	聯合ニュース、ニュースワイアーなど	科学素材審査課

4. 17	未来のグリーン市場を先占する特許ポートフォリオ構築計画を整備	毎日経済、韓国経済など	産業財産政策課
4. 20	特許庁と共に分かち合う教育「ヒューマンニューディール」プロジェクト	デジタルタイムズ、聯合ニュースなど	創意発明教育課
4. 21	商標登録100万件突破	ソウル経済、毎日経済など	サービス票審査課
4. 22	審判部の改善を通じた特許審判院の専門性向上	大田日報、ソウル新聞など	審判政策課
4. 23	エレベータ、安全特許で119を休ませる	忠清トゥデイ、聯合ニュースなど	複合技術審査3チーム
4. 24	タイ焼きと携帯電話は同じ故郷の出身(?)	聯合ニュース、ニュースワイアーなど	精密化学審査課
4. 27	「技術者たちよ、日本を出よ！」中村修二教授の青色LED職務発明ストーリー創作漫画公募展、最優秀賞を受賞	ニューシス、聯合ニュースなど	産業財産振興課
4. 28	顧客のための特許庁の提案を公募！「花より顧客」	デジタルタイムズ、ヘラルド経済など	顧客サービス課
4. 29	飲食業界に吹く変化の風	聯合ニュース、ニュースワイアーなど	食品生物資源審査課
4. 30	特許庁、知的財産のナビゲーターとしての役割を強化	聯合ニュース、ニュースワイアーなど	企画財政担当官
4. 29	世界女性発明大会の開催	毎日経済、ソウル経済など	産業財産振興課
5. 2	韓国の知的財産権教育コンテンツ、ポーランドに伝播する	デジタルタイムズ、聯合ニュースなど	国際協力課
5. 4	5月は発明の月、全国で多様なイベントの開催	忠清トゥデイ、デジタルタイムズなど	産業財産振興課
5. 4	特許庁と韓国科学技術団体総連合、知的財産社会への発展方策について摸索	デジタルタイムズ、聯合ニュースなど	審判政策課

5. 6	2009年第1四半期における知的財産権の動向	デジタルタイムズ、忠清トゥデイなど	情報企画課
5. 6	大学・公的研究機関の優秀発明に対し、海外特許出願費用を支援	毎日経済、デジタルタイムズなど	産業財産振興課
5. 6	未来グリーンエネルギー技術の知的財産権確保のための第一歩	デジタルタイムズ、電子新聞等	環境エネルギー審査課
5. 7	強力なデザイン！デザイン強国実現の尖兵	ソウル経済、デジタルタイムズなど	商標デザイン審査政策課
5. 7	強まる携帯電話に対する外圧、対応策は？	ソウル経済、デジタルタイムズなど	通信審査課
5. 8	特許庁、海外専門家養成プログラムを本格的に稼動	忠清トゥデイ、聯合ニュースなど	産業財産人材課
5. 8	規制改革のための過怠料賦課基準の見直し	聯合ニュース、ニューシスなど	産業財産保護チーム
5. 9	特許、商標、デザイン出願が容易になる	デジタルタイムズ、ニューシスなど	商標デザイン審査政策課 特許審査政策課
5. 11	自動車のガラス窓に道路が見える	デジタルタイムズ、ニューシスなど	映像機器審査課
5. 12	自分の名前をブランドに、声明商標「登録活発」	朝鮮日報、中都日報など	商標1審審査
5. 13	エアコンにもウェルビングの風が吹き始めた	ニューシス、聯合ニュースなど	空調機械審査課
5. 14	製鉄所でCO2が消える	慶北毎日新聞、聯合ニュースなど	金属審査課
5. 15	高層ビルの風を抑える	ニュースワイアー、聯合ニュースなど	建設技術審査課
5. 18	グリーン技術や部品素材分野の中企業を強力な特許で武装し、将来市場を先占	電子新聞、韓国経済など	産業財産政策課

5. 19	第44回「発明の日の」記念式、発明有功者計77人に褒賞	朝鮮日報、毎日経済など	産業財産振興課
5. 20	オープンマーケットの偽物は隠れる、ネチズンらが動き出した	毎日経済、聯合ニュースなど	産業財産保護チーム
5. 21	来年1学期から知的財産修士学位過程、本格的に導入	デジタルタイムズ、聯合ニュースなど	産業財産人材課
5. 22	分け合う教育、幸せな世の中を共に作り上げる	聯合ニュース、ニュースワイアーなど	創意発明教育課
5. 25	発明家の成功ストーリー冊子を発刊	ソウル経済、デジタルタイムズなど	産業財産振興課
5. 26	特許庁、改正の特許制度について巡回説明会を開催	ソウル経済、デジタルタイムズなど	特許審査政策課
5. 26	知的財産マインドで武装した教師を育成する	デジタルタイムズ、ソウル経済など	産業財産振興課
5. 28	科目別にオーダーメイド型の照明で成績を上げる	韓国日報、忠清トゥデイなど	電子審査課
5. 29	エネルギーの万能捕手、スターリングエンジン	聯合ニュース、ニュースワイアーなど	原動機審査課
6. 1	特許庁-三星電子共同で2009大韓民国学生創造力オリムピアードの開催	忠清トゥデイ、聯合ニュースなど	次世代英才企業家育成チーム
6. 2	公的分野の成果管理の主要イシューと対策案コンファレンス開催	ソウル新聞、聯合ニュースなど	成果管理チーム
6. 3	特許技術の移転を受けて事業化に成功したストーリー	聯合ニュース、ニュースワイアーなど	産業財産振興課
6. 4	商標出願においても文字の力	デジタルタイムズ、ヘラルド経済など	サービス票審査課
6. 5	韓・英の特許審査ハイウェイが開通	デジタルタイムズ、ソウル経済など	国際協力課

6. 4	特許技術検索の新しいパラダイム提示	聯合ニュース、 ニューシスなど	情報管理課
6. 8	TVにもグリーンの風、LED TVが人気	デジタルタイムズ、 ニューシスなど	ディスプレイ 審査チーム
6. 9	経済危機克服支援のため、商標制度ががらりと変わる	デジタルタイムズ、 ソウル経済など	商標デザイン 審査政策課
6. 9	食べやすい薬が効果もある	デジタルタイムズ、 聯合ニュースなど	薬品化学審査 課
6. 10	国内自動車メーカーの「2008年商標出願が前年に比べ大幅に増加」	デジタルタイムズ、 忠清トゥデイなど	商標3審査チー ム
6. 11	大学生の優秀デザイン、企業でロイヤリティーを支払う	デジタルタイムズ、 聯合ニュースなど	産業財産人材 課
6. 12	フレオン(CFC)ガス、歴史から去る	アジア経済、 聯合ニュースなど	科学素材審査 課
6. 12	特許審査の国際協力時代が開かれる(IP5次長会議)	デジタルタイムズ、 聯合ニュースなど	国際協力課
6. 15	産業革命から情報/エネルギー革命の寵児に	聯合ニュース、 ニュースワイアーなど	精密化学審査 課
6. 16	ガン治療用X線が過ぎ去る	聯合ニュース、 ニューシスなど	複合機術3チー ム
6. 16	LG電子において標準特許の獲得戦略について紹介	デジタルタイムズ、 聯合ニュースなど	産業財産人材 課
6. 17	自転車ルネサンス、特許で牽引	デジタルタイムズ、 大田日報など	運搬機械審査 課
6. 18	4大川の再生に活躍、ブロックの変身	聯合ニュース、 ニューシスなど	デザイン2審査 チーム
6. 19	産業ゴミ中に隠れる希有金属を探す	デジタルタイムズ、 ニュースワイアー	金属審査課

		一など	
6. 22	キャンパス知的財産(IP)教育の熱気がアップ	アジア経済、 聯合ニュースなど	情報管理課
6. 23	経済的・社会的弱者のための出願支援を強化	デジタルタイムズ、 忠清トゥデイなど	出願書ビス課
6. 24	特許手数料の納付、インターネットバンキングより簡単	デジタルタイムズ、 聯合ニュースなど	顧客協力総括課
6. 24	韓国、ロシアと特許審査ハイウェイの実施に合意	デジタルタイムズ、 アジア経済など	国際協力課
6. 25	中小企業のグリーン技術は Green Patent に	デジタルタイムズ、 大田日報など	生命工学審査課
6. 26	ゲーム産業、商標とドメインを占領せよ	聯合ニュース、 ニュースワイアーなど	産業財産保護チーム
6. 27	下半期の知的財産実務者の無料教育実施	聯合ニュース、 ニューシスなど	情報管理課
6. 29	国産の頭脳半導体が進む。 外国製は下れ	デジタルタイムズ、 ニューシスなど	半導体設計財産チーム
6. 29	個人の特許情報管理が便利になる	ニュースワイアー、 聯合ニュースなど	情報開発課
6. 30	2009年不正競争防止業務の有功地方自治体公務員の表彰状授与	デジタルタイムズ、 大田日報など	産業財産保護チーム
6. 30	特許庁、「アジア太平洋地域の特許教育を担う」	デジタルタイムズ、 電子新聞等	情報協力チーム
6. 30	特許庁、優先権証明書類のオンライン交換対象国を拡大	聯合ニュース、 ニューシスなど	情報協力チーム
7. 1	2009上半期特許技術賞授賞式の開催	中央日報、 デジタルタイムズなど	特許審査支援課

7. 1	経済難克服のためにデザイン制度の改善	聯合ニュース、 ニュースワイアーなど	商標デザイン 審査政策課
7. 2	特許の機会を拡大し、グリーン技術の審査を早くする	ソウル経済、 毎日経済など	特許審査政策 課
7. 3	特許庁は韓国工科大学長協議会と特許教育を通じた工学人材養成策を本格的に議論	聯合ニュース、 ニューシスなど	産業財産人材 課
7. 6	マイクロソフト、インターネット検索市場に旋風を巻き起こす！	電子新聞、 デジタルタイムズなど	通信審査課
7. 6	PCT国際出願、韓国語で初めて公開	ソウル経済、 デジタルタイムズなど	国際出願課
7. 7	大徳特別区域を高品質知的財産の生産基地に	デジタルタイムズ、 忠清トゥデイなど	オープンイノベーション チーム
7. 8	こういう松葉杖どうですか？ …… ピョンピョンはねるアイデアで学生が発明	聯合ニュース、 ニューシスなど	複合技術審査2 チーム
7. 9	商標に吹くグリーン風の風	電子新聞、 ソウル新聞など	国際商標チー ム
7. 10	洗濯機、環境に優しいデザインで不況を克服する	聯合ニュース、 ニュースワイアーなど	デザイン1審査 課
7. 13	身体とITの結合、先端セキュリティーの生体認識技術	デジタルタイムズ、 聯合ニュースなど	デジタル放送 審査チーム
7. 14	大田儒城区、知的財産権保有企業率1位	韓国日報、 ソウル新聞など	産業財産経営 支援チーム
7. 15	「新しいグリーンエネルギー」の薄膜型太陽電池が浮上	朝鮮日報、 デジタルタイムズなど	複合技術審査1 チーム
7. 16	「6000億価値の特許」特許アドバイザーが探した	ソウル経済、 電子新聞等	オープンイノベーション チーム
7. 16	楽しいグリーン発明キャンプへ夏の休暇に来てください～	朝鮮日報、 中道日報など	創意発明教育 課
7. 17	携帯用通信機器、タッチスクリーンがはやり	デジタルタイムズ、 大田日報など	コンピュータ 審査課

7. 20	企業が望む「オーダーメイド特許技術」を見つけましょう！	デジタルタイムズ、 韓国経済など	産業財産振興課
7. 21	環境に優しい携帯電話、グリーンオーシャンを戦略せよ	デジタルタイムズ、 ヘラルド経済など	通信審査課
7. 22	洗濯機の進歩により主婦は楽になった	聯合ニュース、 ニュースワイアーなど	繊維生活用品審査課
7. 23	直播、労働力だけ節減するものと思われたでしょう？ 二酸化炭素排出も減らします	韓国日報、 ヘラルド経済など	食品生物資源審査課
7. 28	LED技術、通信分野まで占領	デジタルタイムズ、 聯合ニュースなど	ネットワーク審査チーム
7. 29	水の心配終わり！「水の節約できる水道蛇口」大統領賞の栄誉	朝鮮日報、 中央日報など	創意発明教育課
7. 30	創意経済実現のための「知的財産強国実現戦略」を樹立する	東亜日報、 中央日報など	産業財産政策課
7. 31	新種インフルエンザー、これで解決	聯合ニュース、 ニュースワイアーなど	化学生命工学審査課
8. 3	2009第二四半期の知的財産権動向	京郷新聞、 忠清トゥデイなど	情報企画課
8. 4	緊急手配、二酸化炭素を抑えろ	デジタルタイムズ、 韓国経済など	科学素材審査課
8. 4	「One Village One Brand」事業、APECが承認	ソウル新聞、 聯合ニュースなど	多者協力チーム
8. 5	グローバル特許庁、G-KIPOnet(3世代特許ネット)が先導する	電子新聞、 中都日報など	情報企画課
8. 6	「世界最高造船強国が特許でも一番になるべき」	韓国経済、 大田日報など	産業財産人材課
8. 6	政府大田庁舎、5庁舎が集まって「3庁舎アカデミー」作る	ソウル新聞、 ソウル経済など	行政管理担当官
8. 7	おあつらえの治療、バイオマーカーにある	聯合ニュース、 ニューシスなど	生命工学審査課

8. 11	車内の空気もウェルビーイング時代	聯合ニュース、 ニューシスなど	空調機械審査 課
8. 12	大学生「発明王」、延世大の徐・ドンシク氏 が大学発明コンテストで大賞受賞	韓国経済、 ソウル経済など	産業財産人材 課
8. 13	「バイオマス」関連の特許出願が急増	デジタルタイム ズ、 聯合ニュースな ど	原動機戒審査 課
8. 13	特許庁、2009年度の発明奨学生を選抜	韓国経済、 ハンギョレなど	創意発明教育 課
8. 14	半導体洗浄にも環境に優しいグリーン の風が吹く	アジア経済、 聯合ニュースな ど	半導体審査課
8. 17	職務発明？硬い法令集より漫画で 理解して下さい	デジタルタイム ズ、 ニューシスなど	産業財産振興 課
8. 17	「大学の先生は勉強中」	ニュースワイ アー、 ニューシスなど	産業財産人材 課
8. 18	「縮約型の商標人気、減らすほど 大きくなる魅力」	朝鮮日報、 東亜日報など	商標3審査チ ーム
8. 19	学生創造力オリンピアード大会の 開催	聯合ニュース、 ニューシスなど	次世代英才起 業家育成チ ーム
8. 20	特許庁、造幣公社の未来技術特許 を支援	電子新聞、 ソウル経済など	ユビキタス審 査チーム
8. 21	次世代、新電力網の主導権を 掌握せよ	聯合ニュース、 ニュースワイ アーなど	電気審査課
8. 24	国家R&D特許成果情報、一目で 把握！	聯合ニュース、 ニューシスなど	産業財産政策 課
8. 24	「必ずもう一度みたい」	電子新聞、 ニューシスなど	情報基盤課
8. 24	特許庁公務員、顧客となって障 害物を除去	中道日報、 聯合ニュースな ど	顧客総括課
8. 25	青少年のアイコン、スター商標を 死守せよ	ニューシス、 聯合ニュースな ど	商標2審査課
8. 25	大韓民国学生創造力オリンピア ード、盛況裡に開催	デジタルタイム ズ、 聯合ニューシスな	次世代英才起 業家育成チ ーム

		ど	
8. 26	Made in Korea 知財権コンテンツ、世界市場に進出	電子新聞、デジタルタイムズなど	情報協力チーム
8. 27	障害者福祉、ナビゲーションに道を聞く	ニューシス、聯合ニュースなど	精密機械審査課
8. 28	自転車の革命に翼をつけるグリーンのじゅうたん、自転車専用道路	ニューswire、ニューシスなど	建設技術審査課
8. 31	商標も首都圏集中が深刻	デジタルタイムズ、中都日報など	商標2審査課
9. 1	韓-米間の特許審査協力をアップグレード	大田日報、聯合ニュースなど	特許審査支援課
9. 2	これからは電気コードを抜かなくても良い	電子新聞、聯合ニュースなど	電気審査課
9. 3	特許庁審査官、世界人名辞典への登録が相次ぐ	ソウル新聞、電子新聞等	通信審査課
9. 4	海外輸出の状況、国際商標が教えてくれる	デジタルタイムズ、聯合ニュースなど	国際商標審査課
9. 7	SSDの普及拡大、解答はコントローラーに	デジタルタイムズ、聯合ニュースなど	情報審査課
9. 8	アパートの選択、これからはブランドが先	国民日報、聯合ニュースなど	商標1審査課
9. 9	特許庁、情報保護有功者に大統領表彰を受賞	ソウル経済、デジタルタイムズなど	情報基盤課
9. 9	治療剤の多様化で一步近寄ったエイズ征服	聯合ニュース、ニューシスなど	薬品化学審査課
9. 10	想像の翼をつけよう (2009大韓民国発明コンテンツ公募展の開催)	デジタルタイムズ、電子新聞等	教授課
9. 11	商標から経済の流れを読みとる	聯合ニュース、ニューシスなど	サービス票審査課

9. 11	特許庁、移転希望の優秀特許技術を調査	聯合ニュース、 ニューシスなど	産業財産振興課
9. 14	おばあちゃんはサイボーグ?	聯合ニュース、 ニュースワイアーなど	金属審査課
9. 15	グリーンエネルギーの競争力、新再生エネルギーデザインの先占激化	毎日経済、 ソウル経済など	デザイン1審査課
9. 16	ブラウン管TV、ナノ技術に生まれ変わる	聯合ニュース、 ニュースワイアーなど	映像機器審査課
9. 16	地方国立大の「ロボット技術移転」を特許専門家が成功させる	デジタルタイムズ、 聯合ニュースなど	産業財産振興課
9. 17	LEDは止まれ、アモレドゥが進むぞ	電子新聞、 聯合ニュースなど	精密化学審査課
9. 18	特許庁、グッドネイバーズとMOU締結	電子新聞、 聯合ニュースなど	多者協力チーム
9. 18	大韓民国の「商標・デザイン」が一ヶ所に集まった!!	大田日報、 デジタルタイムズなど	産業財産振興課
9. 18	韓国知識財産協議会イ・ジョンファン会長、知的財産分野に最も影響力ある世界的な人物50人となる	朝鮮日報、 韓国経済など	産業財産人材課
9. 21	高廷植特許庁長、第47回世界知的所有権機構の総会へ出席	毎日経済、 韓国経済など	多者協力チーム
9. 21	Patent Troll (NPEs)、分かれば勝てる	聯合ニュース、 ニュースワイアーなど	産業財産保護チーム
9. 22	特許庁、名品政策の産室「創意政策報告コンテスト大会」	ヘラルド経済、 聯合ニュースなど	行政管理担当官
9. 23	老人性疾患の医療機器にもデザインが優先!!	聯合ニュース、 ニュースワイアーなど	デザイン2審査チーム
9. 24	WIPO基調演説/IP5会合	毎日経済、 韓国経済など	多者協力チーム
9. 25	多国間PPHおよび二国間PPH	デジタルタイムズ、 大田日報など	特許審査支援課

9. 28	特許技術賞に挑戦して下さい!	聯合ニュース、 ニューシスなど	特許審査支援 課
9. 28	アフリカと知的財産権の外交始まる	聯合ニュース、 ニューシスなど	多者協力チー ム
9. 29	特許庁、「次世代IP基盤英才起業家」を育成	電子新聞、 聯合ニュースな ど	次世代英才起 業家育成チー ム
9. 30	特許庁、優先権証明書類のオンライン交換を 拡大実施	聯合ニュース、 ニューシスなど	情報協力チー ム
10. 1	グリーン技術、超高速審査により1ヶ月で特 許取得が可能	毎日経済、 韓国経済など	特許審査政策 課
10. 5	特許庁-WIPOと共同で「アジア太平洋地域セ ミナー」開催	デジタルタイム ズ、 中都日報など	教育企画課
10. 6	TVに向かったOLEDの挑戦	聯合ニュース、 ニューシスなど	ディスプレイ 審査課
10. 7	特許庁、「IP+Design Report」を創刊	聯合ニュース、 ニュースワイア ーなど	商標デザイン 審査支援課
10. 7	新種インフルエンザー、これで解決	中都日報、 デジタルタイム ズなど	電子審査課
10. 8	ハンゲル、生活の中で新しいデザインに生ま れ変わる!	ハンギョレ、 韓国経済など	デザイン1審査 課
10. 9	医薬品特許のエバーグリーン戦略は攻 撃手段なのか防御手段なのか	聯合ニュース、 薬業新聞など	薬品化学審査 課
10. 12	次世代メモリーの特許出願、PRAMが最も活発	聯合ニュース、 ニュースワイア ーなど	電気審査課
10. 13	難病治療の希望である幹細胞治療剤	デジタルタイム ズ、 大田日報など	生命工学審査 課
10. 14	光を食べる空気清浄器	聯合ニュース、 ニュースワイア ーなど	環境エネルギ ー審査課
10. 15	水道の水がきれいになる	聯合ニュース、 ニュースワイア ーなど	一般機械審査 課
10. 16	韓・EU FTAで「地理的表示」保護水準も高ま る	聯合ニュース、 ニュースワイア ーなど	国際協力課

10. 16	特許庁-WIPO共同の「WIPO地域訓練プログラム」開催	聯合ニュース、 ニュースワイアーなど	教育企画課
10. 19	朝鮮大産学協力団、抗癌治療薬特許技術の移転	デジタルタイムズ、 聯合ニュースなど	産業財産振興課
10. 20	卒業作品(論文)を特許出願してみても	ヘラルド経済、 聯合ニュースなど	産業財産振興課
10. 21	KAIST、POSTECHと「次世代英才起業家の選抜」	韓国経済、 電子新聞等	次世代英才起業家育成T/Fチーム
10. 22	先進5ヶ国(IP5)、特許審査協力の一步を踏み出す	ファイナンシャルニュース、 毎日経済など	特許審査政策課
10. 23	特許庁、「韓・ベトナム知的財産権協力フォーラム」を開催	忠清トゥデイ、 デジタルタイムズなど	多者協力チーム
10. 26	特許庁、「標準特許専門チーム」公式発足	忠清トゥデイ、 聯合ニュースなど	標準特許半導体財産チーム
10. 26	市民と共にする3庁舎アカデミー、7機関の合同講演会に拡大	ソウル新聞、 ニュースワイアーなど	行政管理担当官
10. 27	国際知識財産研修院、教員大学及び師範大学間の業務交流協定を締結	電子新聞、 中都日報など	教授課
10. 27	「輸出企業の海外特許紛争対応戦略」が一目で分かる	聯合ニュース、 ニュースワイアーなど	産業財産人材課
10. 28	地震は怖くない	聯合ニュース、 ニューシスなど	建設技術審査課
10. 28	18のベンチャー創業投資会社の優秀な知的財産、投資に出る	ソウル経済、 ヘラルド経済など	開放革新チーム
10. 29	特許審査基準改正で誰でも参加可能	毎日経済、 聯合ニュースなど	特許審査政策課
10. 30	特許庁、2010年度の予算で3,500億ウォンを計上	デジタルタイムズ、 ニューシスなど	企画財政担当官
10. 30	自動車のすべての情報を一つに、統合モジュール型ルームミラーが注目される	聯合ニュース、 ニュースワイアーなど	自動車審査課

10. 30	商標権更新、来年からは手軽で気軽に!	聯合ニュース、 ニュースワイアーなど	商標審査政策課
10. 31	一日16Kgの殺菌された空気を吸おう	聯合ニュース、 ニュースワイアーなど	共助機械審査課
10. 31	病気の治療を遺伝子機能制御技術で	聯合ニュース、 ニュースワイアーなど	生命工学審査課
10. 31	温室ガスも減らし、効率も高い石炭IGCC	聯合ニュース、 ニュースワイアーなど	環境エネルギー審査課
11. 2	特許庁－特許法院が共同して知的財産法制度研究会を発足	聯合ニュース、 ニューシスなど	特許審査政策課
11. 2	韓－露特許審査ハイウェイ開通	デジタルタイムズ、 聯合ニュースなど	特許審査支援課
11. 3	2009年第3四半期の知的財産権動向	電子新聞、 デジタルタイムズなど	情報企画課
11. 3	特許庁のデザイン政策に画期的な変化を期待!	ソウル新聞、 聯合ニュースなど	デザイン審査政策課
11. 4	感性デザイン時代を率いるウーマンパワー	デジタルタイムズ、 韓国日報など	デザイン審査政策課
11. 5	2009年第7回発明奨励学生選抜の最終結果発表	中道日報、 聯合ニュースなど	次世代英才起業家育成T/Fチーム
11. 5	特許に強いエンジニア養成のため、理工系大学教授の力を合わせる	ソウル経済、 電子新聞等	産業財産人材課
11. 4	「地理的表示団体標章」の登録、地域経済活性化のブルーチップとなる	朝鮮日報、 ソウル新聞など	商標1審査課
11. 6	新種インフルエンザも特許審査は防ぐことができない!	ソウル新聞、 ヘラルド経済など	情報企画課
11. 6	特許庁、特許ネット「2009 e-ASIA AWARD」受賞	ソウル新聞、 聯合ニュースなど	情報協力チーム
11. 9	特許紛争対応戦略と知的財産権獲得はこうすべき	聯合ニュース、 ニューシスなど	半導体審査課

11. 10	第5回PATINEX（国際特許情報コンファレンス）開催	デジタルタイムズ、 聯合ニュースなど	情報協力チーム
11. 10	モロッコ特許庁、韓国を習う	中都日報、 聯合ニュースなど	多者協力チーム
11. 10	大学、公的研究機関の特許登録王は？	朝鮮日報、 韓国日報など	産業財産振興課
11. 11	特許庁・KINPA、今年の「Bestエンジニア賞」の受賞者を発表	韓国経済、 ソウル経済など	産業財産人材課
11. 12	韓国研究財団、特許庁と戦略的協力体系を構築	ソウル経済、 毎日経済など	開放革新チーム
11. 12	大学・公的研究機関で技術移転収入が最も多い研究者は？	韓国経済、 電子新聞等	産業財産振興課
11. 13	大学・公的研究機関の知的財産管理責任者「お金になる特許」の創出に出た	デジタルタイムズ、 ヘラルド経済など	開放革新チーム
11. 13	韓国とウルグアイ間で知的財産権について本格的に協力開始	聯合ニュース、 ニューシスなど	国際協力課
11. 13	伝統食品ブランド保護のための政府の対策	ファイナンシャル ニュース、 大田日報など	産業財産経営 支援チーム
11. 16	デザイン経営は「デザインマップ」から	ソウル新聞、 ニューシスなど	デザイン審査 政策課
11. 16	オンライン出願、より簡単に	韓国経済、 聯合ニュースなど	情報開発課
11. 17	デザイン権でデザイナーの権利を保護	中道日報、 朝鮮日報など	産業財産人材 課
11. 17	新種インフルエンザ予防は手洗いから	明日新聞、 デジタルタイムズなど	精密化学審査 課
11. 17	知識財産権保護Global Forum	デジタルタイムズ、 ニューシスなど	産業財産保護 チーム
11. 18	韓国企業、中国への進出時、段階別の知的財産戦略が必要	電子新聞、 ファイナンシャル ニュースなど	産業財産保護 チーム

11. 18	「2009年大韓民国発明コンテンツ公募展」受賞作の授賞	デジタルタイムズ、 聯合ニュースなど	教授課
11. 18	豆腐も機能性の服を着る	聯合ニュース、 ニュースワイアーなど	食品生物資源 審査課
11. 19	標準特許を制覇する者が世界市場を支配する	大田日報、 電子新聞等	産業財産政策 課
11. 19	特許庁・韓国ロボット産業協会の業務協力締結	ファイナンシャル ニュース、 ニューシスなど	複合技術審査1 チーム
11. 20	特許庁、2009特許流通フェスティバル開催	朝鮮日報、 デジタルタイムズなど	産業財産振興 課
11. 20	初歩ママとパパの注目を党紀（当期）はエッチあるアイデア哺乳瓶	大田日報（テジョンイルボ）、 聯合ニュースなど	生命工学審査 課
11. 23	「特許庁、BM特許の国際動向および出願戦略セミナーの開催」	デジタルタイムズ、 聯合ニュースなど	電子商取引審 査課
11. 24	性犯罪予防の「電子腕輪」特許が注目	デジタルタイムズ、 中都日報など	情報審査課
11. 24	韓-ベトナム、知的財産権協力の了解覚書締結	ヘラルド経済、 聯合ニュースなど	国際協力課
11. 25	地方自治体の祭りは豊富、しかしブランドの管理はいいかげん	ファイナンシャル ニュース、 韓国日報など	商標3審査チ ーム
11. 25	第10回大韓民国半導体設計大会の大賞に株式会社TLIの金アチャンチーム	電子新聞、 ティジントル タイムスなど	標準特許半導 体財産チーム
11. 27	2009キャンパス特許戦略ユニバーシアード授賞式を開催	朝鮮日報、 ソウル経済など	産業財産人材 課
11. 30	特許庁、特許情報ウェブサービスを拡大	忠清トゥデイ、 聯合ニュースなど	情報開発課
12. 1	商標優先審査申請制度が実力発揮	デジタルタイムズ、 ニュースワイアーなど	商標2審査課

12. 1	海外主要国の知財権情報「全てがここに」	電子新聞、 ヘラルド経済など	顧客協力総括課
12. 2	「韓国・EUの特許庁長会談開催」	ソウル経済、 ファイナンシャル ニュースなど	国際協力課
12. 2	人体と通信の融合、健康を守る	電子新聞、 デジタルタイムズ など	ネットワーク 審査チーム
12. 3	「2009大韓民国発明特許大展及びソウル国際発明展示会」	大田日報、 毎日経済など	産業財産振興課
12. 4	デジタル額縁の全盛時代が近づく	デジタルタイムズ、 電子新聞等	通信審査課
12. 4	意特許庁、「次世代知識管理システム」の青写真を用意	聯合ニュース、 ニュースワイアー など	情報開発課
12. 7	特許庁、個人情報保護に異常なし	電子新聞、 デジタルタイムズ など	情報基盤課
12. 8	中小サービス業とブランドの出会い	ヘラルド経済、 大田日報など	サービス票審査課
12. 9	口腔健康は機能性の歯ブラシで	聯合ニュース、 ニューシスなど	繊維生活用品 審査課
12. 9	ASEAN加盟国対象の知財権教育事業の誘致に成功	デジタルタイムズ、 電子新聞等	国際協力課
12. 10	都市を変える。公共デザイン開発が注目	デジタルタイムズ、 忠清（トゥデイ など	デザイン2審査 チーム
12. 11	韓国の文化を守る、IT特許	聯合ニュース、 ニューシスなど	デジタル審査 課
12. 11	青少年を未来技術の革新リーダーに育てよ	聯合ニュース、 ニューシスなど	創意発明教育 課
12. 11	インクテック、特許技術賞の世宗大王賞を受賞	中央日報、 毎日経済など	特許審査支援 課
12. 12	特許庁、優先権証明書類のオンライン交換を拡大実施	聯合ニュース、 ニュースワイアー など	情報協力チー ム

12. 14	特許庁、中国政府機関に民官合同代表団を派遣	ヘラルド経済、 聯合ニュースなど	産業財産保護 チーム
12. 15	ママ、おむつ取り替えて	ニューシス、 ニュースワイアーなど	複合技術審査2 チーム
12. 15	3庁舎アカデミー (田舎の医師 パク・ギョンチョル院長)	忠清トゥデイ、 中都日報など	行政管理担当 官
12. 16	特許自動評価システム、 特許管理の新しい一頁を開く	ニューシス、 ニュースワイアーなど	産業財産振興 課
12. 16	2010年標準特許の創出支援事業計画	聯合ニュース、 ニュースワイアーなど	標準特許半導 体財産チーム
12. 16	オーダーメイド型の特許手数料納付時代の 開幕!	ソウル新聞、 韓国経済など	顧客協力総括 課
12. 17	特許紛争対応戦略を判例から探し出せ!	ファイナンシャル ニュース、 聯合ニュースなど	情報企画課
12. 17	現場で中小企業の知的財産経営の声を聞く	デジタルタイム ズ、 聯合ニュースなど	産業財産経営 支援チーム
12. 18	特許庁、統合データ品質管理システムの開通	デジタルタイム ズ、 電子新聞等	情報管理課
12. 21	日本で韓国の伝統食品ブランドの保護が強化される	朝鮮日報、 韓国経済など	国際協力課
12. 22	韓中日がASEANとの知的財産権協力を 共同で推進することに	毎日経済、 デジタルタイム ズなど	国際協力課
12. 22	プロスポーツ球団のエンブレム商標出願が 急増	ニューシス、 聯合ニュースなど	商標3審査チー ム
12. 23	知的財産eラーニングが新規コンテンツ サービスを予定	ニューシス、 聯合ニュースなど	教授課
12. 24	特許庁のマ・テソン主務官、 生活共感国民アイデア公募において大統領 賞受賞	デジタルタイム ズ、 ソウル新聞など	国際出願課
12. 24	KAISTの学生、早いタッチフォン文字入力方式 を開発	デジタルタイム ズ、	産業財産振興 課

		電子新聞等	
12. 28	プロ野球最多勝利、その秘訣を教えて	京郷新聞、ソウル経済など	情報企画課
12. 28	2010年から変更された出願書式の提出が義務化	電子新聞、ニューシスなど	情報開発課
12. 29	海外で関心を持つ韓国市場は?	デジタルタイムズ、聯合ニュースなど	国際商標審査チーム
12. 30	特許庁デザイン審査、世界初の3次元審査時代へ進入	デジタルタイムズ、ソウル新聞など	デザイン審査政策課
12. 31	プラスチックのグリーン革命	聯合ニュース、ニューシスなど	科学素材課

ロ. 庁長のメディアインタビュー及び対談

日時	凍ったローン社	場所	主チェ
1. 5	YTNサイエンスTV	スタジオ	人物探求プログラム「知的財産強国の条件」
1. 15	ヘラルド経済	ソウル	将来、お金になる「ユビキタス特許」強国を作る
1. 16	YTNサイエンスTV	ルネサンス ソウル	民官共同知的財産保護機構スタート
1. 21	CJB	清州商工会議所	経済機関長が前進する
1. 22	YTNサイエンスTV	グランドインターコンチネンタル ホテル	知識財産サービス協会活動開始
1. 29	毎日経済	執務室	企業-大学-科学者が特許の媒酌に出る
2. 3	MBN	スタジオ	[ジョンウンガプのQ&A]高延植特許庁長に聞く
2. 08	大徳ネット	大田コンベンションセンター	「特許は権利でない義務」…高延植特許庁長「IP競争で勝たなければ」
2. 9	YTN	大田KAIST	特許庁、次世代英才起業家育成
2. 13	YTNサイエンスTV	韓国技術センター	特許戦略ユニバーシアード授賞式の開催
2. 13	MBN	韓国技術センター	学生アイデアが特許に
2. 26	YTN	韓国技術センター	新製品に大学生アイデアを採用

3. 5	SBS	COEX	[フォーカス]世界強国になるには? 「知的財産」が生きる道
3. 5	YTN	COEX	製造業強国から特許強国へ
3. 5	YTN	スタジオ	知的財産強国になるための方策は?
3. 14	CBS	執務室	パク・ミョンギユの生き生き経済
3. 25	YTN	大邱知識財産センター	ブランドの現地化で新しい市場を開拓
4. 01	国民日報	執務室	企業ら特許を目標に研究してこそ生き残る
4. 01	Bulletin	書面インタビュー	A Chat with Korean IP Office Commissioner
4. 03	韓国日報	執務室	特許で武装した企業が最後の勝者となる
4. 27	MBN	スタジオ	高延植特許庁長に聞く
4. 28	YTN	執務室	お金になる強い特許を先占する
5. 04	韓国経済	執務室	新技術、中小企業にオーダーメイド型の特許コンサルティング
5. 04	ソウル経済	執務室	特許審査、企業が希望する時期に合わせて処理
5. 06	ソウル新聞	執務室	国際調査など収益源発掘が可能となった
5. 6	ソウル経済TV	執務室	SENスペシャル高延植特許庁長
5. 8	YTN	YMCA	これからは私たちが施す時です
5. 10	大田MBC	国際知識財産研修院	発明王を育てる
5. 14	中道日報	執務室	韓国、知的財産権世界4位… 「お金になる特許」で国富創出へと導く
5. 19	朝日新聞	書面インタビュー	韓・中・日3国間の情報交換および人的交流
5. 19	ヘラルド経済	執務室	知的財産権政策のハープとなる
5. 19	KBS	COEX	発明・特許で「新しい成長」を導く
5. 20	毎日経済	執務室	知的財産専門家10万人養成してこそ
5. 20	MBN	COEX	44回発明の日、発明王79人受賞
5. 20	It' s TV	COEX	特許権確保に主力、第44回発明の日記念式
5. 21	KTV	スタジオ	[政策診断]特許行政, 経済発展導く
5. 21	SBS	執務室	SBSアイディア ハウマッチ
5. 27	YTN	国会憲政記念館	銃声ない特許戦争、コントロールタワーの設立が至急

5.27	毎経エコノミー	執務室	紛争を前提に特許作らないと
5.29	KTV	執務室	[現場フォーカス]「公正貿易を実現するまじめな消費」
09.5月号	機械ジャーナル	執務室	高品質、強い特許創出の基盤作り…知的財産強国の建設で先進国へ進入
6.1	YTNサイエンスTV	COEX	[企画]知的財産が未来だ。第1編 特許を死守せよ
6.1	YTN	執務室	海外進出企業、「パテントトロール」に注意
6.6	毎日経済	執務室	ロボットの特許、携帯電話より多くなる見込み
6.7	YTN	執務室	5兆ドル「知的財産」市場を捉えろ
6.11	デジタル電気工業	執務室	高品質、強い特許創出…知的財産強国の建設で先進国へ進入
6.18	TJB	ハンバツテ学校	愛情を分け合うアイディアの「ヒラメキ」
6.18	大田MBC	ハンバツテ学校	愛のアイディア
6.22	蔚) KBS	蔚山商工会議所	「特許」全国で最後
6.24	kapa@フォーラム	執務室	行政現場に行く
6.28	YTN	国会議員会館	長い特許紛争、有望企業をつぶす
7.1	YTN	大田庁舎記者室	特許法改正、特許審査早く進む
7.1	大田MBC	大田庁舎記者室	特許はやくなる。グリーン技術の超高速審査制も世界初の施行
7.6	KBS 1R	スタジオ	「ユ・エリ」の集中インタビュー
7.15	KTV	執務室	特許の機会増え、グリーン特許はやくなる
7.29	KBS	執務室	「特許流出、特許ファンドで防ぐ」
7.31	YTN	執務室	特許出願、簡単で便利になる
8.4	KBS 1R	執務室	[こんにちはホン・ジミョンです] 特許戦争時代、特許の生産と保護が一層重要となる
8.5	CBS	執務室	[キム・ヒョンジョンのNEWS SHOW] パテントトロールに対抗する知的財産管理会社を作る
8.21	KBS	一山 (キンテックス	未来の卵「創造力を競う」オリンピックアード開幕
8.21	YTNサイエンスTV	一山キンテックス	2009学生創造力オリンピックアードの開催

8. 21	高揚TV	一山キンテックス	学生創造力オリンピアードの開幕式
8. 24	SBS	一山キンテックス	科学未来の卵の創造力対決!
8. 24	It' s TV	一山キンテックス	創意人材発掘
9. 1	YTNサイエンスTV	国会議員会館	知識財産基本法制定の国会セミナー開催
9. 8	YTN	執務室	携帯電話部品の国産化に拍車
9. 2	MBC	執務室	パテントトロールの誘惑
9. 16	ヘラルド経済	執務室	「現場中心の特許政策で中小企業を生かす」
9. 21	大田MBC	大田コンベンションセンター	商標・デザイン権展、デザインが「競争力」
9. 21	YTNサイエンスTV	大田コンベンションセンター	「大韓民国商標・デザインが一ヶ所に...」
9. 27	聯合ニュース	WIPO	国内特許標準、世界へ輸出する時代
9. 29	ファイナンシャルニュース	執務室	お金になる強い特許で企業競争力育てる
9. 30	電子新聞	ソウル	お金になるコア特許の確保ための選択と集中が必要
10. 14	韓国経済TV	スタジオ	[水曜招待席]お会いしたいです
10. 21	MBN	国際知識財産研修院	韓国の特許が一つあれば外国でも通じる
10. 22	ファイナンシャルニュース	執務室	国際特許環境の中心に立つことになり、韓国企業の競争力が高まる
10. 22	中都日報	国際知識財産研修院	世界特許協力、大田で第一歩踏み出す
10. 26	TJB	国際知識財産研修院	特許先進5ヶ国、国際特許審査協力の強化
10. 26	YTN	国際知識財産研修院	国際特許審査協力の第一歩
10. 26	YTNサイエンスTV	国際知識財産研修院	IP5閉幕...その意味は?
11. 4	MBN	スタジオ	高延植特許庁長に聞く
11. 9	MBN	執務室	[特集]知的財産が地域競争力だ
11. 1	YTN	COEX	特許、情報が競争力!
11. 12	It' s TV	JWマリオット ホテル	知的財産強国の実現
11. 14	YTN	ウェスタン朝鮮ホテル	特許に強い大学生を育てる
11. 18	YTN	ゼロワンデザインセンター	「ひらめく学生デザインが商品化となる」

11. 19	MBN	標準特許支援センター	「世界1は標準特許がなければ」
11. 22	MBN	発明振興会	「特許保護で会社を生かした」
11. 28	YTN	発明振興会	大学・研究所の特許王は?
12. 01	毎日経済	グランドインターコンチネンタル ホテル	基盤技術で特許収支の黒字を出すべき(高延植 特許庁長-アライ前日本特許庁長の対談)
12. 3	YTN	COEX	2009年最高の発明品は?
12. 3	MBN	COEX	発明特許一ヶ所に
12. 4	It' s TV	COEX	最高発明品全てを網羅
12. 08	電子新聞	執務室	「超高速審査」はグリーン技術の底力
12. 9	SBS	COEX	[ズームイン、中小企業ホットイシュー] 2009大韓民国発明特許大展&ソウル国際発明展
12. 14	It' s TV	京畿テクノパーク	ノウハウの共有で知的財産権の確保
12. 16	MBN	COEX	「質の高い特許」を選別して集中管理
12. 17	YTN	COEX	特許評価・紛争判例検索システム開発
12. 19	YTN	パークハイアットソウルホテル	韓国型の「ビル・ゲイツ」を育てる
12. 22	YTN	執務室	[特集]知的強国の夢、特許人材を育てる
12. 23	大田 (MBC)	執務室	ハングル入力がさらにはやくなる
12. 24	MBC	執務室	携帯電話の文字、ハングル入力がさらには早くなる
12. 24	MBN	ノボテル アンバサダー ホテル	「文字入力、さらにはやくなる」
12. 26	YTN	ノボテル アンバサダー ホテル	論文より特許を先にだすべき
12. 28	It' s TV	ノボテル アンバサダー ホテル	今年の大学の最高アイデアは?
12. 31	SBS	執務室	アイデア ハウマッチ[75回]

ハ. 庁長寄稿

日時	報道機関	主題
2. 18	東亜日報	英才より英才起業家を育てる

4. 10	アジア経済	特許に強い研究人材の養成
4. 30	アジア経済	知的財産強国への跳躍
5. 15	アジア経済	お金になる特許が新産業だ
6. 15	アジア経済	知的財産権通した国家品格の高揚
7. 17	デジタルタイムズ	地域に知識財産を伝えよう
9. 24	月刊朝鮮10月号	製造業強国を越えて、知的財産強国に進むべき
10. 01	電子新聞	医薬産業と知的財産戦略
10. 10	韓国経済	直面する「グローバル特許協力」
10. 28	ヘラルド経済	知的財産強国戦略、企業が積極的に参加すべき
10. 29	デジタルタイムズ	グリーン成長競争の最終勝者は
11. 02	ソウル経済	知的財産権で武装し強小企業作ろう
11. 03	毎日経済	特許に強いエンジニア養成課題
11. 03	毎日経済	特許情報の体系的な活用が技術強国基盤となる
11. 10	ヘラルド経済	知的財産強国戦略、企業が積極的に参加すべき
12. 23	月刊朝鮮10月号	特許なしでは未来もない
12. 28	東亜日報	疎外青少年に希望を分け合う発明教育

ニ. 庁長の記者懇談会

日時	報道機関	主題
6. 8	国民日報など	大徳特別区域の言論人との懇談会
7. 1	大田庁舎記者団	特許庁の改正内容および下半期の主要政策事項
7. 7	YTNなど	公的研究機関の知的財産権創出支援関連の政策説明
7. 13	毎日経済	知的財産強国の実現戦略についての説明
9. 15	電子新聞	特許庁の知的財産政策に対する説明と理解獲得
9. 16	特許庁出入記者団	大田庁舎の特許庁出入り記者団の懇談会

知識財産白書2010

発行日 : 2009年4月

発行人 : 高 延 植

発行所 : 特 許 庁

〒302-701

大田広域市西区ソンサ路139番地

(政府大田庁舎 4 棟)

※2009知的財産白書に関する疑問等がありましたら、
企画財政担当官 (042-481-8616) までにお問い合わせ
下さい。

また、本白書は特許庁ホームページ(資料室→刊行物)
に掲載されております。